6月25日付質問に対する回答

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月2日 15:41
宛先: [redacted]
添付ファイル: 回答送付（6.25付質問）.jtd (27 KB)

防衛省　防衛政策局調査課 [redacted]様、[redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

先日いただきました、6月25日付質問に対する回答を添付しておりますので、よろしくご査収願います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail [redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

防衛省　担当者　殿

事　務　連　絡
平成24年７月２日
内閣情報調査室

防衛省からの意見等（平成24年６月25日付け）に対する回答

標記について、貴省からの６月25日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1　将来、技術の進歩により、新しい窃取技術が出てきた場合、どのような対応をすることをお考えか。

【回答】

電子計算機を用いた管理に対する侵害行為については、今後新たな手口が出てくることが十分想定されるため限定列挙ではない形で規定したのに対し、その他の管理侵害行為については、新たな手口が出てくることは現時点では想定し難いと判断し、限定列挙の形で規定した。

仮に今後その他の管理侵害行為に係る新たな手口が出てきた場合、必要に応じて立法的な方策を講じることも想定されるところ、そのような方策のひとつとして本法を改正することも考えられる。

2　「特別秘密の管理を害する行為」を具体的に規定することによって、政府として、どの窃取技術が有効と考えているかが分かってしまい、結果として、「特別秘密の管理を害する行為」を助長してしまうおそれはないか。

【回答】

第17条第１項第２号は、いわゆるスパイ行為の手口として一般的に想定されるものを列挙したものであり、政府としての秘密の管理に係る構想等を推察させるようなものではないと考える。

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第36回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月6日 16:08
宛先: [redacted]
添付ファイル: 外務省.zip (1 MB)

外務省 大臣官房総務課 [redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第36回）を7月9日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回 ： 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回 ： 7月2日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail[redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第36回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年7月6日 16:08
宛先: [redacted]
添付ファイル: 防衛省.zip (1 MB)

防衛省 防衛政策局調査課 [redacted]様、[redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第36回）を7月9日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回 ： 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回 ： 7月2日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]
E-Mail：[redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第36回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月6日 16:07
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経産省.zip (1 MB)

経済産業省　経済産業政策局知的財産政策室　根橋　様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第36回）を7月9日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回 ： 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回 ： 7月2日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線 [redacted]
E-Mail [redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第36回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月6日 16:07
宛先: 髙岩 直樹（副長官補本室）; 岩浅 太一（副長官補本室）
添付ファイル: 内政.zip (1 MB)

内閣官房副長官室（内政） 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第36回）を7月9日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回 ： 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回 ： 7月2日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail [redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第36回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月6日 16:07
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経産省.zip (1 MB)

経済産業省　大臣官房情報システム厚生課　林様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第36回）を7月9日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回 ： 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回 ： 7月2日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線 [redacted]）
E-Mail [redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第36回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月6日 16:07
宛先: 八幡 浩紀（官邸・副長官補室）
添付ファイル: 外政.zip (1 MB)

内閣副長官補室（外政） 八幡 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第36回）を7月9日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回 ： 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回 ： 7月2日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線 [redacted]
E-Mail：[redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第36回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月6日 16:06
宛先: 丸山 洋平（安危本室）
添付ファイル: 安危.zip (1 MB)

内閣副長官補室（安危） 丸山 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第36回）を7月9日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回 ： 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回 ： 7月2日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線 [redacted]
E-Mail [redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第36回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月6日 16:06
宛先: [redacted]
添付ファイル: 警察庁.zip (1 MB)

警察庁　警備局警備企画課　藤原様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第36回）を7月9日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回　：　6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回　：　6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回　：　6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回　：　6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回　：　7月2日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]
E-Mail[redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第36回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月6日 16:06
宛先: [redacted]
添付ファイル: 法務省.zip (1 MB)

法務省 刑事局公安課 櫻谷様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第36回）を7月9日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回 ： 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回 ： 7月2日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]
E-Mail[redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第36回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月6日 16:06
宛先: [redacted]
添付ファイル: 公安庁.zip (1 MB)

公安調査庁　総務部総務課審理室 [redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第36回）を7月9日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回 ： 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回 ： 7月2日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail：[redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第36回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月6日 16:04

宛先: [redacted]

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (25 KB) ; 条文案.jtd (67 KB) ; 読替表.jtd (185 KB) ; 三段表.jtd (318 KB) ; 逐条解説案.jtd (341 KB) ; 法案概要一枚紙案.doc (50 KB) ; 法案概要三枚紙案.jtd (45 KB)

海上保安庁　総務部政務課　坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第36回）を7月9日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回 ： 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回 ： 7月2日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]
E-Mail：[redacted]

引き続き

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年7月6日 16:05
宛先: [redacted]
添付ファイル: 用例集案.jtd (769 KB)；参照条文集案.jtd (378 KB)；訓示的規定（複数シートあり）.jtd (93 KB)；訓示的規定（参考資料）.pdf (1013 KB)

海上保安庁　総務部政務課　坂本様

先ほどに引き続きまして第36回法制局持込み資料を送りますので、よろしくご査収願います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail：[redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

秘密保全法制　法制局持込み資料

平成２４年７月９日

○　条文案
○　読替表（法律案）
○　三段表
○　逐条解説案
○　訓示的規定について
○　法案概要一枚紙案
○　法案概要三枚紙案
○　用例集案
○　参照条文集案

12/07/06内調内検討済み

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特別秘密の指定等（第三条・第四条）
第三章　特別秘密の取扱い（第五条・第六条）
第四章　適性評価等（第七条―第十三条）
第五章　雑則（第十四条・第十五条）
第六章　罰則（第十六条―第二十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になるとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が増大している中

で、政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し必要な事項を定めることによりその漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）

三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六　会計検査院

2　この法律において「我が国の安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

一　我が国の安全保障

二　国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。次項第二号及び別表第二号ロにおいて同じ。）との間で生じている問題の解決

3　この法律において「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一　政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

二　外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの

イ　国及び国民の安全の維持のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ　大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

4　この法律において「テロリズム等緊急事態」とは、次に掲げるものをいう。

一　テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であって、前項第一号に規定する行為が発生した事態その他これに類するものをいう。別表第三号イにおいて同じ。）による被害の発生又は拡大の防止

二　特定有害活動の抑止

第二章　特別秘密の指定等

（特別秘密の指定）

第三条　行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であって、公になっていないもののうち、当該各号に

定めるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

一　別表第一号に該当する事項　その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

二　別表第二号に該当する事項　その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

三　別表第三号に該当する事項　その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

2　前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二　前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところ

により、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項（次項及び次条第四項において「共有事項」という。）について指定をしようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（次項において「特定行政機関」という。）の長に協議しなければならない。

4　行政機関の長は、前項の規定による協議を経て当該共有事項について指定をしたときは、直ちにその旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

5　警察庁長官は、都道府県警察との共有に係る事項（以下この項において「警察共有事項」という。）について指定をしたとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

（指定の有効期間及び解除）

第四条　行政機関の長は、指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

2　行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした事項が前条第一項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内でその有効期間を延長するものとする。

3　行政機関の長は、指定をした事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除しなければならない。

4　行政機関の長は、他の行政機関の長が指定をした共有事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったと思料するときは、速やかにその旨を当該他の行政機関の長に通知するものとする。

第三章　特別秘密の取扱い

（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

第五条　行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

2　警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところに

より、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

3　行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。以下同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

（特別秘密の取扱者等）

第六条　行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一　当該行政機関の職員であって、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの　当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二　当該行政機関の職員であって、第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの　当該行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当

該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　当該行政機関の長が特別秘密を取り扱う場合

二　次に掲げる職を占める者が特別秘密を取り扱う場合

イ　国務大臣（前号に掲げる者を除く。）

ロ　内閣官房副長官

ハ　副大臣

ニ　大臣政務官

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第一項の評価の対象とすることが適当でない職として政令で定める職

三　特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であって、当該行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員につ

いて確認措置（次条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。以下同じ。）を講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

四　法令の規定により他の行政機関の職員をもって充てることとされている当該行政機関の職員であって、前項及びこの項（この号を除く。）の規定により当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うことができるものが特別秘密を取り扱う場合

3　第一項及び前項（第二号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用する。この場合において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、第一項各号並びに前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」とそれぞれ読み替えるものとする。

4　行政機関の長は、前条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該

業務に係る契約において、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものが特別秘密を取り扱うべき旨の条件を付するものとする。

一　当該契約業者の役職員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。次号及び第十条において同じ。）であって、その者についての第十条において準用する次条第一項の評価で直近に実施されたものにより適性を有すると認められたもの　当該行政機関の長が当該契約業者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二　当該契約業者の役職員等であって、第十条において準用する第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの　当該行政機関の長が当該契約業者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長が当該契約業者に対し第十条において準用する次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

第四章　適性評価等

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの

三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一　特定有害活動との関係に関する事項

二　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

三　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

四　薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）

五　精神疾患に関する事項

六　飲酒についての節度に関する事項

七　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。

一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨

二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨

三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

（都道府県警察の職員に係る適性評価）

第九条　前二条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、これ

らの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、前条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第九条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」とそれぞれ読み替えるものとする。

（契約業者の役職員等に係る適性評価）

第十条　第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」と、第七条第八項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第四項第一号」と、第八条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第十条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」とそれぞれ読み替えるものとする。

（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）

第十一条　行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第十二条　行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2　契約業者は、その使用し、又は使用していた者が適性評価の実施について第十条において準用する第七条第四項の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（確認措置を実施した場合への準用）

第十三条　第十一条及び前条第一項の規定は、確認措置を実施した場合について準用する。この場合において、第十一条中「適性評価の実施以外の目的」とあるのは「適性評価又は確認措置の実施以外の目的」と

、「適性評価の実施に当たって」とあるのは「確認措置の実施に当たって」と、前条第一項中「行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたこと」とあるのは「行政機関等の職員が確認措置の実施について第六条第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による同意をしなかったこと又は同号の規定による質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかったこと」とそれぞれ読み替えるものとする。

第五章　雑則

（その他の保護措置）

第十四条　行政機関の長及び警察本部長は、第三条、第四条及び第六条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第十五条　この法律に定めるもののほか、第七条第四項の規定による告知の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

第十六条　特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2　前項に掲げる場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

3　前二項の罪の未遂は、罰する。

4　過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5　過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十七条　次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

一　人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為

二　財物の窃取

三　施設への侵入

四　施設若しくは設備を損壊し、又は特別秘密を保有する行政機関、都道府県警察若しくは契約業者（次号及び第八号において「保有者」という。）の同意なくその錠をはずす行為

五　映像若しくは音声を送信する機能又は録画若しくは録音の機能を有する機器を保有者の同意なく施設又は施設の区画された部分に設置する行為

六　施設又は施設の区画された部分に係る振動を当該施設又は当該部分の外部から検知し、及び分析することにより、これらの内部の音声に係る情報を取得する行為

七　有線電気通信を傍受する行為又は暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為

八　不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）、正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第百六十八条の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の保有者の電子計算機による管理を害する行為

2　前項の罪の未遂は、罰する。

3　前二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

第十八条　第十六条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2　第十六条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第十九条　第十六条第三項若しくは第十七条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十六条第一項、第二項若しくは第十七条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

第二十条　第十六条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2　第十七条及び第十八条の罪は、刑法第二条の例に従う。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

二　附則第六条の規定　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（自衛隊法の一部改正）

第二条　自衛隊法の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）」を「自衛隊の権限（第八十七条―第九十六条）」に、「第百二十六条」を「第百二十五条」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章　自衛隊の権限

第九十六条の二を削る。

第百二十二条を削り、第百二十三条を第百二十二条とし、第百二十四条から第百二十六条までを一条ずつ繰り上げる。

別表第四を削る。

（防衛秘密に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法（次条において「旧自衛隊法」という。）第九十六条の二第一項の規定により防衛秘密として指定されている事項は、施行日において第三条第一項の規定により防衛大臣が同項第一号に係る特別秘密として指定した事項とみなす。この場合において、防衛大臣は、施行日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第四条　施行日前にした行為及び旧自衛隊法の規定により防衛秘密を取り扱うことを業務としていた者であって施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなったものがその業務により知得した防衛秘密に関し、施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第六条　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十四条の見出しを「（個人情報の保護に関する法律等の一部改正）」に改め、同条に次の一号を加える。

三　特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第二条第一項第一号

（内閣法の一部改正）

第七条　内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「助け、」の下に「第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第三条第一項に規定する特別秘密の保護に関するもの及び」を加える。

別表（第三条関係）

一　防衛に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

ロ　防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ　防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

ホ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量

ヘ　防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

ト　防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

チ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

リ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法

ヌ　防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

二　外交に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　我が国の安全保障等に係る重要施策の方針

ロ　我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容

ハ　外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報

ニ　ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ　外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

三　公共の安全と秩序の維持に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究

ロ　公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報

ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ　公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

読替表（法律案）

○都道府県警察における特別秘密の取扱者等（第六条第三項関係）

行政機関（読替え前）	都道府県警察（読替え後）
（特別秘密の取扱者等） 第六条　行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものとする。 一　当該行政機関の職員であって、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの　当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。 二　当該行政機関の職員であって、第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの　当該行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行	（特別秘密の取扱者等） 第六条　（略） 2　（略） 3　第一項及び前項（第二号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用する。この場合において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、第一項各号並びに前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」とそれぞれ読み替えるものとする。 4　（略） **【以下第六条第一項並びに第二項第一号及び第三号の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （特別秘密の取扱者等） 第六条　都道府県警察において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものとする。 一　当該都道府県警察の職員であって、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの　当該警察本部長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。 二　当該都道府県警察の職員であって、第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの　当該警察本部長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該

政機関の長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　当該行政機関の長が特別秘密を取り扱う場合

二　（略）

三　特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であって、当該行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員について確認措置（次条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。以下同じ。）を講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

四　（略）

3　（略）

4　（略）

警察本部長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　当該警察本部長が特別秘密を取り扱う場合

三　特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する都道府県警察の職員であって、当該警察本部長が当該職員の同意を得た上で当該職員について確認措置（次条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。以下同じ。）を講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

○都道府県警察の職員に係る適性評価（第九条関係）

行政機関（読替え前）	都道府県警察（読替え後）
（行政機関の職員に係る適性評価） 第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。 一　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者 二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの 三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの 2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。 一　特定有害活動との関係に関する事項	（都道府県警察の職員に係る適性評価） 第九条　前二条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、これらの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、前条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第九条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」とそれぞれ読み替えるものとする。 **【以下第七条及び第八条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （行政機関の職員に係る適性評価） 第七条　警察本部長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。 一　当該都道府県警察の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者 二　当該警察本部長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの 三　当該警察本部長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該警察本部長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの 2　警察本部長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。 一　特定有害活動との関係に関する事項

二　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
三　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
四　薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
五　精神疾患に関する事項
六　飲酒についての節度に関する事項
七　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。
一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨
三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該

二　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
三　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
四　薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
五　精神疾患に関する事項
六　飲酒についての節度に関する事項
七　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3　警察本部長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　警察本部長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。
一　警察本部長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
二　警察本部長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨
三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　警察本部長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、警察本部長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理

理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　警察本部長は、適性評価を実施中の評価対象者（第九条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　警察本部長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

○契約業者の役職員等に係る適性評価（第十条関係）

行政機関（読替え前）	契約業者（読替え後）
（行政機関の職員に係る適性評価） 第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。 一　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者 二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの 三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの 2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施する	（契約業者の役職員等に係る適性評価） 第十条　第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」と、第七条第八項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第四項第一号」と、第八条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第十条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」とそれぞれ読み替えるものとする。 **【以下第七条及び第八条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （行政機関の職員に係る適性評価） 第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。 一　契約業者の役職員等として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者 二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの 三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの 2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施する

ものとする。
一　特定有害活動との関係に関する事項
二　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
三　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
四　薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
五　精神疾患に関する事項
六　飲酒についての節度に関する事項
七　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。
一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨
三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を

ものとする。
一　特定有害活動との関係に関する事項
二　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
三　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
四　薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
五　精神疾患に関する事項
六　飲酒についての節度に関する事項
七　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。
一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨
三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を契約業者及び評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を

通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第四項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（第十条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を契約業者及び評価対象者に対し通知するものとする。

○確認措置を実施した場合の取得する個人情報の利用及び提供の制限並びに不利益取扱いの禁止（第十三条関係）

適性評価（読替え前）	確認措置（読替え後）
（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限） 第十一条　行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 （不利益取扱いの禁止） 第十二条　行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと又は適性評価に	（確認措置を実施した場合への準用） 第十三条　第十一条及び前条第一項の規定は、確認措置を実施した場合について準用する。この場合において、第十一条中「適性評価の実施以外の目的」とあるのは「適性評価又は確認措置の実施以外の目的」と、「適性評価の実施に当たって」とあるのは「確認措置の実施に当たって」と、前条第一項中「行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたこと」とあるのは「行政機関等の職員が確認措置の実施について第六条第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による同意をしなかったこと又は同号の規定による質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかったこと」とそれぞれ読み替えるものとする。 **【以下第十一条及び第十二条第一項の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限） 第十一条　行政機関の長及び警察本部長は、適性評価又は確認措置の実施以外の目的のために、確認措置の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 （不利益取扱いの禁止） 第十二条　行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が確認措置の実施について第六条第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による

より適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2　（略）

同意をしなかったこと又は同号の規定による質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかったことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

○三段表

法律（案）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になるとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が増大している中で、政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し必要な事項を定めることによりその漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

政令（素案）

政令第　　号

特別秘密の保護に関する法律施行令

内閣は、特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第二条第一項第五号、第三条第一項並びに第二項第一号及び第二号、第四条第二項及び第三項、第五条第一項及び第三項、第六条第二項第二号ホ、第七条第三項、第十四条、第十五条並びに附則第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令

（定義）
第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）
三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの
五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
六　会計検査院
2　この法律において「我が国の安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。
一　我が国の安全保障
二　国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国（本邦の域外

（定義）
第一条　この政令において「行政機関」、「行政機関の長」、「指定」、「特定行政機関」、「警察本部長」、「契約業者」、「確認措置」、「役職員等」、「適性評価」、「評価対象者」又は「行政機関等の職員」とは、それぞれ特別秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項、第三条第一項、第二項、第三項若しくは第五項、第五条第三項、第六条第二項第三号若しくは第四項、第七条第二項若しくは第五項又は第十二条第一項に規定する行政機関、行政機関の長、指定、特定行政機関、警察本部長、契約業者、確認措置、役職員等、適性評価、評価対象者又は行政機関等の職員をいう。

（法第二条第一項第五号の政令で定める機関）
第二条　法第二条第一項第五号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。

にある国又は地域をいう。次項第二号及び別表第二号ロにおいて同じ。）との間で生じている問題の解決

3　この法律において「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一　政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

二　外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの

イ　国及び国民の安全の維持のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ　大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

4　この法律において「テロリズム防止等」とは、次に掲げるものをいう。

一　テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であって、前項第一号に規定する行為が発生した事態その他これに類するものをいう。別表第三号イにおいて同じ。）による被害の発生又は拡大の防止

二　特定有害活動の抑止

第二章　特別秘密の指定等

（特別秘密の指定）

（法第三条第一項の政令で定める者）

第三条　行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であって、公になっていないもののうち、当該各号に定めるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

一　別表第一号に該当する事項　その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

二　別表第二号に該当する事項　その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

三　別表第三号に該当する事項　その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

2　前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二　前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、次に掲げる者とする。

一　最高検察庁にあっては、検事総長

二　高等検察庁にあっては、その庁の検事長

三　地方検察庁にあっては、その庁の検事正

四　区検察庁にあっては、その庁の対応する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正

（標記の方法）

第四条　法第三条第二項第一号の標記は、別表に掲げる様式に従い、同条第一項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件の見やすい箇所に、印刷、押印又は刻印その他これらに準ずる確実な方法により付さなければならない。この場合において、当該文書、図画又は物件のうち同項に規定する事項を記

（標記の方法）

第百十三条の二　法第九十六条の二第二項第一号の規定による標記は、別表第十一に掲げる様式に従い、同条第一項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件の見やすい箇所に、印刷、押印又は刻印その他これらに準ずる確実な方法により付さなければならない。この場合において、当該文書、図画又は

、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該標記は、当該部分に付さなければならない。

（通知の方法）

第五条　法第三条第二項第二号の規定による通知は、同条第一項に規定する事項を特定して記載した書面により行わなければならない。

（特別秘密管理者）

第六条　行政機関の長又は警察本部長は、その職員のうちから、当該行政機関又は都道府県警察における特別秘密の取扱いを管理する者（以下「特別秘密管理者」という。）を指名するものとする。

（特別秘密の指定に伴う措置）

第七条　行政機関の長は、指定をしたときは、当該指定に関する記録を作成するとともに、当該指定をした事項及びその有効期間を当該事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

（特別秘密の表示）

第八条　特別秘密管理者は、指定がされたときは、当該指定をされた事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件（第四条の規定により標記が付されたものを除く。）に、同条の規定の例により、特別秘密の表示を付す措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、この限りでない。

物件のうち同項に規定する事項を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該標記は、当該部分に付さなければならない。

（通知の方法）

第百十三条の三　法第九十六条の二第二項第二号の規定による通知は、同条第一項に規定する事項を特定して記載した書面により行わなければならない。

（防衛秘密管理者）

第百十三条の六　防衛大臣は、防衛省の職員のうちから、防衛秘密の取扱いの業務を管理する者（以下この節において「防衛秘密管理者」という。）を指名するものとする。

（防衛秘密の指定に伴う措置）

第百十三条の七　防衛大臣は、法第九十六条の二第一項に規定する事項を防衛秘密として指定したときは、指定に関する記録を作成するとともに、防衛秘密として指定した事項を当該事項に係る防衛秘密管理者に通報するものとする。

（防衛秘密の表示）

第百十三条の八　防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定された場合において、第百十三条の二の規定により標記が付されたもの以外に当該防衛秘密として指定された事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件があるときは、当該文書、図画又は物件に、同条の規定の例により、防衛秘密の表示をする措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、この限りでない。

3　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項（次項及び次条第四項において「共有事項」という。）について指定をしようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（次項において「特定行政機関」という。）の長に協議しなければならない。

4　行政機関の長は、前項の規定による協議を経て当該共有事項について指定をしたときは、直ちにその旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

（特別秘密の周知）

第九条　特別秘密管理者は、指定がされたときは、当該指定をされた事項の取扱いに従事する職員にその旨を周知させなければならない。

（職員の範囲の指定）

第十条　特別秘密の取扱いに従事する職員の範囲は、特別秘密管理者が定める。

（指定の調整等）

第十一条　法第三条第三項の規定による協議は、指定をしようとする事項が同条第一項に規定する要件を満たすか否か及び次に掲げる事項について行うものとする。

一　指定の有効期間

二　特定行政機関の長が自ら指定をすべき旨を申し出た場合には、指定をすべき行政機関の長

三　指定の時期

四　指定をしようとする事項の保護上必要な措置に関すること。

第十二条　行政機関の長は、法第三条第四項の規定による通知をするときは、併せて当該指定の有効期間を通知しなければならない。

2　第七条の規定は、特定行政機関の長が法第三条第四項の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、「行政機関」とあるのは「特定行政機関」と、「指定をしたとき」とあるのは「法第三条第四項の規定による通知を受けたとき」と、「指定に関する」とあるのは「通知

（防衛秘密の周知）

第百十三条の九　防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定されたときは、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員にその旨を周知させなければならない。

（職員の範囲の指定）

第百十三条の十　防衛秘密の取扱いの業務に従事する防衛省の職員の範囲は、防衛秘密管理者が定める。

5　警察庁長官は、都道府県警察との共有に係る事項（以下この項において「警察共有事項」という。）について指定をしたとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

（指定の有効期間及び解除）

第四条　行政機関の長は、指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

2　行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした事項が前条第一項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内でその有効期間を延長するものとする。

に関する」と、「指定をした事項」とあるのは「指定をされた事項」とそれぞれ読み替えるものとする。

第十三条　警察庁長官は、法第三条第五項の規定による通知をするときは、併せて当該指定の有効期間を通知しなければならない。

2　第七条の規定は、警察本部長が法第三条第五項の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、「指定をしたとき」とあるのは「法第三条第五項の規定による通知を受けたとき」と、「指定に関する」とあるのは「通知に関する」と、「指定をした事項」とあるのは「指定をされた事項」と、「当該行政機関」とあるのは「当該都道府県警察」とそれぞれ読み替えるものとする。

（指定の有効期間の延長の方法）

第十四条　法第四条第二項の規定による指定の有効期間の延長は、当該指定をした事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に当該指定の有効期間を延長した旨及び延長後の有効期間を書面により通知することにより行うものとする。

（指定の有効期間の満了に伴う措置）

第十五条　行政機関の長は、指定をした事項

に係る有効期間が満了したときは、その旨を当該事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

2　特別秘密管理者は、指定の有効期間が満了したときは、直ちに、当該指定の有効期間が満了した事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第四条の標記及び第八条の表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いに従事する職員及び契約業者に当該指定の有効期間が満了した旨を周知させなければならない。

（指定の有効期間の延長の調整等）

第十六条　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る特別秘密（以下この条及び第十九条において「共有秘密」という。）について指定の有効期間が満了するときは、あらかじめ、当該指定をした事項が法第三条第一項に規定する要件を満たすか否かについて、当該他の行政機関（以下「共有行政機関」という。）の長の意見を聴かなければならない。

2　行政機関の長は、前項の規定により意見を聴いた上で当該共有秘密について指定の有効期間を延長したときは、直ちにその旨及び延長後の有効期間を共有行政機関の長に通知しなければならない。

3　警察庁長官は、都道府県警察との共有に係る特別秘密（以下この条及び第十九条において「警察共有秘密」という。）について指定の有効期間を延長したときはその旨及び延長後の有効期間を、他の行政機関の長から警察共有秘密に係る前項の規定による通知を受けたときはその旨を、それぞれ直ちに当該都道府県警察の警察本部長に通

3　行政機関の長は、指定をした事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除しなければならない。

知しなければならない。

4　共有行政機関の長は、第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該共有秘密に係る当該共有行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

5　警察本部長は、第三項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該警察共有秘密に係る当該都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

第十七条　行政機関の長は、共有秘密に係る指定の有効期間が満了したときは、直ちにその旨を共有行政機関の長に通知しなければならない。

2　警察庁長官は、警察共有秘密に係る指定の有効期間が満了したときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警察本部長に通知しなければならない。

3　共有行政機関の長は、第一項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該共有秘密に係る当該共有行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

4　警察本部長は、第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該警察共有秘密に係る当該都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

（指定の解除の方法等）

第十八条　法第四条第三項の規定による指定の解除は、当該指定をした事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に当該指定を解除する旨を書面により通知することにより行うものとする。

2　特別秘密管理者は、指定が解除されたと

（防衛秘密が要件を欠くに至った場合の措置）

第百十三条の十二　防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第九十六条の二第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなった旨を通報するものとする。

2　前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、

4　行政機関の長は、他の行政機関の長が指

きは、直ちに、当該指定を解除された事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第四条の標記及び第八条の表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いに従事する職員及び契約業者に当該指定が解除された旨を周知させなければならない。

（指定の解除の調整等）

第十九条　行政機関の長は、共有秘密について指定を解除しようとするときは、あらかじめ、共有行政機関の長の意見を聴かなければならない。

2　行政機関の長は、前項の規定により意見を聴いた上で当該共有秘密について指定を解除したときは、直ちにその旨を共有行政機関の長に通知しなければならない。

3　警察庁長官は、警察共有秘密について指定を解除したとき、又は他の行政機関の長から警察共有秘密に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該警察本部長に通知しなければならない。

4　共有行政機関の長は、第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該共有秘密に係る当該共有行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

5　警察本部長は、第三項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該警察共有秘密に係る当該都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

（法第四条第四項の通知を受けた場合の措

直ちに、当該通報に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第百十三条の二の規定による標記及び第百十三条の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなった旨を周知させなければならない。

定をした共有事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったと思料するときは、速やかにその旨を当該他の行政機関の長に通知するものとする。

第三章　特別秘密の取扱い

（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

第五条　行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

置）

第二十条　法第四条第四項の規定による通知を受けた行政機関の長は、当該通知に係る事項がなお法第三条第一項に規定する要件を満たすと思料するときは、その旨を当該通知をした行政機関の長に通知しなければならない。

（他の行政機関における特別秘密の取扱いの業務）

第二十一条　行政機関の長は、他の行政機関の職員のうち法別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、当該他の行政機関の長と協議するものとする。

一　特別秘密の取扱いに従事する職員の範囲の指定に関すること。

二　当該他の行政機関以外の者への特別秘密の提供の制限に関すること。

三　特別秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

（他の行政機関における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三条の四　防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、当該行政機関の長と協議するものとする。

一　防衛秘密の取扱いの業務を管理する者の指名に関すること。

二　防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲の指定に関すること。

三　防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手続に関すること。

四　防衛秘密の伝達（文書、図画又は物件の交付以外の方法によるものに限る。以下この節において同じ。）の手続に関すること。

五　防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること。

六　当該行政機関以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。

七　防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

2　警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

3　行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。以下同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

四　前各号に掲げるもののほか、特別秘密の保護上必要な措置に関すること。

（契約業者における特別秘密の取扱いの業務）

第二十二条　契約業者は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

一　特別秘密の保護上必要な措置に関し役員等が遵守すべき規則を定めていること。

二　特別秘密の取扱いの業務を管理する者を選任していること。

三　特別秘密の取扱いの業務に従事する役員等に特別秘密の保護上必要な措置に関する教育を行っていること。

四　特別秘密に係る文書、図画又は物件を保管するための施設設備その他特別秘密の保護上必要な施設設備を設置していること。

2　契約業者との契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　特別秘密の取扱いの業務に従事する役員等の範囲の指定に関すること。

二　特別秘密に係る文書、図画又は物件の

八　前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関すること。

（契約業者における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三条の五　防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者（次項及び第百十三条の十一において「契約業者」という。）は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

一　防衛秘密の保護上必要な措置に関し役員及び職員が遵守すべき規則を定めていること。

二　防衛秘密の取扱いの業務を管理する者を選任していること。

三　防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員に防衛秘密の保護上必要な措置に関する教育を行っていること。

四　防衛秘密に係る文書、図画又は物件を保管するための施設設備その他防衛秘密の保護上必要な施設設備を設置していること。

2　契約業者との契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員の範囲の指定に関すること。

二　防衛秘密に係る文書、図画又は物件の

作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手続に関すること。

三　特別秘密の伝達（文書、図画又は物件の交付以外の方法によるものに限る。次条及び第三十三条において同じ。）の手続に関すること。

四　特別秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること

五　当該契約業者以外の者への特別秘密の提供の制限に関すること。

六　特別秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、特別秘密の保護上必要な措置に関すること。

（他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務に伴う措置）

第二十三条　行政機関の長は、他の行政機関の職員のうち法別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者又は契約業者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせるときは、当該行政機関の特別秘密管理者に特別秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付させ、又は特別秘密の伝達をさせるものとする。

2　前項の規定による交付又は伝達は、指定をされた事項を特定して行うものとする。

（他の行政機関から特別秘密の提供を受けた場合の措置）

第二十四条　行政機関の長又は警察本部長は、他の行政機関から特別秘密の提供を受けたときは、当該提供に関する記録を作成するとともに、当該特別秘密及びその有効期間を当該特別秘密に係る当該行政機関又は都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手続に関すること。

三　防衛秘密の伝達の手続に関すること。

四　防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること。

五　当該契約業者以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。

六　防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関すること。

（他の行政機関等における防衛秘密の取扱いの業務に伴う措置）

第百十三条の十一　防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、防衛秘密管理者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付させ、又は防衛秘密を伝達させるものとする。

2　前項の交付又は伝達は、防衛秘密として指定された事項を特定して行うものとする。

（特別秘密の取扱者等）

第六条　行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一　当該行政機関の職員であって、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの　当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二　当該行政機関の職員であって、第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの　当該行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長がその者に

2　第八条及び第九条の規定は、他の行政機関から特別秘密の提供を受けた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「指定がされたとき」とあるのは「他の行政機関から特別秘密の提供を受けたとき」と、「指定をされた事項」とあるのは「特別秘密」と、第八条中「当該事項」とあるのは「当該特別秘密」と、「化体する物件（第四条の規定により標記が付されたものを除く。）に、同条」とあるのは「化体する物件（第四条又は第八条の規定により標記又は表示が付されたものを除く。）に、第四条」とそれぞれ読み替えるものとする。

対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　当該行政機関の長が特別秘密を取り扱う場合

二　次に掲げる職を占める者が特別秘密を取り扱う場合

イ　国務大臣（前号に掲げる者を除く。）

ロ　内閣官房副長官

ハ　副大臣

ニ　大臣政務官

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第一項の評価の対象とすることが適当でない職として政令で定める職

三　特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であって、当該行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員について確認措置（次条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。以下同じ。）を講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

四　法令の規定により他の行政機関の職員（法第六条第二項第二号ホの政令で定める職）

第二十五条　法第六条第二項第二号ホの政令で定める職は、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職員の職とする。

（確認措置に係る同意の取得の方法）

第二十六条　法第六条第二項第三号の同意の取得は、書面により行うものとする。

（確認措置に係る質問の方法）

第二十七条　法第六条第二項第三号の質問は、質問票に記載させ、及び必要に応じて口頭で質問することにより行うものとする。

（行政機関の職員に係る確認措置の実施に関する規定の準用）

第二十八条　前二条の規定は、法第六条第三項において準用する同条第二項第三号の規定による都道府県警察の職員に係る確認措置について準用する。

をもって充てることとされている当該行政機関の職員であって、前項及びこの項（この号を除く。）の規定により当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うことができるものが特別秘密を取り扱う場合

3　第一項及び前項（第二号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用する。この場合において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、第一項各号並びに前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」とそれぞれ読み替えるものとする。

4　行政機関の長は、前条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものが特別秘密を取り扱うべき旨の条件を付するものとする。

一　当該契約業者の役職員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。次号及び第十条において同じ。）であって、その者についての第十条において準用する次条第一項の評価で直近に実施されたものにより適性を有すると認められたもの　当該行政機関の長が当

該契約業者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二　当該契約業者の役職員等であって、第十条において準用する第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの　当該行政機関の長が当該契約業者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長が当該契約業者に対し第十条において準用する次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

第四章　適性評価等

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの

三　当該行政機関の長が第六項の規定によ

り適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一　特定有害活動との関係に関する事項

二　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

三　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

四　薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）

五　精神疾患に関する事項

六　飲酒についての節度に関する事項

七　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

（法第七条第三項の政令で定める事項）

第二十九条　法第七条第三項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　学歴及び職歴に関する事項

二　国外との関連を有する事情に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

三　評価対象者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、家族（評価対象者の父母、子及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母及び子（評価対象者の子を除く。）をいう。以

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。

一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨

二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨

三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、

下この号において同じ。）及び同居人（配偶者及び家族を除く。）の氏名、生年月日及び住所並びに国籍に関する事項

（適性評価に係る告知及び同意の取得の方法）

第三十条　法第七条第四項の規定による告知及び同意の取得は、書面により行うものとする。

（適性評価に係る質問の方法）

第三十一条　法第七条第五項の規定による評価対象者に対する質問は、質問票に記載させ、及び必要に応じて口頭で質問することにより行うものとする。

行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

（都道府県警察の職員に係る適性評価）

第九条　前二条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、これらの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、前条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第九条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」とそれぞれ読み替えるものとする。

（契約業者の役職員等に係る適性評価）

第十条　第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」と、第七条第八項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第四項第一号」と、第八条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第十条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」とそれぞれ読み替えるものとする。

（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）

第十一条　行政機関の長及び警察本部長は、

（行政機関の職員に係る適性評価の実施等に関する規定の準用）

第三十二条　前三条の規定は、法第九条において準用する法第七条の規定による都道府県警察の職員に係る適性評価及び法第十条において準用する法第七条の規定による契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。

適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第十二条　行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2　契約業者は、その使用し、又は使用していた者が適性評価の実施について第十条において準用する第七条第四項の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（確認措置を実施した場合への準用）

第十三条　第十一条及び前条第一項の規定は、確認措置を実施した場合について準用す

る。この場合において、第十一条中「適性評価の実施以外の目的」とあるのは「適性評価又は確認措置の実施以外の目的」と、「適性評価の実施に当たって」とあるのは「確認措置の実施に当たって」と、前条第一項中「行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたこと」とあるのは「行政機関等の職員が確認措置の実施について第六条第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による同意をしなかったこと又は同号の規定による質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかったこと」とそれぞれ読み替えるものとする。

第五章　雑則

（その他の保護措置）

第十四条　行政機関の長及び警察本部長は、第三条、第四条及び第六条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

（特別秘密の取扱いの管理のための措置）

第三十三条　特別秘密管理者は、第八条及び第九条（これらの規定を第二十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十条、第十五条第二項、第十八条第二項並びに第二十三条に規定するもののほか、行政機関の長又は警察本部長の定めるところにより、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び特別秘密の伝達を適切に管理するための措置を講じなければならない。

（委任規定）

第三十四条　この政令に規定するもののほか、特別秘密の保護上必要な措置に関する細

（防衛秘密の取扱いの管理のための措置）

第百十三条の十三　防衛秘密管理者は、第百十三条の八から前条までに規定するもののほか、防衛大臣の定めるところにより、防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び防衛秘密の伝達を適切に管理するための措置を講じなければならない。

（委任規定）

第百十三条の十四　この節に規定するもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関す

（政令への委任）

第十五条　この法律に定めるもののほか、第七条第四項の規定による告知の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

第十六条　特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2　前項に掲げる場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3　前二項の罪の未遂は、罰する。

4　過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5　過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

目は、行政機関の長又は警察本部長が定める。

る細目は、防衛大臣が定める。

第十七条　次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

一　人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為

二　財物の窃取

三　施設への侵入

四　施設又は設備を損壊し、又は特別秘密を保有する行政機関、都道府県警察若しくは契約業者（次号及び第八号において「保有者」という。）の同意なくその錠をはずす行為

五　映像若しくは音声を送信する機能又は録画若しくは録音の機能を有する機器を保有者の同意なく施設又は施設の区画された部分に設置する行為

六　施設又は施設の区画された部分に係る振動を当該施設又は当該部分の外部から検知し、及び分析することにより、これらの内部の音声に係る情報を取得する行為

七　有線電気通信を傍受する行為又は暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為

八　不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）、正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第百六十八条の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の保有者の電子計算機による管理を害する行

為

2　前項の罪の未遂は、罰する。

3　前二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

第十八条　第十六条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2　第十六条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第十九条　第十六条第三項若しくは第十七条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十六条第一項、第二項若しくは第十七条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

第二十条　第十六条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2　第十七条及び第十八条の罪は、刑法第二条の例に従う。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（平成二十五年　月　日）から施行する。ただし、第二十五条から第二十八条までの規定は、

げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

二　附則第六条の規定　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（自衛隊法の一部改正）

第二条　自衛隊法の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）」を「自衛隊の権限（第八十七条―第九十六条）」に、「第百二十六条」を「第百二十五条」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章　自衛隊の権限

第九十六条の二を削る。

第百二十二条を削り、第百二十三条を第百二十二条とし、第百二十四条から第百二十六条までを一条ずつ繰り上げる。

別表第四を削る。

（防衛秘密に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法（次条において「旧自衛隊法」という。）第九十六条の二第一項の規定により防衛秘密として指定されている事項は、施行日において第三条第一項の規定により防衛大臣が同項第一号に係る法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（※）法律の施行期日を定める政令を別途定める必要あり。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の行動及び権限等」を「自衛隊の行動及び権限」に改め、「第五節　防衛秘密（第百十三条の二―第百十三条の十四）」を削る。

第六章の章名を次のように改める。

第六章　自衛隊の行動及び権限

第六章第五節を削る。

第百二十条の十五第一項第一号中「別表第十二」を「別表第十一」に改める。

別表第十一を削り、別表第十二を別表第十一とする。

（防衛秘密に関する経過措置）

第三条　法の施行の日（次項及び附則第六条において「施行日」という。）の前日において付されている前条の規定による改正前の自衛隊法施行令（次項において「旧自衛隊法施行令」という。）第百十三条の二の標記は、第四条の規定により付された標記とみなす。

（参照条文）日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令

附　則（平成十四年十月十七日政令第三百十一号）

（施行期日）

1　（略）

（経過措置）

2　この政令の施行前に第二条の規定による

特別秘密として指定した事項とみなす。この場合において、防衛大臣は、施行日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第四条　施行日前にした行為及び旧自衛隊

2　施行日の前日において付されている旧自衛隊法施行令第百十三条の八の表示は、第八条の規定により表示が付されるまでの間は、同条の規定により付された表示とみなす。

第四条　防衛大臣は、法附則第三条の規定により特別秘密として指定したとみなされた事項について、第七条の規定の例により、記録を作成するとともに、当該事項及びその有効期間を当該事項に係る防衛省の特別秘密管理者に通報するものとする。

第五条　防衛大臣は、法附則第三条の規定により特別秘密として指定したとみなされた事項が他の行政機関との共有に係るものである場合には、当該事項が特別秘密として指定したとみなされた旨を当該他の行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、当該通知は法第三条第四項の規定による通知とみなす。

第六条　施行日の前日において法附則第二条の規定による改正前の自衛隊法第九十六条の二第三項の規定により防衛大臣が他の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に行わせている防衛秘密の取扱いの業務は、第二十一条の規定による協議が調うまでの間は、法第五条第一項の規定により防衛大臣が当該他の行政機関の職員のうち法別表第一号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に行わせている特別秘密の取扱いの業務とみなす。ただし、当該業務を行わせる必要がなくなった場合は、この限りでない。

改正前の日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（以下「旧令」という。）第二条の規定により行われた秘密区分の指定及び変更は、それぞれ第二条の規定による改正後の日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（以下「新令」という。）第二条の規定により行われた秘密区分の指定及び変更とみなす。

3　旧令第三条の規定による標記は、新令第三条の規定による標記がなされるまでの間は、新令第三条の規定による標記とみなす。

法の規定により防衛秘密を取り扱うことを業務としていた者であって施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなったものがその業務により知得した防衛秘密に関し、施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第六条　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十四条の見出しを「（個人情報の保護に関する法律等の一部改正）」に改め、同条に次の一号を加える。

三　特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第二条第一項第一号

（内閣法の一部改正）

第七条　内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「助け、」の下に「第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第三条第一項に規定する特別秘密の保護に関するもの及び」を加える。

（内閣官房組織令の一部改正）

第七条　内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務（各行政機関の行う情報の収集及び分析その他の調査であつて内閣の重要政策に係るものの連絡調整に関する事務を含む。）」を「次の事務」に改め、同項に次の

各号を加える。

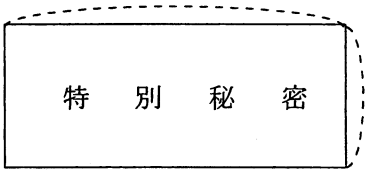
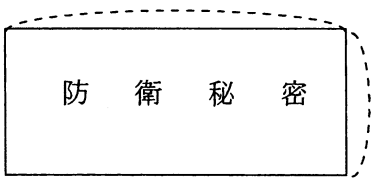
一　内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第三条第一項に規定する特別秘密（以下単に「特別秘密」という。）の保護に関するもの

二　閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するもの

三　行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するもの

四　前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するもの

五　内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務（各行政機関の行う情報の収集及び分析その他の調査であつて内閣の重要政策に係るものの連絡調整に関する事務を含む。）

（※） 政令第　　号 特別秘密の保護に関する法律の施行期日を定める政令 内閣は、特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。 特別秘密の保護に関する法律の施行期日は、平成二十五年　月　日とする。	別表（第四条関係） 二・五センチメートル  備考 一　色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。 二　図に示した大きさにより難い場合には、適宜の大きさとする。
	別表第十一（第百十三条の二関係） 二・五センチメートル  備考 一　色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。 二　図に示した大きさにより難い場合には、適宜の大きさとする。

12/07/06内調内検討済み

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）

【逐条解説】

（案）

平成24年〇月
内閣官房

12/07/06内調内検討済み

目次

第１章　総則
　第１条（目的） ---------- 01
　第２条（定義） ---------- 04

第２章　特別秘密の指定等
　第３条（特別秘密の指定） ---------- 10
　第４条（指定の有効期間及び解除） ---------- 16

第３章　特別秘密の取扱い
　第５条（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合） ---------- 19
　第６条（特別秘密の取扱者等） ---------- 22

第４章　適性評価等
　第７条（行政機関の職員に係る適性評価） ---------- 27
　第８条（適性評価の実施中に適性を有すると仮に認めることができる場合） ------ 38
　第９条（都道府県警察の職員に係る適性評価） ---------- 40
　第10条（契約業者の役職員等に係る適性評価） ---------- 41
　第11条（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限） ---- 42
　第12条（不利益取扱いの禁止） ---------- 43
　第13条（確認措置への準用） ---------- 46

第５章　雑則
　第14条（その他の保護措置） ---------- 47
　第15条（政令への委任） ---------- 48

第６章　罰則
　第16条（特別秘密の漏えい罪） ---------- 49
　第17条（特別秘密の取得罪） ---------- 54
　第18条（共謀・教唆・煽動） ---------- 61
　第19条（自首減免） ---------- 64
　第20条（国外犯処罰） ---------- 65

附則
　第１条（施行期日） ---------- 66
　第２条（自衛隊法の一部改正） ---------- 67
　第３条（防衛秘密に関する経過措置） ---------- 68
　第４条（罰則に関する経過措置） ---------- 69

第５条（政令への委任） ---------- 70
第６条（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正） ---------- 71
第７条（内閣法の一部改正） ---------- 72

別表（第３条関係）
別表 ---------- 74
第１号（防衛に関する事項） ---------- 75
第２号（外交に関する事項） ---------- 84
第３号（公共の安全と秩序の維持に関する事項） ---------- 88

第１条（目的）

１　趣旨

(1)　本条は、本法の達成しようとする目的の理解を容易にし、本法中の各規定の解釈にも役立たせるため、本法の立法目的を明らかにするものである。

(2)　本条において、本法の窮極の目的が「国及び国民の安全」の確保に資することにある旨が明らかにされているが、ここでいう「国」とは、国を構成する国土及び国民に加え、それらにより成り立っている国民生活、国民経済等も含むものであり、「国民」をも含む概念である。この点、現行法上、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）（以下「武力攻撃事態対処法」という。）が国民の安全の確保を重視して「国及び国民の安全の確保に資することを目的とする」（同法第１条）と規定しており（武力攻撃事態対処法立法当時の逐条解説）、本法も国民の安全の確保を重視する観点から、あえて「国民」を明示して規定することとした。

このように、「国及び国民の安全」は「国の安全」と同義であり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（以下「情報公開法」という。）第５条第１項第３号の「国の安全」と同様、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が平和な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう（総務省行政管理局「情報公開法　逐条解説」I-28頁）。

２　内容

(1)　「国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になるとともに、高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴いその漏えいの危険性が増大している中で、政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であることに鑑み」

本法制定に至る状況認識及び動機を明らかにするものである。具体的には、情報をめぐる現在の状況として

・　「国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になる」

・　「高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴いその漏えいの危険性が増大している」

の２点を掲げた上で、そのような状況の中で

・　「政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が

国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要である」

として、本法制定の動機を明らかにするものである。各要素の具体的内容は以下のとおりである。

ア　「国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になる」

我が国を取り巻く国際社会は、東西冷戦期のような二大大国の下での二極化構造から、新興国の台頭による多極化構造へと変容してきており、同時に、複雑で多様な地域紛争、大量破壊兵器の拡散、国際テロ等、我が国の安全を脅かす国際的要素が多様化している。これに伴い、我が国の安全を守るための国際的協力の枠組みもより複雑化している。

このように複雑化する国際情勢の下では、我が国の安全を脅かす国際的要素についての情報を収集・整理・活用するとともに、我が国の安全を守るための情報について敵対国等に漏えいすることのないようその秘匿を図りつつ同盟国等と共有するなど、国及び国民の安全の維持に係る情報の利用が重要な意義を持つこととなる。

イ　「高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴いその漏えいの危険性が増大している」

外国情報機関等への情報漏えいの脅威に加え、高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴い、インターネット上への情報漏えいの脅威や標的型サイバー攻撃の脅威といった新たな脅威が発生している。

すなわち、平成22年11月の尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案は、近年のインターネットの普及によりパソコンを操作するだけで公開したい情報を広く発信できるようになった中で情報漏えいの物理的・心理的ハードルが相当程度下がったことを示しており、加えて、ウィキリークスのような内部情報公開サイトがインターネット上への情報漏えいの脅威を増幅している。その上、インターネット上への情報漏えいは、一度に大量の情報が極めて短期間に拡散し、しかも回収することが不可能であることから、漏えい時の被害は極めて甚大であって、対策が急務である。

また、標的型サイバー攻撃は、攻撃対象に気付かれることなく機密情報を窃取し、その後にその痕跡を消去することもある極めて巧妙かつ悪質な行為であり、平成23年８月の三菱重工業に対するコンピュータ・ウイルスを用いた攻撃等、防衛産業や政府機関等に対する標的型サイバー攻撃が多数発覚している現状に鑑みると、その対応は官民挙げての喫緊の課題になっている。

これらの新たな脅威の発生により、国及び国民の安全の維持に係る情報についても漏えいの危険性が増大している。

ウ　「政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が国

の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要である」

国及び国民の安全の維持に関する責務のうち、その最たるものが外部からの武力攻撃を実力をもって排除する防衛であることは論を待たない。加えて、外部からの武力攻撃を未然に防ぐための外交上の取組も極めて重要である。さらに、9.11同時多発テロで明らかになったように、いわゆるテロリズムも国及び国民の安全を脅かす存在であり、テロリズムを防止するための治安機関の取組もまた重要となっている。

情報の果たすべき役割がより重要になるとともにその漏えいの危険性が増大する中で、政府が防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持といった国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、これらに関する情報のうち特に秘匿することが必要であるもの（その具体的意義については第３条第１項の解説を参照。）を政府が確実に利用できるようにする必要がある。そして、そのためには、まずはこのような重要な情報を適確に保護する体制を確立することにより政府部内や同盟国等との間との相互信頼を確保した上で、情報の収集・整理・活用を行うことが重要であると考えられる。

なお、「収集し、整理し、及び活用すること」に「等」を付しているのは、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する重要な情報の中には、自衛隊の運用に関するもの、外交に関する安全保障上の重要施策の方針、テロリズム等発生時の対処計画など、政府が「収集」するのではないものも含まれるところ、このような情報についても、その利用の前提として、適確に保護する体制を確立する必要があると考えられるためである。

(2)　「当該事項の保護に関し必要な事項を定めることにより」

上記(1)の状況認識及び動機を踏まえ、本法の目的を達成するための手段を明らかにするものである。

「保護に関し必要な事項」のうち主要なものとしては、

・　特別秘密の指定（第３条）
・　特別秘密の取扱者に対する適性評価（第６条から第10条まで）
・　特別秘密の漏えい等に係る罰則（第16条から第20条まで）

が挙げられる。

(3)　「その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資すること」

本法の目的を明らかにするものである。

本法は、直接的には「我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるもの」の「漏えいの防止」を目的とするが、上記１(2)のとおり、窮極的には「国及び国民の安全の確保に資すること」を目的とするものである。

第２条（定義）

１　趣旨

本条は、本法において使われる主要な用語について、定義を設けるものである。

２　内容

(1)　「行政機関」（第１項）

ア　本法の適用対象となる国の行政機関の範囲及び単位について、情報公開法第２条第１項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第２条第１項及び公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）（以下「公文書管理法」という。）第２条第１項に規定する「行政機関」と同様に定義するものである。

この点、会計検査院については、内閣から独立した立場にあるものの、国の収入支出の決算の検査を行うに当たり対象者の保有する特別秘密を取り扱うことが想定されるため、情報公開法等と同じく本法の適用対象とすることとした。また、独立行政法人については、国が自ら主体となって直接に実施する必要のない事務を実施する機関であって、特別秘密を国から独立して保有することが想定されないため、行政機関には含めないこととしたが、契約業者（第５条第３項）として本法の適用対象となり得る。さらに、地方公共団体についても、特別秘密を国から独立して保有することが想定されないため行政機関には含めないこととしたが、都道府県警察については、警察庁から特別秘密の提供を受け（第５条第２項）、及び特別秘密の漏えい等事件の捜査を行うことが想定されるため、一定の範囲で本法の適用対象とすることとした。

そして、本法は、各行政機関を一つの単位として特別秘密の保護に係る事務を行わせるものであるところ、情報の取扱いに関する上記３法が行政機関を一定の単位で捉えた上で情報公開、個人情報保護及び公文書管理の各事務を行わせていることを踏まえ、特別秘密の保護に係る事務についても同様の単位で行わせることとした。

イ　各号に規定される行政機関は具体的には以下のとおりである（平成24年４月１日現在）。

(ｱ)　第１号

①　「法律の規定に基づき内閣におかれる機関」として、内閣官房、内閣法制局、安全保障会議、中心市街地活性化本部、地球温暖化対策推進本部、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、知的財産戦略本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略

本部、国家公務員制度改革推進本部、総合特別区域推進本部、復興庁

② 「内閣の所轄の下に置かれる機関」として、人事院

(ｲ) 第２号

① 内閣府

② 宮内庁

③ 「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）」として、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、消費者庁

(ｳ) 第３号

「国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）」として、総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、運輸安全委員会、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省

(ｴ) 第４号

① 警察庁

この点、情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法のいずれも警察庁を政令で規定しているところ、本法は第３条第５項及び第５条第２項に警察庁が「行政機関」であることを前提とした規定を設けるため、法律で規定することとした。

② 警察庁を法律で規定した結果、「内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、」「政令で定めるもの」は現時点で想定されない。

(ｵ) 第５号

「国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの」として、情報公開法等と同様、検察庁が想定される。

(ｶ) 第６号

会計検査院

(2) 「我が国の安全保障等」（第２項）

ア 趣旨

本項では、特別秘密の対象となり得る外交に関する事項を限定し（別表第２号）、外交に関する事項についての特段の秘匿の必要性を規定する（第３条第１項第２号）ための概念として、「我が国の安全保障等」を定義している。

イ　「我が国の安全保障」（第１号）

「安全保障」とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味する。

なお、「防衛」とは直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を実力をもって守ることを意味するが、自国の防衛力を必要最小限としている我が国にとっては、防衛のみならず、外交によって「安全保障」を確保することが必要不可欠であり、国際情勢のいかんにかかわらず、一貫して積極的に取り組む必要がある。すなわち、「安全保障」を確保する手段は防衛に限定されず、外交努力による我が国を取り巻く国際環境の安定の確保を含む。

ウ　「国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。次項第二号及び別表第二号ロにおいて同じ。）との間で生じている問題の解決」（第２号）

外国との間で生じている領有権の問題又は国民の生命若しくは身体に対する被害等の問題を解決することを意味し、具体的には、北方領土問題の解決や北朝鮮による拉致問題の解決等が挙げられる。

「外国」に未承認国家も含まれることを明確にするため、外務省設置法（平成11年法律第94号）第４条第２号及び法務省組織令（平成12年政令第248号）第62条第１項第４号の用例を踏まえ、「外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）」と規定している。

エ　第１号と第２号の関係

第１号は、国家及び国民の安全を保つことを意味するのに対して、第２号は、既に侵害されている国の領域等の安全を回復することを意味するが、いずれも国際社会の中で我が国の安全を実現することを内容とする点で共通している。

(3)　「特定有害活動」（第３項）

ア　趣旨

本項は、次の２つの観点から、我が国にとって有害な活動のうち我が国の安全に影響を及ぼし得る程度のものを抽出し、「特定有害活動」として定義している。

①　特別秘密を取り扱う者の適性を評価する上で、当該活動との関係を把握する必要がある活動であること（第７条第２項第１号）

②　治安機関によって収集された当該活動に関する重要な情報を、公共の安全と秩序の維持に関する事項であって特別秘密の対象となり得るものとし

て別表に掲げる必要があること（別表第３号ロ）

イ　「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動」（第１号）

国内外の組織によるいわゆるテロ活動を意味する。本規定は、平成13年の米国同時多発テロを受けて創設された自衛隊の警護出動に関する規定（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第81条の２第１項）を参考としているが、警護出動が大規模テロを想定していることから「多数の人を殺傷し」と規定しているところ、本法においては、いわゆる要人テロを含む必要があることから、単に「人を殺傷し」としている。また、テロリズムは国際的な取組により撲滅することが必要な国際的脅威であり、その活動場所等の如何を問わず、テロリズムの存在は潜在的に我が国の安全を脅かすものである。

ウ　「外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの」（第２号）

いわゆる対日有害活動、すなわち外国が組織的に行う我が国にとって有害な活動のうち、その有害性の程度が特に高いものを類型的に各号列記するものである。

エ　「国及び国民の安全の維持のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動」（第２号イ）

いわゆる諜報活動のことであり、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制の平穏な状態を保つために保護すべき情報を、社会通念に照らして妥当とは認められない方法で収集する活動を意味する。本号の対象となる情報としては、主として政府の保有する情報で我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持の観点から保護すべきものが想定されるが、民間が保有する機微な情報でその漏えいが国及び国民の安全の維持に支障を与えるおそれがあるもの、例えば、大量破壊兵器関連の技術情報も含まれ得る。

オ　「大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動」（第２号ロ前段）

大量破壊兵器（核兵器、生物兵器及び化学兵器）及びその運搬手段としてのミサイル並びにその関連物資の国際的な取引のうち、我が国を含む国際社会において定められた枠組みに反するものをいう。これらの物資の無秩序な拡散は、我が国を含む国際社会の平和と安全にとって脅威であることから、いくつかの国際的枠組みによってその国際的取引が制限されており、これらの制限に反する取引が行われないよう、国際的な協力の下、治安機関による監視等が行われている。

カ　「その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動」（第２号ロ後段）

外国が組織的に行う我が国にとって有害な活動であって、「大量破壊兵器

関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動」と同程度に、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制の平穏な状態を著しく害し、又は害する恐れのあるものを意味する。現時点においては、例えば、外国政府機関等による日本人の拉致が挙げられる。

(4)　「テロリズム防止等」(第４項)

ア　趣旨

本項では、公共の安全と秩序の維持に関する事項（別表第３号）についての特段の秘匿の必要性を規定する（第３条第１項第３号）ための概念として、「テロリズム防止等」を定義している。

イ　「テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であって、前項第一号に規定する行為が発生した事態その他これに類するものをいう。）による損害の発生又は拡大の防止」(第１号)

公共の安全と秩序の維持に関する事項について、その特段の秘匿の必要性を判断する基準の１つとして規定するものであり、別表第３号イ及びニに掲げる事項に対応するものである。

本号及び別表第３号イにおいては、いわゆるテロリズムを例示した上で、武力攻撃事態対処法第24条第１項の「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態」のうち、いわゆるテロリズムが発生した事態及びこれに類するものを規定している。「これに類するもの」としては、外形上テロリズムと同等な行為であるが、主義主張に基づくものではないためテロリズムに当たらない行為が発生した事態等が該当する。これらの緊急事態としては、同法第25条第１項に規定する緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの）が主として想定され、具体的には、以下に示す事態等が挙げられる。なお、大規模な自然災害や大規模な事故は、攻撃を目的とする行為により生じた事態ではないため、テロリズムが発生した事態に類するものには当たらない。

(ｱ)　危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃（原子力事業所、石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設、危険物積載船等への攻撃）、

(ｲ)　多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃（大規模集客施設、ターミナル駅等に対する攻撃）、

(ｳ)　多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃（放射性物質、生物剤、化学剤等による攻撃）、

(ｴ)　破壊の手段として交通機関を用いた攻撃（航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ）

ウ　「特定有害活動の抑止」(第２号)

公共の安全と秩序の維持に関する事項について、その特段の秘匿の必要性を判断する基準の１つとして規定するものであり、別表第３号ロ、ハ及びニに掲げる事項に対応するものである。

エ　第１号と第２号の関係

第１号は、突発的に発生するテロ等の緊急事態に着目し、適切な対処によりその被害の発生・拡大を防止すること、第２号は、テロ等の緊急事態を惹起する可能性のあるテロ組織や外国による有害な活動に着目し、当該活動に関する情報の収集等を通じてその抑止を図ることをそれぞれ主眼としているが、いずれも国及び国民の安全を確保する上で治安機関が担うべき役割であって不可欠なものである点で共通している。

第３条（特別秘密の指定）

１　趣旨

本条は、特別秘密の要件、指定の方法、複数の行政機関の共有に係る事項を指定する場合の調整などについて定めるものである。

２　内容

(1)　特別秘密の要件（第１項）

ア　「行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、…特別秘密として指定するものとする」

(ｱ)　指定の意味

本項は、特別秘密の要件として

①　別表各号該当性

②　非公知性

③　特段の秘匿の必要性

④　指定

を充足する必要があることを規定するものであり、本法による改正前の自衛隊法（以下「改正前自衛隊法」という。）第96条の２第１項と同様の規定である。

この点、②及び③の要件から明らかなように、特別秘密は、実質秘（「非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの」（最高裁昭和53年５月31日決定））の中から指定されるものである。実質秘は現行法上も国家公務員法（昭和22年法律第120号）等により保護され得るものであるが、本法は、実質秘の中から特段の秘匿の必要性があるものを厳格な保護措置や重い罰則で保護しようとするものであり、実質秘の中から特別秘密に該当するものを抽出・明確化するための手段として、指定という制度を導入するものである。

しかしながら、秘匿の必要性の判断に当たって③特段の必要性のみを基準とするのでは指定の裁量が大きく、何が特別秘密に該当するのかが不明確となってしまい、ひいては、特別秘密に係る罰則の構成要件該当性が必ずしも十分に明確にはならないことから、類型的に秘匿の必要性が高いと認められる事項を別表各号に列挙した上で①当該各号への該当性を要件に加えることにより、指定の裁量の幅を狭め、特別秘密の客観化を図っている（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」（以下「防秘解説」という。）４～５頁）。

(ｲ)　指定の主体

本法は第２条第１項に規定された行政機関の単位ごとに特別秘密の保護を行わせるものであり、まずは保護の対象を明確化するために、各行政機関の長に指定を行わせることとするものである。

なお、行政機関の中には、その任務・所掌事務の内容に鑑み、その意思決定を構成員の全会一致又は多数決にかからしめて判断の適正化を図る合議制の機関が存在する。具体的には、安全保障会議、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会、会計検査院が挙げられるが、特別秘密の指定に係る不適切な判断は我が国の安全の維持や国民の知る権利に悪影響を及ぼす可能性があり、指定に当たっては適正な判断が強く求められるため、本項は、合議制の行政機関については、特別秘密の指定に係る意思決定を当該行政機関自体に行わせることとするものである。

また、「前条第１項第４号及び第５号の政令で定める機関」としては、検察庁を第５号の機関として政令で規定することが想定されるところ、情報公開法等と同様、検察庁の種類ごとに検事総長、検事長又は検事正をその長とする旨政令で規定することが想定される。

イ　「当該行政機関についての…事項」

(ｱ)　特別秘密の指定の対象は、防衛秘密と同様、事項（事実、情報、知識その他の一定の内容の集合体たる無体物をいう。）であり、個々の文書、物件ではない。したがって、特別秘密の指定の効果は、個々の文書や物件にとどまるものではなく、客観的に同一性がある限り、事項を記録又は化体する媒体の異同にかかわらず、いわば無限に及ぶものである。すなわち、特別秘密の指定の対象たる事項は、句読点、助詞、助動詞その他の表現上の異同や、媒体、表現形式によって影響を受けるものではなく、一重に内容が同一であるか否かによって判断される。なぜなら、特別秘密の指定を受けた事項において、秘匿を要する本質は、その内容にあるのであって、その表現形式や媒体による影響を受けるものではないからである（防秘解説５頁）。

(ｲ)　そして、本法では各行政機関の長にその取り扱う事項についてのみ指定を行わせるため、指定の対象を「当該行政機関についての」事項と規定するものである。

ウ　「次の各号に掲げる事項」（「別表第一号に該当する事項」（第１号）、「別表第二号に該当する事項」（第２号）、「別表第三号に該当する事項」（第３号））

特別秘密の要件として、別表各号該当性を規定するものである。

本法は、第１条の解説で述べたとおり、我が国の防衛、外交、公共の安全と秩序の維持の３分野に関する事項のうち特に秘匿を要するものを特別秘密として保護しようとするものであるところ、上記ア(ｱ)のとおり、特別秘密

として保護すべき対象を明確化するために、これら３分野に関する事項のうち類型的に秘匿の必要性が高いと認められるものを別表各号に具体的かつ限定的に列挙した上で、当該各号への該当性を指定の要件とするものである。

エ　「公になっていないもの」

特別秘密の要件として、非公知性、つまり、不特定多数の人に知られていない状態であることを規定するものである。

「公になっていないもの」との概念は、公にされたか否かとは別個の概念と解すべきであり、例えば、特別秘密に該当する事項を壁新聞に掲載して公道の傍らの掲示板に掲示する行為は、特別秘密を公にした行為であるが、たまたま警察官がこれを早期に発見して撤去し、誰の目にも触れなかった場合には、当該事項は「公にされた」ものの、いまだ「公になっていないもの」として、非公知性の要件は失われないものと解される（防秘解説６頁）。

オ　「当該各号に定めるもの」（「その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第１号）、「その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第２号）、「その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第３号））

特別秘密の要件として、特段の秘匿の必要性を規定するものである。

上記ウのとおり、ある事項が別表各号該当性を充足すれば類型的に秘匿の必要性が認められ得るものの、特別秘密は単に秘匿の必要性があるだけでなく、秘匿の必要性が特に高いものであるため、さらに当該事項に係る個別具体的な秘匿の必要性として、特段の秘匿の必要性を要件とするものである。本項各号の規定の具体的意義は以下のとおりである。

(ｱ)　「その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第１号）

別表第１号には防衛に関する事項が掲げられているところ、本号は、これらの事項に係る特段の秘匿の必要性が「我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれ」の有無によって判断されるべきことを規定するものである。

この点、改正前自衛隊法第96条の２第１項においては、防衛秘密に係る特段の秘匿の必要性を「我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの」と規定しているが、これは、当該事項を秘匿しなければ我が国の防衛という自衛隊の任務の円滑な遂行に著しい支障を生じるおそれがあるものと解されている（防秘解説７頁）。本号は、このことを踏まえて規定ぶりをより具体的にしたものであり、実質的な変更を加えるものではない。

(ｲ)　「その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第２号）

別表第２号には、外交に関する事項のうち主として我が国の安全保障等

に関するものが掲げられているところ、本号は、これらの事項に係る特段の秘匿の必要性が「我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれ」の有無によって判断されるべきことを規定するものである。

(ｳ) 「その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第３号）

別表第３号には、公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち主として我が国におけるテロリズム防止等に関するものが掲げられているところ、本号は、これらの事項に係る特段の秘匿の必要性が「我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれ」の有無によって判断されるべきことを規定するものである。

(2) 指定の方法（第２項）

ア 「標記を付すこと」（第１号）・「通知すること」（第２号）

指定の要式行為として、標記又は通知を規定するものであり、改正前自衛隊法第96条の２第２項と同様の規定である。

本項は、同じ事項を含む文書、図画又は物件が複数ある場合、すべての文書等に標記を付与することを要する趣旨ではなく、１部の文書等に標記を付与すれば指定行為は完了し、当該指定の効力が他の文書等にも及び、また、特別秘密として指定されることとなる事項を知っている者全員に対して通知を要する趣旨ではなく、当該事項の取扱いに係る責任を有する一定の者あてに通知すれば指定行為は完了する（防秘解説12～13頁）。

なお、標記を付与されない文書等や通知を受けていない者については、改正前自衛隊法と同様、特別秘密の保護措置として表示や周知を行う仕組みを第14条の規定に基づいて政令で規定することが想定される。

イ 「政令で定めるところにより」（第１号・第２号）

標記や通知の手続を政令に委任するものであり、改正前自衛隊法と同様、標記や通知の方法を政令で規定することが想定される。

(3) 共有事項の指定に係る特定行政機関の長との協議（第３項）

ア 本法では各行政機関の長にその保有に係る事項につき指定を行わせることとするため、複数の行政機関の共有に係る事項を特別秘密に指定しようとする場合、指定を行い得る行政機関の長が複数存在することになる。この場合において、各行政機関の長による指定の効果が当該行政機関にしか及ばないとするのでは、我が国の安全の維持にとって重要な秘密であり、統一的な取扱いが求められる特別秘密の性格に照らして相当ではなく、当該指定の効果は当該事項に係る情報を共有するすべての行政機関（以下「共有行政機関」という。）に及ぶこととすべきである。

このように、複数の行政機関の共有に係る事項については、指定を行い得

る行政機関の長が複数存在し、かつ、指定の効果が他の共有行政機関にも及ぶこととすることを前提にすると、指定は共有行政機関間の調整を経て行われるべきであり、本項はその調整の仕組みについて規定するものである。

イ　「他の行政機関との共有に係る事項」（以下「共有事項」という。）が生じる場合としては、①ある行政機関が他の行政機関から情報の提供を受けた場合、②複数の行政機関が同一の情報源（主に外国が想定される。）から同一の機会に情報の提供を受けた場合が考えられる。

この点、③複数の行政機関が異なる情報源から同じ内容の情報の提供を受けた場合については、情報源が異なれば情報の確度、信憑性、意義、重要性その他の要素が異なるものであり、同じ内容であってもその秘密としての位置付けは異なると言わざるを得ず（防衛庁防衛局調査課「自衛隊法の一部を改正する法律案に係る論点資料集」12頁）、また、④複数の行政機関が同一の情報源から時期を異にして同じ内容の情報の提供を受けた場合についても、時期を異にすればやはり情報の確度、信憑性、意義、重要性その他の要素が異なるものであり、同じ内容であってもその秘密としての位置付けは異なると解されるため、いずれも共有事項が生じる場合には当たらない。

ウ　ある行政機関が共有事項を特別秘密に指定しようとする場合、特定行政機関の意見を踏まえた調整の在り方としては、①指定を行おうとする機関は、特定行政機関に意見を聴取し、それを踏まえてもなお要件を充足すると判断すれば、特定行政機関内に異論があっても指定できるとする考え方と、②指定を行おうとする機関は、特定行政機関に協議を行い、その結果、要件充足性に異論を唱える機関があれば指定できないとする考え方があり得る。この点、秘匿の必要性をより厳格に解する観点からは、国の行政機関内部においてすら意見が対立するような場合でも指定を可能とする①よりも、②の方が政策的に妥当であると考えられる。

そこで、本項は、共有事項について指定を行おうとする行政機関の長に対し、特定行政機関の長への協議を義務付けるものである。この点、指定に伴い、各特定行政機関においては厳格な管理措置をとる必要があり、その準備に時間を要するため、指定の要件充足性のほか、指定を行う時期についても協議の対象となると考えられる。

(4)　特定行政機関の長に対する指定の通知（第４項）

上記(3)の協議が整えば指定を行うこととなるところ、本項は、指定の効果が特定行政機関にも及ぶようにするために、指定を行った行政機関の長に対し、指定後直ちに特定行政機関の長に通知することを義務付けるものである。

(5)　警察共有事項の指定に係る警察庁長官から警察本部長に対する通知（第５項）

都道府県警察は、本法の行政機関ではないものの特別秘密に該当し得る機微

な情報を警察庁と共有することが想定されるため、特別秘密の保護の観点からは、必要に応じて指定の効果を都道府県警察にも及ぼして厳格な管理措置がとられるようにする必要がある。他方で、都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は指定の主体ではないことから、警察庁長官を通じて関係都道府県警察に指定の効果を及ぼせる必要があることを踏まえ、本項は、警察庁長官に対し、都道府県警察との共有に係る事項について自ら指定をしたとき、又は他の行政機関の長から当該事項について指定をした旨の通知を受けたときは、指定が行われた旨を当該警察本部長に通知することを義務付けるものである。

第４条（指定の有効期間及び解除）

１　趣旨

本条は、指定を行った行政機関の長に対し、指定の要件充足性を欠くに至った場合に解除により速やかに指定の外形を除去する義務を課すとともに、解除を補完するための制度として指定の有効期間について規定するものである。

２　内容

(1)　指定の有効期間（第１項）

ア　「行政機関の長は、…その有効期間を定めるものとする」

①別表各号該当性、②非公知性、③特段の秘匿の必要性という特別秘密指定の３要件のうち、②及び③については指定後に要件充足性を欠くに至ることが考えられる。そして、指定の解除は要件欠缺を行政機関の長が認識することで実施されるところ、③については、当該特別秘密を取り巻く諸情勢を踏まえた専門的・技術的判断を要するものであり、一見明白なものとは考えられないことから、特段の秘匿の必要性が消滅するに至ったという認識が遅れる可能性がある。特に、指定後の利用頻度が低い特別秘密については、厳重な管理の下で保管された状態が継続することが想定され、特段の秘匿の必要性が消滅したことが直ちには認識されない可能性が相対的に高くなると考えられる。

そこで、本項は、指定に有効期間を設け、行政機関の長においてその期間経過時に要件充足性を確認させるようにすることで、解除が遅れた場合における無用な指定の排除を制度的に担保するものである。

イ　「当該指定の日から起算して５年を超えない範囲内で」

有効期間は、指定に係る事項ごとにあるべき期間の長短が様々であるため、上限の範囲内で必要な期間を定めることとするのが適当と考えられる。そして、上限については、上記アのとおり指定の有効期間を設ける趣旨は当該指定に係る特別秘密を取り巻く諸情勢の変化を定期的に確認することにあるところ、現行法上、政府が定めた事柄について情勢の変化を勘案して一定の期間ごとの見直しを義務付ける規定として、当該期間をおおむね５年とする例が最も多いことが参考になる。

そこで、「当該指定の日から５年を超えない範囲内で」有効期間を定めるものとする。

(2)　指定の有効期間の延長（第２項）

ア　「行政機関の長は、…有効期間を延長するものとする」

本項は、有効期間経過時に要件充足性を確認した結果、なお要件充足性が認められた場合に、当該指定の有効期間を延長することにより当該指定を維

持させるものである。

この点、指定に係る事項が一定期間の経過によりその秘匿の必要性を相当程度失う場合も想定されることに着目し、延長回数や通算有効期間に制限を設けることも考えられる。しかしながら、特段の秘匿の必要性を欠くに至るまでの期間の長短は事項によって様々であり、延長回数や通算有効期間に一律に制限を設けることは困難であると考えられる。

イ　「政令で定めるところにより」

延長の手続を政令に委任するものであり、延長の標記又は通知を政令で規定することが想定される。

(3)　指定の解除（第３項）

ア　「行政機関の長は、…指定を解除しなければならない」

指定後に上記②又は③の要件充足性を欠くに至った場合、実質秘性が失われ、何らの措置を待つまでもなく当然に指定の効力は消滅することになる。しかしながら、仮に効力消滅後も外形上指定が継続した場合、必要以上に秘匿されることとなり、国民の知る権利との関係で問題が生じ、ひいては本法制に対する国民の信頼が損なわれるおそれがある。そこで、本項は、指定を行った行政機関の長に対し、指定の要件充足性を欠くに至った場合に解除により速やかに指定の外形を除去する義務を課すものである。

なお、改正前自衛隊法には、防衛秘密の指定の解除制度は設けられていないが、指定の要件を欠くに至ったときは速やかに標記の抹消等の措置を講ずることとされており（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第113条の12）、実質的には解除と同等の制度が設けられている。

イ　「政令で定めるところにより」

解除の手続を政令に委任するものであり、指定の標記の抹消又は解除の通知を政令で規定することが想定される。

(4)　指定の要件欠缺に係る指定を行った行政機関の長に対する通知（第４項）

ア　複数の行政機関が特別秘密を共有する場合においても、指定の要件充足性を欠くに至ったときに解除義務を負うのは指定を行った行政機関の長である（第３項）。

しかしながら、指定を行った行政機関の長よりも先に他の行政機関の長がその要件充足性が失われたことを認知する場合もあり得ると考えられるため、本項は、適切な解除に資するよう、行政機関の長が他の行政機関の長が指定した事項について指定の要件充足性を欠くに至ったと思料するときには、その旨を指定を行った行政機関の長に速やかに通知する義務を負わせるものである。

イ　なお、複数の行政機関が特別秘密を共有する場合における解除の調整につ

いては、本項に規定するほか、第15条の規定に基づいて政令に規定する予定である。

第５条（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

１　趣旨

改正前自衛隊法第96条の２第３項は、防衛大臣が他の行政機関の職員又は契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件及び手続について規定している。これは、「守秘義務によって守られる公益と秘密を開示することによって得られる公益を比較衡量し、後者の公益の方が大きい場合には秘密を開示しても漏えいには当たらないとする考え方がある」ところ、「防衛秘密は、これを保護する公益が極めて高いことから、漏えいの危険性をも勘案した場合、比較衡量によって、反復・継続して防衛秘密を取り扱う者（これらの者については、反復・継続して防衛秘密を取り扱うため、漏えいの危険性がより高まることとなる。）に防衛秘密をわたすことができなくなり、かえって、防衛省・自衛隊の任務遂行上に支障を来すおそれがある」ことから、「『自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、』国の行政機関や契約業者に限定して、秘密保全上の観点から罰則の対象とすることとしつつ、防衛秘密を取り扱わせることを可能とし」、「同時に、この規定によらずに自衛隊以外の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることを禁止したものである」（防秘解説54～55頁）。

本条は、防衛秘密と特別秘密の差異も踏まえつつ、改正前自衛隊法の上記規定を参考にして、行政機関の長が当該行政機関外の者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件及び手続について規定するものである。

２　内容

(1)　他の行政機関における特別秘密の取扱いの業務（第１項）

ア　「当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り」

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件として、事務遂行上の特段の必要性を規定するものである。

この点、改正前自衛隊法第96条の２第３項においては「自衛隊の任務遂行上」の特段の必要性を要件としているが、本法においては、各行政機関の長が特別秘密の指定の主体であり、当該特別秘密を最も必要とする行政機関が指定を行った行政機関以外の行政機関である場合も想定されることを踏まえ、「当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上」の特段の必要性を要件とした。

イ　「政令で定めるところにより」

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の手続を政令に委任するものである。

この点、改正前自衛隊法においては、保護措置に関する協議の手続を政令

で規定しており、本法も同様の手続を政令で規定することが考えられる。ただし、改正前自衛隊法には、防衛省以外の行政機関に防衛秘密の保護措置を義務付ける規定がないのに対し、本法においては、本法及び第14条の規定に基づく政令による特別秘密の保護措置をすべての行政機関に義務付けていることから、政令で手続を規定するに当たっては、このような差異を踏まえた検討が必要であると考えられる。

ウ　「他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者」

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件として、当該職員が「別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者」であることを規定するものである。

この点、改正前自衛隊法第96条の２第３項においては、当該職員が「防衛に関連する職務に従事する者」であることを要件としているが、本法においては、防衛に関する事項以外の事項も特別秘密となり得る事項として別表に掲げることとしたため、当該職員が「別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者」であることを要件とした。

エ　「特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる」

「特別秘密の取扱い」とは、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務をいい、「業務」とは、人が社会生活上の地位に基づき反復継続して行う事務をいう。したがって、「特別秘密の取扱いの業務」とは、社会生活上の地位に基づき、反復継続して、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務を行うことをいう（防秘解説55頁）。

「行わせる」とは、改正前自衛隊法第96条の２第３項と同様、許容の意味であり、使役の意味ではない。

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる具体例としては、防衛省が防衛秘密に該当する事項を他省庁に提供する場合のほか、内閣官房が情報収集衛星を用いて収集した画像情報を他省庁に提供する場合、外務省が外交ルートで入手した情報を他省庁に提供する場合等が想定される。

なお、他の行政機関の職員に取扱いの業務を行わせる特段の必要性が認められる特別秘密は、当該職員が従事する職務に関連するものに限られるため、「特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）」と規定している。

(2)　都道府県警察における特別秘密の取扱いの業務（第２項）

ア　「警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り」

本法の特別秘密には、公共の安全と秩序の維持に関する事項（別表第３号）

を含むこととしたため、都道府県警察の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる必要が生じるところ、その要件として事務遂行上の特段の必要性を規定するものである。

この点、警察庁長官は警察庁の所掌事務について都道府県警察に対する指揮監督権を有しており（警察法（昭和29年法律第162号）第16条第２項）、指揮監督権の行使のために特別秘密の取扱いの業務を行わせることが必要な場合も想定されるところ、指揮監督その他の警察庁の所掌事務遂行上の必要性があれば「特段の必要」は認められるのであり、本項は警察法に基づく警察庁の権限を制約するものではない。ただし、そのような必要性がなければ「特段の必要」は認められず、したがって、参考通知といった程度の必要性で都道府県警察に特別秘密の取扱いの業務を行わせることはできない。

イ　「警察庁長官の定めるところにより」

特別秘密の秘匿性に鑑みると、都道府県警察の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合にも一定の手続によることが求められるところ、警察法に基づく警察庁と都道府県警察の関係に鑑み、当該手続を政令で定めるのではなく警察庁長官が定めることとするものである。

ウ　「警察庁長官は、…都道府県警察の職員のうち別表第３号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる」

「行わせる」とは、上記(1)エのとおり許容の意味であり、警察庁長官の都道府県警察の職員に対する指揮監督権限を規定するものではない。

(3)　契約業者における特別秘密の取扱いの業務（第３項）

ア　「当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り」

本法の特別秘密についても、防衛秘密と同様、行政機関の職務遂行上契約業者に取扱いの業務を行わせる必要があるところ、本項は、その場合の要件として事務遂行上の特段の必要性を規定するものであり、改正前自衛隊法第96条の２第３項と同様の規定である。「特段の必要がある場合」とは、特別秘密を提供しなければ当該行政機関の所掌事務の遂行が立ち行かないような、いわば非代替性が認められる場合であり、印刷や製本のように、当該行政機関で行うことが可能である場合は、「特段の必要」がないということになる（防秘解説54頁）。

イ　「政令で定めるところにより」

契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の手続を政令に委任するものであり、改正前自衛隊法と同様、保護措置に関する契約の手続を政令で規定することが想定される。

第６条（特別秘密の取扱者等）

１　趣旨

特別秘密の漏えいを防止するためには、特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底する必要がある。その手法の一つとして本法に規定しているものが、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがないと認められた職員以外の職員をその取扱者からあらかじめ除外する「適性評価制度」である。

本条は、我が国の安全の維持にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全を確保する見地から、特別秘密の取扱者について社会通念上妥当な限界を定めようとするものであり、具体的には、特別秘密の取扱いは、適性評価によって、その適性を有すると認められた職員又はその適性を有すると仮に認められた職員が行うものとする旨及びその例外となる場合を定めている。

２　内容

(1)　第１項について

第１項は、行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者を、

ア　第７条の規定により特別秘密を取り扱う適性を有すると認められた当該行政機関の職員（第１号）

イ　第８条の規定により特別秘密を取り扱う適性を有すると仮に認められた当該行政機関の職員（第２号）

とする原則について規定している。

そして、アに掲げる職員にあっては、当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。）をした日から５年を経過していない者に限ることとする。これは、

・　ひとたび適性を有すると認められた職員であっても、時間の経過とともに状況は変化することから、一定時間の経過後には、特別秘密を取り扱うことが適当ではなくなっていることも考えられるため、１回の適性評価によって特別秘密を取り扱うことができる期間を制限する必要があること。

・　諸外国で行われている最も秘匿性の高いレベルの秘密情報の取扱者に係る適性評価においては、総じて概ね５年以内に何らかの適性の見直しを行っているところ、我が国の秘密保護制度にもこれらの諸外国の制度と遜色ない信頼性が必要であること。

を考慮したためである。

また、イに掲げる職員にあっては、当該行政機関の長が適性を有すると仮に認めた旨の通知をした日から３月を経過していない者に限ることとする。これは、

・　調査がすべて終了していない段階での適性の評価に基づいて特別秘密の取扱いを続けることは漏えいのおそれを高めることになるため、適性を有する

と仮に認めた者が特別秘密を取り扱うことができる期間は、適性を有すると仮に認めようとした時点では調査が終了していない事項についての調査に要する期間を踏まえ必要最小限度とする必要があること。

・　調査が終了していない事項についての調査に当たっては、評価対象者の知人その他の関係者への質問、信用状態の照会、医師その他の専門家への照会を行う必要がある場合があり、これに３月程度の期間を要することも考えられること。

を考慮したためである。

ただし、３月を経過していなくとも、その間に行政機関の長が通常の適性評価の結果を通知したときは、特別秘密を取り扱うことができる者かどうかを第１号に照らして判断することが適当と考えられることから、要件の中から当該通知をした場合を除くこととしたものである。

(2)　第２項について

特別秘密の漏えいの防止を徹底する観点からは、特別秘密を取り扱う者全てを対象として適性評価を実施することが原則となる。しかし、適性評価をもって漏えいを根絶できるものではないことや、仮に適性評価を経ていない職員でも特別秘密を漏らした場合に罰則が適用されることに鑑みると、前述の原則を適用することが適当ではないと考えられる場合がある。そこで、こうした例外的な場合を４つ掲げることとする。

第一に、当該行政機関の長が特別秘密を取り扱う場合である（第１号）。

行政機関の長には、国務大臣をもって充てられる場合のほか国務大臣以外の特別職又は一般職の国家公務員をもって充てられる場合（内閣法制局長官、宮内庁長官、警察庁長官、検事総長等）がある。いずれの場合であっても、およそ行政機関の長については、行政権の行使等について一定の法的権限を付与されており、その職責が重大であることに鑑み、これに応えることができるだけの自己管理能力、職務遂行能力及び豊富な経験を有すると認められた者が任命されている。また、その職責に堪えられない事由があればその職を解かれることが合理的に期待されるので、特別秘密を取り扱う適性の有無の判断について適性評価制度に依るまでもない職であると考えられる。本法において、特別秘密の保護を行うために必要な措置を行政機関の長の責任において講ずることとする制度設計としているのもこのような考え方に基づくものである。このため、行政機関の長を適性評価の対象とする必要はないと考えられる。

なお、本法では、国家公安委員会、人事院のように合議制の行政機関にあっては、行政機関の長は当該行政機関とすることとしているところ（第３条第１項）、その行政機関を組織する者は本号に該当する。

第二に、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官その他その職の任命の方法その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当で

ない職を占める者が特別秘密を取り扱う場合である（第２号）。

国務大臣は、内閣総理大臣により任命され、内閣総理大臣と共に内閣を組織して行政権の行使について連帯して責任を負うこととされているため、内閣総理大臣は自身の職責を具体的に果たす上で適任だと考えた者を国務大臣として任命する。ここで、本法の適性評価によって国務大臣が特別秘密を取り扱うことができないこととなれば、当該国務大臣は職務の一部を遂行することができず、任命した内閣総理大臣も内閣の首長として行政権を行使するという職責を十全に果たせなくなる。これは内閣に行政権を行使する権限を与えている憲法の趣旨を没却することになりかねない。このため国務大臣の職を占める者を適性評価の対象とすることは適当ではないと考えられる。

また、内閣総理大臣を首長とする内閣がその職責を具体的に果たしていく上で、各府省等において国務大臣に準ずる責任を有し、内閣と一体となって行政権の行使に当たると考えられる内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官といった職を占める者についても適性評価の対象としないこととする。

なお、「その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職」としては、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職を政令で定めることを想定している。

第三に、特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であって、行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員について第７条第２項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置（以下「確認措置」という。）を講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を２月を超えない範囲内において取り扱う場合である（第３号）。

特別秘密を取り扱う事務を行うことが抽象的に排除できないからといって、特別秘密を実際に取り扱う具体的な時期等を予想することが困難な場合にまで前述の適性評価の原則を機械的に当てはめることは行政機関にとって過度の負担になる。

実際に取り扱う具体的な時期等を予想することが困難な場合の特別秘密の取扱いは、特別秘密の取扱いを必要とする事務を偶発的に行うことにより発生するのであって、その中には、当該事務の遂行に係るごく限られた範囲の特別秘密を短期的に取り扱う場合もあるところ、こうしたいわば簡素な取扱いのみを行う職員は、他の職員に比して特別秘密を漏らすおそれが低いと考えられる。したがって、こうした職員については、行政機関の長が、適性評価よりも簡易な方法、即ち、特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある典型的な事実であって特に重視すべきものが存在しないことを質問によって確認する方法により、属人的な漏えいのリスクを一定程度排除した上で期間を限定して特別秘密を取り扱わせることにも合理性があり、適性評価制度の趣旨を没却することにはな

らないと考えられる。

「特別秘密を取り扱うことが必要となる事務で偶発的に行うもの」に該当する事務としては、特別秘密の漏えい等の特別秘密に係る犯罪の捜査が挙げられるほか、予算編成や会計検査といった事務も当該事務に該当し得ると解される。ただし、予算編成や会計検査といった事務のうち防衛省等を対象とするものは、その遂行の方法の如何によっては特別秘密の取扱いを反復・継続することになる余地もあり、その場合にはこれらの事務が「特別秘密を取り扱うことが必要となる事務で偶発的に行うもの」とは評価できない点に留意する必要がある。

確認措置を講ずるに当たり、対象としようとする職員の明示的な同意に係らしめることとしたのは、確認措置が適性評価に準じる制度であることに鑑み、当該職員の個人情報の保護に配慮し、及び当該職員の理解を得て制度を円滑に運営することを制度的に担保するためである。

「特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合」としたのは、特別秘密を簡素に取り扱う事務として想定されるものについて、その遂行に区切りを付けるためには、ほとんどの場合、２月の期間があれば足りると考えられるためである。

なお、「質問」は、対象となる職員に質問票に記載、提出させ、及び必要に応じて口頭で質問することにより行うことを想定している。

第四に、当該行政機関の職員のうち、法令の規定により他の行政機関の職員をもって充てることとされているものであって、第１項及びこの項（第４号を除く。）の規定により当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うことができるものが当該行政機関において特別秘密を取り扱う場合である（第４号）。

行政機関の職員の中には、法令の規定により他の行政機関の職員をもって充てることとされているものがある。具体的には、安全保障会議に置かれる事態対処専門委員会の委員等がこれに該当するが、こうした任命の形態は、ある行政機関の事務の遂行に当たって他の行政機関との連携を制度的に担保する必要があるために採られると考えられる。

したがって、当該行政機関における当該職員の特別秘密の取扱いは当該他の行政機関における特別秘密の取扱いという性格を併せ有していると考えることができるところ、当該職員が当該他の行政機関において適性を有すると認められた職員であるときその他の当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者であるときにまで、当該職員に対して当該行政機関の長が重ねて適性評価を実施する必要性は乏しいと考えられる。

(3)　第３項について

第３項は、都道府県警察において特別秘密を取り扱うことができる者の原則及びその例外となる場合について、行政機関に係る規定を準用する旨を定めている。

都道府県警察は、国ではなく都道府県に属するが、第５条第２項の規定によ

り別表第３号（公共の安全と秩序の維持関係）に関連する職務に従事する職員が特別秘密の取扱いの業務を行うほか、特別秘密に係る犯罪の捜査に従事する職員が特別秘密を取り扱うことが想定される。

特別秘密の漏えいを防止するために特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底する必要がある点において、都道府県警察の職員も行政機関の職員と異ならないため、行政機関における特別秘密の取扱いについて規定した第１項及び第２項（第２号及び第４号を除く。）の規定を都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用することとしたものである。

(4)　第４項について

第４項は、行政機関の長が第５条第３項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、行政機関の職員に準じる方法により適性を有すると認められた契約業者の役職員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。）が特別秘密を取り扱うべき旨の条件を付するものとする旨を定めるものである。

特別秘密の漏えいを防止するために特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底する必要がある点において、契約業者の役職員等も行政機関の職員と異ならない。また、本法では、行政機関の長が、直接役職員等にではなく契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる仕組みとしている。

これらを踏まえると、契約業者における特別秘密の取扱者は、

・　適性を有すると認められた者であって、行政機関の長が適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。）を契約業者に対してした日から５年を経過していないもの
・　適性を有すると仮に認められた者であって、行政機関の長が適性を有すると仮に認めた旨の通知を契約業者に対してした日から３月を経過していないもの

のいずれかである必要がある。

これを担保するに当たっては、

・　行政機関や都道府県警察はその固有の任務及び所掌事務を遂行する上で特別秘密を取り扱うことから、本法では特別秘密の保護のための措置を講ずる主体として位置付けられているのに対し、契約業者については行政機関との契約に基づいて特別秘密に触れるのみであること。
・　契約業者に対しては行政機関の指揮監督権は及ばないこと。

から、行政機関と契約業者との間で結ばれる契約に条件を付すという形式によることとするものである。

第７条（行政機関の職員に係る適性評価）

１　趣旨

本条は、行政機関の職員に係る適性評価の実施権者、対象者、適性の評価の方法、調査事項、手続等を定めるものである。

２　内容

(1)　第１項について

ア　第１項は、第一に、行政機関における適性評価の実施権者（特別秘密を取り扱う適性を有するかどうかを判断する者をいう。）が、当該行政機関の長である旨を定めている。これは、以下の理由による。

・　我が国の安全の維持にとって重要な秘密情報として国が特別秘密に指定したものを厳重な管理に服せしめるのは国の責務と考えられることから、実施権者は、原則として国の行政機関に属する者をもって充てる必要があるため。

・　本法は第２条第１項に規定された行政機関の単位ごとに特別秘密の保護を行わせるものであるところ、適性評価についても当該保護の一環として行政機関ごとにその長の責任において実施することが適当と考えられるため。

イ　第１項は、第二に、適性評価の対象となり得る者として以下の３つを定めている。

(ｱ)　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者（第１号）

第１号に掲げる者には、行政機関の職員である者のほか、当該機関に任用（転任、採用を含む。）される前の者が含まれる。これは、その時点においてはある行政機関の職員でない者であっても、当該行政機関に任用され、速やかに特別秘密を取り扱う事務に従事する必要性が具体的に認められる場合が実務上あり得るためである。

また、「特別秘密を取り扱うことが見込まれる」とは、直ちに取り扱うべき個別具体の必要性が生じている状況のほか、職員が配置されたポストにおけるこれまでの取扱いの実態その他の事情に照らして、取扱いの蓋然性が認められる状況も含まれる。

(ｲ)　当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。）をした日から４年６月を経過した者であって、当該通知の日から５年を経過した後も特別秘密を取り扱うことが見込まれるもの（第２号）

ひとたび適性を有すると認められた職員であっても、時間の経過とともに状況が変化し、特別秘密を取り扱うことが適当でなくなっていることも

考えられる。そこで、行政機関の長が適性を有すると認めた旨の直近の通知をした日から５年を経過した後も特別秘密の取扱いが引き続き見込まれる者には５年を経過する前に改めて適性の見直しを行うこととする。

適性評価を改めて実施する時期を当該通知の日から４年６月を経過した時点以降とするのは、第６条第１項第１号に掲げる要件に該当しなくなるまで６月間の期間を確保すれば、行政機関の長が適性評価を５年を超える前に終了することができると考えられるためである。

(ｳ) 当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。）をした日から５年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの（第３号）

第３号に掲げる者は、ひとたび適性を有すると認められた職員である点において第２号に掲げる者と同様であるが、適性を有すると認めた旨の直近の通知をした後に、適性を有すると認めた判断に影響を与える可能性がある事情が生じている点において、第２号に掲げる者とは状況が異なるものである。

第３号に該当する者としては、例えば、

・ 特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情を行政機関の長が把握した者

・ 適性評価に係る調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものに重大な変化（婚姻等）があった者

が考えられる。

ウ 第１項は、第三に、適性を評価する観点を定めている。適性を有するかどうかの評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）が特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から実施することとするものである。

(2) 第２項について

第２項は、行政機関の長が適性評価を実施する場合に、評価対象者本人について調査を実施すべき事項及び当該事項に係る調査の結果に基づいて評価を実施すべき旨を定めている。

・ 特定有害活動との関係に関すること。
・ 犯罪及び懲戒の経歴に関すること。
・ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関すること。
・ 薬物の濫用及び影響に関すること。
・ 精神疾患に関すること。

・　飲酒についての節度に関すること。
・　信用状態その他の経済的な状況に関すること。

これらの事項について、評価対象者が特別秘密を漏らすおそれがあるかどうかの観点から評価する上で参考にする必要がある理由は、それぞれ以下のとおりである。

ア　特定有害活動との関係に関する事項（第１号）

特定有害活動を自ら行ったり、特定有害活動を行う団体や個人を支援したりする者にとっては、特別秘密を取得することが当該活動の目的の実現に寄与するため、当該活動に自発的に与するような者には特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

イ　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項（第２号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、犯罪又は懲戒の経歴があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

ウ　情報の取扱いに関する非違の経歴に関する事項（第３号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、適切な注意を払って実行する必要がある。この点、評価対象者の秘密情報の取扱いに関する各種の規範の遵守状況は、評価対象者の情報保護に対する意識及び注意力の有無を直接的に表しており、例えば、

・　適正な手続によらず秘密情報を複製すること。
・　認められていない記録媒体に秘密情報を保存すること。
・　秘密情報を示唆する内容をブログ、電子掲示板その他のウェブサイトに掲載し、又は投稿すること。

といった行動が見受けられる者には、犯罪や懲戒に至らなくとも、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

エ　薬物の濫用及び影響に関する事項（第４号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、処方された薬物を医師の指示に従わずに服用する場合には、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないこと、医師の指示に従った適切な服用であったとしても眠気、ふらつき等の薬理効果が発生する場合には、自己を律して行動する能力が低

下するかもしれないことをそれぞれ示唆していることから、このような薬物の濫用及び影響が継続的に見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

オ　精神疾患に関する事項（第５号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、精神疾患により意識の混濁・喪失等が生じたり、薬物依存症・アルコール依存症の症状が見られたりするという事実は、自己を律して行動する能力が十分でない状態に陥るかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

カ　飲酒についての節度に関する事項（第６号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、飲酒により、繰り返し、けんか等の対人トラブルを起こす、文書・物件を紛失する、意識の混濁・喪失状態に陥るなどの問題を起こしているという事実は、評価対象者の自己を律して行動する能力が十分でないかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれが存在すると評価し得ると考えられる。

キ　信用状態その他の経済的な状況に関する事項（第７号）

過去の自発的な情報漏えい事案には、経済的な事情を動機とするものがあったことに鑑みると、住宅や車両の購入といった一般的な目的とは異なる目的で多額の債務を抱えている者には、自発的に特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

また、自己の資力に照らし不相応な金銭消費が見受けられることは、何らかの不自然な金銭を接受しているかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした行動が見受けられる者も同様に、自発的に特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

さらに、特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要があるが、額の多少に関わらず、金銭債務の不履行があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことや、自己を律して行動できないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

(3)　第３項について

第３項は、行政機関の長が適性評価を実施する場合に、第２項に掲げる７つの事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについても調査を実施すべき旨を定めている。

これは、当該７つの調査事項と評価対象者本人との関係を明らかにするための端緒となり得る事項について調査を実施することによって漏えいのおそれと結び付く可能性がある事項が見つかった者に対しては、そうではない者に対してよりも慎重に調査を実施する必要があるためである。

政令で定める調査事項及びその理由としては、例えば「特定有害活動との関係に関する事項」に関して、以下のものが考えられる。

ア　学歴及び職歴に関する事項

評価対象者が、外国にある学校又は国内の外国人学校で教育を受けた経歴や、特定有害活動と関係が深い企業、外国軍隊や外国政府に勤務した経歴を有する場合には、外国人等と接触する機会を通じて外国情報機関等から特定有害活動に関与するよう働き掛けを受けていることがあり得ると考えられるため。

イ　国外に保有する資産、国外への渡航の経歴その他の国外との関連を有する事情に関する事項

評価対象者が外国での投資及び不動産の所有といった経済的な利益を有している場合には、外国情報機関等が、これらの利益を脅かすことによって当該評価対象者の意思を抑圧し、情報漏えいを実行させることが考えられることから、こうした脅しの標的になっていることがあり得ると考えられるため。

また、外国に頻繁に渡航している場合、外国政府から給付・援助を受けたことがある場合、外国人との親密な交際関係がある場合等には、情報漏えいを企図する外国情報機関からその働き掛けを受けていることがあり得ると考えられるため。

ウ　配偶者、家族及び同居人（配偶者及び家族を除く。）の氏名、生年月日及び住所並びに国籍に関する事項

評価対象者の配偶者や家族、同居人といった者に外国籍の者や帰化歴がある者がいる場合には、これらの者が当該評価対象者と密接な関係にあることを利用して、当該外国や原籍国の情報機関等が当該評価対象者に特定有害活動への関与の働き掛けを行うことがあり得ると考えられるため。

これまで述べた調査事項の中には、職業や国籍といった社会的身分に関する項目が含まれるところ、特定の社会的身分にあることによって特別秘密の取扱いの可否を分けるのであれば、社会的身分等により政治的、経済的又は社会的関係において差別されないこと（法の下の平等）を要請する憲法に違反するのではないかとの指摘が有り得るところである。

この点、適性評価制度では、特定の社会的身分にあることをもってではなく、

評価対象者の具体的な行動その他の状況に照らして適性を評価することから、法の下の平等に違反しないと考えられる。

また、適性評価においては、上記のとおり、内心の領域にある信条、思想・良心や信仰そのものを調査事項とはしていないため、信条により差別されることはないことからも法の下の平等に違反しないとともに、内心を告白させることがないことから憲法が要請する思想・良心の自由及び信教の自由を侵害しないと考えられる。

(4) 第４項について

第４項は、適性評価の実施に当たって対象としようとする者の同意を得ることとする旨及び同意に当たって告知すべき事項として、

・ 第２項各号に掲げる事項及び第３項の政令で定める事項について調査を実施する旨
・ 本人や関係者に質問し、本人に資料の提出を求め、及び公務所又は公私の団体に照会して報告を求めることがある旨
・ 第１項第３号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

を定めるものである。

適性評価の実効性を確保する上で実施権者が取得する必要がある評価対象者の個人情報には、人事管理のために通常保有しているものに限らず、精神疾患や信用状態その他の経済的な状況に関することといったプライバシーに深く関わるものも含まれる。そこで、適性評価制度が、評価対象者の責めに帰すべき個別具体的な職務上の義務違反や非行等がないにもかかわらず、行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを契機として評価対象者が把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても実施権者が取得する必要がある制度であることに鑑み、評価対象者の個人情報の保護に配慮し、及び評価対象者の理解を得て制度を円滑に運営するための仕組みとして、適性評価の実施を評価対象者の明示的な同意に係らしめることとするものである。

以下、告知すべき事項ごとに、その趣旨を考察する。

ア 第２項各号に掲げる事項及び第３項の政令で定める事項について調査を実施すること（第１号）。

同意を取得することとした理由に鑑みると、同意を有意なものとするためには、実施権者が本法に規定する範囲で個人情報を取得し（評価対象者本人が提供するもの及び関係者への質問や公務所又は公私の団体から報告によるものを含む。）、これに基づいて適性の評価がなされることを対象としようとする者が認識した上で同意がなされる必要があると考えられる。

イ 本人や関係者に質問し、及び公務所又は公私の団体に照会して報告を求め

ることがあること（第２号）。

法制上は、照会権限を法定することによって行政機関の長が評価対象者の個人情報を取得することも可能であると考えられる。

しかし、評価対象者が認識していないままに、実施権者が関係者に質問し、若しくは公務所又は公私の団体に照会して個人情報を取得することとならないような仕組みが法制上担保されていなければ、個人情報の保護への配慮が適切になされているとは言い難く、また、実態的にも質問を受けた関係者や照会を受けた公務所又は公私の団体がこれに応じることをためらうことが見込まれ、適性評価の実効性が確保できなくなるおそれがあると考えられる。

ウ　評価対象者に資料の提出を求めることがあること（第２号）。

評価対象者が認識していないまま実施権者が評価対象者に資料の提出を求めることとならない仕組みが法制上担保されていなければ、評価対象者の理解を得て制度を円滑に運営するための配慮が適切になされているとは言い難く、適性評価の実効性を確保できなくなるおそれがあると考えられる。

エ　第１項第３号に該当する者として適性評価を実施しようとすること（第３号）

第１項第３号に該当する者は、改めて適性評価を実施することに同意しなかった場合には第８項の規定によりその時点で特別秘密を取り扱うことができなくなる点において、これに同意しなかった場合でも適性を有すると認めた旨の直近の通知をした日から５年を経過するまで特別秘密を取り扱うことができる第１項第２号に該当する者とは法的効果が異なる。

そこで、第１項第３号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合にはその旨を告知することにより、こうした法的効果を十分認識しないままに、特別秘密を取り扱う事務に従事できなくなる事態を回避するものである。

(5)　第５項について

第５項は、行政機関の長が、第２項及び第３項の調査を実施するため、必要な範囲内において、その職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる旨を定めるものである。

実効性のある適性評価を実施するためには、評価対象者について調査事項に関する個人情報を正確かつ必要十分に把握する必要がある。その方法としては、まず評価対象者から質問票の提出を受け、次に面接等により評価対象者から詳細な説明を受け、加えて質問票や面接における回答の真偽を確認する必要がある場合等には評価対象者から資料の提出を受けることが必要であると考えられる。

しかし、評価対象者本人が提供する個人情報が正確かつ必要十分とは限らないこと、情報を行政機関の長が適正に評価するためには、医者等の専門家の所見を必要とする場合も想定されることから、行政機関の長が正確かつ必要十分な情報を把握し、かつ、適正に評価するためには、行政機関の長が、その職員をして職場の上司や同僚といった評価対象者をよく知る関係者に質問させたり、公務所又は金融機関、医療機関といった公私の団体に照会し、報告を求めることができることとすることが不可欠である。

行政機関の長が公務所又は公私の団体に照会する場合にあっては、照会を受けた公務所又は公私の団体から行政機関の長への報告は、個人情報の保護に係る法律と整合的な方法で行われることが要請される。当該方法としては、具体的には、運用上の措置として、行政機関の長が公務所又は公私の団体に照会し報告を求めるに当たり評価対象者本人の同意を得る方法と行政機関の長が公務所又は公私の団体に照会し報告を求めることができる旨を本法に規定し、根拠を明確化する方法の２つの方法が考えられるが、相手方の理解及び協力を得られる制度とする必要があることを考慮し、後者の方法によることとする。

(6)　第６項について

第６項は、行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に通知しなければならない旨を定めるものである。

適性評価が、行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを契機として、評価対象者本人が通常把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても行政機関の長が取得する制度であること、適性評価の実施に当たってこれらの情報を取得することについて評価対象者の明示的な同意をあらかじめ取得することとしていることに鑑みると、行政機関の長が、取得した個人情報に基づいて所与の目的を達成したことを評価対象者との関係において外形的に明らかにするとともに、行政機関の長が評価対象者の適性についてどのような判断を行ったのかを評価対象者本人が知ることができる仕組みを整備することは、適性評価制度を円滑に運営するために必要となる評価対象者の理解を得るために当然に必要と考えられる。

適性を有しないと認める旨を通知した場合の法的効果としては、例えば、行政機関の長は、その職員を特別秘密の取扱者から除外するとともに、これによってその職務の遂行に支障が生じるときは、適切な時期に特別秘密を取り扱うことのない職に転任させるといった措置を講ずることが考えられる。また、その職員が、高位の職を占める者であって、転任させるべき適当な職がなく、こうした措置を講ずることが困難である場合には、適性を有しないと認められたことが職務を遂行する上での「事故」であるとして、一時的に特別秘密の取扱いに係る職務を代行すべき者を指名する措置を講ずることが考えられる。

(7)　第７項について

第７項は、評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知する場合には、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施を妨げない範囲内において、その理由を通知することとする旨、その例外として、評価対象者があらかじめ理由の通知を希望しない旨の申出をした場合にはこれを通知しないこととする旨を定めるものである。

ここで、行政機関の行為としての適性評価の性格についてみてみると、

・　ある評価対象者が適性を有すると認められたとしても、その者が実際にいつどのような特別秘密を取り扱うこととなるかは、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が判断するのであって、この判断と独立して当該者が自由に特別秘密を取り扱う権利が付与されるわけではなく、したがって、適性を有しないと認められたとしても、そもそも失われる権利が存在するわけではないこと。

・　特別秘密の保護のための措置を講ずる義務は行政機関の長又は警察本部長に課されているのであって、適性を有すると認められたことをもって当該者に個別・具体的な義務が課されるわけではなく、したがって、適性を有しないと認められたとしても、そもそも解除される義務が存在するわけでもないこと。

から、評価対象者の権利・義務の変動を伴う行為ではないため、「処分その他の公権力の行使」には該当しないと考えられる。また、適性を有するかどうかの判断は実施権者の裁量に委ねられている。これらのことを踏まえると、適性を有すると認めなかった場合にその理由を評価対象者に通知することが当然に必要となるわけではないと考えられる。

その上で、仮に適性を有しないと認めたという結果のみを通知し、その理由を通知しないこととした場合、評価対象者には、例えば行政機関の長の当該判断に影響を与えた情報に誤りがあるのではないかといった疑問を確認することができないことになるが、こうした疑問に可能な限り応える仕組みがあれば、適性評価制度に対する評価対象者の不信感が解消されることでその実施に誠実に対応することが期待でき、制度の実効性が確保されるというメリットがあると考えられる。これらを考慮すると、基本的には、適性を有すると認めなかった場合の理由は、評価対象者に通知することが有用と考えられるため、これを通知することとするものである。

その一方で、適性を有しないと認めた理由が具体的に通知された場合、その蓄積によって適性評価制度の評価基準を推測することが事実上可能となり得る。この蓄積は、特別秘密を漏らすリスクがあることを不当に隠そうとする者を利することにもなりかねず、ひいては適性評価の実効性の確保の妨げとなり得ることが考えられる。また、適性評価制度においては、行政機関の長が評価

対象者の知人その他の関係者に質問したり、公務所又は公私の団体に対して照会して報告を求めたりすることがあるが、こうした質問や照会によって得られる情報の中には、情報源を明らかにしないことを条件に得られるものもあるため、当該情報を明らかにすれば、以後質問や照会に対する協力が得られず、適性評価の円滑な実施の確保の妨げとなることが考えられる。

こうした状況が生じる場合についてまで理由を通知することは、特別秘密の漏えい可能性を低減させるという適性評価制度の趣旨を没却させるものであると考えられるため、こうした状況が生じないよう、理由の通知は適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において行うこととする。

また、結果の通知を希望した評価対象者のうち、適性を有しないと認められた場合にその理由の通知を希望しないものについては、当該理由を通知しなかったとしても制度の円滑な運営を妨げることとはならないことから、こうした者には理由を通知しないこととする。

なお、適性評価は「処分その他の公権力の行使」に該当しないため、適性を有しないと認められた場合でも、行政不服審査法の不服申立て又は行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象とはならないが、

・　本法では適性を有しないと認められたことを理由として免職・解雇その他不利益な取扱いをしてはならない旨を規定していることから（第12条）、その結果を見直す機会を設ける必要性が実態的に高いとはいえないこと。

・　本法の目的を達成するためには、漏らすおそれがあるとの疑いを払拭できない場合には、特別秘密の保護を徹底する方向に判断する必要があると考えられるところ、仮に不満に対応する仕組みを設ければ、適性を有するかどうかの判断について裁量を有する行政機関の長又は警察本部長が、不満への対応に注意を払うあまり、漏らすリスクに対して厳格な判断をすることを躊躇するおそれも考えられること。

から、本項の規定のほかに、適性を有しないと認められた者の不満に対応する独自の仕組みを設けることはしていない。

(8)　第８項について

第８項は、ひとたび適性を有すると認められた職員に、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要であると行政機関の長が認めて改めて適性評価を実施しようとした場合に、当該職員が適性評価を改めて実施することに同意しなかったときは、当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨を直近に通知した日から５年を経過していないという要件に該当していてもこれに該当しない、換言すれば５年を経過したものとみなして、改めて実施する適性評価を踏まえて、特別秘密を取り扱うことができることができる者の条件を定めた第６条第１項の規定を適用する旨を定めるものである。

すなわち、適性評価が第１項第３号に該当するとして実施される際に対象者

がその実施に同意しなかったときは、改めて適性評価を実施することとした趣旨を踏まえ、これに同意しなかった時点で特別秘密を取り扱うことができないこととなる。

第８条（適性評価の実施中に適性を有すると仮に認めることができる場合）

１　趣旨

本条は、第７条第１項第１号に該当する者として適性評価を実施中の職員について、特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合には、一定の条件の下で適性を有すると仮に認めることができることとする措置を定めるものである。

２　内容

本法では、特別秘密の保護を徹底するため、適性評価により適性を有すると認められた者のみが特別秘密を取り扱うことを原則としており、特に、特別秘密の取扱いを業務とする職員がいる行政機関のように、高度の注意力をもって特別秘密の保護に係る各種の措置を講ずることが求められる機関にあっては、適性評価に要する期間、時期や規模を考慮して計画的にその職員の適性評価を実施することが期待されるところである。

しかし、適性評価が完了するには、通常、数ヶ月程度の期間を要することも見込まれるところ、事故その他の突発的な事態が生じて職員が欠けたことで早急に他の職員を補充する必要があるなど、特段の事情がある場合にまで、適性評価の手続が完了するまで一切その職員が特別秘密を取り扱えないこととすれば、当該行政機関の事務の遂行に不都合が生じることも、ないとはいえない。

このような場合に対応するため、通常の適性評価を実施する過程で、漏えいのおそれが相当程度排除できる段階まで調査が進捗していれば、適性評価の途中において適性を有すると仮に認め、その者が一定の期間に限り特別秘密を取り扱うことができることとすることにも合理性があると考えられる。

(1)　第１項について

ア　第１項は、第一に、適性評価の途中において適性を有すると仮に認めることができる者は第７条第１項第１号に該当する者として適性評価を実施中の者であって、同条第２項第１号（特定有害活動との関係に関すること。）、第２号（犯罪及び懲戒の経歴に関すること。）及び第３号（情報の取扱いに係る非違の経歴に関すること。）に掲げる事項についての調査が終了したものに限る旨を定めている。これは、適性評価の調査事項のうち、漏えいのおそれとの結び付きが特に強いこれら３つの事項についての調査が終了していれば、漏えいのおそれを排除するために必要な相当程度の情報が得られると考えられるためである。

イ　第１項は、第二に、適性を有すると仮に認める条件として、次のいずれにも該当することを定めている。

・　調査が終了している第７条第２項第１号から第３号までについては、これらの事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこ

れを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと（第１号）。

・　適性を有すると仮に認めようとする時点において、調査が終了し、又は調査を継続している第７条第２項第４号（薬物の濫用及び影響に関すること。）、第５号（精神疾患に関すること）、第６号（飲酒についての節度に関すること。）及び第７号（信用状態その他の経済的な状況に関すること。）について、これらの事項のその時点までの調査の結果、特別秘密を漏らすおそれがあると認めるべき事情や当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと（第２号）。

なお、「特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情」とは、その事情の存在によって直ちに特別秘密を漏らすおそれがあるとみなされるわけではないが、関係者、専門家、公私の団体への質問や照会等更に詳細な調査を実施することで新たに得られる情報次第では、特別秘密を漏らすおそれがあると認めるべき事情になる可能性がある事情をいう。例えば、原因が明らかでない多額の借金があることや精神疾患の経歴があることが該当する。

(2)　第２項について

第２項は、行政機関の長は、適性を有すると仮に認めたときはその旨を評価対象者に対し通知する旨を定めている。これは、

・　評価対象者が行政機関の長から何ら通知を受けることなく特別秘密を取り扱うことになれば、評価対象者にとっては適性評価の進捗状況が判然とせず、適切な手続きに基づいて特別秘密を取り扱っていないのではないかとの不安や疑念を生じさせることを避けられること。

・　適性を有すると仮に認めた旨を通知することにより、行政機関の長が引き続き所要の調査を実施する必要があり、そのために質問等を受けることがあることを評価対象者が予見することができ、残りの調査を実施する上での混乱を避けられること。

が期待できるためである。

なお、第７条第２項第１号から第３号までの調査が終了した時点において、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情が存在する場合には、適性を有しないと仮に認める必要はなく、通常の適性評価の手続によって適性を有しないと認めた旨等の通知を行うこととなる。

第９条（都道府県警察の職員に係る適性評価）

１　趣旨

本条は、都道府県警察の職員として特別秘密を取り扱う者に係る適性評価については、行政機関の職員に係る適性評価を定めた第７条及び第８条の規定を準用する旨及び準用に当たっては実施権者に係る規定等について所要の読替えを行う旨を定めるものである。

２　内容

都道府県警察の職員に係る適性評価について第７条及び第８条の規定を準用するに当たっては、「行政機関の長」を「警察本部長」に読み替えることにより、その実施権者を警視総監又は道府県警察本部長としている。これは、

・　都道府県警察は本法の行政機関ではないが、警察庁の所掌事務を遂行する上で警察庁長官の指揮監督を受けて特別秘密の取扱いの業務を行うほか、特別秘密に係る犯罪の捜査といった所掌事務を遂行する上で特別秘密を取り扱うことが想定されるため、特別秘密を取り扱う独立した組織として評価できることから、本法の行政機関に準じて都道府県警察単位ごとに特別秘密の保護を行わせることに合理性があると考えられ、その場合、特別秘密の保護の措置を講ずる責任がある者として行政機関の長に相当する者は警視総監又は道府県警察本部長であること。

・　適性評価の実施権者は原則として国の行政機関に属する者をもって充てる必要があるが、この点、警察事務が本来的に住民の日常生活の安全の確保という地方的性格と国全体の安全等の確保という国家的性格とを併せ持つことを踏まえた上で、我が国の現行の警察制度では、都道府県警察に一定の国家的性格を付与していること。

から、都道府県警察の職員の適性評価は、警視総監又は道府県警察本部長を実施権者とすることが適当と考えられるからである。

第10条（契約業者の役職員等に係る適性評価）

1　趣旨

本条は、契約業者の役職員等として特別秘密を取り扱う者に係る適性評価については、行政機関の職員に係る適性評価を定めた第７条及び第８条の規定を準用する旨及び準用に当たっては結果の通知に係る規定等について所要の読替えを行う旨を定めるものである。

2　内容

契約業者の役職員等に係る適性評価においては、結果の通知は評価対象者だけでなく契約業者に対しても行う必要がある。これは、契約業者は、その役職員等のうち適性を有すると認められた者を把握していなければ、誰に特別秘密を取り扱わせることができるのか判断できないからである。

また、契約業者はその判断をする限りにおいて適性評価の結果を知る必要があることから、適性を有しないと認められた場合に行政機関の長はその理由を契約業者には通知しないこととする。

このため、契約業者の役職員等に係る適性評価について第７条及び第８条の規定を準用するに当たっては、これらの点を反映するよう結果の通知に係る規定について所要の読替えを行っている。

なお、契約業者の役職員等の適性評価において契約業者を実施権者としないのは、我が国の安全の維持にとって重要な秘密情報として国が特別秘密に指定したものについて、これを厳格な管理に服せしめるのは国の責務と考えられることから、実施権者は国の行政機関に属する者をもって充てる必要があるからである。

第11条（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）

1　趣旨

本条は、適性評価の実施権者である行政機関の長及び警察本部長が、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する評価対象者の個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない旨を定めるものである。

2　内容

特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価するためには、第７条第２項各号に掲げる事項及び第３項の政令で定める事項に関して評価対象者の個人情報を取得する必要があるが、この中には、通常の人事管理上保有される個人情報以外にも、精神疾患や経済的な状況といったプライバシーに深く関わるものが含まれている。

ここで、適性評価制度において、個別具体的な職務上の義務違反や非行がないにもかかわらず、このようなプライバシーに深く関わるものまで含めた個人情報の取得が許容されるのは、我が国の安全の維持にとって重要な情報である特別秘密を保護するための同制度に、個人の権利利益の保護の要請との比較衡量においてもなお優先されるほどの高い公益性が認められるためである。このことに鑑みれば、適性評価の実施のために取得された個人情報は、それ以外の目的のために利用され、提供されることがないよう特に慎重な取扱いが求められると考えられる。

適性評価の実施のために取得された個人情報は、基本的には、行政機関にあっては行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定めた行政機関個人情報保護法に従って保護される。ここで、同法においては、法令に基づく場合（同法第８条第１項）以外にも、個人の権利利益の保護の必要性と個人情報の有用性を比較衡量して有用性の方が上回る場合等、取得した目的以外の目的で利用・提供ができる例外的な取扱いも認められている（同法第８条第２項）が、単純にこの法律に従うこととすれば、適性評価で取り扱われる評価対象者のプライバシーに深く関わる個人情報が、例えば人事評価においても利用されるのではないかといった不安感や不信感が評価対象者に発生し、適性評価制度の実効性を損なうことになりかねないと考えられる。このような事情は都道府県警察においても同様である。

この点を解決するため、本法においては、行政機関の長及び警察本部長が適性評価の実施のために取得した個人情報に関しては、同法第８条第２項に定める例外的な利用・提供を禁止することとする。

第12条（不利益取扱いの禁止）

1　趣旨

本条は、適性評価の対象としようとする者が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性評価の対象となった者が適性を有しないと認められたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない旨を定めるものである。

2　内容

適性評価制度は、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがないと認められた職員以外の職員をその取扱者から除外することにより特別秘密の漏えいを防止することを目的としている。したがって、行政機関の長、警察本部長及び契約業者は、対象者であるその職員等の適性評価の結果を当該目的を達成するために用いるべきことは論をまたないところである。

この点、適性評価の対象としようとする者が適性評価を実施することに同意しなかった場合に、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が指揮命令義務違反や誠実義務違反を問うことや、適性を有しないと認められた場合にその職員等を勤務全般における適性を欠く者とみなして、免職・解雇、降任、減給等の処分をしたり、専ら雑務に従事させ就業環境を害したりするといった、適性評価の目的以外の場面で適性評価の結果を斟酌する余地があれば、対象者が自らの責めに帰すべき非違がない中で、任命権や給与決定権を背景に行政機関の長、警察本部長又は契約業者が、特別秘密を取り扱わせようとしたことを口実として、対象者に一方的に不利益を与えるという理不尽な事態が起こらないとも限らない。

さらに、そうした事態への不信感ないし不安感を払拭できなければ、対象者は、適性評価の実施に同意しつつも調査事項に係る個人情報を漏れなく正確に提供することをためらい、それによって特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを実施権者が適正に評価できず、制度の実効性を損なうことになりかねない。

このため、行政機関の長、警察本部長及び契約業者が、適性評価の対象としようとする者が適性評価を実施することに同意しなかったこと又は適性評価の対象となった者が適性を有しないと認められたことを理由として、不利益な取扱いをすることがないようにする必要がある。

(1)　第１項について

第１項は、行政機関及び都道府県警察の職員に関する不利益取扱いの禁止について定めている。

行政機関の職員にあっては、一般職の職員については国家公務員法の適用が、自衛隊の隊員については自衛隊法の適用があり、また都道府県警察の職員にあっては国家公務員法又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用があり、それぞれの法律の任用、免職等に関する規定を的確に運用することによって、

適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として免職その他不利益な取扱いを受けることがないことが担保されている。

このため、これらの者については、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として、これらの者に免職その他不利益な取扱いをすることは禁止行為として違法であるという旨を明確化する必要性は必ずしも高くないものの、その趣旨を明文化しないことにより、後述する契約業者の職員等との比較において反対解釈を生じることが懸念されることから、この趣旨を確認的に規定することが適当と考えられる。民間部門の労働者と公務員に共通に適用される制度において免職等の不利益取扱いが懸念される場合に、公務員については国家公務員法その他の公務員法制によりそうした取扱いがなされないことが担保されているため、これを禁止行為として違法とする旨を明文化する必要性が必ずしも高くないものの、民間部門の労働者との比較において反対解釈が生じることがないよう確認的にその旨を規定している例としては、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第７条があり、本法もこれに倣ったものである。

適性評価を実施することに同意しなかった場合等において、これらの者に不利益を及ぼし得る者としては、任命権者や給与決定権者等が考えられることから、条文上で不利益な取扱いをしてはならない旨の規範を課す対象は、「行政機関等の職員の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者」とする。

なお、行政機関の職員のうち特別職の国家公務員（自衛隊の隊員を除く。）は、その職務の特殊性を踏まえ自由な任免が適当と考えられていることから、不利益取扱いの保護の対象としないこととしたものである。

(2)　第２項について

第２項は、契約業者の役職員等に関する不利益取扱いの禁止について定めている。

契約業者の役職員等のうち、使用される者に対する解雇その他不利益な取扱いは、労働契約法（平成19年法律第128号）第16条（解雇）及び第15条（懲戒）の規定並びに判例により、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当として是認することができない場合は、使用者の権利の濫用として無効となるとされている。

しかし、この旨の労働契約法の規定及び判例は、使用者の権利の濫用を判断する基準としては抽象的であり、当該法律や判例が、本法によって適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として行われた解雇その他不利益な取扱いに対しても効力を有するのかは必ずしも明確ではない。また、専ら雑務に従事させて就業環境を害するといった事

実上の不利益な取扱いや、既に契約業者との使用関係を終了した者についての不利益な取扱いを制限する法的根拠は現状存在していない。

したがって、契約業者が、その使用し、又は使用していた者に対して、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として解雇その他不利益な取り扱いをすることは禁止行為として違法である旨を明確に規定することとする。

なお、使用される者以外の者にあっては、例えば役員はその解任、報酬が、会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株主総会の決議によって定められることから、本法に基づく不利益取扱いの保護の対象とはしないものである。

第13条（確認措置を実施した場合への準用）

1　趣旨

本条は、確認措置を実施した場合に係る個人情報の利用及び提供の制限並びに不利益取扱いの禁止については、適性評価に関しこれらを規定した第11条及び第12条第１項の規定を準用する旨及び所要の読替えを行う旨を定めるものである。

2　内容

確認措置を講ずるために行政機関の長又は警察本部長が取得する個人情報の中にはプライバシーに深く関わるものが含まれるが、こうした情報の取得が許容されるのは特別秘密の保護に高い公益性が認められるためである。このことを踏まえると、こうした個人情報は特別秘密を保護するという目的以外に利用・提供されることがないよう特に慎重な取扱いが求められる。

また、その職員が確認措置の実施に同意しなかったことや第６条第２項第３号に規定する特定の事実が存在しないことが確認できなかったことといった結果は、特別秘密の取扱いの可否を分ける判断でのみ斟酌されるべきである。

これらの点が担保されないのではないかとの不信感や不安感をその職員が払拭できなければ、行政機関の長や警察本部長は確認措置を的確に講ずることができず、その実効性が損なわれることになりかねないことは適性評価と同様である。

したがって、適性評価に係る個人情報の利用及び提供を制限する旨の規定及び不利益取扱いを禁止する旨の規定を確認措置を実施した場合について準用することとしたものである。

第14条（その他の保護措置）

1　趣旨

本条は、行政機関の長及び警察本部長は、特別秘密の指定等について定める第３条、第４条及び第６条から第10条までのほか、政令で定めるところにより、第３条第１項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずる旨を定めるものである。

2　内容

本法では、第３条第１項に規定する事項を保護するため、特別秘密の指定（第３条）、指定の有効期間及び解除（第４条）、特別秘密の取扱者（第６条）、適性評価（第７条から第10条まで）について規定しているが、これら以外に第３条第１項に規定する事項の保護上必要な措置としては、防衛秘密の保護上必要な措置を政令に委任している自衛隊法及びこれに基づく自衛隊法施行令の関係規定を参考にすると、例えば、

・　行政機関の長又は警察本部長が、その職員のうちから特別秘密の取扱いを管理する者を指名すること。
・　第３条第１項に規定する事項が特別秘密として指定されたときに、当該事項の取扱いに従事する職員にその旨を周知すること。
・　特別秘密を取扱いに従事する職員の範囲を定めること。
・　特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び特別秘密の伝達を適切に管理するための措置を、行政機関の長又は警察本部長の定めるところにより講ずること。

が考えられる。

なお、都道府県警察は特別秘密を取り扱う独立した組織と評価できるところ（第９条の解説を参照）、警察本部長は、その組織における特別秘密の保護上必要な措置を講ずる責任を行政機関の長と同様に負わせることが適当と考えられることから、本条では、第３条、第４条及び第６条から第10条までに定めるもの以外の保護措置を講ずる旨について、行政機関の長と警察本部長を併せて規定している。

第15条（政令への委任）

1　趣旨

本条は、本法各条に委任規定を持たない事項であって本法の実施に必要なものについて、政令で定めることを規定するものである。

2　内容

政令には、法律の具体的な委任に基づいてその委任の範囲内で法律の所管事項を定める委任命令と、法律の規定を実施するために必要な事項を定める実施命令があるが、本条は、本法に関する実施命令について規定したものである。

そして、本法の規定を実施するために必要な事項としては、各条ごとの必要性から当該条文に政令への委任を明記しているもの以外にも、法全体の実施に関する手続的・技術的な事項で政令で定めるべきものがあり得ることから、本条を置いたものである。

本条の規定に基づいて政令で定める事項として検討の対象になり得るものとしては、

・　複数の行政機関の共有に係る事項を指定する場合における協議に関する手続的・技術的な事項
・　複数の行政機関が特別秘密を共有する場合における指定の有効期間の延長及び解除に係る調整に関する手続的・技術的な事項
・　適性評価に係る告知及び同意の取得並びに質問に関する手続的・技術的な事項

といったものが考えられる。

第16条（特別秘密の漏えい罪）

1　趣旨

特別秘密の保護のためには、業務により特別秘密を取り扱う者（以下「業務者」という。）による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止することが必要不可欠である。そこで、本条では、業務者による特別秘密の故意の漏えい、同未遂及び過失による漏えいを処罰するものである。

2　内容

(1)　取扱業務者による故意の漏えい罪（第１項）

ア　主体

(ｱ)　業務者のうち「特別秘密を取り扱うことを業務とする者」（以下「取扱業務者」といい、それ以外の業務者を「業務知得者」という。）である。改正前自衛隊法は「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」（同法第122条第１項）による防衛秘密の漏えい行為のみ処罰の対象としているところ、本項はそれと同様の者による特別秘密の漏えい行為を処罰するものである。

「特別秘密を取り扱うこと」とは、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務をいい、「業務」とは、人が社会生活上の地位に基づき反復継続して行う事務をいう。したがって、取扱業務者とは、社会生活上の地位に基づき、反復継続して、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務を行う者をいう（防秘解説55頁）。具体的には、防衛省、外務省、警察庁、公安調査庁、内閣官房等において、我が国の安全を脅かす国内外の情勢に関する情報といった機微な情報の収集・分析に従事する者等が想定される。また、第６条の規定によりこれらの行政機関から特別秘密の提供を受けてその取扱いの業務を行う行政機関若しくは都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等も取扱業務者に該当する。

(ｲ)　取扱業務者は、特別秘密の取扱いを反復継続することが見込まれるため、業務知得者に比べ、特別秘密に触れる程度や頻度が高く、その漏えいによる法益侵害の範囲が多岐にわたり、頻発のおそれも大きく、法益侵害の危険が高くなることが考えられる。

また、取扱業務者は、その職務上特別秘密の取扱いが当然に予定され、それ故に特別秘密を厳格に保全することがその職務上特に強く求められる者であるため、業務知得者に比べてより厳格な秘密保全義務を負う者であり、かつ、このような義務を負うことを前提に自己が所属する機関から特別に信頼されて当該職務に就いている者と考えられる。このような取扱業

務者による漏えいは、業務知得者による場合と比べ、より非難可能性が高いと考えられる。

このように、取扱業務者による漏えいは、業務知得者による場合と比べ、法益侵害の危険が高く、また、非難可能性も大きいと考えられるため、より重い法定刑を定めることとした。

(ｳ) 本法の罰則の目的は、業務者による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止することにあり、いったん業務者として特別秘密を知得してその保全下に置いた者であれば、その後の漏えい行為はたとえそれが当該業務を離れた後のものであっても本法により処罰すべきであって、本項後段はそのような行為を処罰するための規定である。

他方、行政機関若しくは都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等が業務によりある事項を知得した後に当該業務を離れ、又は退職し、その後に当該事項に対して特別秘密の指定があった場合、当該者は一度も業務者として当該特別秘密をその保全下に置いていないため、その後の漏えい行為は本法による処罰の対象とはしない。この場合、行政機関又は都道府県警察の職員による漏えい行為は、国家公務員法等により処罰され得る。

イ 「知得」

「知得」とは、改正前自衛隊法及び日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）（以下「ＭＤＡ秘密保護法」という。）に規定する「知得」と同義であり、無形的な事項すなわちある事実又は情報を知っている状態をいい、「知っている」すなわち認識の程度としては、「特別秘密を含めた何らかの秘密であること」の認識があり、かつ、「特別秘密を含めた何らかの秘密の意味をまったく認識していないわけではない」程度の意味の認識があれば足りる（防衛秘密制度の創設に係る自衛隊法改正当時の防衛庁作成に係る内閣法制局説明資料（以下「自衛隊法改正資料」という。））。

この点、ＭＤＡ秘密保護法は特別防衛秘密として無形的な事項（「左に掲げる事項」（同法第１条第３項））に加え「これらの事項に係る文書、図画又は物件」（同項）という有体物を定義したため、処罰すべき漏えい行為の対象に関し、無形的な事項についての「知得」に加え、有体物についての「領有」も規定しているのに対し、改正前自衛隊法は無形的な事項のみを防衛秘密として定義したため、無形的な事項についての「知得」のみを規定している。本法は改正前自衛隊法と同じく無形的な事項のみを特別秘密として定義するものであるため、同法に倣い「知得」のみを規定することとした。

このように、改正前自衛隊法及び本法では、処罰すべき漏えい行為の対象に関し有体物についての「領有」を規定していないが、有体物に係る漏えい行為を処罰の対象外とするものではない。すなわち、事項を記録する文書等の占有を得る際に当該事項について上述の程度の認識を得た場合、当該事項を「知得」したこととなり、当該文書等に係る漏えい行為も処罰の対象とな

る。他方、事項を記録する文書等の占有を得たものの当該事項について何らの認識も有していないような場合、当該事項を「知得」したものとはいえず、当該文書等に係る漏えい行為は処罰の対象とはならない。

なお、本法第17条第１項に規定する「取得」とは後述のとおり事項を記憶すること及び事項に係る有体物の占有を得ることをいうところ、上記のように文書等の占有を得たものの事項について何らの認識も有していないような場合、「知得」には該当しないものの「取得」には該当する（ただし、故意が欠けるため取得罪は成立しない。）。

ウ　「漏らした」

改正前自衛隊法に規定する「漏らした」と同義であり、自己以外の者に対し、正当な理由なく、特別秘密たる事項を口頭、電話、放送等により告知し、若しくは文書、図画、電信等によって伝達し、又は特別秘密たる事項を含む文書、図画、物件を交付することであり、相手方をして了知させることを必要とせず、知り得る状態に置いたことをもって足りる（自衛隊法改正資料）。

エ　法定刑

(ｱ)　特別防衛秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪（ＭＤＡ秘密保護法第３条第１項第３号）及び営業秘密の故意の開示等の罪（不正競争防止法（平成５年法律第47号）第21条第１項第４号ないし第６号）の法定刑がいずれも10年以下の懲役であることとのバランスに鑑み、特別秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑も10年以下の懲役とすることとした。

この点、改正前自衛隊法は、漏えいがもたらす影響として、自衛隊の任務遂行への支障といういわば中間的な段階に着目し、同法の他の罰則とのバランスも考慮して防衛秘密の取扱業務者による漏えい罪の法定刑を５年以下の懲役としているが、本法は、国及び国民の安全の確保等に対する脅威という漏えい行為の本質的な性格に着目するものであり、その結果として改正前自衛隊法と異なる法定刑を定めることに合理性は認められると考えられる。

(ｲ)　また、過去の秘密漏えい事案においては金銭的対価を伴うものが少なくないため、罰金刑を任意的に併科することとし、現行法上10年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は1000万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

オ　他罪との関係

行政機関又は都道府県警察の職員が特別秘密を故意に漏えいした場合、本項又は第２項の漏えい罪が成立するほか、国家公務員法等の守秘義務違反罪が成立することがあるところ、その場合、両者は観念的競合（刑法（明治40年法律第45号）第54条第１項前段）として処断されることになる。

カ　義務規定の要否

秘密保全に関する現行法制においては、国家公務員法のように、義務規定

を設けた上でその違反行為に対する罰則を別途規定する例もあるが、本法の特別秘密の漏えい行為は、改正前自衛隊法の防衛秘密の漏えい行為と同様、本来的に反社会的であると考えられるため、義務規定は設けないこととした。

(2) 業務知得職員による故意の漏えい罪（第２項）

ア 主体

(ｱ) 業務知得者のうち、行政機関又は都道府県警察の職員である（以下「業務知得職員」という。）。

業務知得者については、ＭＤＡ秘密保護法において、「(ｲ)捜査官が本法違反事件の捜査にあたり防衛秘密を知得領有した場合(ﾛ)国会議員が秘密会で防衛当局の説明を聴取した場合(ﾊ)大蔵省主計官が防衛当局の予算の説明を聞く際知得領有した場合(ﾆ)本法違反被疑事件担当の弁護人が知得領有した場合(ﾎ)タイピストや謄写版の筆耕が防衛秘密事項のタイプや製版を依頼されて知得した場合等」（郡祐一「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法精義」103頁）が想定されているところ、本項は業務知得者が行政機関又は都道府県警察の職員である場合に限ってその漏えい行為を処罰の対象とするものである。

(ｲ) 改正前自衛隊法においては、業務知得者による漏えい行為を処罰の対象としていないが、これは、そもそも防衛省・自衛隊を規律の対象とする同法（同法第１条参照）において、上記(ｱ)に列挙した者をすべて罰則の対象とするのはいささか行き過ぎの感があり、関係方面との調整が困難であるため、処罰対象とすることを見送ったものと考えられる。

これに対して本法は、行政機関及び都道府県警察における特別秘密の保護のため、適性評価などの厳格な管理義務や罰則により行政機関及び都道府県警察を規律するものである。したがって、本法により処罰対象とすべき漏えい行為の主体は、行政機関又は都道府県警察の職員全体に及ぶこととするのが自然な考え方であり、職員の中に取扱業務者に該当しない業務者が含まれているのであれば、それらの者も含めて処罰対象とすることが適当と考えられるので、業務知得者であっても行政機関又は都道府県警察の職員に該当する者については処罰対象とすることとした。

なお、都道府県警察の職員が特別秘密に係る犯罪の捜査を職務とするため業務知得者として特別秘密を取り扱うことが具体的に想定されるのに対し、地方公共団体のその他の職員については、業務により特別秘密を知得することが想定し難いことから、本項の処罰対象とはしないこととした。

(ｳ) 本項後段は、前項後段と同様、本法の罰則の目的に鑑み、業務知得職員による退職後の漏えい行為を本項により処罰するための規定である。

イ 法定刑

自由刑については、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下

の懲役としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、５年以下の懲役とすることとした。

罰金刑については、現行法上５年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は500万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

(3)　取扱業務者又は業務知得職員による故意の漏えい行為の未遂罪（第３項）

「未遂」とは、漏えいの実行に着手したが、相手方に知り得る状態に至らなかった場合であり、例えば、特別秘密を記録した文書を郵送したものの、直後に検挙されて当該文書が相手方に到達しなかった場合などが想定される。

(4)　取扱業務者による過失漏えい罪（第４項）

ア　主体

第１項と同じく取扱業務者である。過失犯についても、取扱業務者による漏えいは、業務知得者による場合と比べ、法益侵害の危険が高く、非難可能性も大きいと考えられるため、より重い法定刑を定めることとした。

イ　「過失により」

漏えいの認識又は認容のないまま不注意により一定の作為・不作為を行い、漏えいの結果を引き起こした場合であり、例えば、不注意により特別秘密であることを失念して当該特別秘密に係る事項を自己以外の者に告知した場合、特別秘密が記録された文書を公園のベンチに置き忘れ、自己以外の者が知得するに至った場合などが想定される。

ウ　法定刑

自由刑については、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、２年以下の禁錮とすることとした。

また、２年以下の禁錮に対する選択刑としての罰金額は、１年以下の禁錮に対するものと同様、現行法上30万円以下とするのが最も一般的であるが、業務知得職員による過失漏えい罪との差別化を図る必要があると考えられることから、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、50万円以下の罰金とすることとした。

(5)　業務知得職員による過失漏えい罪（第５項）

ア　主体

第２項と同じく業務知得職員である。

イ　法定刑

自由刑については、取扱業務者による過失漏えい罪の法定刑を２年以下の禁錮としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、

１年以下の禁錮とすることとした。

罰金刑については、１年以下の禁錮に対する選択刑としての罰金額は、現行法上30万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

第17条（特別秘密の取得罪）

1　趣旨

(1)　業務者による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止するためには、業務者による漏えい行為を防止することが最も重要であるが、外部者による特別秘密の取得行為の中には、

①　窃盗、不正アクセス又は特別秘密の管理場所への侵入など、業務者の管理を害する行為（以下「管理侵害行為」という。）を手段として特別秘密を直接取得する場合

②　欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、業務者から特別秘密を取得する場合

など、業務者による漏えい行為の処罰では抑止できない態様のものがあり、近時、情報通信技術の進展に伴い、コンピュータ・ウイルスを用いて外部から直接企業内情報をねらった上記①に該当する事件が実際に発生していることも踏まえると、処罰の対象とする必要性は高いと考えられる。また、上記①②に該当する取得行為は、犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするものであり、これらに限って処罰の対象とするのであれば、正当な取材活動など本来許容されるべき行為との区別も明確であり、国民の基本的人権を侵害するようなおそれはないと考えられる。

したがって、外部者による特別秘密の取得行為のうち、上記①②に該当する取得行為に限って処罰の対象としたのが本条である。現行法上、機微な情報の取得を処罰する立法例として、不正競争防止法第21条第１項第１号の営業秘密の取得罪、割賦販売法（昭和36年法律第159号）第49条の２第２項のクレジットカード番号等の取得罪がある。

(2)　なお、改正前自衛隊法においては、外部者による防衛秘密の取得行為を処罰の対象としていない。これは、そもそも自衛隊法が自衛隊内部を規律することを直接的な目的としており（同法第１条参照）、外部者による防衛秘密の取得行為を処罰の対象とすることが同法の目的からして必須とまではいえず、他方で外部者による取得行為を広く処罰の対象とすることに懸念があることを考慮したものと考えられる。

本法は、自衛隊法とは異なり、特別秘密の保護そのものを目的としている以上、その保全状態を脅かす行為であれば、業務者による漏えい行為に限らず処罰の対象とするのが適当である。

2　内容

(1)　特別秘密の取得罪（第１項）

ア　主体

主体に限定はない。

イ　「次に掲げる行為により特別秘密を取得した」

「取得」とは、不正競争防止法第21条第１項第１号「取得」と同義であり、特別秘密を再現可能な状態で記憶すること又は特別秘密を記録する文書、図画若しくは物件若しくは特別秘密を化体する物件の占有を得ることをいう（経済産業省知的財産政策室「逐条解説不正競争防止法（平成21年改正版）」（以下「逐条解説不競法」という。）180頁）。

「次に掲げる行為により」とは、本項各号に規定する行為を特別秘密の取得の手段として用いることをいい、本項各号に規定する行為が複数認められる場合、最も直接的な手段として用いる行為を捉えて「次に掲げる行為」と評価することになる。例えば、施設に侵入した上で特別秘密を記録する文書を窃取した場合、「施設への侵入」（第３号）ではなく「財物の窃取」（第２号）により取得したものと評価することになる。

ウ　「人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為」（第１号）

不正競争防止法第21条第１項第１号「詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。）」と同義であり、刑法上の詐欺罪、強盗罪、恐喝罪の実行行為である欺罔行為、暴行、脅迫に相当するものである（逐条解説不競法178頁）。欺罔行為等により特別秘密を記録する文書等の占有を得る場合のほか、特別秘密を口頭で聞き出す場合なども含まれる。

エ　管理侵害行為（第２号～第８号）

不正競争防止法は、営業秘密に係る管理侵害行為として「財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為」（同法第21条第１項第１号）を処罰の対象としているところ、営業秘密については、広く民間において保有され、管理の程度は各保有者により軽重様々であると考えられるため、「その他の保有者の管理を害する行為」には、比較的弱い管理を前提とする管理侵害行為、例えば

㋐　望遠鏡等による覗き見
㋑　聞き耳を立てて壁の向こう側の会話を盗み聞きする行為
㋒　合法的に施設に立ち入り、無施錠の保管庫を無断で開ける行為
㋓　暗号化されていない無線による通信を傍受する行為

といった行為まで含まれると解されている。

他方、本法の特別秘密については、保有者は国の行政機関、都道府県警察及び契約業者に限定されており、改正前自衛隊法の防衛秘密と同様、政令、訓令、ガイドライン等を通じて各保有者における厳格な管理を義務付けることを予定している上、特別秘密の管理に従事するのが適切でない者をあらかじめ除外する適性評価制度を新設するなど、一定水準以上の管理を確保するための制度的担保を強化している。そのため、特別秘密については、㋐～㋓

のような一定水準に満たない不十分な管理を前提とする管理侵害行為を処罰の対象とする必要性が乏しく、刑罰の謙抑性等の観点も踏まえると、これらを処罰の対象としないことが合理的であると考えられる。

以上のことを踏まえ、本法においては、㋐～㋓のような一定水準に満たない不十分な管理を前提とする管理侵害行為を処罰の対象から外すため、特別秘密に係る管理侵害行為を限定列挙することとした。

(ｱ)　「財物の窃取」（第２号）

有体物の占有という管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものであり、不正競争防止法第21条第１項第１号「財物の窃取」と同義であって、刑法上の窃盗罪の実行行為に相当するものである（逐条解説不競法178頁）。

(ｲ)　「施設への侵入」（第３号）

施設における保管という管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものであり、不正競争防止法第21条第１項第１号「施設への侵入」と同義であって、刑法上の建造物侵入罪の実行行為に相当するものである（逐条解説不競法179頁）。

「施設」とは、一定の目的のために設けられた土地、家屋その他の建設物をいう（「法令用語辞典＜第９次改訂版＞」（以下「法令用語辞典」という。）474頁参照。）。

(ｳ)　「施設若しくは設備を損壊し、又は特別秘密を保有する行政機関、都道府県警察又は契約業者（次号及び第八号において「保有者」という。）の同意なくその錠をはずす行為」（第４号）

保管庫にドリルで穴を開け、あるいは無断で保管庫を開錠して庫内から特別秘密を記録する文書を取り出し、その内容を記憶して立ち去る行為のように、施設又は設備における保管という管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものである。

「設備」とは、機械、器具その他の建設物に備えられる物をいい（法令用語辞典474頁参照。）、特別秘密が保管された金庫などがこれに当たる。

「損壊」とは、刑法上の建造物損壊罪又は器物損壊罪の実行行為に相当するものである。

(ｴ)　「映像若しくは音声を送信する機能又は録画若しくは録音の機能を有する機器を保有者の同意なく施設又は施設の区画された部分に設置する行為」（第５号）

会議室に無断で盗聴器を設置して会議における特別秘密に係る会話を盗聴する行為のように、閉鎖的な房室において入室を許可された者に限定して特別秘密に係る映像又は音声を視聴させるという管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものである。

「映像若しくは音声を送信する機能を有する機器」及び「録画若しくは録音の機能を有する機器」は、いずれも盗聴器や盗撮器のような機器であ

るが、前者は現に行われている会話等の様子を離れた場所で視聴することを可能とするもの、後者は会話等の様子を記録した機器を後日回収してその様子を視聴することを可能とするものをそれぞれ想定している。

「施設又は施設の区画された部分」とは、特定の者のみが特別秘密に係る映像又は音声を視聴することができる程度に閉鎖的な建設物又はその区画された部分をいう。

「設置する行為」には、自ら施設内に立ち入って機器を設置する場合のほか、職員の衣服や所持品に機器を忍び込ませて施設内に持ち込ませるなど、情を知らない他人を利用して設置する場合も含まれる。

(オ) 「施設又は施設の区画された部分に係る振動を当該施設又は当該部分の外部から検知し、及び分析することにより、これらの内部の音声に係る情報を取得する行為」(第６号)

会議室等の閉鎖的な房室内の特別秘密に係る音声を盗聴する行為を処罰の対象とする点で第５号と共通しているが、閉鎖的な房室の内部に無断で盗聴器を設置するのではなく、機器を用いることにより閉鎖的な房室の外部から特別秘密に係る音声を盗聴する行為を処罰の対象とするものである。

「振動を当該施設又は当該部分の外部から検知し、及び分析する」とは、房室等の壁、窓等の振動を機器を用いて当該房室等の外部から感知し、これらの内部の音声を復元することをいう。使用される機器としては、例えば、窓ガラス等にレーザー光を照射し、その反射光の周波数等の変化を解析した上で音声に変換するレーザー盗聴器、壁等の微弱な振動を電気信号に変換し、その電気信号を増幅した上で音声に変換するコンクリートマイクが考えられる。

(カ) 「有線電気通信を傍受する行為又は暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為」(第７号)

ａ 「有線電気通信を傍受する行為」

「有線電気通信」とは、送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいい（有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第２条第１項参照。）をいい、「傍受」とは、現に行われている他人間の電気通信（後述）について、その内容を知るため、当該電気通信の当事者のいずれの同意も得ないで、これを受けることをいう（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第136号）第２条第２項参照。）。

有線電気通信は、通信手段ないし通信内容の伝達経路そのものが閉鎖的性質を有しており、通信の当事者以外の第三者による傍受が本来想定されないものであるため、有線電気通信により特別秘密に係る通信を行

うこと自体に一定の管理性を認めることができる。そこで、本法は、特別秘密に係る有線電気通信については、暗号を用いていないものも保護の対象とし、それを傍受する行為を処罰の対象とするものである。なお、暗号を用いた有線電気通信については、傍受する行為のみでは「取得した」と評価できないため、後述のとおり暗号を用いたその他の電気通信と併せ、傍受してその内容を復元する行為を処罰の対象とする。

b　「暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為」

「電気通信」とは、有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第２条第１号参照。）。「無線」とは電波法（昭和25年法律第131号）上の電波を利用するものをいう。「その他の電磁的方式」とは光線その他の電波法上の電波以外の電磁波を利用するものをいい、具体的には、レーザー通信、赤外線通信等光の空間伝送によるものが考えられる（多賀谷一照ほか編著「電気通信事業法逐条解説」25頁）（以下電気通信のうち無線及びその他の電磁的方式によるものを「無線等通信」という。）。

無線等通信は、有線電気通信とは異なり、通信手段ないし通信内容の伝達経路そのものが閉鎖的性質を有しておらず、当事者以外の第三者による傍受が想定されるため、暗号により当事者以外の第三者がその内容を復元できないようにするための措置を講じた上で通信が行われた場合のみ一定の管理性を認めることができる。そこで、本法は、特別秘密に係る無線等通信については、暗号を用いたもののみを保護の対象とし、有線電気通信を併せた電気通信全体について、暗号を用いたものを傍受してその内容を復元する行為を処罰の対象とするものである。

(ｷ)　「不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）、正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第百六十八条の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の保有者の電子計算機による管理を害する行為」（第８号）

電子計算機を用いた管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものであり、今後の情報通信技術等の急速な進歩によって可能となるハイテクを用いた悪質な手口にも適切に対応できるよう、限定列挙ではない形で規定している。

「不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）」とは、不正競争防止法第21条第１項第１号と同様、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）違反の罪の実行行為

である不正アクセス行為に相当するものである（逐条解説不競法178頁）。

「正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第百六十八条の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為」とは、不正指令電磁的記録供用罪の実行行為に相当するものである。

「その他の保有者の電子計算機による管理を害する行為」としては、例えば、ネットワークに接続されていない業務者のパソコンに無断でそのＩＤパスワードを入力してログインし、情報を盗み見する行為、業務者のパソコンが発する微弱な電磁波を傍受して情報を読み取る行為などが考えられる。

オ　法定刑

特別防衛秘密の探知・収集罪（ＭＤＡ秘密保護法第３条第１項第１号）及び営業秘密の取得罪（不正競争防止法第21条第１項第１号）の法定刑がいずれも10年以下の懲役であることとのバランスに鑑み、特別秘密の取得罪の法定刑も10年以下の懲役とすることとした。

また、特別秘密の取得罪は金銭的対価を得る目的で敢行されることが類型的に想定されるため、罰金刑を任意的に併科することとし、現行法上10年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は1000万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

(2)　特別秘密の取得行為の未遂罪（第２項）

不正競争防止法の営業秘密の取得罪及び割賦販売法のクレジット番号等の取得罪は未遂を処罰対象としていないが、本法においては、特別秘密の重要性に鑑み未遂も処罰対象とすることとした。

「未遂」とは、取得行為の実行に着手したが、取得するには至らなかった場合であり、例えば、特別秘密を強取しようとして業務者に暴行を加えたが、業務者が逃亡した場合などが想定される。

(3)　他罪との関係（第３項）

特別秘密の取得罪（未遂も含む。以下同じ。）が成立する場合、詐欺罪（刑法第246条第１項）、暴行罪（同第208条）、脅迫罪（同第222条）、恐喝罪（同第249条第１項）、強盗罪（同第236条第１項）、窃盗罪（同第235条）、建造物侵入罪（同第130条）、建造物損壊罪（同第260条）、器物損壊罪（同第261条）、有線電気通信法違反の罪（同法第14条、第９条）、電波法違反の罪（同法第109条の２）、電気通信事業法違反の罪（同法第179条）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反の罪（同法第11条、第３条）、不正指令電磁的記録供用罪（刑法第168条の２第２項）の構成要件にも該当することがあるところ、本項は、本条の罰則がこれらの罪の罰則の適用を排除するものではなく、特別秘

密の取得罪と別個にこれらの罪が成立し、観念的競合（刑法第54条第１項前段）として最も重い刑により処断されることを明らかにするとともに、特別秘密の取得罪がこれらの罪の特別減軽類型になるものではないことを明らかにするものである。したがって、特別秘密の取得罪と強盗罪が成立する場合、強盗罪の刑である５年以上の有期懲役により処断されることになる。本項と同様の規定は、不正競争防止法第21条第７項及び割賦販売法第49条の２第４項にも置かれている。

第18条（共謀・教唆・煽動）

1　趣旨

いったん業務者による保全状態から流出した特別秘密は、それを漏えいした者や取得した者を罰しても取り返しがつかないため、流出の結果をもたらす危険性の大きい行為として、故意の漏えい行為又は取得行為（以下「漏えい行為等」という。）の共謀・教唆・煽動を処罰することとしたものである。

なお、特別秘密の保全状態からの流出を未然に防止するためには、漏えい等の予備についても処罰の対象とすることが考えられるが、共謀を伴わない単独の予備行為は、必ずしも外形的には明確に捉え難く、運用のいかんによっては処罰範囲が広がりすぎる懸念があると考えられるため、処罰の対象とはしないこととした。

2　内容

(1)　取扱業務者による漏えい行為等の共謀・教唆・煽動（第１項）

ア　主体

主体に限定はない。

イ　「共謀」

改正前自衛隊法第122条第４項の「共謀」及び刑法第78条の「陰謀」と同義であり、２人以上の者が漏えい行為等の実行を具体的に計画して、合意することをいう。必ずしも、実行の細部にわたることを要しないが、漏えい行為等の実行についての抽象的、一般的な合意をするだけでは足りない（大塚仁ほか編「大コンメンタール刑法第４巻」（以下「大コンメ第４巻」という。）36頁）。

業務者ではない者のみで漏えい行為を共謀した場合、特別秘密の流出の現実的危険性に乏しいため、本罪は成立しない。

漏えい行為等の共謀をした者が漏えい行為等を実行した場合、本罪は漏えい罪又は取得罪に吸収される（大コンメ第４巻37頁）。

ウ　「教唆」

改正前自衛隊法第122条第４項の「教唆」及びＭＤＡ秘密保護法第５条第３項の「教唆」と同じく独立教唆のことであり、漏えい行為等を実行させる目的をもって、人に対して、当該行為を実行する決意を新たに生じさせるに足る慫慂行為をすることをいう（大塚仁ほか編「大コンメンタール刑法第３巻」（以下「大コンメ第３巻」という。）639頁）。

独立教唆は、教唆とは異なり、教唆行為、すなわち人に漏えい行為等を実行する決意を生じさせるに適した行為があれば、それだけで独立犯としての教唆が成立し、教唆行為の結果として被教唆者が漏えい行為等を実行したことを要しないのみならず、実行する決意を抱くに至ったことも要しない（大

コンメ第３巻639頁)。

教唆行為の結果として被教唆者が漏えい行為等を実行した場合、教唆及び独立教唆の両者が成立し、観念的競合（刑法第54条第１項前段）として処断される（自衛隊法改正資料)。

なお、ＭＤＡ秘密保護法及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和27年法律第138号）（以下単に「刑事特別法」という。）においては、特別防衛秘密及び合衆国軍隊の機密の漏えい行為等の独立教唆について、「教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。」旨を規定している（ＭＤＡ秘密保護法第５条第４項、刑事特別法第７条第３項)。しかしながら、刑法総則の規定は特別の規定がない限り他の法令の罪についても適用されるのであって（刑法第８条)、上記規定は注意規定に過ぎず、独立教唆を規定する11の現行法中改正前自衛隊法を含む８法が同様の規定を置いていないことも踏まえ、本法では規定しないこととした。

エ　「煽動」

改正前自衛隊法第122条第４項の「煽動」及びＭＤＡ秘密保護法第５条第３項の「せん動」と同義であり、漏えい行為等を実行させる目的をもって、人に対して、当該行為を実行する決意を生ぜしめ又は既に生じている決意を助長させるような勢いのある刺激を与えることをいう（大コンメ第３巻640頁)。

客観的に人に実行を決意させるか既存の決意を助長させるような性質の刺激を与えれば成立し、実際に決意を生ぜしめたか、あるいは、決意を助長させたことを必要としない。煽動の内容たる意思表示が相手方の認識又は了解し得べき状態に置かれたことをもって足り、相手方が現実に認識又は了解することを必要としない。煽動の相手方は、特定少数者では足りず、不特定又は多数人であることを要する（大コンメ第３巻641頁)。

オ　法定刑

取扱業務者による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動は、業務知得職員による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動と比べ、法益侵害の危険が高く、非難可能性も大きいと考えられるため、より重い法定刑を定めることとした。

そして、取扱業務者による故意の漏えい罪及び取得罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、５年以下の懲役とすることとした。

(2)　業務知得職員による故意の漏えい行為の共謀・教唆・煽動（第２項）

主体及び行為は第１項と同様である。

法定刑は、取扱業務者による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動の法定刑を５年以下の懲役としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、３年以下の懲役とすることとした。

第19条（自首減免）

1　趣旨

特別秘密の業務者による保全状態からの流出という結果が発生する前の自首を促し、捜査官等において必要な方策を講じて実害の発生を未然に防止することができるよう、刑法第42条第１項の特則として自首による必要的減免を規定したものであり、改正前自衛隊法第122条第５項と同趣旨の規定である。

2　内容

(1)　対象となる罰則

故意の漏えい行為の未遂罪（第16条第３項）、取得行為の未遂罪（第17条第２項）及び故意の漏えい行為又は取得行為（以下「漏えい行為等」という。）の共謀罪（第18条）である。

漏えい行為等の教唆罪及び煽動罪（第18条）は、教唆も煽動も特別秘密の保全状態からの流出という結果が発生する前の行為ではあるものの、被教唆者又は被煽動者が漏えい行為等を実行するとしないとにかかわらず処罰することとした同条の趣旨に鑑み、本条の対象とはしない。

(2)　「自首」

刑法第42条第１項の「自首」と同義であり、犯人が誰であるかが捜査機関に発覚する前に、犯人が自発的に捜査機関に自己の犯罪事実を申告し、その訴追を求める意思表示をいう。

第20条（国外犯処罰）

1　趣旨

(1)　特別秘密の保護を徹底するためには、漏えい等に係る国外犯処罰規定を設けることが適当であると考えられるところ、本法が特別秘密の保護そのものを目的とするものであり、その保全状態を脅かす行為であれば処罰の対象とするのが適当であることから、すべての者の国外犯を処罰対象とする保護主義を採用するのが本法の目的に合致すると考えられる。

また、「国際法上一般には、とくに外国人の国外犯のうち、内乱、外患誘致、通謀利敵または破壊活動など、内国の安全、領土保全または政治的独立を害する『政治的基本秩序を害する罪』（外国人に対し刑罰をもって規制するのもやむをえないという事情があれば、スパイ活動、外交・領事機関での偽証、出入国管理法令・関税法違反に関する共同謀議も含む）」（山本草二「国際法（新版）」236頁）が保護主義の適用対象となると解釈されているところ、本法の特別秘密は、我が国の安全の維持にとって重要な秘密であり、その漏えいが我が国及び国民の安全その他の利益を害するものであるため、特別秘密の漏えいや取得行為等に保護主義を適用することは国際法上も許容されるものと考えられる。

そこで、保護主義を採用し、すべての者の国外犯を処罰することとしたのが本条である。

(2)　なお、改正前自衛隊法においては、日本国民以外の者による国外犯が現実的には想定し難いことから、日本国民の国外犯のみを処罰対象とする属人主義を採用するにとどまっているが（同法第122条第６項）、本法における特別秘密は、防衛のみならず外交及び公共の安全と秩序の維持の分野にまで秘密の範囲を拡大するものであり、我が国の在外公館において外交に関する特別秘密を取り扱うことが見込まれることも踏まえると、日本国民以外の者による国外犯が敢行される事態が現実的なものとして十分想定されると考えられる。

2　内容

(1)　第16条の罪の国外犯（第１項）

第16条の罪は身分犯であり、すべての者の国外犯を処罰する刑法第２条の規定では空振りが多くなるため、「日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する」と規定することとした。

(2)　第17条及び第18条の罪の国外犯（第２項）

第17条及び第18条の罪は非身分犯であり、すべての者の国外犯を処罰することとしても空振りは生じないため、「刑法第２条の例に従う」と規定することとした。

附則第１条（施行期日）

１　趣旨

本条は、本法の施行期日について規定するものである。

２　内容

本法を円滑に施行するためには、政令の制定、各行政機関における内部規則の作成等を行う必要があり、防衛秘密制度の創設に係る改正自衛隊法が公布の日から起算して１年以内に施行していることを踏まえ、本条は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。

ただし、本法が施行されてから、各行政機関が特別秘密を取り扱う職員等に対する適性評価を一通り完了するまでには相応の期間が必要となることを踏まえると、第６条の規定を他の規定と同時に施行した場合、行政機関の事務の遂行に支障が生じることになる。このため、第６条の規定については、他の規定よりも施行期日を遅らせることとし、その具体的時期は、特別秘密を取り扱う職員等が最も多い防衛省が職員等に対する適性評価を一通り完了するのに必要な期間を踏まえ、公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定めることとしている。

附則第６条については、現在国会に提出されている国家公務員法等の一部を改正する法律案により人事院が廃止される時期を考慮して、国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布の日又は本法の公布の日のいずれか遅い日から施行することとしている。

附則第２条（自衛隊法の一部改正）

１　趣旨

本条は、本法の施行に伴い自衛隊法の一部について所要の改正を行うものである。

２　内容

(1)　防衛秘密に関する規定の削除（第96条の２、第122条及び別表第４の削除）

防衛秘密制度を本法の特別秘密制度に移行させることに伴い、防衛秘密に関する規定である第96条の２、第122条及び別表第４を削除するものである。

(2)　その他の規定の整備（目次、第７章の章名等の改正）

防衛秘密に関する規定の削除に伴う規定の整備として、目次及び第７章の章名について所要の改正を行うとともに、第123条以降の条を繰り上げるものである。

附則第３条（防衛秘密に関する経過措置）

１　趣旨

本条は、本法の施行に伴い防衛秘密に関する経過措置について規定するものである。

２　内容

防衛秘密制度を本法の特別秘密制度に移行させることに伴い、改正前自衛隊法第96条の２第１項の規定により防衛秘密として指定されている事項を特別秘密として指定し直すこととすると、第３条第３項の規定による共有事項の指定に係る特定行政機関の長との協議が必要となり不合理な結果が生じることとなる。このため、本法の施行日の前日において改正前自衛隊法第96条の２第１項の規定により防衛秘密として指定されている事項については、施行日において防衛大臣が特別秘密として指定した事項とみなすこととするものである。

ただし、本条の規定により特別秘密とみなされる防衛秘密には有効期間が定められていないことから、防衛大臣が施行日から起算して５年を超えない範囲内でその有効期間を定めることを義務付けている。

附則第４条（罰則に関する経過措置）

1　趣旨

本条は、本法の施行に伴い防衛秘密の漏えい行為に係る罰則が廃止されることから、罰則に関する経過措置について規定するものである。

2　内容

(1)　「施行日前にした行為…に対する罰則の適用については、なお従前の例による。」

本法の施行に伴う自衛隊法の一部改正により防衛秘密の漏えい行為に係る罰則が廃止されることから、本法の施行前に行われた防衛秘密の漏えい行為については、改正前自衛隊法における防衛秘密の漏えい行為に係る罰則を適用することとするものである。

(2)　「旧自衛隊法の規定により防衛秘密を取り扱うことを業務としていた者であって施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなったものがその業務により知得した防衛秘密に関し、施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。」

防衛秘密を取り扱うことを業務とする者が本法施行後も引き続き当該防衛秘密を取り扱うことを業務とする場合、本法施行時に附則第３条の規定により当該防衛秘密が特別秘密にみなされる結果、当該者は「特別秘密を取り扱うことを業務とする者」（第16条第１項）に該当することとなり、当該者がその業務により知得した防衛秘密に関する本法施行後の当該者による漏えい行為及びその他の者による共謀・教唆・煽動行為等については本法の罰則が適用されることになる。

それに対し、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者が本法施行前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなった場合、本法施行時に附則第３条の規定により当該防衛秘密が特別秘密にみなされても、当該者は「特別秘密を取り扱うことを業務とする者」又は「特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった」（同項）者のいずれにも該当せず、当該者がその業務により知得した防衛秘密に関する本法施行後の当該者による漏えい行為及びその他の者による共謀・教唆・煽動行為については本法の罰則が適用されないと解される。そこで、本条は、このような行為について改正前自衛隊法の罰則を適用することとするものである。

附則第５条（政令への委任）

1　趣旨

本条は、前２条に規定するもののほか、本法の施行に関し必要な経過措置について、政令で定めることを規定するものである。

2　内容

(1)　本法の施行に関し必要な経過措置として、前２条に規定するもの以外に、防衛秘密を本法の特別秘密制度に移行させるために必要な経過措置で政令で定めるべきものがあり得ることから、本条を置くものである。

(2)　本条の規定に基づいて政令で定める経過措置として検討の対象となり得るものとしては、

・　防衛秘密の標記及び表示に関する経過措置

・　改正前自衛隊法第96条の２第３項の規定により他の行政機関に行わせている防衛秘密の取扱いの業務に関する経過措置

が考えられるが、これらの経過措置の必要性については、特別秘密の標記・表示や他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の手続について本法に基づき定められる政令の内容を踏まえて検討する必要がある。

附則第６条（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

１　趣旨

本条は、国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を改正するものである。

２　内容

現在国会に提出されている国家公務員法等の一部を改正する法律案が人事院を廃止することとしており、同法の施行に伴い、本法第２条第１項第１号の「及び内閣の所轄の下に置かれる機関」を削除する必要が生じることから、国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律について所要の改正を行うものである。

附則第７条（内閣法の一部改正）

１　趣旨

本条は、本法の施行によって明確化する、特別秘密の保護に関する行政各部の施策の統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務を内閣情報官に掌理させるため、内閣法（昭和22年法律第５号）について所要の改正を行う旨を定めるものである。

２　内容

(1)　本法には、特別秘密の指定や適性評価の実施その他の特別秘密を保護するための措置を講ずる義務を行政機関の長及び警察本部長に課している一方で、当該措置を講ずる行政機関や都道府県警察への立入検査、勧告等のいわゆる法施行事務の規定を置いていないという特徴がある。

こうした特徴を踏まえると、本法の施行に伴う事務であって個々の行政機関や都道府県警察が講ずる特別秘密の保護に関する個別具体の措置以外のものとしては、特別秘密の保護に関する基本的な方針等に関する企画・立案及び総合調整に関する事務、適性評価制度を統一的に運用するための企画・立案及び総合調整に関する事務が考えられる。

具体的には、

ア　特別秘密制度の基本的な方針を能動的に打ち出すための閣議決定等を行う事務

イ　特別秘密制度を運用していく中で新たに生じた具体的な政策課題について個別的判断を閣議に諮り示す事務

ウ　適性評価制度について、事前に評価基準のガイドラインを作成する事務

エ　必要に応じて事後的に当該ガイドラインを見直す事務

といった事務が考えられるが、これらの事務は、それぞれ内閣法第12条第２項第２号から第５号までに規定される内閣としての判断・決定が必要と判断される重要案件に関する企画・立案及び総合調整に関する事務（ア及びイ関係）又は行政各部の施策の統一を保持するために必要な企画・立案及び総合調整に関する事務（ウ及びエ関係）に該当するため、内閣官房において処理すべきと解される。

(2)　次に、内閣官房において、どの組織がこれらの事務を行うことが適当かを考察する。

この点、内閣情報官は、内閣法第12条第２項第６号に掲げる「内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務」を掌理しているところ、

・　「内閣の重要政策に関する情報」は、多分に本法による保護の対象とする我が国の安全の維持にとって重要な秘密情報と重なり合うこと。

・　「収集調査」には収集調査した情報を適切かつ確実に保護することも当然の前提として含まれていることから、内閣情報官はその保護に係る高度に専門的な知見を現に有していること。

から、本法の施行によって明確化する内閣官房において処理すべき事務と内閣情報官が掌理する事務は、親和性が高いと考えられる。

他方、「内閣の重要政策」という点に着目すれば、現行法上「内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務」等を掌理する内閣官房副長官補においてこれらアからエまでの事務を掌理するという考え方もあり得るところである。しかし、内閣情報官と比較した場合、その事務において取り扱う事項と本法による保護の対象とする秘密情報とが重なり合う部分は大きいわけではなく、そのためこうした秘密情報の保護に係る知見を有しているわけではないことから、これらアからエまでの事務と内閣官房副長官補が掌理する事務との親和性は低いと考えられる。

これらのことを考慮すると、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するものについては、内閣情報官が掌理することが合理的と考えられる。

(3)　最後に、内閣法の改正の方法について考察する。

本法の施行によって、特別秘密の保護に関する行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務が明確化し、その事務の頻度や量が高まることから、本法の施行と内閣官房がつかさどる事務に関する内閣官房に置かれる官職の事務分担の見直しは一体不可分なものである。したがって、本法の附則において内閣法を改正することとする。

改正に当たっては、内閣情報官が新たに掌理することとなる事務の範囲が特別秘密に係る企画・立案及び総合調整の範囲に限られることを適切に表現するため、本法の特別秘密の定義の規定（第３条第１項）を引用することとする。

別表

1　趣旨

別表は、防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持に関する事項には、広範多岐な内容が含まれ得るところ、国及び国民の安全の維持のために重要な情報の漏えいの防止を図るという本法の目的に鑑み、別表において、特別秘密の対象となり得る事項を限定的に規定することとしている。

2　内容

(1)　本別表は、防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持の３分野に関する事項のうち類型的に秘匿する必要性が高いと認められるものを明らかにするため、分野ごとに号立てをした上で各号に具体的な事項を規定している（詳細については、別表各号の解説を参照）。

(2)　なお、別表各号の柱書の「防衛に関する事項」、「外交に関する事項」及び「公共の安全と秩序の維持に関する事項」との規定は、以下のとおり、それぞれの各号列記事項との関係で特別秘密の対象となり得る事項を限定する効果を有している。

ア　第１号イについて、「自衛隊の運用」に関する事項のうち「防衛」に関するもの、すなわち防衛出動時における自衛隊の活動又はこれに極めて密接な関連を有するものに限定している。

イ　第２号イについて、「我が国の安全保障等に係る重要施策の方針」に関する事項のうち「外交」に関するものに限定している。

ウ　第３号イについて、「テロリズム等緊急事態」への対処計画等に関する事項のうち「公共の安全と秩序の維持」に関するものに限定しており、武力攻撃事態における自衛隊の運用計画等の「防衛」に関する事項は対象とならない。

別表第１号（防衛に関する事項）

１　趣旨

本号は、防衛に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

防衛とは、直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を実力をもって守ることをいい、自衛隊が外国の軍隊等に対して行う作戦行動のみを指すのではなく、情報収集、物資の輸送・補給、装備品等の修理等の作戦行動に密接な関連を有する諸活動を含む。本号は、国及び国民の安全の維持のために重要な情報の漏えいの防止を図るという本法の目的に鑑み、防衛秘密となり得る事項を限定的に規定している改正前自衛隊法別表第４に掲げられている事項を基本的に継承するものである。

２　内容

(1)　別表第１号イについて

ア　「自衛隊の運用」

防衛出動や警戒監視活動等の具体的な任務を与えられた自衛隊が当該任務を遂行することをいう。「自衛隊の運用」の具体的内容としては、運用に係る命令、当該命令の実施状況、武器使用基準を含む対処要領、部隊行動基準等が含まれる。

本号の対象は「防衛に関する事項」であり、防衛出動時における自衛隊の運用が対象となるのは当然であるが、それだけに限られるものではなく、例えば、警戒監視活動、対領空侵犯措置等の実施要領など、防衛出動時以外の自衛隊の活動に関する事項であっても、防衛出動時における自衛隊の活動と共通するなど極めて密接な関連を有するものについては、本号の対象となり得る。

この点、改正前自衛隊法別表第４第１号には「防衛に関する事項」という限定がないが、「我が国の防衛上特に秘匿する必要があるもの」でなければ防衛秘密として指定できないことから、防衛秘密に指定し得る事項は、「自衛隊の運用」に関する事項のうち防衛出動時における自衛隊の活動又はこれと極めて密接な関連を有するものに限られると解されている。このため、本号においては、対象を「防衛に関する事項」に限定することにより防衛秘密に指定し得ない事項をあらかじめ除外し、対象となる事項の明確化を図ったものであり、特別秘密に指定し得る「自衛隊の運用」の範囲を防衛秘密よりも狭めるものではない。

イ　「自衛隊の運用に関する見積り若しくは計画」

防衛出動等の具体的な任務が与えられた場合の自衛隊の対処に関する計画、及び当該計画を作成するために必要又は有用な内外の諸情勢その他の事

項に関する分析評価又は予測をいう。自衛隊の効率的かつ効果的な運用のためには、そのための計画が必要であるが、当該計画を作成する上で内外の諸情勢に関する緻密な見積りが必要であることから、本号は計画と見積りを一体的に規定している。

具体的には、「防衛、警備等に関する計画」（防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第８号）第18条）及びこの計画の作成に資するために作成される見積り等が挙げられる。

ウ　「自衛隊の運用に関する研究」

自衛隊の効率的かつ効果的な運用に資すること等を目的として行う運用に関する各種の研究をいう。

エ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、自衛隊の具体的な対処要領や活動状況等、自衛隊の運用の態勢、関心事項等の手の内が明らかになることから、相手国が我が国を効果的に侵攻することが可能になり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(2)　別表第１号ロについて

ア　「防衛に関し収集した重要な情報」

防衛に関して情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「防衛に関し収集した情報」には、防衛を所掌する防衛省が収集した情報、内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち防衛に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、防衛に資することから防衛省と共有されるに至ったものが含まれる。

イ　「防衛に関し収集した電波情報」

防衛に関して収集した通信情報（ＣＯＭＩＮＴ）、電子情報（ＥＬＩＮＴ）及び宇宙飛翔体情報（ＴＥＬＩＮＴ）をいう。

具体的には、「通信情報」とは、通信の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報を、「電子情報」とは、レーダー波、航法用電波など通信以外の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報を、「宇宙飛翔体情報」とは、電子情報のうち、弾道ミサイル等の宇宙飛翔体から通信以外の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報をいう。

ウ　「防衛に関し収集した画像情報」

防衛に関して、人工衛星、航空機、ヘリコプター等を利用して地表面等の観測や撮像を行った結果として得た画像情報及び当該画像情報を処理・分析して得られる情報をいう。具体的には、自衛隊が収集・処理した画像情報の他に、内閣衛星情報センターが収集・処理した画像情報等が挙げられる。

エ　「防衛に関し収集したその他の重要な情報」

「電波情報」や「画像情報」と同等程度に重要と判断されるその他の情報をいい、具体的には、外国政府等からの提供情報や総合的な分析成果等が挙げられる。

オ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国を防衛するために適時に適切な対応をとることができず、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(3)　別表第１号ハについて

ア　「情報の収集整理」

「防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

イ　「情報の収集整理の能力」

能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいい、具体的には、電波情報の場合には、自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な通信網等、画像情報の場合には、自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な地域、場所等が挙げられる。

「情報の収集整理の能力」には、防衛省の情報の収集整理に関する能力の他に、防衛省に防衛に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国を防衛するために適時に適切な対応をとることができず、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4)　別表第１号ニについて

ア　「防衛力」

侵略を排除する国家の意思と能力を表すものとして、侵略を未然に防止し、万一侵略を受けた場合にはこれを排除する機能を有するものであり、自衛隊の部隊の規模や編成、装備品等の種類や数量等、我が国を防衛する上で必要な人的、物的その他の能力の総体をいう。

イ　「防衛力の整備」

現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術等の動向等を踏まえ、部隊の改編、装備品等の整備等により我が国の安全を確保するために適切な防衛力を構築又は維持することをいう。

ウ　「防衛力の整備に関する見積り若しくは計画」

防衛力の整備を行うために作成する計画、及び当該計画を作成するために必要又は有用な内外の諸情勢等に関する分析評価又は予測をいう。防衛力の効率的かつ効果的な整備のためには、そのための計画が必要であるが、当該計画を作成する上で内外の諸情勢に関する緻密な見積りが必要であることから、本号は計画と見積りを一体的に規定している。

具体的には、「統合中期防衛構想」（防衛諸計画の作成等に関する訓令第８条及び第９条）として作成される防衛力整備に関する計画及びこの計画の作成に資するために作成される「統合中期情報見積り」（情報業務の実施に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第21号）第19条）等が挙げられる。

エ　「防衛力の整備に関する研究」

現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術の動向等に関する分析を踏まえた将来の防衛力の在り方の検討に資する研究をいう。

オ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、現在の我が国の防衛力の問題点に加えて、将来的な防衛力の方向性が明らかになることから、相手国が我が国の防衛力の弱点をつく効果的な作戦の遂行や軍事力の構築を行うことが可能になり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

なお、本号に該当する事項は、現在の我が国の防衛力の問題点や将来の防衛力の方向性を明らかにする内容を含み得るため、特別秘密の対象となり得ると考えられるが、多額の予算を必要とする防衛力の整備について国民の理解を得る観点等から、防衛力の整備に関する計画の概要については、中期的な観点から防衛力を整備するための政府の方針である「中期防衛力整備計画」や各年度の予算において公表されている。

(5)　別表第１号ホについて

ア　「防衛の用に供する」

自衛隊が作戦行動等（作戦行動及び情報収集、物資の輸送・補給、装備品等の修理等の作戦行動に密接な関連を有する諸活動をいう。以下同じ。）に用いることを意味する。本別表は、漏えいした場合に我が国の防衛に極めて重大な支障を来す可能性のある事項の範囲を限定的に明示するものであることから、「防衛の用に供する物」は、防衛のために用いられる物件の全てではなく、自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その物の属性上又は用途上の本来的な目的とする物件等に限定され、具体的には、武器、弾薬、船舶、航空機の他に、戦車、装甲車等の車両等が挙げられる。

このため、「防衛」のために使用される可能性がある物件等のうち、自衛隊が使用する事務用機器等、当該物件の属性上又は用途上の本来的目的として、自衛隊が直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を実力をもって守るために用いるとは解されないものについては、本号の「防衛の用に供する物」には該当しない。

なお、改正前自衛隊法別表第４第５号は、施設と物件の二面性を有する船舶が同法第121条の「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物」に含まれないと解されていることを踏まえ、別表における「防衛の用に供する物」に船舶が含まれることを括弧書きで規定しているが、本法においては、船舶を武器、弾薬及び航空機と並記した上で、施設としての性格も備えている船舶を「防衛の用に供する物」の例示とするのは必ずしも適当といえないため、「その他の防衛の用に供する物」の「その他の」を「その他」としている。

イ　「防衛の用に供する物の種類又は数量」

各部隊等や各機関若しくは自衛隊が全体として保有している装備品等の種類又は数量をいう。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、個別の部隊等又は自衛隊全体の戦闘能力や継戦能力等が明らかになることから、相手国が自衛隊の部隊等の弱点を踏まえた作戦を実施することが可能となり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(6)　別表第１号ヘについて

ア　「防衛の用に供する通信網の構成」

自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする通信網の拠点、経路又はその容量等をいう。このため、一般業務用の通信網や基地内ＬＡＮといったものは、「防衛の用に供する通信網の構成」には含まれない。

イ　「防衛の用に供する通信の方法」

有線・無線を問わず自衛隊が発受する防衛の用に供する通信の方法をいい、具体的には、部隊等の使用する周波数、通信の方式（電波の送り方等）等が挙げられる。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国が通信内容を傍受することが容易となり、自衛隊の作戦行動等の詳細が明らかになるおそれがあること、また、相手国が通信網を破壊することにより自衛隊の通信を妨害することが可能になることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(7)　別表第１号トについて

ア　「防衛の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「防衛の用に供する暗号」とは、自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号を意味する。具体的には、自衛隊の部隊等が作戦行動等の際に他の部隊等との通信内容を秘匿するために用いる暗号等が挙げられる。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した自衛隊の通信内容を解読し、自衛隊の作戦行動等の詳細を知ること、また、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項に

ついては、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

イ　「ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

防衛に関し収集した重要な情報を伝達する際に用いられる暗号を意味し、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。本法においては、「防衛に関し収集した重要な情報」に、防衛省以外の行政機関が収集した情報であって、防衛に資するものが含まれ得るところ、当該情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号は改正前自衛隊法別表第４の「防衛の用に供する暗号」に当たらないことを踏まえ、「その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」を追加的に規定することとしている。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(8)　別表第１号チについて

ア　「武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物」

別表第１号ホの解説を参照。

イ　「仕様」

装備品等の構造（内部的な組立て及び材質）、形状又は強度をいう。具体的には、潜水艦のプロペラの材質又は形状、戦車等の装甲厚等が挙げられる。

ウ　「性能」

装備品等がその目的に従って使用された場合に発揮する特性や能力をいう。具体的には、誘導弾の対処目標性能、潜水艦の潜航可能深度等が挙げられる。

エ　「使用方法」

装備品等の物理的な操作方法のみならず、その装備品等の本来の目的にかなった最も有効適切な操作方法をいう。具体的には、機雷の敷設深度等が挙げられる。

オ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、装備品等が発揮し得る能力等が明らかになり、相手国が対抗措置を講じることが可能となるため、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

研究開発段階にある装備品等についても、その仕様、性能又は使用方法が

漏えいした場合、近い将来において自衛隊が作戦行動等に使用される蓋然性が高い装備品等が発揮し得る能力等が明らかになるため、装備品等とあわせて本号の対象と含めることとしている。

(9)　別表第１号リについて

ア　「武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物」

別表第１号ホの解説を参照。

イ　「製作の方法」

装備品等又はそれらに用いられる部品、システム等を製作するために必要な知識又は技術をいう。具体的には、潜水艦の内殻構造等の設計や戦車の防弾鋼板等の製作の方法が挙げられる。

ウ　「検査の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等を検査するために必要な知識若しくは技術又は当該検査の評価基準若しくは結果として得られるデータをいう。具体的には、検査から得られるデータ等から性能や特性が明らかになる機雷、レーダー等の検査の方法が挙げられる。

エ　「修理の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等を修理するために必要な知識若しくは技術又は当該修理の結果として得られるデータをいう。具体的には、曳航式パッシブソナーや秘匿装置等の修理の方法が挙げられる。

オ　「試験の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等の試験を行うために必要な知識若しくは技術又は当該試験の評価基準若しくは結果として得られるデータをいう。具体的には、試験から得られるデータ等から周波数等の特性が明らかになるレーダー等の試験の方法が挙げられる。

カ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、装備品等が発揮し得る能力等が明らかになり、相手国が対抗措置を講じることが可能となるため、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

研究開発段階にある装備品等についても、その製作、検査、修理又は試験の方法が漏えいした場合、近い将来において自衛隊が作戦行動等に使用される蓋然性が高い装備品等が発揮し得る能力等が明らかになるため、装備品等とあわせて本号の対象と含めることとしている。

(10)　別表第１号ヌについて

ア　「防衛の用に供する施設」

自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的

な目的としている施設（土地、建物及びその付属施設をいう。建物及びその付属施設の用途に従って当然に存在する若しくはその効用を増す器材等、例えば電気回線、通信回線若しくは警備システム等を含む。）をいい、具体的には、作戦行動の際に指揮所として使用される施設等が挙げられる。他方、自衛隊が所有している宿舎又は厚生施設等の施設は、「防衛の用に供する施設」には含まれない。

イ　「設計」

防衛の用に供する施設の構造（内部的な組立て及び材質）又は当該施設に求められている強度をいう。具体的には、特定の区画が基地内若しくは建築物の内部のどこに存在するか、又は電気回線、通信回線若しくは警備システムの構成や配置等が挙げられる。

ウ　「性能」

防衛の用に供する施設がその用途に従って使用された場合に実際に発揮される特性、強度又は能力（施設の設計目的が達成されているか）をいう。具体的には、シールド性能、抗たん性能等が挙げられる。

エ　「内部の用途」

防衛の用に供する施設の内部、例えば、ある区画（部屋）がいかなる目的で使用されているかをいう。

オ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、防衛の用に供する施設の防護能力等が明らかになることから、相手国が当該施設の弱点を踏まえた作戦を実施することが可能となり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

別表第２号（外交に関する事項）

１　趣旨

本号は、外交に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

外交は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに良好な国際環境の整備を図る上で、また、調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図る上で重要な活動であり、広範多岐な活動が含まれるところ、国及び国民の安全の維持のために重要な情報の漏えいの防止を図るという本法の目的に鑑み、本号では、主として我が国の安全保障等に関する事項に限定することとしている。

２　内容

(1)　別表第２号イについて

ア　「我が国の安全保障等に係る重要施策の方針」

我が国の安全保障等に係る外交交渉その他の国益に影響を与え得る重要な施策において我が国が確保すべき利益、構築すべき外国との関係等の達成すべき目標及びそれらを実現するための方策をいう。

具体的には、我が国の安全保障等について具体的な懸案事項を抱える外国との間で行う外交交渉に際して作成される対処方針、我が国の安全保障等にとって望ましい同盟国等との関係構築に向けた外交戦略等が挙げられる。

イ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　我が国の安全保障等に係る外交交渉等の手の内が明らかになるため、関係国が対抗措置や妨害措置を講じることが可能となり、我が国の利益の実現、望ましい外交関係の構築等が困難になる可能性がある

②　我が国と同盟国等との間の安全保障等に係る協力・連携の強化等の手の内が明らかになることにより、同盟国等との信頼関係が損なわれ、その後の安全保障等に係る協力・連携が困難になる可能性がある

ことから、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

なお、本号に該当する事項は、安全保障等に係る外交の手の内を含み得るため、特別秘密の対象となり得ると考えられるが、手の内に至らない安全保障等に係る外交方針については、外交に対する国民の理解を得る観点等から、国会における外務大臣の外交演説等において必要に応じて明らかにされている。

(2)　別表第２号ロについて

ア　「我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容」

我が国の安全保障等の実現のために外国の政府又は国際機関との間で行う交渉の内容をいい、具体的には、同盟国等との安全保障等に係る協力・連携についての交渉や、安全保障等について具体的な懸案事項を抱える外国との当該懸案事項の解決のための交渉の具体的内容等が挙げられる。

なお、本号は交渉過程を対象とするものであり、交渉の結果としての国際約束等の合意内容を対象とするものではない。

イ　「外国の政府」

第２条第２項第２号で解説したとおり、「外国」には未承認国家も含まれる。したがって、「外国の政府」には、未承認国家の政府も含まれるが、中央銀行等の外交権限を持たない機関は含まれない。

ウ　「国際機関」

一般に、特定の目的を達成するために、設立条約等国際約束に基づき設立され、一定の任務を遂行する組織体をいい、具体的には、国際連合、北大西洋条約機構等が挙げられる。

エ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　安全保障等に係る交渉過程の詳細が明らかになることにより、交渉相手国との信頼関係が損なわれ、率直な意見交換を行うことが困難になるなど、その後の当該交渉相手国との交渉に支障が生じる

②　交渉過程が第三国にも明らかになるため、今後行われる第三国との同種の交渉においても我が国が望ましい結果を得ることが困難になる

こととなり、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(3)　別表第２号ハについて

ア　「外交に関し収集した重要な情報」

外交に関して情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「外交に関し収集した情報」には、外交を所掌する外務省が収集した情報、内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち外交に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、外交に資することから外務省と共有されるに至ったものが含まれる。

イ　「外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報」

具体的には、我が国の安全保障等を実現する上で必要となる外国の軍事動向等に関する内部情報、同盟国等との安全保障協力のために共有している情報であって情報保護協定に基づき保護すべきもの等が挙げられる。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国の外交上適時に適切な対応をとることができず、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4)　別表第２号ニについて

ア　「情報の収集整理」

「外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

イ　「情報の収集整理の能力」

能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいう。具体的には、我が国の安全保障に影響を及ぼす外国の軍事動向等に関する内部情報、画像情報等の情報源、情報入手の頻度等が挙げられる。「情報の収集整理の能力」には、外務省の情報の収集整理に関する能力の他に、外務省に安全保障等に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手す

ることが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国の外交上適時に適切な対応をとることができず、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(5)　別表第２号ホについて

ア　「外交の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「外交の用に供する暗号」とは、外交に係る諸活動の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号を意味し、具体的には、外務省本省と在外公館との間で情報を伝達するために用いられる暗号等が挙げられる。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、安全保障等に係る外交を含む我が国の外交の手の内等の詳細を知ることが可能となり、また、他国との信頼関係が損なわれることから、我が国の安全保障等に係る外交を含む外交全般に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

イ　「ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号を意味し、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を外務省に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となり、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

別表第３号（公共の安全と秩序の維持に関する事項）

１　趣旨

本号は、公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

公共の安全と秩序の維持を主な任務とする行政機関としては、警察庁、公安調査庁及び海上保安庁（以下「治安機関」という。）がある。治安機関の所掌事務は多岐に及ぶが、国及び国民の安全の維持のために重要な情報の漏えいの防止を図るという本法の目的に鑑み、本号では、主として我が国におけるテロリズム防止等に関する事項に限定することとしている。

２　内容

(1)　別表第３号イについて

ア　「テロリズム等緊急事態に対処するための計画」

テロリズム等緊急事態への適切な対処を確保するため、治安機関がとるべき措置の手順等をまとめた計画をいい、具体的には、重大テロが発生した場合の治安機関における対応要領等が挙げられる。

なお、自衛隊の運用に関する計画が内外の諸情勢等に関する緻密な見積りに基づいて作成され、両者に一体性が認められるのに対して、本号の計画はテロ情勢等を踏まえて作成されるものの、テロ情勢等に関する見積りとの一体性が薄いため、テロ情勢等に関する情報がロ号により別途保護し得ることも踏まえ、本号には見積りを規定していない。

イ　「テロリズム等緊急事態に対処するための研究」

テロリズム等緊急事態への効率的かつ効果的な対処に資すること等を目的として行う研究をいい、具体的には、緊急事態発生時における諸外国の対応要領を踏まえた研究等が挙げられる。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、テロリズム等緊急事態に対処する治安機関の能力、態勢又は関心事項が明らかになることから、テロ組織等が治安機関の手の内を踏まえた効果的な攻撃を実施することが可能となり、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(2)　別表第３号ロについて

ア　「公共の安全と秩序の維持に関し収集した重要な情報」

公共の安全と秩序の維持に関して、情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理・分析した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「公共の安全と秩序の維持に関し収集した情報」には、治安機関が収集した情報、

内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち公共の安全と秩序の維持に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、公共の安全と秩序の維持に資することから治安機関と共有されるに至ったものが含まれる。

イ　「公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報」

治安機関は「公共の安全と秩序の維持」に関する事項について様々な情報収集活動を行っているが、それらによって得られる情報を全て特別秘密の対象とすることは適当でない。このため、本号においては、我が国の安全に影響を及ぼし得る「特定有害活動」に関する重要な情報のみを規定している。

具体的には、国内外の組織によるテロ活動、我が国に対する外国情報機関等の諜報活動等に関する内部情報、外国政府等からの提供情報等が挙げられる。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうため、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、テロ活動等の特定有害活動を抑止するために適時に適切な対応をとることができず、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(3)　別表第３号ハについて

ア　「情報の収集整理」

「公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行ってい

るのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

イ　「情報の収集整理の能力」

能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいう。具体的には、国内外の組織によるテロ活動等に関する内部情報、画像情報等の情報源、情報入手の頻度等が挙げられる。「情報の収集整理の能力」には、治安機関の情報の収集整理に関する能力の他に、治安機関に公共の安全と秩序の維持に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、テロ活動等の特定有害活動を抑止するために適時に適切な対応をとることができず、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4)　別表第３号ニについて

ア　「公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号」とは、公共の安全と秩序の維持に係る諸活動の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号をいい、具体的には、治安機関がテロ等の緊急事態に対処する際に用いる暗号、治安機関において特定有害活動に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手方は、傍受した通信内容を解読し、テロ等の緊急事態に対処する治安機関の活動等の詳細を知ることが可能となり、また、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じるこ

とが可能となることから、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

イ　「ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

「ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」とは、公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号をいい、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を治安機関に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手方は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となり、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

12/07/06内調内検討済み

訓示的規定について

1　本法の立案に当たっては、有識者会議の報告書を十分に尊重することとされているが、同報告書の公表後、報道機関等から①秘密の範囲が不明確であり、行政機関の恣意的な指定によって国民の知る権利が制限されるおそれがある、②適性評価制度は、対象者のプライバシーや思想・良心の自由を侵害するおそれがある、また、③漏えいの教唆や取得行為を処罰対象とすることによって、報道機関の取材活動が不当に制限されるおそれがあるとの指摘がなされている。

2　①について、本法では、防衛秘密と同様に秘密の対象となり得る事項を別表で具体的に限定列挙するとともに、防衛秘密の「我が国の防衛上特に秘匿する必要があるもの」に相当する要件をより具体的に規定して指定の要件の精緻化を図っており、恣意的な指定が行われることは想定されない。

②について、本法では、適性評価について対象者の同意を要件とし、調査事項を具体的に限定列挙して恣意的な調査を排除するとともに、適性評価の実施に当たって取得する個人情報の目的外利用・提供や、適性評価の実施への不同意等を理由とする不利益取扱いを禁止し、個人情報の適正な取扱いの確保については万全を期した制度設計となっている。また、適性評価制度においては、内心そのものを調査事項としておらず、内心に反する行為を強制されることもないことから、思想・良心の自由が侵害されることは想定されない。

③について、正当な取材活動が処罰対象とならないことは判例法理として確立していることから、正当な取材活動が本法により漏えいの教唆として処罰される余地はない。また、本法では、処罰対象とすべき取得行為を具体的に限定列挙しており、正当な取材活動がこれらに該当するものとして処罰される余地もない。

3　およそ法律が適切に運用されるべきことは当然であり、本法が不適切に運用されることは想定されないが、万が一本法が不適切に運用された場合を仮定すると、国民の知る権利、思想・良心の自由、取材の自由といった憲法的権利との関係で問題が生じる余地がないとは言えない。その場合、憲法的権利が損なわれることに加え、本法や政府に対する国民の信頼が失われ、国政に重大な支障を来すこととなるおそれがある点において、本法は特別な性格を有していると考えられる。有識者会議の報告書において、本法について「ひとたびその運用を誤れば、国民の重要な権利利益を侵害するおそれがないとは言えないことから、国民主権の理念の下、政府においてはその趣旨に従った運用を徹底することが求められ」ると指摘されているのも、このような点に着目していると考えられる。

以上のことを踏まえると、万が一にも憲法的権利との関係で問題が生じることがないことを明らかにし、本法に対する無用の懸念を払拭するため、いわゆる訓示的規定を置くことにも合理性があると考えられる。

4　なお、自衛隊法の防衛秘密にはこのような訓示的規定が置かれていないが、平成13年の防衛秘密に係る自衛隊法の一部改正の際には、一部の主要紙が社説等で上記①及び③と同様の懸念を示していたほか（参考資料１）、国会審議において、同法の一部改正に賛成する立場の議員から、ＭＤＡ秘密保護法に置かれている訓示的規定をなぜ自衛隊法に置かないのか、せめて附帯決議には盛り込むべきではないかとの指摘があり（参考資料２）、参議院の附帯決議に「防衛秘密の指定、漏えいした場合の刑罰適用については、憲法に定める基本的人権を侵害することがないよう運用すること」が盛り込まれることとなった（参考資料３）。加えて、防衛秘密制度の運用が始まった後にも、平成17年に発覚した中国潜水艦の動向に関する防衛秘密の漏えい事件を契機に、国民の知る権利や取材の自由との関係で同制度を問題視する主張が主要紙の社説で繰り返されている（参考資料４）。

本法は、対象となる秘密の範囲を防衛秘密から拡大している上、適性評価制度を法律上の制度として規定しているため、防衛秘密制度に比して訓示的規定を置く意義は大きいと考えられる。

12/07/06内調内検討済み

○　訓示的規定（案）

（基本的人権の尊重）

第二条　この法律の適用に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。

12/07/06内調内検討済み

考えられる訓示的規定

（基本的人権の尊重）
第〇条　この法律の適用に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。

※類似の条文　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第五条・第百七十四条〔閣〕

（適用上の注意）
第〇条　この法律の適用に当たっては、（〇〇〇その他の）日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

※類似の条文　日本国憲法の改正手続に関する法律第百条〔議〕
屋外広告物法第二十九条〔議追〕

（この法律の解釈適用）
第〇条　この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない。

※類似の条文　日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第七条〔議追〕

（この法律の解釈適用）
第〇条　この法律は、国民の基本的人権に重大な関係を有するものであるから、第一条に規定する目的を達成するために必要な最小限度においてのみ適用すべきであって、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあってはならない。

※類似の条文　破壊活動防止法第二条〔議追〕
無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第二条〔閣〕

（適用上の注意）
第〇条　この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない。

※類似の条文　ストーカー行為等の規制等に関する法律第十六条〔議〕
軽犯罪法第四条〔議追〕

〔議〕議員立法　　〔議修〕議院により修正
〔閣〕閣法（議院による修正・追加なし）　〔議追〕議院により追加

（参考）　類似の条文

○　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（抄）

（基本的人権の尊重）

第五条　国民の保護のための措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。

２　前項に規定する国民の保護のための措置を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民の保護のための措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない。

（基本的人権の尊重）

第百七十四条　緊急対処保護措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。

２　前項に規定する緊急対処保護措置を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該緊急対処保護措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない。

＜注＞　閣法（第五条及び第百七十四条につき議院修正なし。）

○　日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）（抄）

（適用上の注意）

第百条　この節及び次節の規定の適用に当たっては、表現の自由、学問の自由及び政治活動の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

＜注＞　議員立法

○　屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）（抄）

（適用上の注意）

第二十九条　この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

＜注＞　閣法（昭和四十八年の閣法による改正の際に議院修正により本条を追加）

○　日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（この法律の解釈適用）

第七条　この法律の適用にあたつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

＜注＞　閣法（議院修正により本条を追加）

○　破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）（抄）

（この法律の解釈適用）

第二条　この法律は、国民の基本的人権に重大な関係を有するものであるから、公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであって、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあつてはならない。

（規制の基準）

第三条　この法律による規制及び規制のための調査は、第一条に規定する目的を達成するために必要な最小限度においてのみ行うべきであつて、いやしくも権限を逸脱して、思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を、不当に制限するようなことがあつてはならない。

2　この法律による規制及び規制のための調査については、いやしくもこれを濫用し、労働組合その他の団体の正当な活動を制限し、又はこれに介入するようなことがあつてはならない。

＜注＞　第二条は議院修正により追加

第三条は内閣提出案の規定が議院修正されたもの。内閣提出案は次のとおり。

（規制の基準）

第三条　この法律による規制及び規制のための調査は、前条に規定する目的を達成するために必要且つ相当な限度においてのみ行うべきであつて、思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を、不当に制限するようなことがあつてはならない。

2　この法律による規制及び規制のための調査については、いやしくもこれを濫用し、労働組合その他の団体の正当な活動を制限し、又はこれに介入するようなことがあつてはならない。

○　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）（抄）

（この法律の解釈適用）

第二条　この法律は、国民の基本的人権に重大な関係を有するものであるから、公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであって、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあつてはならない。

（規制の基準）

第三条　この法律による規制及び規制のための調査は、第一条に規定する目的を達成するために必要な最小限度においてのみ行うべきであつて、いやしくも権限を逸脱して、思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を、不当に制限するようなことがあつてはならない。

2　この法律による規制及び規制のための調査については、いやしくもこれを濫用し、労働組合その他の団体の正当な活動を制限し、又はこれに介入するようなことがあつてはならない。

＜注＞　閣法（第二条・第三条につき議院修正なし。）

○　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）（抄）

（適用上の注意）

第十六条　この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない。

＜注＞　議員立法

12/07/06内調内検討済み

○　軽犯罪法（昭和二十三年法律第三十九号）（抄）

第四条　この法律の適用にあたつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあつてはならない。

＜注＞　閣法（議院修正により本条を追加）

（参考資料１）

13.10.16.火

朝日

この改正、ちょっと待て

防衛秘密

テロ対策特別措置法案とともに国会に提出された自衛隊法改正案に、知る権利にかかわる重大な条文が含まれている。

防衛庁長官が「防衛秘密」を指定し、漏らせば自衛官だけでなく、一般の国家公務員や防衛産業の社員らも5年以下の懲役に処する、といった内容だ。教唆した者も3年以下の懲役とするなど、防衛問題の報道への影響も懸念される。

かつて世論の大きな批判で廃案となった国家秘密法案の一部を、先行実施する案といってよい。だが、国会などでの議論はまだほとんどなされていない。

このまま「テロ対策」の影に隠れて成立させてよいような問題ではない。与野党の議論を強く求めたい。

現在の自衛隊法には、国家公務員法と同様に、隊員は「職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない」などの定めがある。罰則は1年以下の懲役か罰金だ。

改正案は、それとは構成要件も罰則の重さも全く異なる新しい規定である。

何が守られるべき秘密かは、第一義的に当の防衛庁長官が決める。「自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究」などの事項のうち、公になっておらず、特に秘匿する必要があるものを長官が指定するという。

秘密というものはやっかいだ。一度認めてしまうと「これは秘密だ。なぜ秘密かの詳しい理由も秘密だ」となる。

その危うさは、95年の自衛隊施設に関する那覇地裁判決の経緯でも露呈した。住民の情報公開請求に市は公開を決めたが、「防衛行政上、著しい支障が生じる」と国が横やりを入れた。同地裁は秘密の内容を精査し、著しい支障はないと判断した。

改正案によると、処罰の人的対象も広がる。従来は民事契約上の秘密保持責任を負っていただけの民間人も、「正犯」として5年以下の懲役に問われかねない。過失による漏えいも禁固などとされる。

情報の漏えいを教唆した者の処罰条項は取材の自由を規制し、メディアを通じた国民への情報開示内容を狭めかねない。

「自衛隊の運用」などは国民の重要な利害関心事である。まして今は、憲法との関係で自衛隊の運用は重要な争点だ。

「防衛秘密」の専権的な指定と処罰の威嚇により、自衛隊についての情報が次第に国民の目に届きにくくなれば、批判や監視、民主的な議論は空洞化し、自衛隊の独走に結びつく恐れなしとしない。

なぜ今、改正が必要なのか。防衛庁は昨年9月に逮捕された海上自衛隊3佐の漏えい事件がきっかけと言うが、今回のような詳細な改正案が判明したのは最近だ。

テロ問題の「どさくさ紛れ」と言われるのは、防衛庁も本意ではあるまい。

防衛秘密条項は成立を急ぐべきではない。テロ対策とはきちんと分けて、徹底的に開かれた議論にさらすべきだ。

13.10.19
毎日

自衛隊法改正

何が防衛秘密か、より明確に

自衛隊法改正案が18日、衆院で可決され、参院に送られた。改正案は①不審船や武装工作員が侵入した際の武器使用条件の緩和②自衛隊が米軍基地などを警護③防衛秘密を漏らした者の罰則強化――が柱だ。衆院ではテロ対策支援法案に審議が集中し、改正案の内容や運用に疑問や懸念を残したまま通してしまった。

不審船の対処は、99年3月、スパイ工作とみられる朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の船が日本領海に侵入しながら、取り逃がした事件が契機となった。工作員上陸も想定し、武器使用条件を緩和する。不審船の場合、政府が海上警備行動を発し、停船に応じなければ、船体や船員に危害を加えることもありうる。想定外のテロや不審船増加など状況は変化しており、日本の安全確保のうえでは、やむをえない改正と考えたい。

自衛隊による新たな警備は、今回のテロを踏まえた対応だ。平時に自衛隊が警備する対象が弾薬庫や航空機など点ごとだったのを、基地全体に広げ、武器を使えるようにする。さらに、テロの恐れがある時は、首相の命令で警護出動し、自衛隊と米軍基地を守る。

私たちが危惧するのは、役割がぶつかる警察との調整だ。今の法制は、自衛隊による治安出動前の警備は、警察が担う。そこに自衛隊が加われば、指揮権が二重となり、現場が混乱しないか。改正されれば「防衛庁長官と国家公安委員会の協議」を経て決めるが、やはり、警察を優先する方が自然ではないか。武器使用も個々の自衛隊員が判断した経験はない。教育訓練を通じ、実際の場での行動基準を身に着けさせる必要がある。

防衛秘密保全のための罰則強化には、大きな疑問を抱く。

一つは、法律適用の大原則である罪刑法定主義の問題だ。改正案は、防衛秘密の定め方、秘密とする10項目を列挙した。現在の根拠法の「日米防衛協定等に伴う秘密保護法」が、防衛秘密という言葉でしか定めていない点と比べれば、具体性はある。だが、10項目は「自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究」「防衛に関し収集した重要な情報」など、抽象的表現が多い。

秘密を漏らした自衛官や国家公務員の最高刑引き上げと一緒に、「（漏洩を）共謀、教唆、扇動した者」も処罰対象に加えた点は、運用に不安を持つ。公になれば国益を損なう防衛秘密はあろう。しかし、情報公開が求められる現在、マスコミや市民団体の活動が違法行為とされたり、政府に不都合な情報が恣意的に秘密扱いで抑えられる恐れはないか。言論・報道の自由、知る権利などとの関係で、何が重要情報かなど、政府見解などで明確化する必要がある。

米国は96年、経済スパイ法を制定した。IT（情報技術）革命を見通して、同法が禁じる取得方法と対象を極めて具体的に明記した。IT時代のスパイも登場するかもしれない。自衛隊法改正案はその面でも、まだまだずさんで、権力をかさにきた情報抑圧的な運用の懸念が消えない。

13.10.19

東京

衆院を通過したテロ対策関連法案は、議論が尽くされたとは言えない。参院でさらに修正を目指して努力すべきだし、特に秘密保護強化の自衛隊法改正案は他の法案と切り離して出直すべきだ。

自衛隊法改正

参院で出直し審議を

テロ対策特別措置法案について、私たちは自衛隊派遣を国会の事前承認制にするよう主張してきた。戦闘地域には行かないことになっているとはいえ、自衛隊の行動が武力行使に踏み込まないよう、国会が事前にチェックすべきだからだ。

小泉純一郎首相が一時、受け入れに前向きだった民主党の事前承認への修正要求が実現しなかったのは、与党内の地位が揺らぐことを恐れた公明党が猛反対したからだという。国の在り方の基本とも言える重要問題に党利党略を絡ませた公明党は、厳しく批判されるべきだ。

参院では与野党とも原点に戻り、事前承認制への修正実現に向けて仕切り直すよう期待する。

軍事機密の壁を厚くする自衛隊法改正案も特措法案に劣らず重要だ。こちらは特措法案審議とは別にし、もっと時間をかけて扱うべきだ。

改正案によると、新設される「防衛秘密」の漏えい罪は、自衛隊員は当然、政治家、公務員、民間業者にも適用される。最高懲役五年の刑罰は、現行自衛隊法や国家公務員法の秘密漏えい罪より格段に重い。過失による漏えいや未遂も罰せられる。

かつて世論の猛反対で廃案になった、国家機密法の防衛秘密の部分だけを自衛隊法に取り込んだ形で、報道関係者の取材行為も漏えい教唆罪（最高懲役三年）として処罰があり得る。取材、報道の自由が規制され、メディアを通じた国民による監視が阻害される。

「防衛秘密」の内容とされる予定の事項は、網羅的と言っていいほど広範で、具体的指定は防衛庁長官に任される。これでは何に刑事罰を科すかの実質的決定を、行政機関に一任するようなものではないか。

自衛隊情報は国民の重要な関心事であり、知る権利の対象だが、秘密の広範な指定と重罰の威嚇で国民は近づけなくなる。自衛隊の独走を招かないか不安だ。

慎重に議論すべき法案なのに、テロ対策特別措置法案の陰に隠れ、ほとんど審議なしに衆院を通過した。どさくさ紛れに成立させようとする政府・与党は、政治的、道徳的に非難に値する。問題の重要性を見逃した野党の責任も大きい。

テロ対策は急務だがこちらは急ぐ必要はまったくない。参院では公聴会を開いて専門家の意見を聞くなどし、時間をかけて審議すべきだ。

13.10.24

朝日

正面から議論を尽くせ

防衛秘密

「防衛秘密」の新設を盛った自衛隊法改正案の参院審議が始まった。

国民の知る権利や自衛隊の民主的統制にもかかわる事柄だ。テロ対策に紛れて未消化のまま成立させることのないよう、改めて精査と十分な審議を求めたい。

問題の重要性が新聞などで指摘され始めたのは衆院通過の間際だった。政府側は、問題を極力小さく見せるような答弁や説明を繰り返してきた。

「国民全部を対象に国民の権利を著しく制限するという内容ではない。対象も内容も限定している」とは中谷元・防衛庁長官の弁である。無限定でないのはその通りだが、現行の自衛隊法に比べれば、対象も内容も広がるのは明らかだ。

現在の自衛隊法には、守秘義務規定がある。違反の罰則は1年以下の懲役または罰金だ。改正案はこの規定は残したまま、別に96条の2を新設して「防衛秘密」を定める。それを漏らせば5年以下の懲役、過失で漏らしても禁固などとされる。

現行の守秘義務規定の目的は、服務規律の維持である。改正案は、単なるその重罰化ではない。自衛隊に関する防衛秘密の保護という新たな領域を設けるものだ。

防衛秘密が認められれば既成事実となる。あとは対象や内容を広げても「量的拡大」で処理されていくおそれがある。

テロ対策のどさくさの中、自衛隊法の一部改正の形で一括処理の対象にしてよい問題ではあるまい。

処罰の人的対象の拡大についても、防衛庁の説明は奇妙というほかない。

佐藤謙事務次官は、「罰則の正犯の対象は自衛隊員、国の機関の職員、契約などにより防衛秘密を扱う企業の方で、いずれも秘密保全の義務があった。拡大していることはない」と記者会見で語ったという。

これまでもあった自衛隊に関する企業人の秘密保全の義務とは、民事責任のことだろう。刑事罰の正犯の対象を広げるのであれば、「現行法の自衛隊員だけではなく、防衛秘密を扱う企業の方たちにも拡大する」と、率直に語るべきだ。議論の回避やごまかしは後に問題を残すだけである。

自衛隊には暗号関係など守らねばならない防衛上の秘密は当然ある。

一方で、国の行方に大きな影響を及ぼす自衛隊の運用や研究などは、主権者である国民に十分に知らされるべき情報だ。

その調整を図るうえで、いま提出されている自衛隊法改正案の内容が、本当に適切かどうか。それは、もっと徹底的に吟味されなければならない。

日本弁護士連合会は改正案に対し、「防衛秘密の範囲は著しく広範だ。国民の知る権利や報道の自由などへの重大な侵害のおそれを含む」と、強い懸念を表明した。

もしもこうした声が杞憂だというのであれば、政府は正面から議論を尽くすべきである。

○江田五月君　国民の多くが、今回のテロに対して何か対応をする、それについて日本も参加をする、そのことに賛成の人もたくさんいます。しかし、賛成の人も、また同時に、だけれども何か不安だなという気持ちも持っている。

それは何が不安かというと、やっぱりなし崩しでどんどんどこまで行くんだろうかということについての不安なので、だから、そこはそうじゃないですよ、今回のテロへの対応だと。そのテロへの対応も報復じゃないんですよと。報復じゃないんですよというのは、きょう冒頭、総理の不規則発言への返答はこういう意味だといって、いろいろ気を使っていらっしゃる。不規則発言があったから、それでついついかっとしてと言うといけないかな、いや報復戦争なんてだれもやりたくないとかいうような発言が出てくるんじゃなくて、そこはやっぱりもう頭の中にがっちりとたたき込んでおかなきゃいかぬことだと思っていますが、それはいいですね、そこは。

○国務大臣（福田康夫君）　この法案をごらんいただければよく御理解いただけるんだろうというふうに思っておって、そういうつもりで提出をさせていただいたということではあるんでありますけれども、まさに委員のおっしゃるとおり、そういうおっしゃる考え方というのは、もうしっかりと頭にたたき込んでおるということだけははっきり申し上げます。

○江田五月君　シビリアンコントロールについて伺います。

私たちは、国会の原則事前承認がシビリアンコントロールに基づく最も重要なポイントだと考えたわけですが、それはおいて、シビリアンコントロールというのは一体何かということ、これを確認しておきたいと思いますが、平成十三年版のいわゆる防衛白書の記載、読んでいただくと長くなるので、こちらで読みます。

「文民統制は、シビリアン・コントロールともいい、民主主義国家における軍事に対する政治優先又は軍事力に対する民主主義的な政治統制を指す。わが国の場合、終戦までの経緯に対する反省もあり、自衛隊が国民の意思によって整備・運用されることを確保するため、旧憲法下の体制とは全く異なり、以下のような厳格なシビリアン・コントロールの諸制度を採用している。」と、こう言って、国会のこと、内閣のこと、防衛庁のこと、三つの制度をお書きになって、さらに最後のところに、「以上のように、シビリアン・コントロールの制度は整備されているが、それが実を挙げるためには、国民が防衛に対する深い関心をもつとともに、」云々と、こういうことが必要だと、こう書いてあるわけです。

これは中谷長官、これでよろしいですね、防衛白書ですからいいでしょうね。

○国務大臣（中谷元君）　平成十三年度版の防衛白書に書かれておりまして、そのとおりでございます。

○江田五月君　福田官房長官もよろしいですね。

○国務大臣（福田康夫君）　慌てて見ていますけれども、よろしいと思います。

○江田五月君　別にひっかけも何もありませんから。

シビリアンコントロールというのは、国会と内閣と防衛庁とで制度が整備されているが、その根本には「自衛隊が国民の意思によって整備・運用されることを確保する」、国民の意思、シビリアンコントロールが実を上げるためには国民が防衛に関する深い関心を持つことが必要だと。つまり、国民主権だと、国民なんだと。最終的には国民、一人一人の国民がシビリアンコントロールの主体なんだと、こういうことだと思うんですが、そこの核心、これは官房長官も防衛庁長官も揺るぎはないでしょうね。

○国務大臣（中谷元君）　シビリアンコントロールというのは文民統制ということで、防衛庁長官とか、最高指揮官は総理大臣でありますけれども、これは文民でなければならないと。

この文民というのは、正当に選挙で選ばれた国会議員でありますけれども、これは民主的な手続で選ばれた国民を代表する国会議員でございますので、そういう意味では国民の代表者がコントロールをしているというふうに私は思っております。

○江田五月君　ちょっと違うんで、国民の代表者と制度上なっている国会とか内閣とかが、あるいはそういうものに根拠を有する防衛庁のシステムが、指揮監督というか監督をしておるというそういう制度上の仕組みの根本に、国民というのがやっぱりシビリアンコントロールの主体なんだと、その意識、その信念、その認識、そこはいいんでしょうねということを言っているんです。

○国務大臣（中谷元君）　委員のおっしゃるとおり、国民の意識に基づくものだというふうに思っております。

○江田五月君　官房長官も同じですよね。

○国務大臣（福田康夫君）　はい、同じでございます。

○江田五月君　そこで、きょうは私は自衛隊法改正案、特にその中の防衛秘密に限って質問をいたします。

この自衛隊法改正案については、我が会派は賛成でございます。しかし、いろいろな心配があります。そこで伺うんですが、まず、先ほどもちょっと話に出ていました日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法、いわゆるミューチュアル・ディフェンス・アグリーメントですか、ＭＤＡ秘密保護法、この七条には「この法律の適用にあたっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。」という条文が入っている。これは何か修正によって入ったとかいう話なんですが、今回のこの自衛隊法改正では、なぜこの七条のような規定がないんですか。防衛庁長官。

○政府参考人（首藤新悟君）　今の自衛隊法にも守秘義務を定めた条項があるわけでございますが、それに対しての適用、拡張解釈云々のことは、あるいは国民の基本的人権不当侵害というのは書いてございません。が、いずれにしろ、書かなくても、自衛隊法とかそういった場合に、言ってみれば常識的なことということで書いてないからといって、こういったことが何というか関係ないということは全くないわけでございます。

○江田五月君　書いてないからといって、常識的なことだと言うんだけれども、その常識的なことがちょいちょい怪しくなるから書いてあるんですよね。

防衛庁長官、今回修正しろとまでは言いませんけれども、こういう国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない、これは当たり前のことで、その点は重々注意をされるんでしょうね。

○国務大臣（中谷元君）　そのことは日本国憲法にも書かれておりまして、それを遵守するというのは当然のことでございますので、十分注意を払いながら運用してまいりたいというふうに思います。

○江田五月君　これはやっぱりせめて附帯決議ぐらいは、そういうのは入れておいた方がいいと私は思います。

そこで、中谷長官、ちょっと細かなことで恐縮なんですけれども、やっぱり重要なことなので、ぜひこれまでの答弁の訂正をひとつお願いをしておかなきゃならぬと思います。ちょっと、まず何を訂正するかを聞かなきゃ。

一昨日の我が党の榛葉委員の質問に対して中谷長官は、これはまだ未定稿の段階なんですけれども、かぎ括弧で、「さらに報道関係とか国会議員等につきましては、現在においても教唆とかいうことで刑法上の罰則がかかっております。この教唆というのは贈賄とか脅迫といった不法な手段で秘密を知る行為でありまして、これは現在においても刑法で罰せられますけれども、今回は現在行っているもの以上に罰則を規定をするということは盛り込んでおりませんので、現状のままの状態でございます。」と、こうおっしゃって、刑法で正犯に対して従犯がつけ加わっている、それで今回のこの自衛隊法の教唆などは罰せられる、し

て、その行為自体が、ちょっと教えてよとかいうのじゃやっぱりだめで、その秘密漏えいに至る具体的危険性があるような行為でなければそもそも教唆だとか扇動とかには当たらないんだと思いますが、いかがですか。

○国務大臣（中谷元君）　おっしゃるとおり、実質が単なる規律違反としての評価を受けるにすぎないものについては、その行為が、国家公務員法の百十条、これは周りでデモとかを行っている場合、シュプレヒコールで上げて扇動されるようなときに扇動罪に当たるかというケースなんですけれども、国家公務員法の百十条一項十七号の罰則の構成要件に該当しないということはもちろんでありますし、また、この罰則の構成要件に該当する行為であっても具体的事情のいかんによっては法秩序全体の精神に照らして許容されるものと認められるときは刑法上の違法性が阻却されることもあり得るということは言うまでもないとしておりまして、最終的には司法機関の判断によってなされることでありますけれども、おっしゃるような内容は想定はいたしておりません。入るとは想定いたしておりません。

○江田五月君　業者、業務者でない者が防衛秘密にアクセスする。それは、業務者との従犯関係になる場合と、それから今の独立して罰せられる場合とですから、そうすると業務者でない者が防衛秘密を例えば写真撮影する、あるいはビデオで撮る、これを公表すると。これは罪になりますか。なりませんね。

○政府参考人（首藤新悟君）　今おっしゃられました想定がちょっと具体的にわからないわけでございますが、業務者でない者は基本的にその写真撮影とか物を見るとかというような立場には置かれることはないと考えているわけでございます。

○江田五月君　だって、それはわからないですよ。写真撮影の、フリーのカメラマンがいろんなことをやってそれが例えば住居侵入になるとか、それは別ですよ。だけれども、そういうものが一切なくて、化体した物件というものがあるんでしょう、防衛秘密を化体した物件、例えばミサイル。これを写真でどこかで撮ったと。それが秘密漏えいに当たるとかいうことはないですねということです。

○国務大臣（中谷元君）　それは、正犯でもありませんし、そういう教唆行為でもなかったら、そういうのはないというふうに思います。

○江田五月君　次に、保護法益の衝突の関係で今の教唆とかそういうものが限定されてくるという場合があるだろうと思うんですが、報道の自由との関係、これはもう今まで議論に出ていますし、それから国政調査権の関係、これも議論に出ていますが、一般の市民の場合、例えば情報公開法による開示請求、これはどう見たって教唆には当たらないと考えていいですか。

○国務大臣（中谷元君）　情報公開法に基づいて防衛秘密について開示請求をすることについては、何ら違法性はないというふうに思います。

○江田五月君　あとは皆さんの方がこれは秘密だから出せないと言えばいいんで、情報公開法でどんどん迫っていくということ、これは市民のシビリアンコントロールであり、知る権利であり、そういうものが制約されるということは絶対あってはいけないと。今、明確にお答えになりましたから、それでいいと思いますが。

　次に、自衛隊法改正案の防衛秘密に関する部分は公布後二年を超えない範囲で施行と書いてありますが、これは文字どおりおおむね一年半、一年後に施行ということになるんですか。

○政府参考人（首藤新悟君）　こう書きました理由でございますが、一つには、刑罰法規でございますので周知徹底期間が必要であると。それからもう一つは、防衛秘密の保全に万全を期すとともに、適切な運用を図るため内部的な作業が必要であるということからいたしまして一年を超えない範囲ということにしたわけでございますが、防衛庁としましては、防衛秘密の保全が我が国の防衛上必要であることから、周知徹底期間を十分考慮の上、でき得る限り早期に施行できるように努めてまいりたいと考えているわけでございます。

○江田五月君　ちょっと前に戻って、MDAの秘密保護法では、二条で、「行政機関の長は、」「防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等防衛秘密の保護上必要な措置を講ずる」と。標記を付す、関係者に通知をするというのは必要な措置の一例として挙げているという形になっています。しかし、自衛隊法の改正案では、標記を付すこと、これはもう絶対必要な要件、それにかわるものとしては、性質上それが困難なときに通知をするということで、さらに、九十六条の二の四項で、一項、二項に定めるもののほか、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずると、こうなっているんですが、このMDA秘密保護法の規定の仕方と今回の規定の仕方の違いというのはなぜ起きたんですか。

○政府参考人（首藤新悟君）　MDA秘密保護法は、申すまでもなく、アメリカから供与された技術に関する装備品に関する秘密保護でございまして、すべてが防衛庁所管部分とは限らない、防衛庁以外の役所も関係するようなことがあるというようなことがございまして通知とかいったことが書いてございます。

　また、今回の改正案は、はっきりと防衛庁長官が指定するということで、実質のみならず形式的にも秘を指定するということでございますが、MDA法では基本的に実質秘主義をとっているというような違いからこのような法律及び今回の改正案における差が出ているわけでございます。

○江田五月君　自衛隊法による場合には形式的にもこの手続が必要、そして同時に実質秘でなきゃいけないと。MDA秘密保護法の方は、実質秘であったら、必要な措置はとるんですが、それでよろしいと、標記が付されなくてもいいと。現実には標記が付されない、MDA秘密保護法に言うところの、改正後ですと特別防衛秘密になりますか、という標記が付されない特別防衛秘密というのはあるんですか。

○政府参考人（首藤新悟君）　現実には、このMDA法自身にも標記を付すというようなことが書いてありますとおり、そういうことはないと存じます。

○江田五月君　時間になりましたが、最後に、くれぐれも冒頭申し上げましたような基本的人権の侵害に当たるようなことのないように、これはもう強くお願いをして、私の質問を終わります。

○遠山清彦君　公明党の遠山清彦でございます。

　今日までこのテロ特措法等につきましてはさまざまな論点が議論されてきたわけでありますけれども、私も所管の大臣の方々に直接お伺いする機会、初めてでございますので、この場をおかりして幾つか私自身がお聞きしたかった点を、またこれまでの議論でもう一度整理した方がいいと思われるところをちょっとお聞きしたいと思います。

　私も、参議院の本会議の代表質問で申しましたけれども、十月五日からパキスタンの現地視察、調査をしたわけでございます。本日は、まず最初に、その現地調査をしている中で非常に具体的な提案を現地の国連スタッフからいただいておりますので、それについて、日本政府として、現行法の枠内あるいは今審議中の特措法が成立した際に実際できるのかどうかということをちょっとお聞きをしたい。

　まず、防衛庁長官になると思いますが、最初の具体的な提案は、いわゆるパキスタンなどのアフガニスタン周辺国領域内で活動する国連機関やNGOの国際スタッフですね、現地スタッフというより国際スタッフが、緊急事態が発生したときにそのエリアから緊急退避をしなければいけないと。その際に、退避する移動の際とか、これは具体的にはいろんな事態が想定されますので一概に言うことは難しいかもしれませんけれども、しかし、例えば日本なんかも自衛隊による邦人保護の観点からの輸送等も既に行ってきているわけでして、そういった意味で、そういう邦人に限らず外国人の国連機関あるいはNGOのスタッフ、あるいは外交団まで含まれるかどうかこれはわかりま

案文を朗読いたします。

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、テロ根絶に対する我が国の主体的な外交努力を一層進めるとともに、国連を中心とした国際的な枠組みの構築に努めること。

二、国民生活及び経済システムなどがテロによって脅かされることのないよう、包括的なテロ対策を講ずるとともに、あわせて邦人保護、テロ資金源根絶対策等に万全を期すること。

三、アフガニスタンの和平と復興のために積極的なイニシアティブをとること。

四、自衛隊の派遣については、派遣先の状況の推移を十分に踏まえ、実施すること。

五、国会の承認の付議については、対応措置の実施を自衛隊の部隊等に命じた日から二十日以内であっても、可能な限り速やかに求めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長（武見敬三君）　ただいま山本君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（武見敬三君）　多数と認めます。よって、山本君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、福田内閣官房長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。福田内閣官房長官。

○国務大臣（福田康夫君）　ただいま御決議のありましたいわゆるテロ対策特別措置法案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重して努力してまいります。

○委員長（武見敬三君）　次に、自衛隊法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（武見敬三君）　多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

木俣君から発言を求められておりますので、これを許します。木俣佳丈君。

○木俣佳丈君　私は、ただいま可決されました自衛隊法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

自衛隊法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、公共の安全と秩序の維持に関する責任は、第一義的に警察が担うとの原則を改めて確認し、いやしくも、この原則を逸脱することのないよう配慮すること。

二、自衛隊の部隊等による警護出動は、治安出動に至らない事態の下における自衛隊の活用という視点から、必要に応じ今後検討すること。

三、防衛秘密の指定、漏えいした場合の刑罰適用については、憲法に定める基本的人権を侵害することがないよう運用すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長（武見敬三君）　ただいま木俣君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（武見敬三君）　多数と認めます。よって、木俣君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、中谷防衛庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。中谷防衛庁長官。

○国務大臣（中谷元君）　ただいま御決議のありました自衛隊法の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、御趣旨を十分踏まえまして努力してまいりたいと存じます。

○委員長（武見敬三君）　なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（武見敬三君）　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十二分散会

〔参照〕

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案に対する修正案

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

第四条第二項に次の一号を加える。

八　対応措置の実施に必要な経費

第五条第一項を次のように改める。

基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動については、内閣総理大臣は、これらの対応措置の実施前に、これらの対応措置を実施することにつき国会の承認を得なければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動を実施することができる。

第五条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動を実施した場合には、内閣総理大臣は、速やかに、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならない。

（参考資料４）

19.2.17 (土)

毎日

潜水艦事故報道

これが防衛秘密の漏えいか

防衛省情報本部所属の航空自衛隊1佐が読売新聞記者に内部情報を漏らしたとして、自衛隊法違反(秘密漏えい)容疑で、自衛隊警務隊の家宅捜索を受けたことが明らかになった。

読売新聞は中国海軍所属の「明」級のディーゼル式潜水艦が南シナ海で火災事故を起こし、航行不能になったことを05年5月31日付朝刊で報道した。記事には米軍からの情報が含まれており、1佐が米軍情報を流出させた疑いが持たれている。

報道機関への情報提供で自衛隊関係者が強制捜査を受けるのは極めて異例である。「報道の自由」の制約につながりかねず、「国民の知る権利」を損なうという点からも看過できない問題である。

自衛隊法には職務上知り得た秘密を漏らしてはいけないという守秘義務が規定されている。違反すれば懲役1年以下または3万円以下の罰金が科せられる。

01年には防衛相が指定した「防衛秘密」を漏らした場合、5年以下の懲役となる、それまでより重い罪も新設された。情報漏えいを教唆した者にも処罰対象が広げられ、記者も含まれる。

当時国会では、何が防衛秘密に当たるのか明確ではない上に、取材活動の制限につながるのではないかという議論になった。

国家の安全保障上、守るべき秘密はあるだろう。しかし、軍事に関する情報はともすると秘密主義に陥りがちで、国民が政策を判断するための情報が制約されるケースが多い。

例えばテロ特措法やイラク特措法による海外での自衛隊活動も実態が分かりにくく、私たちは情報を積極的に公開すべきだと要求してきた。

当局が公表しない事実を、取材活動によって明らかにしていくのは報道機関の責務であり、「知る権利」に応える道だと思う。

中国の潜水艦事故に関する読売新聞の報道が米国と日本の安全保障に対して、どれだけの実害を及ぼし、双方の国益を損なったことになるのだろうか。

日本近海での中国潜水艦の火災事故は、国民にとって必要な情報であることは明白だ。むしろ、防衛省自らが積極的に公表すべきものだ。

日米間の軍事情報の共有化は進み、防衛省は米国から情報管理の強化を再三、求められてきた。そのため、情報内容よりも省内の引き締めのために強制捜査に踏み切ったという見方もできる。読売の報道が一罰百戒の手段として使われたなら、全く理解に苦しむ。積極的に情報を公開し、国民の理解を得るという流れにも逆行する。

久間章生防衛相は「情報をもらったから罪になるわけではない。通常の取材を罰する法律ではない」と述べた。しかし、情報提供する側を萎縮させ、国民に必要な情報が届かなくなることを危惧する。

防衛省は捜査の事実は認めたものの、事実関係については詳しく説明していない。まず何が問題なのかをはっきりさせるべきだ。

19.2.17

日経

防衛秘密漏えい捜査への懸念

防衛省情報本部の一等空佐が読売新聞記者に防衛秘密を漏らしたとして、自衛隊の警務隊が関係先を家宅捜索するなど自衛隊法違反（秘密漏えい）容疑で捜査を進めていることが明るみに出た。メディアへの情報提供に絡む強制捜査は異例である。国民の「知る権利」を損なう事態として懸念を抱かざるを得ない。

問題になっているのは、中国海軍の潜水艦が南シナ海で火災を起こし航行不能になったなどと報じた二〇〇五年五月の記事だ。当時の防衛庁は被疑者不詳のまま同法違反で警務隊に刑事告発した。その後、警務隊は情報提供者を特定し、本格的な捜査に乗り出したとみられる。

今回の捜査でまず憂慮されるのは、秘密漏えいの概念をメディアへの情報提供にまで広げたことだ。防衛秘密漏えいは〇一年に罰則が大幅に強化されるなどしたが、これは前年に起きた駐日ロシア大使館武官への秘密漏えい事件を受けた措置だった。基本的にはスパイ活動の抑止を狙っており、メディアへの情報提供についての適用は一段の慎重さが求められるのではないだろうか。

もう一つの大きな問題点は、防衛秘密の範囲や対象があいまいなことである。防衛省・自衛隊は国益を左右する情報を持ち、同盟国の米国とも防衛秘密を共有している。だからこそ一般の国家公務員より厳格な守秘義務が課せられており、その特殊性は理解する必要がある。ただ、具体的な範囲や対象は十分な吟味が必要であり、過度な対応はかえって国民の信頼を失うことになる。

警務隊は読売側については捜査対象とはしないとされるが、情報提供者への強制捜査自体が、防衛省・自衛隊に限らず情報源とメディア双方を萎縮させる恐れがある。仮に読売側を捜査対象としなくても、そうした「見せしめ」が報道の自由と「知る権利」に与える影響は大きい。

最高裁は一九七八年の決定で、「国家公務員への秘密情報提供要請は、真に報道目的で取材手法が社会通念を逸脱していない限りは正当な業務行為」と指摘した。その後の司法判断の多くも報道側に一定の理解を示している。今回の強制捜査は、そうした流れを否定しかねない重大な問題をはらんでいる。

19.2.23

読売

今後も「知る権利」に応えたい

防衛秘密と報道

防衛省は、国の安全保障の根幹にかかわる情報を数多く抱えている。厳格な情報管理と服務規律の徹底がなされるのは当然のことだ。

防衛秘密が外国スパイなどに漏れ出して、国益が損なわれるようなことがあってはならない。

だからといって、国民が報道で知るべき公共性の高い情報まで、すべて遮断されるようになって良いはずはない。

防衛省情報本部の1等空佐が読売新聞記者に内部情報を漏らした疑いがあるとして、自衛隊の警務隊が1佐の自宅などを捜索し、任意で事情聴取していた。秘密指定された文書などを外部に漏らした自衛隊法違反容疑だという。

報道をめぐっての、異例ともいえる防衛省の強権的対応には、「取材・報道の自由」「国民の知る権利」との関係で強い懸念を抱かざるを得ない。

問題になったのは、2005年5月の朝刊記事だ。日米両国の防衛筋が確認した話として、中国海軍の潜水艦が南シナ海を潜航中、火災とみられる事故を起こして航行不能になり、海南島に向けて曳航されていることなどを報じている。

防衛庁（当時）は記事に強い不快感を示した。火災の情報が米側からもたらされたものだったためとされる。

報道から半年後、漏洩の被疑者不詳のまま警務隊に告発している。1佐の強制捜査が行われたのは約1年後の今年初めだ。この間、継続的に内偵捜査が行われていた。

情報漏洩といえば、自衛隊はしばしば不祥事を起こしてきた。2000年には海自3佐による在日ロシア大使館武官への情報漏洩事件が発覚した。昨年も自衛隊員らのパソコンから、防衛関係の情報流出が相次いでいる。

自衛隊法が改正され、秘密漏洩への罰則が強化された。情報流出の抜本対策も昨春、まとめられた。

防衛省には、米側への信義を重んじ、日米の情報協力体制に揺らぎのないことをアピールする狙いがあったのではないか。〝見せしめ〟的捜査で内部の引き締めを狙ったとの見方も出ている。

こうした対応は、取材対象となる公務員らを委縮させ、結果的に記者の取材・報道をも制約してしまう危険性が高い。国民の知る権利も狭められてしまう。

読売新聞は、今回の取材活動が適正に行われ、法令違反や社会通念を逸脱する行為がなかったことを確認している。

そして、今後も取材源の秘匿を貫き、知る権利に奉仕するため適正な取材・報道を行っていくつもりである。

報道機関の使命を再確認したい。

12/07/06 内調内検討済み

特別秘密の保護に関する法律案（仮称）の概要（案）

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する一定の事項のうち特に秘匿することが必要なものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えいに対する罰則等について定める。

1　特別秘密の管理に関する措置

(1)　行政機関における特別秘密の指定

ア　行政機関の長は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する別表に掲げる事項（下記(ｱ)～(ｳ)参照）に該当する事項であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の防衛等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要なものを特別秘密として指定するものとする。

(ｱ)　防衛に関する事項（10事項）　現行の防衛秘密に相当する事項

(ｲ)　外交に関する事項（５事項）　主として我が国の安全保障等に関する事項

(ｳ)　公共の安全と秩序の維持に関する事項（４事項）　主としてテロの防止等に関する事項

イ　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項を指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならない。

ウ　行政機関の長は、指定の際には５年を超えない範囲内でその有効期間を定め（延長可）、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

(2)　特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施

ア　特別秘密を取り扱うことができる者は、適性評価により適性を有すると認められた行政機関若しくは都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等（以下「職員等」という。）とする。

イ　適性評価は、特別秘密を取り扱うことが見込まれる職員等の同意を得て、いわゆるテロ活動等との関係、犯罪・懲戒の経歴、経済的な状況等に関する事項についての調査を実施し、当該職員等が特別秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。

ウ　行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

エ　適性評価の実施に当たって取得する個人情報の目的外利用・提供を禁止するとともに、適性評価の実施への不同意又は適性を有しないと認められたことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。

2　特別秘密の漏えい等に対する罰則

特別秘密を取り扱うことを業務とする者その他業務により特別秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員による故意又は過失による漏えい、欺罔、財物の窃取等による特別秘密の取得行為並びに故意の漏えい及び上記取得行為の未遂、共謀、教唆及び煽動を処罰する。

3　その他所要の規定を整備する。

12/07/06内調内検討済み

特別秘密の保護に関する法律案（仮称）の概要（案）

1　趣旨

(1)　国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になっている。また、外国情報機関等への情報漏えいの脅威に加えて、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、インターネット上への情報の漏えいや標的型サイバー攻撃といった新たな脅威が高まっていることから、これらの脅威への対応が急務となっている。

(2)　こうした中、政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する重要な情報について、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要である。

(3)　これらの状況に鑑み、有識者会議の報告書や国民各層から寄せられた意見を踏まえ、国民の権利利益との適切なバランスを確保しつつ、実効性のある秘密保全法制を整備するもの。

2　概要

(1)　特別秘密の管理に関する措置

ア　行政機関における特別秘密の指定等

(ア)　行政機関の長は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する別表に掲げる事項（※）に該当する事項であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の防衛等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要なものを特別秘密として指定するものとする。

（※）特別秘密の対象となり得る事項

【防衛に関する事項】

現行の防衛秘密に相当する事項（10事項）

【外交に関する事項】

①　我が国の安全保障等に係る重要施策の方針

②　我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容

③　外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報

④　③に掲げる情報の収集整理又はその能力

⑤　外交の用に供する暗号その他③に掲げる情報の伝達の用に供する暗号

【公共の安全と秩序の維持に関する事項】

①　テロ等の緊急事態に対処するための計画又は研究

②　公共の安全と秩序の維持に関し収集したテロ活動等の有害活動に関

する重要な情報
③　②に掲げる情報の収集整理又はその能力
④　公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他②に掲げる情報の伝達の用に供する暗号

(ｲ)　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項を指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならない。
(ｳ)　行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限５年）を定めるものとする。当該有効期間が満了する時において要件を満たす場合には、有効期間を延長するものとし、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。
(ｴ)　行政機関の長は、特段の必要がある場合に限り、他の行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

イ　特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施

(ｱ)　特別秘密を取り扱うことができる者は、適性評価により適性を有すると認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等（以下「職員等」という。）とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
・　行政機関の長、国務大臣（行政機関の長を除く。）、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官等が特別秘密を取り扱う場合
・　特別秘密に係る犯罪の捜査等に従事する職員であって、行政機関の長又は警察本部長が確認措置（特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことを質問により確認する措置をいう。）を講じたものが、必要最小限度の特別秘密を一時的に取り扱う場合
(ｲ)　適性評価は、特別秘密を取り扱うことが見込まれる職員等の同意を得て、テロ活動等の有害活動との関係、犯罪及び懲戒の経歴、情報の取扱いに係る非違の経歴、経済的な状況等に関する事項についての調査を実施し、当該職員等が特別秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。
(ｳ)　行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
(ｴ)　行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施中の職員等による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該職員等が一定の要件を満たすときは、適性を有すると仮に認めることができる。
(ｵ)　適性評価の実施に当たって取得する個人情報の目的外利用・提供を禁止するとともに、適性評価の実施への不同意又は適性を有しないと認められたことを

理由とする不利益な取扱いを禁止する。

(2)　特別秘密の漏えい等に対する罰則

ア　次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。

(ｱ)　特別秘密を取り扱うことを業務とする者（懲役刑の上限は10年）

(ｲ)　業務により特別秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員（(ｱ)に掲げる者を除く。）（懲役刑の上限は５年）

イ　次に掲げる行為による特別秘密の取得行為を処罰する（懲役刑の上限は10年）。

(ｱ)　人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為

(ｲ)　財物の窃取

(ｳ)　施設への侵入

(ｴ)　保管庫を損壊し、又は無断で開錠する行為

(ｵ)　いわゆる盗聴・盗撮行為

(ｶ)　不正アクセス行為、コンピュータ・ウィルスを人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の電子計算機による管理を害する行為

ウ　故意による漏えい及び上記取得行為の未遂、共謀、教唆及び煽動を処罰する。

エ　自首減免規定及び国外犯処罰規定を設ける。

(3)　その他

次に掲げるもののほか、所要の規定を整備する。

ア　特別秘密の保護上必要なその他の措置に関する規定

本法に規定するもののほか、政令で定めるところにより、特別秘密の保護上必要な措置を講ずる旨を定める。

イ　施行期日に関する規定

公布の日から１年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、適性評価に関する一部の規定は、公布の日から３年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

ウ　自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特別秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

エ　内閣法の一部改正に関する規定

内閣情報官が掌理する事務について所要の改正を行う。

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第37回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月13日 14:45
宛先: [redacted]
添付ファイル: 外務省.zip (521 KB)

外務省　大臣官房総務課 [redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第37回）を7月17日（火）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回　：　6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回　：　6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回　：　6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回　：　6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回　：　7月2日に資料持込み、同日に審査
第36回　：　7月9日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail [redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第37回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月13日 14:45
宛先: [redacted]
添付ファイル: 防衛省.zip (521 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 [redacted]様、[redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第37回）を7月17日（火）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回 ： 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回 ： 7月2日に資料持込み、同日に審査
第36回 ： 7月9日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail[redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第37回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月13日 14:44
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経産省.zip (521 KB)

経済産業省　経済産業政策局知的財産政策室　根橋　様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第37回）を7月17日（火）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回 ： 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回 ： 7月2日に資料持込み、同日に審査
第36回 ： 7月9日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail：[redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第37回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月13日 14:44
宛先: 髙岩 直樹（副長官補本室）; 岩浅 太一（副長官補本室）
添付ファイル: 内政.zip (521 KB)

内閣官房副長官室（内政） 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第37回）を7月17日（火）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回 ： 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回 ： 7月2日に資料持込み、同日に審査
第36回 ： 7月9日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]
E-Mail：[redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第37回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月13日 14:43
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経産省.zip (521 KB)

経済産業省　大臣官房情報システム厚生課　林様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第37回）を7月17日（火）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回　：　6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回　：　6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回　：　6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回　：　6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回　：　7月2日に資料持込み、同日に審査
第36回　：　7月9日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail [redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第37回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月13日 14:43
宛先: 八幡 浩紀（官邸・副長官補室）
添付ファイル: 外政.zip (521 KB)

内閣副長官補室（外政） 八幡 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第37回）を7月17日（火）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回 ： 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回 ： 7月2日に資料持込み、同日に審査
第36回 ： 7月9日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線 [redacted]
E-Mail [redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第37回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月13日 14:43
宛先: 丸山 洋平（安危本室）
添付ファイル: 安危.zip (521 KB)

内閣副長官補室（安危） 丸山 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第37回）を7月17日（火）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回 ： 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回 ： 7月2日に資料持込み、同日に審査
第36回 ： 7月9日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

[redacted] 2012/07/13

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]
E-Mail：[redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第37回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月13日 14:43
宛先: [redacted]
添付ファイル: 警察庁.zip (521 KB)

警察庁 警備局警備企画課 藤原様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第37回）を7月17日（火）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回 ： 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回 ： 7月2日に資料持込み、同日に審査
第36回 ： 7月9日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL:03－5253－2111（内線 [redacted]
E-Mail [redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第37回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月13日 14:42
宛先: [redacted]
添付ファイル: 法務省.zip (521 KB)

法務省　刑事局公安課　櫻谷様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第37回）を7月17日（火）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回　：　6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回　：　6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回　：　6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回　：　6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回　：　7月2日に資料持込み、同日に審査
第36回　：　7月9日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail [redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第37回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月13日 14:42
宛先: [redacted]
添付ファイル: 公安庁.zip (521 KB)

公安調査庁　総務部総務課審理室 [redacted] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第37回）を7月17日（火）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回 ： 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回 ： 7月2日に資料持込み、同日に審査
第36回 ： 7月9日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail：[redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第37回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月13日 14:42

宛先: [redacted]

添付ファイル: 訓示的規定（資料1～3）.pdf (491 KB)；訓示的規定について（複数シートあり）.jtd (94 KB)；持込資料リスト.jtd (25 KB)；法案概要三枚紙.jtd (45 KB)

海上保安庁　総務部政務課　坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第37回）を7月17日（火）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回　：　6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回　：　6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回　：　6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回　：　6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回　：　7月2日に資料持込み、同日に審査
第36回　：　7月9日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail：[redacted]

秘密保全法制　法制局持込み資料

平成２４年７月１７日

○　訓示的規定について
○　法案概要三枚紙案

12/07/13内調内検討済み

訓示的規定について

1　本法は、自衛隊法の防衛秘密制度を基に、対象となる秘密の範囲の拡大、適性評価制度の法制化及び罰則の強化を新規立法の形式で行った結果、以下の点においてＭＤＡ秘密保護法と共通点を有するに至っている。

①　国家の秘密の保護そのものを目的とする法律であること。

②　国家の秘密を取り扱う立場にない一般人が主たる罰則の対象に含まれており、最長で10年の懲役刑を科される可能性があること。

2　ＭＤＡ秘密保護法には第７条に訓示的規定が置かれており、「この法律の適用にあたつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない」と定められている。この規定は、参議院法務委員会で基本的人権との関係について様々な議論があり、政党間の協議を経て、修正案が提出・可決された結果、追加されたものである。

この規定が追加された趣旨について、参議院法務委員会の委員長として同法の審議に関与した郡祐一氏は、対象となる秘密の範囲について、同法が「秘密保護法たることにまつわる必然的な不明確さを持っていることは、争うべからざる事実である」と指摘し、罰則についても「本法の運用に当る者の良識に委ねた規定があ」るとも指摘した上で、「そこに漠然たる不安の念の醸し出されることは、蓋し無理からぬところである」「本条は、右のような不安の表明であり、本法の執行者に対し適切な運用を要望する国会の切なる意思表示である」（郡祐一「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法精義」155-156頁）と解説している（資料１）。

3　本法は、ＭＤＡ秘密保護法と異なり指定制度を採り入れた上で、指定の要件の精緻化を図っているが、それでもなお、特別秘密を取り扱う立場にない一般人から見た場合、郡氏のいう「秘密保護法たることにまつわる必然的な不明確さ」は本法にもこれを認めざるを得ない。また、罰則についても、本法は、ＭＤＡ秘密保護法と異なり処罰対象とすべき取得行為（探知収集行為）については具体的に限定列挙しているが、漏えいの教唆・独立教唆については、最高裁が「取材の手段・方法が贈賄、脅迫、強要等の一般の刑罰法令に触れる行為を伴う場合は勿論、その手段・方法が一般の刑罰法令に触れないものであつても、取材対象者個人としての人格の尊厳を著しく蹂躙する等法秩序全体の精神に照らし社会観念上是認することのできない態様のものである場合にも、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びる」と判示している内容に照らして処罰対象を判断せざるを得ない場合があるため、「本法の運用に当る者の良識に委ねた」部分がないと言い切ることは困難である。

これらのことから、ＭＤＡ秘密保護法案の審議の際に問題とされた「漠然たる

不安の念」が本法において完全に払拭されたとは言い切れず、したがって、ＭＤＡ秘密保護法について表明された「国会の切なる意思表示」である訓示的規定を本法にも置き、政府として本法の適切な運用に万全を期す決意を示すとともに、当該規定を置かないことによる無用の誤解を避けることにも合理性があると考えられる。

この点、破壊活動防止法に議院修正により追加された同種の訓示的規定（第２条）が存在するところ、同法と性格が近い無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の立案時において、全く同じ訓示的規定が閣法の段階から盛り込まれた例がある。

４　なお、自衛隊法の防衛秘密にはこのような訓示的規定が置かれていないが、防衛秘密に係る自衛隊法の一部改正に関する国会審議においては、同法の一部改正に賛成する立場の議員から、ＭＤＡ秘密保護法に置かれている訓示的規定をなぜ自衛隊法に置かないのか、せめて附帯決議には盛り込むべきではないかとの指摘があり（資料２）、参議院の附帯決議に「防衛秘密の指定、漏えいした場合の刑罰適用については、憲法に定める基本的人権を侵害することがないよう運用すること」が盛り込まれることとなった（資料３）。

12/07/13内調内検討済み

○ **訓示的規定（案）**

（この法律の解釈適用）

第○条　この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない。

日米相互防衛援助協定等に伴う 秘密保護法精義

郡　祐一　著

柏林書房

（資料1）

第二　第七条について（抜粋）

今までたびたび説明したとおり、※本法が秘密保護法たることにまつわる必然的な不明確さを持っていることは、争うべからざる事実である。その上罰則の犯罪類型においても、或いは「不当な方法」というような本法の運用に当る者の良識に委ねた規定があり、過去の国防保安法や軍機保護法の運用の跡をかえり見るとき、そこに漠然たる不安の念の醸し出されることは、蓋し無理からぬところである。法案審議にあたり、政府側においても極力この不安を除くべく誠意をもって立案の態度を説明していたが、右のような不安の表明であり、本法の執行者に対し適切な運用を要望する国会の切なる意思表示である。本法の最後の解釈権者が裁判所であることは何人も疑わないが、行政各部においてはその立場から一応の行政解釈を下だし、本法の運用に当ることとなるので、もしも目前の行政上の便宜のため、安易な態度で解釈を施すならば、立法者の予期しない結論を導き出し、善意の国民に不測の損害を及ぼすこととなるのである。世を挙げてかかる態度をとるならば、裁判所と雖もこれに引きずられる虞なしとしないであろう。

本法のごとき、国家の安全と基本的人権とが最も厳しい形で相触れる法律は、その解釈と運用に最も慎重な態度をもってすべきであるとの法意を汲み、これに従うべきである。

※　二十九ページ

何とかして防衛秘密の内包と外延を明確にし、これを公示して、罪刑法定主義の要求に添い、善良な国民が不測の害を受けることがないようにしたいとの欲求は、誠に無理からぬものであるし、立案当局者もかなり苦心を払ったもののようであったが、世界各国の例を見ても秘密に関する規定は、結局抽象的包括的に終っているのであって、やむを得ないものがあった。

※　六十ページ

秘密保護法においては、犯罪類型の最も重要な要素である秘密を具体的に且つ明確に規定することが、秘密保護の本質上不可能に幾い

※　六十六ページ

諸外国の立法例を見ても、秘密の規定は例示が多いか少いかの区別はあっても、結局秘密の特殊性から明確なものは一つもないと断言し得る。

○江田五月君　国民の多くが、今回のテロに対して何か対応をする、それについて日本も参加をする、そのことに賛成の人もたくさんいます。しかし、賛成の人も、また同時に、だけれども何か不安だなという気持ちも持っている。

それは何が不安かというと、やっぱりなし崩しでどんどんどこまで行くんだろうかということについての不安なので、だから、そこはそうじゃないですよ、今回のテロへの対応だと。そのテロへの対応も報復じゃないんですよと。報復じゃないんですよというのは、きょう冒頭、総理の不規則発言への返答はこういう意味だといって、いろいろ気を使っていらっしゃる。不規則発言があったから、それでついついかっとしてと言うといけないかな、いや報復戦争なんてだれもやりたくないとかいうような発言が出てくるんじゃなくて、そこはやっぱりもう頭の中にがっちりとたたき込んでおかなきゃいかぬことだと思っていますが、それはいいですね、そこは。

○国務大臣（福田康夫君）　この法案をごらんいただければよく御理解いただけるんだろうというふうに思っておって、そういうつもりで提出をさせていただいたということではあるんでありますけれども、まさに委員のおっしゃるとおり、そういうおっしゃる考え方というのは、もうしっかりと頭にたたき込んでおるということだけははっきり申し上げます。

○江田五月君　シビリアンコントロールについて伺います。

私たちは、国会の原則事前承認がシビリアンコントロールに基づく最も重要なポイントだと考えたわけですが、それはおいて、シビリアンコントロールというのは一体何かということ、これを確認しておきたいと思いますが、平成十三年版のいわゆる防衛白書の記載、読んでいただくと長くなるので、こちらで読みます。

「文民統制は、シビリアン・コントロールともいい、民主主義国家における軍事に対する政治優先又は軍事力に対する民主主義的な政治統制を指す。わが国の場合、終戦までの経緯に対する反省もあり、自衛隊が国民の意思によって整備・運用されることを確保するため、旧憲法下の体制とは全く異なり、以下のような厳格なシビリアン・コントロールの諸制度を採用している。」と、こう言って、国会のこと、内閣のこと、防衛庁のこと、三つの制度をお書きになって、さらに最後のところに、「以上のように、シビリアン・コントロールの制度は整備されているが、それが実を挙げるためには、国民が防衛に対する深い関心をもつとともに、」云々と、こういうことが必要だと、こう書いてあるわけです。

これは中谷長官、これでよろしいですね、防衛白書ですからいいでしょうね。

○国務大臣（中谷元君）　平成十三年度版の防衛白書に書かれておりまして、そのとおりでございます。

○江田五月君　福田官房長官もよろしいですね。

○国務大臣（福田康夫君）　慌てて見ていますけれども、よろしいと思います。

○江田五月君　別にひっかけも何もありませんから。

シビリアンコントロールというのは、国会と内閣と防衛庁とで制度が整備されているが、その根本には「自衛隊が国民の意思によって整備・運用されることを確保する」、国民の意思、シビリアンコントロールが実を上げるためには国民が防衛に関する深い関心を持つことが必要だと。つまり、国民主権だと、国民なんだと。最終的には国民、一人一人の国民がシビリアンコントロールの主体なんだと、こういうことだと思うんですが、そこの核心、これは官房長官も防衛庁長官も揺るぎはないでしょうね。

○国務大臣（中谷元君）　シビリアンコントロールというのは文民統制ということで、防衛庁長官とか、最高指揮官は総理大臣でありますけれども、これは文民でなければならないと。

この文民というのは、正当に選挙で選ばれた国会議員でありますけれども、これは民主的な手続で選ばれた国民を代表する国会議員でございますので、そういう意味では国民の代表者がコントロールをしているというふうに私は思っております。

○江田五月君　ちょっと違うんで、国民の代表者と制度上なっている国会とか内閣とかが、あるいはそういうものに根拠を有する防衛庁のシステムが、指揮監督というか監督をしておるというそういう制度上の仕組みの根本に、国民というのがやっぱりシビリアンコントロールの主体なんだと、その意識、その信念、その認識、そこはいいんでしょうねということを言っているんです。

○国務大臣（中谷元君）　委員のおっしゃるとおり、国民の意識に基づくものだというふうに思っております。

○江田五月君　官房長官も同じですよね。

○国務大臣（福田康夫君）　はい、同じでございます。

○江田五月君　そこで、きょうは私は自衛隊法改正案、特にその中の防衛秘密に限って質問をいたします。

この自衛隊法改正案については、我が会派は賛成でございます。しかし、いろいろな心配があります。そこで伺うんですが、まず、先ほどもちょっと話に出ていました日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法、いわゆるミューチュアル・ディフェンス・アグリーメントですか、ＭＤＡ秘密保護法、この七条には「この法律の適用にあたっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない。」という条文が入っている。これは何か修正によって入ったとかいう話なんですが、今回のこの自衛隊法改正では、なぜこの七条のような規定がないんですか。防衛庁長官。

○政府参考人（首藤新悟君）　今の自衛隊法にも守秘義務を定めた条項があるわけでございますが、それに対しての適用、拡張解釈云々のことは、あるいは国民の基本的人権不当侵害というのは書いてございません。が、いずれにしろ、書かなくても、自衛隊法とかそういった場合に、言ってみれば常識的なことということで書いてないからといって、こういったことが何というか関係ないということは全くないわけでございます。

○江田五月君　書いてないからといって、常識的なことだと言うんだけれども、その常識的なことがちょいちょい怪しくなるから書いてあるんですよね。

防衛庁長官、今回修正しろとまでは言いませんけれども、こういう国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない、これは当たり前のことで、その点は重々注意をされるんでしょうね。

○国務大臣（中谷元君）　そのことは日本国憲法にも書かれておりまして、それを遵守するというのは当然のことでございますので、十分注意を払いながら運用してまいりたいというふうに思います。

○江田五月君　これはやっぱりせめて附帯決議ぐらいは、そういうのは入れておいた方がいいと私は思います。

そこで、中谷長官、ちょっと細かなことで恐縮なんですけれども、やっぱり重要なことなので、ぜひこれまでの答弁の訂正をひとつお願いをしておかなきゃならぬと思います。ちょっと、まず何を訂正するかを聞かなきゃ。

一昨日の我が党の榛葉委員の質問に対して中谷長官は、これはまだ未定稿の段階なんですけれども、かぎ括弧で、「さらに報道関係とか国会議員等につきましては、現在においても教唆とかいうことで刑法上の罰則がかかっております。この教唆というのは贈賄とか脅迫といった不法な手段で秘密を知る行為でありまして、これは現在においても刑法で罰せられますけれども、今回は現在行っているもの以上に罰則を規定をするということは盛り込んでおりませんので、現状のままの状態でございます。」と、こうおっしゃって、刑法で正犯に対して従犯がつけ加わっている、それで今回のこの自衛隊法の教唆などは罰せられる、し

て、その行為自体が、ちょっと教えてよとかいうのじゃやっぱりだめで、その秘密漏えいに至る具体的危険性があるような行為でなければそもそも教唆だとか扇動とかには当たらないんだと思いますが、いかがですか。

○国務大臣（中谷元君）　おっしゃるとおり、実質が単なる規律違反としての評価を受けるにすぎないものについては、その行為が、国家公務員法の百十条、これは周りでデモとかを行っている場合、シュプレヒコールで上げて扇動されるようなときに扇動罪に当たるかというケースなんですけれども、国家公務員法の百十条一項十七号の罰則の構成要件に該当しないということはもちろんでありますし、また、この罰則の構成要件に該当する行為であっても具体的事情のいかんによっては法秩序全体の精神に照らして許容されるものと認められるときは刑法上の違法性が阻却されることもあり得るということは言うまでもないとしておりまして、最終的には司法機関の判断によってなされることでありますけれども、おっしゃるような内容は想定はいたしておりません。入るとは想定いたしておりません。

○江田五月君　業者、業務者でない者が防衛秘密にアクセスする。それは、業務者との従犯関係になる場合と、それから今の独立して罰せられる場合とですから、そうすると業務者でない者が防衛秘密を例えば写真撮影する、あるいはビデオで撮る、これを公表すると。これは罪になりますか。

○政府参考人（首藤新悟君）　今おっしゃられました想定がちょっと具体的にわからないわけでございますが、業務者でない者は基本的にその写真撮影とか物を見るとかというような立場には置かれることはないと考えているわけでございます。

○江田五月君　だって、それはわからないですよ。写真撮影の、フリーのカメラマンがいろんなことをやってそれが例えば住居侵入になるとか、それは別ですよ。だけれども、そういうものが一切なくて、化体した物件というものがあるんでしょう、防衛秘密を化体した物件、例えばミサイル。これを写真でどこかで撮ったと。それが秘密漏えいに当たるとかいうことはないですねということです。

○国務大臣（中谷元君）　それは、正犯でもありませんし、そういう教唆行為でもなかったら、そういうのはないというふうに思います。

○江田五月君　次に、保護法益の衝突の関係で今の教唆とかそういうものが限定されてくるという場合があるだろうと思うんですが、報道の自由との関係、これはもう今まで議論に出ていますし、それから国政調査権の関係、これも議論に出ていますが、一般の市民の場合、例えば情報公開法による開示請求、これはどう見たって教唆には当たらないと考えていいですか。

○国務大臣（中谷元君）　情報公開法に基づいて防衛秘密について開示請求をすることについては、何ら違法性はないというふうに思います。

○江田五月君　あとは皆さんの方がこれは秘密だから出せないと言えばいいんで、情報公開法でどんどん迫っていくということ、これは市民のシビリアンコントロールであり、知る権利であり、そういうものが制約されるということは絶対あってはいけないと。今、明確にお答えになりましたから、それでいいと思いますが。

　次に、自衛隊法改正案の防衛秘密に関する部分は公布後一年を超えない範囲で施行と書いてありますが、これは文字どおりおおむね一年半、一年後に施行ということになるんですか。

○政府参考人（首藤新悟君）　こう書きました理由でございますが、一つには、刑罰法規でございますので周知徹底期間が必要であると。それからもう一つは、防衛秘密の保全に万全を期すとともに、適切な運用を図るため内部的な作業が必要であるということからいたしまして一年を超えない範囲ということにしたわけでございますが、防衛庁としましては、防衛秘密の保全が我が国の防衛上必要であることから、周知徹底期間を十分考慮の上、でき得る限り早期に施行できるように努めてまいりたいと考えているわけでございます。

○江田五月君　ちょっと前に戻って、ＭＤＡの秘密保護法では、二条で、「行政機関の長は、」「防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等防衛秘密の保護上必要な措置を講ずる」と。標記を付す、関係者に通知をするというのは必要な措置の一例として挙げているという形になっています。しかし、自衛隊法の改正案では、標記を付すこと、これはもう絶対必要な要件、それにかわるものとしては、性質上それが困難なときに通知をするということで、さらに、九十六条の二の四項で、一項、二項に定めるもののほか、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずると、こうなっているんですが、このＭＤＡ秘密保護法の規定の仕方と今回の規定の仕方の違いというのはなぜ起きたんですか。

○政府参考人（首藤新悟君）　ＭＤＡ秘密保護法は、申すまでもなく、アメリカから供与された技術に関する装備品に関する秘密保護でございまして、すべてが防衛庁所管部分とは限らない、防衛庁以外の役所も関係するようなことがあるというようなことがございまして通知とかいったことが書いてございます。

　また、今回の改正案は、はっきりと防衛庁長官が指定するということで、実質のみならず形式的にも秘を指定するということでございますが、ＭＤＡ法では基本的に実質秘主義をとっているというような違いからこのような法律及び今回の改正案における差が出ているわけでございます。

○江田五月君　自衛隊法による場合には形式的にもこの手続が必要、そして同時に実質秘でなきゃいけないと。ＭＤＡ秘密保護法の方は、実質秘であったら、必要な措置はとるんですが、それでよろしいと、標記が付されなくてもいいと。現実には標記が付されない、ＭＤＡ秘密保護法に言うところの、改正後ですと特別防衛秘密になりますか、という標記が付されない特別防衛秘密というのはあるんですか。

○政府参考人（首藤新悟君）　現実には、このＭＤＡ法自身にも標記を付すというようなことが書いてありますとおり、そういうことはないと存じます。

○江田五月君　時間になりましたが、最後に、くれぐれも冒頭申し上げましたような基本的人権の侵害に当たるようなことのないように、これはもう強くお願いをして、私の質問を終わります。

○遠山清彦君　公明党の遠山清彦でございます。

　今日までこのテロ特措法等につきましてはさまざまな論点が議論されてきたわけでありますけれども、私も所管の大臣の方々に直接お伺いする機会、初めてでございますので、この場をおかりして幾つか私自身がお聞きしたかった点を、またこれまでの議論でもう一度整理した方がいいと思われるところをちょっとお聞きしたいと思います。

　私も、参議院の本会議の代表質問で申しましたけれども、十月五日からパキスタンの現地視察、調査をしたわけでございます。本日は、まず最初に、その現地調査をしている中で非常に具体的な提案を現地の国連スタッフからいただいておりますので、それについて、日本政府として、現行法の枠内あるいは今審議中の特措法が成立した際に実際できるのかどうかということをちょっとお聞きをしたい。

　まず、防衛庁長官になると思いますが、最初の具体的な提案は、いわゆるパキスタンなどのアフガニスタン周辺国領域内で活動する国連機関やＮＧＯの国際スタッフですね、現地スタッフというより国際スタッフが、緊急事態が発生したときにそのエリアから緊急退避をしなければいけないと。その際に、退避する移動の際とか、これは具体的にはいろんな事態が想定されますので一概に言うことは難しいかもしれませんけれども、しかし、例えば日本なんかも自衛隊による邦人保護の観点からの輸送等も既に行ってきているわけでして、そういった意味で、そういう邦人に限らず外国人の国連機関あるいはＮＧＯのスタッフ、あるいは外交団まで含まれるかどうかこれはわかりま

案文を朗読いたします。

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、テロ根絶に対する我が国の主体的な外交努力を一層進めるとともに、国連を中心とした国際的な枠組みの構築に努めること。

二、国民生活及び経済システムなどがテロによって脅かされることのないよう、包括的なテロ対策を講ずるとともに、あわせて邦人保護、テロ資金源根絶対策等に万全を期すること。

三、アフガニスタンの和平と復興のために積極的なイニシアティブをとること。

四、自衛隊の派遣については、派遣先の状況の推移を十分に踏まえ、実施すること。

五、国会の承認の付議については、対応措置の実施を自衛隊の部隊等に命じた日から二十日以内であっても、可能な限り速やかに求めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長（武見敬三君）　ただいま山本君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（武見敬三君）　多数と認めます。よって、山本君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、福田内閣官房長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。福田内閣官房長官。

○国務大臣（福田康夫君）　ただいま御決議のありましたいわゆるテロ対策特別措置法案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重して努力してまいります。

○委員長（武見敬三君）　次に、自衛隊法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（武見敬三君）　多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

木俣君から発言を求められておりますので、これを許します。木俣佳丈君。

○木俣佳丈君　私は、ただいま可決されました自衛隊法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

自衛隊法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、公共の安全と秩序の維持に関する責任は、第一義的に警察が担うとの原則を改めて確認し、いやしくも、この原則を逸脱することのないよう配慮すること。

二、自衛隊の部隊等による警護出動は、治安出動に至らない事態の下における自衛隊の活用という視点から、必要に応じ今後検討すること。

三、防衛秘密の指定、漏えいした場合の刑罰適用については、憲法に定める基本的人権を侵害することがないよう運用すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長（武見敬三君）　ただいま木俣君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（武見敬三君）　多数と認めます。よって、木俣君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、中谷防衛庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。中谷防衛庁長官。

○国務大臣（中谷元君）　ただいま御決議のありました自衛隊法の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、御趣旨を十分踏まえまして努力してまいりたいと存じます。

○委員長（武見敬三君）　なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（武見敬三君）　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十二分散会

（参照）

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

第四条第二項に次の一号を加える。

八　対応措置の実施に必要な経費

第五条第一項を次のように改める。

基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動については、内閣総理大臣は、これらの対応措置の実施前に、これらの対応措置を実施することにつき国会の承認を得なければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動を実施することができる。

第五条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動を実施した場合には、内閣総理大臣は、速やかに、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならない。

12/07/13内調内検討済み

訓示的規定の例

（基本的人権の尊重）
第〇条　この法律の適用に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。

※類似の条文　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第五条・第百七十四条〔閣〕

（適用上の注意）
第〇条　この法律の適用に当たっては、（〇〇〇その他の）日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

※類似の条文　日本国憲法の改正手続に関する法律第百条〔議〕
屋外広告物法第二十九条〔議追〕

（この法律の解釈適用）
第〇条　この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない。

※類似の条文　日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第七条〔議追〕

（この法律の解釈適用）
第〇条　この法律は、国民の基本的人権に重大な関係を有するものであるから、国及び国民の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであって、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあってはならない。

※類似の条文　破壊活動防止法第二条〔議追〕
無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第二条〔閣〕

（適用上の注意）
第〇条　この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない。

※類似の条文　ストーカー行為等の規制等に関する法律第十六条〔議〕
軽犯罪法第四条〔議追〕

〔議〕議員立法　　〔議修〕議院により修正
〔閣〕閣法（議院による修正・追加なし）　　〔議追〕議院により追加

（参考）　類似の条文

○　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（抄）

（基本的人権の尊重）

第五条　国民の保護のための措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。

2　前項に規定する国民の保護のための措置を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民の保護のための措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない。

（基本的人権の尊重）

第百七十四条　緊急対処保護措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。

2　前項に規定する緊急対処保護措置を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該緊急対処保護措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない。

＜注＞　閣法（第五条及び第百七十四条につき議院修正なし。）

○　日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）（抄）

（適用上の注意）

第百条　この節及び次節の規定の適用に当たっては、表現の自由、学問の自由及び政治活動の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

＜注＞　議員立法

○　屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）（抄）

（適用上の注意）

第二十九条　この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

＜注＞　閣法（昭和四十八年の閣法による改正の際に議院修正により本条を追加）

○　日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（この法律の解釈適用）

第七条　この法律の適用にあたつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

＜注＞　閣法（議院修正により本条を追加）

○　破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）（抄）

（この法律の解釈適用）

第二条　この法律は、国民の基本的人権に重大な関係を有するものであるから、公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであって、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあつてはならない。

（規制の基準）

第三条　この法律による規制及び規制のための調査は、第一条に規定する目的を達成するために必要な最小限度においてのみ行うべきであつて、いやしくも権限を逸脱して、思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を、不当に制限するようなことがあつてはならない。

2　この法律による規制及び規制のための調査については、いやしくもこれを濫用し、労働組合その他の団体の正当な活動を制限し、又はこれに介入するようなことがあつてはならない。

＜注＞　第二条は議院修正により追加

第三条は内閣提出案の規定が議院修正されたもの。内閣提出案は次のとおり。

（規制の基準）

第二条　この法律による規制及び規制のための調査は、前条に規定する目的を達成するために必要且つ相当な限度においてのみ行うべきであつて、思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を、不当に制限するようなことがあつてはならない。

2　この法律による規制及び規制のための調査については、いやしくもこれを濫用し、労働組合その他の団体の正当な活動を制限し、又はこれに介入するようなことがあつてはならない。

○　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）（抄）

（この法律の解釈適用）

第二条　この法律は、国民の基本的人権に重大な関係を有するものであるから、公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであって、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあつてはならない。

（規制の基準）

第三条　この法律による規制及び規制のための調査は、第一条に規定する目的を達成するために必要な最小限度においてのみ行うべきであつて、いやしくも権限を逸脱して、思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を、不当に制限するようなことがあつてはならない。

2　この法律による規制及び規制のための調査については、いやしくもこれを濫用し、労働組合その他の団体の正当な活動を制限し、又はこれに介入するようなことがあつてはならない。

＜注＞　閣法（第二条・第三条につき議院修正なし。）

○　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）（抄）

（適用上の注意）

第十六条　この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない。

＜注＞　議員立法

○　**軽犯罪法（昭和二十三年法律第三十九号）（抄）**

第四条　この法律の適用にあたつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあつてはならない。

＜注＞　閣法（議院修正により本条を追加）

12/07/13内調内検討済み

特別秘密の保護に関する法律案（仮称）の概要（案）

1　趣旨

(1)　国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になっている。また、外国情報機関等への情報漏えいの脅威に加えて、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、インターネット上への情報の漏えいや標的型サイバー攻撃といった新たな脅威が高まっていることから、これらの脅威への対応が急務となっている。

(2)　こうした中、政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する重要な情報について、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要である。

(3)　これらの状況に鑑み、有識者会議の報告書や国民各層から寄せられた意見を踏まえ、国民の権利利益との適切なバランスを確保しつつ、実効性のある秘密保全法制を整備するもの。

2　概要

(1)　特別秘密の管理に関する措置

ア　行政機関における特別秘密の指定等

(ｱ)　行政機関の長は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する別表に掲げる事項（※）に該当する事項であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の防衛等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要なものを特別秘密として指定するものとする。

（※）特別秘密の対象となり得る事項

【防衛に関する事項】

現行の防衛秘密に相当する事項（10事項）

【外交に関する事項】

①　我が国の安全保障等に係る重要施策の方針

②　我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容

③　外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報

④　③に掲げる情報の収集整理又はその能力

⑤　外交の用に供する暗号その他③に掲げる情報の伝達の用に供する暗号

【公共の安全と秩序の維持に関する事項】

①　テロ等の緊急事態に対処するための計画又は研究

②　公共の安全と秩序の維持に関し収集したテロ活動等の有害活動に関

する重要な情報
③　②に掲げる情報の収集整理又はその能力
④　公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他②に掲げる情報の伝達の用に供する暗号

(ｲ)　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項を指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならない。

(ｳ)　行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限５年）を定めるものとする。当該有効期間が満了する時において要件を満たす場合には、有効期間を延長するものとし、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

(ｴ)　行政機関の長は、特段の必要がある場合に限り、他の行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

イ　特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施

(ｱ)　特別秘密を取り扱うことができる者は、適性評価により適性を有すると認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等（以下「職員等」という。）とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

・　行政機関の長、国務大臣（行政機関の長を除く。）、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官等が特別秘密を取り扱う場合

・　特別秘密に係る犯罪の捜査等に従事する職員であって、行政機関の長又は警察本部長が確認措置（特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことを質問により確認する措置をいう。）を講じたものが、必要最小限度の特別秘密を一時的に取り扱う場合

(ｲ)　適性評価は、特別秘密を取り扱うことが見込まれる職員等の同意を得て、テロ活動等の有害活動との関係、犯罪及び懲戒の経歴、情報の取扱いに係る非違の経歴、経済的な状況等に関する事項についての調査を実施し、当該職員等が特別秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。

(ｳ)　行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(ｴ)　行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施中の職員等による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該職員等が一定の要件を満たすときは、適性を有すると仮に認めることができる。

(ｵ)　適性評価の実施に当たって取得する個人情報の目的外利用・提供を禁止するとともに、適性評価の実施への不同意又は適性を有しないと認められたことを

理由とする不利益な取扱いを禁止する。

(2) 特別秘密の漏えい等に対する罰則

ア 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。

(ア) 特別秘密を取り扱うことを業務とする者（懲役刑の上限は10年）

(イ) 業務により特別秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員（(ア)に掲げる者を除く。）（懲役刑の上限は５年）

イ 次に掲げる行為による特別秘密の取得行為を処罰する（懲役刑の上限は10年）。

(ア) 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為

(イ) 財物の窃取

(ウ) 施設への侵入

(エ) 保管庫等を損壊し、又は無断で開錠する行為

(オ) いわゆる盗聴・盗撮行為

(カ) 不正アクセス行為、コンピュータ・ウィルスを人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の電子計算機による管理を害する行為

ウ 故意による漏えい及び上記取得行為の未遂、共謀、教唆及び煽動を処罰する。

エ 自首減免規定及び国外犯処罰規定を設ける。

(3) その他

次に掲げるもののほか、所要の規定を整備する。

ア 特別秘密の保護上必要なその他の措置に関する規定

本法に規定するもののほか、政令で定めるところにより、特別秘密の保護上必要な措置を講ずる旨を定める。

イ 施行期日に関する規定

公布の日から１年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、適性評価に関する一部の規定は、公布の日から３年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

ウ 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特別秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

エ 内閣法の一部改正に関する規定

内閣情報官が掌理する事務について所要の改正を行う。

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第38回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月18日 18:55
宛先: [redacted]
添付ファイル: 外務省.zip (38 KB)

外務省　大臣官房総務課 [redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第38回）を7月19日（木）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回　：　6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回　：　6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回　：　6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回　：　6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回　：　7月2日に資料持込み、同日に審査
第36回　：　7月9日に資料持込み、同日に審査
第37回　：　7月17日に資料持込み、同日に審査
第38回　：　7月19日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

[redacted]　2012/07/18

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]
E-Mail [redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第38回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月18日 18:54
宛先: [redacted]
添付ファイル: 防衛省.zip (521 KB)

防衛省　防衛政策局調査課 [redacted]様、[redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第38回）を7月19日（木）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回　：　6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回　：　6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回　：　6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回　：　6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回　：　7月2日に資料持込み、同日に審査
第36回　：　7月9日に資料持込み、同日に審査
第37回　：　7月17日に資料持込み、同日に審査
第38回　：　7月19日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線 [redacted]
E-Mail [redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第38回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月18日 18:54
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経産省.zip (38 KB)

経済産業省　経済産業政策局知的財産政策室　根橋　様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第38回）を7月19日（木）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回 ： 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回 ： 7月2日に資料持込み、同日に審査
第36回 ： 7月9日に資料持込み、同日に審査
第37回 ： 7月17日に資料持込み、同日に審査
第38回 ： 7月19日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail [redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第38回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月18日 18:54
宛先: 髙岩 直樹（副長官補本室）; 岩浅 太一（副長官補本室）
添付ファイル: 内政.zip (38 KB)

内閣官房副長官室（内政） 髙岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第38回）を7月19日（木）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回 ： 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回 ： 7月2日に資料持込み、同日に審査
第36回 ： 7月9日に資料持込み、同日に審査
第37回 ： 7月17日に資料持込み、同日に審査
第38回 ： 7月19日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線 [redacted]
E-Mail [redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第38回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月18日 18:54
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経産省.zip (38 KB)

経済産業省　大臣官房情報システム厚生課　林様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第38回）を7月19日（木）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回 ： 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回 ： 7月2日に資料持込み、同日に審査
第36回 ： 7月9日に資料持込み、同日に審査
第37回 ： 7月17日に資料持込み、同日に審査
第38回 ： 7月19日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]
E-Mail[redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第38回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月18日 18:53
宛先: 八幡 浩紀（官邸・副長官補室）
添付ファイル: 外政.zip (38 KB)

内閣副長官補室（外政） 八幡 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第38回）を7月19日（木）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回 ： 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回 ： 7月2日に資料持込み、同日に審査
第36回 ： 7月9日に資料持込み、同日に審査
第37回 ： 7月17日に資料持込み、同日に審査
第38回 ： 7月19日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

[redacted] 2012/07/18

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]
E-Mail：[redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第38回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月18日 18:53
宛先: 丸山 洋平（安危本室）
添付ファイル: 安危.zip (38 KB)

内閣副長官補室（安危） 丸山 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第38回）を7月19日（木）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回 ： 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回 ： 7月2日に資料持込み、同日に審査
第36回 ： 7月9日に資料持込み、同日に審査
第37回 ： 7月17日に資料持込み、同日に審査
第38回 ： 7月19日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

[redacted] 2012/07/18

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線 [redacted]
E-Mail [redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第38回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月18日 18:53
宛先: [redacted]
添付ファイル: 警察庁.zip (38 KB)

警察庁 警備局警備企画課 藤原様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第38回）を7月19日（木）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回 ： 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回 ： 7月2日に資料持込み、同日に審査
第36回 ： 7月9日に資料持込み、同日に審査
第37回 ： 7月17日に資料持込み、同日に審査
第38回 ： 7月19日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]
E-Mail：[redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第38回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年7月18日 18:53
宛先: [redacted]
添付ファイル: 法務省.zip (521 KB)

法務省　刑事局公安課　櫻谷様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第38回）を7月19日（木）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回　：　6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回　：　6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回　：　6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回　：　6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回　：　7月2日に資料持込み、同日に審査
第36回　：　7月9日に資料持込み、同日に審査
第37回　：　7月17日に資料持込み、同日に審査
第38回　：　7月19日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]
E-Mail：[redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第38回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月18日 18:52
宛先: [redacted]
添付ファイル: 公安庁.zip (38 KB)

公安調査庁　総務部総務課審理室 [redacted] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第38回）を7月19日（木）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回　：　6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回　：　6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回　：　6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回　：　6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回　：　7月2日に資料持込み、同日に審査
第36回　：　7月9日に資料持込み、同日に審査
第37回　：　7月17日に資料持込み、同日に審査
第38回　：　7月19日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線 [redacted]
E-Mail [redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第38回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月18日 18:52

宛先: [redacted]

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (25 KB)；条文案.jtd (71 KB)；逐条解説案（第16条関係）.jtd (38 KB)；用例集案（第16条関係）.jtd (35 KB)

海上保安庁　総務部政務課　坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第38回）を7月19日（木）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回　：　6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回　：　6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回　：　6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回　：　6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回　：　7月2日に資料持込み、同日に審査
第36回　：　7月9日に資料持込み、同日に審査
第37回　：　7月17日に資料持込み、同日に審査
第38回　：　7月19日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail [redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

秘密保全法制　法制局持込み資料

平成２４年７月１９日

○　条文案
○　逐条解説案（第１６条関係）
○　用例集案（第１６条関係）

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特別秘密の指定等（第三条・第四条）
第三章　特別秘密の取扱い（第五条・第六条）
第四章　適性評価等（第七条―第十三条）
第五章　雑則（第十四条―第十六条）
第六章　罰則（第十七条―第二十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になるとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が増大している中

で、政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し必要な事項を定めることによりその漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）

三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六　会計検査院

2　この法律において「我が国の安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

一　我が国の安全保障

二　国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。次項第二号及び別表第二号ロにおいて同じ。）との間で生じている問題の解決

3　この法律において「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一　政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

二　外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの

イ　国及び国民の安全の維持のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ　大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

4　この法律において「テロリズム等緊急事態」とは、次に掲げるものをいう。

一　テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であって、前項第一号に規定する行為が発生した事態その他これに類するものをいう。別表第三号イにおいて同じ。）による被害の発生又は拡大の防止

二　特定有害活動の抑止

第二章　特別秘密の指定等

（特別秘密の指定）

第三条　行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であって、公になっていないもののうち、当該各号に

定めるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

一　別表第一号に該当する事項　その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

二　別表第二号に該当する事項　その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

三　別表第三号に該当する事項　その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

2　前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二　前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところ

により、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項（次項及び次条第四項において「共有事項」という。）について指定をしようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（次項において「特定行政機関」という。）の長に協議しなければならない。

4　行政機関の長は、前項の規定による協議を経て当該共有事項について指定をしたときは、直ちにその旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

5　警察庁長官は、都道府県警察との共有に係る事項（以下この項において「警察共有事項」という。）について指定をしたとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

（指定の有効期間及び解除）

第四条　行政機関の長は、指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

2　行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした事項が前条第一項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内でその有効期間を延長するものとする。

3　行政機関の長は、指定をした事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除しなければならない。

4　行政機関の長は、他の行政機関の長が指定をした共有事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったと思料するときは、速やかにその旨を当該他の行政機関の長に通知するものとする。

第三章　特別秘密の取扱い

（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

第五条　行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

2　警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところに

より、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

3　行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。以下同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

（特別秘密の取扱者等）

第六条　行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一　当該行政機関の職員であって、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの　当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二　当該行政機関の職員であって、第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの　当該行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当

該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　当該行政機関の長が特別秘密を取り扱う場合

二　次に掲げる職を占める者が特別秘密を取り扱う場合

イ　国務大臣（前号に掲げる者を除く。）

ロ　内閣官房副長官

ハ　副大臣

ニ　大臣政務官

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第一項の評価の対象とすることが適当でない職として政令で定める職

三　特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であって、当該行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員につ

いて確認措置（次条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。以下同じ。）を講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

四　法令の規定により他の行政機関の職員をもって充てることとされている当該行政機関の職員であって、前項及びこの項（この号を除く。）の規定により当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うことができるものが特別秘密を取り扱う場合

3　第一項及び前項（第二号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用する。この場合において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、第一項各号並びに前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」とそれぞれ読み替えるものとする。

4　行政機関の長は、前条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該

業務に係る契約において、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものが特別秘密を取り扱うべき旨の条件を付するものとする。

一　当該契約業者の役職員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。次号及び第十条において同じ。）であって、その者についての第十条において準用する次条第一項の評価で直近に実施されたものにより適性を有すると認められたもの　当該行政機関の長が当該契約業者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二　当該契約業者の役職員等であって、第十条において準用する第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの　当該行政機関の長が当該契約業者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長が当該契約業者に対し第十条において準用する次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

第四章　適性評価等

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの

三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一　特定有害活動との関係に関する事項

二　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
三　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
四　薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
五　精神疾患に関する事項
六　飲酒についての節度に関する事項
七　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。

一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨

三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

（都道府県警察の職員に係る適性評価）

第九条　前二条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、これ

らの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、前条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第九条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」とそれぞれ読み替えるものとする。

（契約業者の役職員等に係る適性評価）

第十条　第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」と、第七条第八項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第四項第一号」と、第八条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第十条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」とそれぞれ読み替えるものとする。

（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）

第十一条　行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第十二条　行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2　契約業者は、その使用し、又は使用していた者が適性評価の実施について第十条において準用する第七条第四項の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（確認措置を実施した場合への準用）

第十三条　第十一条及び前条第一項の規定は、確認措置を実施した場合について準用する。この場合において、第十一条中「適性評価の実施以外の目的」とあるのは「適性評価又は確認措置の実施以外の目的」と

、「適性評価の実施に当たって」とあるのは「確認措置の実施に当たって」と、前条第一項中「行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたこと」とあるのは「行政機関等の職員が確認措置の実施について第六条第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による同意をしなかったこと又は同号の規定による質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかったこと」とそれぞれ読み替えるものとする。

第五章　雑則

（その他の保護措置）

第十四条　行政機関の長及び警察本部長は、第三条、第四条及び第六条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第十五条　この法律に定めるもののほか、第七条第四項の規定による告知の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

（この法律の解釈適用）

第十六条　この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない。

第六章　罰則

第十七条　特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2　前項に掲げる場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3　前二項の罪の未遂は、罰する。

4　過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5　過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十八条　次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

一　人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為

二　財物の窃取

三　施設への侵入

四　施設若しくは設備を損壊し、又は特別秘密を保有する行政機関、都道府県警察若しくは契約業者（次号及び第八号において「保有者」という。）の同意なくその錠をはずす行為

五　映像若しくは音声を送信する機能又は録画若しくは録音の機能を有する機器を保有者の同意なく施設又は施設の区画された部分に設置する行為

六　施設又は施設の区画された部分に係る振動を当該施設又は当該部分の外部から検知し、及び分析することにより、これらの内部の音声に係る情報を取得する行為

七　有線電気通信を傍受する行為又は暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為

八　不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条

第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）、正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第百六十八条の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の保有者の電子計算機による管理を害する行為

2　前項の罪の未遂は、罰する。

3　前二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

第十九条　第十七条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2　第十七条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第二十条　第十七条第三項若しくは第十八条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十七条第一項、第二項若しくは第十八条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

第二十一条　第十七条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2　第十八条及び第十九条の罪は、刑法第二条の例に従う。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

二　附則第六条の規定　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（自衛隊法の一部改正）

第二条　自衛隊法の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）」を「自衛隊の権限（第八十七条―第九十六条）」に、「第百二十六条」を「第百二十五条」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章　自衛隊の権限

第九十六条の二を削る。

第百二十二条を削り、第百二十三条を第百二十二条とし、第百二十四条から第百二十六条までを一条ずつ繰り上げる。

別表第四を削る。

（防衛秘密に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法（次条において「旧自衛隊法」という。）第九十六条の二第一項の規定により防衛秘密として指定されている事項は、施行日において第三条第一項の規定により防衛大臣が同項第一号に係る特別秘密として指定した事項とみなす。この場合において、防衛大臣は、施行日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第四条　施行日前にした行為及び旧自衛隊法の規定により防衛秘密を取り扱うことを業務としていた者であって施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなったものがその業務により知得した防衛秘密に

関し、施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第六条　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十四条の見出しを「（個人情報の保護に関する法律等の一部改正）」に改め、同条に次の一号を加える。

三　特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第二条第一項第一号

（内閣法の一部改正）

第七条　内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「助け、」の下に「第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第三条第一項に規定する特別秘密の保護に関する

もの及び」を加える。

別表（第三条関係）

一　防衛に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

ロ　防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ　防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

ホ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量

ヘ　防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

ト　防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

チ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

リ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作

、検査、修理又は試験の方法

ヌ　防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

二　外交に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　我が国の安全保障等に係る重要施策の方針

ロ　我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容

ハ　外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報

ニ　ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ　外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

三　公共の安全と秩序の維持に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究

ロ　公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報

ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ　公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

第16条（この法律の解釈適用）

1　趣旨

本条は、本法の適用に当たって、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定めるものである。

2　内容

(1)　本法では、秘密の範囲について、防衛秘密と同様に秘密の対象となり得る事項を別表で具体的に限定列挙するとともに、防衛秘密の「我が国の防衛上特に秘匿する必要があるもの」に相当する要件をより具体的に規定して指定の要件の精緻化を図っている。

また、罰則については、正当な取材活動は漏えいの教唆として処罰対象とならないことが判例法理として確立していることに加え、本法では、処罰対象とすべき取得行為を具体的に限定列挙したため、正当な取材活動が本法により処罰される余地はない。

(2)　さらに、本法は、附則で内閣法を改正して、秘密の保護について専門的な知見を有する内閣情報官に特別秘密の保護に関する総合調整等の事務を掌理させることとしており、ガイドラインの作成等により本法の適切かつ統一的な運用を確保することとしている。

(3)　このように、本法は適切な運用の確保について万全を期した制度設計となっているが、個別の特別秘密そのものが条文に規定されているわけではなく、秘密を取り扱う立場にない一般人との関係においてある程度抽象的な法律と受け止められることは、本法の性格上やむを得ないところである。加えて、防衛秘密制度とは異なり本法においては、秘密を取り扱う立場にない一般人が主たる罰則の対象に含まれ、重罰を科される余地があることも考慮し、本法に近い性格を有する日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）（以下「ＭＤＡ秘密保護法」という。）の訓示的規定（第７条）と同様の規定を本法に置き、政府として本法の適切な運用に万全を期すべきことを入念的に明らかにすることとしたのが本条である。

(4)　なお、ＭＤＡ秘密保護法にはない適性評価制度について、本法では、対象者の同意を要件とし、調査事項を具体的に限定列挙して恣意的な調査を排除し、適性評価の実施に当たって取得する個人情報の目的外利用・提供や、適性評価の実施への不同意等を理由とする不利益取扱いを禁止していることに加え、ガイドラインの作成等によりその適切かつ統一的な運用を確保することとしており、その制度設計は万全である。しかしながら、適性評価制度については他の法律に類を見ない制度を導入するものであり、その適切な運用に特に万全を期す必要があることに照らしても、本条の意義は認められる。

【用例集】（案）　（追加分）

【第十六条関係】

・「この法律の適用に当たって（あたつて）は、…ようなことがあって（あつて）はならない」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（この法律の解釈適用）

第七条　この法律の適用にあたつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

○ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）（抄）

（適用上の注意）

第十六条　この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない。

・「これを拡張して解釈」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（この法律の解釈適用）

第七条　この法律の適用にあたつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）（抄）

（この法律の解釈適用）

第二条　この法律は、国民の基本的人権に重大な関係を有するものであるから、公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであって、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあってはならない。

・「国民の基本的人権を不当に侵害」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（この法律の解釈適用）

第七条　この法律の適用にあたつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

○屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）（抄）

（適用上の注意）

第二十九条　この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たつては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第39回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月20日 17:12

宛先: [redacted]

添付ファイル: 三段表.jtd (370 KB)；参照条文集案.jtd (375 KB)；持込資料リスト.jtd (25 KB)；条文案.jtd (69 KB)；新旧対照表.jtd (53 KB)；逐条解説案.jtd (365 KB)

海上保安庁　総務部政務課　坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第39回）を7月23日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回 ： 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回 ： 7月2日に資料持込み、同日に審査
第36回 ： 7月9日に資料持込み、同日に審査
第37回 ： 7月17日に資料持込み、同日に審査
第38回 ： 7月19日に資料持込み、同日に審査
第39回 ： 7月23日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]
E-Mail：[redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第39回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年7月20日 17:11
宛先: [redacted]
添付ファイル: 外務省.zip (585 KB)

外務省　大臣官房総務課 [redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第39回）を7月23日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回　：　6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回　：　6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回　：　6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回　：　6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回　：　7月2日に資料持込み、同日に審査
第36回　：　7月9日に資料持込み、同日に審査
第37回　：　7月17日に資料持込み、同日に審査
第38回　：　7月19日に資料持込み、同日に審査
第39回　：　7月23日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail [redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第39回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月20日 17:11
宛先: [redacted]
添付ファイル: 防衛省.zip (585 KB)

防衛省　防衛政策局調査課 [redacted]様、[redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第39回）を7月23日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回　：　6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回　：　6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回　：　6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回　：　6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回　：　7月2日に資料持込み、同日に審査
第36回　：　7月9日に資料持込み、同日に審査
第37回　：　7月17日に資料持込み、同日に審査
第38回　：　7月19日に資料持込み、同日に審査
第39回　：　7月23日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail：[redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第39回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月20日 17:11
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経産省.zip (585 KB)

経済産業省　経済産業政策局知的財産政策室　根橋　様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第39回）を7月23日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回　：　6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回　：　6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回　：　6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回　：　6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回　：　7月2日に資料持込み、同日に審査
第36回　：　7月9日に資料持込み、同日に審査
第37回　：　7月17日に資料持込み、同日に審査
第38回　：　7月19日に資料持込み、同日に審査
第39回　：　7月23日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail[redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第39回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月20日 17:11
宛先: 髙岩 直樹（副長官補本室）; 岩浅 太一（副長官補本室）
添付ファイル: 内政.zip (585 KB)

内閣官房副長官室（内政） 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第39回）を7月23日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回 ： 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回 ： 7月2日に資料持込み、同日に審査
第36回 ： 7月9日に資料持込み、同日に審査
第37回 ： 7月17日に資料持込み、同日に審査
第38回 ： 7月19日に資料持込み、同日に審査
第39回 ： 7月23日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail [redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第39回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月20日 17:10
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経産省.zip (585 KB)

経済産業省　大臣官房情報システム厚生課　林様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第39回）を7月23日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回　：　6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回　：　6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回　：　6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回　：　6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回　：　7月2日に資料持込み、同日に審査
第36回　：　7月9日に資料持込み、同日に審査
第37回　：　7月17日に資料持込み、同日に審査
第38回　：　7月19日に資料持込み、同日に審査
第39回　：　7月23日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail：[redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第39回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月20日 17:10
宛先: 八幡 浩紀（官邸・副長官補室）
添付ファイル: 外政.zip (585 KB)

内閣副長官補室（外政） 八幡 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第39回）を7月23日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回 ： 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回 ： 7月2日に資料持込み、同日に審査
第36回 ： 7月9日に資料持込み、同日に審査
第37回 ： 7月17日に資料持込み、同日に審査
第38回 ： 7月19日に資料持込み、同日に審査
第39回 ： 7月23日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail [redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第39回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月20日 17:10
宛先: 丸山 洋平（安危本室）
添付ファイル: 安危.zip (585 KB)

内閣副長官補室（安危） 丸山 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第39回）を7月23日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回 ： 6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回 ： 7月2日に資料持込み、同日に審査
第36回 ： 7月9日に資料持込み、同日に審査
第37回 ： 7月17日に資料持込み、同日に審査
第38回 ： 7月19日に資料持込み、同日に審査
第39回 ： 7月23日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]
E-Mail [redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第39回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月20日 17:10
宛先: [redacted]
添付ファイル: 警察庁.zip (585 KB)

警察庁　警備局警備企画課　藤原様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第39回）を7月23日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回　：　6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回　：　6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回　：　6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回　：　6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回　：　7月2日に資料持込み、同日に審査
第36回　：　7月9日に資料持込み、同日に審査
第37回　：　7月17日に資料持込み、同日に審査
第38回　：　7月19日に資料持込み、同日に審査
第39回　：　7月23日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線 [redacted]
E-Mail：[redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第39回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月20日 17:10
宛先: [redacted]
添付ファイル: 法務省.zip (585 KB)

法務省　刑事局公安課　櫻谷様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第39回）を7月23日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回　：　6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回　：　6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回　：　6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回　：　6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回　：　7月2日に資料持込み、同日に審査
第36回　：　7月9日に資料持込み、同日に審査
第37回　：　7月17日に資料持込み、同日に審査
第38回　：　7月19日に資料持込み、同日に審査
第39回　：　7月23日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail：[redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第39回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年7月20日 17:09
宛先: [redacted]
添付ファイル: 公安庁.zip (585 KB)

公安調査庁　総務部総務課審理室 [redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第39回）を7月23日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回　：　6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回　：　6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回　：　6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回　：　6月25日に資料持込み、6月26日に審査
第35回　：　7月2日に資料持込み、同日に審査
第36回　：　7月9日に資料持込み、同日に審査
第37回　：　7月17日に資料持込み、同日に審査
第38回　：　7月19日に資料持込み、同日に審査
第39回　：　7月23日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail：[redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

秘密保全法制　法制局持込み資料

平成２４年７月２３日

○　条文案
○　読替表（法律案）
○　新旧対照条文
○　三段表
○　読替表（政令素案）
○　逐条解説案
○　論点集案
○　用例集案
○　参照条文集案
○　法案概要（一枚）
○　法案概要（三枚）

12/07/20内調内検討済み

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特別秘密の指定等（第三条・第四条）
第三章　特別秘密の取扱い（第五条・第六条）
第四章　適性評価等（第七条―第十三条）
第五章　雑則（第十四条―第十六条）
第六章　罰則（第十七条―第二十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になるとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が増大している中

で、政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し必要な事項を定めることによりその漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）

三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六　会計検査院

2　この法律において「我が国の安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

一　我が国の安全保障

二　国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。次項第二号及び別表第二号ロにおいて同じ。）との間で生じている問題の解決

3　この法律において「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一　政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

二　外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの

イ　国及び国民の安全の維持のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ　大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

4　この法律において「テロリズム防止等」とは、次に掲げるものをいう。

一　テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であって、前項第一号に規定する行為が発生した事態その他これに類するものをいう。別表第三号イにおいて同じ。）による被害の発生又は拡大の防止

二　特定有害活動の抑止

第二章　特別秘密の指定等

（特別秘密の指定）

第三条　行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であって、公になっていないもののうち、当該各号に

定めるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

一　別表第一号に該当する事項　その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

二　別表第二号に該当する事項　その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

三　別表第三号に該当する事項　その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

2　前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二　前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところ

により、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項（次項及び次条第四項において「共有事項」という。）について指定をしようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（次項において「特定行政機関」という。）の長に協議しなければならない。

4　行政機関の長は、前項の規定による協議を経て当該共有事項について指定をしたときは、直ちにその旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

5　警察庁長官は、都道府県警察との共有に係る事項（以下この項において「警察共有事項」という。）について指定をしたとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

（指定の有効期間及び解除）

第四条　行政機関の長は、指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

2　行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした事項が前条第一項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内でその有効期間を延長するものとする。

3　行政機関の長は、指定をした事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除しなければならない。

4　行政機関の長は、他の行政機関の長が指定をした共有事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったと思料するときは、速やかにその旨を当該他の行政機関の長に通知するものとする。

第三章　特別秘密の取扱い

（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

第五条　行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

2　警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところに

より、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

3　行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。以下同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

（特別秘密の取扱者等）

第六条　行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一　当該行政機関の職員であって、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの　当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二　当該行政機関の職員であって、第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの　当該行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当

該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　当該行政機関の長が特別秘密を取り扱う場合

二　次に掲げる職を占める者が特別秘密を取り扱う場合

イ　国務大臣（前号に掲げる者を除く。）

ロ　内閣官房副長官

ハ　副大臣

ニ　大臣政務官

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第一項の評価の対象とすることが適当でない職として政令で定める職

三　特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であって、当該行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員につ

いて確認措置（次条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。以下同じ。）を講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

四　法令の規定により他の行政機関の職員をもって充てることとされている当該行政機関の職員であって、前項及びこの項（この号を除く。）の規定により当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うことができるものが特別秘密を取り扱う場合

3　第一項及び前項（第二号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用する。この場合において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、第一項各号並びに前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」とそれぞれ読み替えるものとする。

4　行政機関の長は、前条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該

業務に係る契約において、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものが特別秘密を取り扱うべき旨の条件を付するものとする。

一　当該契約業者の役職員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。次号及び第十条において同じ。）であって、その者についての第十条において準用する次条第一項の評価で直近に実施されたものにより適性を有すると認められたもの　当該行政機関の長が当該契約業者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二　当該契約業者の役職員等であって、第十条において準用する第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの　当該行政機関の長が当該契約業者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長が当該契約業者に対し第十条において準用する次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

第四章　適性評価等

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの

三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一　特定有害活動との関係に関する事項

二　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
三　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
四　薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
五　精神疾患に関する事項
六　飲酒についての節度に関する事項
七　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。

一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨

二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨

三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

（都道府県警察の職員に係る適性評価）

第九条　前二条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、これ

らの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、前条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第九条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」とそれぞれ読み替えるものとする。

（契約業者の役職員等に係る適性評価）

第十条　第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」と、第七条第八項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第四項第一号」と、第八条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第十条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」とそれぞれ読み替えるものとする。

（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）

第十一条　行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第十二条　行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2　契約業者は、その使用し、又は使用していた者が適性評価の実施について第十条において準用する第七条第四項の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（確認措置を実施した場合への準用）

第十三条　第十一条及び前条第一項の規定は、確認措置を実施した場合について準用する。この場合において、第十一条中「適性評価の実施以外の目的」とあるのは「適性評価又は確認措置の実施以外の目的」と

、「適性評価の実施に当たって」とあるのは「確認措置の実施に当たって」と、前条第一項中「行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたこと」とあるのは「行政機関等の職員が確認措置の実施について第六条第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による同意をしなかったこと又は同号の規定による質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかったこと」とそれぞれ読み替えるものとする。

第五章　雑則

（その他の保護措置）

第十四条　行政機関の長及び警察本部長は、第三条、第四条及び第六条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第十五条　この法律に定めるもののほか、第七条第四項の規定による告知の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

（この法律の解釈適用）

第十六条　この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない。

第六章　罰則

第十七条　特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2　前項に掲げる場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3　前二項の罪の未遂は、罰する。

4　過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5　過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十八条　次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

一　人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為

二　財物の窃取

三　施設への侵入

四　施設若しくは設備を損壊し、又は特別秘密を保有する行政機関、都道府県警察若しくは契約業者（次号及び第八号において「保有者」という。）の同意なくその錠をはずす行為

五　映像若しくは音声を送信する機能又は録画若しくは録音の機能を有する機器を保有者の同意なく施設又は施設の区画された部分に設置する行為

六　施設又は施設の区画された部分に係る振動を当該施設又は当該部分の外部から検知し、及び分析することにより、これらの内部の音声に係る情報を取得する行為

七　有線電気通信を傍受する行為又は暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為

八　不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条

第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）、正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第百六十八条の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の保有者の電子計算機による管理を害する行為

2　前項の罪の未遂は、罰する。

3　前二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

第十九条　第十七条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2　第十七条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第二十条　第十七条第三項若しくは第十八条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十七条第一項、第二項若しくは第十八条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

第二十一条　第十七条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2　第十八条及び第十九条の罪は、刑法第二条の例に従う。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

二　附則第六条の規定　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（自衛隊法の一部改正）

第二条　自衛隊法の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）」を「自衛隊の権限（第八十七条―第九十六条）」に、「第百二十六条」を「第百二十五条」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章　自衛隊の権限

第九十六条の二を削る。

第百二十二条を削り、第百二十三条を第百二十二条とし、第百二十四条から第百二十六条までを一条ずつ繰り上げる。

別表第四を削る。

（防衛秘密に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法（次条において「旧自衛隊法」という。）第九十六条の二第一項の規定により防衛秘密として指定されている事項は、施行日において第三条第一項の規定により防衛大臣が同項第一号に係る特別秘密として指定した事項とみなす。この場合において、防衛大臣は、施行日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第四条　施行日前にした行為及び旧自衛隊法の規定により防衛秘密を取り扱うことを業務としていた者であって施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなったものがその業務により知得した防衛秘密に

関し、施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第六条　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十四条の見出しを「（個人情報の保護に関する法律等の一部改正）」に改め、同条に次の一号を加える。

三　特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第二条第一項第一号

（内閣法の一部改正）

第七条　内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「助け、」の下に「第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第三条第一項に規定する特別秘密の保護に関する

もの及び」を加える。

別表（第三条関係）

一　防衛に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

ロ　防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ　防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

ホ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量

ヘ　防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

ト　防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

チ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

リ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作

、検査、修理又は試験の方法

ヌ　防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

二　外交に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　我が国の安全保障等に係る重要施策の方針

ロ　我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容

ハ　外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報

ニ　ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ　外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

三　公共の安全と秩序の維持に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究

ロ　公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報

ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ　公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

読替表（法律案）

○都道府県警察における特別秘密の取扱者等（第六条第三項関係）

行政機関（読替え前）	都道府県警察（読替え後）
（特別秘密の取扱者等） 第六条　行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものとする。 一　当該行政機関の職員であって、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの　当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。 二　当該行政機関の職員であって、第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの　当該行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行	（特別秘密の取扱者等） 第六条　（略） 2　（略） 3　第一項及び前項（第二号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用する。この場合において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、第一項各号並びに前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」とそれぞれ読み替えるものとする。 4　（略） **【以下第六条第一項並びに第二項第一号及び第三号の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （特別秘密の取扱者等） 第六条　都道府県警察において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものとする。 一　当該都道府県警察の職員であって、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの　当該警察本部長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。 二　当該都道府県警察の職員であって、第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの　当該警察本部長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該

政機関の長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　当該行政機関の長が特別秘密を取り扱う場合

二　（略）

三　特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であって、当該行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員について確認措置（次条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。以下同じ。）を講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

四　（略）

3・4　（略）

警察本部長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　当該警察本部長が特別秘密を取り扱う場合

三　特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する都道府県警察の職員であって、当該警察本部長が当該職員の同意を得た上で当該職員について確認措置（次条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。以下同じ。）を講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

○都道府県警察の職員に係る適性評価（第九条関係）

行政機関（読替え前）

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの

三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一　特定有害活動との関係に関する事項

都道府県警察（読替え後）

（都道府県警察の職員に係る適性評価）

第九条　前二条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、これらの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、前条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第九条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」とそれぞれ読み替えるものとする。

【以下第七条及び第八条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条　警察本部長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一　当該都道府県警察の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二　当該警察本部長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの

三　当該警察本部長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該警察本部長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2　警察本部長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一　特定有害活動との関係に関する事項

二　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
三　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
四　薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
五　精神疾患に関する事項
六　飲酒についての節度に関する事項
七　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。
一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨
三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該

二　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
三　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
四　薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
五　精神疾患に関する事項
六　飲酒についての節度に関する事項
七　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3　警察本部長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　警察本部長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。
一　警察本部長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
二　警察本部長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨
三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　警察本部長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、警察本部長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理

理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　警察本部長は、適性評価を実施中の評価対象者（第九条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　警察本部長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

○契約業者の役職員等に係る適性評価（第十条関係）

行政機関（読替え前）	契約業者（読替え後）
（行政機関の職員に係る適性評価） 第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。 一　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者 二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの 三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの 2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施する	（契約業者の役職員等に係る適性評価） 第十条　第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」と、第七条第八項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第四項第一号」と、第八条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第十条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」とそれぞれ読み替えるものとする。 **【以下第七条及び第八条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （行政機関の職員に係る適性評価） 第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。 一　契約業者の役職員等として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者 二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの 三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの 2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施する

ものとする。
一　特定有害活動との関係に関する事項
二　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
三　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
四　薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
五　精神疾患に関する事項
六　飲酒についての節度に関する事項
七　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。
一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨
三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を

ものとする。
一　特定有害活動との関係に関する事項
二　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
三　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
四　薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
五　精神疾患に関する事項
六　飲酒についての節度に関する事項
七　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。
一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨
三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を契約業者及び評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を

通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第四項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（第十条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を契約業者及び評価対象者に対し通知するものとする。

○確認措置を実施した場合の取得する個人情報の利用及び提供の制限並びに不利益取扱いの禁止（第十三条関係）

適性評価（読替え前）	確認措置（読替え後）
（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限） 第十一条　行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 （不利益取扱いの禁止） 第十二条　行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと又は適性評価に	（確認措置を実施した場合への準用） 第十三条　第十一条及び前条第一項の規定は、確認措置を実施した場合について準用する。この場合において、第十一条中「適性評価の実施以外の目的」とあるのは「適性評価又は確認措置の実施以外の目的」と、「適性評価の実施に当たって」とあるのは「確認措置の実施に当たって」と、前条第一項中「行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたこと」とあるのは「行政機関等の職員が確認措置の実施について第六条第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による同意をしなかったこと又は同号の規定による質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかったこと」とそれぞれ読み替えるものとする。 **【以下第十一条及び第十二条第一項の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限） 第十一条　行政機関の長及び警察本部長は、適性評価又は確認措置の実施以外の目的のために、確認措置の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 （不利益取扱いの禁止） 第十二条　行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が確認措置の実施について第六条第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による

より適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2　（略）

同意をしなかったこと又は同号の規定による質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかったことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）　新旧対照条文　目次

○　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（附則第二条関係）・・・

○　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
目次 第一章～第六章　（略） 第七章　自衛隊の権限（第八十七条―第九十六条） 第八章　（略） 第九章　罰則（第百十八条―第百二十五条） 附則	目次 第一章～第六章　（略） 第七章　自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二） 第八章　（略） 第九章　罰則（第百十八条―第百二十六条） 附則
第七章　自衛隊の権限	第七章　自衛隊の権限等
（削る）	（防衛秘密） 第九十六条の二　防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。 2　前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。 一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。 二　前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

（削る）

第百二十二条～第百二十五条　（略）

（削る）

3　防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4　防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

第百二十二条　防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2　前項の未遂罪は、罰する。

3　過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

4　第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

5　第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

6　第一項から第四項までの罪は、刑法第三条　の例に従う。

第百二十三条～第百二十六条　（略）

別表第四（第九十六条の二関係）

一　自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

二　防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

三　前号に掲げる情報の収集整理又はその能力

四　防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
五　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）の種類又は数量
六　防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
七　防衛の用に供する暗号
八　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
九　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
十　防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

○　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　　号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（個人情報の保護に関する法律等の一部改正） 第六十四条　次に掲げる法律の規定中「及び内閣の所轄の下に置かれる機関」を削る。 一・二　（略） 三　特別秘密の保護に関する法律（平成二十四法律第　　号）第二条第一項第一号	（個人情報の保護に関する法律及び公文書等の管理に関する法律の一部改正） 第六十四条　次に掲げる法律の規定中「及び内閣の所轄の下に置かれる機関」を削る。 一・二　（略） （新設）

○　内閣法（昭和二十二年法律第五号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第十八条　（略） 2　内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第三条第一項に規定する特別秘密の保護に関するもの及び第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。 3　（略）	第十八条　（略） 2　内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。 3　（略）

○三段表

法律（案）	政令（素案）	自衛隊法施行令
第一章　総則 （目的） 第一条　この法律は、国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になるとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が増大している中で、政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し必要な事項を定めることによりその漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。	政令第　　号 内閣は、特別秘密の保護に関する法律施行令（平成二十四年法律第　　号）第二条第一項第五号、第三条第一項並びに第二項第一号及び第二号、第四条第二項及び第三項、第五条第一項及び第三項、第六条第二項第二号ホ、第七条第三項、第十四条、第十五条並びに附則第五条の規定に基づき、この政令を制定する。	

（定義）
第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）
三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの
五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
六　会計検査院

2　この法律において「我が国の安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。
一　我が国の安全保障
二　国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国（本邦の域外

（定義）
第一条　この政令において「行政機関」、「行政機関の長」、「指定」、「特定行政機関」、「警察本部長」、「契約業者」、「確認措置」、「役職員等」、「適性評価」、「評価対象者」又は「行政機関等の職員」とは、それぞれ特別秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項、第三条第一項、第二項、第三項若しくは第五項、第五条第三項、第六条第二項第三号若しくは第四項、第七条第二項若しくは第五項又は第十二条第一項に規定する行政機関、行政機関の長、指定、特定行政機関、警察本部長、契約業者、確認措置、役職員等、適性評価、評価対象者又は行政機関等の職員をいう。

（法第二条第一項第五号の政令で定める機関）
第二条　法第二条第一項第五号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。

にある国又は地域をいう。次項第二号及び別表第二号ロにおいて同じ。）との間で生じている問題の解決

3　この法律において「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一　政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

二　外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの

イ　国及び国民の安全の維持のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ　大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

4　この法律において「テロリズム防止等」とは、次に掲げるものをいう。

一　テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であって、前項第一号に規定する行為が発生した事態その他これに類するものをいう。別表第三号イにおいて同じ。）による被害の発生又は拡大の防止

二　特定有害活動の抑止

第二章　特別秘密の指定等

（特別秘密の指定）

（法第三条第一項の政令で定める者）

第三条　行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であって、公になっていないもののうち、当該各号に定めるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

一　別表第一号に該当する事項　その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

二　別表第二号に該当する事項　その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

三　別表第三号に該当する事項　その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

2　前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二　前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項

第三条　法第三条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　最高検察庁にあっては、検事総長

二　高等検察庁にあっては、その庁の検事長

三　地方検察庁にあっては、その庁の検事正

四　区検察庁にあっては、その庁の対応する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正

（標記の方法）

第四条　法第三条第二項第一号の標記は、別表に掲げる様式に従い、同条第一項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件の見やすい箇所に、印刷、押印又は刻印その他これらに準ずる確実な方法により付さなければならない。この場合において、当該文書、図画又は物件のうち同項に規定する事項を記録し、又は化体する部分を容易に区分する

（標記の方法）

第百十三条の二　法第九十六条の二第二項第一号の規定による標記は、別表第十一に掲げる様式に従い、同条第一項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件の見やすい箇所に、印刷、押印又は刻印その他これらに準ずる確実な方法により付さなければならない。この場合において、当該文書、図画又は物件のうち同項に規定する事項を記録し、

が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

ことができるときは、当該標記は、当該部分に付さなければならない。

（通知の方法）

第五条　法第三条第二項第二号の規定による通知は、同条第一項に規定する事項を特定して記載した書面により行わなければならない。

（特別秘密管理者）

第六条　行政機関の長又は警察本部長は、その職員のうちから、当該行政機関又は都道府県警察における特別秘密の取扱いを管理する者（以下「特別秘密管理者」という。）を指名するものとする。

（特別秘密の指定に伴う措置）

第七条　行政機関の長は、指定をしたときは、当該指定に関する記録を作成するとともに、当該指定をした事項及びその有効期間を当該事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

（特別秘密の表示）

第八条　特別秘密管理者は、指定がされたときは、当該指定をされた事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件（第四条の規定により標記が付されたものを除く。）に、同条の規定の例により、特別秘密の表示を付す措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、この限りでない。

（特別秘密の周知）

又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該標記は、当該部分に付さなければならない。

（通知の方法）

第百十三条の三　法第九十六条の二第二項第二号の規定による通知は、同条第一項に規定する事項を特定して記載した書面により行わなければならない。

（防衛秘密管理者）

第百十三条の六　防衛大臣は、防衛省の職員のうちから、防衛秘密の取扱いの業務を管理する者（以下この節において「防衛秘密管理者」という。）を指名するものとする。

（防衛秘密の指定に伴う措置）

第百十三条の七　防衛大臣は、法第九十六条の二第一項に規定する事項を防衛秘密として指定したときは、指定に関する記録を作成するとともに、防衛秘密として指定した事項を当該事項に係る防衛秘密管理者に通報するものとする。

（防衛秘密の表示）

第百十三条の八　防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定された場合において、第百十三条の二の規定により標記が付されたもの以外に当該防衛秘密として指定された事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件があるときは、当該文書、図画又は物件に、同条の規定の例により、防衛秘密の表示をする措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、この限りでない。

（防衛秘密の周知）

3　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項（次項及び次条第四項において「共有事項」という。）について指定をしようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（次項において「特定行政機関」という。）の長に協議しなければならない。

4　行政機関の長は、前項の規定による協議を経て当該共有事項について指定をしたときは、直ちにその旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

第九条　特別秘密管理者は、指定がされたときは、当該指定をされた事項の取扱いに従事する職員にその旨を周知させなければならない。

（職員の範囲の指定）

第十条　特別秘密の取扱いに従事する職員の範囲は、特別秘密管理者が定める。

（指定の調整等）

第十一条　法第三条第三項の規定による協議は、指定をしようとする事項が同条第一項に規定する要件を満たすか否か及び次に掲げる事項について行うものとする。

一　指定の有効期間

二　特定行政機関の長が自ら指定をすべき旨を申し出た場合には、指定をすべき行政機関の長

三　指定の時期

四　指定をしようとする事項の保護上必要な措置に関すること。

第十二条　行政機関の長は、法第三条第四項の規定による通知をするときは、併せて当該指定の有効期間を通知しなければならない。

2　第七条の規定は、特定行政機関の長が法第三条第四項の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、「行政機関」とあるのは「特定行政機関」と、「指定をしたとき」とあるのは「法第三条第四項の規定による通知を受けたとき」と、「指定に関する」とあるのは「通知に関する」と、「指定をした事項」とある

第百十三条の九　防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定されたときは、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員にその旨を周知させなければならない。

（職員の範囲の指定）

第百十三条の十　防衛秘密の取扱いの業務に従事する防衛省の職員の範囲は、防衛秘密管理者が定める。

5　警察庁長官は、都道府県警察との共有に係る事項（以下この項において「警察共有事項」という。）について指定をしたとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

（指定の有効期間及び解除）

第四条　行政機関の長は、指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

2　行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした事項が前条第一項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内でその有効期間を延長するものとする。

のは「指定をされた事項」とそれぞれ読み替えるものとする。

第十三条　警察庁長官は、法第三条第五項の規定による通知をするときは、併せて当該指定の有効期間を通知しなければならない。

2　第七条の規定は、警察本部長が法第三条第五項の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、「指定をしたとき」とあるのは「法第三条第五項の規定による通知を受けたとき」と、「指定に関する」とあるのは「通知に関する」と、「指定をした事項」とあるのは「指定をされた事項」と、「当該行政機関」とあるのは「当該都道府県警察」とそれぞれ読み替えるものとする。

（指定の有効期間の延長の方法）

第十四条　法第四条第二項の規定による指定の有効期間の延長は、当該指定をした事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に当該指定の有効期間を延長した旨及び延長後の有効期間を書面により通知することにより行うものとする。

（指定の有効期間の満了に伴う措置）

第十五条　行政機関の長は、指定をした事項に係る有効期間が満了したときは、その旨

を当該事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

2　特別秘密管理者は、指定の有効期間が満了したときは、直ちに、当該指定の有効期間が満了した事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第四条の標記及び第八条の表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いに従事する職員及び契約業者に当該指定の有効期間が満了した旨を周知させなければならない。

（指定の有効期間の延長の調整等）

第十六条　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る特別秘密（以下この条及び第十九条において「共有秘密」という。）について指定の有効期間が満了するときは、あらかじめ、当該指定をした事項が法第三条第一項に規定する要件を満たすか否かについて、当該他の行政機関（以下「共有行政機関」という。）の長の意見を聴かなければならない。

2　行政機関の長は、前項の規定により意見を聴いた上で当該共有秘密について指定の有効期間を延長したときは、直ちにその旨及び延長後の有効期間を共有行政機関の長に通知しなければならない。

3　警察庁長官は、都道府県警察との共有に係る特別秘密（以下この条及び第十九条において「警察共有秘密」という。）について指定の有効期間を延長したときはその旨及び延長後の有効期間を、他の行政機関の長から警察共有秘密に係る前項の規定による通知を受けたときはその旨を、それぞれ直ちに当該都道府県警察の警察本部長に通知しなければならない。

3　行政機関の長は、指定をした事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除しなければならない。

4　共有行政機関の長は、第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該共有秘密に係る当該共有行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

5　警察本部長は、第三項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該警察共有秘密に係る当該都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

第十七条　行政機関の長は、共有秘密に係る指定の有効期間が満了したときは、直ちにその旨を共有行政機関の長に通知しなければならない。

2　警察庁長官は、警察共有秘密に係る指定の有効期間が満了したときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警察本部長に通知しなければならない。

3　共有行政機関の長は、第一項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該共有秘密に係る当該共有行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

4　警察本部長は、第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該警察共有秘密に係る当該都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

（指定の解除の方法等）

第十八条　法第四条第三項の規定による指定の解除は、当該指定をした事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に当該指定を解除する旨を書面により通知することにより行うものとする。

2　特別秘密管理者は、指定が解除されたときは、直ちに、当該指定を解除された事項

（防衛秘密が要件を欠くに至った場合の措置）

第百十三条の十二　防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第九十六条の二第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなった旨を通報するものとする。

2　前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、直ちに、当該通報に係る事項を記録する文

を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第四条の標記及び第八条の表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いに従事する職員及び契約業者に当該指定が解除された旨を周知させなければならない。

（指定の解除の調整等）

第十九条　行政機関の長は、共有秘密について指定を解除しようとするときは、あらかじめ、共有行政機関の長の意見を聴かなければならない。

2　行政機関の長は、前項の規定により意見を聴いた上で当該共有秘密について指定を解除したときは、直ちにその旨を共有行政機関の長に通知しなければならない。

3　警察庁長官は、警察共有秘密について指定を解除したとき、又は他の行政機関の長から警察共有秘密に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該警察本部長に通知しなければならない。

4　共有行政機関の長は、第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該共有秘密に係る当該共有行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

5　警察本部長は、第三項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該警察共有秘密に係る当該都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

（法第四条第四項の通知を受けた場合の措置）

4　行政機関の長は、他の行政機関の長が指定をした共有事項が前条第一項に規定する

書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第百十三条の二の規定による標記及び第百十三条の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を周知させなければならない。

要件を欠くに至ったと思料するときは、速やかにその旨を当該他の行政機関の長に通知するものとする。

第三章　特別秘密の取扱い

（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

第五条　行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

第二十条　法第四条第四項の規定による通知を受けた行政機関の長は、当該通知に係る事項がなお法第三条第一項に規定する要件を満たすと思料するときは、その旨を当該通知をした行政機関の長に通知しなければならない。

（他の行政機関における特別秘密の取扱いの業務）

第二十一条　行政機関の長は、他の行政機関の職員のうち法別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、当該他の行政機関の長と協議するものとする。

一　特別秘密の取扱いに従事する職員の範囲の指定に関すること。

二　当該他の行政機関以外の者への特別秘密の提供の制限に関すること。

三　特別秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

四　前各号に掲げるもののほか、特別秘密

（他の行政機関における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三条の四　防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、当該行政機関の長と協議するものとする。

一　防衛秘密の取扱いの業務を管理する者の指名に関すること。

二　防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲の指定に関すること。

三　防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手続に関すること。

四　防衛秘密の伝達（文書、図画又は物件の交付以外の方法によるものに限る。以下この節において同じ。）の手続に関すること。

五　防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること。

六　当該行政機関以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。

七　防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

八　前各号に掲げるもののほか、防衛秘密

2　警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

3　行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。以下同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

の保護上必要な措置に関すること。

（契約業者における特別秘密の取扱いの業務）

第二十二条　契約業者は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

一　特別秘密の保護上必要な措置に関し役職員等が遵守すべき規則を定めていること。

二　特別秘密の取扱いの業務を管理する者を選任していること。

三　特別秘密の取扱いの業務に従事する役職員等に特別秘密の保護上必要な措置に関する教育を行っていること。

四　特別秘密に係る文書、図画又は物件を保管するための施設設備その他特別秘密の保護上必要な施設設備を設置していること。

2　契約業者との契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　特別秘密の取扱いの業務に従事する役職員等の範囲の指定に関すること。

二　特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の

の保護上必要な措置に関すること。

（契約業者における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三条の五　防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者（次項及び第百十三条の十一において「契約業者」という。）は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

一　防衛秘密の保護上必要な措置に関し役員及び職員が遵守すべき規則を定めていること。

二　防衛秘密の取扱いの業務を管理する者を選任していること。

三　防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員に防衛秘密の保護上必要な措置に関する教育を行っていること。

四　防衛秘密に係る文書、図画又は物件を保管するための施設設備その他防衛秘密の保護上必要な施設設備を設置していること。

2　契約業者との契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員の範囲の指定に関すること。

二　防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の

取扱いの手続に関すること。

三　特別秘密の伝達（文書、図画又は物件の交付以外の方法によるものに限る。次条及び第三十三条において同じ。）の手続に関すること。

四　特別秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること

五　当該契約業者以外の者への特別秘密の提供の制限に関すること。

六　特別秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、特別秘密の保護上必要な措置に関すること。

（他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務に伴う措置）

第二十三条　行政機関の長は、他の行政機関の職員のうち法別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者又は契約業者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせるときは、当該行政機関の特別秘密管理者に特別秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付させ、又は特別秘密の伝達をさせるものとする。

2　前項の規定による交付又は伝達は、指定をされた事項を特定して行うものとする。

（他の行政機関から特別秘密の提供を受けた場合の措置）

第二十四条　行政機関の長又は警察本部長は、他の行政機関から特別秘密の提供を受けたときは、当該提供に関する記録を作成するとともに、当該特別秘密及びその有効期間を当該特別秘密に係る当該行政機関又は都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

2　第八条及び第九条の規定は、他の行政機

取扱いの手続に関すること。

三　防衛秘密の伝達の手続に関すること。

四　防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること。

五　当該契約業者以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。

六　防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関すること。

（他の行政機関等における防衛秘密の取扱いの業務に伴う措置）

第百十三条の十一　防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、防衛秘密管理者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付させ、又は防衛秘密を伝達させるものとする。

2　前項の交付又は伝達は、防衛秘密として指定された事項を特定して行うものとする。

（特別秘密の取扱者等）

第六条　行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一　当該行政機関の職員であって、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの　当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二　当該行政機関の職員であって、第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの　当該行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした

関から特別秘密の提供を受けた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「指定がされたとき」とあるのは「他の行政機関から特別秘密の提供を受けたとき」と、「指定をされた事項」とあるのは「特別秘密」と、第八条中「当該事項」とあるのは「当該特別秘密」と、「化体する物件（第四条の規定により標記が付されたものを除く。）に、同条」とあるのは「化体する物件（第四条又は第八条の規定により標記又は表示が付されたものを除く。）に、第四条」とそれぞれ読み替えるものとする。

場合を除く。）。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　当該行政機関の長が特別秘密を取り扱う場合

二　次に掲げる職を占める者が特別秘密を取り扱う場合

イ　国務大臣（前号に掲げる者を除く。）

ロ　内閣官房副長官

ハ　副大臣

ニ　大臣政務官

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第一項の評価の対象とすることが適当でない職として政令で定める職

三　特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であって、当該行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員について確認措置（次条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。以下同じ。）を講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

四　法令の規定により他の行政機関の職員をもって充てることとされている当該行

（法第六条第二項第二号ホの政令で定める職）

第二十五条　法第六条第二項第二号ホの政令で定める職は、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職員の職とする。

（確認措置に係る同意の取得の方法）

第二十六条　法第六条第二項第三号の同意の取得は、書面により行うものとする。

（確認措置に係る質問の方法）

第二十七条　法第六条第二項第三号の質問は、質問票に記載させ、及び必要に応じて口頭で質問することにより行うものとする。

（行政機関の職員に係る確認措置の実施に関する規定の準用）

第二十八条　前二条の規定は、法第六条第三項において準用する同条第二項第三号の規定による都道府県警察の職員に係る確認措置について準用する。

政機関の職員であって、前項及びこの項（この号を除く。）の規定により当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うことができるものが特別秘密を取り扱う場合

3　第一項及び前項（第二号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用する。この場合において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、第一項各号並びに前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」とそれぞれ読み替えるものとする。

4　行政機関の長は、前条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものが特別秘密を取り扱うべき旨の条件を付するものとする。

一　当該契約業者の役職員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。次号及び第十条において同じ。）であって、その者についての第十条において準用する次条第一項の評価で直近に実施されたものにより適性を有すると認められたもの　当該行政機関の長が当該契約業者に対し当該評価に係る同条第

六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二　当該契約業者の役職員等であって、第十条において準用する第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの　当該行政機関の長が当該契約業者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長が当該契約業者に対し第十条において準用する次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

第四章　適性評価等

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの

三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした

日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一　特定有害活動との関係に関する事項

二　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

三　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

四　薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）

五　精神疾患に関する事項

六　飲酒についての節度に関する事項

七　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

（法第七条第三項の政令で定める事項）

第二十九条　法第七条第三項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　学歴及び職歴に関する事項

二　国外との関連を有する事情に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

三　評価対象者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、家族（評価対象者の父母、子及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母及び子（評価対象者の子を除く。）をいう。以下この号において同じ。）及び同居人配

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。

一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨

二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨

三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円

偶者及び家族を除く。）の氏名、生年月日及び住所並びに国籍に関する事項

（適性評価に係る告知及び同意の取得の方法）

第三十条　法第七条第四項の規定による告知及び同意の取得は、書面により行うものとする。

（適性評価に係る質問の方法）

第三十一条　法第七条第五項の規定による評価対象者に対する質問は、質問票に記載させ、及び必要に応じて口頭で質問することにより行うものとする。

滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

（都道府県警察の職員に係る適性評価）

第九条　前二条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、これらの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、前条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第九条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」とそれぞれ読み替えるものとする。

（契約業者の役職員等に係る適性評価）

第十条　第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」と、第七条第八項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第四項第一号」と、第八条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第十条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」とそれぞれ読み替えるものとする。

（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）

第十一条　行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性

（行政機関の職員に係る適性評価の実施等に関する規定の準用）

第三十二条　前三条の規定は、法第九条において準用する法第七条の規定による都道府県警察の職員に係る適性評価及び法第十条において準用する法第七条の規定による契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。

評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第十二条　行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2　契約業者は、その使用し、又は使用していた者が適性評価の実施について第十条において準用する第七条第四項の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（確認措置を実施した場合への準用）

第十三条　第十一条及び前条第一項の規定は、確認措置を実施した場合について準用する。この場合において、第十一条中「適性

評価の実施以外の目的」とあるのは「適性評価又は確認措置の実施以外の目的」と、「適性評価の実施に当たって」とあるのは「確認措置の実施に当たって」と、前条第一項中「行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたこと」とあるのは「行政機関等の職員が確認措置の実施について第六条第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による同意をしなかったこと又は同号の規定による質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかったこと」とそれぞれ読み替えるものとする。

第五章　雑則

（その他の保護措置）

第十四条　行政機関の長及び警察本部長は、第三条、第四条及び第六条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

（特別秘密の取扱いの管理のための措置）

第三十三条　特別秘密管理者は、第八条及び第九条（これらの規定を第二十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十条、第十五条第二項、第十八条第二項並びに第二十三条に規定するもののほか、行政機関の長又は警察本部長の定めるところにより、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び特別秘密の伝達を適切に管理するための措置を講じなければならない。

（委任規定）

第三十四条　この政令に規定するもののほか、特別秘密の保護上必要な措置に関する細目は、行政機関の長又は警察本部長が定め

（防衛秘密の取扱いの管理のための措置）

第百十三条の十三　防衛秘密管理者は、第百十三条の八から前条までに規定するもののほか、防衛大臣の定めるところにより、防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び防衛秘密の伝達を適切に管理するための措置を講じなければならない。

（委任規定）

第百十三条の十四　この節に規定するもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関する細目は、防衛大臣が定める。

（政令への委任）

第十五条　この法律に定めるもののほか、第七条第四項の規定による告知の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

（この法律の解釈適用）

第十六条　この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない。

第六章　罰則

第十七条　特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2　前項に掲げる場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3　前二項の罪の未遂は、罰する。

4　過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処

る。

する。

5　過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十八条　次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

一　人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為

二　財物の窃取

三　施設への侵入

四　施設又は設備を損壊し、又は特別秘密を保有する行政機関、都道府県警察若しくは契約業者（次号及び第八号において「保有者」という。）の同意なくその錠をはずす行為

五　映像若しくは音声を送信する機能又は録画若しくは録音の機能を有する機器を保有者の同意なく施設又は施設の区画された部分に設置する行為

六　施設又は施設の区画された部分に係る振動を当該施設又は当該部分の外部から検知し、及び分析することにより、これらの内部の音声に係る情報を取得する行為

七　有線電気通信を傍受する行為又は暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為

八　不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）、正当な理

由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第百六十八条の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の保有者の電子計算機による管理を害する行為

2　前項の罪の未遂は、罰する。

3　前二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

第十九条　第十七条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2　第十七条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第二十条　第十七条第三項若しくは第十八条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十七条第一項、第二項若しくは第十八条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

第二十一条　第十七条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2　第十八条及び第十九条の罪は、刑法第二条の例に従う。

附　則

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

二　附則第六条の規定　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（自衛隊法の一部改正）

第二条　自衛隊法の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）」を「自衛隊の権限（第八十七条―第九十六条）」に、「第百二十六条」を「第百二十五条」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章　自衛隊の権限

第九十六条の二を削る。

第百二十二条を削り、第百二十三条を第百二十二条とし、第百二十四条から第百二十六条までを一条ずつ繰り上げる。

別表第四を削る。

（防衛秘密に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前条の規定に

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（平成二十五年　月　日）から施行する。ただし、第二十五条から第二十八条までの規定は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（※）法律の施行期日を定める政令を別途定める必要あり。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の行動及び権限等」を「自衛隊の行動及び権限」に改め、「第五節　防衛秘密（第百十三条の二―第百十三条の十四）」を削る。

第六章の章名を次のように改める。

第六章　自衛隊の行動及び権限

第六章第五節を削る。

第百二十条の十五第一項第一号中「別表第十二」を「別表第十一」に改める。

別表第十一を削り、別表第十二を別表第十一とする。

（防衛秘密に関する経過措置）

第三条　法の施行の日（次項及び附則第六条において「施行日」という。）の前日にお

（参照条文）日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令

附　則（平成十四年十月十七日政令第

よる改正前の自衛隊法（次条において「旧自衛隊法」という。）第九十六条の二第一項の規定により防衛秘密として指定されている事項は、施行日において第三条第一項の規定により防衛大臣が同項第一号に係る特別秘密として指定した事項とみなす。この場合において、防衛大臣は、施行日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

いて付されている前条の規定による改正前の自衛隊法施行令（次項において「旧自衛隊法施行令」という。）第百十三条の二の標記は、第四条の規定により付された標記とみなす。

2　施行日の前日において付されている旧自衛隊法施行令第百十三条の八の表示は、第八条の規定により表示が付されるまでの間は、同条の規定により付された表示とみなす。

第四条　防衛大臣は、法附則第三条の規定により特別秘密として指定したとみなされた事項について、第七条の規定の例により、記録を作成するとともに、当該事項及びその有効期間を当該事項に係る防衛省の特別秘密管理者に通報するものとする。

第五条　防衛大臣は、法附則第三条の規定により特別秘密として指定したとみなされた事項が他の行政機関との共有に係るものである場合には、当該事項が特別秘密として指定したとみなされた旨を当該他の行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、当該通知は法第三条第四項の規定による通知とみなす。

第六条　施行日の前日において法附則第二条の規定による改正前の自衛隊法第九十六条の二第三項の規定により防衛大臣が他の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に行わせている防衛秘密の取扱いの業務は、第二十一条の規定による協議が調うまでの間は、法第五条第一項の規定により防衛大臣が当該他の行政機関の職員のうち法別表第一号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に行わせている特別秘密の取扱いの業務とみなす。ただし、当該

三百十一号）

（施行期日）

1　（略）

（経過措置）

2　この政令の施行前に第二条の規定による改正前の日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（以下「旧令」という。）第二条の規定により行われた秘密区分の指定及び変更は、それぞれ第二条の規定による改正後の日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（以下「新令」という。）第二条の規定により行われた秘密区分の指定及び変更とみなす。

3　旧令第三条の規定による標記は、新令第三条の規定による標記がなされるまでの間は、新令第三条の規定による標記とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条　施行日前にした行為及び旧自衛隊法の規定により防衛秘密を取り扱うことを業務としていた者であって施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなったものがその業務により知得した防衛秘密に関し、施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第六条　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十四条の見出しを「（個人情報の保護に関する法律等の一部改正）」に改め、同条に次の一号を加える。

三　特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第二条第一項第一号

業務を行わせる必要がなくなった場合は、この限りでない。

（内閣法の一部改正）

第七条　内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「助け、」の下に「第十二条第二項第二号から第五号までに掲げ

（内閣官房組織令の一部改正）

第七条　内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「内閣の重要政策に関す

る事務のうち特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第三条第一項に規定する特別秘密の保護に関するもの及び」を加える。

る情報の収集及び分析その他の調査に関する事務（各行政機関の行う情報の収集及び分析その他の調査であつて内閣の重要政策に係るものの連絡調整に関する事務を含む。）」を「次の事務」に改め、同項に次の各号を加える。

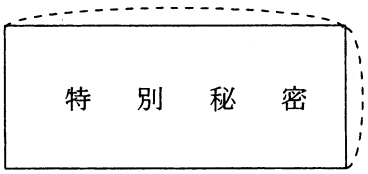
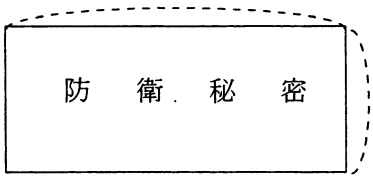
一　内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するもの（以下単に「特別秘密」という。）の保護に関するもの

二　閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するもの

三　行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するもの

四　前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するもの

五　内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務（各行政機関の行う情報の収集及び分析その他の調査であつて内閣の重要政策に係るものの連絡調整に関する事務を含む。）

（※） 政令第　　号 特別秘密の保護に関する法律の施行期日を定める政令 内閣は、特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。 特別秘密の保護に関する法律の施行期日は、平成二十五年　月　日とする。	別表（第四条関係） 二・五センチメートル  五センチメートル 備考 一　色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。 二　図に示した大きさにより難い場合には、適宜の大きさとする。
	別表第十一（第百十三条の二関係） 二・五センチメートル  五センチメートル 備考 一　色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。 二　図に示した大きさにより難い場合には、適宜の大きさとする。

読替表（政令素案）

○共有事項に係る通知を受けた特定行政機関における措置（第十二条第二項関係）

行政機関（読替え前）	通知を受けた特定行政機関（読替え後）
（特別秘密の指定に伴う措置） 第七条　行政機関の長は、指定をしたときは、当該指定に関する記録を作成するとともに、当該指定をした事項及びその有効期間を当該事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。	第十二条　（略） ２　第七条の規定は、特定行政機関の長が法第三条第四項の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、「行政機関」とあるのは「特定行政機関」と、「指定をしたとき」とあるのは「法第三条第四項の規定による通知を受けたとき」と、「指定に関する」とあるのは「通知に関する」と、「指定をした事項」とあるのは「指定をされた事項」とそれぞれ読み替えるものとする。 **【以下第七条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （特別秘密の指定に伴う措置） 第七条　特定行政機関の長は、法第三条第四項の規定による通知を受けたときは、当該通知に関する記録を作成するとともに、当該指定をされた事項及びその有効期間を当該事項に係る当該特定行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

○警察共有事項に係る通知を受けた都道府県警察における措置（第十三条第二項関係）

行政機関（読替え前）	通知を受けた都道府県警察（読替え後）
（特別秘密の指定に伴う措置） 第七条　行政機関の長は、指定をしたときは、当該指定に関する記録を作成するとともに、当該指定をした事項及びその有効期間を当該事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。	第十三条　（略） ２　第七条の規定は、警察本部長が法第三条第五項の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、「指定をしたとき」とあるのは「法第三条第五項の規定による通知を受けたとき」と、「指定に関する」とあるのは「通知に関する」と、「指定をした事項」とあるのは「指定をされた事項」と、「当該行政機関」とあるのは「当該都道府県警察」とそれぞれ読み替えるものとする。 **【以下第七条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （特別秘密の指定に伴う措置） 第七条　警察本部長は、法第三条第五項の規定による通知を受けたときは、当該通知に関する記録を作成するとともに、当該指定をされた事項及びその有効期間を当該事項に係る当該都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

○特別秘密の提供を受けた行政機関等における措置（第二十四条第二項関係）

行政機関（読替え前）	提供を受けた行政機関等（読替え後）
（特別秘密の表示） 第八条　特別秘密管理者は、指定がされたときは、当該指定をされた事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件（第四条の規定により標記が付されたものを除く。）に、同条の規定の例により、特別秘密の表示を付す措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、この限りでない。 （特別秘密の周知） 第九条　特別秘密管理者は、指定がされたときは、当該指定をされた事項の取扱いに従事する職員にその旨を周知させなければならない。	（他の行政機関から特別秘密の提供を受けた場合の措置） 第二十四条　（略） 2　第八条及び第九条の規定は、他の行政機関から特別秘密の提供を受けた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「指定がされたとき」とあるのは「他の行政機関から特別秘密の提供を受けたとき」と、「指定をされた事項」とあるのは「特別秘密」と、第八条中「当該事項」とあるのは「当該特別秘密」と、「化体する物件（第四条の規定により標記が付されたものを除く。）に、同条」とあるのは「化体する物件（第四条又は第八条の規定により標記又は表示が付されたものを除く。）に、第四条」とそれぞれ読み替えるものとする。 **【以下第八条及び第九条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （特別秘密の表示） 第八条　特別秘密管理者は、他の行政機関から特別秘密の提供を受けたときは、当該特別秘密を記録する文書、図画若しくは物件又は当該特別秘密を化体する物件（第四条又は第八条の規定により標記又は表示が付されたものを除く。）に、第四条の規定の例により、特別秘密の表示を付す措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、この限りでない。 （特別秘密の周知） 第九条　特別秘密管理者は、他の行政機関から特別秘密の提供を受けたときは、当該特別秘密の取扱いに従事する職員にその旨を周知させなければならない。

12/07/20内調内検討済み

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）

【逐条解説】

（案）

平成24年○月
内閣官房

12/07/20内調内検討済み

目次

第１章　総則
　第１条（目的）　01
　第２条（定義）　04

第２章　特別秘密の指定等
　第３条（特別秘密の指定）　10
　第４条（指定の有効期間及び解除）　16

第３章　特別秘密の取扱い
　第５条（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）　19
　第６条（特別秘密の取扱者等）　22

第４章　適性評価等
　第７条（行政機関の職員に係る適性評価）　27
　第８条（適性評価の実施中に適性を有すると仮に認めることができる場合）　38
　第９条（都道府県警察の職員に係る適性評価）　40
　第10条（契約業者の役職員等に係る適性評価）　41
　第11条（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）　42
　第12条（不利益取扱いの禁止）　43
　第13条（確認措置への準用）　46

第５章　雑則
　第14条（その他の保護措置）　47
　第15条（政令への委任）　48
　第16条（この法律の解釈適用）　49

第６章　罰則
　第17条（特別秘密の漏えい罪）　50
　第18条（特別秘密の取得罪）　56
　第19条（共謀・教唆・煽動）　63
　第20条（自首減免）　66
　第21条（国外犯処罰）　67

附則
　第１条（施行期日）　68
　第２条（自衛隊法の一部改正）　69
　第３条（防衛秘密に関する経過措置）　70

第４条（罰則に関する経過措置） ---------- 71
第５条（政令への委任） ---------- 72
第６条（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正） ---------- 73
第７条（内閣法の一部改正） ---------- 74

別表（第３条関係）
別 表 ---------- 76
第１号（防衛に関する事項） ---------- 77
第２号（外交に関する事項） ---------- 86
第３号（公共の安全と秩序の維持に関する事項） ---------- 90

第１条（目的）

１　趣旨

(1)　本条は、本法の達成しようとする目的の理解を容易にし、本法中の各規定の解釈にも役立たせるため、本法の立法目的を明らかにするものである。

(2)　本条において、本法の窮極の目的が「国及び国民の安全」の確保に資することにある旨が明らかにされているが、ここでいう「国」とは、国を構成する国土及び国民に加え、それらにより成り立っている国民生活、国民経済等も含むものであり、「国民」をも含む概念である。この点、現行法上、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）（以下「武力攻撃事態対処法」という。）が国民の安全の確保を重視して「国及び国民の安全の確保に資することを目的とする」（同法第１条）と規定しており（武力攻撃事態対処法立法当時の逐条解説）、本法も国民の安全の確保を重視する観点から、あえて「国民」を明示して規定することとした。

このように、「国及び国民の安全」は「国の安全」と同義であり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（以下「情報公開法」という。）第５条第１項第３号の「国の安全」と同様、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が平和な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう（総務省行政管理局「情報公開法　逐条解説」I-28頁）。

２　内容

(1)　「国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になるとともに、高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴いその漏えいの危険性が増大している中で、政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であることに鑑み」

本法制定に至る状況認識及び動機を明らかにするものである。具体的には、情報をめぐる現在の状況として

・　「国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になる」

・　「高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴いその漏えいの危険性が増大している」

の２点を掲げた上で、そのような状況の中で

・　「政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が

国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要である」

として、本法制定の動機を明らかにするものである。各要素の具体的内容は以下のとおりである。

ア　「国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になる」

我が国を取り巻く国際社会は、東西冷戦期のような二大大国の下での二極化構造から、新興国の台頭による多極化構造へと変容してきており、同時に、複雑で多様な地域紛争、大量破壊兵器の拡散、国際テロ等、我が国の安全を脅かす国際的要素が多様化している。これに伴い、我が国の安全を守るための国際的協力の枠組みもより複雑化している。

このように複雑化する国際情勢の下では、我が国の安全を脅かす国際的要素についての情報を収集・整理・活用するとともに、我が国の安全を守るための情報について敵対国等に漏えいすることのないようその秘匿を図りつつ同盟国等と共有するなど、国及び国民の安全の維持に係る情報の利用が重要な意義を持つこととなる。

イ　「高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴いその漏えいの危険性が増大している」

外国情報機関等への情報漏えいの脅威に加え、高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴い、インターネット上への情報漏えいの脅威や標的型サイバー攻撃の脅威といった新たな脅威が発生している。

すなわち、平成22年11月の尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案は、近年のインターネットの普及によりパソコンを操作するだけで公開したい情報を広く発信できるようになった中で情報漏えいの物理的・心理的ハードルが相当程度下がったことを示しており、加えて、ウィキリークスのような内部情報公開サイトがインターネット上への情報漏えいの脅威を増幅している。その上、インターネット上への情報漏えいは、一度に大量の情報が極めて短期間に拡散し、しかも回収することが不可能であることから、漏えい時の被害は極めて甚大であって、対策が急務である。

また、標的型サイバー攻撃は、攻撃対象に気付かれることなく機密情報を窃取し、その後にその痕跡を消去することもある極めて巧妙かつ悪質な行為であり、平成23年８月の三菱重工業に対するコンピュータ・ウイルスを用いた攻撃等、防衛産業や政府機関等に対する標的型サイバー攻撃が多数発覚している現状に鑑みると、その対応は官民挙げての喫緊の課題になっている。

これらの新たな脅威の発生により、国及び国民の安全の維持に係る情報についても漏えいの危険性が増大している。

ウ　「政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が国

の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要である」

国及び国民の安全の維持に関する責務のうち、その最たるものが外部からの武力攻撃を実力をもって排除する防衛であることは論を待たない。加えて、外部からの武力攻撃を未然に防ぐための外交上の取組も極めて重要である。さらに、9.11同時多発テロで明らかになったように、いわゆるテロリズムも国及び国民の安全を脅かす存在であり、テロリズムを防止するための治安機関の取組もまた重要となっている。

情報の果たすべき役割がより重要になるとともにその漏えいの危険性が増大する中で、政府が防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持といった国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、これらに関する情報のうち特に秘匿することが必要であるもの（その具体的意義については第３条第１項の解説を参照。）を政府が確実に利用できるようにする必要がある。そして、そのためには、まずはこのような重要な情報を適確に保護する体制を確立することにより政府部内や同盟国等との間との相互信頼を確保した上で、情報の収集・整理・活用を行うことが重要であると考えられる。

なお、「収集し、整理し、及び活用すること」に「等」を付しているのは、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する重要な情報の中には、自衛隊の運用に関するもの、外交に関する安全保障上の重要施策の方針、テロリズム等発生時の対処計画など、政府が「収集」するのではないものも含まれるところ、このような情報についても、その利用の前提として、適確に保護する体制を確立する必要があると考えられるためである。

(2)　「当該事項の保護に関し必要な事項を定めることにより」

上記(1)の状況認識及び動機を踏まえ、本法の目的を達成するための手段を明らかにするものである。

「保護に関し必要な事項」のうち主要なものとしては、

- 特別秘密の指定（第３条）
- 特別秘密の取扱者に対する適性評価（第６条から第10条まで）
- 特別秘密の漏えい等に係る罰則（第17条から第21条まで）

が挙げられる。

(3)　「その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資すること」

本法の目的を明らかにするものである。

本法は、直接的には「我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるもの」の「漏えいの防止」を目的とするが、上記１(2)のとおり、窮極的には「国及び国民の安全の確保に資すること」を目的とするものである。

第２条（定義）

１　趣旨

本条は、本法において使われる主要な用語について、定義を設けるものである。

２　内容

(1)　「行政機関」（第１項）

ア　本法の適用対象となる国の行政機関の範囲及び単位について、情報公開法第２条第１項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第２条第１項及び公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）（以下「公文書管理法」という。）第２条第１項に規定する「行政機関」と同様に定義するものである。

この点、会計検査院については、内閣から独立した立場にあるものの、国の収入支出の決算の検査を行うに当たり対象機関の保有する特別秘密を取り扱うことが想定されるため、情報公開法等と同じく本法の適用対象とすることとした。また、独立行政法人については、国が自ら主体となって直接に実施する必要のない事務を実施する機関であって、特別秘密を国から独立して保有することが想定されないため、行政機関には含めないこととしたが、契約業者（第５条第３項）として本法の適用対象となり得る。さらに、地方公共団体についても、特別秘密を国から独立して保有することが想定されないため行政機関には含めないこととしたが、都道府県警察については、警察庁の所掌事務を遂行する上で警察庁長官の指揮を受けて特別秘密の取扱いの業務を行うほか、特別秘密に係る犯罪の捜査といった所掌事務を遂行する上で特別秘密を取り扱うことが想定されるため、一定の範囲で本法の適用対象とすることとした。

そして、本法は、各行政機関を一つの単位として特別秘密の保護に係る事務を行わせるものであるところ、情報の取扱いに関する上記３法が行政機関を一定の単位で捉えた上で情報公開、個人情報保護及び公文書管理の各事務を行わせていることを踏まえ、特別秘密の保護に係る事務についても同様の単位で行わせることとした。

イ　各号に規定される行政機関は具体的には以下のとおりである（平成24年７月１日現在）。

(ｱ)　第１号

①　「法律の規定に基づき内閣に置かれる機関」として、内閣官房、内閣法制局、安全保障会議、中心市街地活性化本部、地球温暖化対策推進本部、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、知的財産戦略本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部、郵政民営化

推進本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、国家公務員制度改革推進本部、総合特別区域推進本部、復興庁

② 「法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関」として、人事院

(ｲ) 第２号

① 内閣府

② 宮内庁

③ 「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）」として、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、消費者庁

(ｳ) 第３号

「国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）」として、総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、運輸安全委員会、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省

(ｴ) 第４号

① 警察庁

この点、情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法のいずれも警察庁を政令で規定しているところ、本法は第３条第５項及び第５条第２項に警察庁が「行政機関」であることを前提とした規定を設けるため、法律で規定することとした。

② 警察庁を法律で規定した結果、「内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、」「政令で定めるもの」は現時点で想定されない。

(ｵ) 第５号

「国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの」として、情報公開法等と同様、検察庁が想定される。

(ｶ) 第６号

会計検査院

(2)　「我が国の安全保障等」（第２項）

ア　趣旨

本項では、特別秘密の対象となり得る外交に関する事項を限定し（別表第２号）、外交に関する事項についての特段の秘匿の必要性を規定する（第３条第１項第２号）ための概念として、「我が国の安全保障等」を定義している。

イ　「我が国の安全保障」（第１号）

「安全保障」とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味する。

なお、「防衛」とは直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を実力をもって守ることを意味するが、自国の防衛力を必要最小限としている我が国にとっては、防衛のみならず、外交によって「安全保障」を確保することが必要不可欠であり、国際情勢のいかんにかかわらず、一貫して積極的に取り組む必要がある。すなわち、「安全保障」を確保する手段は防衛に限定されず、外交努力による我が国を取り巻く国際環境の安定の確保を含む。

ウ　「国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。次項第二号及び別表第二号ロにおいて同じ。）との間で生じている問題の解決」（第２号）

外国との間で生じている領有権の問題又は国民の生命若しくは身体に対する被害等の問題を解決することを意味し、具体的には、北方領土問題の解決や北朝鮮による拉致問題の解決等が挙げられる。

「外国」に未承認国家も含まれることを明確にするため、外務省設置法（平成11年法律第94号）第４条第２号及び法務省組織令（平成12年政令第248号）第62条第１項第４号の用例を踏まえ、「外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）」と規定している。

エ　第１号と第２号の関係

第１号は、国家及び国民の安全を保つことを意味するのに対して、第２号は、既に侵害されている国の領域等の安全を回復することを意味するが、いずれも国際社会の中で我が国の安全を実現することを内容とする点で共通している。

(3)　「特定有害活動」（第３項）

ア　趣旨

本項は、次の２つの観点から、我が国にとって有害な活動のうち我が国の安全に影響を及ぼし得る程度のものを抽出し、「特定有害活動」として定義している。

①　特別秘密を取り扱う者の適性を評価する上で、当該活動との関係を把握する必要がある活動であること（第７条第２項第１号）

② 治安機関によって収集された当該活動に関する重要な情報を、公共の安全と秩序の維持に関する事項であって特別秘密の対象となり得るものとして別表に掲げる必要があること（別表第３号ロ）

イ 「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動」（第１号）

国内外の組織によるいわゆるテロ活動を意味する。本規定は、平成13年の米国同時多発テロを受けて創設された自衛隊の警護出動に関する規定（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第81条の２第１項）を参考としているが、警護出動が大規模テロを想定していることから「多数の人を殺傷し」と規定しているところ、本法においては、いわゆる要人テロを含む必要があることから、単に「人を殺傷し」としている。また、テロリズムは国際的な取組により撲滅することが必要な国際的脅威であり、その活動場所等の如何を問わず、テロリズムの存在は潜在的に我が国の安全を脅かすものである。

ウ 「外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの」（第２号）

いわゆる対日有害活動、すなわち外国が組織的に行う我が国にとって有害な活動のうち、その有害性の程度が特に高いものを類型的に各号列記するものである。

エ 「国及び国民の安全の維持のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動」（第２号イ）

いわゆる諜報活動のことであり、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制の平穏な状態を保つために保護すべき情報を、社会通念に照らして妥当とは認められない方法で収集する活動を意味する。本号の対象となる情報としては、主として政府の保有する情報で我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持の観点から保護すべきものが想定されるが、民間が保有する機微な情報でその漏えいが国及び国民の安全の維持に支障を与えるおそれがあるもの、例えば、大量破壊兵器関連の技術情報も含まれ得る。

オ 「大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動」（第２号ロ前段）

大量破壊兵器（核兵器、生物兵器及び化学兵器）及びその運搬手段としてのミサイル並びにこれらの関連物資の国際的な取引のうち、我が国を含む国際社会において定められた枠組みに反するものをいう。これらの物資の無秩序な拡散は、我が国を含む国際社会の平和と安全にとって脅威であることから、いくつかの国際的枠組みによってその国際的取引が制限されており、これらの制限に反する取引が行われないよう、国際的な協力の下、治安機関による監視等が行われている。

カ 「その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動」

（第２号ロ後段）

外国が組織的に行う我が国にとって有害な活動であって、「大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動」と同程度に、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制の平穏な状態を著しく害し、又は害するおそれのあるものを意味する。現時点においては、例えば、外国政府機関等による日本人の拉致が挙げられる。

(4)　「テロリズム防止等」（第４項）

ア　趣旨

本項では、公共の安全と秩序の維持に関する事項（別表第３号）についての特段の秘匿の必要性を規定する（第３条第１項第３号）ための概念として、「テロリズム防止等」を定義している。

イ　「テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であって、前項第一号に規定する行為が発生した事態その他これに類するものをいう。）による損害の発生又は拡大の防止」（第１号）

公共の安全と秩序の維持に関する事項について、その特段の秘匿の必要性を判断する基準の１つとして規定するものであり、別表第３号イ及びニに掲げる事項に対応するものである。

本号及び別表第３号イにおいては、いわゆるテロリズムを例示した上で、武力攻撃事態対処法第24条第１項の「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態」のうち、いわゆるテロリズムが発生した事態及びこれに類するものを規定している。「これに類するもの」としては、外形上テロリズムと同等な行為であるが、主義主張に基づくものではないためテロリズムに当たらない行為が発生した事態等が該当する。これらの緊急事態としては、同法第25条第１項に規定する緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの）が主として想定され、具体的には、以下に示す事態等が挙げられる。なお、大規模な自然災害や大規模な事故は、攻撃を目的とする行為により生じた事態ではないため、テロリズムが発生した事態に類するものには当たらない。

(ｱ)　危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃（原子力事業所、石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設、危険物積載船等への攻撃）、

(ｲ)　多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃（大規模集客施設、ターミナル駅等に対する攻撃）、

(ｳ)　多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃（放射性物質、生物剤、化学剤等による攻撃）、

(ｴ)　破壊の手段として交通機関を用いた攻撃（航空機等による多数の死傷者

を伴う自爆テロ）

ウ　「特定有害活動の抑止」（第２号）

公共の安全と秩序の維持に関する事項について、その特段の秘匿の必要性を判断する基準の１つとして規定するものであり、別表第３号ロ、ハ及びニに掲げる事項に対応するものである。

エ　第１号と第２号の関係

第１号は、突発的に発生するテロ等の緊急事態に着目し、適切な対処によりその被害の発生・拡大を防止すること、第２号は、テロ等の緊急事態を惹起する可能性のあるテロ組織や外国による有害な活動に着目し、当該活動に関する情報の収集等を通じてその抑止を図ることをそれぞれ主眼としているが、いずれも国及び国民の安全を確保する上で治安機関が担うべき役割であって不可欠なものである点で共通している。

第３条（特別秘密の指定）

１　趣旨

本条は、特別秘密の要件、指定の方法、複数の行政機関の共有に係る事項を指定する場合の調整などについて定めるものである。

２　内容

(1)　特別秘密の要件（第１項）

ア　「行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、…特別秘密として指定するものとする」

(ｱ)　指定の意味

本項は、特別秘密の要件として

①　別表各号該当性

②　非公知性

③　特段の秘匿の必要性

④　指定

を充足する必要があることを規定するものであり、本法による改正前の自衛隊法（以下「改正前自衛隊法」という。）第96条の２第１項と同様の規定である。

この点、②及び③の要件から明らかなように、特別秘密は、実質秘（「非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの」（最高裁昭和53年５月31日決定））の中から指定されるものである。実質秘は現行法上も国家公務員法（昭和22年法律第120号）等により保護され得るものであるが、本法は、実質秘の中から特段の秘匿の必要性があるものを厳格な保護措置や重い罰則で保護しようとするものであり、実質秘の中から特別秘密に該当するものを抽出・明確化するための手段として、指定という制度を導入するものである。

しかしながら、秘匿の必要性の判断に当たって③特段の必要性のみを基準とするのでは指定の裁量が大きく、何が特別秘密に該当するのかが不明確となってしまい、ひいては、特別秘密に係る罰則の構成要件該当性が必ずしも十分に明確にはならないことから、類型的に秘匿の必要性が高いと認められる事項を別表各号に列挙した上で①当該各号への該当性を要件に加えることにより、指定の裁量の幅を狭め、特別秘密の客観化を図っている（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」（以下「防秘解説」という。）４～５頁）。

(ｲ)　指定の主体

本法は第２条第１項に規定された行政機関の単位ごとに特別秘密の保護を行わせるものであり、まずは保護の対象を明確化するために、各行政機関の長に指定を行わせることとするものである。

なお、行政機関の中には、その任務・所掌事務の内容に鑑み、その意思決定を構成員の全会一致又は多数決にかからしめて判断の適正化を図る合議制の機関が存在する。具体的には、安全保障会議、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会、会計検査院が挙げられるが、特別秘密の指定に係る不適切な判断は我が国の安全の維持や国民の知る権利に悪影響を及ぼす可能性があり、指定に当たっては適正な判断が強く求められるため、本項は、合議制の行政機関については、特別秘密の指定に係る意思決定を当該行政機関自体に行わせることとするものである。

また、「前条第１項第４号及び第５号の政令で定める機関」としては、検察庁を第５号の機関として政令で規定することが想定されるところ、情報公開法等と同様、検察庁の種類ごとに検事総長、検事長又は検事正をその長とする旨政令で規定することが想定される。

イ　「当該行政機関についての…事項」

(ｱ)　特別秘密の指定の対象は、防衛秘密と同様、事項（事実、情報、知識その他の一定の内容の集合体たる無体物をいう。）であり、個々の文書、物件ではない。したがって、特別秘密の指定の効果は、個々の文書や物件にとどまるものではなく、客観的に同一性がある限り、事項を記録又は化体する媒体の異同にかかわらず、いわば無限に及ぶものである。すなわち、特別秘密の指定の対象たる事項は、句読点、助詞、助動詞その他の表現上の異同や、媒体、表現形式によって影響を受けるものではなく、ひとえに内容が同一であるか否かによって判断される。なぜなら、特別秘密の指定を受けた事項において、秘匿を要する本質は、その内容にあるのであって、その表現形式や媒体による影響を受けるものではないからである（防秘解説５頁）。

(ｲ)　そして、本法では各行政機関の長にその取り扱う事項についてのみ指定を行わせるため、指定の対象を「当該行政機関についての」事項と規定するものである。

ウ　「次の各号に掲げる事項」（「別表第一号に該当する事項」（第１号）、「別表第二号に該当する事項」（第２号）、「別表第三号に該当する事項」（第３号））

特別秘密の要件として、別表各号該当性を規定するものである。

本法は、第１条の解説で述べたとおり、我が国の防衛、外交、公共の安全と秩序の維持の３分野に関する事項のうち特に秘匿を要するものを特別秘密として保護しようとするものであるところ、上記ア(ｱ)のとおり、特別秘密

として保護すべき対象を明確化するために、これら３分野に関する事項のうち類型的に秘匿の必要性が高いと認められるものを別表各号に具体的かつ限定的に列挙した上で、当該各号への該当性を指定の要件とするものである。

エ　「公になっていないもの」

特別秘密の要件として、非公知性、つまり、不特定多数の人に知られていない状態であることを規定するものである。

「公になっていないもの」との概念は、公にされたか否かとは別個の概念と解すべきであり、例えば、特別秘密に該当する事項を壁新聞に掲載して公道の傍らの掲示板に掲示する行為は、特別秘密を公にした行為であるが、たまたま警察官がこれを早期に発見して撤去し、誰の目にも触れなかった場合には、当該事項は「公にされた」ものの、いまだ「公になっていないもの」として、非公知性の要件は失われないものと解される（防秘解説６頁）。

オ　「当該各号に定めるもの」（「その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第１号）、「その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第２号）、「その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第３号））

特別秘密の要件として、特段の秘匿の必要性を規定するものである。

上記ウのとおり、ある事項が別表各号該当性を充足すれば類型的に秘匿の必要性が認められ得るものの、特別秘密は単に秘匿の必要性があるだけでなく、秘匿の必要性が特に高いものであるため、さらに当該事項に係る個別具体的な秘匿の必要性として、特段の秘匿の必要性を要件とするものである。本項各号の規定の具体的意義は以下のとおりである。

(ｱ)　「その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第１号）

別表第１号には防衛に関する事項が掲げられているところ、本号は、これらの事項に係る特段の秘匿の必要性が「我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれ」の有無によって判断されるべきことを規定するものである。

この点、改正前自衛隊法第96条の２第１項においては、防衛秘密に係る特段の秘匿の必要性を「我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの」と規定しているが、これは、当該事項を秘匿しなければ我が国の防衛という自衛隊の任務の円滑な遂行に著しい支障を生じるおそれがあるものと解されている（防秘解説７頁）。本号は、このことを踏まえて規定ぶりをより具体的にしたものであり、実質的な変更を加えるものではない。

(ｲ)　「その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第２号）

別表第２号には、外交に関する事項のうち主として我が国の安全保障等

に関するものが掲げられているところ、本号は、これらの事項に係る特段の秘匿の必要性が「我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれ」の有無によって判断されるべきことを規定するものである。

(ｳ)　「その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第３号）

別表第３号には、公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち主として我が国におけるテロリズム防止等に関するものが掲げられているところ、本号は、これらの事項に係る特段の秘匿の必要性が「我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれ」の有無によって判断されるべきことを規定するものである。

(2)　指定の方法（第２項）

ア　「標記を付すこと」（第１号）・「通知すること」（第２号）

指定の要式行為として、標記又は通知を規定するものであり、改正前自衛隊法第96条の２第２項と同様の規定である。

本項は、同じ事項を含む文書、図画又は物件が複数ある場合、すべての文書等に標記を付与することを要する趣旨ではなく、１部の文書等に標記を付与すれば指定行為は完了し、当該指定の効力が他の文書等にも及び、また、特別秘密として指定されることとなる事項を知っている者全員に対して通知を要する趣旨ではなく、当該事項の取扱いに係る責任を有する一定の者あてに通知すれば指定行為は完了する（防秘解説12～13頁）。

なお、標記を付与されない文書等や通知を受けていない者については、改正前自衛隊法と同様、特別秘密の保護措置として表示や周知を行う仕組みを第14条の規定に基づいて政令で規定することが想定される。

イ　「政令で定めるところにより」（第１号・第２号）

標記や通知の手続を政令に委任するものであり、改正前自衛隊法と同様、標記や通知の方法を政令で規定することが想定される。

(3)　共有事項の指定に係る特定行政機関の長との協議（第３項）

ア　本法では各行政機関の長にその保有に係る事項につき指定を行わせることとするため、複数の行政機関の共有に係る事項を特別秘密に指定しようとする場合、指定を行い得る行政機関の長が複数存在することになる。この場合において、各行政機関の長による指定の効果が当該行政機関にしか及ばないとすることは、我が国の安全の維持にとって重要な秘密であり、統一的な取扱いが求められる特別秘密の性格に照らして相当ではなく、当該指定の効果は当該事項に係る情報を共有するすべての行政機関（以下「共有行政機関」という。）に及ぶこととすべきである。

このように、複数の行政機関の共有に係る事項については、指定を行い得

る行政機関の長が複数存在し、かつ、指定の効果が他の共有行政機関にも及ぶこととすることを前提にすると、指定は共有行政機関間の調整を経て行われるべきであり、本項はその調整の仕組みについて規定するものである。

イ　「他の行政機関との共有に係る事項」（以下「共有事項」という。）が生じる場合としては、①ある行政機関が他の行政機関から情報の提供を受けた場合、②複数の行政機関が同一の情報源（主に外国が想定される。）から同一の機会に情報の提供を受けた場合が考えられる。

この点、③複数の行政機関が異なる情報源から同じ内容の情報の提供を受けた場合については、情報源が異なれば情報の確度、信憑性、意義、重要性その他の要素が異なるものであり、同じ内容であってもその秘密としての位置付けは異なると言わざるを得ず（防衛庁防衛局調査課「自衛隊法の一部を改正する法律案に係る論点資料集」12頁）、また、④複数の行政機関が同一の情報源から時期を異にして同じ内容の情報の提供を受けた場合についても、時期を異にすればやはり情報の確度、信憑性、意義、重要性その他の要素が異なるものであり、同じ内容であってもその秘密としての位置付けは異なると解されるため、いずれも共有事項が生じる場合には当たらない。

ウ　ある行政機関が共有事項を特別秘密に指定しようとする場合、特定行政機関の意見を踏まえた調整の在り方としては、①指定を行おうとする機関は、特定行政機関に意見を聴取し、それを踏まえてもなお要件を充足すると判断すれば、特定行政機関内に異論があっても指定できるとする考え方と、②指定を行おうとする機関は、特定行政機関に協議を行い、その結果、要件充足性に異論を唱える機関があれば指定できないとする考え方があり得る。この点、秘匿の必要性をより厳格に解する観点からは、国の行政機関内部においてすら意見が対立するような場合でも指定を可能とする①よりも、②の方が政策的に妥当であると考えられる。

そこで、本項は、共有事項について指定を行おうとする行政機関の長に対し、特定行政機関の長への協議を義務付けるものである。この点、指定に伴い、各特定行政機関においては厳格な管理措置をとる必要があり、その準備に時間を要するため、指定の要件充足性のほか、指定を行う時期についても協議の対象となると考えられる。

(4)　特定行政機関の長に対する指定の通知（第４項）

上記(3)の協議が整えば指定を行うこととなるところ、本項は、指定の効果が特定行政機関にも及ぶようにするために、指定を行った行政機関の長に対し、指定後直ちに特定行政機関の長に通知することを義務付けるものである。

(5)　警察共有事項の指定に係る警察庁長官から警察本部長に対する通知（第５項）

都道府県警察は、本法の行政機関ではないものの特別秘密に該当し得る機微

な情報を警察庁と共有する
ことが想定されるため、特別秘密の保護の観点からは、必要に応じて指定の効果を都道府県警察にも及ぼして厳格な管理措置がとられるようにする必要がある。他方で、都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は指定の主体ではないことから、警察庁長官を通じて関係都道府県警察に指定の効果を及ばせる必要があることを踏まえ、本項は、警察庁長官に対し、都道府県警察との共有に係る事項について自ら指定をしたとき、又は他の行政機関の長から当該事項について指定をした旨の通知を受けたときは、指定が行われた旨を当該警察本部長に通知することを義務付けるものである。

第４条（指定の有効期間及び解除）

１　趣旨

本条は、指定を行った行政機関の長に対し、指定の要件充足性を欠くに至った場合に解除により速やかに指定の外形を除去する義務を課すとともに、解除を補完するための制度として指定の有効期間について規定するものである。

２　内容

(1)　指定の有効期間（第１項）

ア　「行政機関の長は、…その有効期間を定めるものとする」

①別表各号該当性、②非公知性、③特段の秘匿の必要性という特別秘密指定の３要件のうち、②及び③については指定後に要件充足性を欠くに至ることが考えられる。そして、指定の解除は要件欠缺を行政機関の長が認識することで実施されるところ、③については、当該特別秘密を取り巻く諸情勢を踏まえた専門的・技術的判断を要するものであり、一見明白なものとは考えられないことから、特段の秘匿の必要性が消滅するに至ったという認識が遅れる可能性がある。特に、指定後の利用頻度が低い特別秘密については、厳重な管理の下で保管された状態が継続することが想定され、特段の秘匿の必要性が消滅したことが直ちには認識されない可能性が相対的に高くなると考えられる。

そこで、本項は、指定に有効期間を設け、行政機関の長においてその期間経過時に要件充足性を確認させるようにすることで、解除が遅れた場合における無用な指定の排除を制度的に担保するものである。

イ　「当該指定の日から起算して５年を超えない範囲内で」

有効期間は、指定に係る事項ごとにあるべき期間の長短が様々であるため、上限の範囲内で必要な期間を定めることとするのが適当と考えられる。そして、上限については、上記アのとおり指定の有効期間を設ける趣旨は当該指定に係る特別秘密を取り巻く諸情勢の変化を定期的に確認することにあるところ、現行法上、政府が定めた事柄について情勢の変化を勘案して一定の期間ごとの見直しを義務付ける規定として、当該期間をおおむね５年とする例が最も多いことが参考になる。

そこで、「当該指定の日から５年を超えない範囲内で」有効期間を定めるものとする。

(2)　指定の有効期間の延長（第２項）

ア　「行政機関の長は、…有効期間を延長するものとする」

本項は、有効期間経過時に要件充足性を確認した結果、なお要件充足性が認められた場合に、当該指定の有効期間を延長することにより当該指定を維

持させるものである。

この点、指定に係る事項が一定期間の経過によりその秘匿の必要性を相当程度失う場合も想定されることに着目し、延長回数や通算有効期間に制限を設けることも考えられる。しかしながら、特段の秘匿の必要性を欠くに至るまでの期間の長短は事項によって様々であり、延長回数や通算有効期間に一律に制限を設けることは困難であると考えられる。

イ　「政令で定めるところにより」

延長の手続を政令に委任するものであり、延長の通知を政令で規定することが想定される。

(3)　指定の解除（第３項）

ア　「行政機関の長は、…指定を解除しなければならない」

指定後に上記②又は③の要件充足性を欠くに至った場合、実質秘性が失われ、何らの措置を待つまでもなく当然に指定の効力は消滅することになる。しかしながら、仮に効力消滅後も外形上指定が継続した場合、必要以上に秘匿されることとなり、国民の知る権利との関係で問題が生じ、ひいては本法制に対する国民の信頼が損なわれるおそれがある。そこで、本項は、指定を行った行政機関の長に対し、指定の要件充足性を欠くに至った場合に解除により速やかに指定の外形を除去する義務を課すものである。

なお、改正前自衛隊法には、防衛秘密の指定の解除制度は設けられていないが、指定の要件を欠くに至ったときは速やかに標記の抹消等の措置を講ずることとされており（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第113条の12）、実質的には解除と同等の制度が設けられている。

イ　「政令で定めるところにより」

解除の手続を政令に委任するものであり、解除の通知を政令で規定することが想定される。

(4)　指定の要件欠缺に係る指定を行った行政機関の長に対する通知（第４項）

ア　複数の行政機関が特別秘密を共有する場合においても、指定の要件充足性を欠くに至ったときに解除義務を負うのは指定を行った行政機関の長である（第３項）。

しかしながら、指定を行った行政機関の長よりも先に他の行政機関の長がその要件充足性が失われたことを認知する場合もあり得ると考えられるため、本項は、適切な解除に資するよう、行政機関の長が他の行政機関の長が指定した事項について指定の要件充足性を欠くに至ったと思料するときには、その旨を指定を行った行政機関の長に速やかに通知する義務を負わせるものである。

イ　なお、複数の行政機関が特別秘密を共有する場合における解除の調整につ

いては、本項に規定するほか、第15条の規定に基づいて政令に規定する予定である。

第５条（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

１　趣旨

改正前自衛隊法第96条の２第３項は、防衛大臣が他の行政機関の職員又は契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件及び手続について規定している。これは、「守秘義務によって守られる公益と秘密を開示することによって得られる公益を比較衡量し、後者の公益の方が大きい場合には秘密を開示しても漏えいには当たらないとする考え方がある」ところ、「防衛秘密は、これを保護する公益が極めて高いことから、漏えいの危険性をも勘案した場合、比較衡量によって、反復・継続して防衛秘密を取り扱う者（これらの者については、反復・継続して防衛秘密を取り扱うため、漏えいの危険性がより高まることとなる。）に防衛秘密をわたすことができなくなり、かえって、防衛省・自衛隊の任務遂行上に支障を来すおそれがある」ことから、「『自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、』国の行政機関や契約業者に限定して、秘密保全上の観点から罰則の対象とすることとしつつ、防衛秘密を取り扱わせることを可能とし」、「同時に、この規定によらずに自衛隊以外の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることを禁止したものである」（防秘解説54～55頁）。

本条は、防衛秘密と特別秘密の差異も踏まえつつ、改正前自衛隊法の上記規定を参考にして、行政機関の長が当該行政機関外の者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件及び手続について規定するものである。

２　内容

(1)　他の行政機関における特別秘密の取扱いの業務（第１項）

ア　「当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り」

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件として、事務遂行上の特段の必要性を規定するものである。

この点、改正前自衛隊法第96条の２第３項においては「自衛隊の任務遂行上」の特段の必要性を要件としているが、本法においては、各行政機関の長が特別秘密の指定の主体であり、当該特別秘密を最も必要とする行政機関が指定を行った行政機関以外の行政機関である場合も想定されることを踏まえ、「当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上」の特段の必要性を要件とした。

イ　「政令で定めるところにより」

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の手続を政令に委任するものである。

この点、改正前自衛隊法においては、保護措置に関する協議の手続を政令

で規定しており、本法も同様の手続を政令で規定することが考えられる。ただし、改正前自衛隊法には、防衛省以外の行政機関に防衛秘密の保護措置を義務付ける規定がないのに対し、本法においては、本法及び第14条の規定に基づく政令による特別秘密の保護措置をすべての行政機関に義務付けていることから、政令で手続を規定するに当たっては、このような差異を踏まえた検討が必要であると考えられる。

ウ　「他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者」

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件として、当該職員が「別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者」であることを規定するものである。

この点、改正前自衛隊法第96条の２第３項においては、当該職員が「防衛に関連する職務に従事する者」であることを要件としているが、本法においては、防衛に関する事項以外の事項も特別秘密となり得る事項として別表に掲げることとしたため、当該職員が「別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者」であることを要件とした。

エ　「特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる」

「特別秘密の取扱い」とは、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務をいい、「業務」とは、人が社会生活上の地位に基づき反復継続して行う事務をいう。したがって、「特別秘密の取扱いの業務」とは、社会生活上の地位に基づき、反復継続して、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務を行うことをいう（防秘解説55頁）。

「行わせる」とは、改正前自衛隊法第96条の２第３項と同様、許容の意味であり、使役の意味ではない。

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる具体例としては、防衛省が防衛秘密に該当する事項を他省庁に提供する場合のほか、内閣官房が情報収集衛星を用いて収集した画像情報を他省庁に提供する場合、外務省が外交ルートで入手した情報を他省庁に提供する場合等が想定される。

なお、他の行政機関の職員に取扱いの業務を行わせる特段の必要性が認められる特別秘密は、当該職員が従事する職務に関連するものに限られるため、「特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）」と規定している。

(2)　都道府県警察における特別秘密の取扱いの業務（第２項）

ア　「警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り」

本法の特別秘密には、公共の安全と秩序の維持に関する事項（別表第３号）

を含むこととしたため、都道府県警察の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる必要が生じるところ、その要件として事務遂行上の特段の必要性を規定するものである。

この点、警察庁長官は警察庁の所掌事務について都道府県警察に対する指揮監督権を有しており（警察法（昭和29年法律第162号）第16条第２項）、指揮監督権の行使のために特別秘密の取扱いの業務を行わせることが必要な場合も想定されるところ、指揮監督その他の警察庁の所掌事務遂行上の必要性があれば「特段の必要」は認められるのであり、本項は警察法に基づく警察庁の権限を制約するものではない。ただし、そのような必要性がなければ「特段の必要」は認められず、したがって、参考通知といった程度の必要性で都道府県警察に特別秘密の取扱いの業務を行わせることはできない。

イ　「警察庁長官の定めるところにより」

特別秘密の秘匿性に鑑みると、都道府県警察の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合にも一定の手続によることが求められるところ、警察法に基づく警察庁と都道府県警察の関係に鑑み、当該手続を政令で定めるのではなく警察庁長官が定めることとするものである。

ウ　「警察庁長官は、…都道府県警察の職員のうち別表第３号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる」

「行わせる」とは、上記(1)エのとおり許容の意味であり、警察庁長官の都道府県警察の職員に対する指揮監督権限を規定するものではない。

(3)　契約業者における特別秘密の取扱いの業務（第３項）

ア　「当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り」

本法の特別秘密についても、防衛秘密と同様、行政機関の職務遂行上契約業者に取扱いの業務を行わせる必要があるところ、本項は、その場合の要件として事務遂行上の特段の必要性を規定するものであり、改正前自衛隊法第96条の２第３項と同様の規定である。「特段の必要がある場合」とは、特別秘密を提供しなければ当該行政機関の所掌事務の遂行が立ち行かないような、いわば非代替性が認められる場合であり、印刷や製本のように、当該行政機関で行うことが可能である場合は、「特段の必要」がないということになる（防秘解説54頁）。

イ　「政令で定めるところにより」

契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の手続を政令に委任するものであり、改正前自衛隊法と同様、保護措置に関する契約の手続を政令で規定することが想定される。

第６条（特別秘密の取扱者等）

１　趣旨

特別秘密の漏えいを防止するためには、特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底する必要がある。その手法の一つとして本法に規定しているものが、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがないと認められた職員以外の職員をその取扱者からあらかじめ除外する「適性評価制度」である。

本条は、我が国の安全の維持にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全を確保する見地から、特別秘密の取扱者について社会通念上妥当な限界を定めようとするものであり、具体的には、特別秘密の取扱いは、適性評価によって、その適性を有すると認められた職員又はその適性を有すると仮に認められた職員が行うものとする旨及びその例外となる場合を定めている。

２　内容

(1)　第１項について

第１項は、行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者を、

ア　第７条の規定により特別秘密を取り扱う適性を有すると認められた当該行政機関の職員（第１号）

イ　第８条の規定により特別秘密を取り扱う適性を有すると仮に認められた当該行政機関の職員（第２号）

とする原則について規定している。

そして、アに掲げる職員にあっては、当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。）をした日から５年を経過していない者に限ることとする。これは、

・　ひとたび適性を有すると認められた職員であっても、時間の経過とともに状況は変化することから、一定時間の経過後には、特別秘密を取り扱うことが適当ではなくなっていることも考えられるため、１回の適性評価によって特別秘密を取り扱うことができる期間を制限する必要があること。

・　諸外国で行われている最も秘匿性の高いレベルの秘密情報の取扱者に係る適性評価においては、総じて概ね５年以内に何らかの適性の見直しを行っているところ、我が国の秘密保護制度にもこれらの諸外国の制度と遜色ない信頼性が必要であること。

を考慮したためである。

また、イに掲げる職員にあっては、当該行政機関の長が適性を有すると仮に認めた旨の通知をした日から３月を経過していない者に限ることとする。これは、

・　調査がすべて終了していない段階での適性の評価に基づいて特別秘密の取扱いを続けることは漏えいのおそれを高めることになるため、適性を有する

と仮に認めた者が特別秘密を取り扱うことができる期間は、適性を有すると仮に認めようとした時点では調査が終了していない事項についての調査に要する期間を踏まえ必要最小限度とする必要があること。

・　調査が終了していない事項についての調査に当たっては、評価対象者の知人その他の関係者への質問、信用状態の照会、医師その他の専門家への照会を行う必要がある場合があり、これに３月程度の期間を要することも考えられること。

を考慮したためである。

ただし、３月を経過していなくとも、その間に行政機関の長が通常の適性評価の結果を通知したときは、特別秘密を取り扱うことができる者かどうかを第１号に照らして判断することが適当と考えられることから、要件の中から当該通知をした場合を除くこととしたものである。

(2)　第２項について

特別秘密の漏えいの防止を徹底する観点からは、特別秘密を取り扱う者全てを対象として適性評価を実施することが原則となる。しかし、適性評価をもって漏えいを根絶できるものではないことや、仮に適性評価を経ていない職員でも特別秘密を漏らした場合に罰則が適用されることに鑑みると、前述の原則を適用することが適当ではないと考えられる場合がある。そこで、こうした例外的な場合を４つ掲げることとする。

第一に、当該行政機関の長が特別秘密を取り扱う場合である（第１号）。

行政機関の長には、国務大臣をもって充てられる場合のほか国務大臣以外の特別職又は一般職の国家公務員をもって充てられる場合（内閣法制局長官、宮内庁長官、警察庁長官、検事総長等）がある。いずれの場合であっても、およそ行政機関の長については、行政権の行使等について一定の法的権限を付与されており、その職責が重大であることに鑑み、これに応えることができるだけの自己管理能力、職務遂行能力及び豊富な経験を有すると認められた者が任命されている。また、その職責に堪えられない事由があればその職を解かれることが合理的に期待されるので、特別秘密を取り扱う適性の有無の判断について適性評価制度に依るまでもない職であると考えられる。本法において、特別秘密の保護を行うために必要な措置を行政機関の長の責任において講ずることとする制度設計としているのもこのような考え方に基づくものである。このため、行政機関の長を適性評価の対象とする必要はないと考えられる。

なお、本法では、国家公安委員会、人事院のように合議制の行政機関にあっては、行政機関の長は当該行政機関とすることとしているところ（第３条第１項）、その行政機関を組織する者は本号に該当する。

第二に、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官その他その職の任命の方法その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当で

ない職を占める者が特別秘密を取り扱う場合である（第２号）。

国務大臣は、内閣総理大臣により任命され、内閣総理大臣と共に内閣を組織して行政権の行使について連帯して責任を負うこととされているため、内閣総理大臣は自身の職責を具体的に果たす上で適任だと考えた者を国務大臣として任命する。ここで、本法の適性評価によって国務大臣が特別秘密を取り扱うことができないこととなれば、当該国務大臣は職務の一部を遂行することができず、任命した内閣総理大臣も内閣の首長として行政権を行使するという職責を十全に果たせなくなる。これは内閣に行政権を行使する権限を与えている憲法の趣旨を没却することになりかねない。このため国務大臣の職を占める者を適性評価の対象とすることは適当ではないと考えられる。

また、内閣総理大臣を首長とする内閣がその職責を具体的に果たしていく上で、各府省等において国務大臣に準ずる責任を有し、内閣と一体となって行政権の行使に当たると考えられる内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官といった職を占める者についても適性評価の対象としないこととする。

なお、「その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職」としては、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職を政令で定めることを想定している。

第三に、特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であって、行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員について第７条第２項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置（以下「確認措置」という。）を講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を２月を超えない範囲内において取り扱う場合である（第３号）。

特別秘密を取り扱う事務を行うことが抽象的に排除できないからといって、特別秘密を実際に取り扱う具体的な時期等を予想することが困難な場合にまで前述の適性評価の原則を機械的に当てはめることは行政機関にとって過度の負担になる。

実際に取り扱う具体的な時期等を予想することが困難な場合の特別秘密の取扱いは、特別秘密の取扱いを必要とする事務を偶発的に行うことにより発生するのであって、その中には、当該事務の遂行に係るごく限られた範囲の特別秘密を短期的に取り扱う場合もあるところ、こうしたいわば簡素な取扱いのみを行う職員は、他の職員に比して特別秘密を漏らすおそれが低いと考えられる。したがって、こうした職員については、行政機関の長が、適性評価よりも簡易な方法、即ち、特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある典型的な事実であって特に重視すべきものが存在しないことを質問によって確認する方法により、属人的な漏えいのリスクを一定程度排除した上で期間を限定して特別秘密を取り扱わせることにも合理性があり、適性評価制度の趣旨を没却することにはな

らないと考えられる。

「特別秘密を取り扱うことが必要となる事務で偶発的に行うもの」に該当する事務としては、特別秘密の漏えい等の特別秘密に係る犯罪の捜査が挙げられるほか、予算編成や会計検査といった事務も当該事務に該当し得ると解される。ただし、予算編成や会計検査といった事務のうち防衛省等を対象とするものは、その遂行の方法の如何によっては特別秘密の取扱いを反復・継続することになる余地もあり、その場合にはこれらの事務が「特別秘密を取り扱うことが必要となる事務で偶発的に行うもの」とは評価できない点に留意する必要がある。

確認措置を講ずるに当たり、対象としようとする職員の明示的な同意に係らしめることとしたのは、確認措置が適性評価に準じる制度であることに鑑み、当該職員の個人情報の保護に配慮し、及び当該職員の理解を得て制度を円滑に運営することを制度的に担保するためである。

「特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合」としたのは、特別秘密を簡素に取り扱う事務として想定されるものについて、その遂行に区切りを付けるためには、ほとんどの場合、２月の期間があれば足りると考えられるためである。

なお、「質問」は、対象となる職員に質問票に記載、提出させ、及び必要に応じて口頭で質問することにより行うことを想定している。

第四に、当該行政機関の職員のうち、法令の規定により他の行政機関の職員をもって充てることとされているものであって、第１項及びこの項（第４号を除く。）の規定により当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うことができるものが当該行政機関において特別秘密を取り扱う場合である（第４号）。

行政機関の職員の中には、法令の規定により他の行政機関の職員をもって充てることとされているものがある。具体的には、安全保障会議に置かれる事態対処専門委員会の委員等がこれに該当するが、こうした任命の形態は、ある行政機関の事務の遂行に当たって他の行政機関との連携を制度的に担保する必要があるために採られると考えられる。

したがって、当該行政機関における当該職員の特別秘密の取扱いは当該他の行政機関における特別秘密の取扱いという性格を併せ有していると考えることができるところ、当該職員が当該他の行政機関において適性を有すると認められた職員その他の当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者であるときにまで、当該職員に対して当該行政機関の長が重ねて適性評価を実施する必要性は乏しいと考えられる。

(3)　第３項について

第３項は、都道府県警察において特別秘密を取り扱うことができる者の原則及びその例外となる場合について、行政機関に係る規定を準用する旨を定めている。

都道府県警察は、国ではなく都道府県に属するが、第５条第２項の規定によ

り別表第３号（公共の安全と秩序の維持関係）に関連する職務に従事する職員が特別秘密の取扱いの業務を行うほか、特別秘密に係る犯罪の捜査に従事する職員が特別秘密を取り扱うことが想定される。

特別秘密の漏えいを防止するために特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底する必要がある点において、都道府県警察の職員も行政機関の職員と異ならないため、行政機関における特別秘密の取扱いについて規定した第１項及び第２項（第２号及び第４号を除く。）の規定を都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用することとしたものである。

(4)　第４項について

第４項は、行政機関の長が第５条第３項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、行政機関の職員に準じる方法により適性を有すると認められた契約業者の役職員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。）が特別秘密を取り扱うべき旨の条件を付するものとする旨を定めるものである。

特別秘密の漏えいを防止するために特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底する必要がある点において、契約業者の役職員等も行政機関の職員と異ならない。また、本法では、行政機関の長が、直接役職員等にではなく契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる仕組みとしている。

これらを踏まえると、契約業者における特別秘密の取扱者は、

・　適性を有すると認められた者であって、行政機関の長が適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。）を契約業者に対してした日から５年を経過していないもの
・　適性を有すると仮に認められた者であって、行政機関の長が適性を有すると仮に認めた旨の通知を契約業者に対してした日から３月を経過していないもの

のいずれかである必要がある。

これを担保するに当たっては、

・　行政機関や都道府県警察はその固有の任務及び所掌事務を遂行する上で特別秘密を取り扱うことから、本法では特別秘密の保護のための措置を講ずる主体として位置付けられているのに対し、契約業者については行政機関との契約に基づいて特別秘密に触れるのみであること。
・　契約業者に対しては行政機関の指揮監督権は及ばないこと。

から、行政機関と契約業者との間で結ばれる契約に条件を付すという形式によることとするものである。

第７条（行政機関の職員に係る適性評価）

１　趣旨

本条は、行政機関の職員に係る適性評価の実施権者、対象者、適性の評価の方法、調査事項、手続等を定めるものである。

２　内容

(1)　第１項について

ア　第１項は、第一に、行政機関における適性評価の実施権者（特別秘密を取り扱う適性を有するかどうかを判断する者をいう。）が、当該行政機関の長である旨を定めている。これは、以下の理由による。

・　我が国の安全の維持にとって重要な秘密情報として国が特別秘密に指定したものを厳重な管理に服せしめるのは国の責務と考えられることから、実施権者は、原則として国の行政機関に属する者をもって充てる必要があるため。

・　本法は第２条第１項に規定された行政機関の単位ごとに特別秘密の保護を行わせるものであるところ、適性評価についても当該保護の一環として行政機関ごとにその長の責任において実施することが適当と考えられるため。

イ　第１項は、第二に、適性評価の対象となり得る者として以下の３つを定めている。

(ｱ)　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者（第１号）

第１号に掲げる者には、行政機関の職員である者のほか、当該機関に任用（転任、採用を含む。）される前の者が含まれる。これは、その時点においてはある行政機関の職員でない者であっても、当該行政機関に任用され、速やかに特別秘密を取り扱う事務に従事する必要性が具体的に認められる場合が実務上あり得るためである。

また、「特別秘密を取り扱うことが見込まれる」とは、直ちに取り扱うべき個別具体の必要性が生じている状況のほか、職員が配置されたポストにおけるこれまでの取扱いの実態その他の事情に照らして、取扱いの蓋然性が認められる状況も含まれる。

(ｲ)　当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。）をした日から４年６月を経過した者であって、当該通知の日から５年を経過した後も特別秘密を取り扱うことが見込まれるもの（第２号）

ひとたび適性を有すると認められた職員であっても、時間の経過とともに状況が変化し、特別秘密を取り扱うことが適当でなくなっていることも

考えられる。そこで、行政機関の長が適性を有すると認めた旨の直近の通知をした日から５年を経過した後も特別秘密の取扱いが引き続き見込まれる者には５年を経過する前に改めて適性の見直しを行うこととする。

適性評価を改めて実施する時期を当該通知の日から４年６月を経過した時点以降とするのは、第６条第１項第１号に掲げる要件に該当しなくなるまで６月間の期間を確保すれば、行政機関の長が適性評価を５年を超える前に終了することができると考えられるためである。

(ｳ) 当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。）をした日から５年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの（第３号）

第３号に掲げる者は、ひとたび適性を有すると認められた職員である点において第２号に掲げる者と同様であるが、適性を有すると認めた旨の直近の通知をした後に、適性を有すると認めた判断に影響を与える可能性がある事情が生じている点において、第２号に掲げる者とは状況が異なるものである。

第３号に該当する者としては、例えば、

・ 特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情を行政機関の長が把握した者
・ 適性評価に係る調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものに重大な変化（婚姻等）があった者

が考えられる。

ウ 第１項は、第三に、適性を評価する観点を定めている。適性を有するかどうかの評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）が特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から実施することとするものである。

(2) 第２項について

第２項は、行政機関の長が適性評価を実施する場合に、評価対象者本人について調査を実施すべき事項及び当該事項に係る調査の結果に基づいて評価を実施すべき旨を定めている。

・ 特定有害活動との関係に関する事項
・ 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
・ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
・ 薬物の濫用及び影響に関する事項
・ 精神疾患に関する事項

・　飲酒についての節度に関する事項
・　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

これらの事項について、評価対象者が特別秘密を漏らすおそれがあるかどうかの観点から評価する上で参考にする必要がある理由は、それぞれ以下のとおりである。

ア　特定有害活動との関係に関する事項（第１号）

特定有害活動を自ら行ったり、特定有害活動を行う団体や個人を支援したりする者にとっては、特別秘密を取得することが当該活動の目的の実現に寄与するため、当該活動とこのような関わりがある者には特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

イ　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項（第２号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、犯罪又は懲戒の経歴があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

ウ　情報の取扱いに関する非違の経歴に関する事項（第３号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、適切な注意を払って実行する必要がある。この点、評価対象者の秘密情報の取扱いに関する各種の規範の遵守状況は、評価対象者の情報保護に対する意識及び注意力の有無を直接的に表しており、例えば、

・　適正な手続によらず秘密情報を複製すること。
・　認められていない記録媒体に秘密情報を保存すること。
・　秘密情報を示唆する内容をブログ、電子掲示板その他のウェブサイトに掲載し、又は投稿すること。

といった行動が見受けられる者には、犯罪や懲戒に至らなくとも、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

エ　薬物の濫用及び影響に関する事項（第４号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、処方された薬物を医師の指示に従わずに服用する場合には、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないこと、医師の指示に従った適切な服用であったとしても眠気、ふらつき等の薬理効果が発生する場合には、自己を律して行動する能力が低

下するかもしれないことをそれぞれ示唆していることから、このような薬物の濫用及び影響が継続的に見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

オ　精神疾患に関する事項（第５号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、精神疾患により意識の混濁・喪失等が生じたり、薬物依存症・アルコール依存症の症状が見られたりするという事実は、自己を律して行動する能力が十分でない状態に陥るかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

カ　飲酒についての節度に関する事項（第６号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、飲酒により、繰り返し、けんか等の対人トラブルを起こす、文書・物件を紛失する、意識の混濁・喪失状態に陥るなどの問題を起こしているという事実は、評価対象者の自己を律して行動する能力が十分でないかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれが存在すると評価し得ると考えられる。

キ　信用状態その他の経済的な状況に関する事項（第７号）

過去の自発的な情報漏えい事案には、経済的な事情を動機とするものがあったことに鑑みると、住宅や車両の購入といった一般的な目的とは異なる目的で多額の債務を抱えている者には、自発的に特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

また、自己の資力に照らし不相応な金銭消費が見受けられることは、外国情報機関等への情報提供の見返り等として金銭を接受しているかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした行動が見受けられる者も同様に、自発的に特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

さらに、特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要があるが、額の多少に関わらず、金銭債務の不履行があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことや、自己を律して行動できないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

(3)　第３項について

第３項は、行政機関の長が適性評価を実施する場合に、第２項に掲げる７つの事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについても調査を実施すべき旨を定めている。

これは、当該７つの調査事項と評価対象者本人との関係を明らかにするための端緒となり得る事項について調査を実施することによって漏えいのおそれと結び付く可能性がある事項が見つかった者に対しては、そうではない者に対してよりも慎重に調査を実施する必要があるためである。

政令で定める調査事項及びその理由としては、例えば「特定有害活動との関係に関する事項」に関して、以下のものが考えられる。

ア　学歴及び職歴に関する事項

評価対象者が、外国にある学校又は国内の外国人学校で教育を受けた経歴や、特定有害活動と関係が深い企業、外国軍隊や外国政府に勤務した経歴を有する場合には、外国人等と接触する機会を通じて外国情報機関等から特定有害活動に関与するよう働き掛けを受けていることがあり得ると考えられるため。

イ　国外に保有する資産、国外への渡航の経歴その他の国外との関連を有する事情に関する事項

評価対象者が外国での投資及び不動産の所有といった経済的な利益を有している場合には、外国情報機関等が、これらの利益を脅かすことによって当該評価対象者の意思を抑圧し、情報漏えいを実行させることが考えられることから、こうした脅しの標的になっていることがあり得ると考えられるため。

また、外国に頻繁に渡航している場合、外国政府から給付・援助を受けたことがある場合、外国人との親密な交際関係がある場合等には、外国情報機関等から情報提供の働き掛けを受けていることがあり得ると考えられるため。

ウ　配偶者、家族及び同居人（配偶者及び家族を除く。）の氏名、生年月日及び住所並びに国籍に関する事項

評価対象者の配偶者や家族、同居人といった者に外国籍の者や帰化歴がある者がいる場合には、これらの者が当該評価対象者と密接な関係にあることを利用して、当該外国や原籍国の情報機関等が当該評価対象者に特定有害活動への関与の働き掛けを行うことがあり得ると考えられるため。

これまで述べた調査事項の中には、職業や国籍といった社会的身分に関する項目が含まれるところ、特定の社会的身分にあることによって特別秘密の取扱いの可否を分けるのであれば、社会的身分等により政治的、経済的又は社会的関係において差別されないこと（法の下の平等）を要請する憲法に違反するのではないかとの指摘が有り得るところである。

この点、適性評価制度では、特定の社会的身分にあることをもってではなく、

評価対象者の具体的な行動その他の状況に照らして適性を評価することから、法の下の平等に違反しないと考えられる。

また、適性評価においては、上記のとおり、内心の領域にある信条、思想・良心や信仰そのものを調査事項とはしていないため、信条により差別されることはないことからも法の下の平等に違反しないとともに、内心を告白させることがないことから憲法が要請する思想・良心の自由及び信教の自由を侵害しないと考えられる。

(4) 第４項について

第４項は、適性評価の実施に当たって対象としようとする者の同意を得ることとする旨及び同意に当たって告知すべき事項として、

・ 第２項各号に掲げる事項及び第３項の政令で定める事項について調査を実施する旨
・ 本人や関係者に質問し、本人に資料の提出を求め、及び公務所又は公私の団体に照会して報告を求めることがある旨
・ 第１項第３号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

を定めるものである。

適性評価の実効性を確保する上で実施権者が取得する必要がある評価対象者の個人情報には、人事管理のために通常保有しているものに限らず、精神疾患や信用状態その他の経済的な状況に関することといったプライバシーに深く関わるものも含まれる。そこで、適性評価制度が、評価対象者の責めに帰すべき個別具体的な職務上の義務違反や非行等がないにもかかわらず、行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを契機として評価対象者が把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても実施権者が取得する必要がある制度であることに鑑み、評価対象者の個人情報の保護に配慮し、及び評価対象者の理解を得て制度を円滑に運営するための仕組みとして、適性評価の実施を評価対象者の明示的な同意に係らしめることとするものである。

以下、告知すべき事項ごとに、その趣旨を考察する。

ア 第２項各号に掲げる事項及び第３項の政令で定める事項について調査を実施すること（第１号）。

同意を取得することとした理由に鑑みると、同意を有意なものとするためには、実施権者が本法に規定する範囲で個人情報を取得し（評価対象者本人が提供するもの及び関係者への質問や公務所又は公私の団体から報告によるものを含む。）、これに基づいて適性の評価がなされることを対象としようとする者が認識した上で同意がなされる必要があると考えられる。

イ 本人や関係者に質問し、及び公務所又は公私の団体に照会して報告を求め

ることがあること（第２号）。

法制上は、照会権限を法定することによって行政機関の長が評価対象者の個人情報を取得することも可能であると考えられる。

しかし、評価対象者が認識していないままに、実施権者が関係者に質問し、若しくは公務所又は公私の団体に照会して個人情報を取得することとならないような仕組みが法制上担保されていなければ、個人情報の保護への配慮が適切になされているとは言い難く、また、実態的にも質問を受けた関係者や照会を受けた公務所又は公私の団体がこれに応じることをためらうことが見込まれ、適性評価の実効性が確保できなくなるおそれがあると考えられる。

ウ　評価対象者に資料の提出を求めることがあること（第２号）。

評価対象者が認識していないまま実施権者が評価対象者に資料の提出を求めることとならない仕組みが法制上担保されていなければ、評価対象者の理解を得て制度を円滑に運営するための配慮が適切になされているとは言い難く、適性評価の実効性を確保できなくなるおそれがあると考えられる。

エ　第１項第３号に該当する者として適性評価を実施しようとすること（第３号）

第１項第３号に該当する者は、改めて適性評価を実施することに同意しなかった場合には第８項の規定によりその時点で特別秘密を取り扱うことができなくなる点において、これに同意しなかった場合でも適性を有すると認めた旨の直近の通知をした日から５年を経過するまで特別秘密を取り扱うことができる第１項第２号に該当する者とは法的効果が異なる。

そこで、第１項第３号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合にはその旨を告知することにより、こうした法的効果を十分認識しないままに、特別秘密を取り扱う事務に従事できなくなる事態を回避するものである。

(5)　第５項について

第５項は、行政機関の長が、第２項及び第３項の調査を実施するため、必要な範囲内において、その職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる旨を定めるものである。

実効性のある適性評価を実施するためには、評価対象者について調査事項に関する個人情報を正確かつ必要十分に把握する必要がある。その方法としては、まず評価対象者から質問票の提出を受け、次に面接等により評価対象者から詳細な説明を受け、加えて質問票や面接における回答の真偽を確認する必要がある場合等には評価対象者から資料の提出を受けることが必要であると考えられる。

しかし、評価対象者本人が提供する個人情報が正確かつ必要十分とは限らないこと、情報を行政機関の長が適正に評価するためには、医者等の専門家の所見を必要とする場合も想定されることから、行政機関の長が正確かつ必要十分な情報を把握し、かつ、適正に評価するためには、行政機関の長が、その職員をして職場の上司や同僚といった評価対象者をよく知る関係者に質問させたり、公務所又は金融機関、医療機関といった公私の団体に照会し、報告を求めることができることとすることが不可欠である。

行政機関の長が公務所又は公私の団体に照会する場合にあっては、照会を受けた公務所又は公私の団体から行政機関の長への報告は、個人情報の保護に係る法律と整合的な方法で行われることが要請される。当該方法としては、具体的には、運用上の措置として、行政機関の長が公務所又は公私の団体に照会し報告を求めるに当たり評価対象者本人の同意を得る方法と行政機関の長が公務所又は公私の団体に照会し報告を求めることができる旨を本法に規定し、根拠を明確化する方法の２つの方法が考えられるが、相手方の理解及び協力を得られる制度とする必要があることを考慮し、後者の方法によることとする。

(6)　第６項について

第６項は、行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に通知しなければならない旨を定めるものである。

適性評価が、行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを契機として、評価対象者本人が通常把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても行政機関の長が取得する制度であること、適性評価の実施に当たってこれらの情報を取得することについて評価対象者の明示的な同意をあらかじめ取得することとしていることに鑑みると、行政機関の長が、取得した個人情報に基づいて所与の目的を達成したことを評価対象者との関係において外形的に明らかにするとともに、行政機関の長が評価対象者の適性についてどのような判断を行ったのかを評価対象者本人が知ることができる仕組みを整備することは、適性評価制度を円滑に運営するために必要となる評価対象者の理解を得るために当然に必要と考えられる。

適性を有しないと認める旨を通知した場合の法的効果としては、例えば、行政機関の長は、その職員を特別秘密の取扱者から除外するとともに、これによってその職務の遂行に支障が生じるときは、適切な時期に特別秘密を取り扱うことのない職に転任させるといった措置を講ずることが考えられる。また、その職員が、高位の職を占める者であって、転任させるべき適当な職がなく、こうした措置を講ずることが困難である場合には、適性を有しないと認められたことが職務を遂行する上での「事故」であるとして、一時的に特別秘密の取扱いに係る職務を代行すべき者を指名する措置を講ずることが考えられる。

(7)　第７項について

第７項は、評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知する場合には、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施を妨げない範囲内において、その理由を通知することとする旨、その例外として、評価対象者があらかじめ理由の通知を希望しない旨の申出をした場合にはこれを通知しないこととする旨を定めるものである。

ここで、行政機関の行為としての適性評価の性格についてみてみると、

・　ある評価対象者が適性を有すると認められたとしても、その者が実際にいつどのような特別秘密を取り扱うこととなるかは、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が判断するのであって、この判断と独立して当該者が自由に特別秘密を取り扱う権利が付与されるわけではなく、したがって、適性を有しないと認められたとしても、そもそも失われる権利が存在するわけではないこと。

・　特別秘密の保護のための措置を講ずる義務は行政機関の長又は警察本部長に課されているのであって、適性を有すると認められたことをもって当該者に個別・具体的な義務が課されるわけではなく、したがって、適性を有しないと認められたとしても、そもそも解除される義務が存在するわけでもないこと。

から、評価対象者の権利・義務の変動を伴う行為ではないため、「処分その他の公権力の行使」には該当しないと考えられる。また、適性を有するかどうかの判断は実施権者の裁量に委ねられている。これらのことを踏まえると、適性を有すると認めなかった場合にその理由を評価対象者に通知することが当然に必要となるわけではないと考えられる。

その上で、仮に適性を有しないと認めたという結果のみを通知し、その理由を通知しないこととした場合、評価対象者には、例えば行政機関の長の当該判断に影響を与えた情報に誤りがあるのではないかといった疑問を確認することができないことになるが、こうした疑問に可能な限り応える仕組みがあれば、適性評価制度に対する評価対象者の不信感が解消されることでその実施に誠実に対応することが期待でき、制度の実効性が確保されるというメリットがあると考えられる。これらを考慮すると、基本的には、適性を有すると認めなかった場合の理由は、評価対象者に通知することが有用と考えられるため、これを通知することとするものである。

その一方で、適性を有しないと認めた理由が具体的に通知された場合、その蓄積によって適性評価制度の評価基準を推測することが事実上可能となり得る。この蓄積は、特別秘密を漏らすリスクがあることを不当に隠そうとする者を利することにもなりかねず、ひいては適性評価の実効性の確保の妨げとなり得ることが考えられる。また、適性評価制度においては、行政機関の長が評価

対象者の知人その他の関係者に質問したり、公務所又は公私の団体に対して照会して報告を求めたりすることがあるが、こうした質問や照会によって得られる情報の中には、情報源を明らかにしないことを条件に得られるものもあるため、当該情報を明らかにすれば、以後質問や照会に対する協力が得られず、適性評価の円滑な実施の確保の妨げとなることが考えられる。

こうした状況が生じる場合についてまで理由を通知することは、特別秘密の漏えい可能性を低減させるという適性評価制度の趣旨を没却させるものであると考えられるため、こうした状況が生じないよう、理由の通知は適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において行うこととする。

また、結果の通知を希望した評価対象者のうち、適性を有しないと認められた場合にその理由の通知を希望しないものについては、当該理由を通知しなかったとしても制度の円滑な運営を妨げることとはならないことから、こうした者には理由を通知しないこととする。

なお、適性評価は「処分その他の公権力の行使」に該当しないため、適性を有しないと認められた場合でも、行政不服審査法の不服申立て又は行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象とはならないが、

・　本法では適性を有しないと認められたことを理由として免職・解雇その他不利益な取扱いをしてはならない旨を規定していることから（第12条）、その結果を見直す機会を設ける必要性が実態的に高いとはいえないこと。

・　本法の目的を達成するためには、漏らすおそれがあるとの疑いを払拭できない場合には、特別秘密の保護を徹底する方向に判断する必要があると考えられるところ、仮に不満に対応する仕組みを設ければ、適性を有するかどうかの判断について裁量を有する行政機関の長又は警察本部長が、不満への対応に注意を払うあまり、漏らすリスクに対して厳格な判断をすることを躊躇するおそれも考えられること。

から、本項の規定のほかに、適性を有しないと認められた者の不満に対応する独自の仕組みを設けることはしていない。

(8)　第８項について

第８項は、ひとたび適性を有すると認められた職員に、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要であると行政機関の長が認めて改めて適性評価を実施しようとした場合に、当該職員が適性評価を改めて実施することに同意しなかったときは、当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨を直近に通知した日から５年を経過していないという要件に該当していてもこれに該当しない、換言すれば５年を経過したものとみなして、改めて実施する適性評価を踏まえて、特別秘密を取り扱うことができることができる者の条件を定めた第６条第１項の規定を適用する旨を定めるものである。

すなわち、適性評価が第１項第３号に該当するとして実施される際に対象者

がその実施に同意しなかったときは、改めて適性評価を実施することとした趣旨を踏まえ、これに同意しなかった時点で特別秘密を取り扱うことができないこととなる。

第８条（適性評価の実施中に適性を有すると仮に認めることができる場合）

1　趣旨

本条は、第７条第１項第１号に該当する者として適性評価を実施中の職員について、特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合には、一定の条件の下で適性を有すると仮に認めることができることとする措置を定めるものである。

2　内容

本法では、特別秘密の保護を徹底するため、適性評価により適性を有すると認められた者のみが特別秘密を取り扱うことを原則としており、特に、特別秘密の取扱いを業務とする職員がいる行政機関のように、高度の注意力をもって特別秘密の保護に係る各種の措置を講ずることが求められる機関にあっては、適性評価に要する期間、時期や規模を考慮して計画的にその職員の適性評価を実施することが期待されるところである。

しかし、適性評価が完了するには、通常、数ヶ月程度の期間を要することも見込まれるところ、事故その他の突発的な事態が生じて職員が欠けたことで早急に他の職員を補充する必要があるなど、特段の事情がある場合にまで、適性評価の手続が完了するまで一切その職員が特別秘密を取り扱えないこととすれば、当該行政機関の事務の遂行に不都合が生じることも、ないとはいえない。

このような場合に対応するため、通常の適性評価を実施する過程で、漏えいのおそれが相当程度排除できる段階まで調査が進捗していれば、適性評価の途中において適性を有すると仮に認め、その者が一定の期間に限り特別秘密を取り扱うことができることとすることにも合理性があると考えられる。

(1)　第１項について

ア　第１項は、第一に、適性評価の途中において適性を有すると仮に認めることができる者は第７条第１項第１号に該当する者として適性評価を実施中の者であって、同条第２項第１号（特定有害活動との関係に関すること。）、第２号（犯罪及び懲戒の経歴に関すること。）及び第３号（情報の取扱いに係る非違の経歴に関すること。）に掲げる事項についての調査が終了したものに限る旨を定めている。これは、適性評価の調査事項のうち、漏えいのおそれとの結び付きが特に強いこれら３つの事項についての調査が終了していれば、漏えいのおそれを排除するために必要な相当程度の情報が得られると考えられるためである。

イ　第１項は、第二に、適性を有すると仮に認める条件として、次のいずれにも該当することを定めている。

・　調査が終了している第７条第２項第１号から第３号までについては、これらの事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこ

れを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと（第１号）。

・　適性を有すると仮に認めようとする時点において、調査が終了し、又は調査を継続している第７条第２項第４号（薬物の濫用及び影響に関すること。）、第５号（精神疾患に関すること）、第６号（飲酒についての節度に関すること。）及び第７号（信用状態その他の経済的な状況に関すること。）について、これらの事項のその時点までの調査の結果、特別秘密を漏らすおそれがあると認めるべき事情や当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと（第２号）。

なお、「特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情」とは、その事情の存在によって直ちに特別秘密を漏らすおそれがあるとみなされるわけではないが、関係者、専門家、公私の団体への質問や照会等更に詳細な調査を実施することで新たに得られる情報次第では、特別秘密を漏らすおそれがあると認めるべき事情になる可能性がある事情をいう。例えば、原因が明らかでない多額の借金があることや精神疾患の経歴があることが該当する。

(2)　第２項について

第２項は、行政機関の長は、適性を有すると仮に認めたときはその旨を評価対象者に対し通知する旨を定めている。これは、

・　評価対象者が行政機関の長から何ら通知を受けることなく特別秘密を取り扱うことになれば、評価対象者にとっては適性評価の進捗状況が判然とせず、適切な手続きに基づいて特別秘密を取り扱っていないのではないかとの不安や疑念を生じさせることを避けられること。

・　適性を有すると仮に認めた旨を通知することにより、行政機関の長が引き続き所要の調査を実施する必要があり、そのために質問等を受けることがあることを評価対象者が予見することができ、残りの調査を実施する上での混乱を避けられること。

が期待できるためである。

なお、第７条第２項第１号から第３号までの調査が終了した時点において、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情が存在する場合には、適性を有しないと仮に認める必要はなく、通常の適性評価の手続によって適性を有しないと認めた旨等の通知を行うこととなる。

第９条（都道府県警察の職員に係る適性評価）

１　趣旨

本条は、都道府県警察の職員として特別秘密を取り扱う者に係る適性評価については、行政機関の職員に係る適性評価を定めた第７条及び第８条の規定を準用する旨及び準用に当たっては実施権者に係る規定等について所要の読替えを行う旨を定めるものである。

２　内容

都道府県警察の職員に係る適性評価について第７条及び第８条の規定を準用するに当たっては、「行政機関の長」を「警察本部長」に読み替えることにより、その実施権者を警視総監又は道府県警察本部長としている。これは、

・　都道府県警察は本法の行政機関ではないが、警察庁の所掌事務を遂行する上で警察庁長官の指揮監督を受けて特別秘密の取扱いの業務を行うほか、特別秘密に係る犯罪の捜査といった所掌事務を遂行する上で特別秘密を取り扱うことが想定されるため、特別秘密を取り扱う独立した組織として評価できることから、本法の行政機関に準じて都道府県警察単位ごとに特別秘密の保護を行わせることに合理性があると考えられ、その場合、特別秘密の保護の措置を講ずる責任がある者として行政機関の長に相当する者は警視総監又は道府県警察本部長であること。

・　適性評価の実施権者は原則として国の行政機関に属する者をもって充てる必要があるが、この点、警察事務が本来的に住民の日常生活の安全の確保という地方的性格と国全体の安全等の確保という国家的性格とを併せ持つことを踏まえた上で、我が国の現行の警察制度では、都道府県警察に一定の国家的性格を付与していること。

から、都道府県警察の職員の適性評価は、警視総監又は道府県警察本部長を実施権者とすることが適当と考えられるからである。

第10条（契約業者の役職員等に係る適性評価）

1　趣旨

本条は、契約業者の役職員等として特別秘密を取り扱う者に係る適性評価については、行政機関の職員に係る適性評価を定めた第７条及び第８条の規定を準用する旨及び準用に当たっては結果の通知に係る規定等について所要の読替えを行う旨を定めるものである。

2　内容

契約業者の役職員等に係る適性評価においては、結果の通知は評価対象者だけでなく契約業者に対しても行う必要がある。これは、契約業者は、その役職員等のうち適性を有すると認められた者を把握していなければ、誰に特別秘密を取り扱わせることができるのか判断できないからである。

また、契約業者はその判断をする限りにおいて適性評価の結果を知る必要があることから、適性を有しないと認められた場合に行政機関の長はその理由を契約業者には通知しないこととする。

このため、契約業者の役職員等に係る適性評価について第７条及び第８条の規定を準用するに当たっては、これらの点を反映するよう結果の通知に係る規定について所要の読替えを行っている。

なお、契約業者の役職員等の適性評価において契約業者を実施権者としないのは、我が国の安全の維持にとって重要な秘密情報として国が特別秘密に指定したものについて、これを厳格な管理に服せしめるのは国の責務と考えられることから、実施権者は国の行政機関に属する者をもって充てる必要があるからである。

第11条（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）

1　趣旨

本条は、適性評価の実施権者である行政機関の長及び警察本部長が、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する評価対象者の個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない旨を定めるものである。

2　内容

特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価するためには、第７条第２項各号に掲げる事項及び第３項の政令で定める事項に関して評価対象者の個人情報を取得する必要があるが、この中には、通常の人事管理上保有される個人情報以外にも、精神疾患や経済的な状況といったプライバシーに深く関わるものが含まれている。

ここで、適性評価制度において、個別具体的な職務上の義務違反や非行がないにもかかわらず、このようなプライバシーに深く関わるものまで含めた個人情報の取得が許容されるのは、我が国の安全の維持にとって重要な情報である特別秘密を保護するための同制度に、個人の権利利益の保護の要請との比較衡量においてもなお優先されるほどの高い公益性が認められるためである。このことに鑑みれば、適性評価の実施のために取得された個人情報は、それ以外の目的のために利用され、提供されることがないよう特に慎重な取扱いが求められると考えられる。

適性評価の実施のために取得された個人情報は、基本的には、行政機関にあっては行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定めた行政機関個人情報保護法に従って保護される。ここで、同法においては、法令に基づく場合（同法第８条第１項）以外にも、個人の権利利益の保護の必要性と個人情報の有用性を比較衡量して有用性の方が上回る場合等、取得した目的以外の目的で利用・提供ができる例外的な取扱いも認められている（同法第８条第２項）が、単純にこの法律に従うこととすれば、適性評価で取り扱われる評価対象者のプライバシーに深く関わる個人情報が、例えば人事評価においても利用されるのではないかといった不安感や不信感が評価対象者に発生し、適性評価制度の実効性を損なうことになりかねないと考えられる。このような事情は都道府県警察においても同様である。

この点を解決するため、本法においては、行政機関の長及び警察本部長が適性評価の実施のために取得した個人情報に関しては、同法第８条第２項に定める例外的な利用・提供を禁止することとする。

第12条（不利益取扱いの禁止）

1　趣旨

本条は、適性評価の対象としようとする者が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性評価の対象となった者が適性を有しないと認められたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない旨を定めるものである。

2　内容

適性評価制度は、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがないと認められた職員以外の職員をその取扱者から除外することにより特別秘密の漏えいを防止することを目的としている。したがって、行政機関の長、警察本部長及び契約業者は、対象者であるその職員等の適性評価の結果を当該目的を達成するために用いるべきことは論をまたないところである。

この点、適性評価の対象としようとする者が適性評価を実施することに同意しなかった場合に、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が指揮命令義務違反や誠実義務違反を問うことや、適性を有しないと認められた場合にその職員等を勤務全般における適性を欠く者とみなして、免職・解雇、降任、減給等の処分をしたり、専ら雑務に従事させ就業環境を害したりするといった、適性評価の目的以外の場面で適性評価の結果を斟酌する余地があれば、対象者が自らの責めに帰すべき非違がない中で、任命権や給与決定権を背景に行政機関の長、警察本部長又は契約業者が、特別秘密を取り扱わせようとしたことを口実として、対象者に一方的に不利益を与えるという理不尽な事態が起こらないとも限らない。

さらに、そうした事態への不信感ないし不安感を払拭できなければ、対象者は、適性評価の実施に同意しつつも調査事項に係る個人情報を漏れなく正確に提供することをためらい、それによって特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを実施権者が適正に評価できず、制度の実効性を損なうことになりかねない。

このため、行政機関の長、警察本部長及び契約業者が、適性評価の対象としようとする者が適性評価を実施することに同意しなかったこと又は適性評価の対象となった者が適性を有しないと認められたことを理由として、不利益な取扱いをすることがないようにする必要がある。

(1)　第１項について

第１項は、行政機関及び都道府県警察の職員に関する不利益取扱いの禁止について定めている。

行政機関の職員にあっては、一般職の職員については国家公務員法の適用が、自衛隊の隊員については自衛隊法の適用があり、また都道府県警察の職員にあっては国家公務員法又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用があり、それぞれの法律の任用、免職等に関する規定を的確に運用することによって、

適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として免職その他不利益な取扱いを受けることがないことが担保されている。

このため、これらの者については、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として、これらの者に免職その他不利益な取扱いをすることは禁止行為として違法であるという旨を明確化する必要性は必ずしも高くないものの、その趣旨を明文化しないことにより、後述する契約業者の職員等との比較において反対解釈を生じることが懸念されることから、この趣旨を確認的に規定することが適当と考えられる。民間部門の労働者と公務員に共通に適用される制度において免職等の不利益取扱いが懸念される場合に、公務員については国家公務員法その他の公務員法制によりそうした取扱いがなされないことが担保されているため、これを禁止行為として違法とする旨を明文化する必要性が必ずしも高くないものの、民間部門の労働者との比較において反対解釈が生じることがないよう確認的にその旨を規定している例としては、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第７条があり、本法もこれに倣ったものである。

適性評価を実施することに同意しなかった場合等において、これらの者に不利益を及ぼし得る者としては、任命権者や給与決定権者等が考えられることから、条文上で不利益な取扱いをしてはならない旨の規範を課す対象は、「行政機関等の職員の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者」とする。

なお、行政機関の職員のうち特別職の国家公務員（自衛隊の隊員を除く。）は、その職務の特殊性を踏まえ自由な任免が適当と考えられていることから、不利益取扱いの保護の対象としないこととしたものである。

(2)　第２項について

第２項は、契約業者の役職員等に関する不利益取扱いの禁止について定めている。

契約業者の役職員等のうち、使用される者に対する解雇その他不利益な取扱いは、労働契約法（平成19年法律第128号）第16条（解雇）及び第15条（懲戒）の規定並びに判例により、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当として是認することができない場合は、使用者の権利の濫用として無効となるとされている。

しかし、この旨の労働契約法の規定及び判例は、使用者の権利の濫用を判断する基準としては抽象的であり、当該法律や判例が、本法によって適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として行われた解雇その他不利益な取扱いに対しても効力を有するのかは必ずしも明確ではない。また、専ら雑務に従事させて就業環境を害するといった事

実上の不利益な取扱いや、既に契約業者との使用関係を終了した者についての不利益な取扱いを制限する法的根拠は現状存在していない。

したがって、契約業者が、その使用し、又は使用していた者に対して、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として解雇その他不利益な取り扱いをすることは禁止行為として違法である旨を明確に規定することとする。

なお、使用される者以外の者にあっては、例えば役員はその解任、報酬が、会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株主総会の決議によって定められることから、本法に基づく不利益取扱いの保護の対象とはしないものである。

第13条（確認措置を実施した場合への準用）

1　趣旨

本条は、確認措置を実施した場合に係る個人情報の利用及び提供の制限並びに不利益取扱いの禁止については、適性評価に関しこれらを規定した第11条及び第12条第１項の規定を準用する旨及び所要の読替えを行う旨を定めるものである。

2　内容

確認措置を講ずるために行政機関の長又は警察本部長が取得する個人情報の中にはプライバシーに深く関わるものが含まれるが、こうした情報の取得が許容されるのは特別秘密の保護に高い公益性が認められるためである。このことを踏まえると、こうした個人情報は特別秘密を保護するという目的以外に利用・提供されることがないよう特に慎重な取扱いが求められる。

また、その職員が確認措置の実施に同意しなかったことや第６条第２項第３号に規定する特定の事実が存在しないことが確認できなかったことといった結果は、特別秘密の取扱いの可否を分ける判断でのみ斟酌されるべきである。

これらの点が担保されないのではないかとの不信感や不安感をその職員が払拭できなければ、行政機関の長や警察本部長は確認措置を的確に講ずることができず、その実効性が損なわれることになりかねないことは適性評価と同様である。

したがって、適性評価に係る個人情報の利用及び提供を制限する旨の規定及び不利益取扱いを禁止する旨の規定を確認措置を実施した場合について準用することとしたものである。

第14条（その他の保護措置）

1　趣旨

本条は、行政機関の長及び警察本部長は、特別秘密の指定等について定める第３条、第４条及び第６条から第10条までのほか、政令で定めるところにより、第３条第１項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずる旨を定めるものである。

2　内容

本法では、第３条第１項に規定する事項を保護するため、特別秘密の指定（第３条）、指定の有効期間及び解除（第４条）、特別秘密の取扱者（第６条）、適性評価（第７条から第10条まで）について規定しているが、これら以外に第３条第１項に規定する事項の保護上必要な措置としては、防衛秘密の保護上必要な措置を政令に委任している自衛隊法及びこれに基づく自衛隊法施行令の関係規定を参考にすると、例えば、

・　行政機関の長又は警察本部長が、その職員のうちから特別秘密の取扱いを管理する者を指名すること。
・　第３条第１項に規定する事項が特別秘密として指定されたときに、当該事項の取扱いに従事する職員にその旨を周知すること。
・　特別秘密を取扱いに従事する職員の範囲を定めること。
・　特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び特別秘密の伝達を適切に管理するための措置を、行政機関の長又は警察本部長の定めるところにより講ずること。

が考えられる。

なお、都道府県警察は特別秘密を取り扱う独立した組織と評価できるところ（第９条の解説を参照）、警察本部長は、その組織における特別秘密の保護上必要な措置を講ずる責任を行政機関の長と同様に負わせることが適当と考えられることから、本条では、第３条、第４条及び第６条から第10条までに定めるもの以外の保護措置を講ずる旨について、行政機関の長と警察本部長を併せて規定している。

第15条（政令への委任）

1　趣旨

本条は、本法各条に委任規定を持たない事項であって本法の実施に必要なものについて、政令で定めることを規定するものである。

2　内容

政令には、法律の具体的な委任に基づいてその委任の範囲内で法律の所管事項を定める委任命令と、法律の規定を実施するために必要な事項を定める実施命令があるが、本条は、本法に関する実施命令について規定したものである。

そして、本法の規定を実施するために必要な事項としては、各条ごとの必要性から当該条文に政令への委任を明記しているもの以外にも、法全体の実施に関する手続的・技術的な事項で政令で定めるべきものがあり得ることから、本条を置いたものである。

本条の規定に基づいて政令で定める事項としては、適性評価に係る告知の方法を条文に例示したところであるが、これ以外の事項で検討の対象になり得るものとしては、

・　複数の行政機関の共有に係る事項を指定する場合における協議に関する手続的・技術的な事項
・　複数の行政機関が特別秘密を共有する場合における指定の有効期間の延長及び解除に係る調整に関する手続的・技術的な事項
・　適性評価に係る同意の取得及び質問に関する手続的・技術的な事項

といったものが考えられる。

第16条（この法律の解釈適用）

1　趣旨

本条は、本法の適用に当たって、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定めるものである。

2　内容

(1)　本法では、秘密の範囲について、防衛秘密と同様に秘密の対象となり得る事項を別表で具体的に限定列挙するとともに、防衛秘密の「我が国の防衛上特に秘匿する必要があるもの」に相当する要件をより具体的に規定して指定の要件の精緻化を図っている。

また、罰則については、正当な取材活動は漏えいの教唆として処罰対象とならないことが判例法理として確立していることに加え、本法では、処罰対象とすべき取得行為を具体的に限定列挙したため、正当な取材活動が本法により処罰される余地はない。

(2)　さらに、本法は、附則で内閣法を改正して、秘密の保護について専門的な知見を有する内閣情報官に特別秘密の保護に関する総合調整等の事務を掌理させることとしており、ガイドラインの作成等により本法の適切かつ統一的な運用を確保することとしている。

(3)　このように、本法は適切な運用の確保を図るために必要な制度設計を行っているが、個別の特別秘密そのものが条文に規定されているわけではなく、秘密を取り扱う立場にない一般人との関係においてある程度抽象的な法律と受け止められることは、本法の性格上やむを得ないところである。加えて、防衛秘密制度とは異なり本法においては、秘密を取り扱う立場にない一般人が主たる罰則の対象に含まれ、重罰を科される余地があることも考慮し、本法に近い性格を有する日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）（以下「ＭＤＡ秘密保護法」という。）の訓示的規定（第７条）と同様の規定を本法に置き、政府として本法の適切な運用に万全を期すべきことを入念的に明らかにすることとしたのが本条である。

(4)　なお、ＭＤＡ秘密保護法にはない適性評価制度について、本法では、対象者の同意を要件とし、調査事項を具体的に限定列挙して恣意的な調査を排除し、適性評価の実施に当たって取得する個人情報の目的外利用・提供や、適性評価の実施への不同意等を理由とする不利益取扱いを禁止していることに加え、ガイドラインの作成等によりその適切かつ統一的な運用を確保することとしており、適切な運用の確保を図るために必要な制度設計を行っている。しかしながら、適性評価制度については他の法律に類を見ない制度を導入するものであり、その適切な運用に特に万全を期す必要があることに照らしても、本条の意義は認められる。

第17条（特別秘密の漏えい罪）

1　趣旨

特別秘密の保護のためには、業務により特別秘密を取り扱う者（以下「業務者」という。）による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止することが必要不可欠である。そこで、本条では、業務者による特別秘密の故意の漏えい、同未遂及び過失による漏えいを処罰するものである。

2　内容

(1)　取扱業務者による故意の漏えい罪（第１項）

ア　主体

(ｱ)　業務者のうち「特別秘密を取り扱うことを業務とする者」（以下「取扱業務者」といい、それ以外の業務者を「業務知得者」という。）である。改正前自衛隊法は「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」（同法第122条第１項）による防衛秘密の漏えい行為のみ処罰の対象としているところ、本項はそれと同様の者による特別秘密の漏えい行為を処罰するものである。

「特別秘密を取り扱うこと」とは、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務をいい、「業務」とは、人が社会生活上の地位に基づき反復継続して行う事務をいう。したがって、取扱業務者とは、社会生活上の地位に基づき、反復継続して、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務を行う者をいう（防秘解説55頁）。具体的には、防衛省、外務省、警察庁、公安調査庁、内閣官房等において、我が国の安全を脅かす国内外の情勢に関する情報といった機微な情報の収集・分析に従事する者等が想定される。また、第６条の規定によりこれらの行政機関から特別秘密の提供を受けてその取扱いの業務を行う行政機関若しくは都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等も取扱業務者に該当する。

(ｲ)　取扱業務者は、特別秘密の取扱いを反復継続することが見込まれるため、業務知得者に比べ、特別秘密に触れる程度や頻度が高く、その漏えいによる法益侵害の範囲が多岐にわたり、頻発のおそれも大きく、法益侵害の危険が高くなることが考えられる。

また、取扱業務者は、その職務上特別秘密の取扱いが当然に予定され、それ故に特別秘密を厳格に保全することがその職務上特に強く求められる者であるため、業務知得者に比べてより厳格な秘密保全義務を負う者であり、かつ、このような義務を負うことを前提に自己が所属する機関から特別に信頼されて当該職務に就いている者と考えられる。このような取扱業

務者による漏えいは、業務知得者による場合と比べ、より非難可能性が高いと考えられる。

このように、取扱業務者による漏えいは、業務知得者による場合と比べ、法益侵害の危険が高く、また、非難可能性も大きいと考えられるため、より重い法定刑を定めることとした。

(ｳ) 本法の罰則の目的は、業務者による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止することにあり、いったん業務者として特別秘密を知得してその保全下に置いた者であれば、その後の漏えい行為はたとえそれが当該業務を離れた後のものであっても本法により処罰すべきであって、本項後段はそのような行為を処罰するための規定である。

他方、行政機関若しくは都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等が業務によりある事項を知得した後に当該業務を離れ、又は退職し、その後に当該事項に対して特別秘密の指定があった場合、当該者は一度も業務者として当該特別秘密をその保全下に置いていないため、その後の漏えい行為は本法による処罰の対象とはしない。この場合、行政機関又は都道府県警察の職員による漏えい行為は、国家公務員法等により処罰され得る。

イ 「知得」

「知得」とは、改正前自衛隊法及びＭＤＡ秘密保護法に規定する「知得」と同義であり、無形的な事項すなわちある事実又は情報を知っている状態をいい、「知っている」すなわち認識の程度としては、「特別秘密を含めた何らかの秘密であること」の認識があり、かつ、「特別秘密を含めた何らかの秘密の意味をまったく認識していないわけではない」程度の意味の認識があれば足りる（防衛秘密制度の創設に係る自衛隊法改正当時の防衛庁作成に係る内閣法制局説明資料（以下「自衛隊法改正資料」という。））。

この点、ＭＤＡ秘密保護法は特別防衛秘密として無形的な事項（「左に掲げる事項」（同法第１条第３項））に加え「これらの事項に係る文書、図画又は物件」（同項）という有体物を定義したため、処罰すべき漏えい行為の対象に関し、無形的な事項についての「知得」に加え、有体物についての「領有」も規定しているのに対し、改正前自衛隊法は無形的な事項のみを防衛秘密として定義したため、無形的な事項についての「知得」のみを規定している。本法は改正前自衛隊法と同じく無形的な事項のみを特別秘密として定義するものであるため、同法に倣い「知得」のみを規定することとした。

このように、改正前自衛隊法及び本法では、処罰すべき漏えい行為の対象に関し有体物についての「領有」を規定していないが、有体物に係る漏えい行為を処罰の対象外とするものではない。すなわち、事項を記録する文書等の占有を得る際に当該事項について上述の程度の認識を得た場合、当該事項を「知得」したこととなり、当該文書等に係る漏えい行為も処罰の対象となる。他方、事項を記録する文書等の占有を得たものの当該事項について何ら

の認識も有していないような場合、当該事項を「知得」したものとはいえず、当該文書等に係る漏えい行為は処罰の対象とはならない。

なお、本法第18条第１項に規定する「取得」とは後述のとおり事項を記憶すること及び事項に係る有体物の占有を得ることをいうところ、上記のように文書等の占有を得たものの事項について何らの認識も有していないような場合、「知得」には該当しないものの「取得」には該当する（ただし、故意が欠けるため取得罪は成立しない。）。

ウ　「漏らした」

改正前自衛隊法に規定する「漏らした」と同義であり、自己以外の者に対し、正当な理由なく、特別秘密たる事項を口頭、電話、放送等により告知し、若しくは文書、図画、電信等によって伝達し、又は特別秘密たる事項を含む文書、図画、物件を交付することであり、相手方をして了知させることを必要とせず、知り得る状態に置いたことをもって足りる（自衛隊法改正資料）。

エ　法定刑

(ｱ)　特別防衛秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪（ＭＤＡ秘密保護法第３条第１項第３号）及び営業秘密の故意の開示等の罪（不正競争防止法（平成５年法律第47号）第21条第１項第４号ないし第６号）の法定刑がいずれも10年以下の懲役であることとのバランスに鑑み、特別秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑も10年以下の懲役とすることとした。

この点、改正前自衛隊法は、漏えいがもたらす影響として、自衛隊の任務遂行への支障といういわば中間的な段階に着目し、同法の他の罰則とのバランスも考慮して防衛秘密の取扱業務者による漏えい罪の法定刑を５年以下の懲役としているが、本法は、国及び国民の安全の確保等に対する脅威という漏えい行為の本質的な性格に着目するものであり、その結果として改正前自衛隊法と異なる法定刑を定めることに合理性は認められると考えられる。

(ｲ)　また、過去の秘密漏えい事案においては金銭的対価を伴うものが少なくないため、罰金刑を任意的に併科することとし、現行法上10年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は1000万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

オ　他罪との関係

行政機関又は都道府県警察の職員が特別秘密を故意に漏えいした場合、本項又は第２項の漏えい罪が成立するほか、国家公務員法等の守秘義務違反罪が成立することがあるところ、その場合、両者は観念的競合（刑法（明治40年法律第45号）第54条第１項前段）として処断されることになる。

カ　義務規定の要否

秘密保全に関する現行法制においては、国家公務員法のように、義務規定を設けた上でその違反行為に対する罰則を別途規定する例もあるが、本法の

特別秘密の漏えい行為は、改正前自衛隊法の防衛秘密の漏えい行為と同様、本来的に反社会的であると考えられるため、義務規定は設けないこととした。

(2) 業務知得職員による故意の漏えい罪（第２項）

ア 主体

(ｱ) 業務知得者のうち、行政機関又は都道府県警察の職員である（以下「業務知得職員」という。）。

業務知得者については、ＭＤＡ秘密保護法において、「(ｲ)捜査官が本法違反事件の捜査にあたり防衛秘密を知得領有した場合(ﾛ)国会議員が秘密会で防衛当局の説明を聴取した場合(ﾊ)大蔵省主計官が防衛当局の予算の説明を聞く際知得領有した場合(ﾆ)本法違反被疑事件担当の弁護人が知得領有した場合(ﾎ)タイピストや謄写版の筆耕が防衛秘密事項のタイプや製版を依頼されて知得した場合等」（郡祐一「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法精義」103頁）が想定されているところ、本項は業務知得者が行政機関又は都道府県警察の職員である場合に限ってその漏えい行為を処罰の対象とするものである。

(ｲ) 改正前自衛隊法においては、業務知得者による漏えい行為を処罰の対象としていないが、これは、そもそも防衛省・自衛隊を規律の対象とする同法（同法第１条参照）において、上記(ｱ)に列挙した者をすべて罰則の対象とするのはいささか行き過ぎの感があり、関係方面との調整が困難であるため、処罰対象とすることを見送ったものと考えられる。

これに対して本法は、行政機関及び都道府県警察における特別秘密の保護のため、適性評価などの厳格な管理義務や罰則により行政機関及び都道府県警察を規律するものである。したがって、本法により処罰対象とすべき漏えい行為の主体は、行政機関又は都道府県警察の職員全体に及ぶこととするのが自然な考え方であり、職員の中に取扱業務者に該当しない業務者が含まれているのであれば、それらの者も含めて処罰対象とすることが適当と考えられるので、業務知得者であっても行政機関又は都道府県警察の職員に該当する者については処罰対象とすることとした。

なお、都道府県警察の職員が特別秘密に係る犯罪の捜査を職務とするため業務知得者として特別秘密を取り扱うことが具体的に想定されるのに対し、地方公共団体のその他の職員については、業務により特別秘密を知得することが想定し難いことから、本項の処罰対象とはしないこととした。

(ｳ) 本項後段は、前項後段と同様、本法の罰則の目的に鑑み、業務知得職員による退職後の漏えい行為を本項により処罰するための規定である。

イ 法定刑

自由刑については、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にし

て、５年以下の懲役とすることとした。

罰金刑については、現行法上５年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は500万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

(3)　取扱業務者又は業務知得職員による故意の漏えい行為の未遂罪（第３項）

「未遂」とは、漏えいの実行に着手したが、相手方に知り得る状態に至らなかった場合であり、例えば、特別秘密を記録した文書を郵送したものの、直後に検挙されて当該文書が相手方に到達しなかった場合などが想定される。

(4)　取扱業務者による過失漏えい罪（第４項）

ア　主体

第１項と同じく取扱業務者である。過失犯についても、取扱業務者による漏えいは、業務知得者による場合と比べ、法益侵害の危険が高く、非難可能性も大きいと考えられるため、より重い法定刑を定めることとした。

イ　「過失により」

漏えいの認識又は認容のないまま不注意により一定の作為・不作為を行い、漏えいの結果を引き起こした場合であり、例えば、不注意により特別秘密であることを失念して当該特別秘密に係る事項を自己以外の者に告知した場合、特別秘密が記録された文書を公園のベンチに置き忘れ、自己以外の者が知得するに至った場合などが想定される。

ウ　法定刑

自由刑については、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、２年以下の禁錮とすることとした。

また、２年以下の禁錮に対する選択刑としての罰金額は、１年以下の禁錮に対するものと同様、現行法上30万円以下とするのが最も一般的であるが、業務知得職員による過失漏えい罪との差別化を図る必要があると考えられることから、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、50万円以下の罰金とすることとした。

(5)　業務知得職員による過失漏えい罪（第５項）

ア　主体

第２項と同じく業務知得職員である。

イ　法定刑

自由刑については、取扱業務者による過失漏えい罪の法定刑を２年以下の禁錮としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、１年以下の禁錮とすることとした。

罰金刑については、１年以下の禁錮に対する選択刑としての罰金額は、現行法上30万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

第18条（特別秘密の取得罪）

1　趣旨

(1)　業務者による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止するためには、業務者による漏えい行為を防止することが最も重要であるが、外部者による特別秘密の取得行為の中には、

①　欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、業務者から特別秘密を取得する場合

②　窃盗、特別秘密の管理場所への侵入又は不正アクセスなど、業務者の管理を害する行為（以下「管理侵害行為」という。）を手段として特別秘密を直接取得する場合

など、業務者による漏えい行為の処罰では抑止できない態様のものがあり、近時、情報通信技術の進展に伴い、コンピュータ・ウイルスを用いて外部から直接企業内情報をねらった上記②に該当する事件が実際に発生していることも踏まえると、処罰の対象とする必要性は高いと考えられる。また、上記①②のような犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするものに限って処罰の対象とするのであれば、正当な取材活動など本来許容されるべき行為との区別も明確であり、国民の基本的人権を侵害するようなおそれはないと考えられる。

したがって、外部者による特別秘密の取得行為のうち、上記①②に該当する取得行為に限って処罰の対象としたのが本条である。現行法上、機微な情報の取得を処罰する立法例として、不正競争防止法第21条第１項第１号の営業秘密の取得罪、割賦販売法（昭和36年法律第159号）第49条の２第２項のクレジットカード番号等の取得罪がある。

(2)　なお、改正前自衛隊法においては、外部者による防衛秘密の取得行為を処罰の対象としていない。これは、そもそも自衛隊法が自衛隊内部を規律することを直接的な目的としており（同法第１条参照）、外部者による防衛秘密の取得行為を処罰の対象とすることが同法の目的からして必須とまではいえず、他方で外部者による取得行為を広く処罰の対象とすることに懸念があることを考慮したものと考えられる。

本法は、自衛隊法とは異なり、特別秘密の保護そのものを目的としている以上、その保全状態を脅かす行為であれば、業務者による漏えい行為に限らず処罰の対象とするのが適当である。

2　内容

(1)　特別秘密の取得罪（第１項）

ア　主体

主体に限定はない。

イ　「次に掲げる行為により特別秘密を取得した」

「取得」とは、不正競争防止法第21条第１項第１号「取得」と同義であり、特別秘密を再現可能な状態で記憶すること又は特別秘密を記録する文書、図画若しくは物件若しくは特別秘密を化体する物件の占有を得ることをいう（経済産業省知的財産政策室「逐条解説不正競争防止法（平成21年改正版）」（以下「逐条解説不競法」という。）180頁）。

「次に掲げる行為により」とは、本項各号に規定する行為を特別秘密の取得の手段として用いることをいい、本項各号に規定する行為が複数認められる場合、最も直接的な手段として用いる行為を捉えて「次に掲げる行為」と評価することになる。例えば、施設に侵入した上で特別秘密を記録する文書を窃取した場合、「施設への侵入」（第３号）ではなく「財物の窃取」（第２号）により取得したものと評価することになる。

ウ　「人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為」（第１号）

不正競争防止法第21条第１項第１号「詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。）」と同義であり、刑法上の詐欺罪、強盗罪、恐喝罪の実行行為である欺罔行為、暴行、脅迫に相当するものである（逐条解説不競法178頁）。欺罔行為等により特別秘密を記録する文書等の占有を得る場合のほか、特別秘密を口頭で聞き出す場合なども含まれる。

エ　管理侵害行為（第２号～第８号）

不正競争防止法は、営業秘密に係る管理侵害行為として「財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為」（同法第21条第１項第１号）を処罰の対象としているところ、営業秘密については、広く民間において保有され、管理の程度は各保有者により軽重様々であると考えられるため、「その他の保有者の管理を害する行為」には、比較的弱い管理を前提とする管理侵害行為、例えば

㋐　望遠鏡等による覗き見
㋑　聞き耳を立てて壁の向こう側の会話を盗み聞きする行為
㋒　合法的に施設に立ち入り、無施錠の保管庫を無断で開ける行為
㋓　暗号化されていない無線による通信を傍受する行為

といった行為まで含まれると解されている。

他方、本法の特別秘密については、保有者は国の行政機関、都道府県警察及び契約業者に限定されており、改正前自衛隊法の防衛秘密と同様、政令、訓令、ガイドライン等を通じて各保有者における厳格な管理を義務付けることを予定している上、特別秘密の管理に従事するのが適切でない者をあらかじめ除外する適性評価制度を新設するなど、一定水準以上の管理を確保するための制度的担保を強化している。そのため、特別秘密については、㋐～㋓

のような一定水準に満たない不十分な管理を前提とする管理侵害行為を処罰の対象とする必要性が乏しく、刑罰の謙抑性等の観点も踏まえると、これらを処罰の対象としないことが合理的であると考えられる。

以上のことを踏まえ、本法においては、㋐～㋓のような一定水準に満たない不十分な管理を前提とする管理侵害行為を処罰の対象から外すため、特別秘密に係る管理侵害行為を限定列挙することとした。

(ｱ)　「財物の窃取」（第２号）

有体物の占有という管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものであり、不正競争防止法第21条第１項第１号「財物の窃取」と同義であって、刑法上の窃盗罪の実行行為に相当するものである(逐条解説不競法178頁)。

(ｲ)　「施設への侵入」（第３号）

施設における保管という管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものであり、不正競争防止法第21条第１項第１号「施設への侵入」と同義であって、刑法上の建造物侵入罪の実行行為に相当するものである（逐条解説不競法179頁)。

「施設」とは、一定の目的のために設けられた土地、家屋その他の建設物をいう（「法令用語辞典＜第９次改訂版＞」（以下「法令用語辞典」という。）474頁参照。)。

(ｳ)　「施設若しくは設備を損壊し、又は特別秘密を保有する行政機関、都道府県警察又は契約業者（次号及び第八号において「保有者」という。）の同意なくその錠をはずす行為」（第４号）

保管庫にドリルで穴を開け、あるいは無断で保管庫を開錠して庫内から特別秘密を記録する文書を取り出し、その内容を記憶して立ち去る行為のように、施設又は設備における保管という管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものである。

「設備」とは、機械、器具その他の建設物に備えられる物をいい（法令用語辞典474頁参照。)、特別秘密が保管された金庫などがこれに当たる。

「損壊」とは、刑法上の建造物損壊罪又は器物損壊罪の実行行為に相当するものである。

(ｴ)　「映像若しくは音声を送信する機能又は録画若しくは録音の機能を有する機器を保有者の同意なく施設又は施設の区画された部分に設置する行為」（第５号）

会議室に無断で盗聴器を設置して会議における特別秘密に係る会話を盗聴する行為のように、閉鎖的な房室において入室を許可された者に限定して特別秘密に係る映像又は音声を視聴させるという管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものである。

「映像若しくは音声を送信する機能を有する機器」及び「録画若しくは録音の機能を有する機器」は、いずれも盗聴器や盗撮器のような機器であ

るが、前者は現に行われている会話等の様子を離れた場所で視聴することを可能とするもの、後者は会話等の様子を記録した機器を後日回収してその様子を視聴することを可能とするものをそれぞれ想定している。

「施設又は施設の区画された部分」とは、特定の者のみが特別秘密に係る映像又は音声を視聴することができる程度に閉鎖的な建設物又はその区画された部分をいう。

「設置する行為」には、自ら施設内に立ち入って機器を設置する場合のほか、職員の衣服や所持品に機器を忍び込ませて施設内に持ち込ませるなど、情を知らない他人を利用して設置する場合も含まれる。

(オ) 「施設又は施設の区画された部分に係る振動を当該施設又は当該部分の外部から検知し、及び分析することにより、これらの内部の音声に係る情報を取得する行為」(第６号)

会議室等の閉鎖的な房室内の特別秘密に係る音声を盗聴する行為を処罰の対象とする点で第５号と共通しているが、閉鎖的な房室の内部に無断で盗聴器を設置するのではなく、機器を用いることにより閉鎖的な房室の外部から特別秘密に係る音声を盗聴する行為を処罰の対象とするものである。

「振動を当該施設又は当該部分の外部から検知し、及び分析する」とは、房室等の壁、窓等の振動を機器を用いて当該房室等の外部から感知し、これらの内部の音声を復元することをいう。使用される機器としては、例えば、窓ガラス等にレーザー光を照射し、その反射光の周波数等の変化を解析した上で音声に変換するレーザー盗聴器、壁等の微弱な振動を電気信号に変換し、その電気信号を増幅した上で音声に変換するコンクリートマイクが考えられる。

(カ) 「有線電気通信を傍受する行為又は暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為」(第７号)

ａ 「有線電気通信を傍受する行為」

「有線電気通信」とは、送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいい（有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第２条第１項参照。）をいい、「傍受」とは、現に行われている他人間の電気通信（後述）について、その内容を知るため、当該電気通信の当事者のいずれの同意も得ないで、これを受けることをいう（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第136号）第２条第２項参照。）。

有線電気通信は、通信手段ないし通信内容の伝達経路そのものが閉鎖的性質を有しており、通信の当事者以外の第三者による傍受が本来想定されないものであるため、有線電気通信により特別秘密に係る通信を行

うこと自体に一定の管理性を認めることができる。そこで、本法は、特別秘密に係る有線電気通信については、暗号を用いていないものも保護の対象とし、それを傍受する行為を処罰の対象とするものである。なお、暗号を用いた有線電気通信については、傍受する行為のみでは「取得した」と評価できないため、後述のとおり暗号を用いたその他の電気通信と併せ、傍受してその内容を復元する行為を処罰の対象とする。

b　「暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為」

「電気通信」とは、有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第２条第１号参照。）。「無線」とは電波法（昭和25年法律第131号）上の電波を利用するものをいう。「その他の電磁的方式」とは光線その他の電波法上の電波以外の電磁波を利用するものをいい、具体的には、レーザー通信、赤外線通信等光の空間伝送によるものが考えられる（多賀谷一照ほか編著「電気通信事業法逐条解説」25頁）（以下電気通信のうち無線及びその他の電磁的方式によるものを「無線等通信」という。）。

無線等通信は、有線電気通信とは異なり、通信手段ないし通信内容の伝達経路そのものが閉鎖的性質を有しておらず、当事者以外の第三者による傍受が想定されるため、暗号により当事者以外の第三者がその内容を復元できないようにするための措置を講じた上で通信が行われた場合のみ一定の管理性を認めることができる。そこで、本法は、特別秘密に係る無線等通信については、暗号を用いたもののみを保護の対象とし、有線電気通信を併せた電気通信全体について、暗号を用いたものを傍受してその内容を復元する行為を処罰の対象とするものである。

(ｷ)　「不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）、正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第百六十八条の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の保有者の電子計算機による管理を害する行為」（第８号）

電子計算機を用いた管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものであり、今後の情報通信技術等の急速な進歩によって可能となるハイテクを用いた悪質な手口にも適切に対応できるよう、限定列挙ではない形で規定している。

「不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）」とは、不正競争防止法第21条第１項第１号と同様、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）違反の罪の実行行為

である不正アクセス行為に相当するものである（逐条解説不競法178頁）。

「正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第百六十八条の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為」とは、不正指令電磁的記録供用罪の実行行為に相当するものである。

「その他の保有者の電子計算機による管理を害する行為」としては、例えば、ネットワークに接続されていない業務者のパソコンに無断でそのＩＤパスワードを入力してログインし、情報を盗み見する行為、業務者のパソコンが発する微弱な電磁波を傍受して情報を読み取る行為などが考えられる。

オ　法定刑

特別防衛秘密の探知・収集罪（ＭＤＡ秘密保護法第３条第１項第１号）及び営業秘密の取得罪（不正競争防止法第21条第１項第１号）の法定刑がいずれも10年以下の懲役であることとのバランスに鑑み、特別秘密の取得罪の法定刑も10年以下の懲役とすることとした。

また、特別秘密の取得罪は金銭的対価を得る目的で敢行されることが類型的に想定されるため、罰金刑を任意的に併科することとし、現行法上10年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は1000万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

(2)　特別秘密の取得行為の未遂罪（第２項）

不正競争防止法の営業秘密の取得罪及び割賦販売法のクレジット番号等の取得罪は未遂を処罰対象としていないが、本法においては、特別秘密の重要性に鑑み未遂も処罰対象とすることとした。

「未遂」とは、取得行為の実行に着手したが、取得するには至らなかった場合であり、例えば、特別秘密を強取しようとして業務者に暴行を加えたが、業務者が逃亡した場合などが想定される。

(3)　他罪との関係（第３項）

特別秘密の取得罪（未遂も含む。以下同じ。）が成立する場合、詐欺罪（刑法第246条第１項）、暴行罪（同第208条）、脅迫罪（同第222条）、恐喝罪（同第249条第１項）、強盗罪（同第236条第１項）、窃盗罪（同第235条）、建造物侵入罪（同第130条）、建造物損壊罪（同第260条）、器物損壊罪（同第261条）、有線電気通信法違反の罪（同法第14条、第９条）、電波法違反の罪（同法第109条の２）、電気通信事業法違反の罪（同法第179条）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反の罪（同法第11条、第３条）、不正指令電磁的記録供用罪（刑法第168条の２第２項）の構成要件にも該当することがあるところ、本項は、本条の罰則がこれらの罪の罰則の適用を排除するものではなく、特別秘

密の取得罪と別個にこれらの罪が成立し、観念的競合（刑法第54条第１項前段）として最も重い刑により処断されることを明らかにするとともに、特別秘密の取得罪がこれらの罪の特別減軽類型になるものではないことを明らかにするものである。したがって、特別秘密の取得罪と強盗罪が成立する場合、強盗罪の刑である５年以上の有期懲役により処断されることになる。本項と同様の規定は、不正競争防止法第21条第７項及び割賦販売法第49条の２第４項にも置かれている。

第19条（共謀・教唆・煽動）

1　趣旨

いったん業務者による保全状態から流出した特別秘密は、それを漏えいした者や取得した者を罰しても取り返しがつかないため、流出の結果をもたらす危険性の大きい行為として、故意の漏えい行為又は取得行為（以下「漏えい行為等」という。）の共謀・教唆・煽動を処罰することとしたものである。

なお、特別秘密の保全状態からの流出を未然に防止するためには、漏えい等の予備についても処罰の対象とすることが考えられるが、共謀を伴わない単独の予備行為は、必ずしも外形的には明確に捉え難く、運用のいかんによっては処罰範囲が広がりすぎる懸念があると考えられるため、処罰の対象とはしないこととした。

2　内容

(1)　取扱業務者による漏えい行為等の共謀・教唆・煽動（第１項）

ア　主体

主体に限定はない。

イ　「共謀」

改正前自衛隊法第122条第４項の「共謀」及び刑法第78条の「陰謀」と同義であり、２人以上の者が漏えい行為等の実行を具体的に計画して、合意することをいう。必ずしも、実行の細部にわたることを要しないが、漏えい行為等の実行についての抽象的、一般的な合意をするだけでは足りない（大塚仁ほか編「大コンメンタール刑法第４巻」（以下「大コンメ第４巻」という。）36頁）。

業務者ではない者のみで漏えい行為を共謀した場合、特別秘密の流出の現実的危険性に乏しいため、本罪は成立しない。

漏えい行為等の共謀をした者が漏えい行為等を実行した場合、本罪は漏えい罪又は取得罪に吸収される（大コンメ第４巻37頁）。

ウ　「教唆」

改正前自衛隊法第122条第４項の「教唆」及びＭＤＡ秘密保護法第５条第３項の「教唆」と同じく独立教唆のことであり、漏えい行為等を実行させる目的をもって、人に対して、当該行為を実行する決意を新たに生じさせるに足る慫慂行為をすることをいう（大塚仁ほか編「大コンメンタール刑法第３巻」（以下「大コンメ第３巻」という。）639頁）。

独立教唆は、教唆とは異なり、教唆行為、すなわち人に漏えい行為等を実行する決意を生じさせるに適した行為があれば、それだけで独立犯としての教唆が成立し、教唆行為の結果として被教唆者が漏えい行為等を実行したことを要しないのみならず、実行する決意を抱くに至ったことも要しない（大

コンメ第３巻639頁)。

教唆行為の結果として被教唆者が漏えい行為等を実行した場合、教唆及び独立教唆の両者が成立し、観念的競合（刑法第54条第１項前段）として処断される（自衛隊法改正資料)。

なお、ＭＤＡ秘密保護法及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和27年法律第138号）（以下「刑事特別法」という。）においては、特別防衛秘密及び合衆国軍隊の機密の漏えい行為等の独立教唆について、「教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。」旨を規定している（ＭＤＡ秘密保護法第５条第４項、刑事特別法第７条第３項)。しかしながら、刑法総則の規定は特別の規定がない限り他の法令の罪についても適用されるのであって（刑法第８条)、上記規定は注意規定に過ぎず、独立教唆を規定する11の現行法中改正前自衛隊法を含む８法が同様の規定を置いていないことも踏まえ、本法では規定しないこととした。

エ　「煽動」

改正前自衛隊法第122条第４項の「煽動」及びＭＤＡ秘密保護法第５条第３項の「せん動」と同義であり、漏えい行為等を実行させる目的をもって、人に対して、当該行為を実行する決意を生ぜしめ又は既に生じている決意を助長させるような勢いのある刺激を与えることをいう（大コンメ第３巻640頁)。

客観的に人に実行を決意させるか既存の決意を助長させるような性質の刺激を与えれば成立し、実際に決意を生ぜしめたか、あるいは、決意を助長させたことを必要としない。煽動の内容たる意思表示が相手方の認識又は了解し得べき状態に置かれたことをもって足り、相手方が現実に認識又は了解することを必要としない。煽動の相手方は、特定少数者では足りず、不特定又は多数人であることを要する（大コンメ第３巻641頁)。

オ　法定刑

取扱業務者による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動は、業務知得職員による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動と比べ、法益侵害の危険が高く、非難可能性も大きいと考えられるため、より重い法定刑を定めることとした。

そして、取扱業務者による故意の漏えい罪及び取得罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、５年以下の懲役とすることとした。

(2)　業務知得職員による故意の漏えい行為の共謀・教唆・煽動（第２項）

主体及び行為は第１項と同様である。

法定刑は、取扱業務者による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動の法定刑を５年以下の懲役としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、３年以下の懲役とすることとした。

第20条（自首減免）

1　趣旨

特別秘密の業務者による保全状態からの流出という結果が発生する前の自首を促し、捜査官等において必要な方策を講じて実害の発生を未然に防止することができるよう、刑法第42条第１項の特則として自首による必要的減免を規定したものであり、改正前自衛隊法第122条第５項と同趣旨の規定である。

2　内容

(1)　対象となる罰則

故意の漏えい行為の未遂罪（第17条第３項）、取得行為の未遂罪（第18条第２項）及び故意の漏えい行為又は取得行為（以下「漏えい行為等」という。）の共謀罪（第19条）である。

漏えい行為等の教唆罪及び煽動罪（第19条）は、教唆も煽動も特別秘密の保全状態からの流出という結果が発生する前の行為ではあるものの、被教唆者又は被煽動者が漏えい行為等を実行するとしないとにかかわらず処罰することとした同条の趣旨に鑑み、本条の対象とはしない。

(2)　「自首」

刑法第42条第１項の「自首」と同義であり、犯人が誰であるかが捜査機関に発覚する前に、犯人が自発的に捜査機関に自己の犯罪事実を申告し、その訴追を求める意思表示をいう。

第21条（国外犯処罰）

1　趣旨

(1)　特別秘密の保護を徹底するためには、漏えい等に係る国外犯処罰規定を設けることが適当であると考えられるところ、本法が特別秘密の保護そのものを目的とするものであり、その保全状態を脅かす行為であれば処罰の対象とするのが適当であることから、すべての者の国外犯を処罰対象とする保護主義を採用するのが本法の目的に合致すると考えられる。

また、「国際法上一般には、とくに外国人の国外犯のうち、内乱、外患誘致、通謀利敵または破壊活動など、内国の安全、領土保全または政治的独立を害する『政治的基本秩序を害する罪』（外国人に対し刑罰をもって規制するのもやむをえないという事情があれば、スパイ活動、外交・領事機関での偽証、出入国管理法令・関税法違反に関する共同謀議も含む）」（山本草二「国際法（新版）」236頁）が保護主義の適用対象となると解釈されているところ、本法の特別秘密は、我が国の安全の維持にとって重要な秘密であり、その漏えいが我が国及び国民の安全その他の利益を害するものであるため、特別秘密の漏えいや取得行為等に保護主義を適用することは国際法上も許容されるものと考えられる。

そこで、保護主義を採用し、すべての者の国外犯を処罰することとしたのが本条である。

(2)　なお、改正前自衛隊法においては、日本国民以外の者による国外犯が現実的には想定し難いことから、日本国民の国外犯のみを処罰対象とする属人主義を採用するにとどまっているが（同法第122条第６項）、本法における特別秘密は、防衛のみならず外交及び公共の安全と秩序の維持の分野にまで秘密の範囲を拡大するものであり、我が国の在外公館において外交に関する特別秘密を取り扱うことが見込まれることも踏まえると、日本国民以外の者による国外犯が敢行される事態が現実的なものとして十分想定されると考えられる。

2　内容

(1)　第17条の罪の国外犯（第１項）

第17条の罪は身分犯であり、すべての者の国外犯を処罰する刑法第２条の規定では空振りが多くなるため、「日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する」と規定することとした。

(2)　第18条及び第19条の罪の国外犯（第２項）

第18条及び第19条の罪は非身分犯であり、すべての者の国外犯を処罰することとしても空振りは生じないため、「刑法第２条の例に従う」と規定することとした。

附則第１条（施行期日）

１　趣旨

本条は、本法の施行期日について規定するものである。

２　内容

本法を円滑に施行するためには、政令の制定、各行政機関における内部規則の作成等を行う必要があり、防衛秘密制度の創設に係る改正自衛隊法が公布の日から起算して１年以内に施行していることを踏まえ、本条は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。

ただし、本法が施行されてから、各行政機関が特別秘密を取り扱う職員等に対する適性評価を一通り完了するまでには相応の期間が必要となることを踏まえると、第６条の規定を他の規定と同時に施行した場合、行政機関の事務の遂行に支障が生じることになる。このため、第６条の規定については、他の規定よりも施行期日を遅らせることとし、その具体的時期は、特別秘密を取り扱う職員等が最も多い防衛省が職員等に対する適性評価を一通り完了するのに必要な期間を踏まえ、公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定めることとしている。

附則第６条については、現在国会に提出されている国家公務員法等の一部を改正する法律案により人事院が廃止される時期を考慮して、国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布の日又は本法の公布の日のいずれか遅い日から施行することとしている。

附則第２条（自衛隊法の一部改正）

１　趣旨

本条は、本法の施行に伴い自衛隊法の一部について所要の改正を行うものである。

２　内容

(1)　防衛秘密に関する規定の削除（第96条の２、第122条及び別表第４の削除）

防衛秘密制度を本法の特別秘密制度に移行させることに伴い、防衛秘密に関する規定である第96条の２、第122条及び別表第４を削除するものである。

(2)　その他の規定の整備（目次、第７章の章名等の改正）

防衛秘密に関する規定の削除に伴う規定の整備として、目次及び第７章の章名について所要の改正を行うとともに、第123条以降の条を繰り上げるものである。

附則第３条（防衛秘密に関する経過措置）

1　趣旨

本条は、本法の施行に伴い防衛秘密に関する経過措置について規定するものである。

2　内容

防衛秘密制度を本法の特別秘密制度に移行させることに伴い、改正前自衛隊法第96条の２第１項の規定により防衛秘密として指定されている事項を特別秘密として指定し直すこととすると、第３条第３項の規定による共有事項の指定に係る特定行政機関の長との協議が必要となり不合理な結果が生じることとなる。このため、本法の施行日の前日において改正前自衛隊法第96条の２第１項の規定により防衛秘密として指定されている事項については、施行日において防衛大臣が特別秘密として指定した事項とみなすこととするものである。

ただし、本条の規定により特別秘密とみなされる防衛秘密には有効期間が定められていないことから、防衛大臣が施行日から起算して５年を超えない範囲内でその有効期間を定めることを義務付けている。

附則第４条（罰則に関する経過措置）

１　趣旨

本条は、本法の施行に伴い防衛秘密の漏えい行為に係る罰則が廃止されることから、罰則に関する経過措置について規定するものである。

２　内容

(1)　「施行日前にした行為…に対する罰則の適用については、なお従前の例による。」

本法の施行に伴う自衛隊法の一部改正により防衛秘密の漏えい行為に係る罰則が廃止されることから、本法の施行前に行われた防衛秘密の漏えい行為については、改正前自衛隊法における防衛秘密の漏えい行為に係る罰則を適用することとするものである。

(2)　「旧自衛隊法の規定により防衛秘密を取り扱うことを業務としていた者であって施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなったものがその業務により知得した防衛秘密に関し、施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。」

防衛秘密を取り扱うことを業務とする者が本法施行後も引き続き当該防衛秘密を取り扱うことを業務とする場合、本法施行時に附則第３条の規定により当該防衛秘密が特別秘密にみなされる結果、当該者は「特別秘密を取り扱うことを業務とする者」（第17条第１項）に該当することとなり、当該者がその業務により知得した防衛秘密に関する本法施行後の当該者による漏えい行為及びその他の者による共謀・教唆・煽動行為等については本法の罰則が適用されることになる。

それに対し、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者が本法施行前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなった場合、本法施行時に附則第３条の規定により当該防衛秘密が特別秘密にみなされても、当該者は「特別秘密を取り扱うことを業務とする者」又は「特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった」（同項）者のいずれにも該当せず、当該者がその業務により知得した防衛秘密に関する本法施行後の当該者による漏えい行為及びその他の者による共謀・教唆・煽動行為については本法の罰則が適用されないと解される。そこで、本条は、このような行為について改正前自衛隊法の罰則を適用することとするものである。

附則第５条（政令への委任）

１　趣旨

本条は、前２条に規定するもののほか、本法の施行に関し必要な経過措置について、政令で定めることを規定するものである。

２　内容

(1)　本法の施行に関し必要な経過措置として、前２条に規定するもの以外に、防衛秘密を本法の特別秘密制度に移行させるために必要な経過措置で政令で定めるべきものがあり得ることから、本条を置くものである。

(2)　本条の規定に基づいて政令で定める経過措置として検討の対象となり得るものとしては、

・　防衛秘密の標記及び表示に関する経過措置

・　改正前自衛隊法第96条の２第３項の規定により他の行政機関に行わせている防衛秘密の取扱いの業務に関する経過措置

が考えられるが、これらの経過措置の必要性については、特別秘密の標記・表示や他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の手続について本法に基づき定められる政令の内容を踏まえて検討する必要がある。

附則第６条（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

１　趣旨

本条は、国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を改正するものである。

２　内容

現在国会に提出されている国家公務員法等の一部を改正する法律案が人事院を廃止することとしており、同法の施行に伴い、本法第２条第１項第１号の「及び内閣の所轄の下に置かれる機関」を削除する必要が生じることから、国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律について所要の改正を行うものである。

附則第７条（内閣法の一部改正）

１　趣旨

本条は、本法の施行によって明確化する、特別秘密の保護に関する行政各部の施策の統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務を内閣情報官に掌理させるため、内閣法（昭和22年法律第５号）について所要の改正を行う旨を定めるものである。

２　内容

(1)　本法には、特別秘密の指定や適性評価の実施その他の特別秘密を保護するための措置を講ずる義務を行政機関の長及び警察本部長に課している一方で、当該措置を講ずる行政機関や都道府県警察への立入検査、勧告等のいわゆる法施行事務の規定を置いていないという特徴がある。

こうした特徴を踏まえると、本法の施行に伴う事務であって個々の行政機関や都道府県警察が講ずる特別秘密の保護に関する個別具体の措置以外のものとしては、特別秘密の保護に関する基本的な方針等に関する企画・立案及び総合調整に関する事務、適性評価制度を統一的に運用するための企画・立案及び総合調整に関する事務が考えられる。

具体的には、

ア　特別秘密制度の基本的な方針を能動的に打ち出すための閣議決定等を行う事務

イ　特別秘密制度を運用していく中で新たに生じた具体的な政策課題について個別的判断を閣議に諮り示す事務

ウ　適性評価制度について、事前に評価基準のガイドラインを作成する事務

エ　必要に応じて事後的に当該ガイドラインを見直す事務

といった事務が考えられるが、これらの事務は、それぞれ内閣法第12条第２項第２号から第５号までに規定される内閣としての判断・決定が必要と判断される重要案件に関する企画・立案及び総合調整に関する事務（ア及びイ関係）又は行政各部の施策の統一を保持するために必要な企画・立案及び総合調整に関する事務（ウ及びエ関係）に該当するため、内閣官房において処理すべきと解される。

(2)　次に、内閣官房において、どの組織がこれらの事務を行うことが適当かを考察する。

この点、内閣情報官は、内閣法第12条第２項第６号に掲げる「内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務」を掌理しているところ、

・　「内閣の重要政策に関する情報」は、多分に本法による保護の対象とする我が国の安全の維持にとって重要な秘密情報と重なり合うこと。

・　「収集調査」には収集調査した情報を適切かつ確実に保護することも当然の前提として含まれていることから、内閣情報官はその保護に係る高度に専門的な知見を現に有していること。

から、本法の施行によって明確化する内閣官房において処理すべき事務と内閣情報官が掌理する事務は、親和性が高いと考えられる。

他方、「内閣の重要政策」という点に着目すれば、現行法上「内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務」等を掌理する内閣官房副長官補においてこれらアからエまでの事務を掌理するという考え方もあり得るところである。しかし、内閣情報官と比較した場合、その事務において取り扱う事項と本法による保護の対象とする秘密情報とが重なり合う部分は大きいわけではなく、そのためこうした秘密情報の保護に係る知見を有しているわけではないことから、これらアからエまでの事務と内閣官房副長官補が掌理する事務との親和性は低いと考えられる。

これらのことを考慮すると、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するものについては、内閣情報官が掌理することが合理的と考えられる。

(3)　最後に、内閣法の改正の方法について考察する。

本法の施行によって、特別秘密の保護に関する行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務が明確化し、その事務の頻度や量が高まることから、本法の施行と内閣官房がつかさどる事務に関する内閣官房に置かれる官職の事務分担の見直しは一体不可分なものである。したがって、本法の附則において内閣法を改正することとする。

改正に当たっては、内閣情報官が新たに掌理することとなる事務の範囲が特別秘密に係る企画・立案及び総合調整の範囲に限られることを適切に表現するため、本法の特別秘密の定義の規定（第３条第１項）を引用することとする。

別表

1　趣旨

別表は、防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持に関する事項には、広範多岐な内容が含まれ得るところ、国及び国民の安全の維持のために重要な情報の漏えいの防止を図るという本法の目的に鑑み、別表において、特別秘密の対象となり得る事項を限定的に規定することとしている。

2　内容

(1)　本別表は、防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持の３分野に関する事項のうち類型的に秘匿する必要性が高いと認められるものを明らかにするため、分野ごとに号立てをした上で各号に具体的な事項を規定している（詳細については、別表各号の解説を参照）。

(2)　なお、別表各号の柱書の「防衛に関する事項」、「外交に関する事項」及び「公共の安全と秩序の維持に関する事項」との規定は、以下のとおり、それぞれの各号列記事項との関係で特別秘密の対象となり得る事項を限定する効果を有している。

ア　第１号イについて、「自衛隊の運用」に関する事項のうち「防衛」に関するもの、すなわち防衛出動時における自衛隊の活動又はこれに極めて密接な関連を有するものに限定している。

イ　第２号イについて、「我が国の安全保障等に係る重要施策の方針」に関する事項のうち「外交」に関するものに限定している。

ウ　第３号イについて、「テロリズム等緊急事態」への対処計画等に関する事項のうち「公共の安全と秩序の維持」に関するものに限定しており、武力攻撃事態における自衛隊の運用計画等の「防衛」に関する事項は対象とならない。

別表第１号（防衛に関する事項）

１　趣旨

本号は、防衛に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

防衛とは、直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を実力をもって守ることをいい、自衛隊が外国の軍隊等に対して行う作戦行動のみを指すのではなく、情報収集、物資の輸送・補給、装備品等の修理等の作戦行動に密接な関連を有する諸活動を含む。本号は、国及び国民の安全の維持のために重要な情報の漏えいの防止を図るという本法の目的に鑑み、防衛秘密となり得る事項を限定的に規定している改正前自衛隊法別表第４に掲げられている事項を基本的に継承するものである。

２　内容

(1)　別表第１号イについて

ア　「自衛隊の運用」

防衛出動や警戒監視活動等の具体的な任務を与えられた自衛隊が当該任務を遂行することをいう。「自衛隊の運用」の具体的内容としては、運用に係る命令、当該命令の実施状況、武器使用基準を含む対処要領、部隊行動基準等が含まれる。

本号の対象は「防衛に関する事項」であり、防衛出動時における自衛隊の運用が対象となるのは当然であるが、それだけに限られるものではなく、例えば、警戒監視活動、対領空侵犯措置等の実施要領など、防衛出動時以外の自衛隊の活動に関する事項であっても、防衛出動時における自衛隊の活動と共通するなど極めて密接な関連を有するものについては、本号の対象となり得る。

この点、改正前自衛隊法別表第４第１号には「防衛に関する事項」という限定がないが、「我が国の防衛上特に秘匿する必要があるもの」でなければ防衛秘密として指定できないことから、防衛秘密に指定し得る事項は、「自衛隊の運用」に関する事項のうち防衛出動時における自衛隊の活動又はこれと極めて密接な関連を有するものに限られると解されている。このため、本号においては、対象を「防衛に関する事項」に限定することにより防衛秘密に指定し得ない事項をあらかじめ除外し、対象となる事項の明確化を図ったものであり、特別秘密に指定し得る「自衛隊の運用」の範囲を防衛秘密よりも狭めるものではない。

イ　「自衛隊の運用に関する見積り若しくは計画」

防衛出動等の具体的な任務が与えられた場合の自衛隊の対処に関する計画、及び当該計画を作成するために必要又は有用な内外の諸情勢その他の事

項に関する分析評価又は予測をいう。自衛隊の効率的かつ効果的な運用のためには、そのための計画が必要であるが、当該計画を作成する上で内外の諸情勢に関する緻密な見積りが必要であることから、本号は計画と見積りを一体的に規定している。

具体的には、「防衛、警備等に関する計画」（防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第８号）第18条）及びこの計画の作成に資するために作成される見積り等が挙げられる。

ウ　「自衛隊の運用に関する研究」

自衛隊の効率的かつ効果的な運用に資すること等を目的として行う運用に関する各種の研究をいう。

エ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、自衛隊の具体的な対処要領や活動状況等、自衛隊の運用の態勢、関心事項等の手の内が明らかになることから、相手国が我が国を効果的に侵攻することが可能になり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(2)　別表第１号ロについて

ア　「防衛に関し収集した重要な情報」

防衛に関して情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「防衛に関し収集した情報」には、防衛を所掌する防衛省が収集した情報、内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち防衛に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、防衛に資することから防衛省と共有されるに至ったものが含まれる。

イ　「防衛に関し収集した電波情報」

防衛に関して収集した通信情報（ＣＯＭＩＮＴ）、電子情報（ＥＬＩＮＴ）及び宇宙飛翔体情報（ＴＥＬＩＮＴ）をいう。

具体的には、「通信情報」とは、通信の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報を、「電子情報」とは、レーダー波、航法用電波など通信以外の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報を、「宇宙飛翔体情報」とは、電子情報のうち、弾道ミサイル等の宇宙飛翔体から通信以外の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報をいう。

ウ　「防衛に関し収集した画像情報」

防衛に関して、人工衛星、航空機、ヘリコプター等を利用して地表面等の観測や撮像を行った結果として得た画像情報及び当該画像情報を処理・分析して得られる情報をいう。具体的には、自衛隊が収集・処理した画像情報の他に、内閣衛星情報センターが収集・処理した画像情報等が挙げられる。

エ　「防衛に関し収集したその他の重要な情報」

「電波情報」や「画像情報」と同等程度に重要と判断されるその他の情報をいい、具体的には、外国政府等からの提供情報や総合的な分析成果等が挙げられる。

オ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国を防衛するために適時に適切な対応をとることができず、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(3)　別表第１号ハについて

ア　「情報の収集整理」

「防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

イ　「情報の収集整理の能力」

能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいい、具体的には、電波情報の場合には、自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な通信網等、画像情報の場合には、自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な地域、場所等が挙げられる。

「情報の収集整理の能力」には、防衛省の情報の収集整理に関する能力の他に、防衛省に防衛に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国を防衛するために適時に適切な対応をとることができず、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4)　別表第１号ニについて

ア　「防衛力」

侵略を排除する国家の意思と能力を表すものとして、侵略を未然に防止し、万一侵略を受けた場合にはこれを排除する機能を有するものであり、自衛隊の部隊の規模や編成、装備品等の種類や数量等、我が国を防衛する上で必要な人的、物的その他の能力の総体をいう。

イ　「防衛力の整備」

現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術等の動向等を踏まえ、部隊の改編、装備品等の整備等により我が国の安全を確保するために適切な防衛力を構築又は維持することをいう。

ウ　「防衛力の整備に関する見積り若しくは計画」

防衛力の整備を行うために作成する計画、及び当該計画を作成するために必要又は有用な内外の諸情勢等に関する分析評価又は予測をいう。防衛力の効率的かつ効果的な整備のためには、そのための計画が必要であるが、当該計画を作成する上で内外の諸情勢に関する緻密な見積りが必要であることから、本号は計画と見積りを一体的に規定している。

具体的には、「統合中期防衛構想」（防衛諸計画の作成等に関する訓令第８条及び第９条）として作成される防衛力整備に関する計画及びこの計画の作成に資するために作成される「統合中期情報見積り」（情報業務の実施に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第21号）第19条）等が挙げられる。

エ　「防衛力の整備に関する研究」

現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術の動向等に関する分析を踏まえた将来の防衛力の在り方の検討に資する研究をいう。

オ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、現在の我が国の防衛力の問題点に加えて、将来的な防衛力の方向性が明らかになることから、相手国が我が国の防衛力の弱点をつく効果的な作戦の遂行や軍事力の構築を行うことが可能になり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

なお、本号に該当する事項は、現在の我が国の防衛力の問題点や将来の防衛力の方向性を明らかにする内容を含み得るため、特別秘密の対象となり得ると考えられるが、多額の予算を必要とする防衛力の整備について国民の理解を得る観点等から、防衛力の整備に関する計画の概要については、中期的な観点から防衛力を整備するための政府の方針である「中期防衛力整備計画」や各年度の予算において公表されている。

(5) 別表第１号ホについて

ア 「防衛の用に供する」

自衛隊が作戦行動等（作戦行動及び情報収集、物資の輸送・補給、装備品等の修理等の作戦行動に密接な関連を有する諸活動をいう。以下同じ。）に用いることを意味する。本別表は、漏えいした場合に我が国の防衛に極めて重大な支障を来す可能性のある事項の範囲を限定的に明示するものであることから、「防衛の用に供する物」は、防衛のために用いられる物件の全てではなく、自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その物の属性上又は用途上の本来的な目的とする物件等に限定され、具体的には、武器、弾薬、船舶、航空機の他に、戦車、装甲車等の車両等が挙げられる。

このため、「防衛」のために使用される可能性がある物件等のうち、自衛隊が使用する事務用機器等、当該物件の属性上又は用途上の本来的目的として、自衛隊が直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を実力をもって守るために用いるとは解されないものについては、本号の「防衛の用に供する物」には該当しない。

なお、改正前自衛隊法別表第４第５号は、施設と物件の二面性を有する船舶が同法第121条の「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物」に含まれないと解されていることを踏まえ、別表における「防衛の用に供する物」に船舶が含まれることを括弧書きで規定しているが、本法においては、船舶を武器、弾薬及び航空機と並記した上で、施設としての性格も備えている船舶を「防衛の用に供する物」の例示とするのは必ずしも適当といえないため、「その他の防衛の用に供する物」の「その他の」を「その他」としている。

イ 「防衛の用に供する物の種類又は数量」

各部隊等や各機関若しくは自衛隊が全体として保有している装備品等の種類又は数量をいう。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、個別の部隊等又は自衛隊全体の戦闘能力や継戦能力等が明らかになることから、相手国が自衛隊の部隊等の弱点を踏まえた作戦を実施することが可能となり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(6)　別表第１号ヘについて

ア　「防衛の用に供する通信網の構成」

自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする通信網の拠点、経路又はその容量等をいう。このため、一般業務用の通信網や基地内ＬＡＮといったものは、「防衛の用に供する通信網の構成」には含まれない。

イ　「防衛の用に供する通信の方法」

有線・無線を問わず自衛隊が発受する防衛の用に供する通信の方法をいい、具体的には、部隊等の使用する周波数、通信の方式（電波の送り方等）等が挙げられる。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国が通信内容を傍受することが容易となり、自衛隊の作戦行動等の詳細が明らかになるおそれがあること、また、相手国が通信網を破壊することにより自衛隊の通信を妨害することが可能になることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(7)　別表第１号トについて

ア　「防衛の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「防衛の用に供する暗号」とは、自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号を意味する。具体的には、自衛隊の部隊等が作戦行動等の際に他の部隊等との通信内容を秘匿するために用いる暗号等が挙げられる。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した自衛隊の通信内容を解読し、自衛隊の作戦行動等の詳細を知ること、また、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項に

ついては、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

イ　「ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

防衛に関し収集した重要な情報を伝達する際に用いられる暗号を意味し、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。本法においては、「防衛に関し収集した重要な情報」に、防衛省以外の行政機関が収集した情報であって、防衛に資するものが含まれ得るところ、当該情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号は改正前自衛隊法別表第４の「防衛の用に供する暗号」に当たらないことを踏まえ、「その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」を追加的に規定することとしている。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(8)　別表第１号チについて

ア　「武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物」

別表第１号ホの解説を参照。

イ　「仕様」

装備品等の構造（内部的な組立て及び材質）、形状又は強度をいう。具体的には、潜水艦のプロペラの材質又は形状、戦車等の装甲厚等が挙げられる。

ウ　「性能」

装備品等がその目的に従って使用された場合に発揮する特性や能力をいう。具体的には、誘導弾の対処目標性能、潜水艦の潜航可能深度等が挙げられる。

エ　「使用方法」

装備品等の物理的な操作方法のみならず、その装備品等の本来の目的にかなった最も有効適切な操作方法をいう。具体的には、機雷の敷設深度等が挙げられる。

オ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、装備品等が発揮し得る能力等が明らかになり、相手国が対抗措置を講じることが可能となるため、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

研究開発段階にある装備品等についても、その仕様、性能又は使用方法が

漏えいした場合、近い将来において自衛隊が作戦行動等に使用される蓋然性が高い装備品等が発揮し得る能力等が明らかになるため、装備品等とあわせて本号の対象と含めることとしている。

(9)　別表第１号リについて

ア　「武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物」

別表第１号ホの解説を参照。

イ　「製作の方法」

装備品等又はそれらに用いられる部品、システム等を製作するために必要な知識又は技術をいう。具体的には、潜水艦の内殻構造等の設計や戦車の防弾鋼板等の製作の方法が挙げられる。

ウ　「検査の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等を検査するために必要な知識若しくは技術又は当該検査の評価基準若しくは結果として得られるデータをいう。具体的には、検査から得られるデータ等から性能や特性が明らかになる機雷、レーダー等の検査の方法が挙げられる。

エ　「修理の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等を修理するために必要な知識若しくは技術又は当該修理の結果として得られるデータをいう。具体的には、曳航式パッシブソナーや秘匿装置等の修理の方法が挙げられる。

オ　「試験の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等の試験を行うために必要な知識若しくは技術又は当該試験の評価基準若しくは結果として得られるデータをいう。具体的には、試験から得られるデータ等から周波数等の特性が明らかになるレーダー等の試験の方法が挙げられる。

カ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、装備品等が発揮し得る能力等が明らかになり、相手国が対抗措置を講じることが可能となるため、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

研究開発段階にある装備品等についても、その製作、検査、修理又は試験の方法が漏えいした場合、近い将来において自衛隊が作戦行動等に使用される蓋然性が高い装備品等が発揮し得る能力等が明らかになるため、装備品等とあわせて本号の対象と含めることとしている。

(10)　別表第１号ヌについて

ア　「防衛の用に供する施設」

自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的

な目的としている施設（土地、建物及びその付属施設をいう。建物及びその付属施設の用途に従って当然に存在する若しくはその効用を増す器材等、例えば電気回線、通信回線若しくは警備システム等を含む。）をいい、具体的には、作戦行動の際に指揮所として使用される施設等が挙げられる。他方、自衛隊が所有している宿舎又は厚生施設等の施設は、「防衛の用に供する施設」には含まれない。

イ　「設計」

防衛の用に供する施設の構造（内部的な組立て及び材質）又は当該施設に求められている強度をいう。具体的には、特定の区画が基地内若しくは建築物の内部のどこに存在するか、又は電気回線、通信回線若しくは警備システムの構成や配置等が挙げられる。

ウ　「性能」

防衛の用に供する施設がその用途に従って使用された場合に実際に発揮される特性、強度又は能力（施設の設計目的が達成されているか）をいう。具体的には、シールド性能、抗たん性能等が挙げられる。

エ　「内部の用途」

防衛の用に供する施設の内部、例えば、ある区画（部屋）がいかなる目的で使用されているかをいう。

オ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、防衛の用に供する施設の防護能力等が明らかになることから、相手国が当該施設の弱点を踏まえた作戦を実施することが可能となり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

別表第２号（外交に関する事項）

１　趣旨

本号は、外交に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

外交は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに良好な国際環境の整備を図る上で、また、調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図る上で重要な活動であり、広範多岐な活動が含まれるところ、国及び国民の安全の維持のために重要な情報の漏えいの防止を図るという本法の目的に鑑み、本号では、主として我が国の安全保障等に関する事項に限定することとしている。

２　内容

(1)　別表第２号イについて

ア　「我が国の安全保障等に係る重要施策の方針」

我が国の安全保障等に係る外交交渉その他の国益に影響を与え得る重要な施策において我が国が確保すべき利益、構築すべき外国との関係等の達成すべき目標及びそれらを実現するための方策をいう。

具体的には、我が国の安全保障等について具体的な懸案事項を抱える外国との間で行う外交交渉に際して作成される対処方針、我が国の安全保障等にとって望ましい同盟国等との関係構築に向けた外交戦略等が挙げられる。

イ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　我が国の安全保障等に係る外交交渉等の手の内が明らかになるため、関係国が対抗措置や妨害措置を講じることが可能となり、我が国の利益の実現、望ましい外交関係の構築等が困難になる可能性がある

②　我が国と同盟国等との間の安全保障等に係る協力・連携の強化等の手の内が明らかになることにより、同盟国等との信頼関係が損なわれ、その後の安全保障等に係る協力・連携が困難になる可能性がある

ことから、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

なお、本号に該当する事項は、安全保障等に係る外交の手の内を含み得るため、特別秘密の対象となり得ると考えられるが、手の内に至らない安全保障等に係る外交方針については、外交に対する国民の理解を得る観点等から、国会における外務大臣の外交演説等において必要に応じて明らかにされている。

(2)　別表第２号ロについて

ア　「我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容」

我が国の安全保障等の実現のために外国の政府又は国際機関との間で行う交渉の内容をいい、具体的には、同盟国等との安全保障等に係る協力・連携についての交渉や、安全保障等について具体的な懸案事項を抱える外国との当該懸案事項の解決のための交渉の具体的内容等が挙げられる。

なお、本号は交渉過程を対象とするものであり、交渉の結果としての国際約束等の合意内容を対象とするものではない。

イ　「外国の政府」

第２条第２項第２号で解説したとおり、「外国」には未承認国家も含まれる。したがって、「外国の政府」には、未承認国家の政府も含まれるが、中央銀行等の外交権限を持たない機関は含まれない。

ウ　「国際機関」

一般に、特定の目的を達成するために、設立条約等国際約束に基づき設立され、一定の任務を遂行する組織体をいい、具体的には、国際連合、北大西洋条約機構等が挙げられる。

エ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　安全保障等に係る交渉過程の詳細が明らかになることにより、交渉相手国との信頼関係が損なわれ、率直な意見交換を行うことが困難になるなど、その後の当該交渉相手国との交渉に支障が生じる

②　交渉過程が第三国にも明らかになるため、今後行われる第三国との同種の交渉においても我が国が望ましい結果を得ることが困難になる

こととなり、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(3)　別表第２号ハについて

ア　「外交に関し収集した重要な情報」

外交に関して情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「外交に関し収集した情報」には、外交を所掌する外務省が収集した情報、内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち外交に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、外交に資することから外務省と共有されるに至ったものが含まれる。

イ　「外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報」

具体的には、我が国の安全保障等を実現する上で必要となる外国の軍事動向等に関する内部情報、同盟国等との安全保障協力のために共有している情報であって情報保護協定に基づき保護すべきもの等が挙げられる。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国の外交上適時に適切な対応をとることができず、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4)　別表第２号ニについて

ア　「情報の収集整理」

「外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

イ　「情報の収集整理の能力」

能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいう。具体的には、我が国の安全保障に影響を及ぼす外国の軍事動向等に関する内部情報、画像情報等の情報源、情報入手の頻度等が挙げられる。「情報の収集整理の能力」には、外務省の情報の収集整理に関する能力の他に、外務省に安全保障等に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手す

ることが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国の外交上適時に適切な対応をとることができず、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(5)　別表第２号ホについて

ア　「外交の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「外交の用に供する暗号」とは、外交に係る諸活動の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号を意味し、具体的には、外務省本省と在外公館との間で情報を伝達するために用いられる暗号等が挙げられる。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、安全保障等に係る外交を含む我が国の外交の手の内等の詳細を知ることが可能となり、また、他国との信頼関係が損なわれることから、我が国の安全保障等に係る外交を含む外交全般に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

イ　「ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号を意味し、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を外務省に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となり、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

別表第３号（公共の安全と秩序の維持に関する事項）

１　趣旨

本号は、公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

公共の安全と秩序の維持を主な任務とする行政機関としては、警察庁、公安調査庁及び海上保安庁（以下「治安機関」という。）がある。治安機関の所掌事務は多岐に及ぶが、国及び国民の安全の維持のために重要な情報の漏えいの防止を図るという本法の目的に鑑み、本号では、主として我が国におけるテロリズム防止等に関する事項に限定することとしている。

２　内容

(1)　別表第３号イについて

ア　「テロリズム等緊急事態に対処するための計画」

テロリズム等緊急事態への適切な対処を確保するため、治安機関がとるべき措置の手順等をまとめた計画をいい、具体的には、重大テロが発生した場合の治安機関における対応要領等が挙げられる。

なお、自衛隊の運用に関する計画が内外の諸情勢等に関する緻密な見積りに基づいて作成され、両者に一体性が認められるのに対して、本号の計画はテロ情勢等を踏まえて作成されるものの、テロ情勢等に関する見積りとの一体性が薄いため、テロ情勢等に関する情報がロ号により別途保護し得ることも踏まえ、本号には見積りを規定していない。

イ　「テロリズム等緊急事態に対処するための研究」

テロリズム等緊急事態への効率的かつ効果的な対処に資すること等を目的として行う研究をいい、具体的には、緊急事態発生時における諸外国の対応要領を踏まえた研究等が挙げられる。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、テロリズム等緊急事態に対処する治安機関の能力、態勢又は関心事項が明らかになることから、テロ組織等が治安機関の手の内を踏まえた効果的な攻撃を実施することが可能となり、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(2)　別表第３号ロについて

ア　「公共の安全と秩序の維持に関し収集した重要な情報」

公共の安全と秩序の維持に関して、情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理・分析した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「公共の安全と秩序の維持に関し収集した情報」には、治安機関が収集した情報、

内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち公共の安全と秩序の維持に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、公共の安全と秩序の維持に資することから治安機関と共有されるに至ったものが含まれる。

イ　「公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報」

治安機関は「公共の安全と秩序の維持」に関する事項について様々な情報収集活動を行っているが、それらによって得られる情報を全て特別秘密の対象とすることは適当でない。このため、本号においては、我が国の安全に影響を及ぼし得る「特定有害活動」に関する重要な情報のみを規定している。

具体的には、国内外の組織によるテロ活動、我が国に対する外国情報機関等の諜報活動等に関する内部情報、外国政府等からの提供情報等が挙げられる。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうため、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、テロ活動等の特定有害活動を抑止するために適時に適切な対応をとることができず、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(3)　別表第３号ハについて

ア　「情報の収集整理」

「公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行ってい

るのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

イ　「情報の収集整理の能力」

能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいう。具体的には、国内外の組織によるテロ活動等に関する内部情報、画像情報等の情報源、情報入手の頻度等が挙げられる。「情報の収集整理の能力」には、治安機関の情報の収集整理に関する能力の他に、治安機関に公共の安全と秩序の維持に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、テロ活動等の特定有害活動を抑止するために適時に適切な対応をとることができず、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4)　別表第３号ニについて

ア　「公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号」とは、公共の安全と秩序の維持に係る諸活動の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号をいい、具体的には、治安機関がテロ等の緊急事態に対処する際に用いる暗号、治安機関において特定有害活動に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手方は、傍受した通信内容を解読し、テロ等の緊急事態に対処する治安機関の活動等の詳細を知ることが可能となり、また、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じるこ

とが可能となることから、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

イ　「ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

「ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」とは、公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号をいい、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を治安機関に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手方は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となり、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

12/07/20内調内検討済み

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）

【論点集】

（案）

平成24年〇月
内閣官房

12/07/20内調内検討済み

目次

1　論点

【論点１】秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について ---------- 01

【論点２】立法府及び司法府を本法の対象としないことについて ---------- 08

【論点３】適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について ---------- 12

【論点４】適性評価と法の下の平等との関係について ---------- 15

【論点５】刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について ---------- 17

【論点６】漏えいの教唆及び取得行為を処罰することと報道機関の取材の自由との関係について ---------- 19

2　参考資料

○　現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧 ---------- 21

○　諸外国の秘密保全制度における適性評価手続 ---------- 25

○　諸外国の秘密保全制度における主な罰則 ---------- 27

秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について

1　我が国における秘密保全に対する脅威と対策

(1)　外国情報機関等への情報漏えいの脅威

外国情報機関等から工作を受けた公務員が情報を漏えいする事案は、検挙数こそ多くないものの、平成20年には内閣情報調査室職員が在日ロシア大使館員に情報を漏えいする事件が起きており、この種事案の検挙が必ずしも容易でないことや、外国情報機関等が活動を停止した証左もないことにも鑑みると、外国情報機関等への情報漏えいの脅威は依然として高いレベルで存在するものと考えられる。

【別紙１】主要な情報漏えい事件等の概要

(2)　インターネット上への情報漏えいの脅威

平成22年11月の尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案は、衝突映像を非公開とする政府の方針に不満を持った海上保安庁の職員が、広く国民に知らせるべきとの個人的考えを優先し、秘密保全のルールを無視してインターネット上に非公開の映像を流出させたものである。近年のインターネットの普及によって、マスメディアの力を借りることなく、パソコンを操作するだけで公開したい情報を広く発信できるようになった中で、情報漏えいの物理的・心理的ハードルが相当程度下がったことを本事案は示している。また、ウィキリークスのような内部情報公開サイトは、誰が情報提供者であるかが判明しないよう、高度な暗号化技術を用いて情報提供者に関する情報を秘匿しており、情報漏えいに本来伴うはずのリスクや恐怖感を軽減し、新たな情報漏えいの脅威を増幅することとなると考えられる。

その上、インターネット上への情報漏えいは、一度に大量の情報が極めて短期間に拡散し、しかも回収することが不可能であることから、漏えい時の被害は極めて甚大であって、対策が急務である。

(3)　標的型サイバー攻撃の脅威

標的型サイバー攻撃とは、「特定の組織・人を標的として、主として、組織・人の機密情報を詐取等することを目的としたサイバー攻撃」（経済産業省）であり、

- 攻撃の成功率を高めるため、攻撃対象の組織と業務上関係のある組織等を装うとともに、メールの添付ファイルに情報を窃取等するプログラムを密かに埋め込む（いわゆる標的型メール攻撃）
- 攻撃対象の組織等が使用するＩＴシステムの中で対策が施されていない脆弱性を直接突くことにより、密かにシステム内部に侵入する

といった手段により行われ、攻撃対象に気付かれることなく機密情報を窃取し、その後にその痕跡を消去することもある極めて巧妙かつ悪質な行為である。

近時、政府機関等に対する標的型サイバー攻撃が多数発覚している現状に鑑

みると、標的型サイバー攻撃への対応は官民挙げての喫緊の課題になっている。

【別紙２】政府機関、防衛産業等に対する標的型サイバー攻撃の事例

(4)　法制に関する検討・対策の必要性

国際情勢の多様化に伴い情報の果たすべき役割がより重要になり、情報を収集・整理・活用する前提としてその保全体制を確立する必要性が増す中で、上記のような脅威に対しては、職員の規範意識の醸成、情報管理に係る運用の改善などといった対策に既に着手しているところであるが、昨今におけるこれらの脅威の大きさに鑑みると、考えられる対策をすべからく講じていくことが不可欠であり、法制に関する検討・対策を欠くことはできない状況となっている。

２　本法による対応①－厳格な保全措置の対象とすべき秘密の分野の拡大

(1)　上記１のような脅威に対しては、法制により秘密を厳重な管理下に置くとともに漏えい行為等の厳罰化を図り、保全措置を厳格にする必要があると考えられる。

しかしながら、現行法上、一般的な守秘義務を定めた国家公務員法（昭和22年法律第120号）等が存在することを前提に、防衛の分野においては自衛隊が保有する防衛秘密につきその漏えいに係る罰則を強化した自衛隊法（昭和29年法律第165号）等が存在するものの、それ以外の分野においては特段の手当てがなされていない。

(2)　そこで、本法により、政府が保有する秘密のうち、防衛以外の分野における特に秘匿の必要性が高い秘密にまで保全措置の対象を拡大することが考えられるところ、政府が果たすべき最も基本的かつ重要な責務は我が国の安全を維持することにあることに鑑みると、防衛に関する秘密のように、我が国の安全の維持にとって重要な秘密を本法の対象とすることが考えられる。

この点まず、我が国の安全の維持のためには、外交活動により国際社会において我が国の安全保障その他の重大な利益を確保することが重要であるところ、外交に関する秘密が漏えいした場合、外国との信頼関係が損なわれたり、外国との交渉上の不利益が生じたりすることにより、我が国の安全保障等に支障が生じ、その程度によっては我が国の安全の維持に影響を及ぼすことも考えられる。

次に、アメリカ同時多発テロのような国際テロ組織によるテロ行為や国内の暴力革命を企図する組織等によるテロ等の暴力的行為、我が国の安全や外交に関する秘密を不当に取得しようとする外国情報機関等による諜報活動等といった我が国の安全を脅かし得る行為は、公共の安全と秩序を維持するための活動により抑止・排除する必要があるところ、その活動に関する秘密が漏えいした場合、自らの意図や能力といった手の内を相手方に知られることにより、テロ行為等の抑止・排除に支障が生じ、その程度によっては我が国の安全の維持に影響を及ぼすことも考えられる。

(3)　以上により、本法においては、防衛に関する秘密に加え、外交に関する秘密、公共の安全と秩序の維持に関する秘密にまで厳格な保全措置の対象を拡大することとする。

なお、対象を限定かつ明確化するため、自衛隊法と同様、これらの秘密に該当し得る事項を別表等であらかじめ具体的に列挙するとともに、高度の秘匿の必要性を要件とする指定秘制度を採るべきと考えられる。

3　本法による対応②－適性評価制度の法制化

秘密の厳重な管理措置としては様々なものが考えられるが、諸外国で既に導入・運用されているように、秘密を取り扱う個別具体の者について、一定の事項を調査し、当該者が秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者かどうかの観点から、秘密を取り扱う適性を有するかを判断する適性評価制度（セキュリティ・クリアランス制度）を導入し、漏えいの可能性を低減させることが考えられる。

この点、我が国では、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年８月９日カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づき、政府統一基準として、平成21年４月から国の行政機関の職員を対象に秘密情報の取扱者に対する適性評価を実施しているが、この制度では、

- 法令上の位置付けが必ずしも明確でないこと。
- 国の行政機関の職員のみを対象としており、国の行政機関からの事業委託を受けて秘密情報を取り扱う民間事業者の役職員を対象としていないこと。
- 適性評価の実施権者が公私の団体に照会し、報告を求める権限が明確でないため、対象となった職員から正確で必要十分な情報が得られない場合に情報の裏付けや補完に限界があること。

等の課題がある。

したがって、本法においては、適性評価制度の実効性をより高めるために、当該制度を法律上の制度として明確に位置付け、所要の規定を設けることとする。

4　本法による対応③－罰則の強化

(1)　現行法上、国家公務員法等により秘密の漏えい行為について罰則が設けられているが、その法定刑の上限は、防衛秘密に係るものが自衛隊法により５年の懲役とされる以外、１年の懲役にとどまっており、その抑止力は十分とはいえない。

そこで、本法の保護の対象となる秘密の漏えい行為に係る罰則について、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）（以下「ＭＤＡ秘密保護法」という。）上の特別防衛秘密及び不正競争防止法（平成５年法律第47号）上の営業秘密の各漏えい行為に係る罰則とのバランスに鑑み、法定刑の上限を10年の懲役まで引き上げることとする。

(2)　また、本法は自衛隊法の防衛秘密を取り込んで保護の対象とするものであるところ、自衛隊法においては、業務により防衛秘密を取り扱う者（以下、業務により秘密を取り扱う者を「業務者」という。）のうち、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者（以下、秘密の取扱いを業務とする者を「取扱業務者」という。）に限ってその漏えい行為を処罰の対象としており、それ以外の業務者であって、業務により防衛秘密を知得する者（以下、取扱業務者以外の業務者であって、業務により秘密を知得する者を「業務知得者」という。）による漏えい行為を処罰の対象としていない。

しかしながら、自衛隊法は、防衛省職員であれば防衛秘密の取扱業務者に該当することを前提に、防衛省・自衛隊を規律する法律として謙抑的に処罰対象を設定していると考えられるのに対し、本法は、秘密保護のため国の行政機関全般を規律するものであり、処罰対象とすべき漏えい行為の主体は国の行政機関の職員全体に及ぶこととするのが自然であることから、業務知得者も含めた業務者全体を処罰対象とすることとする。

【別紙３】取扱業務者と業務知得者の区別

(3)　さらに、自衛隊法においては、外部者による防衛秘密の取得行為を処罰の対象としていないが、これは自衛隊内部の規律を直接の目的とする法律として謙抑的に処罰対象を設定しているものと考えられる。

それに対し、秘密の保護そのものを目的としている本法においては、業務者による漏えい行為を介さずに直接秘密を取得する行為のひとつである標的型サイバー攻撃への対応が喫緊の課題となっている現状も踏まえると、業務者による漏えい行為の処罰では抑止できない態様での外部者による取得行為を処罰の対象とするべきである。

この点、

①　欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行･脅迫によりその反抗を抑圧して、業務者から特別秘密を取得する場合

②　窃盗、特別秘密の管理場所への侵入又は不正アクセスなど、業務者の管理を害する行為を手段として特別秘密を直接取得する場合

といった、犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするものに限って処罰の対象とするのであれば、正当な取材活動など本来許容されるべき行為との区別も明確となり、国民の基本的人権との関係で懸念が生じることもないと考えられる。

したがって、本法においては、特別秘密の取得行為を処罰対象とすることとする。

(4)　その他、故意の漏えい行為の未遂、共謀、教唆若しくは煽動又は過失による漏えい行為の処罰などについては、本法が自衛隊法の防衛秘密を取り込んで保護の対象とするものであることに鑑み、自衛隊法に準じた規定を設けることとする。

12/07/20内調内検討済み

【別紙1】主要な情報漏えい事件等の概要

事件名	検挙年	事案概要	罪名・処分結果等
ボガチョンコフ事件	平成12年	在日ロシア大使館に勤務する海軍武官から工作を受けた海上自衛隊三等海佐が、現金等の報酬を得て、海上自衛隊の秘密資料を提供したもの	○ 自衛隊法違反 （懲役10月） ○ 懲戒免職
シェルコノゴフ事件	平成14年	在日ロシア通商代表部員が、現金等の謝礼を対価に、防衛機器販売会社社長（元航空自衛官）に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したもの	○ ＭＤＡ秘密保護法違反 （起訴猶予処分）
国防協会事件	平成15年	在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員（元自衛官）が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したもの	○ 電磁的公正証書原本不実記録及び不実記録電磁的公正証書原本供用 （起訴猶予処分）
イージスシステムに係る情報漏えい事件	平成19年	海上自衛隊三等海佐が、イージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の三等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛官３名に渡り、更に他の自衛官に渡ったもの	○ ＭＤＡ秘密保護法違反 （懲役２年６月猶予４年） ○ 懲戒免職
内閣情報調査室職員による情報漏えい事件	平成20年	在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に提供したもの	○ 国家公務員法違反 収賄 （起訴猶予処分） ○ 懲戒免職
尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案	平成22年	神戸海上保安部の海上保安官（巡視艇乗組員）が、中国漁船による巡視船衝突事件に係る捜査資料として石垣海上保安部が作成したビデオ映像をインターネット上に流出させたもの	○ 国家公務員法違反 （起訴猶予処分） ○ 停職12か月 （辞職）
国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案		国際テロ対策に係るデータがインターネット上へ掲出されたもの。当該データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められた。	

【別紙２】政府機関、防衛産業等に対する標的型サイバー攻撃の事例（報道等を基に作成）

平成23年７月	・　国土交通省四国地方整備局のパソコンがウィルスに感染し、感染したパソコンを経由して同整備局のネットワークにログインするためのＩＤ及びパスワードがサーバから抜き取られた可能性があるほか、合計886名分の個人情報が流出したおそれがある。 ・　衆議院議員が、メールの添付ファイルを開いたため、パソコンやサーバー内の情報を外部サイトに送信する「トロイの木馬」と呼ばれるウィルスに感染した。 ・　防衛大臣（当時）を含む参議院議員７人に「トロイの木馬」型のウィルスが仕組まれた標的型メールが送信されたが、感染しておらず、情報流出は確認されていない。 ・　総務省において、東日本大震災に関連する件名のメールの添付ファイルを開いたため、複数のパソコンが「トロイの木馬」型ウィルスに感染。外部への情報流出等については調査中だが、感染したパソコンが米国のサイトに繰り返しアクセスしていた模様。
平成23年８月	・　三菱重工業の約80台のサーバやパソコンがウィルスに感染し、何らかのデータの一部が社外に流出した可能性があることが確認された。しかし、10月24日時点で防衛や原子力に関する保護すべき情報が社外へ流出したことは確認されていない。 ・　防衛関連企業が加盟する社団法人「日本航空宇宙工業会」のパソコンがウィルスに感染し、盗み取られたメールを基に、偽装されたウィルスメールが川崎重工に送付された。そのメールには、米国内のサイトに強制接続させる不正なプログラムが仕組まれていたが、すぐに接続を遮断したため、情報流出は免れたとされる。
平成23年９月	・　ＩＨＩ、三菱電機に対してサイバー攻撃がなされた（感染の時期等は不明）。三菱電機は、添付ファイルを開けると外部に強制接続して端末内の情報を抜き取る標的型メールによる攻撃を受け、一部の端末がウィルスに感染したとされる。 ・　９月中旬、内閣官房の職員に、外部からの情報抜き取りを狙った標的型攻撃メールが複数送信され、コンピューター１台がウィルスに感染したが、情報流出は確認されていない。
平成23年10月	・　複数の在外公館において、情報の窃取を目的にした標的型メールが増加。秘密情報の漏えいは確認されず。 ・　国土地理院において、観測データを扱うサーバーがサイバー攻撃を受け、ＩＤとパスワードが解析され、不正に侵入された結果、当該サーバを踏み台にした攻撃が行われたことが判明。

【別紙３】取扱業務者と業務知得者の区別

１　ＭＤＡ秘密保護法における区別

ＭＤＡ秘密保護法は、取扱業務者と業務知得者の概念を初めて採用し、故意又は過失による特別防衛秘密の漏えいにつき両者の間で法定刑に差を設けているところ、両者の意義及び法定刑に差を設ける理由は以下のとおりである（町田充「防衛秘密保護法解説」49頁）。

「広く『業務』といっても、元来防衛秘密を取り扱うことを業務としている者と、たまたま担当事件に関する業務により防衛秘密を知得領有した者とを同一の刑をもって臨むのは適当でないと考えられた」

２　自衛隊法における区別

(1)　自衛隊法も、取扱業務者と業務知得者の概念を採用した上で、故意又は過失による防衛秘密の漏えいにつき取扱業務者のみを処罰の対象としているところ、その意義は以下のとおりである（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」71頁）。

「『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』とは、防衛秘密を取り扱うこと自体を担当業務とする者をいう。『業務』とは、本来、人が社会生活上の地位に基づき反復・継続して行う行為であり、通常、反復継続性が必要とされるが、取り扱うこと自体が業務とされれば、防衛秘密を取り扱うことの頻度、程度や、防衛秘密を取り扱うことが常態的であることは必ずしも必要とされるものではない。

この『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』には、防衛秘密を取り扱う①防衛庁の職員、②国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者、③防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者が該当するものとされる。」

なお、自衛隊法第96条の２第３項は、上記②③の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる旨規定するところ、これは「『自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、』国の行政機関や契約業者に限定して、秘密保全上の観点から罰則の対象とすることとしつつ、防衛秘密を取り扱わせることを可能としたもの」（上記「防衛秘密制度の解説」54頁）である。

(2)　他方、業務知得者は処罰の対象とならないところ、その意義は以下のとおりである（上記「防衛秘密制度の解説」71頁）。

「なお、①防衛秘密の漏えい事件に携わる司法関係者、②秘密会において防衛秘密の提示を受けた国会議員、③許認可権限に基づき防衛秘密の提出を受けた国家公務員、④建築基準法等に基づく申請等により防衛秘密の提出を受けた地方公務員*1については、それを取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないことから、『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』には該当しないと言える。また、⑤国家間の協力のために防衛秘密に接することとなった米国関係者についても、防衛秘密を取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないと解される。」

*1 [redacted]

立法府及び司法府を本法の対象としないことについて

1　立法府を本法の対象としないことについて

(1)　立法府は、国政調査権（憲法第62条）の行使として、行政府に対して特別秘密の提供を求めることがあり得る。

しかしながら、内閣又は官公署は、各議院又は各議院の委員会から求められた報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼすと認める場合には、内閣においてその旨の声明をして、これに応じないことができる（国会法（昭和22年法律第79号）第104条）ところ、特別秘密はその漏えいが我が国の安全に関わるものであるため、内閣等が特別秘密に係る報告又は記録の提出に応じることは相当程度限定されると考えられる[*2]。

(2)　また、憲法及び国会法には秘密会の規定があるが、国会議員はそもそも法律上、守秘義務を課せられていない（別紙参照）。これは、国会議員による活動の重要性に配慮し、国会議員による秘密の漏えいを禁止するという選択肢をあえて選択していないものと考えられる。

そうすると、国会議員に対する本法の適用の是非を検討するためには、国会議員の活動の在り方も踏まえつつ、立法府における秘密会の在り方や秘密保全の在り方全般と特別秘密の管理の在り方との関係を整理する必要があると考えられる。しかし、このような検討は、行政府とは独立の地位を有する立法府の在り方の根幹に関わることから、一義的には立法府における議論に委ねることが適当と考えられる[*3]。

なお、国会職員については、各議院議長の監督の下で議院の事務を行う立場であることや、特別秘密に触れる機会が国会議員よりも少ないと考えられることを考慮すると、国会議員と併せて立法府における議論に委ねることが適当と考えられる。

---

*2　特別秘密に係る報告又は記録の提出に応じるかどうかは、秘匿することによって守られるべき公益と国政調査権の行使によって得られるべき公益とを比較衡量することにより決定されるべきであると解される（昭和49年12月23日参・予算委での上田哲委員の質問に対する三木総理大臣の答弁において、国家公務員法の守秘義務に係る秘密と国政調査権との関係について同様の説明がなされており、防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」46・54頁において、自衛隊法の防衛秘密の防衛省外への提供について同様の解釈がとられている。）。したがって、そのような比較衡量の結果、行政機関が特別秘密に係る報告又は記録の提出に応じた場合、その行為には正当な理由が認められ、「漏らした」（本法第15条第1項・第2項）に当たらず、漏えい罪は成立しない。

*3　国会議員であっても、内閣総理大臣、国務大臣、副大臣及び大臣政務官が、行政機関の長又は幹部として特別秘密を取り扱う場合には、行政府の職員として本法の対象となる。

2　司法府を本法の対象としないことについて

(1)ア　司法府についても、例えば、特別秘密に係る文書等について、民事訴訟における原告が文書提出命令の申立てを行い、又は刑事訴訟における被告人・弁護人が証拠開示に係る裁定を請求した場合、裁判所がその必要性を判断するために国・検察官に対して当該文書等の提示を命じることがあり得る（民事訴訟法（平成８年法律第109号）第223条第６項、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第316条の27第１項）。しかしながら、文書等の秘匿性が極めて高い場合、裁判所は、実務上、提示命令を出すことなく文書提出命令の申立てや裁定請求を却下することが通常と考えられる[*4]。

また、国家公務員法違反等の秘密漏えい事件の公判手続においては、いわゆる外形立証により、秘密の内容そのものを裁判官や裁判所職員に対して明らかにしないまま実質秘性を立証する方法が実務上確立しているところ、特別秘密の漏えい等事件についても当該方法によりその実質秘性を十分に立証し得るものと考えられる。

したがって、実際に裁判官及び裁判所職員が特別秘密に触れる機会は相当程度限定されると考えられる[*5]。

イ　また、上記のような提示命令等の規定はあるが、裁判官には罰則を伴う守秘義務が設けられていない。これは、裁判官の高度の職業倫理や弾劾裁判等の制度による非違行為の抑制を踏まえ、裁判官による秘密の漏えいに対する刑事罰をあえて選択していないものと解される。

そうすると、裁判官に対する本法の適用の是非を検討するためには、裁判官の職業倫理の在り方も踏まえつつ、裁判官による秘密保全の在り方全般と特別秘密の管理の在り方との関係を整理する必要があると考えられる。しかし、このような検討は、行政府とは独立の地位を有する司法府の在り方に多大な影響を及ぼし得るため、一義的には司法制度全体に関する議論の機会に委ねることが適当と考えられる。

なお、裁判所職員については、裁判官の命に従い訴訟に関する事務を行う立場であることや、特別秘密に触れる機会が裁判官より少ないと考えられる

---

*4　裁判所から特別秘密に係る文書等の提示を命じられた場合、これを拒む余地はないため、提示には正当な理由が認められ、「漏らした」に当たらず、漏えい罪は成立しない。

*5　情報公開訴訟における裁判所によるインカメラ審理を導入するための「行政機関における情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案」が国会に提出されているところ、同審理の実施には当事者の同意が要件とされ、被告である行政機関側は、行政文書を裁判所に提出等することにより国の防衛若しくは外交上の利益又は公共の安全と秩序の維持に重大な支障を及ぼす場合その他の国の重大な利益を害する場合には同意を拒むことができることとされている。

こと[*6]を考慮すると、裁判官と併せて司法制度全体に関する議論の機会に委ねることが適当と考えられる。

(2) なお、司法府に関連して、裁判の過程で証拠開示を受けるなどして特別秘密を知得する可能性がある弁護士に対する本法の適用の是非も論点となり得ると考えられる。

しかしながら、弁護士は司法府に属する者ではなく、司法府において行われる裁判手続によって特別秘密を知得することがあるに過ぎない。加えて、弁護士は裁判官よりも特別秘密を知得する機会が稀であると考えられることも考慮すると、司法府に対する本法の適用についての検討と併せて検討すべきと考えられる[*7]。

---

*6 提示命令に係る手続においては、裁判官が文書等の内容を確認すれば足りるため、裁判所職員が当該文書等に触れないような運用も可能と考えられる。

*7 弁護士については、刑法（明治44年法律第45号）で秘密漏示罪が規定されているが（刑法第134条第１項）、同罪は国の秘密には適用がないと解されている（通説）。他方、弁護人が、検察官から開示を受けた証拠の複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で人に交付等した場合には、刑事罰が科され得る（刑事訴訟法第281条の５第２項）。

【別紙】立法府及び司法府における守秘義務一覧

		守秘義務	罰則	備考
立法府	国会議員	×	—	憲法及び国会法に規定されている秘密会において公表しないとされたものを他に漏らした者について、参議院規則（昭和22年議決）では院内の懲罰規定が整備されている（同規則第236条、国会法第63条）が、衆議院規則には同様の規定はない。
	国会職員	○	×	
		国会職員法（昭和22年法律第85号）第19条		
司法府	裁判官	○	×	裁判官には官吏服務紀律により職務上知り得た秘密に守秘義務が課せられているが、高度な職業倫理に基づく行動ができる又は期待でき、それを担保するものとして弾劾裁判又は分限裁判の手続が設けられていることから、罰則で担保された守秘義務は課せられていない。（平成16年４月９日の衆議院法務委員会における司法制度改革推進本部事務局長答弁）。
		官吏服務紀律（明治20年勅令第39号）第４条第１項		
	裁判所職員	○	○	
		裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）		

適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について

1　趣旨

適性評価制度においては、行政機関の長又は警察本部長が、その職員等として特別秘密を取り扱うことが見込まれる個別具体の者について、当該者が特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかの観点から適性を評価するため、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項及び当該事項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項について調査を実施する。この調査の結果として判断される適性の有無によって特別秘密の取扱いの可否を分けるところ、本制度が、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」旨及び「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」旨を規定している憲法の規定に違反することとならないか、以下検証することとする。

2　思想・良心及び信教の自由との関係

(1)　思想・良心の自由

ア　趣旨

憲法第19条が保障する思想・良心とは、本人のものの考え方のうち、主義・信条・世界観といった個人の人格の核心を構成するものを指すと解されており[*8]、内心にとどまる限り絶対的に保障されるが、思想・良心に係る外部的行為が他者の権利、利益や社会に具体的害悪を及ぼす場合には、絶対的に保障されるわけではないと解されている[*9]。

イ　本制度との関係

(2)の信教の自由のうち「信仰の自由」は、思想・良心の自由の宗教的側面であるため、ここで併せて検討する。

思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害が問題とされるのは、具体的には以下の場合と解されている[*10]。

---

*8　教育委員会教育長の通達が、高等学校教員に対して職務、勤務、研修その他の事項に係る自己監察の結果を勤務評定書に記載すべきことを命じているのは、当該教員の思想・良心の自由等を侵害しているとの主張がなされた事件において、最高裁は、教職員に自己監察の結果の記入を命じても、「世界観、人生観、教育観等の表明を命じたものと解することはできない」から「内心的自由等に重大なかかわりを有するものと認めるべき合理的根拠はな」いと判示しており（最判昭和47年11月30日）、憲法第19条が保障する思想・良心を人格の核心部分に限定している（「立憲主義と日本国憲法　第２版」（高橋和之・有斐閣）160頁）。

*9　「憲法Ⅰ　第４版」（野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利・有斐閣）310頁

*10　前掲「立憲主義と日本国憲法　第２版」163頁から167頁まで、前掲「憲法Ⅰ　第４版」305頁から305頁まで他

(ｱ)　内心に反する行為や内心の告白を強制させる場合

特定の思想・良心又は信仰を持たせ、あるいは持たせない目的で何らかの行為を強制することは、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

また、思想・良心の自由及び信仰の自由は、内心を告白することを強制されないという沈黙の自由も含むものであるため、精神的・宗教的な意味を有する発言や行為を強制することも、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

この点、適性評価制度においては、特定の思想・良心又は信仰を持たせたり持たせなかったりする目的で何らかの行為を強制することはない。また、内心の領域にある思想・良心又は信仰そのものを調査事項としていないため、内心を告白させることはない。

(ｲ)　内心を理由として不利益な取扱いをする場合

思想・良心又は信仰を内心に有していること又は有していないことそのものを理由として不利益を課すことは、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

この点、適性評価制度においては、内心の領域にある思想・良心又は信仰そのものを調査事項としていない。

これらのことから、適性評価制度は、思想・良心の自由及び信仰の自由を侵害するものではなく、憲法に違反しないと考えられる。

(2)　信教の自由（信仰の自由を除く。）

ア　趣旨

憲法第20条が保障する信教の自由の内容は、信仰の自由、宗教的行為の自由及び宗教的結社の自由であると解されている*11。

まず、信仰の自由は、思想・良心の自由の宗教的側面である*12。

次に、宗教的行為の自由とは、礼拝、祈祷その他の宗教上の行為、祝典、儀式若しくは行事を行い、若しくは参加し、又はこのような行為をしない自由をいうと解されており*13、何人もこのような行為を強制されないとされている（憲法第20条第２項）。

最後に、宗教的結社の自由とは、宗教を同じくする者が結社を結成する自由と解されている*14。

イ　本制度との関係

(ｱ)　宗教的行為の自由

---

*11　前掲「立憲主義と日本国憲法　第２版」169頁
*12　前掲「憲法Ⅰ　第４版」310頁
*13　前掲「憲法Ⅰ　第４版」309頁
*14　前掲「立憲主義と日本国憲法　第２版」172頁

適性評価制度においては、特定の宗教上の行為や行事に係る作為や不作為を強制していない。

(イ) 宗教的結社の自由

適性評価制度においては、宗教的結社の結成やそれへの加入・脱退を禁止していない。

これらのことから、適性評価制度は信教の自由（信仰の自由については前述）を侵害するものではなく、憲法に違反しないと考えられる。

適性評価と法の下の平等との関係について

1　趣旨

適性評価制度においては、行政機関の長又は警察本部長が、その職員等として特別秘密を取り扱うことが見込まれる個別具体の者について、当該者が特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかの観点から適性を評価するため、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項及び当該事項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項について調査を実施する。これらの事項の中には、職業や国籍といった社会的身分に関する項目が含まれるため、特定の社会的身分にあることによって特別秘密の取扱いの可否を分けるのであれば、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」こと（法の下の平等）を要請する憲法に違反するのではないか、といった指摘が有り得るところ、これを検証することとする。

2　憲法第14条第１項に挙げられている事項について

(1)　社会的身分について

社会的身分については、人が社会において継続的に占める地位として広く解する立場と、出生によって決定されるなど自己の意思をもってしては離れることのできない固定した地位として狭く解する立場がある[*15]。

ここで、最も広く解した場合、適性評価制度において調査する事項の中では、職業や国籍（帰化の経歴を含む。）といった項目が社会的身分に含まれると考えられるが、適性評価制度では、特定の社会的身分にあることをもってではなく、評価対象者の具体的な行動その他の状況に照らして適性を評価することとしていることから社会的身分により特別秘密の取扱いの可否を分けることはなく、法の下の平等に違反しないと考えられる。

(2)　信条について

信条とは、宗教上の信仰のほか、単なる政治的意見・政治的所属関係も含め、個人の基本的なものの見方・考え方を意味すると解されており[*16]、内心の領域にとどまる限り絶対的な自由が憲法上保障されている[*17]。

この点、適性評価制度においては、内心の領域にある信条そのものを調査事項とはしていないことから、これにより特別秘密の取扱いの可否を分けることはなく、この点からも法の下の平等に違反しないと考えられる。

---

*15　「憲法Ⅰ　第４版」（野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利・有斐閣）288頁
*16　「立憲主義と日本国憲法　第２版」（高橋和之・有斐閣）147、148頁
*17　前掲「立憲主義と日本国憲法」160頁

(3)　人種、性別及び門地について

人種とは、皮膚、毛髪、目等の身体的特徴によって区別される人類学上の種類であり、その違いによって秘密を漏らす可能性の程度は異ならない。この点は、性別についても同様である。

また、門地とは、家系・血統等の家柄を指し、かつて明治憲法下で存在した華族・士族・平民等がこれに該当するが、このような制度は現在では存在しないほか、華族制度の復活は憲法第14条第２項により認められていない。

したがって、適性評価制度においては、これらの事項を理由として特別秘密の取扱いの可否を分ける余地はないと考えられる。

３　２に挙げた事項以外の事項について

憲法第14条第１項に挙げられている事項は例示であり、法の下の平等の原則はそれ以外の事項に基づく差別も禁止していると解されているが[*18]、およそ、我が国の安全の維持にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全を確保する見地から、必要と考えられる事項について調査し、特別秘密の漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する具体的な行動その他の状況が認められる場合に特別秘密の取扱者から除外することは、特別秘密の取扱者たるべき者について社会通念上妥当な限界を定めるものであり[*19]、憲法の要請する法の下の平等に違反しないといえる。

---

*18　**前掲「立憲主義と日本国憲法　第２版」146、147頁**

*19　憲法第14条第１項の法の下の平等は、法の適用における平等のみならず、内容における平等をも要請している。そして、内容については絶対的な平等を保障する趣旨ではなく、趣旨・目的に照らし合理的な理由がある限りは差別を行ってもこの原則に違反しないと解されている。

この点、最高裁は、過員を整理するために行われた町職員の待命処分に当たり、高齢者であることを基準としたことが憲法第14条に違反するかどうかが争われた事件において、法の下の平等について「国民に対し絶対的な平等を保障したものではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨であるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱をすることは、なんら右各法条の否定するところではない」との解釈を示している（**最大判昭和39年５月27日**）。

刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について

1　問題の所在

本法においては、特別秘密の漏えい行為などに対する罰則規定を設けているところ、当該漏えい等事件の刑事裁判手続において、漏えい等の対象となった特別秘密の内容そのものを明らかにしないまま、いかにして実質秘性を立証するのか。また、実質秘性を立証するために新たな制度を設ける必要があるのか。

2　検討

(1)　外形立証

これまでの国家公務員法違反等の秘密漏えい事件の刑事裁判においては、いわゆる外形立証の方法が採られている。外形立証とは、①秘密の指定基準（指定権者、指定される秘密の範囲、指定及び解除の手続）が定められていること、②当該秘密が国家機関内部の適正な運用基準に則って指定されていること、③当該秘密の種類、性質、秘扱いをする由縁等を立証することにより、当該秘密が実質秘であることを推認する方法をいい、判例上も「秘密扱いに指定、表示された必要性、相当性および秘密扱いの実情などを調査検討して、なお、それが実体的真実発見の場である公判廷に顕出できない相当の理由があると認められるときは、（中略）それが刑罰による保護に値する実体を備えるものと認定することも許されるものというべきである。」（東京高裁昭和44年３月18日判決）として許容されている。

このような外形立証は、秘密の内容そのものを明らかにしないまま実質秘性を支障なく立証する方法として実務上確立しているところ、本法における特別秘密は、別表事項該当性などの厳格な要件により実質秘性が類型的に担保された上で指定という要式行為が行われ、かつ、適切な指定を担保するために指定権者、解除及び有効期間などが定められており、外形立証によりその実質秘性を十分に立証し得るものと考えられる。

(2)　新たな制度を設けることについて

今般、不正競争防止法の一部を改正する法律により、営業秘密を保護するための刑事訴訟手続の特例として秘匿決定制度が定められたところである。すなわち、裁判所は、被害者等の申し出に応じ、営業秘密の内容を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができ、その場合、営業秘密を特定する事項を他の呼称に置き換えたり、当該事項にわたる尋問や陳述を制限したり、公判期日外の証人尋問や被告人質問を行ったりすることができる。

この点、本法における特別秘密の漏えい等事件は、営業秘密のそれとは異なり、憲法第82条第２項ただし書の「政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となってゐる事件」（以下「絶対的公開事件」という。）に該当する余地があり、秘匿決定制度のような制度を採用する

ことは対審の一部を非公開とするものとして憲法に抵触するおそれがあると考えられる。他方、特別秘密の漏えい等事件が絶対的公開事件に該当しないとされる場合には、同条項本文による公開停止によって対応可能な場合も考えられ、上記(1)のとおり外形立証が十分有効に機能し得ることも鑑みると、秘匿決定制度を採用する必要性は必ずしも高くないと考えられる。

以上より、本法においては秘匿決定制度のような新たな制度を設けることとしなかったものである。

漏えいの教唆及び取得行為を処罰することと報道機関の取材の自由との関係について

1　問題の所在

国民の知る権利は、健全な民主主義の根幹を支える極めて重要な権利であるが、いかなる権利も絶対無制限なものではなく、公共の福祉による合理的な制限を受けるところ、本法の特別秘密はその漏えいが国の安全に関わる重要な情報であり、このような情報を厳格に保全することは、国及び国民の利益の確保のためにやむを得ず、国民の知る権利の重要性を前提としてもなお合理性が認められる。

他方、最高裁は、国民の知る権利に奉仕するものとして報道の自由が憲法により保障されるとした上で、報道機関の報道が正しい内容を持つための取材の自由についても、憲法の趣旨に照らし十分尊重に値する旨判示しているところ[*20]、本法で故意の漏えいの教唆及び取得行為を処罰対象とすることは報道機関の取材の自由を不当に制限することにならないかが問題となる。

2　検討

(1)　漏えいの教唆と取材の自由の関係について、最高裁は、取材の手段・方法が刑罰法令に触れる場合や社会観念上是認できない態様のものである場合には刑罰の対象となる旨判示しており[*21]、このような手段・方法による取材行為が取材の自由を前提としてもなお保護されないことが判例上確立している。

この判例は国家公務員法上の秘密漏えいのそそのかし罪に関するものであるところ、同罪と本法における漏えいの教唆罪とでは処罰範囲などにおいて異なるところはなく、本法で漏えいの教唆を処罰の対象としても取材の自由を不当に制限することにはならないと考えられる。

---

*20　いわゆる博多駅事件では、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがつて、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値いするものといわなければならない」と判示されている（最大決昭44年11月26日）。

*21　いわゆる外務省機密漏洩事件では、「取材の手段・方法が贈賄、脅迫、強要等の一般の刑罰法令に触れる行為を伴う場合は勿論、その手段・方法が一般の刑罰法令に触れないものであつても、取材対象者個人としての人格の尊厳を著しく蹂躙する等法秩序全体の精神に照らし社会観念上是認することのできない態様のものである場合にも、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びるものといわなければならない」と判示されている（最決昭53年５月31日）。

(2)　また、本法における特別秘密の取得罪は、

①　欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、業務者から特別秘密を取得する場合

②　窃盗、特別秘密の管理場所への侵入又は不正アクセスなど、業務により特別秘密を取り扱う者（以下「業務者」という。）の管理を害する行為を手段として特別秘密を直接取得する場合

といった、当該行為自体が現行法上の犯罪に該当するか、該当しないまでも社会通念上是認できない行為である場合に限って処罰の対象とするものであり、上記の最高裁判例上刑罰の対象となる行為を処罰対象とするに止まり、取材の自由の下で保護されるべき取材行為を処罰対象とするものではない。

したがって、本法で取得行為を処罰の対象としても、取材の自由を不当に制限することにはならないと考えられる。

○現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧

12/07/20内調内検討済み

種別		根拠法	条文	法定刑
一般職国家公務員		国家公務員法	109条12号、100条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
1. 特別職国家公務員【守秘義務】:有【罰則】:有	特命全権大使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	特命全権公使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	特派大使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	政府代表	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	全権委員	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	防衛省職員（自衛隊員）	自衛隊法	118条1項1号、59条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	裁判所職員	裁判所職員臨時措置法 国家公務員法	裁判所職員臨時措置法1号 国家公務員法109条12号、100条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	特定独立行政法人の役員	独立行政法人通則法	69条の2、54条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	国家公務員倫理審査会会長、委員	国家公務員倫理法	46条、18条1項	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	公正取引委員会委員長、委員	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	93条、39条	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	公害等調整委員会委員長、委員	公害等調整委員会設置法	20条、11条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	中央労働委員会委員	労働組合法	29条、23条	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
	情報公開・個人情報保護審査会委員	情報公開・個人情報保護審査会設置法	18条、4条8項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	公害健康被害補償不服審査会委員	公害健康被害の補償等に関する法律	145条、123条	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
	会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員	会計検査院法	19条の5、19条の3第8項	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
	政治資金適正化委員会委員	政治資金規正法	26条の7、19条の32第7項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
2. 特別職国家公務員【守秘義務】:有【罰則】:無	内閣総理大臣	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	（規定なし）
	国務大臣	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	（規定なし）

種別		根拠法	条文	法定刑
2. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有 【罰則】:無	内閣官房副長官	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
	副大臣	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
	大臣政務官	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
	内閣法制局長官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	人事院総裁、人事官	国家公務員法	6条2項、100条1項	(規定なし)
	会計検査院長、検査官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	宮内庁長官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	侍従長	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	侍従	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	東宮大夫	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	式部官長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	侍従次長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	宮務主管	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	皇室医務主管	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	女官長及び女官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	侍医長及び侍医	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	東宮侍従長及び東宮侍従	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	東宮女官長及び東宮女官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	東宮侍医長及び東宮侍医	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	宮務官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)

種別		根拠法	条文	法定刑
2. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有 【罰則】:無	侍女長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	裁判官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	内閣危機管理監	内閣法 国家公務員法	内閣法15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
	内閣官房副長官補	内閣法 国家公務員法	内閣法16条3項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
	内閣広報官	内閣法 国家公務員法	内閣法17条3項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
	内閣情報官	内閣法 国家公務員法	内閣法18条3項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
	内閣総理大臣補佐官	内閣法 国家公務員法	内閣法19条4項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
	内閣総理大臣秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	国務大臣秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	人事院総裁秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	会計検査院院長秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	内閣法制局長官秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	宮内庁長官秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	国家公安委員会委員	警察法 国家公務員法	警察法10条1項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
	原子力委員会の委員長及び委員	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	10条	(規定なし)
	宇宙開発委員会の委員長及び委員	文部科学省設置法	14条	(規定なし)
	原子力安全委員会委員	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	22条、10条	(規定なし)
	国会職員	国会職員法	19条	(規定なし)
	運輸安全委員会委員長、委員	運輸安全委員会設置法	12条1項	(規定なし)
	総合科学技術会議議員	内閣府設置法	33条1項	(規定なし)
	再就職等監視委員会委員長、委員	国家公務員法	106条の12第1項	(規定なし)
	証券取引等監視委員会委員長、委員	金融庁設置法	16条1項	(規定なし)
	公認会計士・監査審査会会長、委員	公認会計士法	37条の6第1項	(規定なし)
	食品安全委員会委員	食品安全基本法	32条1項	(規定なし)
	公益認定等委員会委員	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	39条1項	(規定なし)

種別		根拠法	条文	法定刑
2. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有 【罰則】:無	国地方係争処理委員会委員	地方自治法	250条の9第13項	(規定なし)
	電気通信事業紛争処理委員会委員	電気通信事業法	150条1項	(規定なし)
	運輸審議会委員	国土交通省設置法	21条1項	(規定なし)
	土地鑑定委員会委員	地価公示法	18条1項	(規定なし)
	衆議院議員選挙区画定審議会委員	衆議院議員選挙区画定審議会設置法	6条7項	(規定なし)
	国会等移転審議会委員	国会等の移転に関する法律	15条8項	(規定なし)
	電波監理審議会委員	電波法 国家公務員法	電波法99条の4 国家公務員法100条1項	(規定なし)
3. 特別職国家公務員 【守秘義務】:無 【罰則】:無	中央更正保護審査会委員長、委員	更正保護法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	社会保険審査会委員長、委員	社会保険審査官及び社会保険審査会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	地方財政審議会委員	総務省設置法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	労働保険審査会委員	労働保険審査官及び労働保険審査会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	公安審査委員会委員長、委員	公安審査委員会設置法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	中央社会保険医療協議会委員	社会保険医療協議会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	中央選挙管理会委員	公職選挙法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本ユネスコ国内委員会会長、副会長及び委員	ユネスコ活動に関する法律	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本学士院会員	日本学士院法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本学術会議会員	日本学術会議法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	国会議員の秘書	国会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
4. その他	国会議員	国会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	(一般職) 地方公務員	地方公務員法	60条2号、34条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	地方公共団体の長、議会議長、議員等	地方自治法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	東京都知事秘書	特別職の指定に関する条例	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	東京都議会議長秘書	特別職の指定に関する条例	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)

官吏服務紀律 (明治20年勅令第39号)
国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範 (平成13年1月6日閣議決定)

○諸外国の秘密保全制度における適性評価手続

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
根拠	合衆国法典及び行政命令	政府声明及びセキュリティ・ポリシーの枠組み(政府統一基準で各省に義務的履行を求めるもの)	保安審査法	国防法典及び国防秘密保全に関する政府間通達
対象者	連邦政府の各官庁の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者（本人）	国の各官庁及び警察機関の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者(本人)	連邦政府の各官庁の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者（本人）及びその配偶者	秘密を取り扱う者（本人）
対象外の者	大統領及び副大統領	首相及び大臣（閣外大臣及び政務次官を含む。）	連邦大統領、連邦首相及び連邦大臣	大統領、首相及び大臣
実施権者	連邦政府の各官庁	国の各官庁及び警察機関	連邦政府の各官庁	首相の委任を受けた者
有効期間	５年	７年（初回は５年）	10年（５年目に調査票を再提出）	最長５年(その職に在任中のみ有効)
調査票の主な記入事項	○ 本人に関するもの ・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）出生地、社会保障番号、身体的特徴等） ・ 学歴・職歴・軍歴 ・ 暴力的な政府転覆活・テロリズム・国民の憲法上の権利の行使を暴力的に妨害する違法な活動への関与 ・ 外国渡航歴・活動歴 ・ 逮捕歴 ・ 信用状態 ・ 民事訴訟歴 ・ 薬物・アルコールの影響・通院歴 ・ 精神の問題に係る通院歴 ・ 本人をよく知る者(友人、同僚、上司、近隣者等）の連絡先 ・ 過去の適性評価記録	○ 本人に関するもの ・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地、旅券番号等） ・ 学歴、職歴、軍歴 ・ 議会制民主主義の転覆・弱化を目的とする活動、スパイ、破壊工作活動、テロリズムへの関与 ・ 外国居住歴 ・ 犯罪歴 ・ 財務状況 ・ 信用状態 ・ 薬物・アルコールの影響 ・ 精神疾患等の状態 ・ 雇用主の人定事項 ・ 本人をよく知る者の連絡先	○ 本人に関するもの ・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地、身分証明書番号等） ・ 学歴・職歴・軍歴 ・ 反憲法組織・旧東独情報機関への関与 ・ セキュリティ上懸念される国家への渡航歴・滞在歴 ・ 継続中の刑事・懲戒手続 ・ 信用状態 ・ 強制執行措置歴 ・ 本人をよく知る者の連絡先 ・ 過去の適性評価	○ 本人に関するもの ・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報をむ。)、出生地、身分証明書番号等） ・ 学業レベル（学位、外国語能力等） ・ 職歴 ・ 外国渡航歴

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
調査票の主な記入事項	○ 配偶者に関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地、社会保障番号等） ・ 婚姻及び離婚の期日及び届出地	○ 配偶者に関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）出生地等） ・ 外国居住歴 ・ 財務状況 ・ 信用状態等	○ 配偶者に関するもの（配偶者が記入） ・ 本人と同様の事項	○ 配偶者に関するもの（本人が記入） ・ 本人と同様の事項
	○ 家族・同居人に関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等）	○ 家族・同居人に関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等）	○ 家族に関するもの（本人及び配偶者がそれぞれの親族について記入） ・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍、出生地）	○ 家族・同居人に関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等）
同意の取得	・ 書面の提出により取得する。 ・ 本人以外の者の同意は取得していない。	・ 書面の提出により取得する。 ・ 本人以外の者の同意は取得していない。	・ 本人及び配偶者について、それぞれ書面の提出により取得する。 ・ 本人及び配偶者以外の者の同意は取得していない。	・ 調査票を提出することをもって同意したものと解されている。
プロセス及び手法	・ 本人が調査票に記入し、提出 ・ 本人への面接 ・ 公私の団体への照会 ・ 本人をよく知る者からの聴取	・ 本人が調査票に記入し、提出 ・ 本人への面接 ・ 公私の団体への照会 ・ 本人をよく知る者からの聴取	・ 本人及び配偶者がそれぞれ調査票に記入し、提出 ・ 本人及び配偶者それぞれへの面接（必要な場合） ・ 公私の団体への照会 ・ 本人及び配偶者について、それぞれよく知る者からの聴取	・ 本人が調査票に記入し、提出 ・ 公私の団体への照会 ・ 本人をよく知る者からの聴取
結果の通知	・ 本人に通知する。	・ 本人に通知する。	・ 適性を認めない場合、本人に通知する。	・ 本人に通知する。
理由の通知	・ 適性を認めない場合、国家安全保障上の利益及び他の法令が許容する限りにおいて包括的かつ詳細に通知する。	・ 適性を認めない場合、可能な範囲で通知する。	※ 適性を認めないと判断する場合は、情報源の保護が保証される範囲で、あらかじめその判断の理由となる事実が示される。なお、情報保護上著しい不利益が生じ得る場合には示されないことがある。	不明

注：機密性が最も高い区分の秘密を取り扱う際に必要となる適性評価手続について記載している。

○諸外国の秘密保全制度における主な罰則

	アメリカ（合衆国法典）	イギリス（公務秘密法）	ドイツ（刑法）	フランス（刑法）
故意の漏えい 目的等による加重類型	・米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、外国政府への国防情報の漏えい ・戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の漏えい 【死刑、無期刑又は有期刑（上限なし）】 ・米国に損害を与え、又は外国を利することがあり得ると信じるに足る理由を有する者による、不正アクセスにより取得した政府指定の国防・外交上の重要情報の漏えい 【10年（再犯の場合は20年）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】 ・米国の安全と利益を損ない、又は米国に害をもたらし外国政府を利する目的による、米国・外国政府の暗号等の漏えい 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の漏えい 【３年以上14年以下の自由刑】	・ドイツに不利益を与え、又は外国の勢力に利益を与える目的による、国家機密（※１）の外国勢力への漏えい 【１年以上の自由刑（犯情の特に重い事案（※２）では、無期又は５年以上の自由刑）】 ※１　「国家機密」とは、限定された範囲の者のみに入手可能で、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して重大な不利益を及ぼす危険を回避するため、外国の勢力に対して秘密にしておかなければならない事実、物又は知識をいう。 ※２　「犯情の特に重い事案」とは、原則として、行為者が、①国家機密の保持をその者に特別に義務付ける責任ある地位を濫用したとき、又は②その行為により、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して、特に重大な不利益を及ぼす危険を生じたとき、をいう。	・国民の基本的利益（※３）に関する情報の外国勢力への漏えい 【15年以下の自由刑及び罰金】 ※３　「国民の基本的利益」とは、国の独立性、領土の一体性、国の安全性、共和政体、国防及び外交能力、国内外における国民の保護、自然環境とその周辺の状況の調和並びに国の科学・経済力及び文化的遺産の重要な要素をいう。
	・国防情報の漏えい ・米国・外国政府の暗号等の漏えい ・秘密エージェントを特定する秘密情報にアクセスする権限がある者による、当該情報の漏えい ・行政機関の職員又は行政機関が過半数の株式を所有する企業の職員による、大統領等が指定した安全保障に関する秘密情報の外国政府への漏えい 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・防諜・諜報職員による防諜・諜報情報の漏えい ・公務員又は政府と契約関係にある者による、①防諜・諜報情報、②防衛情報、③国際関係情報、④犯罪を惹起する情報、⑤通信傍受に関する情報の漏えい ・漏えいにより秘密情報を取得した者による漏えい 【２年（略式手続の場合は６月）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・国家機密の漏えい 【６月以上５年以下の自由刑（犯情の特に重い事案では、１年以上10年以下の自由刑）】 ・公務員による秘密の漏えい 【５年以下の自由刑又は罰金】	・身分、職業によって、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、国防上の秘密を所持する者による漏えい 【７年以下の自由刑及び罰金】 ・その他の者による国防上の秘密の漏えい 【５年以下の自由刑及び罰金】

	アメリカ（合衆国法典）	イギリス（公務秘密法）	ドイツ（刑法）	フランス（刑法）
過失犯	・国防情報を委託され、又は適法に所持し、若しくは管理している者が、重過失によって、委託に反する適切な保管場所からの移動等を可能にした場合 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・公務員又は政府と契約関係にある者による秘密文書等に関する注意懈怠 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・国家機密を過失により無権限者に漏えいし、ドイツの対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき 【5年以下の自由刑又は罰金】 ・公務、職務上の地位又は官庁の委託により入手可能であった国家機密を、無権限者に軽率に取得させ、ドイツの対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき 【3年以下の自由刑又は罰金】 ・公務員が、過失による秘密の漏えいによって重要な公共利益を危うくしたとき 【1年以下の自由刑又は罰金】	・身分、職業によって、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、国防上の秘密を所持する者による過失の漏えい 【3年以下の自由刑及び罰金】
取得 目的による加重類型	・戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の収集・記録 【死刑、無期刑又は有期刑（上限なし）】 ・米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、国防に関連する場所等への接近その他の方法による国防情報の取得 ・米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、国防情報の取得 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の取得 ・国の治安・利益を損なう目的による、禁止区域（※4）への接近、視察、立ち寄り、侵入又は付近での滞在 【3年以上14年以下の自由刑】 ※4　国が所有する軍事関連施設等	・漏えいするための国家機密の取得 【1年以上10年以下の自由刑】	・国民の基本的利益に関する情報の外国勢力への漏えい目的での収集 【10年以下の自由刑及び罰金】
	・違法に取得された国防情報の取得又は受領 ・安全保障に関する秘密情報の外国政府による取得又は受領 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】			・国防上の秘密の取得 ・国防上の秘密として秘密指定された区域への無権限者の立入り 【5年以下の自由刑及び罰金】

網掛部分：国防に関する秘密以外のものを含んでいると考えられる秘密
下線部：公務員等の身分要件
下線部：取得の手段を特定しているもの

特別秘密の保護に関する法律案（仮称）（案）

【用例集】
（案）

出典：ぎょうせい「現行日本法規」
ぎょうせい「現行法令インターネット版」
官報

平成24年○月
内閣官房

目次

【第一条関係】・・・

「保護を要する」の例
「情報を…方法により…取得する」の例
「不当な方法」の例
「大量破壊兵器関連の物資」の例
「国際取引」の例
「国際的な平和及び安全の維持を妨げる」の例
「国の安全を害する」の例
「著しく害し…」の例
「著しく害するおそれのある」の例
「害し、又は害するおそれのある…」の例
「テロリズム」の例
「…緊急事態」の例
「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態」の例
「…であつて、…その他これに類するもの」の例
「…する行為が発生した事態」の例
「被害の発生又は拡大の防止」の例
【第三条関係】……28
「行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては（…）当該行政機関。…）」の例
「行政機関の長（…の政令で定める機関にあっては（…）その機関ごとに政令で定める者をいう。…）」の例
「…についての」の例
「…に掲げる事項であって…もの」の例
公になっていない」の例
「…に該当するものを除く」の例
「事項を…指定」の例
「…として指定するものとする」の例
「に該当する事項」の例
「その漏えいが…与えるおそれのあるもの」の例
「に著しく支障を与える」の例
「おそれがあるため」の例
「特に…ことが必要」の例
「秘匿する」の例
「の規定による指定は、…行わなければならない」の例
「（以下単に…という。）」の例
「のいずれかに掲げる方法」の例
「…方法により行わなければならない」の例
「に規定する事項」の例
「事項を記録」の例
「記録する…文書」（「文書に…記録」）の例
「図画に記録」（「記録した…図画」）の例
「記録する…物件」の例
「事項を化体」の例
「化体する」の例
「化体する（された）物件」の例
「標記」の例
「標記を付す（し）」の例
「事項の性質」の例
「…の性質上」の例
「規定によることが困難」の例
「ことが困難である場合において、…」の例
「規定の適用を受けることとなる」の例
「…こととなる旨を」の例
「事項を取り扱う」の例
「取り扱う者に」の例
「…に通知すること」の例
「…は、…指定しようとするときは、あらかじめ、…に協議しなければならない」の例
「他の行政機関」の例
「…との共有に係る…」の例
「…に係る事項」の例
「…について指定」の例
「当該他の行政機関の長」の例
「特定行政機関」の例
「…は、指定（を）したときは、直ちに…に通知しなければならない」の例
「協議を経て…」の例
「警察庁長官は、…」の例
「通知を受けた」の例
「…ときは、直ちにその旨を…に通知しなければならない」の例
「都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長」の例
【第四条関係】……48
「…は、…する場合において、…有効期間を定めるものとする」の例
「指定の日から起算して…」の例
「五年を超えない範囲内で」の例
「…から起算して…範囲内で」の例
「有効期間が満了する時において」の例
「…の規定により延長した…」の例
「指定（を）した事項」の例
「要件を満たす場合には、…」の例
「有効期間を延長するものとする」の例
「…は、…ときは、…指定を解除しなければならない」の例
「要件を欠くに至った」の例
「…は、…と思料するときは、その旨を…通知するものとする」の例
「…と思料するときは、速やかにその旨を…」の例
「速やかに…通知するものとする」の例
【第五条関係】……53
「所掌事務の遂行上」の例
「特段の必要（性）がある場合に限り」の例
「…に関連する職務に従事する者」の例
「事項に該当」の例
「…に該当するものに限る」の例
「秘密…取扱い」の例
「取扱いの業務」の例
「行わせることができる」の例
「…の定めるところにより」の例
「都道府県警察の職員のうち」の例
「別表…に掲げる」の例
「に掲げる事項」の例
「契約業者」の例
「契約に基づき…（する）者」の例
「業とする者」の例
「物件の製造」の例
「役務の提供」の例
【第六条関係】……60
「…できる者は、…者であって、…に該当するものとする」の例
「直近に…（さ）れた（もの）」の例
「適性（を有する）」の例
「通知をした日から…年（月、日）を経過」の例
「仮に」の例
「職を占める者」の例
「任命の方法」の例
「職務の特性」の例
「…に係る犯罪の捜査」の例
「ことが必要な事務」の例
「偶発的」の例
「行うこととなる（事務）」の例
「同意を得た上で」の例
「各号に掲げる事項ごとに」の例
「…に結び付くおそれのある特定の…」の例
「おそれのある事実」の例
「…するため必要最小限度の」の例
「…月（年）を超えない期間内において」の例
「…をもって充てることとされている」の例
「…は、…ときは、…契約において、…条件を付するものとする」の例
「取り扱うべき」の例
「…べき旨の条件を付（附）する…」の例
「法人その他の団体…事業を行う個人」の例
「役員、職員その他の従業者」の例
「代理人、使用人その他の従業者」の例

【第七条関係】……69
「あるかどうかという観点から」の例
「観点から評価を」の例
「評価を実施（する）」の例
「ことが見込まれる者」の例
「こととなった者」の例
「…を経過した（していない）者」の例
「適切かつ確実に行う」の例
「犯罪…経歴」の例
「情報の取扱い」の例
「非違」の例
「薬物…濫用」の例
「薬物…影響」の例
「精神疾患」の例
「飲酒についての節度」の例
「信用状態」の例
「経済的な状況」の例
「…を効果的かつ効率的に行う（実施する）」の例
「…する（した）ときは、…じた上、…なければならない」の例
【第八条関係】……79
「特段の事情」の例
「仮に…ことができる」の例
「…があると認めるべき事情」の例
「その時点」の例
「疑いを生じ」の例
「生じさせるおそれがある」の例
「おそれがある事情」の例
【第十一条関係】……82
「…以外の目的のために…自ら利用し、又は提供してはならない」の例
【第十二条関係】……82
「身分取扱い」の例
「…について権限を有する者」の例
「ことを理由として（する）…免職その他不利益な取扱い」の例
「使用し、又は使用していた」の例
「解雇その他不利益な取扱いをしてはならない」の例
【第十三条関係】……84
「…を実施する（した）場合について準用する」の例
【第十四条関係】……85
「…の保護上必要な措置を講ずるものとする」の例
【第十五条関係】……85
「この法律に定めるもののほか、…その他この法律の実施のため必要な事項は、政令（省令）で定める」の例
【第十六条関係】……85
「この法律の適用に当たって（あたつて）は、…ようなことがあって（あつて）はならない」の例
「これを拡張して解釈」の例
「国民の基本的人権を不当に侵害」の例
【第十七条関係】……86
「取り扱うことを業務とする者」の例
「業務により知得」の例
「知得した…秘密」の例
「秘密を漏らした」の例
「…年以下の懲役に処し、又は情状により、…年以下の懲役及び…万円以下の罰金に処する」の例
「しなくなった後においても、同様とする」の例
「…に掲げる場合を除き」の例
「その職を退いた後においても、同様とする」の例
「前…項の罪の未遂は、罰する」の例
「過失により…の罪を犯した者」の例
【第十八条関係】……89
「次に掲げる行為により…」の例
「秘密を取得」の例
「人を欺き、人に暴行を加え、…人を脅迫する行為」の例
「秘密…管理」の例
「管理を害する行為」の例
「財物の（を）窃取」の例
「施設への（に）侵入」の例
「施設若しくは（又は）設備」の例
「設備を損壊」の例
「秘密を保有する」の例
「保有する行政機関」の例
「保有する…秘密」）の例
「保有者」の例
「同意なく」の例
「錠をはずし（す）」の例
「映像若しくは（及び）音声」の例
「映像」の例
「音声」の例
「映像を…する」の例
「音声を…する」の例
「送信する機能」の例
「録画（録音）若しくは録音（録画）」の例
「録画の機能」の例
「録音の機能」の例
「機能を有する機器」の例
「機器を（…）設置」の例
「施設又は施設の区画された部分」の例
「施設に設置」の例
「部分に設置」の例
「設置する行為」の例
「振動」の例
「外部から」の例
「検知」の例
「分析」の例
「…の内部の…」の例
「音声…に係る情報」の例
「…により…情報を取得」の例
「取得する行為」の例
「有線電気通信」の例
「傍受」の例
「通信を（の）傍受」の例
「電気通信」の例
「暗号」の例
「…を用いた…」の例
「通信（…）内容」の例
「内容を（…）復元する」の例
「不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）」の例
「正当な理由がないのに」の例
「電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した（する）」の例
「その他の保有者の（…）管理を害する行為」の例
「…の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない」の例
【第十九条関係】……110
「…に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した

者」の例
【第二十条関係】……に規定する行為の遂行を共謀したもの」の例……111
【第二十一条関係】……の罪は、日本国外において、…の罪を犯した者にも適用する。…の罪は、刑法第二条の例に従う。」の例……111
【附則第一条関係】……111
「この法律は、公布の日から起算して…を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。…附則第…条の規定　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成…年法律第　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日」の例
【附則第二条関係】……112
章名を改める例
条を削って、後続する条を繰り上げる例
【附則第三条関係】……112
「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において…条の規定による改正前の…」の例
「施行日の前日において…条の規定による改正前の…施行日において…とみなす。この場合において、…」の例
「…の規定により…指定された…は、…の規定により…指定した…とみなす」の例
【附則第四条関係】……113
「施行日前にした行為及び…施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による」の例
「知得した秘密に関し、…施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による」の例
「…としていた」の例
「…としなくなった」の例
【附則第五条関係】……114
「前…条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める」の例
【附則第六条関係】……115
号を追加し見出しを改める例
【別表第一号関係】……115
「…に関する事項であって、次に掲げるもの」の例
「見積り」（経費等に関する用例を除く。）の例
「運用に関する計画」の例
「運用に関する研究」の例
「計画」、「研究」を並列的に用いている例
「収集した…情報」の例
「電波情報」の例
「画像情報」の例
「重要な情報」
「情報の収集整理」の例
「防衛力の整備」の例
「武器」、「弾薬」、「船舶」、「航空機」を並列的に用いている例
「防衛の用に供する」の例
「種類又は数量」の例
「通信網」の例
「通信（の）方法」の例
「情報の伝達」の例
「…の伝達の用に供する」の例
「研究開発段階」の例
「仕様」、「性能」を並列的に用いている例
「性能」、「使用方法」を並列的に用いている例
「製作（…）方法」の例
「検査の方法」の例
「修理の方法」の例
「試験の方法」の例
「製作」、「修理」を並列的に用いている例
「検査」、「修理」を並列的に用いている例
「検査」、「試験」を並列的に用いている例
「修理」、「試験」を並列的に用いている例
「施設の設計」の例
「施設の性能」の例
「施設の内部」の例
「施設…用途」の例
「設計」、「性能」を並列的に用いている例
【別表第二号関係】……126
「重要（な）施策」の例
「施策の方針」の例
「外国の政府…国際機関」の例
「政府との交渉」の例
「国際機関との交渉」の例
「交渉の内容」の例
【別表第三号関係】……128
「緊急事態に対処するための計画」の例

12/07/20

【第一条関係】

・**「この法律は、…が重要であることにかんがみ、…ことにより…を図り、もって…することを目的とする」の例**

○特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、特定水道利水障害を防止する上で水道水源水域の水質の保全を図ることが重要であることにかんがみ、水道水源水域の水質の保全に関する基本方針を定めるとともに、特定水道利水障害の防止のための対策を実施しなければならない水道水源水域について、水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画の策定、水質の保全に資する事業の実施、水質の汚濁の防止のための規制その他の措置を総合的かつ計画的に講ずることにより、水道水源水域の水質の保全を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。

・**「この法律は、…に関し必要な事項を定めることにより…を図り、もって…」の例**

○沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、沖縄科学技術大学院大学の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、沖縄（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与することを目的とする。

○都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まつて、良好な都市環境の形成を図り、もつて健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。

・**「この法律は、…もって…国及び国民の安全の確保に資することを目的とする」の例**

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

・**「国際情勢」の例**

○独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）（抄）

（緊急の必要がある場合の外務大臣等の要求）

第四十条　外務大臣は、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関（国際会議その他国際協調の枠組みを含む。）の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要があると認めるとき、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十三条に規定する業務又は機構の外国にある事務所について必要な措置をとることを求めることができる。

2・3　（略）

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（所掌事務）

第四条　外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

七　国際情勢に関する情報の収集及び分析並びに外国及び国際機関等に関する調査に関すること。

八～二十九　（略）

・**「複雑」の例**

○特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）（抄）

（機構の業務の特例）

第三条　機構は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三十四条に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～六　（略）

七　第二号の助成金の交付を適切に行い、及び第三号の債権処理会社からの金銭の納付を的確に行わせるため、第八条に規定する譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の財産に係る権利関係が複雑なものその他その回収に特に専門的な知識を必要とするものについて、機構が必要と認める場合には、債権処理会社からの委託を受けて、その取立てを行うこと。

八　（略）

2　（略）

○民事訴訟法（平成八年法律第百九号）（抄）

（審理の計画）

第百四十七条の三　裁判所は、審理すべき事項が多数であり又は錯そうしているなど事件が複雑であることその他の事情によりその適正かつ迅速な審理を行うため必要があると認められるときは、当事者双方と協議をし、その結果を踏まえて審理の計画を定めなければならない。

2～4　（略）

・**「…に伴い…の果たすべき役割がより重要になる」の例**

○司法制度改革推進法（平成十三年法律第百十九号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要になることにかんがみ、平成十三年六月十二日に内閣に述べられた司法制度改革審議会の意見の趣旨にのっとって行われる司法制度の改革と基盤の整備（以下「司法制度改革」という。）について、その基本的な理念及び方針、国の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、司法制度改革推進本部を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進することを目的とする。

・**「国及び国民の安全」の例**

○武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、武力攻撃事態等において、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）に従って武力攻撃を排除するために必要なアメリカ合衆国の軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の当該行動に伴い我が国が実施する措置について

定めることにより、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

（政府の責務）

第三条　政府は、武力攻撃事態等においては、的確かつ迅速に行動関連措置を実施し、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に努めるものとする。

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）

（国の責務）

第四条　国は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つため、武力攻撃事態等において、我が国を防衛し、国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護する固有の使命を有することから、前条の基本理念にのっとり、組織及び機能のすべてを挙げて、武力攻撃事態等に対処するとともに、国全体として万全の措置が講じられるようにする責務を有する。

（国民の協力）

第八条　国民は、国及び国民の安全を確保することの重要性にかんがみ、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が対処措置を実施する際は、必要な協力をするよう努めるものとする。

・　**「安全の維持」の例**

○国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）（抄）

（国家公安委員会等との関係）

第四十七条　国家公安委員会又は海上保安庁長官は、公共の安全の維持又は海上の安全の維持のため特に必要があると認めるときは、第五条、第六条、第七条第一項若しくは第五項（第八条第四項、第三十条第三項（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第三十八条第三項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条、第十条第一項、第二項若しくは第四項、第十一条第一項、第二十四条若しくは第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第一項、第三十一条、第三十二条第一項若しくは第五項（これらの規定を第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第三十二条第九項（第三十三条第二項及び第四十条第四項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十三条第一項若しくは第三十七条、第三十八条第一項、第三十九条、第四十条第一項若しくは第三項（これらの規定を第四十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十一条第一項の規定の運用に関し、国土交通大臣に意見を述べることができる。

○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第百二十五号）（抄）

（入港禁止の決定）

第三条　我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるときは、閣議において、期間を定めて、特定船舶について、本邦の港への入港を禁止することを決定することができる。

2・3　（略）

・　**「…に係る情報」の例**

○農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）

（地方農政局）

第十八条　地方農政局は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一・二　（略）

三　農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。

2・3　（略）

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）

（行政文書の開示義務）

第五条　行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ・ロ　（略）

ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公

2　（略）

（北海道農政事務所）

第二十一条　北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一・二　（略）

三　農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。

2・3　（略）

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）

（行政文書の開示義務）

第五条　行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ・ロ　（略）

ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二～六　（略）

○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）

（情報通信国際戦略局の所掌事務）

第十条　情報通信国際戦略局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　宇宙の研究、開発及び利用に係る情報の電磁的流通及び電波の利用に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

三～十八　（略）

（宇宙通信政策課の所掌事務）

第七十一条　宇宙通信政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　宇宙の研究、開発及び利用に係る情報の電磁的流通及び電波の利用に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二　宇宙の研究、開発及び利用に係る情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関すること。

三・四　（略）

・　**「高度情報通信ネットワーク社会の発展」の例**

○高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）（抄）

（教育及び学習の振興並びに人材の育成）

第十八条　高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の

策定に当たっては、すべての国民が情報通信技術を活用することができるようにするための教育及び学習を振興するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展を担う専門的な知識又は技術を有する創造的な人材を育成するために必要な措置が講じられなければならない。

（研究開発の推進）

第二十三条　高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、急速な技術の革新が、今後の高度情報通信ネットワーク社会の発展の基盤であるとともに、我が国産業の国際競争力の強化をもたらす源泉であることにかんがみ、情報通信技術について、国、地方公共団体、大学、事業者等の相互の密接な連携の下に、創造性のある研究開発が推進されるよう必要な措置が講じられなければならない。

・「…の発展に伴い」の例

○産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、我が国における近年の国民経済の発展に伴い、産業廃棄物の排出量が増加するとともに、その種類が多様化し、産業廃棄物の処理施設に対する需要が著しく増大していることにかんがみ、産業廃棄物の処理を効率的かつ適正に行うための一群の施設の整備をその周辺地域の公共施設の整備との連携に配慮しつつ促進する措置を講ずることにより、産業廃棄物の処理施設の安定的な供給及び産業廃棄物の適正な処理の推進を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

○資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

・「…の漏えい」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（特定歴史公文書等の保存等）

第十五条　（略）

2　（略）

3　国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4　（略）

○偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（平成十七年法律第九十四号）（抄）

（偽造カード等又は盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等の防止のための措置等）

第九条　金融機関は、偽造カード等又は盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等の発生を防止するため、できるだけ速やかに、機械式預貯金払戻し等に係る認証の技術の開発並びに情報の漏えいの防止及び異常な取引状況の早期の把握のための情報システムの整備その他の措置を講ずることにより、機械式預貯金払戻し等が正当な権限を有する者に対して適切に行われることを確保することができるようにするとともに、預貯金者に対するこれらの措置についての情報の提供並びに啓発及び知識の普及、容易に推測される暗証番号が使用されないような適切な措置の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

2～4　（略）

・「危険性…増大」の例

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）（抄）

（再発防止処分）

第八条　公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、第五条第一項各号のいずれかに該当する場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体に対し、六月を超えない期間を定めて、次項各号に掲げる処分の全部又は一部を行うことができる。同条第一項又は第四項の処分を受けている団体について、同条第二項若しくは第三項の規定による報告がされず、若しくは虚偽の報告がされた場合、又は前条第二項の規定による立入検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避された場合であって、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められるときも、同様とする。

一～七　（略）

八　前各号に掲げるもののほか、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の増大を防止する必要があるとき。

2　（略）

○危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）（抄）

（通則）

第二十四条　法第十条第三項の製造所等においてする危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

一～八　（略）

九　危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が増大しないように必要な措置を講ずること。

十～十四　（略）

・「…（し）ている中で」の例

○お茶の振興に関する法律（平成二十三年法律第二十一号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、お茶に関する伝統と文化が、国民の生活に深く浸透し、国民の豊かで健康的な生活の実現に重要な役割を担うとともに、茶業が地域の産業として重要な地位を占めている中で、近年、生活様式の多様化その他のお茶をめぐる諸情勢の著しい変化が生じていることに鑑み、茶業及びお茶の文化の振興を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、お茶の生産者の経営の安定、お茶の消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の推進並びにお茶の輸出の促進に関する措置、お茶の伝統に関する知識等の普及の措置等を講じ、もって茶業の健全な発展及び豊かで健康的な国民生活の実現に寄与することを目的とする。

○財政構造改革の推進に関する特別措置法（平成九年法律第百九号）（抄）

（財政構造改革の趣旨）

第二条　財政構造改革は、人口構造の高齢化等我が国の経済社会

情勢の変化、国際情勢の変化等国及び地方公共団体の財政を取り巻く環境が大きく変容している中で、国及び地方公共団体の財政が危機的状況にあることを踏まえ、将来に向けて更に効率的で信頼できる行政を確立し、安心で豊かな福祉社会及び健全で活力ある経済を実現することが緊要な課題であることにかんがみ、経済構造改革を推進しつつ、財政収支を健全化し、これに十分対応できる財政構造を実現するために行われるものとする。

・ **「政府…責務を果たすため」の例**

○武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）（抄）

（合衆国政府との連絡）

第六条　政府は、第三条の責務を果たすため、武力攻撃事態等の状況の認識及び武力攻撃事態等への対処に関し、日米安保条約に基づき、アメリカ合衆国政府と常に緊密な連絡を保つよう努めるものとする。

・ **「…に関する責務」の例**

○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）

（住民等の責務）

第七条　地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2　（略）

・ **「我が国の防衛」の例**

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（抄）

（懲戒処分）

第四十八条　懲戒権者（捕虜収容所長又は捕虜収容所に勤務する幹部自衛官（防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十五条第一項に規定する幹部自衛官をいう。）であって政令で定める者をいう。以下同じ。）は、被収容者が次の各号のいずれかの行為をしたときは、当該被収容者に対し、懲戒処分を行うことができる。

一・二　（略）

三　信書の発信その他の方法により我が国の防衛上支障のある通信を試みることその他の武力攻撃に資する行為を行うこと

四　（略）

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二　防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であって、公になっていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2～4　（略）

・ **「外交」の例**

○外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（平成二十一年法律第二十四号）（抄）

（労働契約）

第九条　（略）

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　（略）

二　前号に掲げる場合のほか、当該個人が、当該外国等の安全、外交上の秘密その他の当該外国等の重大な利益に関する事項に係る任務を遂行するために雇用されている場合

三～六　（略）

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～六　（略）

七　対処措置　第九条第一項の対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

イ　武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じて実施する次に掲げる措置

(1)・(2)　(略)

(3)　(1)及び(2)に掲げるもののほか、外交上の措置その他の措置

ロ　（略）

・ **「公共の安全と秩序の維持」の例**

○海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高い我が国の経済社会及び国民生活にとって、海上輸送の用に供する船舶その他の海上を航行する船舶の航行の安全の確保が極めて重要であること、並びに海洋法に関する国際連合条約においてすべての国が最大限に可能な範囲で公海等における海賊行為の抑止に協力するとされていることにかんがみ、海賊行為の処罰について規定するとともに、我が国が海賊行為に適切かつ効果的に対処するために必要な事項を定め、もって海上における公共の安全と秩序の維持を図ることを目的とする。

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い）

第十六条　国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一　（略）

二　公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

三～五　（略）

2・3　（略）

・ **「特に秘匿することが必要であるもの」の例**

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二　防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であって、公になっていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2～4　（略）

・**「適確に」の例**

○東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法（平成二十三年法律第百十二号）（抄）

第一条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故の直接又は間接の原因及び当該事故に伴い発生した被害の直接又は間接の原因並びに関係行政機関その他関係者が当該事故に対し講じた措置及び当該被害の軽減のために講じた措置の内容、当該措置が講じられるまでの経緯並びに当該措置の効果を究明し、又は検証するための調査並びにこれまでの原子力に関する政策の決定又は了解及びその経緯その他の事項についての調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき、原子力に関する基本的な政策及び当該政策に関する事項を所掌する行政組織の在り方の見直しを含む原子力発電所の事故の防止及び原子力発電所の事故に伴い発生する被害の軽減のため講ずべき施策又は措置について提言を行い、もって国会による原子力に関する立法及び行政の監視に関する機能の充実強化に資するため、国会に、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会を置く。

○広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）（抄）

（民間拠点施設整備事業計画の認定基準等）

第八条　国土交通大臣は、前条第一項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る民間拠点施設整備事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一～三　（略）

四　当該拠点施設整備事業を適確に施行するに足りる経理的基礎及び技術的能力その他の能力があること。

2　（略）

・**「保護する体制」の例**

○高齢社会対策基本法（平成七年法律第百二十九号）（抄）

（生活環境）

第十二条　（略）

2　国は、高齢者が不安のない生活を営むことができるようにするため、高齢者の交通の安全を確保するとともに、高齢者を犯罪の被害、災害等から保護する体制を整備するよう必要な施策を講ずるものとする。

・**「体制を確立」の例**

○国家公務員制度改革基本法（平成二十年法律第六十八号）（抄）

（基本理念）

第二条　国家公務員制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

一～六　（略）

七　政府全体を通ずる国家公務員の人事管理について、国民に説明する責任を負う体制を確立すること。

○牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、牛海綿状脳症の発生を予防し、及びまん延を防止するための特別の措置を定めること等により、安全な牛肉を安定的に供給する体制を確立し、もって国民の健康の保護並びに肉用牛生産及び酪農、牛肉に係る製造、加工、流通及び販売の事業、飲食店営業等の健全な発展を図ることを目的とする。

・**「情報…収集（し）、整理（し、）及び活用（する）」の例**

○地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）（抄）

第七条　保健所は、前条に定めるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進を図るため必要があるときは、次に掲げる事業を行うことができる。

一　所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること。

二～四　（略）

○食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）（抄）

（国の内外の情報の収集、整理及び活用等）

第十七条　食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、国民の食生活を取り巻く環境の変化に即応して食品の安全性の確保のために必要な措置の適切かつ有効な実施を図るため、食品の安全性の確保に関する国の内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な措置が講じられなければならない。

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）（抄）

（国及び地方公共団体の責務）

第五条　国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する技術開発の推進、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2・3　（略）

・**「…の保護に関し必要な…」の例**

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（抄）

（文化財保護の特例）

第百二十五条　文化庁長官は、武力攻撃災害による重要文化財等（重要文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の重要文化財をいう。）、重要有形民俗文化財（同法第七十八条第一項の重要有形民俗文化財をいう。）又は史跡名勝天然記念物（同法第百九条第一項の史跡名勝天然記念物をいう。）をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の滅失、き損その他の被害を防止するため特に必要があると認めるときは、当該重要文化財等の所有者、管理責任者（同法第三十一条第二項（同法第八十条において準用する場合を含む。）及び同法第百十九条第二項の管理責任者をいう。）、管理団体（同法第三十二条の二第五項（同法第八十条において準用する場合を含む。）及び同法第百十五条第一項の管理団体をいう。）又は同法第百七十二条第一項の規定により重要文化財等を管理する地方公共団体その他の法人（以下この条において「所有者等」という。）に対し、当該重要文化財等について、所在の場所又は管理の方法の変更その他その保護に関し必要な措置を講ずべきことを命じ、又は勧告することができる。

2～7　（略）

・**「漏えいの防止」の例**

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

第十五条　（略）

2　（略）

3　国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4　（略）

（特定歴史公文書等の保存等）

○日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）（抄）

第三十八条　（略）

2～7　（略）

8　厚生労働大臣及び機構は、第五項第三号又は第四号の規定に基づき、年金個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、年金個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る年金個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の年金個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

9・10　（略）

【第二条関係】

・「この法律において…「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一～六　（略）

2～8　（略）

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「国の行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一～五　（略）

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　（略）

二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

三～六　（略）

2～8　（略）

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「国の行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一～五　（略）

2～9　（略）

・「法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二～六　（略）

2～8　（略）

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

（施行の状況の公表）

第五十三条　内閣総理大臣は、関係する行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関をいう。次条において同じ。）の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2　（略）

・「内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　（略）

二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

三～六　（略）

2～8　（略）

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「国の行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　（略）

二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関

三～五　（略）

2～9　（略）

・「…にあっては…」の例

○行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　（略）

二　宮内庁及び内閣府設置法第四十九条第一項に規定する機関（国家公安委員会にあっては、警察庁を除く。）並びに警察庁、三・四　（略）

2　（略）

○独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）（抄）

（主務大臣等）

第二十二条　（略）

2　前項第五号に掲げる業務に関する通則法第六十四条第一項の規定の適用については、同項中「職員」とあるのは「職員（国家公安委員会にあっては、警察庁の職員）」とする。

3・4　（略）

・「国家行政組織法第三条第二項に規定する機関」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一・二　（略）

三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四～六　（略）

2～8　（略）

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一・二　（略）
三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
四～六　（略）
2～5　（略）

・**「内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関」の例**

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（定義）
第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
一～三　（略）
四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
五・六　（略）
2～8　（略）

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（抄）

（定義）
第二条　この法律において「国の行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
一～三　（略）
四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
五～八　（略）
2～9　（略）

・**「…で、…その他政令で定めるもの」の例**

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）（抄）

別表第二（第三条関係）
一　（略）
二　国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、国際連合開発計画その他政令で定めるもの
三　（略）

・**「国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関」の例**

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（定義）
第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
一～四　（略）
五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
六　（略）
2～8　（略）

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（抄）

（定義）
第二条　この法律において「国の行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
一～四　（略）
五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関
2～9　（略）

・**「国の安全保障」の例**

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（所掌事務）
第四条　外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
一　次のイからニまでに掲げる事項その他の事項に係る外交政策に関すること。
イ　日本国の安全保障
ロ～ニ　（略）
二～二十九　（略）

○財政構造改革の推進に関する特別措置法（平成九年法律第百九号）（抄）

（防衛関係費に係る改革の基本方針）
第十九条　政府は、我が国の安全保障上の観点と経済事情及び財政事情等を勘案し、防衛関係費について、節度ある防衛力の整備を行う必要があることを踏まえつつ、財政構造改革の推進の緊要性に配意して、抑制するものとする。
2　（略）

・**「国の領域…の保全」の例**

○小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）（抄）

（基本方針）
第三条　（略）
2　（略）
3　基本方針は、小笠原諸島が我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っていることにかんがみ、小笠原諸島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資するような振興開発が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。
4～7　（略）

・**「国民の生命…身体…保護」の例**

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（抄）

（避難の指示に係る内閣総理大臣の是正措置）
第五十六条　内閣総理大臣は、避難の指示に関し対策本部長が行った事態対処法第十四条第一項の総合調整に基づく所要の避難の指示が要避難地域を管轄する都道府県知事により行われない場合において、国民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に対し、当該所要の避難の指示をすべきことを指示することができる。
2・3　（略）

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）（抄）

（目的）
第一条　この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措

置を定めるほか、重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）（抄）

（厚生労働大臣と警察庁長官等との関係）

第五十六条の三十八　（略）

2～6　（略）

7　厚生労働大臣は、国民の生命及び身体を保護するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、感染症に関する試験研究又は検査を行っている機関の職員の派遣その他特定病原体等による感染症の発生の予防又はまん延の防止のために必要な協力を要請することができる。

・「外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。…）」の例

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（所掌事務）

第四条　外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関すること。

三～二十九　（略）

○法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）（抄）

（法務総合研究所）

第六十二条　法務総合研究所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）が実施する法制の維持及び整備に関する国際協力を行うこと。

五　（略）

2・3　（略）

・「外国との間で」の例

○排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）（抄）

（排他的経済水域）

第一条　（略）

2　前項の排他的経済水域（以下単に「排他的経済水域」という。）は、我が国の基線（領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第二条第一項に規定する基線をいう。以下同じ。）から、いずれの点をとっても我が国の基線上の最も近い点からの距離が二百海里である線（その線が我が国の基線から測定して中間線（いずれの点をとっても、我が国の基線上の最も近い点からの距離と、我が国の海岸と向かい合っている外国の海岸に係るその外国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点からの距離とが等しい線をいう。以下同じ。）を超えているときは、その超えている部分については、中間線（我が国と外国との間で合意した中間線に代わる線があるときは、その線）とする。）までの海域（領海を除く。）並びにその海底及びその下とする。

○領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）（抄）

（領海の範囲）

第一条　我が国の領海は、基線からその外側十二海里の線（その線が基線から測定して中間線を超えているときは、その超えている部分については、中間線（我が国と外国との間で合意した中間線に代わる線があるときは、その線）とする。）までの海域とする。

2　（略）

・「問題…生じ」の例

○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）（抄）

（保護者の責務）

第六条　（略）

2　保護者は、携帯電話端末及びＰＨＳ端末からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

○中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）（抄）

（自主的解決の努力）

第四条　大企業者の事業の開始又は拡大に際し、当該事業と同種の事業を営んでいる中小企業者と当該大企業者との間において事業活動の調整に関する問題が生じたときは、その双方の当事者は、早期に、かつ、誠意をもって、自主的な解決を図るように努めなければならない。

・「問題の解決」の例

○原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律（平成二十一年法律第九十九号）（抄）

（趣旨）

第一条　この法律は、原爆症認定集団訴訟に関し、これを契機に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）に基づく医療の給付を受けるための認定に関する見直しが行われたことを踏まえ、訴訟の長期化、被爆者である原告の高齢化等の事情にかんがみ、平成二十一年八月六日に関係者の間において行われた原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認の内容に基づき、原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関し必要な事項を定めるものとする。

○ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第百五号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

・「この法律において「特定有害…」とは、…をいう」の例

○土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「特定有害物質」とは、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く。）であって、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

2　（略）

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）（抄）

（定義等）

第二条　この法律において「特定有害廃棄物等」とは、次に掲げる物（船舶の航行に伴い生ずる廃棄物であって政令で定めるも

の並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。
一・二　（略）
2・3　（略）

・「この法律において「…特定…活動」とは、次に掲げる活動をいう」の例

○広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）（抄）

（定義）
第二条　この法律において「広域的特定活動」とは、次に掲げる活動をいう。
一・二　（略）
2～4　（略）

・「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で…人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（自衛隊の施設等の警護出動）
第八十一条の二　内閣総理大臣は、本邦内にある次に掲げる施設又は施設及び区域において、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設又は施設及び区域の警護のため部隊等の出動を命ずることができる。
一・二　（略）
2・3　（略）

・「…する行為を行う」の例

○株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）（抄）

（定義）
第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一～三　（略）
四　特定目的会社等　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び同条第二項に規定する資産の流動化に類する行為を行うものとして財務省令で定める法人をいう。
五～十四　（略）

○東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法（平成二十三年法律第百十二号）（抄）

（接触等の報告）
第六条　委員長及び委員は、利害関係者（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第三項に規定する原子力事業者（以下「原子力事業者」という。）及び原子力事業者の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第二項に規定する一般職に属する国家公務員及び同条第三項に規定する特別職の職員のうち両議院の議長が協議して定める者その他両議院の議長が協議して定める者をいう。以下同じ。）に関し、次に掲げる行為を行ったときは、各月ごとに、利害関係者の名称又は氏名、当該行為の概要、当該行為を行った年月日その他両議院の議長が協議して定める事項を記載した報告書を、当該月の翌月の初日から七日以内に、両議院の議長に提出しなければならない。ただし、私的な関係（委員長又は委員としての身分に関わらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び

現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する国民の疑惑又は不信を招くおそれがないと認められる場合は、この限りでない。
一～三　（略）
2・3　（略）

・「…を行う活動」の例

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）（抄）

（震災関連寄附金を支出した場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除）
第八条　（略）
2　個人が指定期間内に支出した震災関連寄附金のうち、被災者に対する救援又は生活再建の支援を行う活動（第四項において「被災者支援活動」という。）に必要な資金に充てられるもの（租税特別措置法第四十一条の十八の二第一項に規定する認定特定非営利活動法人又は共同募金会連合会に対して支出するものに限るものとし、所得税法第七十八条第一項（前項の規定により適用される場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「特定震災指定寄附金」という。）については、その年中に支出した当該特定震災指定寄附金の額の合計額（当該合計額にその年中に支出した特定震災指定寄附金以外の震災関連寄附金の額及び特定寄附金等金額（以下この項において「他の震災関連寄附金等の金額」という。）を加算した金額が、当該個人のその年分の同条第一項第一号に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（次項において「総所得金額等」という。）の百分の八十に相当する金額を超える場合には、当該百分の八十に相当する金額から当該他の震災関連寄附金等の金額を控除した残額）が二千円（その年中に支出した当該他の震災関連寄附金等の金額がある場合には、二千円から当該他の震災関連寄附金等の金額を控除した残額）を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の百分の四十に相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人のその年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額（租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項又は第四十一条の十八の三第一項の規定の適用がある場合には、当該百分の二十五に相当する金額からこれらの規定により控除する金額を控除した残額。以下この項において同じ。）を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の二十五に相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を限度とする。

○周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）（抄）

（定義等）
第三条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一　（略）
二　後方地域捜索救助活動　周辺事態において行われた戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）によって遭難した戦闘参加者について、その捜索又は救助を行う活動（救助した者の輸送を含む。）であって、後方地域において我が国が実施するものをいう。
三・四　（略）
2・3　（略）

・「国の利益」の例

○深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）（抄）

（趣旨）
第一条　（略）
2　この法律のいかなる規定も、深海底を我が国の主権又は管轄権の下に置こうとするものではなく、また、公海の自由を行使

する他国の利益を害するものではない。

○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）（抄）

（相手国等への情報提供）

第八条の二　財務大臣は、相手国等の租税に関する法令を執行する当局（以下この条において「相手国等税務当局」という。）に対し、当該相手国等との間の租税条約等に定めるところにより、その職務の遂行に資すると認められる租税に関する情報の提供を行うことができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～三　（略）

四　当該情報の提供を行うことが我が国の利益を害することとなるおそれがあると認められるとき。

五　（略）

・**「…の利益を図る目的で」の例**

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）（抄）

（役職員又は構成員等の禁止行為）

第九条　（略）

2　前条に規定する処分を受けている団体の役職員又は構成員は、当該処分が効力を生じた後は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一～四　（略）

五　当該団体が前条第二項第五号に掲げる処分を受けた場合にあっては、当該団体の利益を図る目的で、当該処分により贈与を受けることが禁止された金品その他の財産上の利益を贈与の目的として受け取ること。

3　（略）

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

（威力利用資金獲得行為に係る損害賠償責任）

第三十一条の二　指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団の指定暴力団員が威力利用資金獲得行為（当該指定暴力団の威力を利用して生計の維持、財産の形成若しくは事業の遂行のための資金を得、又は当該資金を得るために必要な地位を得る行為をいう。以下この条において同じ。）を行うについて他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　（略）

二　当該威力利用資金獲得行為が、当該指定暴力団の指定暴力団員以外の者が専ら自己の利益を図る目的で当該指定暴力団員に対し強要したことによって行われたものであり、かつ、当該威力利用資金獲得行為が行われたことにつき当該代表者等に過失がないとき。

・**「…目的で行われる…」の例**

○探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）（抄）

（定義）

第二条　（略）

2　この法律において「探偵業」とは、探偵業務を行う営業をいう。ただし、専ら、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道（不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせることをいい、これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。以下同じ。）を業として行う個人を含む。）の依頼を受けて、その報道の用に供する目的で行われるものを除く。

3　（略）

○排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）（抄）

（我が国の法令の適用）

第三条　次に掲げる事項については、我が国の法令（罰則を含む。以下同じ。）を適用する。

一　（略）

二　排他的経済水域における経済的な目的で行われる探査及び開発のための活動（前号に掲げるものを除く。）

三・四　（略）

2・3　（略）

・**「行われる活動」の例**

○環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「環境保全活動」とは、地球環境保全、公害の防止、生物の多様性の保全等の自然環境の保護及び整備、循環型社会の形成その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）を主たる目的として自発的に行われる活動をいう。

2～4　（略）

○国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）（抄）

（趣旨）

第一条　この法律は、軍備管理若しくは軍縮又は人道的精神に基づき行われる活動に対する協力等の目的で、国際機関、外国政府の機関等に派遣される防衛省の職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条に規定する一般職に属する職員を除く。以下「職員」という。）の処遇等について定めるものとする。

（職員の派遣）

第二条　（略）

2　前項の業務は、次に掲げるものとする。ただし、第八号から第十一号までに掲げる業務にあっては、国際連合事務局の内部部局であって当該業務を所掌するものとして政令で定めるものにおいて行うものに限る。

一～七　（略）

八　国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持するために国際連合の統括の下に行われる活動であって、武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意並びに当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合（武力紛争が発生していない場合においては、当該活動が行われる地域の属する国の当該同意がある場合）に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されることを旨として、国際連合事務総長の要請に基づき参加する二以上の国及び国際連合によって実施されるものの方針の策定又は当該活動の基準の設定若しくは計画の作成

九～十一　（略）

3　（略）

・**「活動であって（、）次に掲げるもの」の例**

○独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）（抄）

（業務の範囲）

第十条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行うほか、

一・二　（略）

三　環境の保全を通じて人類の福祉に貢献するとともに国民の

健康で文化的な生活の確保に寄与する活動であって次に掲げるものに対し、助成金の交付を行うこと。

イ～ハ　（略）

四～八　（略）

2　（略）

○産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）（抄）

（定義）

第二条　（略）

2・3　（略）

4　この法律において「事業再構築」とは、事業者が行い、又は行おうとする事業のうち、当該事業者が行う他の事業に比して現に生産性の高い事業又は将来において高い生産性が見込まれる事業（以下「中核的事業」という。）の強化を目指した事業活動であって、次に掲げるものをいう。

一・二　（略）

5～7　（略）

8　この法律において「資源生産性革新」とは、事業者が行う事業の全部若しくは一部についての資源生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動又は相当程度高い資源生産性が見込まれる事業を行うことを目指した事業活動であって、次に掲げるものをいう。

一・二　（略）

9～27　（略）

・「保護を要する」の例

○次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）（抄）

（都道府県行動計画）

第九条　都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

2～8　（略）

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（在外邦人等の輸送）

第八十四条の三　防衛大臣は、外務大臣から外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する邦人の輸送の依頼があった場合において、当該輸送の安全について外務大臣と協議し、これが確保されていると認めるときは、当該邦人の輸送を行うことができる。この場合において、防衛大臣は、外務大臣から当該緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する外国人として同乗させることを依頼された者を同乗させることができる。

2　（略）

・「情報を…方法により…取得する」の例

○金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（抄）

（有価証券の売出しの届出を要しない有価証券の売出し）

第二条の十二の三　法第四条第一項第四号に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号において「外国国債」という。）　次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ　国内における当該外国国債に係る売買価格に関する情報をインターネットの利用その他の方法により容易に取得することができること。

ロ・ハ　（略）

二～十　（略）

・「不当な方法」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（罰則）

第三条　左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一　わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者

二・三　（略）

2・3　（略）

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）（抄）

（合衆国軍隊の機密を侵す罪）

第六条　合衆国軍隊の機密（合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。）を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。

2　合衆国軍隊の機密で、通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者も、前項と同様とする。

3　（略）

・「大量破壊兵器関連の物資」の例

○国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、北朝鮮による核実験の実施、大量破壊兵器の運搬手段となり得る弾道ミサイルの発射等の一連の行為が国際社会の平和及び安全に対する脅威となっており、その脅威は近隣の我が国にとって特に顕著であること、並びにこの状況に対応し、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号が核関連、弾道ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資の北朝鮮への輸出及び北朝鮮からの輸入の禁止を決定し、同理事会決議第千八百七十四号が当該禁止の措置を強化するとともに、国際連合加盟国に対し当該禁止の措置の厳格な履行の確保を目的とした貨物についての検査等の実施の要請をしていることを踏まえ、我が国が特別の措置として実施する北朝鮮特定貨物についての検査その他の措置について定めることにより、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）その他の関係法律による措置と相まって、北朝鮮の一連の行為をめぐる同理事会決議による当該禁止の措置の実効性を確保するとともに、我が国を含む国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　北朝鮮特定貨物　次のいずれかに該当する貨物（我が国から輸出しようとする貨物で外国為替及び外国貿易法第四十八条第一項の規定による許可を受けなければならないもの及び同条第三項の規定による輸出の承認を受ける義務を課せられているもの並びに我が国から輸出した貨物で当該許可又は当該承認を受けたもの並びに我が国に輸入しようとする貨物で

同法第五十二条の規定による輸入の承認を受ける義務を課せられているもの及び我が国に輸入した貨物で当該承認を受けたものを除く。）をいう。

イ　北朝鮮を仕向地とする貨物のうち、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号その他政令で定める同理事会決議により北朝鮮からの輸入の禁止が決定された核関連、ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資であって政令で定めるもの

ロ　北朝鮮を仕出地とする貨物のうち、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号その他政令で定める同理事会決議により北朝鮮からの輸入の禁止が決定された核関連、ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資であって政令で定めるもの

二～四　（略）

・「国際取引」の例

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）（抄）

（個体等の登録の要件）

第四条　法第二十条第一項の政令で定める要件は、別表第二の表二に掲げる種の個体等であって次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

一・二　（略）

三　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可を受けて輸入された個体（当該輸入に係る個体から生じた器官等を含む。）、器官（当該輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。）又は加工品（当該輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。）であって、次のイからハまでのいずれかに該当するものであること。

イ　（略）

ロ　絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の適用される前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体（当該取得又は輸入に係る個体から生じた器官等を含む。）、器官（当該取得又は輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。）又は加工品（当該取得又は輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。）であることをその輸出国の政府機関が証明したものであること。

ハ　（略）

○輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「不公正な輸出取引」とは、左に掲げるものをいう。

一～三　（略）

四　前各号に掲げるものの外、国際取引における公正な商慣習にもとる輸出取引であって、政令で定めるもの

・「国際的な平和及び安全の維持を妨げる」の例

○経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）（抄）

（安全保障貿易管理課の所掌事務）

第五十三条　安全保障貿易管理課は、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる外国貿易の管理及び通商に伴う外国為替の管理に関する事務（第五十条第二号に掲げる事務に係るもの及び安全保障貿易審査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

（役務取引等）

第二十五条　国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、

製造若しくは使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の外国（以下「特定国」という。）において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2・3　（略）

4　居住者は、非居住者との間で、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

5・6　（略）

・「国の安全を害する」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（罰則）

第三条　左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一　（略）

二　わが国の安全を害する目的をもつて、特別防衛秘密を他人に漏らした者

三　（略）

2・3　（略）

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第九十八条　普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第百九十九条第二項後段の規定を準用する。

・「著しく害し…」の例

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることにかんがみ、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪による収益の隠匿及び収受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪による収益に係る没収及び追徴の特例等について定めることを目的とする。

・「著しく害するおそれのある」の例

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（任務及び所掌事務）
第五条　（略）
２　国家公安委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。
一～三　（略）
四　次に掲げる事案で国の公安に係るものについての警察運営に関すること。
イ・ロ　（略）
ハ　国際関係に重大な影響を与え、その他国の重大な利益を著しく害するおそれのある航空機の強取、人質による強要、爆発物の所持その他これらに準ずる犯罪に係る事案
五～二十五　（略）
３・４　（略）

○母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）（抄）

（医師の認定による人工妊娠中絶）
第十四条　都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定する医師（以下「指定医師」という。）は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。
一　妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの
二　（略）
２　（略）

・「害し、又は害するおそれのある…」の例

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（任務及び所掌事務）
第五条　（略）
２　国家公安委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。
一～五　（略）
六　次のいずれかに該当する広域組織犯罪その他の事案（以下「広域組織犯罪等」という。）に対処するための警察の態勢に関すること。
イ　全国の広範な区域において個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案
ロ　国外において日本国民の生命、身体及び財産並びに日本国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある事案
七～二十五　（略）
３・４　（略）

・「テロリズム」の例

○オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）（抄）

（趣旨）
第一条　この法律は、平成七年三月二十日に発生した地下鉄サリン事件等のオウム真理教による無差別大量の殺傷行為が暴力により国の統治機構を破壊する等の主義を推進する目的の下に行われた悪質かつ重大なテロリズムとしての犯罪行為であり、これにより不特定又は多数の者が被った惨禍が未曾有のものであることに加え、オウム真理教が、教団としてテロリズムとしての犯罪行為を実行する能力を形成する過程においても、これに立ち向かった者やその家族が教団の発展を阻害する者として殺傷行為等の犯罪行為の犠牲となっていること等を踏まえ、国においてこれらの犯罪行為（以下「テロリズム等」という。）の被害者等の救済を図ることがテロリズムと戦う我が国の姿勢を明らかにする意義を有することにかんがみ、オウム真理教犯罪被害者等に対する給付金の支給について定めるものとする。

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）

（その他の緊急事態対処のための措置）
第二十四条　（略）
２　政府は、前項の目的を達成するため、武装した不審船の出現、大規模なテロリズムの発生等の我が国を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、次に掲げる措置その他の必要な施策を速やかに講ずるものとする。
一～三　（略）

○警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）（抄）

（警備課）
第三十九条　警備課においては、次の事務をつかさどる。
一～三　（略）
四　特定物質（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第二条第三項に規定する特定物質をいう。以下この号において同じ。）及び特定病原体等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第十九項に規定する特定病原体等をいう。以下この号において同じ。）を使用したテロリズム（広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。第四十一条第一号において同じ。）が行われることを防止するための特定物質及び特定病原体等の防護に関すること。
五～九　（略）

・「…緊急事態」の例

○原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）（抄）

（定義）
第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一　原子力災害　原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。
二　原子力緊急事態　原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。
三～十二　（略）

（原子力緊急事態宣言等）
第十五条　主務大臣は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。
一・二　（略）
２～４　（略）

○安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）（抄）

（内閣総理大臣の諮問等）
第二条　内閣総理大臣は、次の事項については、会議に諮らなければならない。
一～八　（略）
九　内閣総理大臣が必要と認める重大緊急事態（武力攻撃事態等、周辺事態及び前二号の規定によりこれらの規定に掲げる重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であって、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によっては適切に対処することが困難な事態をいう。以下同じ。）への対処に関する重要事項
２　前項に定める場合のほか、会議は、国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項につき、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができる。

・**「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態」の例**

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）

（その他の緊急事態対処のための措置）

第二十四条　政府は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保を図るため、次条から第二十七条までに定めるもののほか、武力攻撃事態等以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に的確かつ迅速に対処するものとする。

2　（略）

・**「…であって、…その他これに類するもの」の例**

○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

（役務取引等）

第二十五条　（略）

2～4　（略）

5　居住者は、非居住者との間で、役務取引（労務又は便益の提供を目的とする取引をいう。以下同じ。）であって、鉱産物の加工その他これに類するものとして政令で定めるもの（第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。）を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該役務取引について、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次項の規定により主務大臣の許可を受ける義務が課された役務取引に該当するものについては、この限りでない。

6　（略）

・**「…する行為が発生した事態」の例**

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）

（緊急対処事態対処方針）

第二十五条　政府は、緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。以下同じ。）に至ったときは、緊急対処事態に関する対処方針（以下「緊急対処事態対処方針」という。）を定めるものとする。

2～12　（略）

・**「被害の発生又は拡大の防止」の例**

○消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）（抄）

（消費者への注意喚起）

第十五条　内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生（以下「消費者被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2・3　（略）

・**「抑止」の例**

○海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高い我が国の経済社会及び国民生活にとって、海上輸送の用に供する船舶その他の海上を航行する船舶の航行の安全の確保が極めて重要であること、並びに海洋法に関する国際連合条約においてすべての国が最大限に可能な範囲で公海等における海賊行為の抑止に協力するとされていることにかんがみ、海賊行為の処罰について規定するとともに、我が国が海賊行為に適切かつ効果的に対処するために必要な事項を定め、もって海上における公共の安全と秩序の維持を図ることを目的とする。

○まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法（平成八年法律第百一号）（抄）

（国際機関等に対する要請）

第五条　政府は、外国の漁業者によるまぐろ漁業の活動が、保存管理措置の有効性を減じていると認められるときは、当該保存管理措置を取り決めた国際機関に対して当該活動を抑止するために必要な措置を講ずるよう要請するとともに、当該外国に対して当該活動を改善するよう要請しなければならない。

【第三条関係】

・**「行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては（…）当該行政機関。…）」の例**

○総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（抄）

（国際戦略総合特別区域計画の認定）

第十二条　（略）

2～8　（略）

9　指定地方公共団体は、第一項の規定による認定の申請に当たっては、国際戦略総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。）に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該指定地方公共団体は、当該確認を求められた関係行政機関の長に対し、速やかに回答しなければならない。

10～13　（略）

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）（抄）

（復興推進計画の認定）

第四条　（略）

2～7　（略）

8　特定地方公共団体は、申請に当たっては、当該申請に係る復興推進計画の区域において実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。）に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該特定地方公共団体に対し、速やかに回答しなければならない。

9～11　（略）

・**「行政機関の長（…の政令で定める機関にあっては（…）その機関ごとに政令で定める者をいう。…）」の例**

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（正確性の確保）

第五条　行政機関の長（第二条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければなら

ない。

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）

（開示請求権）

第三条　何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長（前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

・「…についての」の例

○会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）（抄）

（価額決定手続と更生債権等査定決定の手続等との関係）

第百五十五条　（略）

２　更生担保権の目的である財産についての次の各号に掲げる場合における当該各号に定める価額は、当該更生担保権を有する更生担保権者がした更生債権等査定申立て又は当該申立てについての決定に係る更生債権等査定異議の訴えが係属する裁判所を拘束する。

一・二　（略）

○民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（抄）

（再生債権の届出を要しない旨の決定）

第二百四十七条　（略）

２・３　（略）

４　前項の場合においては、当該破産債権としての届出があった債権についての次の各号に掲げる事項の届出の区分に応じ、再生債権の届出としてそれぞれ当該各号に定める事項の届出をしたものとみなす。

一～四　（略）

５・６　（略）

・「…に掲げる事項であって…もの」の例

○水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）（抄）

（事業譲渡等に関する特例）

第十条　株式会社である特定事業者（以下「特定会社」という。）がその財産をもって債務を完済することができないときは、当該特定会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十七条第一項並びに第四百六十七条第一項第一号及び第二号の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項であって、前条第一項の認可を受けた事業再編計画（以下「認可事業再編計画」という。）に記載されたものを行うことができる。

一・二　（略）

２～８　（略）

○金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）（抄）

（協同組織金融機能強化方針）

第三十四条の三　協同組織中央金融機関等が前条の申込みをするときは、当該協同組織中央金融機関等は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項であって金融機能の発揮に係るものを記載した協同組織金融機能強化方針（協同組織金融機関による金融機能の発揮を促進するための方針をいう。以下同じ。）並びに当該申込みに係る優先出資の引受け等を求める額及びその内容を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

一～六　（略）

２・３　（略）

・「公になっていない」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（定義）

第一条　（略）

２　（略）

３　この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

一　日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項

イ　構造又は性能

ロ　製作、保管又は修理に関する技術

ハ　使用の方法

ニ　品目及び数量

二　日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）（抄）

（合衆国軍隊の機密を侵す罪）

第六条　合衆国軍隊の機密（合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。）を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。

２・３　（略）

・「…に該当するものを除く」の例

○展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）（抄）

（補償金）

第四条　補償契約による政府の補償は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める額の合計額とし、当該各号に定める額又は当該合計額が政令で定める額（以下「補償上限額」という。）を超える場合にあつては補償上限額とする。）の限度で行うものとする。この場合において、補償対象損害（補償契約による補償の対象となる損害として補償契約で定める損害をいい、補償契約の相手方である展覧会の主催者が第六条の規定に違反したことにより生じた損害を除く。以下同じ。）の額は、対象美術品（補償契約の相手方である展覧会の主催者が当該展覧会のために借り受けた美術品のうち、補償契約による補償の対象となるものとして補償契約で定めるものをいう。以下同じ。）の約定評価額（対象美術品の価額として補償契約で定める価額をいう。以下同じ。）によって算定する。

一　当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害（地震による損害その他の政令で定める損害（次号において「特定損害」という。）に該当するものを除く。）の額の合計額が政令で定める額を超える場合　その超える額

二　（略）

２・３　（略）

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（行政文書ファイル管理簿）

第七条　行政機関の長は、行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、政令で定めるところにより、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号

。以下「行政機関情報公開法」という。）第五条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「行政文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、政令で定める期間未満の保存期間が設定された行政文書ファイル等については、この限りでない。

2　（略）

・**「事項を…指定」の例**

○民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（抄）

（個人再生委員）

第二百二十三条　（略）

2　（略）

3　裁判所は、第一項の規定による決定において、前項第一号に掲げる事項を個人再生委員の職務として指定する場合には、裁判所に対して調査の結果の報告をすべき期間をも定めなければならない。

4～7　（略）

8　第二項第一号に掲げる事項を職務として指定された個人再生委員は、再生債務者又はその法定代理人に対し、再生債務者の財産及び収入の状況につき報告を求め、再生債務者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

9・10　（略）

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

（予備免許）

第八条　総務大臣は、前条の規定により審査した結果、その申請が同条第一項各号又は第二項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。

一　工事落成の期限

二　電波の型式及び周波数

三　呼出符号（標識符号を含む。）、呼出名称その他の総務省令で定める識別信号（以下「識別信号」という。）

四　空中線電力

五　運用許容時間

2　（略）

・**「…として指定するものとする」の例**

○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）（抄）

（特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定等）

第十七条　環境大臣は、前条第一項の規定による調査の結果、同項各号に定める廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、当該廃棄物を特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物として指定するものとする。

2　（略）

○津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）（抄）

（津波防護施設区域の指定）

第二十一条　津波防護施設管理者は、次に掲げる土地の区域を津波防護施設区域として指定するものとする。

一・二　（略）

2～4　（略）

・**「に該当する事項」の例**

○判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）（抄）

（弁護士職務従事職員の服務等）

第六条　（略）

2　（略）

3　最高裁判所又は法務大臣は、必要があると認めるときは、当該弁護士職務従事職員に対し、当該受入先弁護士法人等における勤務条件及び第四条の規定による弁護士の業務への従事の状況（弁護士法第二十三条に規定する職務上知り得た秘密に該当する事項を除く。）について、報告を求めることができる。

4・5　（略）

○地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）（抄）

（関連事業計画に基く事業を実施した者に対する補助）

第四十六条　国は、都道府県が第二十四条第一項第二号から第四号（同号中同項第一号に該当する事項を除く。）までに掲げる事業を実施した市町村その他政令で定める者に対しその事業に要する費用を補助した場合においては、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該事業に要する費用の二分の一以内を補助することができる。

・**「その漏えいが…与えるおそれのあるもの」の例**

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和二十九年政令第百四十九号）（抄）

（秘密区分）

第一条　（略）

2　前項の「機密」とは、秘密の保護が最高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、特に重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

3　第一項の「極秘」とは、秘密の保護が高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

4　（略）

・**「に著しく支障を与える」の例**

○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）（抄）

（特定離島港湾施設の存する港湾における水域の占用の許可等）

第九条　（略）

2　（略）

3　国土交通大臣は、第一項の行為が、港湾の利用又は保全に著しく支障を与えるものであるときは、同項の許可をしてはならない。

4～7　（略）

○漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）（抄）

（漁港の保全）

第三十九条　（略）

2　漁港管理者は、前項の許可の申請に係る行為が特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでない限り、同項の許可をしなければならない。

3～8　（略）

・**「おそれがあるため」の例**

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）（抄）

（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定等）

第三条　内閣総理大臣は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、日本海溝・千島海溝

周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定するものとする。
2～5　（略）

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）（抄）

（緊急時における対応）
第三十七条　政府は、米穀の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、米穀の適正かつ円滑な供給が相当の期間極めて困難となることにより、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その事態に対処するため次条から第四十条までに規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。
2・3　（略）

・「特に…ことが必要」の例

○広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）（抄）

（広域的地域活性化基盤整備計画）
第五条　（略）
2　広域的地域活性化基盤整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一　拠点施設に関する事項（広域的地域活性化のために拠点施設の整備を特に促進することが必要な場合にあっては、その拠点施設に関する事項及び重点地区の区域）
二～四　（略）
3～11　（略）

○沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）

（観光振興計画の作成等）
第六条　（略）
2　（略）
3　観光振興計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めることができる。
一　観光の振興を図るため観光関連施設（スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十八条において同じ。）の整備を特に促進することが必要とされる政令で定める要件を備えている地域（以下「観光振興地域」という。）の区域
二・三　（略）
4～11　（略）

・「秘匿する」の例

○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）

（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）
第六十二条　（略）
2　（略）
3　税務署長は、法人がした金銭の支出のうちにその相手方の氏名等を当該法人の帳簿書類に記載していないものがある場合においても、その記載をしていないことが相手方の氏名等を秘匿するためでないと認めるときは、その金銭の支出を第一項に規定する使途秘匿金の支出に含めないことができる。
4～8　（略）

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和二十九年政令第百四十九号）（抄）

（秘密区分の指定、変更及び解除）
第二条　（略）
2　（略）
3　第一項の国の行政機関の長は、特別防衛秘密として秘匿する必要がなくなったとき、又は公になつたものがあるときは、その部分に限り、速やかに、秘密区分の指定を解除しなければな

らない。
4　（略）

・「の規定による指定は、…行わなければならない」の例

○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）（抄）

（指定等）
第七十五条　第五十八条第二項の規定による指定は、営利を目的としない法人であつて、次に掲げる業務（以下「資金管理業務」という。）を適切かつ確実に行うことができると認められるものにつき、全国を通じて一個に限り、その者の同意を得て行わなければならない。
一・二　（略）
2～4　（略）

○特定都市鉄道整備促進特別措置法（昭和六十一年法律第四十二号）（抄）

（指定法人）
第十四条　第六条第二項の規定による指定は、一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、次に掲げる業務を適切かつ確実に行うことができると認められるものにつき、その者の同意を得て行わなければならない。
一～三　（略）
2～5　（略）

・「（以下単に…という。）」の例

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国会議員の歳費の月額の減額特例に関する法律（平成二十三年法律第十一号）（抄）

（趣旨）
第一条　この法律は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波等による災害によって、多数の人々が犠牲になり、多数の被災者が多大の苦難を強いられ今なお不自由な生活を余儀なくされている現状に鑑み、多くの国民と共に被災者の苦難を分かち合い、被災者の生活の早期の再建、被災地域の産業の早期の復興その他の被災地域の復旧復興に資するため、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号。以下「歳費法」という。）第一条の規定により受ける歳費の月額（以下単に「歳費の月額」という。）の特例について定めるものとする。

○東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号）（抄）

（定義）
第二条　この法律において「除塩」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波（以下単に「津波」という。）による海水の浸入のために農用地（土地改良法第二条第一項に規定する農用地をいう。以下同じ。）が受けた塩害を除去するために行う事業をいう。
2・3　（略）

・「のいずれかに掲げる方法」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）
第二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一・二　（略）
三　営業秘密を保有者から示された者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、次のいずれかに掲げる方法でその営業秘密を領得した者
四～七　（略）

2～7　（略）

○商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（抄）

（取引の決済）

第百五条　商品市場における取引の決済は、定款で定めるところにより、商品市場ごとに、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一～三　（略）

・「…方法により行わなければならない」の例

○民事執行法（昭和五十四年法律第四号）（抄）

（剰余を生ずる見込みのない場合等の措置）

第六十三条　（略）

2・3　（略）

4　第二項の保証の提供は、執行裁判所に対し、最高裁判所規則で定める方法により行わなければならない。

○商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（抄）

（取引の決済）

第百五条　商品市場における取引の決済は、定款で定めるところにより、商品市場ごとに、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一～三　（略）

・「…方法により行わなければならない」の例

○民事執行法（昭和五十四年法律第四号）（抄）

（剰余を生ずる見込みのない場合等の措置）

第六十三条　（略）

2・3　（略）

4　第二項の保証の提供は、執行裁判所に対し、最高裁判所規則で定める方法により行わなければならない。

○国と地方の協議の場に関する法律（平成二十三年法律第三十八号）（抄）

（招集等）

第四条　（略）

2　（略）

3　議員は、前条に規定する事項について協議する必要があると思料するときは、内閣総理大臣に対し、協議すべき具体的事項を示して、協議の場の招集を求めることができる。

○肝炎対策基本法（平成二十一年法律第九十七号）（抄）

第十九条　厚生労働省に、肝炎対策基本指針に関し、第九条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、肝炎対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

・「事項を記録」の例

○株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）（抄）

（財務諸表の提出）

第二十六条　（略）

2　会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録（以下「貸借対照表等」という。）及び事業報告書（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を含む。）を財務大臣に提出しなければならない。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（抄）

（電磁的方法による議決権の行使）

第五十二条　（略）

2・3　（略）

4　一般社団法人は、社員総会の日から三箇月間、第一項の規定

により提供された事項を記録した電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

5　（略）

・「記録する…文書」（「文書に…記録」）の例

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（適用除外等）

第四十五条　（略）

2　保有個人情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第五条に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第四節を除く。）の規定の適用については、行政機関に保有されていないものとみなす。

○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）（抄）

（部分開示）

第六条　（略）

2　開示請求に係る法人文書に前条第一号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

・「図画に記録」（「記録した…図画」）の例

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（開示の実施）

第二十四条　保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、行政機関の長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2～4　（略）

○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）（抄）

第二十二条　独立行政法人等は、政令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であって政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

一～三　（略）

2　（略）

・「記録する…物件」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二　（略）

2　前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二　（略）

3　（略）

・**「事項を化体」の例**

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二　（略）

2　前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二　（略）

3・4　（略）

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）

（標記の方法）

第百十三条の二　法第九十六条の二第二項第一号の規定による標記は、別表第十一に掲げる様式に従い、同条第一項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件の見やすい箇所に、印刷、押印又は刻印その他これらに準ずる確実な方法により付さなければならない。この場合において、当該文書、図画又は物件のうち同項に規定する事項を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該標記は、当該部分に付さなければならない。

・**「化体する」の例**

○貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、貸付信託の受益権を受益証券に化体するとともに、受益者の保護を図ることにより、一般投資者による投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発展に必要な分野に対する長期資金の円滑な供給に資することを目的とする。

○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

（定義）

第六条　この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十四　（略）

十五　「貨物」とは、貴金属、支払手段及び証券その他債権を化体する証書以外の動産をいう。

十六　（略）

2　（略）

・**「化体する（された）物件」の例**

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二　（略）

三　営業秘密を保有者から示された者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、次のいずれかに掲げる方法でその営業秘密を領得した者

イ　営業秘密記録媒体等（営業秘密が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体をいう。以下この号において同じ。）又は営業秘密が化体された物件を横領すること。

ロ　営業秘密記録媒体等の記載若しくは記録について、又は営業秘密が化体された物件について、その複製を作成すること。

ハ　（略）

四～七　（略）

2～7　（略）

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二　（略）

2　前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二　（略）

3・4　（略）

・**「標記」の例**

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二　（略）

2　前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二　（略）

3・4　（略）

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（特別防衛秘密保護上の措置）

第二条　特別防衛秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、特別防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等特別防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

・**「標記を付す（し）」の例**

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二　（略）

2　前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二　（略）

3・4　（略）

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（特別防衛秘密保護上の措置）

第二条　特別防衛秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、特別防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等特別防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

・**「事項の性質」の例**

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二　（略）

2　前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　（略）

二　前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難

である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3　（略）

○郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）（抄）

第二十二条　（略）

2　（略）

3　会社は、次の条件を具備する定期刊行物につき前項の承認をする。

一　（略）

二　掲載事項の性質上発行の終期を予定し得ないものであること。

三　（略）

4・5　（略）

・「…の性質上」の例

○破産法（平成十六年法律第七十五号）（抄）

（市場の相場がある商品の取引に係る契約）

第五十八条　取引所の相場がある商品の相場がある商品の取引に係る契約であって、その取引の性質上特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができないものについて、その時期が破産手続開始後に到来すべきときは、当該契約は、解除されたものとみなす。

2～5　（略）

○地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成十二年法律第五十一号）（抄）

（任期）

第四条　（略）

2　（略）

3　前条第一項第二号に規定する場合における任期は、三年を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、研究業務の性質上特に必要がある場合（人事委員会を置く地方公共団体においては、人事委員会の承認を得たときに限る。）には、五年を超えない範囲内で任期を定めることができる。

4　（略）

・「規定によることが困難」の例

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）（抄）

（移動等円滑化経路）

第十八条　（略）

2　（略）

3　第一項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

○電源開発促進税法施行令（昭和四十九年政令第三百三十九号）（抄）

（一般電気事業者が自ら使用した電気の電力量）

第四条　（略）

2　前項に規定する電気の需要設備において使用した電気の電力量の計量につき同項の規定によることが困難である場合における当該需要設備において使用した電気に係る同項の政令で定めるところにより計量した電力量は、毎月、前月の一定日の経過する時（当該需要設備において使用した電気に係る前月分の電源開発促進税の計算の基礎となる電力量を同項の規定により計量している場合にあっては、当該電力量の同項の規定による計量の時）からその月の一定日の経過する時までの間に当該需要設備において使用した電気につき、当該需要設備の電力の容量

及び当該需要設備の用途、その設置の場所その他の事情を勘案して算定される当該需要設備の使用時間を基礎として計算した電力量とする。

3　（略）

・「ことが困難である場合において、…」の例

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）（抄）

（特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例）

第十二条　（略）

2～3　（略）

4　第一項及び第二項の規定は、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間に第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているものの譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の翌年中（前項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該翌年中に当該各号の買換資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けたときは、当該買換資産の取得をすることができるものとして、当該翌年の十二月三十一日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間内）に当該各号の買換資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした買換資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に供する見込みであるときについて準用する。この場合において、第一項中「取得価額」とあるのは、「取得価額の見積額」と読み替えるものとする。

5～9　（略）

○仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）（抄）

（書面によってする通知）

第十二条　（略）

2　裁判所は、仲裁手続における書面によってする通知について、当該書面を名あて人の住所、常居所、営業所、事務所又は配達場所に配達することが可能であるが、発信人が当該配達の事実を証明する資料を得ることが困難である場合において、必要があると認めるときは、発信人の申立てにより、裁判所が当該書面の送達をする旨の決定をすることができる。この場合における送達については、民事訴訟法第百四条及び第百十三条までの規定は適用しない。

3～6　（略）

・「規定の適用を受けることとなる」の例

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）（抄）

（納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例）

第四十二条　（略）

2～6　（略）

7　消費税法第三十七条第一項の規定による届出書を提出した事業者が被災事業者となった場合又は被災事業者が指定日までに当該届出書を提出した場合におけるこれらの事業者の被災日の属する課税期間以後の課税期間（当該届出書の提出により同項の規定の適用を受けることとなる課税期間に限る。）に係る同条第四項の規定による届出書の提出については、同条第五項の規定は、適用しない。

8・9　（略）

○沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）（抄）

（特別の手当）

第五十五条　琉球政府の職員のうち、第三十二条の規定により国家公務員となり、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の規定の適用を受けることとなる職員で

、琉球政府において受けていた給料月額等を考慮して人事院が必要と認めるものについては、当分の間、人事院規則で定めるところにより、特別の手当を支給するものとする。

2　（略）

・「…こととなる旨を」の例

○道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（抄）

（更新の申請の特例）

第百一条の二の二　免許証の更新を受けようとする者のうち当該更新を受ける日において優良運転者に該当するもの（第百一条第三項の規定により当該更新を受ける日において優良運転者に該当することとなる旨を記載した書面の送付を受けた者に限る。）は、当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日までに免許証の更新の申請をする場合には、同条第一項の規定による更新申請書の提出を、その者の住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会（以下この条及び次条において「経由地公安委員会」という。）を経由して行うことができる。

2～5　（略）

○商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）（抄）

第十五条の三　審査官は、商標登録出願に係る商標が、当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の商標又はこれに類似する商標であつて、その商標に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするものであるときは、商標登録出願人に対し、当該他人の商標が商標登録されることにより当該商標登録出願が第十五条第一号に該当することとなる旨を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2　（略）

・「事項を取り扱う」の例

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧）

第十一条の二　市町村長は、次に掲げる活動を行うために住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出を行う者（以下この条及び第五十一条において「申出者」という。）が個人の場合にあつては当該申出者又はその指定する者に、当該申出者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び第十二条の三第四項において同じ。）の場合にあつては当該法人の役職員又は構成員（他の法人と共同して申出をする場合にあつては、当該他の法人の役職員又は構成員を含む。）で当該法人が指定するものに、その活動に必要な限度において、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができる。

一～四　（略）

五　申出者が法人の場合にあつては、当該法人の役職員又は構成員のうち閲覧事項を取り扱う者の範囲

六・七　（略）

3～12　（略）

○家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）（抄）

第二条　家庭裁判所において、この法律に定める事項を取り扱う裁判官は、これを家事審判官とする。

・「取り扱う者に」の例

○細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）（抄）

（報告徴収）

第五条　主務大臣は、防疫の目的、身体防護の目的その他の平和

的目的以外の目的をもつてする生物剤又は毒素の開発等を防止するため必要な限度において、業として生物剤又は毒素を取り扱う者に対し、その業務に関して必要な報告を求めることができる。

2　（略）

○火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）（抄）

（火薬類取締官）

第四十五条の三　製造業者、販売業者、火薬庫の所有者又は占有者その他火薬類を取り扱う者に対する監督又は指導を行なわせるため、経済産業省に火薬類取締官を置く。

2　（略）

・「…に通知すること」の例

○資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（抄）

（履行保証金信託契約）

第四十五条　（略）

2　履行保証金信託契約は、次に掲げる事項をその内容とするものでなければならない。

一・二　（略）

三　信託契約資金移動業者は、各営業日における要履行保証額を、その翌営業日までに信託会社等に通知すること。

四～七　（略）

3・4　（略）

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（抄）

（裁判所による社員総会招集等の決定）

第四十七条　裁判所は、前条第四項の報告があった場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、次に掲げる措置の全部又は一部を命じなければならない。

一　（略）

二　前条第四項の調査の結果を社員に通知すること。

2・3　（略）

・「…は、…指定しようとするときは、あらかじめ、…に協議しなければならない」の例

○景観法（平成十六年法律第百十号）（抄）

（準景観地区の指定）

第七十四条　（略）

2～3　（略）

4　市町村は、第一項の規定により準景観地区を指定しようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、町村にあっては、都道府県知事の同意を得なければならない。

5・6　（略）

○都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

第六十二条　（略）

2　道路管理者は、前項第一号の道路の区域（以下この条において「特例道路占用区域」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ、市町村の意見を聴くとともに、当該特例道路占用区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3～5　（略）

・「他の行政機関」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

第四条　行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに

当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

一・二　（略）

三　複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯

四　個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯

五　職員の人事に関する事項

○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（協力の要請）

第二十九条　行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。この場合において、行政記録情報の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。

2　（略）

・「…との共有に係る…」の例

○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（抄）

（国の委託に係る国際共同研究の成果に係る特許権等の取扱い）

第二十二条　国は、その委託に係る研究であって本邦法人と外国法人、外国若しくは外国の公共的団体又は国際機関（第三号において「外国法人等」という。）とが共同して行うものの成果について、産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第十九条第一項に定めるところによるほか、次に掲げる取扱いをすることができる。

一　（略）

二　当該成果に係る特許権又は実用新案権のうち政令で定めるものが国と国以外の者であって政令で定めるものとの共有に係る場合において、当該国以外の者のその特許発明又は登録実用新案の実施について、国の持分に係る対価を受けず、又は時価よりも低い対価を受けること。

三　（略）

○大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）（抄）

（特許料の特例等）

第十二条　（略）

2～5　（略）

6　第四項に規定する特許権又は前項に規定する特許を受ける権利が認定事業者と認定事業者以外の者との共有に係る場合における特許法第百九十五条第一項又は第二項の規定による手数料（出願審査の請求の手数料以外の政令で定める手数料に限る。）の納付については、認定事業者を国とみなして同条第五項の規定を適用する。

7　（略）

8　第四項に規定する特許権又は第五項に規定する特許を受ける権利が認定事業者と認定事業者以外の者との共有に係る場合における工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第一項の規定による手数料（前項の政令で定めるものに限る。）の納付については、認定事業者を国とみなして同条第四項の規定を適用する。

9　（略）

・「…に係る事項」の例

○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る

措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）（抄）

（避難住民の届出等）

第四条　（略）

2・3　（略）

4　指定市町村の長は、前三項の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、当該届出に係る事項を指定都道府県の知事に通知するものとする。

○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）（抄）

（許可の特例）

第六条　第九条第一項、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第八条第一項若しくは第三十七条の五、港湾法第三十七条第一項若しくは第五十六条第一項又は漁港漁場整備法第三十九条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第一項の規定による許可を受けることを要しない。

2　（略）

・「…について指定」の例

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（抄）

（利益保護国代表等による面会）

第八十条　（略）

2　捕虜収容所長は、前項の規定により面会を許可するときは、防衛省令で定めるところにより、面会の相手方の用務の処理の目的を妨げない範囲内において、面会の時間及び場所その他の捕虜収容所の管理運営上著しい支障を及ぼさないようにするための必要最小限の事項について指定することができる。

○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）（抄）

（特定原動機の型式指定）

第六条　主務大臣は、特定原動機の製作等を業とする者（以下「特定原動機製作等事業者」という。）の申請により、特定原動機をその型式について指定する。

2～4　（略）

5　主務大臣は、第一項の規定によりその型式について指定をした特定原動機（以下「型式指定特定原動機」という。）が特定原動機技術基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなったときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、主務大臣は、取消しの日までに製作された特定原動機について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

6　（略）

7　道路運送車両法第七十五条の二第一項に規定する特定装置のうち主務省令で定めるものは、同項の規定によりその型式について指定を受けた場合には、第十条第一項の規定の適用については、型式指定特定原動機とみなす。

・「当該他の行政機関の長」の例

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（事案の移送）

第二十一条　行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3　（略）

・「特定行政機関」の例

○海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律（平成十九年法律第三十四号）（抄）

（定義）

第二条　（略）

２　（略）

３　この法律において「特定行政機関の長」とは、海洋構築物等に係る特定行為を行う事業者の事業を所管する行政機関の長をいう。

（安全水域の設定等）

第三条　（略）

２　前項に規定する安全水域の設定は、特定行政機関の長の要請に基づき行うものとする。

３～６　（略）

・「…は、指定（を）したときは、直ちに…に通知しなければならない」の例

○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）（抄）

（指定の通知等）

第十四条　市町村長は、第十二条第一項の規定による指定をしたときは、直ちに、その旨（当該歴史的風致形成建造物が同条第三項の規定による通知がなされた建造物である場合にあっては、当該歴史的風致形成建造物が有形文化財等に該当する旨を含む。）を当該歴史的風致形成建造物の所有者（所有者が二人以上いる場合にあってはその全員とし、当該歴史的風致形成建造物の指定が前条第二項の規定による提案に基づくものである場合にあってはその提案をした支援法人を含む。第十七条第三項において同じ。）に通知しなければならない。

２　（略）

○日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）（抄）

（指定在外投票区の指定等）

第十四条　市町村の選挙管理委員会は、法第三十四条第二項の規定により指定在外投票区（同項に規定する指定在外投票区をいう。以下同じ。）を指定したときは、直ちにこれを告示するとともに、都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

・「協議を経て…」の例

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）（抄）

第二十四条　前条の認定を受けた市町村（以下この条において「認定市町村」という。）は、地域協議会における協議を経て、当該認定を受けた復興推進計画に定められた食料供給等施設整備事業に係る食料供給等施設の整備に関する計画（次の各号のいずれかに該当するものに限る。以下「食料供給等施設整備計画」という。）を作成することができる。

一・二　（略）

２～４　（略）

○医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）

第三十条の四　（略）

２・３　（略）

４　都道府県は、第二項第二号に掲げる事項を定めるに当たっては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

一～三　（略）

四　医療連携体制が、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者、介護保険法に規定する介護サービス事業者、住民その他の地域の関係者による協議を経て構築されること

５～13　（略）

・「警察庁長官は、…」の例

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

（巡察）

第十九条　警察庁長官は、国家公安委員会の定めるところにより、被留置者の処遇の斉一を図り、この法律の適正な施行を期するため、その指名する職員に留置施設を巡察させるものとする。

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）（抄）

（法務大臣への意見）

第三十条　警察庁長官は、認証紛争解決事業者について、第七条第八号から第十二号までに該当する事由（同条第九号及び第十号に該当する事由にあっては、同条第八号に係るものに限る。）又は第十五条の規定に違反する事実があると疑うに足りる相当な理由があるため、法務大臣が当該認証紛争解決事業者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、法務大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。

・「通知を受けた」の例

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）（抄）

（延納の許可の申請等に係る期限等の特例）

第三十八条の六　東日本大震災によって被害を受けたことにより相続税法第三十九条第一項の規定による延納の許可の申請に係る手続に関し国税通則法第十一条の規定の適用を受ける者（以下この条において「被災延納申請者」という。）であって平成二十三年三月十日までに当該申請（延納を求めようとする相続税の納期限又は納付すべき日が同月十日以前であるものに限る。）をしたもの又は相続税法第三十九条第二項の規定により当該申請の許可若しくは却下をしようとする税務署長に係る同条の規定の適用については、同項中「三月以内」とあるのは「三月に平成二十三年三月十一日から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の六第一項（延納の許可の申請等に係る期限等の特例）に規定する被災延納申請者（以下この条及び第五十二条において「被災延納申請者」という。）に係る国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定により延長された期限までの期間（以下この条及び第五十二条において「延長期間」という。）を加算した期間内」と、同条第八項ただし書中「六月」とあるのは「六月に被災延納申請者に係る延長期間を加算した期間」と、同条第十五項ただし書、第二十項ただし書及び第二十四項中「六月」とあるのは「六月に被災延納申請者に係る延長期間（平成二十三年三月十一日以後に同項の規定による通知を受けた場合には、同日から当該通知を受けた日までの期間を除く。）を加算した期間」とする。

２　（略）

３　被災延納申請者（延納を求めようとする相続税の納期限又は納付すべき日が平成二十三年三月十一日以後である者に限る。）又は相続税法第三十九条第二項の規定により当該延納の申請の許可若しくは却下をしようとする税務署長に係る同条の規定の適用については、同項中「三月以内」とあるのは「三月にその延納を求めようとする相続税の納期限又は納付すべき日から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の六第三項（延納の許可の申請等に係る期限等の特例）に規定する被災延納申請者（以下この条及び第五十二条において「被災延納申請者」という。）に係る国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定により延長された期限までの期間（以下この条及び第五十二条において「延長期間」という。）を加算した期間内」と、同条第八項ただし書中「六月」とあるのは「六月に被災延納申請者に係る延長期間を加算した期間」と、同条第十五項ただし書、第二十項ただし書及び第二十四項中「六月」とあるのは「六月に被災延納申請者に係る延長期間（平成二十三年三月十一日以後に同項の規定による通知を受けた場合には、同日から当該通知を受けた日までの期間を除く。）を加算した期間」とする。

長期間を加算した期間」と、同条第十五項ただし書、第二十項ただし書及び第二十四項中「六月」とあるのは「六月に被災延納申請者に係る特定延長期間（その延納を求めようとする相続税の納期限又は納付すべき日から当該通知を受けた日までの期間を除く。）を加算した期間」とする。

4～7　（略）

○株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）（抄）

（予算の通知）

第二十条　（略）

2　会社は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を執行することができない。

3　（略）

・「…ときは、直ちにその旨を…に通知しなければならない」の例

○株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）（抄）

（流用）

第二十四条　（略）

2　財務大臣は、前項の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）（抄）

（避難住民に関する変更の通知等）

第七条　指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、前条第一項の通知に係る避難住民が当該避難先団体の区域内の場所を避難場所とする避難住民でなくなったことを知ったときは、直ちにその旨を当該避難先団体の長に通知しなければならない。

2　前項に規定する場合のほか、指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、前条第一項の通知に係る避難住民に関し通知された事項に変更があったこと又は誤りがあることを知ったときは、直ちにその旨を当該避難先団体の長に通知しなければならない。

3・4　（略）

・「都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長」の例

○犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（抄）

（国家公安委員会の意見の陳述）

第十七条　（略）

2　（略）

3　前項の指示を受けた都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長は、同項の調査を行うため特に必要があると認められるときは、あらかじめ国家公安委員会の承認を得て、当該職員に、特定事業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。この場合においては、第十四条第二項から第四項までの規定を準用する。

4・5　（略）

○国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）（抄）

（処分を終えた場合等の措置）

第十条　（略）

2　都道府県公安委員会は、都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長が協力に必要な証拠の収集を終えたときは、速やかに、意見を付して、国家公安委員会に対し、収集した証拠を送付しなければならない。

3・4　（略）

【第四条関係】

・「…は、…する場合において、…有効期間を定めるものとする」の例

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄）

（認定の有効期間）

第五条　都道府県知事は、保育所に係る第三条第一項の認定をする場合において、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2・3　（略）

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）

（外国医療関係者による医療の提供の許可の手続）

第十九条　（略）

2～4　（略）

5　厚生労働大臣は、許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。

6～10　（略）

・「指定の日から起算して…」の例

○土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）（抄）

（形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令）

第十二条　（略）

2　形質変更時要届出区域が指定された際当該形質変更時要届出区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3・4　（略）

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）（抄）

（既着手の場合の届出等）

第十三条　特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に特定開発行為（第九条第一項ただし書に規定する政令で定める行為を除く。）に着手している者は、その指定の日から起算して二十一日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2　（略）

・「五年を超えない範囲内で」の例

○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）（抄）

（林業・木材産業改善資金助成法の特例）

第十条　（略）

2　（略）

3　前項に規定する資金の据置期間は、林業・木材産業改善資金助成法第五条第二項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

○中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）（抄）

（林業・木材産業改善資金助成法の特例）

第十二条　（略）

2　（略）

3　前項に規定する資金の据置期間は、林業・木材産業改善資金助成法第五条第二項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲

内で政令で定める期間とする。

・ **「…から起算して…範囲内で」の例**

○公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）（抄）

（特定法人の業務に従事するために退職した者の採用）

第十条　（略）

2・3　（略）

4　第二項の規定により第一項の取決めで定める退職派遣者の特定法人において業務に従事すべき期間は、同項の要請に応じて退職をする日の翌日から起算して三年を超えない範囲内で定めるものとする。

5　第一項の規定による採用については、地方公務員法第二十二条第一項の規定は、適用しない。

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）

（監視地区）

第三十九条　（略）

2　（略）

3　前項の規定による命令は、届出があった日から起算して三十日（三十日を経過する日までの間に同項の規定による命令をすることができない合理的な理由があるときは、届出があった日から起算して六十日を超えない範囲内で環境大臣が定める期間）を経過した後又は第五項ただし書の規定による通知をした後は、することができない。

4～6　（略）

・ **「有効期間が満了する時において」の例**

○国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）（抄）

（船舶保安証書）

第十三条　（略）

2　前項の船舶保安証書（以下「船舶保安証書」という。）の有効期間は、五年とする。ただし、その有効期間が満了する時において、国土交通省令で定める事由がある国際航海日本船舶については、国土交通大臣は、三月を限りその有効期間を延長することができる。

3～8　（略）

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）（抄）

（海洋汚染等防止証書）

第十九条の三十七　（略）

2　前項の海洋汚染等防止証書（以下「海洋汚染等防止証書」という。）の有効期間は、五年（平水区域を航行区域とする船舶であって国土交通省令で定めるものについては、国土交通大臣が別に定める期間）とする。ただし、その有効期間が満了する時において、国土交通省令で定める事由がある船舶については、国土交通大臣は、三月を限りその有効期間を延長することができる。

3　（略）

・ **「…の規定により延長した…」の例**

○株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）（抄）

（支援決定の撤回）

第二十八条　機構は、次に掲げる場合には、速やかに、支援決定を撤回しなければならない。

一　買取申込み等期間（前条第一項前段の規定により延長した買取申込み等期間を含む。以下この項において同じ。）が満了しても、買取申込み等がなかったとき。

二～四　（略）

2　（略）

○一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）（抄）

（船員の勤務時間の特例）

第十一条　各省各庁の長は、船舶に乗り組む職員（再任用短時間勤務職員を除く。）について、人事院と協議して、第五条第一項に規定する勤務時間を一週間当たり一時間十五分を超えない範囲内において延長することができる。この場合における第六条第二項本文及び第三項並びに第七条第二項の規定の適用については、第六条第二項本文中「七時間四十五分」とあるのは「七時間四十五分に第十一条の規定により延長した時間の五分の一を超えない範囲内において各省各庁の長が定める時間を加えた時間」と、同条第三項中「前条に規定する勤務時間」とあり、及び第七条第二項中「第五条に規定する勤務時間」とあるのは「第十一条の規定により延長された後の勤務時間」と、同ただし書中「同条に規定する勤務時間」とあるのは「同条の規定により延長された後の勤務時間」とする。

・ **「指定（を）した事項」の例**

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

第五十六条の二　国土交通大臣は、前条第一項の指定をし又は指定をした事項に変更を加える場合には、空港の附近の土地の所有者その他の利害関係を有する者の利益を著しく害することとならないように配慮しなければならない。

2　第三十八条第三項、第三十九条第二項及び第四十条の規定は、前条第一項の指定をし又は指定をした事項に変更を加える場合に準用する。

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

（包括免許の付与）

第二十七条の五　（略）

2　総務大臣は、前項の免許（以下「包括免許」という。）を与えたときは、次に掲げる事項及び同項の規定により指定した事項を記載した免許状を交付する。

一～六　（略）

3　（略）

・ **「要件を満たす場合には、…」の例**

○資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）

（資金の借入れ）

第二百十条　特定目的会社は、次に掲げる全ての要件を満たす場合には、取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）により資金の借入れを行うことができる。

一・二　（略）

○卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）（抄）

（開設者の地位の承継の効果）

第十三条の四　前条第一項の規定による地位の承継後の中央卸売市場（以下この条において「新卸売市場」という。）に係る業務規程（以下この条において「新業務規程」という。）が次に掲げる要件を満たす場合には、同項の規定による地位の承継前の中央卸売市場（以下この条において「旧卸売市場」という。）の卸売業者（以下この条において「旧卸売市場卸売業者」という。）は、新卸売市場において旧卸売市場における卸売の業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について卸売の業務を行う者として第十五条第一項の許可を受けたものとみなす。

一・二　（略）

2　新業務規程が次に掲げる要件を満たす場合には、旧卸売市場の仲卸業者（以下この条において「旧卸売市場仲卸業者」という。）は、新卸売市場における仲卸しの業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の

部類について仲卸しの業務を行う者として第三十三条第一項の許可を受けたものとみなす。

3　一・二　（略）

・　**「有効期間を延長するものとする」の例**

○教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）（抄）

（有効期間の更新及び延長）

第九条の二　（略）

2～4　（略）

5　免許管理者は、普通免許状又は特別免許状を有する者が、次条第三項第一号に掲げる者である場合において、同条第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないことその他文部科学省令で定めるやむを得ない事由により、その免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、その免許状の有効期間を延長するものとする。

6　（略）

・　**「…は、…ときは、…指定を解除しなければならない」の例**

○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）（抄）

（指定の解除）

第十七条　市町村長は、歴史的風致形成建造物が重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由により歴史的風致形成建造物の指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、当該歴史的風致形成建造物の指定を解除しなければならない。

2・3　（略）

る」の例

○エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）（抄）

第八条　（略）

2　（公正取引委員会との関係）

（略）

3　公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る共同事業計画であって事業所管大臣が第六条第一項の承認をしたものに定めるところに従ってする行為につき当該承認後私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定に違反する事実があると思料するときは、その旨を事業所管大臣に通知するものとする。

4～6　（略）

○労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）（抄）

（公正取引委員会との関係）

第十条　（略）

2　（略）

3　公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る労働時間等設定改善実施計画であって厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣が第八条第一項の承認をしたものに定めるところに従ってする行為につき当該承認後私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定に違反する事実があると思料するときは、その旨を厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣に通知するものとする。

4～6　（略）

・　**「…と思料するときは、速やかにその旨を…」の例**

○教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）（抄）

（報告）

第十四条の二　学校法人は、その設置する私立学校の教員について、第五条第一項第三号、第四号若しくは第七号に該当すると認めたとき、又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一条第一項若しくは第二項第一号に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。

・　**「速やかに…通知するものとする」の例**

○米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）（抄）

（主務大臣等）

第十一条　（略）

2・3　（略）

4　前項各号に掲げる大臣は、第二項の規定により前条第一項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

5～11　（略）

○資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（抄）

（財務大臣への通知）

第八十五条　内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一　第六十四条第一項の規定による免許

二　第八十二条第一項又は第二項の規定による第六十四条第一項の免許の取消し

三　第八十二条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

四　第八十三条の規定による認可

○エコツーリズム推進法（平成十九年法律第百五号）（抄）

（特定自然観光資源の指定）

第八条　（略）

2～4　（略）

5　市町村長は、第一項の指定をした場合において、当該特定自然観光資源が同項ただし書の主務省令で定める自然観光資源に該当するに至ったときその他その後の事情の変化によりその指定の必要がなくなり、又はその指定を継続することが適当でなくなったと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

6　（略）

・　**「要件を欠くに至った」の例**

○総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（抄）

第二十六条　（略）

2　（略）

3　認定地方公共団体は、指定法人が第一項の内閣府令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4・5　（略）

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（保証人の要件）

第四百五十条　（略）

2　保証人が前項第二号に掲げる要件を欠くに至ったときは、債権者は、同項各号に掲げる要件を具備する者をもってこれに代えることを請求することができる。

3　（略）

・　**「…は、…と思料するときは、その旨を…通知するものとす**

【第五条関係】

・ **「所掌事務の遂行上」の例**

○国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（抄）

（交流採用）

第十九条（略）

2～4（略）

5　交流採用に係る任期は、三年を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、任命権者がその所掌事務の遂行上特に必要があると認める場合には、人事院の承認を得て、交流採用をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

6（略）

○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）

（俸給の支給日等）

第八条　法第十一条第一項本文の政令で定める日は、十八日とする。ただし、十八日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、十八日の直前のこれらの日以外の日とする。

2　次の各号のいずれかに掲げる場合に該当し、かつ、防衛大臣が特に必要と認めるときは、職員に対してその俸給の月額の半額ずつを月二回に支給することができる。この場合において、俸給を支給する日は、法第十一条第一項ただし書の各期間内の日のうち防衛大臣の定める日とする。

一（略）

二　所掌事務の遂行上特に必要があると認める場合

3～8（略）

・ **「特段の必要（性）がある場合に限り」の例**

○中央省庁等改革基本法（平成十年法律第百三号）（抄）

（審議会等の整理及び合理化）

第三十条　政府は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する合議制の機関をいう。以下この条において同じ。）について、次に掲げる方針に従い、整理及び合理化を進めるものとする。

一（略）

二　政策の企画立案又は政策の実施の基準の作成に関する事項の審議を行う審議会等については、次に掲げるところによること。

イ　原則として廃止するものとし、設置を必要とする場合にあっては必要最小限のものに限り、かつ、総合的なものとする。

ロ　イに掲げるところにより設置される審議会等のほかは、特段の必要性がある場合に限り、審議事項を具体的に限定した上で、可能な限り時限を付して、設置することができるものとする。

三～五（略）

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二（略）

2（略）

3　長官は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4（略）

・ **「…に関連する職務に従事する者」の例**

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二（略）

2（略）

3　長官は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4　地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

2～6（略）

・ **「事項に該当」の例**

○救急救命士法（平成三年法律第三十六号）（抄）

（免許の取消し等）

第九条（略）

2　前項の規定により免許を取り消された者であっても、その者がその取消しの理由となった事項に該当しなくなったとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至ったときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第六条の規定を準用する。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二（略）

2（略）

3　長官は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4（略）

○児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）

（略）

○原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第百四十八号）（抄）

（過怠金）

第十六条　政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が補償契約の条項で政令で定める事項に該当するものに違反したときは、政令で定めるところにより、過怠金を徴収することができる。

・ **「…に該当するものに限る」の例**

○展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）（抄）

（補償金）

第四条　補償契約による政府の補償は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては当該各号に定める額の合計額とし、当該各号に定める額又は当該合計額が政令で定める額（以下「補償上限額」という。）を超える場合にあっては補償上限額とする。）の限度で行うものとする。この場合において、補償対象損害（補償契約による補償の対象となる損害として補償契約で定める損害をいい、補償契約の相手方である展覧会の主催者が第六条の規定に違反したことにより生じた損害を除く。以下同じ。）の額は、対象美術品（補償契約の相手方である展覧会の主催者が当該展覧会のために借り受けた美術品のうち、補償契約による補償の対象となるものとして補償契約で定めるものをいう。以下同じ。）の約定評価額（対象美術品の価額として補償契約で定める価額をいう。以下同じ。）によって算定する。

一　（略）

二　当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害（特定損害に該当するものに限る。）の額の合計額が政令で定める額を超える場合　その超える額

2・3（略）

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）（抄）

（連結法人の再投資等準備金）

第二十六条の三　（略）

2～8　（略）

9　前項又は第十八条の三第七項に規定する合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものに限る。）のその適格合併の日を含む連結事業年度に係る第三項の規定の適用については、同項に規定する前連結事業年度等から繰り越された再投資等準備金の金額は、前項又は同条第七項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた再投資等準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が有するものとみなされた再投資等準備金の金額については、第三項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該適格合併の日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

10～13　（略）

・「秘密…取扱い」の例

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）（抄）

（認証の基準）

第六条　法務大臣は、前条の認証の申請をした者（以下「申請者」という。）が行う当該申請に係る民間紛争解決手続の業務が次に掲げる基準に適合し、かつ、申請者が当該業務を行うのに必要な知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであると認めるときは、当該業務について認証をするものとする。

一～十　（略）

十一　民間紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される資料に含まれる紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。第十六条に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。

十二～十六　（略）

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二　（略）

2　（略）

3　長官は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4　（略）

・「取扱いの業務」の例

○細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律施行令（平成七年政令第三百九十六号）（抄）

（報告徴収）

第一条　細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の規定により主務大臣が業として生物剤又は毒素を取り扱う者（以下「生物剤等取扱者」という。）に対し報告を求めることができる事項は、当該生物剤又は毒素の種類、数量その他の取扱いの業務に関する事項とする。

○労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）

（就業制限に係る業務）

第二十条　法第六十一条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　ボイラー（小型ボイラーを除く。）の取扱いの業務

四～十六　（略）

・「行わせることができる」の例

○日本国憲法の改正手続に関する法律　抄（平成十九年法律第五十一号）（抄）

（期日前投票）

第六十条　国民投票の当日に次に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人の投票については、第五十五条第一項の規定にかかわらず、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

一～五　（略）

2～4　（略）

○婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）（抄）

（自己労作）

第五条　婦人補導院の長は、在院者が自己の収支において労作をすることを願い出たときは、これを行わせることができる。

・「…の定めるところにより」の例

○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

（投資財源資金）

第五十九条　（略）

2　（略）

3　投資財源資金の受払いは、財務大臣の定めるところにより、投資勘定の歳入歳出外として経理するものとする。

4　（略）

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（抄）

（被拘束者の引渡し等）

第六条　出動自衛官は、第四条の規定による拘束をしたときは、防衛大臣の定めるところにより、速やかに、被拘束者を指定部隊長（自衛隊法第八条に規定する部隊等であって、連隊、自衛艦その他の防衛省令で定めるものの長をいう。以下同じ。）に引き渡さなければならない。

2　出動自衛官は、前項の規定にかかわらず、指定部隊長よりも近傍に抑留資格認定官（方面総監、地方総監又は航空方面隊司令官若しくは航空混成団司令その他政令で定める部隊等の長をいう。以下同じ。）が所在するときは、防衛大臣の定めるところにより、被拘束者を当該抑留資格認定官に引き渡すことができる。

3　（略）

・「都道府県警察の職員のうち」の例

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（職員の人事管理）

第五十六条　都道府県警察の職員のうち、警視正以上の階級にある警察官（以下「地方警務官」という。）は、一般職の国家公務員とする。

2・3　（略）

・「別表…に掲げる」の例

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一～三　（略）
四　公益目的事業　学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

○厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（抄）

（年金額）
第四十三条　老齢厚生年金の額は、被保険者であった全期間の平均標準報酬額（被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額に、別表各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率（以下「再評価率」という。）を乗じて得た額の総額を、当該被保険者期間の月数で除して得た額をいう。第百三十二条第二項並びに附則第十七条の六第一項及び第二十九条第三項を除き、以下同じ。）の千分の五・四八一に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とする。
2・3　（略）

・「に掲げる事項」の例

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）（抄）

（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）
第十五条　法人の平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十日までの間に終了する各事業年度又は平成二十三年三月十一日から同年九月十日までの間に終了する法人税法第七十二条第一項に規定する期間（当該期間に係る同項各号に掲げる事項を記載した中間申告書（以下この条及び次条において「仮決算の中間申告書」という。）を提出する場合における当該期間に限る。以下この条において「中間期間」という。）において生じた繰戻対象震災損失金額（当該各事業年度又は中間期間において生じた同法第七十四条第一項第一号又は第七十二条第一項第一号に掲げる欠損金額のうち、東日本大震災により棚卸資産、固定資産（同法第二条第二十二号に規定する固定資産をいう。）その他の政令で定める資産（次条第一項において「棚卸資産等」という。）について生じた損失の額で政令で定めるもの（仮決算の中間申告書の提出により既に還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額がある場合には、当該金額を控除した金額）に達するまでの金額をいう。以下この条において同じ。）がある場合には、当該法人は、当該各事業年度に係る確定申告書又は当該中間期間に係る仮決算の中間申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、当該繰戻対象震災損失金額に係る事業年度又は中間期間（以下この項及び第三項において「震災欠損事業年度」という。）開始の日前二年以内に開始したいずれかの事業年度（震災欠損事業年度が同法第八十条第一項各号に掲げる事業年度に該当する場合には、当該各号に定める事業年度を除く。）の所得に対する法人税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除くものとし、法人税法第六十八条（同法第百四十四条において準用する場合を含む。）又は第六十九条から第七十条の二までの規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とし、租税特別措置法第四十二条の四第十一項（同法第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定その他政令で定める規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額とする。以下この項及び次項において同じ。）に、当該いずれかの事業年度（以下第三項までにおいて「還付所得事業年度」という。）の所得の金額のうちに占める震災欠損事業年度の繰戻対象震災損失金額（この条の規定により他の還付所得事業年度の所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。）に相当する金額の割合を乗じて計算した金額に相当する法人税の還付を請求することができる。

2～7　（略）

○総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（抄）

（地域活性化総合特別区域の指定）
第三十一条　（略）
2～4　（略）
5　地方公共団体は、指定申請をしようとするときは、関係地方公共団体の意見を聴くとともに、第四十二条第一項の地域活性化総合特別区域協議会（以下この節において「地域協議会」という。）が組織されているときは、当該指定申請に係る第二項各号に掲げる事項その他当該指定申請に関し必要な事項について当該地域協議会における協議をしなければならない。
6～10　（略）

・「契約業者」の例

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）

（契約業者における防衛秘密の取扱いの業務）
第百十三条の五　防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者（次項及び第百十三条の十一において「契約業者」という。）は、次に掲げる基準に適合していなければならない。
一～四　（略）
2　契約業者との契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
一～四　（略）
五　当該契約業者以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。
六・七　（略）

・「契約に基づき…（する）者」の例

○ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）（抄）

（定義）
第二条　この法律において「会員契約」とは、当事者の一方が相手方に対してゴルフ場その他スポーツ施設又は保養のための施設であって政令で定めるものを継続的に利用させる役務（以下「指定役務」という。）を提供することを約し、相手方がこれに応じて政令で定める金額以上の額の金銭を支払うことを約する契約をいう。
2　この法律において「会員制事業者」とは、会員契約に基づき指定役務を提供する事業（以下「会員制事業」という。）を行う者（会員制事業を行おうとする者を含む。）をいう。
3　この法律において「会員」とは、会員制事業者から会員契約に基づき指定役務の提供を受ける者をいう。
4～6　（略）

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）
第九十六条の二　（略）
2　（略）
3　長官は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛に関連する職務に従事する者又は役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密に係る物件の製造若しくは秘密の取扱いの業務を行わせることができる。
4　（略）

・「業とする者」の例

○愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）（抄）

（定義）
第二条　（略）

2　（略）
3　この法律において「製造業者」とは、愛がん動物用飼料の製造（配合及び加工を含む。以下同じ。）を業とする者をいい、「輸入業者」とは、愛がん動物用飼料の輸入を業とする者をいい、「販売業者」とは、愛がん動物用飼料の販売を業とする者で製造業者及び輸入業者以外のものをいう。

○高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）（抄）

第九条　通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。
一　物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であって当該国立高度専門医療研究センターと取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
二　（略）

・「物件の製造」の例

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

第十五条　指定暴力団等の相互間に対立が生じ、当該対立に係る指定暴力団等の指定暴力団員により敢行され又は当該対立に係る指定暴力団等の事務所（暴力団の活動の拠点となっている施設又は施設の区画された部分をいう。以下同じ。）若しくは指定暴力団員若しくはその居宅に対して敢行される一連の凶器を使用しての暴力行為（以下この項において「対立抗争」という。）が発生した場合において、当該対立に係る指定暴力団等の事務所が、当該対立抗争に係る指定暴力団等の指定暴力団員により次の各号に掲げる用に供されており、又は供されるおそれがあり、これにより付近の住民の生活の平穏が害されており、又は害されるおそれがあると認めるときは、公安委員会は、当該事務所を現に管理している指定暴力団員（以下「管理者」という。）に対し、三月以内の期間を定めて、当該事務所を当該各号の用に供すること又は当該指定暴力団等の活動の用に供することを禁止することを命ずることができる。この場合において、その命令の有効期間が経過した後において更に命令の必要があると認めるときは、一回に限り、三月以内の期間を定めてその命令の期限を延長することができる。
一・二　（略）
三　当該対立抗争に供用されるおそれがあると認められる凶器その他の物件の製造又は保管の用
2～5　（略）

○船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（抄）

（登録の要件等）
第二十五条の四十七　国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者（以下この項及び次項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。
一　（略）
二　次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が検定を行うものであること。
イ　船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督又は検査について、別表第二の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上の実務の経験を有すること。
ロ　船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督又は検査について六年以上の実務の経験を有すること。
ハ　（略）
三　（略）
2・3　（略）

・「役務の提供」の例

○公共サービス基本法（平成二十一年法律第四十号）（抄）

（定義）
第二条　この法律において「公共サービス」とは、次に掲げる行為であって、国民が日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすものをいう。
一　国（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）を含む。第十一条を除き、以下同じ。）又は地方公共団体（地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）を含む。第十一条を除き、以下同じ。）の事務又は事業であって、特定の者に対して行われる金銭その他の物の給付又は役務の提供
二　（略）

○資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（抄）

（定義）
第三条　この章において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものをいう。
一　証票、電子機器その他の物（以下この章において「証票等」という。）に記載され、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下この項において同じ。）により記録される金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第三項において同じ。）に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証票等に記録される金額に応ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行われるものを含む。）であって、その発行する者又は当該発行する者が指定する者（次号において「発行者等」という。）から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるもの
二　証票等に記載され、又は電磁的方法により記録される物品又は役務の数量に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証票等に記録される物品又は役務の数量に応ずる対価を得て当該数量の記録の加算が行われるものを含む。）であって、発行者等に対して、提示、交付、通知その他の方法により、当該物品の給付又は当該役務の提供を請求することができるもの
2・3　（略）
4　この章において「自家型前払式支払手段」とは、前払式支払手段を発行する者（当該発行する者と政令で定める密接な関係を有する者（次条第五号及び第三十二条において「密接関係者」という。）を含む。以下この項において同じ。）から物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合に限り、これらの代価の弁済のために使用することができる前払式支払手段又は前払式支払手段を発行する者に対してのみ、物品の給付若しくは役務の提供を請求することができる前払式支払手段をいう。
5～8　（略）

【第六条関係】

・「…できる者は、…者であって、…に該当するものとする」の例

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（外部監査契約を締結できる者）
第二百五十二条の二十八　普通地方公共団体が外部監査契約を締結できる者は、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。
一　弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）

二　公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む。）
三　国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者であって、監査に関する実務に精通しているものとして政令で定めるもの
2・3　（略）

・「直近に…（さ）れた（もの）」の例

○金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令（平成十四年政令第三百九十四号）（抄）

（預金保険の保険金の額の特例）
第一条　金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第十四条の規定により読み替えて適用される預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十四条第二項に規定する合併又は事業の全部の譲渡を行った金融機関の数に応じて政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数に千万円を乗じた金額とする。
一　保険事故（預金保険法第四十九条第二項に規定する保険事故をいう。次号において同じ。）の直近に行われたものが合併である場合　当該直近の合併を行った金融機関（同法第二条第一項に規定する金融機関をいう。次号において同じ。）の数
二　保険事故の直近に行われたものが事業の全部の譲受けである場合　当該直近の事業の全部の譲渡を行った金融機関の数に一を加えた数

○農村地域工業等導入促進法施行令（昭和四十六年政令第二百八十号）（抄）

（農村地域から除かれる地域の要件）
第三条　法第二条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。
一～三　（略）

四　人口が十万以上である市の区域にあっては、次のいずれかに該当する市の区域であること。
ア　（略）
イ　公表された最近の国勢調査の結果によるその市の区域に係る人口を当該国勢調査が行われた年前において直近に行われた国勢調査の結果によるその市の区域に係る人口で除して得た数値が、公表された最近の国勢調査の結果による全国の人口を当該国勢調査が行われた年前において直近において行われた国勢調査の結果による全国の人口で除して得た数値を超えること。
ウ　（略）

・「適性（を有する）」の例

○勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）（抄）

（職業指導等）
第八条　職業安定機関は、勤労青少年がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択することを促進するため、勤労青少年その他関係者に対して雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、勤労青少年の特性に適応した職業指導を行なう等必要な措置を講ずるものとする。

○悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）（抄）

（臭気指数等に係る測定の業務に従事する者に係る試験等）
第十三条　環境大臣は、臭気指数等に係る測定の業務に従事するのに必要な知識及び適性を有するかどうかを判定するため、臭気指数等に係る測定に関する必要な知識についての試験及び臭気指数に係る測定に関する嗅覚についての適性検査を行う。
2～9　（略）

・「通知をした日から…年（月、日）を経過」の例

○資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）（抄）

（追徴税額の徴収及び納付）
第七十一条　税務署長は、第五十一条、第五十三条又は第五十四条の規定により法人又は個人が納付すべき再評価税について第六十五条から第六十七条までの規定によるその再評価税額若しくはその合計額又は免除される再評価税額の更正又は決定があった場合においては、第五十一条、第五十三条又は第五十四条の規定による納期が第六十九条の規定による通知をした日までに到来しているかどうかを問わず、その通知をした日から一月を経過した日の前日を納期限として、その追徴税額（その不足税額又はその決定による税額をいう。以下同じ。）を徴収する。
2～4　（略）

○建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）

（国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例）
第十八条　（略）
2～21　（略）
22　第六条第一項第一号から第三号までの建築物を新築する場合又はこれらの建築物（共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。）の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で避難施設等に関する工事を含むものをする場合においては、第十六項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。
一　（略）
二　第十四項の規定による通知をした日から七日を経過したとき。
23　（略）

・「仮に」の例

○産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）（抄）

（登録事項証明書等の交付）
第六十四条　（略）
2　次に掲げる者は、特許庁長官に対し、それぞれに係る特定通常実施権許諾者に係る特定通常実施権登録について、特定通常実施権登録簿に記録されている事項（第五十九条第三項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）を証明した書面（以下「登録事項概要証明書」という。）の交付を請求することができる。ただし、当該交付の請求の時において、当該特定通常実施権登録の存続期間が満了している場合若しくは当該特定通常実施権登録が抹消されている場合又はその取得し、その差し押さえ、若しくは仮に差し押さえ、若しくはその質権の目的とした特許権、実用新案権若しくは専用実施権について当該特定通常実施権登録簿に前条第一項の登録がされている場合には、当該特定通常実施権登録簿に記録されている事項については、この限りでない。
一・二　（略）
三　特定通常実施権許諾者の特許権、実用新案権若しくは専用実施権を差し押さえ、又は仮に差し押さえた債権者
四・五　（略）
3　（略）
4　前項に掲げる場合のほか、第二項各号に掲げる者は、それぞれに係る特定通常実施権許諾者の特定通常実施権登録において特定通常実施権許諾契約により通常実施権の許諾を受けた者として記録されている者に対し、当該特定通常実施権登録に係る登録事項証明書の交付を特許庁長官に対して請求する旨を通知した場合は、当該通知の到達した日から政令で定める期間を経過した後において、特許庁長官に対し、当該登録事項証明書の交付を請求することができる。ただし、当該交付の請求の時において、当該特定通常実施権登録の存続期間が満了している場合又は当該特定通常実施権登録が抹消されている場合若しくは当該特定通常実施権登録が抹消されている場合又は

その取得し、その差し押さえ、若しくは仮に差し押さえ、若しくはその質権の目的とした特許権、実用新案権若しくは専用実施権について当該特定通常実施権登録簿に前条第一項の登録がされている場合には、当該特定通常実施権登録簿に記録されている事項については、この限りでない。

5～8　（略）

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（抄）

（要請国への執行財産等の譲与等）

第六十四条の二　（略）

2　（略）

3　法務大臣は、執行財産等について、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項に規定する検事正に対し、当該執行財産等の全部又は一部を仮に保管することを命ずることができる。

一・二　（略）

・「職を占める者」の例

○東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）（抄）

（現地対策本部）

第十七条　（略）

2　（略）

3　現地対策本部に現地対策本部長を置き、関係府省の副大臣、大臣政務官その他の職を占める者のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てる。

4・5　（略）

○国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）（抄）

（一般職及び特別職）

第二条　（略）

2・3　（略）

4　この法律の規定は、一般職に属するすべての職（以下その職を官職といい、その職を占める者を職員という。）に、これを適用する。人事院は、ある職が、国家公務員の職に属するかどうか及び本条に規定する一般職に属するかを決定する権限を有する。

5～7　（略）

・「任命の方法」の例

○国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）（抄）

（欠員補充の方法）

第三十五条　官職に欠員を生じた場合においては、その任命権者は、法律又は人事院規則に別段の定のある場合を除いては、採用、昇任、降任又は転任のいずれか一の方法により、職員を任命することができる。但し、人事院が特別の必要があると認めて任命の方法を指定した場合は、この限りではない。

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）

（任命の方法）

第十七条　（略）

2　人事委員会（競争試験等を行う公平委員会を含む。以下この条から第十九条まで、第二十一条及び第二十二条において同じ。）を置く地方公共団体においては、人事委員会は、前項の任命の方法のうちのいずれによるべきかについての一般的基準を定めることができる。

3～5　（略）

・「職務の特性」の例

○国家公務員制度改革基本法（平成二十年法律第六十八号）（抄）

（議院内閣制の下での国家公務員の役割等）

第五条　政府は、議院内閣制の下、政治主導を強化し、国家公務員が内閣、内閣総理大臣及び各大臣を補佐する役割を適切に果たすこととするため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一　（略）

二　国家戦略スタッフ及び政務スタッフ（以下この号において「国家戦略スタッフ等」という。）の任用等については、次に定めるところによるものとすること。

イ　（略）

ロ　国家戦略スタッフ等を有効に活用できるものとするため、給与その他の処遇及び退任後の扱いについて、それぞれの職務の特性に応じた適切なものとすること。

2　政府は、縦割り行政の弊害を排除するため、内閣の人事管理機能を強化し、並びに多様な人材の登用及び弾力的な人事管理を行えるよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一～四　（略）

五　幹部職員等の任用、給与その他の処遇については、任命権者が、それぞれ幹部職員又は管理職員の範囲内において、その昇任、降任、昇給、降給等を適切に行うことができるようにする等その職務の特性並びに能力及び実績に応じた弾力的なものとするための措置を講ずるものとすること。

3・4　（略）

○総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）（抄）

（職務の特性への配慮）

第十二条　この法律の運用に当たっては、弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に常に配慮しなければならない。

（審査委員会）

第二十九条　支援センターに、その業務の運営に関し特に弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に配慮して判断すべき事項について審議させるため、審査委員会を置く。

2～10　（略）

・「…に係る犯罪の捜査」の例

○警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）（抄）

（捜査第二課）

第二十四条　捜査第二課においては、次の事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　政治資金に係る犯罪の捜査に関すること。

四　（略）

（交通指導課）

第三十三条　交通指導課においては、次の事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること。

四～六　（略）

・「ことが必要な事務」の例

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2　（略）

○中央省庁等改革基本法（平成十年法律第百三号）（抄）

（独立行政法人）

第三十六条　政府は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要はないが、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるか、又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものについて、これを効率的かつ効果的に行わせるにふさわしい自律性、自発性及び透明性を備えた法人（以下「独立行政法人」という。）の制度を設けるものとする。

・**「偶発的」の例**

○日本銀行法（平成九年法律第八十九号）（抄）

（金融機関等に対する一時貸付け）

第三十七条　日本銀行は、金融機関（銀行その他の預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び貯金をいう。）の受入れ及び為替取引を業として行う者をいう。以下同じ。）その他の金融業を営む者であって政令で定めるもの（以下「金融機関等」という。）において電子情報処理組織の故障その他の偶発的な事由により予見し難い支払資金の一時的な不足が生じた場合であって、その不足する支払資金が直ちに確保されなければ当該金融機関等の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合において、金融機関の間における資金決済の円滑の確保を図るために必要があると認めるときは、第三十三条第一項の規定にかかわらず、当該金融機関等に対し、政令で定める期間を限度として、担保を徴求することなくその不足する支払資金に相当する金額の資金の貸付けを行うことができる。

2　（略）

・**「行うこととなる（事務）」の例**

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十九年政令第二百五十五号）（抄）

（都道府県が行う事務の範囲及び手続）

第十七条　各省各庁の長は、法第二十六条第二項の規定により、補助金等の交付の申請の受理、交付の決定及びその取消し、補助事業等の実績報告の受理、補助金等の額の確定、補助金等の返還に関する処分その他補助事業等の監督に関する事務の一部を都道府県の知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）が行うこととすることができる。この場合においては、当該補助金等の名称を明らかにして、知事等が行うこととなる事務の内容について、財務大臣に協議しなければならない。

2～6　（略）

・**「同意を得た上で」の例**

○大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）（抄）

（生産緑地地区に関する都市計画についての要請）

第百六条　特定土地区画整理事業又は住宅街区整備事業を施行する土地の区域内の農地等である宅地の所有者は、第十八条第一項（第六十九条において準用する場合を含む。）の規定による申出と併せて、当該申出に係る宅地について対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した永小作権、先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記、これらの権利に関する差押えの登記又はその宅地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人の同意を得た上で、国土交通省令で定めるところにより、当該宅地についての換地に係る集合農地区内の土地の区域について都市計画に生産緑地法第三条第一項の規定による生産緑地地区を定めるべきことを当該都市計画を定めるべき者に対し要請すべき旨の申出をすることができる。

2・3　（略）

・**「各号に掲げる事項ごとに」の例**

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）

）（抄）

（土地利用基本計画の変更等に関する特例）

第四十八条　（略）

2～6　（略）

7　被災関連市町村等は、復興整備計画に第一項第三号に定める事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる事項ごとに、それぞれ当該各号に定める者に第五項の規定により提出された意見書（当該事項に係るものに限る。）の要旨を提出し、当該事項について、それぞれ当該各号に定める者に付議し、その議を経なければならない。

一・二　（略）

8・9　（略）

○大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）（抄）

（地震防災応急対策に係る措置の実施状況の報告）

第十七条　法第二十八条第二項の規定による報告は、同項に規定する者が法令又は地震防災強化計画に基づき実施した地震防災応急対策に係る措置について、内閣府令で定めるところにより、法第二十一条第一項各号に掲げる事項ごとに行うものとする。

・**「…に結び付くおそれのある特定の…」の例**

○更生保護法（平成十九年法律第八十八号）（抄）

（特別遵守事項）

第五十一条　（略）

2　特別遵守事項は、次条の定めるところにより、これに違反した場合に第七十二条第一項、刑法第二十六条の二及び第二十九条第一項並びに少年法第二十六条の四第一項に規定する処分がされることがあることを踏まえ、次に掲げる事項について、保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内において、具体的に定めるものとする。

一　犯罪性のある者との交際、いかがわしい場所への出入り、遊興による浪費、過度の飲酒その他の犯罪又は非行に結び付くおそれのある特定の行動をしてはならないこと。

二～六　（略）

・**「おそれのある事実」の例**

○仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）（抄）

（忌避の原因等）

第十八条　当事者は、仲裁人に次に掲げる事由があるときは、当該仲裁人を忌避することができる。

一・二　（略）

2　（略）

3　仲裁人への就任の依頼を受けてその交渉に応じようとする者は、当該依頼をした者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実の全部を開示しなければならない。

4　仲裁人は、仲裁手続の進行中、当事者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実（既に開示したものを除く。）の全部を遅滞なく開示しなければならない。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（抄）

（理事の報告義務）

第八十五条　理事は、一般社団法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を社員（監事設置一般社団法人にあっては、監事）に報告しなければならない。

・**「…するため必要最小限度の」の例**

○森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）

（指定又は解除の通知）

第三十三条　（略）

2～4　（略）

5　第一項の規定による通知に係る指定施業要件は、当該保安林の指定に伴いこの章の規定により当該森林について生ずべき制限が当該保安林の指定の目的を達成するため必要最小限度のものとなることを旨とし、政令で定める基準に準拠して定めるものとする。

6　（略）

○漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）（抄）

（被共済者の遵守すべき事項）

第八十七条　（略）

2　前項の農林水産省令で定める被共済者の遵守すべき事項は、共済契約に係る漁業、養殖水産動植物、養殖施設又は漁具についての共済事故による損失又は損害を適正に認定するため必要最小限度のものでなければならない。

・「…月（年）を超えない期間内において」の例

○森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）

（保安林予定森林における制限）

第三十一条　都道府県知事は、前二条の規定による告示があった保安林予定森林について、農林水産省令で定めるところにより、九十日を超えない期間内において、立木竹の伐採又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為を禁止することができる。

・「…をもって充てることとされている」の例

○入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第百一号）（抄）

（事務の委任）

第十条　各省各庁の長は、この法律に規定する事務を、当該各省各庁の外局（法律で国務大臣をもってその長に充てることとされているものに限る。）の長に委任することができる。

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

（議員）

第二十二条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一～三　（略）

四　法律で国務大臣をもってその長に充てることとされている委員会の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者

五～七　（略）

2～4　（略）

・「…は、…ときは、…契約において、…条件を付するものとする」の例

○国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）（抄）

（信託の契約事項）

第十六条の二　各省各庁の長は、法第二十八条の二第一項の規定により土地（その土地の定着物を含む。次条第一項において同じ。）を信託しようとするときは、当該信託の契約において、信託の目的、借入金限度額、信託期間その他財務大臣が定める事項を定めるほか、次に掲げる条件を付するものとする。

一～五　（略）

・「取り扱うべき」の例

○執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）（抄）

（職務）

第一条　執行官は、次の事務を取り扱う。

一　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）、民事保全法（平成元年法律第九十一号）その他の法令において執行官が取り扱うべきものとされている事務

二　（略）

○消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）（抄）

第十一条の五　市町村長等は、製造所、貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。）又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが第十条第三項の規定に違反していると認めるときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、同項の技術上の基準に従つて危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。

②～⑤　（略）

・「…べき旨の条件を付（附）する…」の例

○国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）

（資本金）

第七条　（略）

2・3　（略）

4　政府は、前項の規定により土地を出資の目的として出資する場合において、国立大学法人等が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人国立大学財務・経営センターに納付すべき旨の条件を付することができる。

5～8　（略）

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十八年法律第百七十九号）（抄）

（補助金等の交付の条件）

第七条　（略）

2　各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。

3・4　（略）

・「法人その他の団体…事業を行う個人」の例

○公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「公益通報」とは、労働者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者をいう。以下同じ。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、その労務提供先（次のいずれかに掲げる事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該労務提供先若しくは当該労務提供先があらかじめ定めた者（以下「労務提供先等」という。）、当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）若しくは勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、当該労務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。次条第三号において同じ。）に通報することをいう。

一～三　（略）

・**「役員、職員その他の従業者」の例**

○出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）（抄）

（浮貸し等の禁止）

第三条　金融機関（銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合をいう。）の役員、職員その他の従業者は、その地位を利用し、自己又は当該金融機関以外の第三者の利益を図るため、金銭の貸付け、金銭の貸借の媒介又は債務の保証をしてはならない。

○金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）（抄）

第三十七条の六　（略）

2　（略）

3　前項の審査人は、金融機関の確定損を負担した整理債務の債権者であつて当該金融機関に対し債務を負担していない者（当該金融機関の役員、職員その他の従業者、国、地方公共団体、持株会社整理委員会及び昭和二十年ポツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件に基く公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和二十二年勅令第一号）第三条第二項に規定する寛書該当者を除く。）のうちで確定損負担額の最も多額な者から順次に、当該金融機関の理事機関がこれを選任し、その任期は、一年とする。

4　金融機関の理事機関は、審査人がその就職の後当該金融機関から債務を負担するに至つたとき、又は当該金融機関の役員、職員その他の従業者となつたときは、当該審査人を解任しなければならない。

5～8　（略）

○保険法（平成二十年法律第五十六号）（抄）

第三十六条　第七条、第十二条、第二十六条及び第三十三条の規定は、次に掲げる損害保険契約については、適用しない。

一～三　（略）

四　前三号に掲げるもののほか、法人その他の団体又は事業を行う個人の事業活動に伴って生ずることのある損害をてん補する損害保険契約（傷害疾病損害保険契約に該当するものを除く。）

・**「代理人、使用人その他の従業者」の例**

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）

第百二十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律（平成二十三年法律第三十四号）（抄）

（罰則）

第二条　（略）

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

【第七条関係】

・**「あるかどうかという観点から」の例**

○人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年政令第三

十一号）（抄）

（評価、調整及び確認）

第九条　（略）

2　調整者は、評価者による評価について、不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、調整者としての全体評語を付することにより調整（次項に規定する再調整を含む。）を行うものとする。この場合において、調整者は、当該全体評語を付す前に、評価者に再評価を行わせることができる。

3　（略）

・**「観点から評価を」の例**

○高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（抄）

（療養の給付）

第六十四条　（略）

2　次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一・二　（略）

三　厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であつて、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの（以下「評価療養」という。）

四　（略）

3・4　（略）

○健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）

（療養の給付）

第六十三条　（略）

2　次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一・二　（略）

三　厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であつて、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの（以下「評価療養」という。）

四　（略）

3・4　（略）

・**「評価を実施（する）」の例**

○行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）（抄）

第十四条　総務省は、前条第一項の計画に基づき、第十二条第一項及び第二項の規定による評価を実施しなければならない。

・**「ことが見込まれる者」の例**

○都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

（市町村都市再生整備協議会）

第四十六条の二　（略）

2　（略）

3　市町村協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関、前条第二項第二号イからヘまでに掲げる事業（これらの事業と一体となつてその効果を増大させることとなる事業等を含む。）を実施し、又は実施することが見込まれる者及び都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理者に対して、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

4・5　（略）

○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境

の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）（抄）

（除染実施計画）

第三十六条　（略）

2・3　（略）

4　都道府県知事等は、除染実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、前項に規定する協議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては当該除染実施計画において除染等の措置等の実施者として定められることが見込まれる者その他の関係者の意見を聴くとともに、環境大臣に協議しなければならない。

5　（略）

・「ことととなった者」の例

○被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）（抄）

（譲渡等の禁止）

第二十条の二　支援金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2　（略）

○　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七条）（抄）

（申請書等の経由）

第四十八条の二　第五条第一項、第八条第一項、第九条第一項及び第二項、第十条並びに第十一条第一項の規定により主務大臣に提出すべき申請書その他の書類は、その主たる事務所（同項の規定の場合にあっては、同項各号のいずれかに該当することとなった者の主たる事務所）の所在地を管轄する都道府県知事を経由しなければならない。

・「…を経過した（していない）者」の例

○独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）（抄）

（保険料の額の特例）

第四十五条　農業者年金の被保険者であって次の各号のいずれかに該当するものは、農林水産省令で定めるところにより基金に申し出て、その申出をした日の属する月以後の被保険者期間（当該各号に掲げる者に該当しなくなった日の属する月の前月までの期間に限る。）について、前条第四項の規定にかかわらず、納付下限額を下回る額であってその者の保険料に係る負担を軽減するものとして政令で定めるものを、当該被保険者期間の各月の保険料の額として政令で定め、又は変更することができる。

一　（略）

二　青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第四条第四項に規定する認定就農者であって農業を営むもののうち、前号ロに掲げる要件に該当する者（同法第四条第一項の規定による就農計画の認定を受けた日から起算して五年を経過した者又は同号に掲げる者に該当する者を除く。）

三・四　（略）

2～6　（略）

・「適切かつ確実に行う」の例

○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）（抄）

（指定等）

第七十五条　第五十八条第二項の規定による指定は、営利を目的としない法人であって、次に掲げる業務（以下「資金管理業務」という。）を適切かつ確実に行うことができると認められるものにつき、全国を通じて一個に限り、その者の同意を得て行わなければならない。

一・二　（略）

2～4　（略）

○身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）（抄）

（法人の指定）

第十五条　厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者補助犬の訓練又は研究を目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人であって、次条に規定する認定の業務を適切かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として指定することができる。

2～4　（略）

・「犯罪…経歴」の例

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

（指定）

第三条　都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、暴力団が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を、その暴力団員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれが大きい暴力団として指定するものとする。

一　（略）

二　国家公安委員会規則で定めるところにより算定した当該暴力団の幹部（主要な暴力団員として国家公安委員会規則で定める要件に該当する者をいう。）である暴力団員の人数のうちに占める犯罪経歴保有者（次のいずれかに該当する者をいう。以下この条において同じ。）の人数の比率又は当該暴力団の全暴力団員の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率が、暴力団以外の集団一般におけるその集団の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率を超えることが確実であるものとして政令で定める集団の人数の区分ごとに政令で定める比率（当該区分ごとに国民の中から任意に抽出したそれぞれの人数の集団において、その集団の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率が当該政令で定める比率以上となる確率が十万分の一以下となるものに限る。）を超えるものであること。

イ～ヘ　（略）

三　（略）

・「情報の取扱い」の例

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（抄）

第百六十七条　（略）

2　（略）

3　前項に規定するもののほか、捕虜収容所における被収容者に関する情報の取扱いについては、防衛省令で定める。

○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（調査票情報等の適正な管理）

第三十九条　（略）

2　前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

・「非違」の例

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（監察の指示等）

第四十三条の二　都道府県公安委員会は、都道府県警察の事務又は都道府県警察の職員の非違に関する監察について必要があると認めるときは、都道府県警察に対する第三十八条第三項の規

定に基づく指示を具体的又は個別的な事項にわたるものとすることができる。

2・3　（略）

○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）

（勤務成績の証明等）

第六条の十二　（略）

2　法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第五項に規定する政令で定める事由は、懲戒処分を受けるべき行為（職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことその他防衛大臣の定める事由とする。

・　**「薬物…濫用」の例**

○国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）（抄）

（あおり又は唆し）

第九条　薬物犯罪（前条及びこの条の罪を除く。）、第六条の罪若しくは第七条の罪を実行すること又は規制薬物を濫用することを、公然、あおり、又は唆した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

・　**「薬物…影響」の例**

○刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（危険運転致死傷）

第二百八条の二　アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、よって、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速度で、又はその進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させ、よって人を死傷させた者も、同様とする。

2　（略）

○道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（抄）

（過労運転等の禁止）

第六十六条　何人も、前条第一項に規定する場合のほか、過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない。

・　**「精神疾患」の例**

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）（抄）

（定義）

第五条　この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

○犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百八十七号）（抄）

（法第二条第五項の政令で定める要件）

第一条　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号。以下「法」という。）第二条第五項の政令で定める要件は、当該負傷又は疾病の療養のために法第九条第二項に規定する給付期間（以下単に「給付期間」という。）内に三日以上病院に入院することを要したこと（当該疾病が精神疾患である場合にあつては、その症状の程度が給付期間内に三日以上労務に服することができない程度であつたこと）とする。

・　**「飲酒についての節度」の例**

○酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和三十六年法律第百三号）（抄）

（節度ある飲酒）

第二条　すべて国民は、飲酒を強要する等の悪習を排除し、飲酒についての節度を保つように努めなければならない。

・　**「信用状態」の例**

○文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第百四十九号）（抄）

（資格審査）

第二条　出版権を取得しようとする者は、その資格について文部科学大臣の審査を受けなければならない。

2　前項の審査は、教育上支障を生じないことを期するために、出版権を取得しようとする者が良質の教科書を学校において必要とする時期までに製造供給するにたる事業能力及び信用状態を有するかどうかを、第三条の規定による競争を行わせるに先立つて審査することを目的とする。

○資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）

第二百三十条　特定目的信託契約には、次に掲げる条件を付さなければならない。

一・二　（略）

三　社債的受益権であって、当該社債的受益権に係る特定目的信託契約に原委託者が特定資産を買い戻さなければならない旨の条件が付されているものその他の原委託者の信用状態が投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定めるもの（第二百三十四条第五項第一号において「特別社債的受益権」という。）を定める場合には、「原委託者は、その信用状態に係る事由が発生し、又は発生するおそれがあるときは、遅滞なく、その旨を受託信託会社等に通知しなければならないこと。

2　（略）

・　**「経済的な状況」の例**

○環境基本法（平成五年法律第九十一号）（抄）

（環境の保全上の支障を防止するための経済的措置）

第二十二条　国は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下この条において「負荷活動」という。）を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2　（略）

○循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）（抄）

（原材料等が廃棄物等となることの抑制等に係る経済的措置）

第二十三条　国は、製品等の製造若しくは加工又は循環資源の循環的な利用、処分、収集若しくは運搬を業として行う者が原材料の効率的な利用を図るための施設の整備、再生品を製造するための施設の整備その他の原材料等が廃棄物等となることを抑制し、又は循環資源について適正に循環的な利用及び処分を行うための適切な措置を執ることを促進するため、その者にその経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2　（略）

・　**「…を効果的かつ効率的に行う（実施する）」の例**

○文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（抄）

（基礎研究振興課の所掌事務）
第六十三条　基礎研究振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～四　（略）
五　文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発を効果的かつ効率的に行うために必要な人的及び技術的援助一般に関すること。
六～九　（略）
3～5　（略）

○職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）（抄）

（学生生徒等の職業紹介等）
第十五条　（略）
②　（略）
③　公共職業安定所は、学生生徒等に対する職業指導を効果的かつ効率的に行うことができるよう、学校その他の関係者と協力して、職業を体験する機会の付与その他の職業の選択についての学生又は生徒の関心と理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

・「…する（した）ときは、…した上、…なければならない」の例

○旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）（抄）

（取引条件の説明）
第十二条の四　旅行業者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他旅行業務に関し契約を締結しようとするときは、旅行者が依頼しようとする旅行業務の内容を確認した上、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、その取引の条件について旅行者に説明しなければならない。
2・3　（略）

○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

（不服申立ての手続における意見の聴取）
第五十六条　主務大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての異議申立て又は審査請求を受理したときは、異議申立人又は審査請求人に対して、相当な期間を置いて予告をした上、公開による意見の聴取を行わなければならない。
2～4　（略）

・「告知した上」の例

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

（懲罰の執行）
第百五十六条　刑事施設の長は、懲罰を科するときは、被収容者に対し、懲罰の内容及び懲罰の原因として認定した事実の要旨を告知した上、直ちにその執行をするものとする。ただし、反省の情が著しい場合その他相当の理由がある場合には、その執行を延期し、又はその全部若しくは一部の執行を免除することができる。
2　（略）

・「必要な範囲内において」の例

○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）（抄）

（年金受給者の書類の提出等）
第七十五条　連合会は、年金である給付の支給に関し必要な範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分関係の移動、支給の停止及び障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。
2　（略）

○商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）（抄）

（問合せ等）
第十三条　商工会議所は、その目的を達成するために必要な範囲内において、その地区内の商工業者に対し文書又は口頭による問合せを行い、又は資料の提出を求めることができる。
2　（略）

・「知人その他の関係者」の例

○酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和三十六年法律第百三号）（抄）

（保護）
第三条　（略）
2　前項の措置をとつた場合においては、警察官は、できるだけすみやかに、当該酩酊者の親族、知人その他の関係者（以下「親族等」という。）にこれを通知し、その者の引取方について必要な手配をしなければならない。
3・4　（略）

○警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）（抄）

（保護）
第三条　（略）
2　前項の措置をとつた場合においては、警察官は、できるだけすみやかに、その者の家族、知人その他の関係者にこれを通知し、その者の引取方について必要な手配をしなければならない。責任ある家族、知人等が見つからないときは、すみやかにその事件を適当な公衆保健若しくは公共福祉のための機関又はこの種の者の処置について法令により責任を負う他の公の機関に、その事件を引き継がなければならない。
3～5　（略）

・「…に対し資料の提出を求め」の例

○外務公務員法施行令（昭和二十七年政令第四百七十三号）（抄）

（事案の審査等）
第五条　審議会は、事案の審査のため必要と認めるときは、申請者又はその他の関係者から意見を徴し、又はこれらの者に対し資料の提出を求め、若しくは出頭を求めてその陳述を聞き、その他必要な事実調査を行うことができる。
2　（略）

・「公務所又は（若しくは）公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」の例

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（抄）

第百九十七条　（略）
2　捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

○犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）（抄）

（調査）
第二十八条　検察官は、犯罪被害財産支給手続における事務を行うため必要があると認めるときは、申請人その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

・「実効性の確保」の例

○中央省庁等改革基本法（平成十年法律第百三号）（抄）

（総務省の編成方針）
第十七条　総務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。
一　（略）
二　行政の評価及び監視の機能について、府省の関係部門との連携、客観的かつ公正な評価方法の確立、評価の迅速化、評価結果の公開及び府省の政策への反映、調査対象の拡充及び権限の明確化等その充実を図るとともに、当該機能を公共事業における費用効果分析の仕組みの確立及び実効性の確保のために活用すること。
三～九　（略）

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）（抄）

（目的）
第一条　この法律は、法科大学院における教育が、司法修習生の修習との有機的連携の下に法曹としての実務に関する教育の一部を担うものであり、かつ、法曹の養成に関係する機関の密接な連携及び相互の協力の下に将来の法曹としての実務に必要な法律に関する理論的かつ実践的な能力（各種の専門的な法分野における高度の能力を含む。）を備えた多数の法曹の養成を実現すべきものであることにかんがみ、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）第三条の規定の趣旨にのっとり、国の責務として、裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員が法科大学院において教授、准教授その他の教員としての業務を行うための派遣に関し必要な事項について定めることにより、法科大学院における法曹としての実務に関する教育の実効性の確保を図り、もって同条第一項に規定する法曹養成の基本理念に則した法科大学院における教育の充実に資することを目的とする。

・「円滑な実施の（を）確保」の例

○国有林野の活用に関する法律（昭和四十六年法律第百八号）（抄）

（目的）
第一条　この法律は、森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）第五条の規定の趣旨に即し、国有林野の所在する地域における農林業の構造改善その他産業の振興又は住民の福祉の向上のための国有林野の活用につき、国の方針を明らかにすること等により、その適正かつ円滑な実施の確保を図ることを目的とする。

○犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）（抄）

（報告又は資料の提出）
第三十五条　行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、金融機関（金融機関代理業者（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方をいう。以下この条及び次条において同じ。）を含む。）又は銀行持株会社等（銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社又は長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下この

条及び次条において同じ。）に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。
2・3　（略）

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）（抄）

（基本指針）
第八十七条　厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。
2　基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
二　次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
三　その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項
3　（略）

○公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）（抄）

（目的）
第一条　この法律は、地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益的法人等の業務に専ら従事させるために職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員をいう。第七条を除き、以下同じ。）を派遣する制度等を整備することにより、公益的法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

・「妨げない範囲内において」の例

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（抄）

（便益の提供）
第五十七条　捕虜収容所長は、抑留業務の円滑な実施を妨げない範囲内において、捕虜代表及び捕虜代表補助者に対し、これらの任務を遂行するために必要な便益を与えなければならない。

第八十条　（略）
2　捕虜収容所長は、前項の規定により面会を許可するときは、防衛省令で定めるところにより、面会の相手方の用務の処理の目的を妨げない範囲内において、面会の時間及び場所その他の捕虜収容所の管理運営上著しい支障を及ぼさないようにするために必要最小限の事項について指定することができる。

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（承役地の所有者の工作物の使用）
第二百八十条　承役地の所有者は、地役権の行使を妨げない範囲内において、その行使のために承役地の上に設けられた工作物を使用することができる。
2　（略）

・「…を希望しない旨を申し出た場合」の例

○地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）

（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例に係る取扱い）
第四十条　法第百四十条第一項に規定する政令で定める場合は、公庫等職員（同項に規定する公庫等職員をいう。以下同じ。）が公庫等（同項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）の要請

に応じてその職を退き、引き続いて職員である長期組合員となつた後退職し、引き続いて再び元の公庫等の公庫等職員となつた場合であつて、その者が同項の規定により引き続き組合員であるものとされることを希望しない旨を組合に申し出た場合その他これに準ずる場合として総務省令で定める場合とする。

2　（略）

第四十三条　（略）

2～6　（略）

7　特定公庫等役員（法第百四十二条第二項の規定により読み替えられた法第百四十条第一項に規定する特定公庫等役員をいう。以下この条において同じ。）となるため退職した場合に係る同項に規定する政令で定める場合は、特定公庫等役員が特定公庫等（同項に規定する特定公庫等をいう。以下この条において同じ。）の要請に応じてその職を退き、引き続いて職員である長期組合員となつた後退職し、引き続いて再び元の特定公庫等の特定公庫等役員となつた場合であつて、その者が同項の規定により引き続き組合員であるものとされることを希望しない旨を組合に申し出た場合その他これに準ずる場合として総務省令で定める場合とする。

8　（略）

【第八条関係】

・「特段の事情」の例

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（抄）

第八十一条　捕虜収容所長は、被収容者に対し、前条第一項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があった場合において、面会を必要とする特段の事情があり、かつ、当該面会を許可することが捕虜収容所の管理運営上支障がないと認めるときは、防衛大臣の定めるところにより、これを許可することができる。

2～4　（略）

（防衛大臣による放免）

第百四十九条　防衛大臣は、送還令書の発付を受けた被収容者について、送還実施計画に基づき送還することが当該被収容者の利益を著しく害すると認める特段の事情があるときは、捕虜収容所長に当該被収容者を放免するよう命ずることができる。

2　（略）

○預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）

第百一条の二　機構は、金融機関の財務内容の健全性の確保を通じて信用秩序の維持に資するため、金融機関（破綻金融機関、承継銀行及び第百十一条第二項に規定する特別危機管理銀行を除く。以下この条において同じ。）が保有する貸付債権又はこれに類する資産として内閣府令・財務省令で定める資産（以下この項において単に「貸付債権」という。）のうち、当該貸付債権の債務者又は保証人が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）であつて当該貸付債権に係る契約が遵守されないおそれがあること、当該貸付債権に係る担保不動産につきその競売への参加を阻害する要因となる行為が行われることが見込まれることその他の金融機関が回収のために通常行うべき必要な措置をとることが困難となるおそれがある特段の事情があるもの（以下「特定回収困難債権」という。）の買取りを行うことができる。

2～5　（略）

・「仮に…ことができる」の例

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（抄）

第七十四条　勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人を護送する場合において必要があるときは、仮に最寄りの刑事施設にこれを留置することができる。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）（抄）

（仮退院）

第四十九条　第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、指定医による診察の結果、措置入院者の症状に照らしその者を一時退院させて経過を見ることが適当であると認めるときは、都道府県知事の許可を得て、六月を超えない期間を限り仮に退院させることができる。

・「…があると認めるべき事情」の例

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）（抄）

第十八条　第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条　第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2　（略）

・「その時点」の例

○犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）（抄）

（犯罪被害財産支給手続の開始）

第六条　検察官は、前条第一項に規定する裁判で示された犯罪被害財産又はその価額について、これを給付資金として保管するに至ったときは、遅滞なく、当該給付資金から被害回復給付金を支給するための手続（以下「犯罪被害財産支給手続」という。）を開始する旨の決定をするものとする。ただし、その時点における給付資金をもっては犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するのに不足すると認めるとき、その他その時点においては犯罪被害財産支給手続を開始することが相当でないと認めるときは、この限りでない。

2～4　（略）

（追加支給）

第十六条　検察官は、犯罪被害財産支給手続において、第十四条第一項に規定する裁定、報酬の決定及び費用の額が確定し、かつ、資格裁定を受けたすべての者について被害回復給付金の支給等（同項、前条第一項若しくは第二項若しくはこの項の規定による被害回復給付金の支給又は第十四条第四項前段（前条第三項及びこの条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による被害回復給付金に相当する金銭の保管をいう。第十八条及び第二十一条第一項第一号から第三号までにおいて同じ。）をした後に、当該犯罪被害財産支給手続に係る給付資金を新たに保管するに至った場合（当該犯罪被害財産支給手続の終了後にこれを保管するに至った場合を含む。）において、既に支給した被害回復給付金（第十四条第四項前段の規定により被害回復給付金に相当する金銭が保管された場合においては、当該金銭を含む。次項において「既支給被害回復給付金」という。）の額が犯罪被害額に満たないときは、当該資格裁定を受けた者に対し、当該新たに保管するに至った給付資金から被害回復給付金の支給をしなければならない。ただし、その時点における給付資金をもってはその支給に要する費用等を支弁するのに不足すると認めるとき、その他その時点においては被害回復給付金の支給をすることが相当でないと認めるときは、この限りでない。

2・3　（略）

・　**「疑いを生じ」の例**

○仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）（抄）

（忌避の原因等）

第十八条　（略）

2　（略）

3　仲裁人への就任の依頼を受けてその交渉に応じようとする者は、当該依頼をした者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実の全部を開示しなければならない。

4　（略）

・　**「生じさせるおそれがある」の例**

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（抄）

（生活関連等施設の安全確保）

第百二条　都道府県知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの（以下この条において「生活関連等施設」という。）のうち当該都道府県の区域内に所在するものの安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

一　（略）

二　その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

2～8　（略）

○農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）（抄）

（信用秩序の維持を図るため特に必要な事由）

第四十条　法第八十二条第六項の政令で定める事由は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　（略）

二　農林中央金庫が預金等の払戻しを停止した場合には、他の金融機関の連鎖的な破綻を発生させることにより、我が国における金融の機能に極めて重大な障害が生ずることとなる事態を生じさせるおそれがあること。

・　**「おそれがある事情」の例**

○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

（発行者による上場株券等の公開買付け）

第二十七条の二十二の二　（略）

2　第二十七条の二第二項から第六項まで、第二十七条の三（第一項後段及び第二項第二号を除く。）、第二十七条の四、第二十七条の五（各号列記以外の部分に限る。第五項及び次条第五項において同じ。）、第二十七条の六から第十二項を除く。）、第二十七条の八第六項、第十項及び第十二項を除く。）、第二十七条の十一から第二十七条の十五まで（第二十七条の十一第四項並びに第二十七条の十三第三項及び第四項第一号を除く。）、第二十七条の十七、第二十七条の十八、第二十七条の二十一第一項及び前条第一項の規定は、前項の規定により公開買付けによる買付け等を行う場合について準用する。この場合において、（略）、第二十七条の六第一項第一号中「買付け等の価格の引下げ（公開買付開始公告及び公開買付届出書において公開買付期間中に対象者（第二十七条の十第一項に規定する対象者をいう。）が株式の分割その他の政令で定める行為を行つたときは内閣府令で定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがある旨の条件を付した場合に行うものを除く。）」とあるのは「買付け等の価格の引下げ」と、同条第二項中「買付条件等の変更の内容（第二十七条の十第三項の規定により

買付け等の期間が延長された場合における当該買付け等の期間の延長を除く。）」とあるのは「買付条件等の変更の内容」と、第二十七条の八第二項中「買付条件等の変更（第二十七条の十第三項の規定による買付け等の期間の延長を除く。）」とあるのは「買付条件等の変更」と、第二十七条の十一第一項ただし書中「公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において公開買付けに係る株券等の発行者若しくはその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）の業務若しくは財産に関する重要な変更その他の公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情（政令で定めるものに限る。）が生じたときは公開買付けの撤回等をすることがある旨の条件を付した場合又は公開買付者に関し破産手続開始の決定その他の政令で定める重要な事情の変更が生じた」とあるのは「当該公開買付けにより当該上場株券等の買付け等を行うことが他の法令に違反することとなる場合又は他の法令に違反することとなるおそれがある事情として政令で定める事情が生じた」と、（略）読み替えるものとする。

3～13　（略）

【第十一条関係】

・　**「…以外の目的のために…自ら利用し、又は提供してはならない」の例**

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（利用及び提供の制限）

第八条　行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2～4　（略）

○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（調査票情報等の利用制限）

第四十条　行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律（地方公共団体の長その他の執行機関にあっては、この法律又は当該地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2　第二十七条第二項の規定により総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、同項各号に掲げる目的以外の目的のために、当該事業所母集団データベースに記録されている情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

3　第二十九条第一項の規定により行政記録情報の提供を受けた行政機関の長は、当該行政記録情報を同項の規定により明示した利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

（調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等）

第四十三条　（略）

2　第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

【第十二条関係】

・　**「身分取扱い」の例**

○市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（抄）

（職員の身分取扱い）
第十二条　（略）
２　合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

○消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）（抄）

（消防職員の身分取扱い等）
第十六条　消防職員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。
２　（略）

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第百三十八条　（略）
②～⑦　（略）
⑧　事務局長、書記長、書記その他の職員に関する任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。

・「…について権限を有する者」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（自衛官以外の隊員の任期を定めた採用）
第三十六条の二　第三十一条第一項の規定により隊員の任免について権限を有する者（以下「任命権者」という。）は、第三十五条の規定にかかわらず、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、防衛大臣の承認を得て、選考により、任期を定めて自衛官以外の隊員（法律により任期を定めて任用することとされている官職を占める隊員及び非常勤の隊員を除く。以下この条から第三十六条の四までにおいて同じ。）を採用することができる。
２　（略）

（退職の承認）
第四十条　第三十一条第一項の規定により隊員の退職について権限を有する者は、隊員が退職することを申し出た場合において、これを承認することが自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認めるときは、その退職について政令で定める特別の事由がある場合を除いては、任用期間を定めて任用されている陸士長等、海士長等又は空士長等にあつてはその任用期間内において必要な期間、その他の隊員にあつては自衛隊の任務を遂行するため最少限度必要とされる期間その退職を承認しないことができる。

（休職の効果）
第四十四条　（略）
２・３　（略）
４　第三十一条第一項の規定により隊員の復職について権限を有する者は、休職者について休職の事由が消滅したときは、政令で定める場合を除き、直ちにその者を復職させなければならない。

・「ことを理由として（する）…免職その他不利益な取扱い」の例

○公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）（抄）

（一般職の国家公務員等に対する取扱い）
第七条　第三条各号に定める公益通報をしたことを理由とする一般職の国家公務員、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員、自衛隊

法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び一般職の地方公務員（以下この条において「一般職の国家公務員等」という。）に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、第三条から第五条までの規定にかかわらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、国会職員法、自衛隊法及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。この場合において、一般職の国家公務員等の任命権者その他の第二条第一項第一号に掲げる事業者は、第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として一般職の国家公務員等に対して免職その他不利益な取扱いがされることのないよう、これらの法律の規定を適用しなければならない。

・「使用し、又は使用していた」の例

○公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）（抄）

（不利益取扱いの禁止）
第五条　第三条に規定するもののほか、第二条第一項第一号に掲げる事業者は、その使用し、又は使用していた公益通報者が第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。
２　（略）

○厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）（抄）

（保険給付等に関する特例等）
第一条　（略）
２～５　（略）
６　厚生労働大臣は、特例対象者に係る確認等を行ったときは、厚生年金保険法第二十九条第一項の規定にかかわらず、当該特例対象者、当該特例対象者を使用し、又は使用していた第一項の事業主その他の厚生労働省令で定める者に対し、同条第一項の規定による通知を行うものとする。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定は、適用しない。
７　厚生労働大臣は、前項の特例対象者、当該特例対象者を使用し、又は使用していた第一項の事業主その他の厚生労働省令で定める者の所在が明らかでない場合その他やむを得ない事情のため前項の通知をすることができない場合においては、同項の通知に代えて、厚生年金保険法第二十九条第五項の規定による公告を行うものとする。

・「解雇その他不利益な取扱いをしてはならない」の例

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（抄）

（不利益取扱いの禁止）
第百条　労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したことその他裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員若しくは裁判員候補者であること又はこれらの者であったことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（抄）

（不利益取扱いの禁止）
第十条　事業主は、労働者が育児休業申出をし、又は育児休業をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

【第十三条関係】

・「…を実施する（した）場合について準用する」の例

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（抄）

（都道府県協議会の設置及び所掌事務）
第三十七条　（略）
2・3　（略）
4　第三十三条第六項の規定は、都道府県協議会がその所掌事務を実施する場合について準用する。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）（抄）

（新感染症に係る健康診断）
第四十五条　（略）
2　（略）
3　第十七条第三項及び第四項の規定は、都道府県知事が第一項に規定する健康診断の勧告又は前項に規定する健康診断の措置を実施する場合について準用する。

【第十四条関係】

・「…の保護上必要な措置を講ずるものとする」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）
第九十六条の二　（略）
2・3　（略）
4　防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（特別防衛秘密保護上の措置）
第二条　特別防衛秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、特別防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等特別防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

【第十五条関係】

・「この法律に定めるもののほか、…その他この法律の実施のため必要な事項は、政令（省令）で定める」の例

○大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和六十三年法律第四十七号）（抄）

（国土交通省令への委任）
第二十四条　この法律に定めるもののほか、計画の認定の申請、宅地の造成等の開始の届出、宅地の造成等の確認の申請、造成宅地の処分の届け出等に関する手続その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

○公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）（抄）

（政令への委任）
第三十条　この法律に定めるもののほか、第二章及び第三章の規定の適用その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

【第十六条関係】

・「この法律の適用に当たって（あたって）は、…ようなことがあって（あつて）はならない」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（この法律の解釈適用）
第七条　この法律の適用にあたつては、これを拡張して解釈して

、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

○ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）（抄）

（適用上の注意）
第十六条　この法律の適用に当たつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあつてはならない。

・「これを拡張して解釈」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（この法律の解釈適用）
第七条　この法律の適用にあたつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）（抄）

（この法律の解釈適用）
第二条　この法律は、国民の基本的人権に重大な関係を有するものであるから、公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであって、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあってはならない。

・「国民の基本的人権を不当に侵害」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（この法律の解釈適用）
第七条　この法律の適用にあたつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

○屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）（抄）

（適用上の注意）
第二十九条　この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たつては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

【第十七条関係】

・「取り扱うことを業務とする者」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

第百二十二条　防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。
2～6　（略）

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（罰則）
第三条　左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。
一・二　（略）
三　特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの
2・3　（略）

・**「業務により知得」の例**

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

第百二十二条　防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2～6　（略）

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（罰則）

第三条　左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一・二　（略）

三　特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2・3　（略）

・**「知得した…秘密」の例**

○独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一号）（抄）

第十四条　第九条の規定に違反し、その職務に関して知得した特許出願中の発明、実用新案登録出願中の考案又は意匠登録出願中の意匠に関する秘密を漏らし、又はこれらに関する秘密を盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2　（略）

○特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）（抄）

（秘密を漏らした罪）

第二百条　特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した特許出願中の発明に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

・**「秘密を漏らした」の例**

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）（抄）

第百九条　市町村審査会、都道府県審査会若しくは不服審査会の委員又はこれらの委員であった者が、正当な理由なしに、職務上知り得た自立支援給付対象サービス等を行った者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2　（略）

○労働審判法（平成十六年法律第四十五号）（抄）

（人の秘密を漏らす罪）

第三十四条　労働審判員又は労働審判員であった者が正当な理由がなくその職務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

・**「…年以下の懲役に処し、又は情状により、…年以下の懲役及び…万円以下の罰金に処する」の例**

○覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）（抄）

第四十一条の四　（略）

2　営利の目的で前項第二号から第五号までの違反行為をした者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及

び三百万円以下の罰金に処する。

3　（略）

○大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）（抄）

第二十四条　（略）

2　営利の目的で前項の罪を犯した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3　（略）

・**「しなくなった後においても、同様とする」の例**

○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）（抄）

（金融整理管財人等の秘密保持義務）

第十七条　（略）

2　金融整理管財人又は金融整理管財人代理が法人であるときは、金融整理管財人又は金融整理管財人代理の職務に従事するその役員及び職員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その役員又は職員が金融整理管財人又は金融整理管財人代理の職務に従事しなくなった後においても、同様とする。

○農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（抄）

（管理人等の秘密保持義務）

第九十条　（略）

2　管理人等が法人であるときは、管理人等の職務に従事するその役員及び職員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その役員又は職員が管理人等の職務に従事しなくなった後においても、同様とする。

・**「…に掲げる場合を除き」の例**

○株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）（抄）

第十二条　（略）

2～4　（略）

5　前条第三号に掲げる業務のうち、我が国の法人等が海外において行う事業に必要な資金を貸し付けるものは、次項第二号に掲げる場合を除き、当該法人等に対して直接貸し付ける場合に限り、行うことができる。

6～12　（略）

○資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（抄）

（保有者に対する前払式支払手段の払戻し）

第二十条　（略）

2　前払式支払手段発行者は、前項各号に掲げる場合を除き、その発行する前払式支払手段について、保有者に払戻しをしてはならない。ただし、払戻金額が少額である場合その他の前払式支払手段の発行の業務の健全な運営に支障が生ずるおそれがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

・**「その職を退いた後においても、同様とする」の例**

○民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）（抄）

（秘密の保護）

第五条　（略）

2　信書便の業務に従事する者は、在職中信書便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

（秘密の保護）
第四条　（略）
２　電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

・　**「前…項の罪の未遂は、罰する」の例**

○武力紛争の際の文化財の保護に関する法律（平成十九年法律第三十二号）（抄）

（罰則）
第七条　（略）
２　（略）
３　前二項の罪の未遂は、罰する。
４　（略）

○放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）（抄）

第五条　（略）
２　（略）
３　前二項の罪の未遂は、罰する。

・　**「過失により…の罪を犯した者」の例**

○ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）（抄）

第四十五条　（略）
２　過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。
３　（略）

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）（抄）

第五十五条　（略）
２　過失により前項第一号、第二号、第三号又は第五号の罪を犯した者は、五百万円以下の罰金に処する。

【第十八条関係】

・　**「次に掲げる行為により…」の例**

○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（配当等の制限）
第四百六十一条　次に掲げる行為により株主に対して交付する金銭等（当該株式会社の株式を除く。以下この節において同じ。）の帳簿価額の総額は、当該行為がその効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならない。
一～八　（略）
２　（略）

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）（抄）

（損失の補償）
第十三条　自衛隊の次に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業その他政令で定める事業を営んでいた者がその事業の経営上損失を受けたときは、国がその損失を補償する。
一～三　（略）
２・３　（略）

・　**「秘密を取得」の例**

○種苗法（平成十年法律第八十三号）（抄）

（秘密保持命令）
第四十条　裁判所は、育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があった場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。
一　既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第三十七条第三項の規定により開示された書類又は第四十三条第四項の規定により開示された書面を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。
二　前号の営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。
２～５　（略）

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（定義）
第二条　この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。
一～三　（略）
四　窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為（以下「不正取得行為」という。）又は不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為（秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。以下同じ。）
五　その営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為
六・七　（略）
八　その営業秘密について不正開示行為（前号に規定する場合において同号に規定する目的でその営業秘密を開示する行為又は秘密を守る法律上の義務に違反してその営業秘密を開示する行為をいう。以下同じ。）であること若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為
九～十五　（略）
２～10　（略）

・　**「人を欺き、人に暴行を加え、…人を脅迫する行為」の例**

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）
第二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一　不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者
二～七　（略）
２～７　（略）

・**「秘密…管理」の例**

○入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第百一号）（抄）

（定義）

第二条　（略）

2～4　（略）

5　この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員（以下「職員」という。）が入札談合等に関与する行為であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一・二　（略）

三　入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。

四　（略）

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）（抄）

（対応化学物質分類名への変更）

第六条　第一種指定化学物質等取扱事業者は、前条第二項の規定による届出に係る第一種指定化学物質の使用その他の取扱いに関する情報が秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって公然と知られていないものに該当するものであるとして、当該第一種指定化学物質の名称に代えて、当該第一種指定化学物質の属する分類のうち主務省令で定める分類の名称（以下「対応化学物質分類名」という。）をもって次条第一項の規定による通知を行うよう主務大臣に請求を行うことができる。

2～9　（略）

2～7　（略）

○刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（窃盗）

第二百三十五条　他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

・**「施設への（に）侵入」の例**

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

（制止等の措置）

第七十七条　（略）

2　刑務官は、被収容者以外の者が次の各号のいずれかに該当する場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その行為をする者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置を執ることができる。

一　刑事施設に侵入し、その設備を損壊し、刑事施設の職員の職務執行を妨げ、又はこれらの行為をまさにしようとするとき。

二～四　（略）

3　（略）

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二～七　（略）

・**「管理を害する行為」の例**

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二～七　（略）

・**「財物の（を）窃取」の例**

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二～七　（略）

・**「施設若しくは（又は）設備」の例**

○構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）（抄）

第二十条　（略）

2～8　（略）

9　協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力学校の設置について学校教育法第四条第一項の規定による認可を受けた際に、当該協力学校法人が公私協力基本計画に基づき当該公私協力学校における教育を行うために施設の整備を必要とする場合には、当該公私協力基本計画に定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該施設若しくは設備を無償若しくは時価よりも低い対価で貸し付け、若しくは譲渡し、又は当該施設若しくは設備の整備に要する資金を出えんするものとする。

10～18　（略）

○行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第十三条　（略）

2　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

一・二　（略）

三　施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実

が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。
四・五　（略）

・**「施設を損壊」の例**

○国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）（抄）

（定義）
第二条　（略）
2～4　（略）
5　この法律において「危害行為」とは、船舶又は港湾施設を損壊する行為、船舶又は港湾施設に不法に爆発物を持ち込む行為その他の船舶又は港湾施設に対して行われる行為であって、船舶又は港湾施設の保安の確保に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定めるものをいう。
6　（略）

○下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（抄）

第四十五条　公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を損壊し、その他公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設の機能に障害を与えて下水の排除を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
2　（略）

・**「設備を損壊」の例**

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

（制止等の措置）
第七十七条　（略）
2　刑務官は、被収容者以外の者が次の各号のいずれかに該当する場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その行為をする者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置を執ることができる。
一　刑事施設に侵入し、その設備を損壊し、刑事施設の職員の職務執行を妨げ、又はこれらの行為をまさにしようとするとき。
二～四　（略）
3　（略）

・**「秘密を保有する」（「保有する…秘密」）の例**

○種苗法（平成十年五月法律第八十三号）（抄）

（秘密保持命令）
第四十条　裁判所は、育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があった場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。
一　既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第三十七条第三項の規定により開示された書類又は第四十三条第四項の規定により開示された書面を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。
二　（略）
2～5　（略）

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（定義）
第二条　この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。
一～六　（略）
七　営業秘密を保有する事業者（以下「保有者」という。）からその営業秘密を示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為
八～十五　（略）
2～10　（略）

・**「保有する行政機関」の例**

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（移管又は廃棄）
第八条　（略）
2・3　（略）
4　内閣総理大臣は、行政文書ファイル等について特に保存の必要があると認める場合には、当該行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該行政文書ファイル等について、廃棄の措置をとらないように求めることができる。

○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（協力の要請）
第二十九条　行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。この場合において、行政記録情報の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。
2　（略）

・**「保有者」の例**

○自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）（抄）

（定義）
第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一　（略）
二　保有者　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第二条第三項に規定する保有者をいう。
三～五　（略）

○自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）（抄）

（定義）
第二条　（略）
2　（略）
3　この法律で「保有者」とは、自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。
4　（略）

・**「同意なく」の例**

○信託業法（平成十六年法律第百五十四号）（抄）

（同一の会社集団に属する者の間における信託についての特例）
第五十一条　次に掲げる要件のいずれにも該当する信託の引受け

については、第三条及び前条の規定は、適用しない。

一～五　（略）

五　信託が前各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、委託者及び受益者がその任務を辞することができる旨の条件が信託契約において付されていること。

2～10　（略）

○会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律　抄（平成十七年法律第八十七号）（抄）

第二百三十三条　（略）

2～28　（略）

29　特例旧特定目的会社は、特定資産（新資産流動化法第四条第三項第三号に規定する従たる特定資産を除く。以下この項において同じ。）の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約書に、当該業務を委託する相手方（以下この項において「受託者」という。）が次に掲げる義務を有する旨の記載がないときは、当該業務を委託してはならない。

一～三　（略）

四　受託者は、委託者の同意なく業務の再委託を行わないこと。

30～48　（略）

・「錠をはずし（す）」の例

○児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（抄）

（臨検又は捜索に際しての必要な処分）

第九条の七　児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は捜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。

○関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（臨検、捜索又は差押に際しての必要な処分）

第百二十七条　税関職員は、臨検、捜索又は差押をするについて必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

2　（略）

・「映像若しくは（及び）音声」の例

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（抄）

第三百十六条の十四　検察官は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠（以下「検察官請求証拠」という。）については、速やかに、被告人又は弁護人に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

一　（略）

二　証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人　その氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者の供述録取書等（供述書、供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録する記録媒体であつて供述を記録したものをいう。以下同じ。）のうち、その者が公判期日において供述すると思料する内容が明らかになるもの（当該供述録取書等が存在しないとき、又はこれを閲覧させることが相当でないと認めるときにあつては、その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面）を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与えること。

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（抄）

（訴訟関係人の尋問及び供述等の記録媒体への記録）

第六十五条　裁判所は、対象事件（第五条本文の規定により第二条第一項の合議体で取り扱うものとされた事件を含む。）及び第四条第一項の決定に係る事件の審理における裁判官、裁判員又は訴訟関係人の尋問及び証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述、刑事訴訟法第二百九十二条の二第一項の規定による意見の陳述並びに裁判官、裁判員又は訴訟関係人による被告人の供述を求める行為及び被告人の供述並びにこれらの状況（以下「訴訟関係人の尋問及び供述等」という。）について、審理又は評議における裁判員の職務の的確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、これを記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができる物をいう。以下同じ。）に記録することができる。ただし、事案の内容、審理の状況、供述又は陳述をする者に与える心理的な負担その他の事情を考慮し、記録媒体に記録することが相当でないと認めるときは、この限りでない。

2～4　（略）

・「映像」の例

○津波対策の推進に関する法律（平成二十三年法律第七十七号）（抄）

（地域において想定される津波による被害についての周知等）

第八条　都道府県及び市町村は、地震防災対策特別措置法第十四条第一項及び第二項の規定により津波により浸水する範囲及びその水深を住民に周知するに当たっては、第六条第一項の予測の結果を活用するとともに、印刷物の配布のほか予測される被害を映像として住民に視聴させること等を通じてより効果的に行うよう努めなければならない。

2・3　（略）

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（抄）

（訴訟関係人の尋問及び供述等の記録媒体への記録）

第六十五条　裁判所は、対象事件（第五条本文の規定により第二条第一項の合議体で取り扱うものとされた事件を含む。）及び第四条第一項の決定に係る事件の審理における裁判官、裁判員又は訴訟関係人の尋問及び証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述、刑事訴訟法第二百九十二条の二第一項の規定による意見の陳述並びに裁判官、裁判員又は訴訟関係人による被告人の供述を求める行為及び被告人の供述並びにこれらの状況（以下「訴訟関係人の尋問及び供述等」という。）について、審理又は評議における裁判員の職務の的確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、これを記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができる物をいう。以下同じ。）に記録することができる。ただし、事案の内容、審理の状況、供述又は陳述をする者に与える心理的な負担その他の事情を考慮し、記録媒体に記録することが相当でないと認めるときは、この限りでない。

2～4　（略）

・「音声」の例

○東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律（平成二十三年法律第六十八号）（抄）

第四条　第二条第二項の規定が適用される場合における電波法附則第十五項の規定により読み替えて適用する同法第百三条の二第四項の規定の適用については、同項中「十の二　テレビジョン放送（人工衛星局により行われるものを除く。以下この号において同じ。）を受信することのできる受信設備を設置している者（デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送（以下この号において「地上デジタル放送」という。）を受信することのできる受信設備を設置している者を除く。）のうち、経済的困難その他の事由により地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付その他の援助」とあるのは、「十の二　テレビジョン放送（人工衛星局により行われるものを除く。以下この号において同じ。）を受信することのできる受信設備を設置している者（デジタル信号によるテレビジ

ョン放送のうち、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送（以下この号において「地上デジタル放送」という。）を受信することのできる受信設備を設置している者を除く。）のうち、経済的困難その他の事由により地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付その他の援助　十の三　東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律（平成二十三年法律第六十八号）第二条第二項の規定により第七十一条の二第一項第一号に規定する免許の有効期間を延長された無線局の当該延長された期間の運用に要する費用の助成」とする。

○映画の盗撮の防止に関する法律（平成十九年法律第六十五号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二　（略）

三　映画の盗撮　映画館等において観衆から料金を受けて上映が行われる映画（映画館等における観衆から料金を受けて行われる上映に先立って観衆から料金を受けずに上映が行われるものを含み、著作権の目的となっているものに限る。以下単に「映画」という。）について、当該映画の影像の録画（著作権法第二条第一項第十四号に規定する録画をいう。）又は音声の録音（同項第十三号に規定する録音をいう。）をすること（当該映画の著作権者の許諾を得てする場合を除く。）をいう。

・「映像を…する」の例

○津波対策の推進に関する法律（平成二十三年法律第七十七号）（抄）

（財政上の措置等）

第十六条　（略）

2　国は、都道府県又は市町村が、地形、土地利用の現況その他地域の状況及び津波に関する最新の知見を踏まえ、津波により浸水する範囲及びその水深その他地域において想定される津波による被害について、津波の規模及び津波対策のための施設の整備等の状況ごとに複数の予測を行う場合又はその内容を住民に視聴させるための映像を作成する場合には、必要な財政上の援助を行うものとする。

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）（抄）

（用語の意義）

第二条　（略）

2～7　（略）

8　この法律において「映像送信型性風俗特殊営業」とは、専らいだ人の姿態の映像を見せる営業で、電気通信設備を用いてその客に当該映像を伝達すること（放送又は有線放送に該当するものを除く。）により営むものをいう。

9～11　（略）

・「音声を…する」の例

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（抄）

（訴訟関係人の尋問及び供述等の記録媒体への記録）

第六十五条　裁判所は、対象事件（第五条本文の規定により第二条第一項の合議体で取り扱うものとされた事件を含む。）及び第四条第一項の決定に係る事件の審理における裁判官、裁判員又は訴訟関係人の尋問及び証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述、刑事訴訟法第二百九十二条の二第一項の規定による意見の陳述並びに裁判官、裁判員又は訴訟関係人による被告人の供述を求める行為及び被告人の供述並びにこれらの状況（以下「

訴訟関係人の尋問及び供述等」という。）について、審理又は評議における裁判員の職務の的確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、これを記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができる物をいう。以下同じ。）に記録することができる。ただし、事案の内容、審理の状況、供述又は陳述をする者に与える心理的な負担その他の事情を考慮し、記録媒体に記録することが相当でないと認めるときは、この限りでない。

2～4　（略）

○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

（聴覚障害者等のための複製等）

第三十七条の二　聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者（以下この条及び次条第五項において「聴覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で次の各号に掲げる利用の区分に応じて政令で定めるものは、公表された著作物であつて、聴覚によりその表現が認識される方式（聴覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この条において「聴覚著作物」という。）について、専ら聴覚障害者等で当該方式によつては当該聴覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、それぞれ当該各号に掲げる利用を行うことができる。ただし、当該聴覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者により、当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

一　（略）

二　専ら当該聴覚障害者等向けの貸出しの用に供するため、複製すること（当該聴覚著作物に係る音声を文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による当該音声の複製と併せて行うものに限る。）。

・「送信する機能」の例

○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～九の四　（略）

九の五　送信可能化　次のいずれかに掲げる行為により自動公衆送信し得るようにすることをいう。

イ　公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分（以下この号及び第四十七条の五第一項第一号において「公衆送信用記録媒体」という。）に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）の公衆送信用記録媒体に情報を記録し、情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加え、若しくは情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に変換し、又は当該自動公衆送信装置に情報を入力すること。

ロ　（略）

十～二十三　（略）

2～9　（略）

○エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）（抄）

（特定機器）

第二十一条　法第七十八条第一項の政令で定める機械器具は、次のとおりとする。

一～二十一　（略）

二十二　ルーティング機器（電気通信信号を送受信する機器で

あつて、電気通信信号を送信するに当たり、あて先となる機器に至る経路のうちから、経路の状況等に応じて最も適切と判断したものに電気通信信号を送信する機能を有するもの（専らインターネットの用に供するものに限り、通信端末機器を電話の回線を介してインターネットに接続するに際し、インターネット接続サービスを行う者に電話をかけて当該通信端末機器をインターネットに接続するために使用するものその他経済産業省令で定めるものを除く。）をいう。）

二十三　スイッチング機器（電気通信信号を送受信する機器であつて、電気通信信号を送信するに当たり、当該機器が送信することのできる二以上の経路のうちから、あて先ごとに一に定められた経路に電気通信信号を送信する機能を有するもの（専らインターネットの用に供するものに限り、無線通信を行う機能を有するものその他経済産業省令で定めるものを除く。）をいう。）

・「録画（録音）若しくは録音（録画）」の例

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

（面会の立会い等）

第百二十一条　刑事施設の長は、その指名する職員に、死刑確定者の面会に立ち会わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させるものとする。ただし、死刑確定者の訴訟の準備その他の正当な利益の保護のためその立会い又は録音若しくは録画をさせないことを適当とする事情がある場合において、相当と認めるときは、この限りでない。

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百九十一号）（抄）

（特別保護地区の区域内における許可を要する行為）

第二条　法第二十九条第七項第四号の政令で定める行為は、次に掲げる行為であつて、環境大臣（都道府県知事が指定する特別保護地区にあつては、都道府県知事）が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内において行うもの（道路、広場その他の公共の場所において行うものを除く。）とする。

一～五　（略）

六　撮影、録画若しくは録音をし、又は鳥獣の営巣に影響を及ぼすおそれがある方法として環境大臣が定める方法により動植物を観察すること。

七　（略）

・「録画の機能」の例

○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

第三十条　（私的使用のための複製）

2　私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器（放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。）であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

○著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）（抄）

（特定機器）

第一条　（略）

2　法第三十条第二項の政令で定める機器のうち録画の機能を有するものは、次に掲げる機器（ビデオカメラとしての機能を併せ有するものを除く。）であつて主として録画の用に供するものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

一～四　（略）

・「録音の機能」の例

○著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）（抄）

（特定機器）

第一条　著作権法（以下「法」という。）第三十条第二項（法第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の政令で定める機器のうち録音の機能を有するものは、次に掲げる機器（他の機器との間の音の信号に係る接続の方法で法第三十条第二項の特別の性能を有する機器に用いるものとして文部科学省令で定めるものを用いる機器を除く。）であつて主として録音の用に供するもの（次項に規定するものを除く。）とする。

一～四　（略）

2　（略）

・「機能を有する機器」の例

○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）（抄）

（インターネットと接続する機能を有する機器の製造事業者の義務）

第十九条　インターネットと接続する機能を有する機器であつて青少年により使用されるもの（携帯電話端末及びＰＨＳ端末を除く。）を製造する事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むことその他の方法により青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で、当該機器を販売しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

（私的使用のための複製）

第三十条　（略）

2　私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器（放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。）であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

・「機器を（…）設置」の例

○警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）（抄）

（機械警備業務の届出）

第四十条　機械警備業を営む警備業者（以下「機械警備業者」という。）は、機械警備業務を行おうとするときは、当該機械警備業務に係る受信機器を設置する施設（以下「基地局」という。）又は送信機器を設置する警備業務対象施設の所在する都道府県の区域ごとに、当該区域を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

一～三　（略）

○ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）（抄）

（消費機器に関する周知及び調査）

第四十条の二　（略）

2　ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その供給するガスに係る消費機器が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査しなければならない。ただし

、その消費機器を設置し、又は使用する場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

3～5　（略）

・　**「施設又は施設の区画された部分」の例**

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

第十五条　指定暴力団等の相互間に対立が生じ、当該対立に係る指定暴力団等の指定暴力団員により敢行され又は当該対立に係る指定暴力団等の事務所（暴力団の活動の拠点となっている施設又は施設の区画された部分をいう。以下同じ。）若しくは指定暴力団員若しくはその居宅に対して敢行される一連の凶器を使用しての暴力行為（以下この項において「対立抗争」という。）が発生した場合において、当該対立に係る指定暴力団等の事務所が、当該対立抗争に関し、当該対立抗争に係る指定暴力団等の指定暴力団員により次の各号に掲げる用に供されており、又は供されるおそれがあり、これにより付近の住民の生活の平穏が害されており、又は害されるおそれがあると認めるときは、公安委員会は、当該事務所を現に管理している指定暴力団員（以下「管理者」という。）に対し、三月以内の期間を定めて、当該事務所を当該各号の用に供すること又は当該指定暴力団等の活動の用に供することを禁止することを命ずることができる。この場合において、その命令の有効期間が経過した後においても更に命令の必要があると認めるときは、一回に限り、三月以内の期間を定めてその命令の期限を延長することができる。

一～三　（略）

2～5　（略）

（損害賠償請求等の妨害の禁止）

第三十条の二　指定暴力団員は、次に掲げる請求を、当該請求をし、又はしようとする者（以下この条において「請求者」という。）を威迫し、請求者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他の請求者と社会生活において密接な関係を有する者として国家公安委員会規則で定める者（第三十条の四並びに第三十条の五第一項第三号及び第四号において「配偶者等」という。）につきまとい、その他請求者に不安を覚えさせるような方法で、妨害してはならない。

一　（略）

二　当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の事務所（事務所としてするために整備中の施設又は施設の区画された部分を含む。以下この号において同じ。）の付近の住民その他の者で当該事務所若しくはその周辺における当該指定暴力団等の指定暴力団員の行為によりその生活の平穏若しくは業務の遂行の平穏が害されているもの又は当該事務所の用に供されている建物若しくは土地（以下この号において「建物等」という。）の所有権その他当該建物等につき使用若しくは収益をする権利若しくは当該建物等に係る担保権を有する者で当該指定暴力団等の指定暴力団員の行為により当該権利を害されているものが当該事務所に係る管理者に対してする当該行為の停止又は当該事務所の使用の差止めの請求その他当該事務所を当該指定暴力団等の指定暴力団員に使用させないこととするための請求

・　**「施設に設置」の例**

○振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）（抄）

第十八条　電気工作物等に係る取扱い）

（電気工作物等に係る取扱い）

第十八条　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気工作物、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物又は鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の経済産業省令で定める施設（同法第二条第二項ただし書に規定する附属施設に設置されるものを除く。）である特定施設を設置する者については、第六条から第十一条までの規定並びに第十二条第二項及び第十三条の規定（第九条に係る部分に限る。）を適用せず、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところによる。

2～5　（略）

○警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）（抄）

（定義）

第二条　（略）

2～4　（略）

5　この法律において「機械警備業務」とは、警備業務用機械装置（警備業務対象施設に設置する機器により感知した盗難等の事故の発生に関する情報を当該警備業務対象施設以外の施設に設置する機器に送信し、及び受信するための装置で内閣府令で定めるものをいう。）を使用して行う第一項第一号の警備業務をいう。

6　（略）

・　**「部分に設置」の例**

○消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）（抄）

（水噴霧消火設備に関する基準）

第十四条　前条に規定するもののほか、水噴霧消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　別表第一に掲げる防火対象物の道路の用に供される部分又は駐車の用に供される部分に設置するときは、総務省令で定めるところにより、有効な排水設備を設けること。

三～六　（略）

○駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）（抄）

（路上駐車場の配置及び規模の基準）

第二条　法第四条第二項第四号に掲げる路上駐車場の配置及び規模は、次に掲げる基準によるものとする。

一・二　（略）

三　路上駐車場は、歩道と車道の区別のない道路に設置しないこと。ただし、幅員が八メートル以上ある道路の歩行者の通行及び沿道の利用に支障を及ぼさない部分に設置するときは、この限りでない。

四～六　（略）

七　路上駐車場は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四十四条各号に掲げる道路の部分又は同法第四十五条第一項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる道路の部分に設置しないこと。

八　（略）

・　**「設置する行為」の例**

○海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）（抄）

（航路及びその周辺の海域以外の海域における工事等）

第三十一条　（略）

2　海上保安庁長官は、前項の届出に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、当該届出のあつた日から起算して三十日以内に限り、当該届出をした者に対し、船舶交通の危険を防止するため必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一　（略）

二　当該届出に係る行為が係留施設を設置する行為である場合においては、当該係留施設に係る船舶交通が他の船舶交通に危険を及ぼすおそれがあると認められること。

3～6　（略）

○特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）（抄）

（雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為）

第十二条　法第十八条第一項第四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　雨水貯留浸透施設の敷地である土地（雨水貯留浸透施設が

建築物等に設置されている場合にあっては、当該建築物等のうち当該施設に係る部分）において物件を移動の容易でない程度に堆積し、又は設置する行為

二・三　（略）

・　**「振動」の例**

○津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）（抄）

（技術上の基準）

第二十九条　津波防護施設は、地形、地質、地盤の変動その他の状況を考慮し、自重、水圧及び波力並びに地震の発生、漂流物の衝突その他の事由による振動及び衝撃に対して安全な構造のものでなければならない。

2　（略）

○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）

（地震力）

第八十八条　（略）

2・3　（略）

4　建築物の地下部分の各部分に作用する地震力は、当該部分の固定荷重と積載荷重との和に次の式に適合する水平震度を乗じて計算しなければならない。ただし、地震時における建築物の振動の性状を適切に評価して計算をすることができる場合においては、当該計算によることができる。

（以下略）

・　**「外部から」の例**

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

（事務所等における禁止行為）

第二十九条　指定暴力団等は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　指定暴力団等の事務所（以下この条及び第三十三条第一項において単に「事務所」という。）の外周に、又は外部から見通すことができる状態にしてその内部に、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせるおそれがある表示又は物品として国家公安委員会規則で定めるものを掲示し、又は設置すること。

二・三　（略）

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）（抄）

（法第二条第一項第八号の政令で定める施設）

第一条の三　法第二条第一項第八号の政令で定める施設は、次の各号のいずれかに該当する施設であつて、営業中における当該施設の内部をそれぞれ当該施設の置かれるホテル若しくは旅館、大規模小売店舗又は遊園地内において当該施設の外部から容易に見通すことができるものとする。

一～三　（略）

・　**「検知」の例**

○消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）（抄）

（ガス漏れ火災警報設備に関する基準）

第二十一条の二　（略）

2　前項に規定するもののほか、ガス漏れ火災警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　ガス漏れ火災警報設備のガス漏れ検知器は、総務省令で定めるところにより、有効にガス漏れを検知することができるように設けること。

四　（略）

○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）

（エレベーターの安全装置）

第百二十九条の十　（略）

2　（略）

3　エレベーターには、前項に定める制動装置のほか、次に掲げる安全装置を設けなければならない。

一　（略）

二　地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができることとする装置

三・四　（略）

4　（略）

・　**「分析」の例**

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）（抄）

（地域地球温暖化防止活動推進センター）

第二十四条　（略）

2　地域センターは、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

一・二　（略）

三　前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。

四　地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。

五・六　（略）

3～7　（略）

○独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十号）（抄）

（業務の範囲）

第十一条　造幣局は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～五　（略）

六　貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析を行うこと。

七・八　（略）

2　造幣局は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。

一　外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行、国際機関その他これらに準ずるもの（以下この号において「外国政府等」という。）の委託を受けて、当該外国政府等の貨幣の製造、販売及び鋳つぶし、勲章その他の金属工芸品及び極印の製造並びに貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析を行うこと。

二　（略）

・　**「…の内部の…」の例**

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号）（抄）

（建築物環境衛生管理基準）

第二条　法第四条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　空気環境の調整は、次に掲げるところによること。

イ～ハ　（略）

ニ　空気調和設備を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、病原体によつて居室の内部の空気が汚染されることを防止するための措置を講ずること。

二・三　（略）

○駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）（抄）

（換気装置）
第十二条　建築物である路外駐車場には、その内部の空気を一時間につき十回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の十分の一以上であるものについては、この限りでない。

・**「音声…に係る情報」の例**

○コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）（抄）

（定義）
第二条　この法律において「コンテンツ」とは、映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたもの又はこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせたものをいう。）であって、人間の創造的活動により生み出されるもののうち、教養又は娯楽の範囲に属するものをいう。
2・3　（略）

・**「…により…情報を取得」の例**

○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

第五十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
一　第十七条の規定に違反して、国勢調査その他の基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者
二・三　（略）

2　（略）

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

（適正な取得）
第十七条　個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

・**「取得する行為」の例**

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（定義）
第二条　この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。
一～三　（略）
四　窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為（以下「不正取得行為」という。）又は不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為（秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。以下同じ。）
五～十五　（略）
2～10　（略）

○国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）

（土地の取得等）
第八条　法第三十三条第一項の政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置（以下「土地の取得等」という。）は、次に掲げるものとする。
一～三　（略）
四　前三号に掲げるもののほか、国立大学法人等の業務の実施に必要な土地の取得であって、長期借入金の借入れ又は債券

の発行により調達した資金により一括して取得することが、段階的な取得（毎年度、国から交付を受けた補助金又は交付金により段階的に当該土地の一部を取得し、当該土地のすべてを取得するまでの間、当該土地のうち既に取得した部分以外の部分の賃借に係る費用を負担する方法により当該土地のすべてを取得する行為をいう。）を行う場合に比して相当程度有利と文部科学大臣が認めるもの

・**「有線電気通信」の例**

○通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律（平成十三年法律第四十四号）（抄）

（定義）
第二条　この法律において「通信・放送融合技術」とは、インターネットを利用する電気通信の送信の役務及びデジタル信号による送信をする放送（公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信又は有線電気通信の送信をいう。）の役務を合わせて利用することができるようにするための基盤となる通信・放送技術（電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。以下同じ。）の技術その他電気通信に係る電波の利用の技術をいう。）をいう。
2　（略）

○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

（定義）
第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一～七　（略）
七の二　公衆送信　公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信（電気通信設備で、その一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内）にあるものによる送信（プログラムの著作物の送信を除く。）を除く。）を行うことをいう。
八・九　（略）
九の二　有線放送　公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信をいう。
九の三～二十三　（略）
2～9　（略）

・**「傍受」の例**

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）（抄）

（目的）
第一条　この法律は、組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害していることにかんがみ、数人の共謀によって実行される組織的な殺人、薬物及び銃器の不正取引に係る犯罪等の重大犯罪において、犯人間の相互連絡等に用いられる電話その他の電気通信の傍受を行わなければ事案の真相を解明することが著しく困難な場合が増加する状況にあることを踏まえ、これに適切に対処するため必要な刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）に規定する電気通信の傍受を行う強制の処分に関し、通信の秘密を不当に侵害することなく事案の真相の的確な解明に資するよう、その要件、手続その他必要な事項を定めることを目的とする。

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

（秘密の保護）
第五十九条　何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信（電気通信事業法第四条第一項又は第百六十四条第二項の通信であるものを除く。第百九条並びに第百九条の二第二項及び第三項において同じ。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用して

はならない。

・ **「通信を（の）傍受」の例**

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

第百九条の二　暗号通信を傍受した者又は暗号通信を媒介する者であつて当該暗号通信を受信したものが、当該暗号通信の秘密を漏らし、又は窃用する目的で、その内容を復元したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2　無線通信の業務に従事する者が、前項の罪を犯したとき（その業務に関し暗号通信を傍受し、又は受信した場合に限る。）は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3・4　（略）

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（抄）

第二百二十二条の二　通信の当事者のいずれの同意も得ないで電気通信の傍受を行う強制の処分については、別に法律で定めるところによる。

・ **「電気通信」の例**

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

（電話等による通信）

第百四十六条　刑事施設の長は、受刑者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この款において同じ。）に対し、第八十八条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その者の改善更生又は円滑な社会復帰に資すると認めるときその他相当と認めるときは、電話その他政令で定める電気通信の方法による通信を行うことを許すことができる。

2　（略）

○コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）（抄）

（円滑な流通の促進等）

第十二条　国は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの利便性が向上し、並びにその安全性及び信頼性が確保されることにより、多様な手段を活用したコンテンツの円滑な流通が促進されるよう、インターネット等により提供されるコンテンツに係る認証の技術、インターネット等に関する技術的保護手段、インターネットにおいて高速度でかつ安定的な電気通信を可能とする技術その他のコンテンツの流通に係る技術の開発及び利用に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2　（略）

・ **「暗号」の例**

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

（面会の一時停止及び終了）

第百十三条　刑事施設の職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止させることができる。この場合においては、面会の一時停止のため、受刑者又は面会の相手方に対し面会の場所からの退出を命じ、その他必要な措置を執ることができる。

一　（略）

二　受刑者又は面会の相手方が次のイからホまでのいずれかに該当する内容の発言をするとき。

イ　暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できないもの

ロ～ホ　（略）

2　（略）

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）（抄）

（該当性判断のための傍受）

第十三条　（略）

2　外国語による通信又は暗号その他その内容を即時に復元することができない方法を用いた通信であつて、傍受の時にその内容を知ることが困難なため、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断することができないものについては、その全部の傍受をすることができる。この場合においては、速やかに、傍受すべき通信に該当するかどうかの判断を行わなければならない。

・ **「…を用いた…」の例**

○資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、特定目的会社又は特定目的信託を用いて資産の流動化を行う制度を確立し、これらを用いた資産の流動化が適正に行われることを確保するとともに、資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資者による投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）（抄）

（特定容器利用事業者の再商品化義務）

第十一条　（略）

2　前項の再商品化義務量は、特定分別基準適合物ごとに、第一号に掲げる量に第二号に掲げる率を乗じて得た量に相当する量とする。

一　（略）

二　当該特定容器利用事業者が当該特定分別基準適合物に係る特定容器を用いて行う事業が属する主務省令で定める業種ごとに、イに掲げる比率にロに掲げる率を乗じて得た率に、ハに掲げる量をニに掲げる量で除して得た率を乗じて得られる率を算定し、これらの業種ごとに算定した率を合算して得られる率

イ　（略）

ロ　当該業種に属する事業において当該特定容器を用いた商品の当該年度における販売見込額の総額を、当該総額と製造等をされた当該特定容器であつて当該業種に属する事業において用いられるものの当該年度における販売見込額の総額との合算額で除して得た率を基礎として主務大臣が定める率

ハ・ニ　（略）

3　（略）

・ **「通信（…）内容」の例**

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

第百四十八条　刑事施設の長は、被収容者又はその面会等（面会又は第百四十六条第一項に規定する通信をいう。以下この条において同じ。）の相手方が国語に通じない場合には、外国語による面会等を許すものとする。この場合において、発言又は通信の内容を確認するため通訳又は翻訳が必要であるときは、法務省令で定めるところにより、その被収容者にその費用を負担させることができる。

2・3　（略）

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）（抄）

（傍受記録の作成）

第二十二条　検察官又は司法警察員は、傍受の実施を中断し又は終了したときは、その都度、速やかに、傍受をした通信の内容を刑事手続において使用するための記録（以下「傍受記録」と

いう。）一通を作成しなければならない。傍受の実施をしている間に記録媒体の交換をしたときその他記録媒体に対する記録が終了したときも、同様とする。

2～5　（略）

・　「内容を（…）復元する」の例

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）（抄）

（該当性判断のための傍受）

第十三条　（略）

2　外国語による通信又は暗号その他その内容を即時に復元することができない方法を用いた通信であって、傍受の時にその内容を知ることが困難なため、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断することができないものについては、その全部の傍受をすることができる。この場合においては、速やかに、傍受すべき通信に該当するかどうかの判断を行わなければならない。

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

第百九条の二　（略）

2　（略）

3　前二項において「暗号通信」とは、通信の当事者（当該通信を媒介する者であって、その内容を復元する権限を有するものを含む。）以外の者がその内容を復元できないようにするための措置が行われた無線通信をいう。

4　（略）

・　「不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二～七　（略）

2～7　（略）

○割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）（抄）

第四十九条の二　（略）

2　人を欺いてクレジットカード番号等を提供させた者も、前項と同様とする。クレジットカード番号等を次の各号のいずれかに掲げる方法で取得した者も、同様とする。

一　（略）

二　不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を行うこと。

3・4　（略）

・　「正当な理由がないのに」の例

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）（抄）

（被害者等の傍聴）

第四十七条　（略）

2　前項の規定により審判を傍聴した者は、正当な理由がないのに当該傍聴により知り得た対象者の氏名その他当該対象者の身

上に関する事項を漏らしてはならず、かつ、当該傍聴により知り得た事項をみだりに用いて、当該対象者に対する医療の実施若しくはその社会復帰を妨げ、又は関係人の名誉若しくは生活の平穏を害する行為をしてはならない。

○気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）（抄）

（気象測器等の保全）

第三十七条　何人も、正当な理由がないのに、気象庁若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従つてしなければならない気象の観測を行う者が屋外に設置する気象測器又は気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。）、津波、高潮、波浪若しくは洪水についての警報の標識を壊し、移し、その他これらの気象測器又は標識の効用を害する行為をしてはならない。

・　「電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した（…）する）」の例

○刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（不正指令電磁的記録作成等）

第百六十八条の二　（略）

2　正当な理由がないのに、前項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した者も、同項と同様とする。

3　（略）

・　「その他の保有者の（…）管理を害する行為」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二～七　（略）

2～7　（略）

○割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）（抄）

第四十九条の二　（略）

2　人を欺いてクレジットカード番号等を提供させた者も、前項と同様とする。クレジットカード番号等を次の各号のいずれかに掲げる方法で取得した者も、同様とする。

一　（略）

二　不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を行うこと。

3・4　（略）

・　「正当な理由がないのに」の例

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）（抄）

（被害者等の傍聴）

第四十七条　（略）

2　前項の規定により審判を傍聴した者は、正当な理由がないのに当該傍聴により知り得た対象者の氏名その他

一　不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二～七　（略）

3～7　（略）

・　「…の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条　（略）

2～6　（略）

7　第一項及び第二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

○割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）（抄）

第四十九条の二　（略）

2～3　（略）

4　前三項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

【第十九条関係】

・　「…に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

第百二十二条　（略）

2～3　（略）
4　第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。
5・6　（略）

【第二十条関係】

・**「…の罪を犯した者のうち…に規定する行為の遂行を共謀したもの」の例**

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

第百二十二条　（略）
2～4　（略）
5　第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。
6　（略）

【第二十一条関係】

・**「…の罪は、日本国外において、…の罪を犯した者にも適用する。…の罪は、刑法第二条の例に従う。」の例**

○資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）

（国外犯）
第三百十二条　第三百二条から第三百四条まで、第三百六条、第三百七条、第三百八条第一項、第三百九条第一項並びに前条第一項及び第二項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。
2　第三百八条第二項、第三百九条第二項及び前条第三項から第六項までの罪は、刑法第二条の例に従う。

○農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（抄）

第百三十一条の二　第百二十三条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。
2　第百二十四条の罪は、刑法第二条の例に従う。

【附則第一条関係】

・**「この法律は、公布の日から起算して…を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。…附則第…条の規定　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成…年法律第　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日」の例**

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）（抄）

附　則

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一・二　（略）
三　附則第十条の規定　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

○復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）（抄）

附　則

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に

掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一～三　（略）
四　附則第十三条及び第十四条の規定　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日
五　（略）

【附則第二条関係】

・**章名を改める例**

○独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号）（抄）

（独立行政法人国立博物館法の一部改正）
第十一条　独立行政法人国立博物館法（平成十一年法律第百七十八号）の一部を次のように改正する。
目次中「第六条」を「第五条」に、「役員（第七条―第十条）」を「役員及び職員（第六条―第十条）」に改める。
第二章の章名を次のように改める。
第二章　役員及び職員
（以下略）

・**条を削って、後続する条を繰り上げる例**

○独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）（抄）

附　則

（公害防止事業費事業者負担法の一部改正）
第二十三条　公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。
目次中「第二十二条」を「第二十一条」に改める。
第二条中第三項を削り、第四項を第三項とする。
第十八条を削り、第十九条を第十八条とし、第二十条から第二十二条までを一条ずつ繰り上げる。

【附則第三条関係】

・**「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において…条の規定による改正前の…」の例**

○過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）（抄）

附　則

第六条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において附則第十七条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第十二条の規定の適用を受けていた市町村のうち過疎地域の市町村以外のものについては、当該市町村の区域のうち同条に規定する市町村の合併が行われた日の前日において旧過疎活性化法の規定に基づく過疎地域であった区域を特定市町村の区域とみなして、前条の規定を適用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

・**「施行日の前日において…条の規定による改正前の…施行日において…とみなす。この場合において、…」の例**

○日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）（抄）

附　則

（児童手当法の一部改正に伴う経過措置）
第三十六条　施行日の前日において総務省の職員である者のうち、施行日において引き続き公社の職員となったものであって、施行日の前日において総務大臣又はその委任を受けた者から第百五十四条の規定による改正前の児童手当法第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において

準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、施行日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、施行日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成十五年四月から始める。

○日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）（抄）

附　則

（児童手当法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　施行日において、日本国有鉄道の総裁又はその委任を受けた者から第百五条の規定による改正前の児童手当法第七条第一項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けている者が、施行日において児童手当又は同法附則第六条第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、施行日において第百五条の規定による改正後の児童手当法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合においては、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、昭和六十二年四月から始める。

・「…の規定により…指定されている…は、…の規定により…指定した…とみなす」の例

○戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）（抄）

附　則

（施行期日）

1～5　（略）

（指定医療機関に関する経過措置）

6　この法律の施行の際、現に旧未帰還者援護法の規定により指定されている病院又は診療所は、第十二条の規定により厚生大臣が指定した病院又は診療所とみなす。

7～34　（略）

【附則第四条関係】

・「施行日前にした行為及び…施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による」の例

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（抄）

（罰則に関する経過措置）

第四百五十七条　施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第百九号）（抄）

（罰則に関する経過措置）

第八十条　施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

・「知得した秘密に関し、…施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による」の例

適用については、なお従前の例による」の例

○中央省庁等改革関係法施行法　抄（平成十一年法律第百六十号）（抄）

（守秘義務に関する経過措置）

第千三百七条　（略）

2・3　（略）

4・5　（略）

・「…としていた」の例

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律　抄（平成十八年法律第五十号）（抄）

（理事及び監事に関する経過措置）

第四十八条　（略）

2　（略）

3　この法律の施行の際現に監事を置くこととしていた特例民法法人の監事（次に掲げる特例民法法人が選任するものを除く。）についても、前項と同様とする。

一～三　（略）

4　（略）

○あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）（抄）

第十二条の二　この法律の公布の際引き続き三箇月以上第一条に掲げるもの以外の医業類似行為を業としていた者であつて、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百二十号。以下一部改正法律という。）による改正前の第十九条第一項の規定による届出をしていたものは、前条の規定にかかわらず、当該医業類似行為を業とすることができる。ただし、その者が第一条に規定する免許（柔道整復師の免許を含む。）を有する場合は、この限りでない。

②　（略）

・「…としなくなった」の例

○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十九条に規定する援護に関する政令（平成二十一年政令第二十二号）（抄）

第二条　（略）

2～6　（略）

7　都道府県知事は、被援護者が援護を必要としなくなったときは、速やかに、援護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被援護者に通知しなければならない。第十三項の規定により援護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

8～13　（略）

【附則第五条関係】

・「前…条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める」の例

○関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十四号）（抄）

附　則

（政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第百六十五号）（抄）

附　則

（政令への委任）

第三条　前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【附則第六条関係】

・　号を追加し見出しを改める例

○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（抄）

附　則

（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十条　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十九条の見出しを「（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正）」に改め、同条に次の一号を加える。

三　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第七十二条

【別表第一号関係】

・　「…に関する事項であって、次に掲げるもの」の例

○津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）（抄）

（推進計画）

第十条　（略）

2　（略）

3　前項に規定するもののほか、推進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二　（略）

三　津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項であって、次に掲げるもの

イ～ト　（略）

4～12　（略）

○大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）（抄）

（指針）

第四条　（略）

2　指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　（略）

二　大規模小売店舗の施設（店舗及びこれに附属する施設で経済産業省令で定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の配置及び運営方法に関する事項であって、次に掲げるもの

イ、ロ　（略）

・　「見積り」（経費等に関する用例を除く。）の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

別表第四（第九十六条の二関係）

一　自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

二・三　（略）

四　防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

五～十　（略）

・　「運用に関する計画」の例

○水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）（抄）

（定義）

第二条　（略）

2～4　（略）

5　この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

6・7　（略）

・　「運用に関する研究」の例

○防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）（抄）

（情報通信・研究課の所掌事務）

第二十四条の二　情報通信・研究課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　自衛隊の部隊及び機関の運用に関する研究改善の基本に関すること。

・　「計画」、「研究」を並列的に用いている例

○技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「技術士」とは、第三十二条第一項の登録を受け、技術士の名称を用いて、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務（他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務を除く。）を行う者をいう。

2　（略）

・　「収集した…情報」の例

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（抄）

（被災情報の報告）

第百二十七条　市町村長及び指定地方公共機関は、前条第一項の規定により収集した被災情報を、速やかに、都道府県知事に報告しなければならない。

2～5　（略）

○独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）（抄）

（情報の収集、公表等）

第四十二条　（略）

2　センターは、前項の規定により提供を受けた情報その他収集した消費生活に関する情報を整理し、及び分析し、国民生活の安定及び向上を図るために必要と認める場合には、その結果を公表し、又は関係行政機関に対し、意見を付して当該結果を通知するものとする。

・　「電波情報」の例

○国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十一号）（抄）

（法第一項の固定資産）

第一条　（略）

2　前項第三号に掲げる「弾薬庫」とは、自衛隊法施行令（昭和

二十九年政令第百七十九号）第四十二条第一項に規定する補給処の支処及び出張所のうち弾薬支処及び弾薬出張所の弾薬の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「燃料庫」とは、同項に規定する補給処の支処及び出張所のうち燃料支処及び燃料出張所の液体燃料又は油脂類の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「通信施設」とは、航空警戒管制又は電波情報の収集整理のため直接必要な施設のうち同令第三十条の九に規定する警戒群若しくは防衛大臣の定める部隊又は防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十九条第一項に規定する情報本部が管理するものをいう。

3　（略）

・　**「画像情報」の例**

○地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）（抄）

（基本理念）

第三条　地理空間情報の活用の推進は、基盤地図情報、統計情報、測量に係る画像情報等の地理空間情報が国民生活の向上及び国民経済の健全な発展を図るための不可欠な基盤であることにかんがみ、これらの地理空間情報の電磁的方式による正確かつ適切な整備及びその提供、地理情報システム、衛星測位等の技術の利用の推進、人材の育成、国、地方公共団体等の関係機関の連携の強化等必要な体制の整備その他の施策を総合的かつ体系的に行うことを旨として行われなければならない。

2～9　（略）

○内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）（抄）

（内閣衛星情報センター）

第四条の二　（略）

2　内閣衛星情報センターにおいては、内閣情報調査室の事務のうち次に掲げるものをつかさどる。

一　我が国の安全の確保、大規模災害への対応その他の内閣の重要政策に関する画像情報の収集を目的とする人工衛星（以下「情報収集衛星」という。）に関すること。

二　情報収集衛星により得られる画像情報の分析その他の調査に関すること。

三　情報収集衛星以外の人工衛星の利用その他の手段により得られる画像情報の収集及び分析その他の調査に関すること。

3・4　（略）

・　**「重要な情報」の例**

○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

○信託法（平成十八年法律第百八号）（抄）

（帳簿等の閲覧等の請求）

第三十八条　（略）

2・3　（略）

4　信託行為において、次に掲げる情報以外の情報について、受益者が同意をしたときは第一項の規定による閲覧又は謄写の請求をすることができない旨の定めがある場合には、当該同意をした受益者（その承継人を含む。以下この条において同じ。）は、その同意を撤回することができない。

一　前条第二項の書類又は電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報

二　当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報

5・6　（略）

・　**「情報の収集整理」の例**

○防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）（抄）

（所掌事務）

第四条　防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　前三号の事務に必要な情報の収集整理に関すること。

五～三十三　（略）

○財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）（抄）

（税務大学校）

第九十五条　（略）

2　税務大学校は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　税務に関する一般的な資料及び情報の収集整理及び提供を行うこと。

四　（略）

3～5　（略）

・　**「防衛力の整備」の例**

○財政構造改革の推進に関する特別措置法（平成九年法律第百九号）（抄）

（防衛関係費に係る改革の基本方針）

第十九条　政府は、我が国の安全保障上の観点と経済事情及び財政事情等を勘案し、防衛関係費について、節度ある防衛力の整備を行う必要があることを踏まえつつ、財政構造改革の推進の緊要性に配意して、抑制するものとする。

2　（略）

○防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）（抄）

（計画課）

第五十六条　計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画（中長期的なものに限る。）の総合調整に関すること。

二～六　（略）

・　**「武器」、「弾薬」、「船舶」、「航空機」を並列的に用いている例**

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（武器等の防護のための武器の使用）

第九十五条　自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料を職務上警護するに当たり、人又は武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

（自衛隊の施設の警護のための武器の使用）

第九十五条の二　自衛官は、本邦内にある自衛隊の施設であつて、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料を保管し、収容し若しくは整備するための施設設備、営舎又は港湾若しくは飛行場に係る施設設備が所在するものを職務上警護するに当たり、当該職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、当該施設内において、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に

該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

・**「防衛の用に供する」の例**

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

第百二十一条　自衛隊の所有し、又は使用する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物を損壊し、又は傷害した者は、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

○防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）（抄）

（技術調査官の職務）

第二百四条　技術調査官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　防衛の用に供する施設の建設工事に関する技術的な調査及び研究に関すること。

・**「種類又は数量」の例**

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）（抄）

別表

一　防衛に関する事項

イ～ニ　（略）

ホ　部隊の使用する艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の種類又は数量

二・三　（略）

・**「通信網」の例**

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

（交通管制企画課の所掌事務）

第百七十八条　交通管制企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　航空通信網の設定その他航空保安に関する情報の伝達の方式の開発に関すること（管制技術課の所掌に属するものを除く。）。

五～八　（略）

○大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第百十号）（抄）

（施策における配慮）

第三条　国及び地方公共団体は、この法律に規定する大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備等に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項について配慮しなければならない。

一～四　（略）

五　大阪湾臨海地域及びその周辺の地域における有機的かつ効率的な交通網、通信網等の形成を図るとともに、世界及び我が国の各地域との経済、文化等の交流を促進するよう努めること。

・**「通信（の）方法」の例**

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

（電話等による通信）

第百四十六条　刑事施設の長は、受刑者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この款において同じ。）に対し、第八十八条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その者の改善更生又は円滑な社会復帰に資すると認めるときその他相当と認めるときは、電話その他政令で定める電気

2　通信の方法による通信を行うことを許すことができる。

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

（通信方法等）

第六十一条　無線局の呼出し又は応答の方法その他の通信方法、時刻の照合並びに救命艇の無線設備及び方位測定装置の調整その他無線設備の機能を維持するために必要な事項の細目は、総務省令で定める。

・**「情報の伝達」の例**

○津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）（抄）

（住民等に対する周知のための措置）

第五十五条　警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

○牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）（抄）

（基本計画）

第四条　（略）

2　基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～三　（略）

四　正確な情報の伝達に関する事項

五・六　（略）

3・4　（略）

・**「…の伝達の用に供する」の例**

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）（抄）

（営業等の届出）

第三十一条の七　映像送信型性風俗特殊営業を営もうとする者は、事務所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一～三　（略）

四　第二条第八項に規定する映像の伝達の用に供する電気通信設備（自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。以下同じ。）を用いる場合にあつては自動公衆送信装置のうち当該映像の伝達の用に供する部分をいい、電気通信回線の部分を除く。次条において「映像伝達用設備」という。）を識別するための電話番号その他これに類する記号であつて、当該映像を伝達する際に用いるもの

五　（略）

2　（略）

・**「研究開発段階」の例**

○文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（抄）

（所掌事務）

第四条　文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七十一　（略）

七十二　試験研究の用に供する原子炉及び研究開発段階にある原子炉（発電の用に供するものを除く。）並びに核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること。

七十三～九十七　（略）

・ **「仕様」、「性能」を並列的に用いている例**

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）（抄）

（原動機取扱手引書）

第十九条の五　前条第一項本文（同条第三項において準用する場合を含む。）の確認（以下「放出量確認」という。）を受けた原動機製作者等は、当該原動機の仕様及び性能、当該原動機の設置、運転、整備その他当該原動機の取扱いに当たり遵守すべき事項、当該原動機に係る窒素酸化物の放出状況の確認方法その他の国土交通省令で定める事項を記載した原動機取扱手引書を作成し、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

・ **「性能」、「使用方法」を並列的に用いている例**

○薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）（抄）

（医薬品等の製造販売の承認）

第十四条　（略）

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認は、与えない。

一・二　（略）

三　申請に係る医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の名称、成分、分量、構造、用法、用量、使用方法、効能、効果、性能、副作用その他の品質、有効性及び安全性に関する事項の審査の結果、その物が次のイからハまでのいずれかに該当するとき。

イ～ハ　（略）

四　（略）

３～11　（略）

○工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「工業標準化」とは、左に掲げる事項を全国的に統一し、又は単純化することをいい、「工業標準」とは、工業標準化のための基準をいう。

一　鉱工業品（医薬品、農薬、化学肥料、蚕糸及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）による農林物資を除く。以下同じ。）の種類、型式、形状、寸法、構造、装備、品質、等級、成分、性能、耐久度又は安全度

二　鉱工業品の生産方法、設計方法、製図方法、使用方法若しくは原単位又は鉱工業品の生産に関する作業方法若しくは安全条件

三～六　（略）

・ **「製作（…）方法」の例**

○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

（定義）

第二条　（略）

２・３　（略）

４　この法律にいう「写真の著作物」には、写真の製作方法に類似する方法を用いて表現される著作物を含むものとする。

５～９　（略）

○所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）（抄）

（耐用年数の短縮）

第百三十条　青色申告書を提出する居住者は、その有する減価償却資産が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、その該当する減価償却資産の使用可能期間のうちいまだ経過していない期間（以下この項から第四項までにおいて「未経過使用可能期間」という。）を基礎としてその償却費の額を計算することについて納税地の所轄国税局長の承認を受けたときは、当該資産のその承認を受けた日の属する年分以後の各年分の償

却費の額の計算については、その承認に係る未経過使用可能期間をもつて前条に規定する財務省令で定める耐用年数（以下この項において「法定耐用年数」という。）とみなす。

一　当該資産の材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常の材質又は製作方法と著しく異なることにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと。

二～六　（略）

７　（略）

８　青色申告書を提出する居住者が、その有する第一項の承認（同項第一号に掲げる事由による承認その他財務省令で定める事由による承認に限る。）に係る減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産（当該財務省令で定める事由による承認の場合には、財務省令で定める減価償却資産）を取得した場合において、その取得した日の属する年分の所得税に係る確定申告期限までに、その取得した減価償却資産の名称、その所在する場所その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長を経由して納税地の所轄国税局長に提出したときは、当該届出書をもつて第二項の申請書とみなし、当該届出書の提出をもつて同日の属する年の十二月三十一日において第一項の承認があつたものとみなす。この場合においては、第五項の規定は、適用しない。

９～11　（略）

・ **「検査の方法」の例**

○肝炎対策基本法（平成二十一年法律第九十七号）（抄）

（肝炎検査の質の向上等）

第十二条　国及び地方公共団体は、肝炎の早期発見に資するよう、肝炎検査の方法等の検討、肝炎検査の事業評価の実施、肝炎検査に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他の肝炎検査の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、肝炎検査の受検率の向上に資するよう、肝炎検査に関する普及啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

・

○計量法（平成四年法律第五十一号）（抄）

（改善命令）

第四十四条　経済産業大臣は、届出製造事業者が前条の経済産業省令で定める基準に従つて特定計量器の検査を行つていないと認める場合において、当該特定計量器の適正な品質を確保するために必要があると認めるときは、その届出製造事業者に対し、当該特定計量器の検査のための器具、機械若しくは装置の改善又はその検査の方法の改善に関し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。ただし、前条ただし書の場合は、この限りでない。

・ **「修理の方法」の例**

○薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）（抄）

（医療機器の修理業の許可）

第四十条の二　（略）

２　前項の許可は、修理する物及びその修理の方法に応じ厚生労働省令で定める区分（以下「修理区分」という。）に従い、厚生労働大臣が修理をしようとする事業所ごとに与える。

３～６　（略）

○航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）（抄）

（修理の方法）

第九条　航空機の修理に係る許可事業者は、経済産業大臣の認可を受けた修理の方法によるのでなければ、航空機の修理をしてはならない。但し、試験的に修理をする場合その他経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

２　（略）

・ **「試験の方法」の例**

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）（抄）

第四十八条　（略）

（狩猟免許試験の方法）

一～三　（略）

○外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）（抄）

第十五条　（略）

（試験の方法及び内容）

2・3　（略）

・**「製作」、「修理」を並列的に用いている例**

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

第一条　（略）

（定義）

2　（略）

3　この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

一　日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項

イ　（略）

ロ　製作、保管又は修理に関する技術

ハ・ニ　（略）

○身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）（抄）

（補装具製作施設）

第三十二条　補装具製作施設は、無料又は低額な料金で、補装具の製作又は修理を行う施設とする。

・**「検査」、「修理」を並列的に用いている例**

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）（抄）

（定義）

第三条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～二の二　（略）

三　国際平和協力業務　国際連合平和維持活動のために実施される業務で次に掲げるもの、人道的な国際救援活動のために実施される業務で次のヌからレまでに掲げるもの及び国際的な選挙監視活動のために実施される業務で次のト及びレに掲げるもの（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。以下同じ。）であつて、海外で行われるものをいう。

イ～ヨ　（略）

タ　イからヨまでに掲げるもののほか、輸送、保管（備蓄を含む。）、通信、建設又は機械器具の据付け、検査若しくは修理

レ　（略）

四～七　（略）

・**「検査」、「試験」を並列的に用いている例**

○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

（森林の管理経営等の受託）

第百七十一条　国有林野事業及び直轄治山事業の運営に妨げのない限り、国有林野事業特別会計の負担において、一般の委託により、森林の管理経営、木材の加工若しくは林業に関する機械施設の工作又は林業に関する試験、検査及び調査をすることができる。

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（保有個人情報の開示義務）

第十四条　行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一～六　（略）

七　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ～ホ　（略）

・**「修理」、「試験」を並列的に用いている例**

○銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（抄）

（登録を受けた銃砲又は刀剣類の譲受け、相続、貸付け又は保管の委託の届出等）

第十七条　（略）

2　登録を受けた銃砲又は刀剣類を試験、研究、研ま若しくは修理のため、又は公衆の観覧に供するため貸し付け、又は保管の委託をした場合においては、前項の規定にかかわらず、届出を要しない。

3　（略）

・**「施設の設計」の例**

○独立行政法人原子力安全基盤機構法（平成十四年法律第百七十九号）（抄）

（機構の目的）

第四条　独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）は、原子力施設及び原子炉施設に関する検査等を行うとともに、原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価等を行うことにより、エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保のための基盤の整備を図ることを目的とする。

○港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）

（登録）

第五十六条の二の三　（略）

2　国土交通大臣は、前項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一・二　（略）

三　登録申請者が、前条第二項の規定により確認を受けなければならないこととされる者又は港湾の施設の設計若しくは建設を請け負う者（以下この号及び第五十六条の二の十第二項において「港湾建設等関係者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ～ハ　（略）

3～5　（略）

・**「施設の性能」の例**

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（抄）

（施設定期検査）
第十六条の五　（略）
2　前項の検査は、その加工施設の性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。
3・4　（略）

（施設の使用の停止等）
第二十一条の三　経済産業大臣は、加工施設の性能が第十六条の五第二項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は加工施設の保全若しくは加工設備の操作若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく経済産業省令の規定に違反していると認めるときは、加工事業者に対し、加工施設の使用の停止、改造、修理又は移転、加工設備の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。
2　（略）

○港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）

（登録）
第五十六条の二の三　（略）
2　国土交通大臣は、前項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。
一　建設し、又は改良する施設が技術基準に適合するかどうかの判定（次号において「適合判定」という。）について、施設の性能を総合的に評価する手法を用いて確認業務を行うものであること。
二・三　（略）
3～5　（略）

・「施設の内部」の例

○原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）（抄）

（通報すべき事象）
第四条　（略）
2・3　（略）
4　法第十条第一項の政令で定める事象は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。
一・二　（略）
三　当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として主務省令で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が主務省令で定めるところにより検出されたこと。
イ・ロ　（略）
四～六　（略）

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）（抄）

（法第二条第一項第八号の政令で定める施設）
第一条の三　法第二条第一項第八号の政令で定める施設は、次の各号のいずれかに該当する施設であつて、営業中における当該施設の内部をそれぞれ当該施設の置かれるホテル若しくは旅館、大規模小売店舗又は遊園地内において当該施設の外部から容易に見通すことができるものとする。
一～三　（略）

・「施設…用途」の例

○工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）（抄）

（届出）

第六条　製造業等に係る工場又は事業場（政令で定める業種に属するものを除く。）であつて、一の団地内における敷地面積又は建築物の建築面積の合計が政令で定める規模以上であるもの（以下「特定工場」という。）の新設（敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。以下同じ。）をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を当該特定工場の設置の場所を管轄する都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が、第二条第四項に規定する地区のうち同項の規定による調査の結果に基づき大気又は水質に係る公害の防止につき特に配慮する必要があると認められる地区で経済産業大臣及び環境大臣が産業構造審議会の意見を聴いて指定するもの（以下「指定地区」という。）に属しない場合には、第六号の事項については、この限りでない。
一～七　（略）
2　（略）

○建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）
第五十一条　都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

・「設計」、「性能」を並列的に用いている例

○漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）（抄）

（依頼検査）
第二十五条　（略）
2　（略）
3　第一項の検査においては、その設計、材料、工事及び性能が農林水産省令で定める技術基準に適合しているかどうかを検査するものとする。
4　（略）

【別表第二号関係】

・「重要（な）施策」の例

○日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）（抄）

第四条　政府は、左の事項について、日本学術会議に諮問することができる。
一・二　（略）
三　特に専門科学者の検討を要する重要施策
四　（略）

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）（抄）

（中小企業金融公庫の在り方）
第十条　（略）
2　中小企業金融公庫の業務は、新政策金融機関に承継させる。ただし、中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）第十九条第一項第一号及び第二号に掲げる業務については、中小企業者一般を対象とするものとし、それ以外のものは、中小企業に関する重要な施策の目的に従つて行われるものに限定するとともに、その承継後においても定期的に見直しを行い、必要性が低下したと認められる部分は廃止するものとする。

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

（所掌事務）

第四条　（略）

２　（略）

３　前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三十七　（略）

三十八　政府の重要な施策に関する広報に関すること。

三十九～六十二　（略）

・「施策の方針」の例

○沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）

（職業安定計画の作成等）

第七十五条　（略）

２　職業安定計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　（略）

二　職業の安定を図るための施策の方針に関する事項

三・四　（略）

３～８　（略）

○音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律（平成六年法律第百七号）（抄）

（施策の方針）

第三条　（略）

２　（略）

・「外国の政府…国際機関」の例

○海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律（平成十八年法律第九十七号）（抄）

（国際的協調のための施策）

第十一条　国は、文化遺産の保護に関する諸条約等の精神にのっとり文化遺産国際協力を国際的協調の下に推進するため、外国の政府若しくは関係機関又は国際機関との情報の交換その他の必要かつ適切な施策を講ずるよう努めるものとする。

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）

第十八条　（略）

２　前項において「外国公務員等」とは、次に掲げる者をいう。

一～四　（略）

五　外国の政府若しくは地方公共団体又は国際機関の権限に属する事務であって、これらの機関から委任されたものに従事する者

・「政府との交渉」の例

○武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）（抄）

（審判の公開）

第四十八条　審判は、これを公開しなければならない。ただし、国の安全が害されるおそれ又は外国政府との交渉上不利益を被るおそれがあると認めるときは、これを公開しないことができる。

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（所掌事務）

第四条　外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関すること。

三～二十九　（略）

・「国際機関との交渉」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い）

第十六条　国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一　当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ・ロ　（略）

ハ　公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

ニ　（略）

二～五　（略）

２・３　（略）

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（保有個人情報の開示義務）

第十四条　行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一～三　（略）

四　開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五～七　（略）

・「交渉の内容」の例

○保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

（保険契約の承継等の申込み）

第二百六十七条　（略）

２　破綻保険会社は、前項の申込みを行う場合においては、保険契約の移転等に関する他の保険会社又は保険持株会社等との交渉の内容を示す資料その他の内閣府令・財務省令で定める資料を加入機構に提出しなければならない。

３・４　（略）

【別表第三号関係】

・「緊急事態に対処するための計画」の例

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（任務及び所掌事務）

第五条　（略）

２　国家公安委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。

一～四　（略）

五　第七十一条の緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。

六～二十五　（略）

３・４　（略）

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）

【参照条文集】
（案）

出典：ぎょうせい「現行日本法規」
ぎょうせい「現行法令インターネット版」
官報

平成24年〇月
内閣官房

特別秘密の保全に関する法律（仮称）（案）参照条文

〇日本国憲法（抄）・・・

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）・・・

二　第七十七条から第七十九条まで（内乱、予備及び陰謀、内乱等幇助）の罪
三　第八十一条（外患誘致）、第八十二条（外患援助）、第八十七条（未遂罪）及び第八十八条（予備及び陰謀）の罪
四　第百四十八条（通貨偽造及び行使等）の罪及びその未遂罪
五　第百五十四条（詔書偽造等）、第百五十五条（公文書偽造等）、第百五十七条（公正証書原本不実記載等）、第百五十八条（偽造公文書行使等）及び公務所又は公務員によって作られるべき電磁的記録に係る第百六十一条の二（電磁的記録不正作出及び供用）の罪
六　第百六十二条（有価証券偽造等）及び第百六十三条（偽造有価証券行使等）の罪
七　第百六十三条の二から第百六十三条の五まで（支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪）の罪
八　第百六十四条から第百六十六条まで（御璽偽造及び不正使用等、公印偽造及び不正使用等、公記号偽造及び不正使用等）の罪並びに第百六十四条第二項、第百六十五条第二項及び第百六十六条第二項の罪の未遂罪

（他の法令の罪に対する適用）

第八条　この編の規定は、他の法令の罪についても、適用する。ただし、その法令に特別の規定があるときは、この限りでない。

（自首等）

第四十二条　罪を犯した者が捜査機関に発覚する前に自首したときは、その刑を減軽することができる。

2　（略）

第五十四条　一個の行為が二個以上の罪名に触れ、又は犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れるときは、その最も重い刑により処断する。

2　（略）

（予備及び陰謀）

第七十八条　内乱の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の禁錮に処する。

（住居侵入等）

第百三十条　正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

（秘密漏示）

第百三十四条　医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2　（略）

（不正指令電磁的記録作成等）

第百六十八条の二　正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録

二　（略）

2　正当な理由がないのに、前項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した者も、同項と同様とする。

3　（略）

（暴行）

第二百八条　暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

（脅迫）

第二百二十二条　生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2　親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

（窃盗）

第二百三十五条　他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（強盗）

第二百三十六条　暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。

2　（略）

（詐欺）

第二百四十六条　人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2　（略）

（恐喝）

第二百四十九条　人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2　（略）

（建造物等損壊及び同致死傷）

第二百六十条　他人の建造物又は艦船を損壊した者は、五年以下の懲役に処する。よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

（器物損壊等）
第二百六十一条　前三条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

第十二条　内閣に、内閣官房を置く。
②　内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
二　内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
三　閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
四　行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務
五　前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務
六　内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務
③・④　（略）
第十八条　（略）
２　内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。
３　（略）

○宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）（抄）

第十六条　（略）
２　宮内庁には、その所掌事務の範囲内で、政令の定めるところにより、文教研修施設（これに類する施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。
第十八条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十六条及び第五十七条の規定は宮内庁について、同法第五十八条第四項の規定は長官について準用する。
２　（略）

○国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（抄）

第六十三条　秘密会議の記録中、特に秘密を要するものとその院において議決した部分は、これを公表しないことができる。
第百四条　各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

②　内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。
③　前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。
④　前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

○国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）（抄）

第十九条　国会職員は、本属長の許可がなければ、職務上知り得た秘密を漏らすことはできない。その職を離れた後でも同様である。

○国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）（抄）

（秘密を守る義務）
第百条　職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。
②～⑤　（略）
第百九条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一～十一　（略）
十二　第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
十三～十八　（略）
第百十一条　第百九条第二号より第四号まで及び第十二号又は前条第一項第一号、第三号から第七号まで、第九号から第十五号まで、第十八号及び第二十号に掲げる行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そそのかし又はそのほう助をした者は、それぞれ各本条の刑に処する。

○参議院規則（昭和二十二年議決）（抄）

第二百三十六条　国会法第六十三条により公表しないものを他に漏した者に対しては、議長は、これを懲罰事犯として、懲罰委員会に付託する。

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）（抄）

（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）

第三条　（略）

2　行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

3・4　（略）

（施設等機関）

第八条の二　第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設を置くことができる。

（特別の機関）

第八条の三　第三条の国の行政機関には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（抄）

第二百八十一条の五　被告人又は被告人であつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、前条第一項各号に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

②　弁護人（第四百四十条に規定する弁護人を含む。以下この項において同じ。）又は弁護人であつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときも、前項と同様とする。

第三百十六条の二十七　裁判所は、第三百十六条の二十五第一項又は前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官、被告人又は弁護人に対し、当該請求に係る証拠の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができない。

②・③　（略）

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

（定義）

第二条　この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一　「電波」とは、三百万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。

二～六　（略）

第百九条の二　暗号通信を傍受した者又は暗号通信を媒介する者であつて当該暗号通信を受信したものが、当該暗号通信の秘密を漏らし、又は窃用する目的で、その内容を復元したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2　無線通信の業務に従事する者が、前項の罪を犯したとき（その業務に関し暗号通信を傍受し、又は受信した場合に限る。）は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3　前二項において「暗号通信」とは、通信の当事者（当該通信を媒介する者であつて、その内容を復元する権限を有するものを含む。）以外の者がその内容を復元できないようにするための措置が行われた無線通信をいう。

4　（略）

○裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（抄）

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験、任免、給与、人事評価、能率、分限、懲戒、保障、服務、退職管理及び退職年金制度に関する事項については、他の法律に特別の定めのあるものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。この場合において、これらの法律の規定（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第三十八条第四号及び国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第八条第二項の規定を除く。）中「人事院」、「内閣総理大臣」、「内閣府」、「総務大臣」又は「内閣」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」、「政令」又は「命令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「国家公務員倫理審査会」とあるのは「裁判所職員倫理審査会」と、「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、国家公務員法第八十二条第二項中「特別職に属する国家公務員」とあるのは「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を除く。）」と、同法第百六条の二第二項第三号中「官民人材交流センター（以下「センター」という。）」とあるのは「最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織」と、同法第百六条の三第二項第三号中「センター」とあるのは「前条第二項第三号に規定する組織」と読み替えるものとする。

一　国家公務員法（第一条から第三条まで、第四条から第二十五条まで、第二十八条、第五十四条、第五十五条、第六十四条第二項、第六十七条、第七十条の三第二項、第七十三条第二項、第九十五条、第百六条の七から第百六条の十三まで、第百六条の十四第三項から第五項まで、第百六条の二十五、第百六条の二十六及び第百八条の規定並びにこれらの規定に関する罰則並びに執行官について第八十一条の二から第八十一条の六までの規定を除く。）

二～九　（略）

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に

関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）（抄）

第七条　（略）

2　前条第一項又は第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者も、前項と同様とする。

3　前項の規定は、教唆された者が、教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

○有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「有線電気通信」とは、送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。

2　（略）

第九条　有線電気通信（電気通信事業法第四条第一項又は第百六十四条第二項の通信たるものを除く。）の秘密は、侵してはならない。

第十四条　第九条の規定に違反して有線電気通信の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2　有線電気通信の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（長官）

第十六条　（略）

2　警察庁長官（以下「長官」という。）は、国家公安委員会の管理に服し、警察庁の庁務を統括し、所部の職員を任免し、及びその服務についてこれを統督し、並びに警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

目次

第一章～第六章　（略）

第七章　自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）

第八章～第九章　（略）

附則

第一条　この法律は、自衛隊の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱等を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　（略）

2～4　（略）

5　この法律（第九十四条の六第三号を除く。）において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣秘書官、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。

第七章　自衛隊の権限等（第八十七―第九十六の二）

（自衛隊の施設等の警護出動）

第八十一条の二　内閣総理大臣は、本邦内にある次に掲げる施設又は施設及び区域において、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設及び区域の警護のため部隊等の出動を命ずることができる。

一　自衛隊の施設

二　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域（同協定第二十五条の合同委員会において自衛隊の部隊等が警護を行うこととされたものに限る。）

2・3　（略）

（防衛秘密）

第九十六条の二　防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2　前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二　前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3　防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4　防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を

講ずるものとする。

第百二十二条　防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2　前項の未遂罪は、罰する。

3　過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

4　第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

5　第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

6　第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。

別表第四（第九十六条の二関係）

一　自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

二　防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

三　前号に掲げる情報の収集整理又はその能力

四　防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

五　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）の種類又は数量

六　防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

七　防衛の用に供する暗号

八　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

九　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法

十　防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（定義）

第一条　（略）

2　（略）

3　この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

一　日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項

イ　構造又は性能

ロ　製作、保管又は修理に関する技術

ハ　使用の方法

ニ　品目及び数量

二　日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

（罰則）

第三条　左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一　わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者

二　（略）

三　特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2・3　（略）

第五条　（略）

2　（略）

3　第三条第一項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様とし、同条第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。

4　前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

（この法律の解釈適用）

第七条　この法律の適用にあたつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）

（防衛秘密が要件を欠くに至つた場合の措置）

第百十三条の十二　防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第九十六条の二第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を通報するものとする。

2　前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、直ちに、当該通報に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第百十三条の二の規定による標記及び第百十三条の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を周知させなければならない。

○割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）（抄）

第四十九条の二　（略）

2　人を欺いてクレジットカード番号等を提供させた者も、前項と同様とする。クレジットカード番号等を次の各号のいずれかに掲げる方法で取得した者も、同様とする。

一　クレジットカード番号等が記載され、又は記録された人の管理に係る書面又は記録媒体の記載又は記録について、その承諾を得ずにその複製を作成すること。

二　不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）を行うこと。

3　（略）

4　前三項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

○防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和五十二年防衛庁訓令第八号）（抄）

（目的）

第八条　統合中期防衛構想は、原則としてその作成する年度の二年後の年度以降五年間を対象とし、統合長期防衛戦略を参考として、努めて科学的分析評価を行い、内外の諸情勢を踏まえて我が国に対する脅威を分析し、これに対する防衛構想、防衛の態勢及び統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの各自衛隊の体制に関する基本構想について検討するとともに、対象期間内における防衛力整備上重視すべき事項を明らかにし、中期計画の策定並びに陸海空自衛隊中期能力見積り及び統合中期能力見積りの作成等に資することを目的とする。

2　前項の防衛構想及び防衛の態勢の検討に当たっては、防衛、警備等に関する計画を参考とするものとする。

（作成及び見直し等）

第九条　統合幕僚長は、統合中期防衛構想を原則として五年毎に作成し、その作成する年度末までに防衛大臣に報告するものとする。

2　統合幕僚長は、統合中期防衛構想の作成に当たっては、内外の諸情勢については情報業務の実施に関する訓令第十九号の規定により情報本部長が作成する統合中期情報見積りを踏まえるものとする。

3　統合幕僚長は、統合中期防衛構想を作成しない年度にあっては、必要に応じて見直しを行うものとし、その結果統合中期防衛構想に重要な修正を加える必要が生じた場合には、速やかに、修正の上防衛大臣に報告するものとする。

（目的等）

第十八条　防衛、警備等に関する計画は、年度業務計画の実施により整備、維持等される防衛力を参考として、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態及び間接侵略その他治安維持上重大な事態が生起した際に自衛隊が対処する場合における基本的事項等について定めることとする。

2　前項に規定するもののほか、防衛、警備等に関する計画の作成等に関し必要な事項は、別に定める。

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　電気通信　有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。

二～六　（略）

第百七十九条　電気通信事業者の取扱中に係る通信（第百六十四条第二項に規定する通信を含む。）の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2　電気通信事業に従事する者が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

3　（略）

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二・三　（略）

四　営業秘密を保有者から示された者であって、その営業秘密の管理に係る任務に背いて前号イからハまでに掲げる方法により領得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用し、又は開示した者

五　営業秘密を保有者から示されたその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。次号において同じ。）又は従業者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者（前号に掲げる者を除く。）

六　営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業者であった者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者（第四号に掲げる者を除く。）

七　（略）

2～6　（略）

7　第一項及び第二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

○民事訴訟法（平成八年法律第百九号）（抄）

（文書提出命令等）

第二百二十三条　（略）

2～5　（略）

6　裁判所は、文書提出命令の申立てに係る文書が第二百二十条第四号イからニまでに掲げる文書のいずれかに該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された文書の開示を求めることができない。

7　（略）

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六　会計検査院

2　（略）

（行政文書の開示義務）

第五条　行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一・二　（略）

三　公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四～六　（略）

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

第三十九条　本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

（設置）

第四十条　本府に、北方対策本部及び金融危機対応会議を置く。

2　第十八条、第三十七条、前条及び前項に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

3　第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

子ども・若者育成支援推進本部	子ども・若者育成支援推進法
食育推進会議	食育基本法
少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法
高齢社会対策会議	高齢社会対策基本法
中央交通安全対策会議	交通安全対策基本法
犯罪被害者等施策推進会議	犯罪被害者等基本法
自殺総合対策会議	自殺対策基本法
消費者政策会議	消費者基本法
国際平和協力本部	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
日本学術会議	日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）

（設置）
第四十九条　内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる。
2　法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている前項の委員会には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができる。
3　（略）
（施設等機関）
第五十五条　委員会及び庁には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。
（特別の機関）
第五十六条　委員会及び庁には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（所掌事務）
第四条　外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
二　日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関すること。
三～二十九　（略）

○不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）（抄）

（定義）
第二条　（略）
2・3　（略）
4　この法律において「不正アクセス行為」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。
一　アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者又は当該識別符号に係る利用権者の承諾を得てするものを除く。）

二　アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能による特定利用の制限を免れることができる情報（識別符号であるものを除く。）又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者の承諾を得てするものを除く。次号において同じ。）
三　電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有するアクセス制御機能によりその特定利用を制限されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を免れることができる情報又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為

（罰則）
第三条　何人も、不正アクセス行為をしてはならない。
第十一条　第三条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）（抄）

（定義）
第二条　（略）
2　この法律において「傍受」とは、現に行われている他人間の通信について、その内容を知るため、当該通信の当事者のいずれの同意も得ないで、これを受けることをいう。
3　（略）

○法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）（抄）

（法務総合研究所）
第六十二条　法務総合研究所は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～三　（略）
四　外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）が実施する法制の維持及び整備に関する国際協力を行うこと。
五　（略）
2・3　（略）

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（定義）
第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
六　会計検査院
2～5　（略）

（利用及び提供の制限）

第八条　行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2　前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一　本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二　行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三　他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四　前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3・4　（略）

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

（その他の緊急事態対処のための措置）

第二十四条　政府は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保を図るため、次条から第二十七条までに定めるもののほか、武力攻撃事態等以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に的確かつ迅速に対処するものとする。

2　（略）

（緊急対処事態対処方針）

第二十五条　政府は、緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。以下同じ。）に至ったときは、緊急対処事態に関する対処方針（以下「緊急対処事態対処方針」という。）を定めるものとする。

2～12　（略）

○公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）（抄）

（一般職の国家公務員等に対する取扱い）

第七条　第三条各号に定める公益通報をしたことを理由とする一般職の国家公務員、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び一般職の地方公務員（以下この条において「一般職の国家公務員等」という。）に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、第三条から第五条までの規定にかかわらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、国会職員法、自衛隊法及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。この場合において、一般職の国家公務員等の任命権者その他の第二条第一項第一号に掲げる事業者は、第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として一般職の国家公務員等に対して免職その他不利益な取扱いがされることのないよう、これらの法律の規定を適用しなければならない。

○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（解任）

第三百三十九条　役員及び会計監査人は、いつでも、株主総会の決議によって解任することができる。

2　（略）

（取締役の報酬等）

第三百六十一条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。

一　報酬等のうち額が確定しているものについては、その額

二　報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法

三　報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容

2　（略）

○情報業務の実施に関する訓令（平成十八年防衛庁訓令第二十一号）（抄）

（統合中期情報見積り）

第十九条　統合中期情報見積りは、原則としてその作成する年度の二年後の年度以降五年間を対象とし、我が国に対する脅威の動向を中心に内外の諸情勢について見積もり、防衛諸計画の作成等に関する訓令第九条の規定に基づく統合中期防衛構想の作成に資することを目的とする。

2　情報本部長は、統合中期防衛構想が作成される年度に合わせ、原則として五年毎に統合中期情報見積りを作成し、当該見積りの内容を防衛大臣に報告するとともに、その写しを統合幕僚長に送付するものとする。

3　情報本部長は、統合中期情報見積りを作成しない年度にあっては、必要に応じて見直しを行うものとし、その結果統合中期情報見積りに重要な修正を加える必要が生じた場合には、速やかに、修正の上防衛大臣に報告するとともに、その写しを統合幕僚長に送付するものとする。

○労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）（抄）

（懲戒）

第十五条　使用者が労働者を懲戒することができる場合において、当該懲戒が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、当該懲戒は、無効とする。

（解雇）

第十六条　解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六　会計検査院

2～8　（略）

○国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第百七十七回国会提出閣法第七十七号）（抄）

（個人情報の保護に関する法律及び公文書等の管理に関する法律の一部改正）

第六十四条　次に掲げる法律の規定中「及び内閣の所轄の下に置かれる機関」を削る。

一　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五十三条第一項

二　公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第一項第一号

【資料1】合議制の機関について

一　安全保障会議

○安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）（抄）

（組織）

第三条　会議は、議長及び第五条第一項各号に掲げる議員（同条第二項の規定により臨時に会議に参加する議員を含む。）で組織する。

（議長）

第四条　議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

2　議長は、会務を総理する。

3　（略）

（議事）

第九条　会議の議事に関し必要な事項は、議長が会議の議を経て定める。

二　人事院

○国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）（抄）

（職員）

第四条　人事院は、人事官三人をもつて、これを組織する。

2～4　（略）

（総裁）

第十一条　人事院総裁は、人事官の中から、内閣が、これを命ずる。

2　人事院総裁は、院務を総理し、人事院を代表する。

3　（略）

三　公正取引委員会

○昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）（抄）

第二十九条　公正取引委員会は、委員長及び委員四人を以て、これを組織する。

2～4　（略）

第三十三条　委員長は、公正取引委員会の会務を総理し、公正取引委員会を代表する。

2　（略）

第三十四条　公正取引委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2　公正取引委員会の議事は、出席者の過半数を以て、これを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3・4　（略）

四　国家公安委員会

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（設置及び組織）

第四条　内閣総理大臣の所轄の下に、国家公安委員会を置く。

2　国家公安委員会は、委員長及び五人の委員をもつて組織する。

（委員長）

第六条　委員長は、国務大臣をもつて充てる。

2　委員長は、会務を総理し、国家公安委員会を代表する。

3　（略）

（会議）

第十一条　国家公安委員会は、委員長が招集する。国家公安委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。

2　国家公安委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3　（略）

五　公害等調整委員会

○公害等調整委員会設置法（昭和四十七年法律第五十二号）（抄）

（組織）

第六条　委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。

2　（略）

3　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4　（略）

（会議）

第十二条　委員会は、委員長が招集する。

2　委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3　委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4・5　（略）

六　公安審査委員会

○公安審査委員会設置法（昭和二十七年法律第二百四十二号）（抄）

（組織）

第四条　委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。

（委員長）

第十条　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2　（略）

（会議）

第十一条　委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2　委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3　（略）

七　中央労働委員会

○労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）（抄）

（中央労働委員会の委員の任命等）

第十九条の三　中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十五人をもつて組織する。

2～6　（略）

（中央労働委員会の会長）

第十九条の九　中央労働委員会に会長を置く。

2　会長は、委員が公益委員のうちから選挙する。

3　会長は、中央労働委員会の会務を総理し、中央労働委員会を代表する。

4　（略）

（会議）

第二十一条　（略）

2　労働委員会の会議は、会長が招集する。

3　労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各一人以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4　議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

八　運輸安全委員会

○運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）（抄）

（組織）

第七条　委員会は、委員長及び委員十二人をもつて組織する。

2　（略）

3　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4　（略）

（会議）

第十一条　委員会は、委員長が招集する。

2　委員会は、委員長及び六人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3　委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4　（略）

九　会計検査院

○会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）（抄）

第二条　会計検査院は、三人の検査官を以て構成する検査官会議と事務総局を以てこれを組織する。

第三条　会計検査院の長は、検査官のうちから互選した者について、内閣においてこれを命ずる。

第十条　検査官会議の議長は、院長を以て、これに充てる。

第十二条　事務総局は、検査官会議の指揮監督の下に、庶務並びに審査の事務を掌る。

②・③　（略）

【資料2】特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）と秘密保全に関する現行法との対照表

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）（抄）	自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）（抄）
保護の対象とする秘密及び指定の要否			
（特別秘密の指定） 第三条　行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であって、公になっていないもののうち、当該各号に定めるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。 一　別表第一号に該当する事項　その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの 二　別表第二号に該当する事項　その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの 三　別表第三号に該当する事項　その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に	（防衛秘密） 第九十六条の二　防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であって、公になっていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。	（定義） 第一条　（略） 2　この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になっていないものをいう。 一　日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項 イ　構造又は性能 ロ　製作、保管又は修理に関する技術 ハ　使用の方法 ニ　品目及び数量 二　日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの 3　（略）	（合衆国軍隊の機密を侵す罪） 第六条　合衆国軍隊の機密（合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になっていないものをいう。以下同じ。）を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。 2・3　（略）

秘匿することが必要であるもの 2　前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。 一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。 二　前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。 3・4　（略）	別表（第三条関係） 一　防衛に関する事項であって、次に掲げるもの イ　自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究 ロ　防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報 ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ　防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究 ホ　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量 ヘ　防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法 ト　防衛の用に供する暗号 チ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又は	別表第四（第九十六条の二関係） 一　自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究 二　防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報 三　前号に掲げる情報の収集整理又はその能力 四　防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究 五　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）の種類又は数量 六　防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法 七　防衛の用に供する暗号 八　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれら	別表 一　防衛に関する事項 イ　防衛の方針若しくは計画の内容又はその実施の状況 ロ　部隊の隷属系統、部隊数、部隊の兵員数又は部隊の装備 ハ　部隊の任務、配備又は行動 ニ　部隊の使用する軍事施設の位置、構成、設備、性能又は強度 ホ　部隊の使用する艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の種類又は数量 二　イ　編制又は装備に関する事項 イ　編制若しくは装備に関する計画の内容又はその実施の状況 ロ　編制又は装備の現況 ハ　艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の構造又は性能 三　イ　運輸又は通信に関する事項 イ　軍事輸送の計画の内容又はその実施の状況

はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

リ　武器、弾薬、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法

ヌ　防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

二　外交に関するもの（次に掲げるものを除く。）

イ　我が国の安全保障等に係る重要施策の方針

ロ　我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容

ハ　外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報

ニ　ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ　外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

三　公共の安全と秩序の維持に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究

ロ　公共の安全と秩序の維持に関する重要な情報の収集整理

ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ　公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

の物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

九　武器、弾薬、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法

十　防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

ロ　軍用通信の内容

ハ　軍用暗号

指定の調整

（特別秘密の指定）

第三条　（略）

2　（略）

3　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項（以下次項及び次条第四項において「共有事項」という。）について指定をしようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（次項において「他の行政機関」という。）の長に協議しなければならない。

4　行政機関の長は、前項の規定による協議を経て当該共有事項について指定をしたときは、直ちにその旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

5　警察庁長官は、都道府県警察との共有に係る事項（以下この項において「警察共有事項」という。）について指定をしたとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

指定の解除等

（指定の有効期間及び解除）

第四条　行政機関の長は、指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

2　行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定に係る事項が前条第一項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内で

※自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）

（防衛秘密が要件を欠くに至った場合の措置）

第百十三条の十二　防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第九十六条の二第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を通報するものとする。

2　前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、直ちに、当該通報に係る

その有効期間を延長するものとする。

3　行政機関の長は、指定をした事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除しなければならない。

4　行政機関の長は、他の行政機関の長が指定をした共有事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったと思料するときは、速やかにその旨を当該他の行政機関の長に通知するものとする。

事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第百十三条の二の規定による標記及び第百十三条の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を周知させなければならない。

取扱いの業務を行わせることができる場合

（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

第五条　行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

2　警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

3　行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4　（略）

（防衛秘密）

第九十六条の二　（略）

2　防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

3　（略）

（防衛秘密）

第九十六条の二　（略）

2・3　（略）

4　防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

（特別防衛秘密保護上の措置）

第二条　特別防衛秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、特別防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等特別防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

その他の保護措置

係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。以下同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

（その他の保護措置）

第十四条　行政機関の長及び警察本部長は、第三条、第四条及び第六条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

漏えい行為に係る罰則

第十七条　特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2　前項に掲げる場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3　前二項の罪の未遂は、罰する。

4　過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5　過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

（防衛秘密）

第百二十二条　防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2　前項の未遂罪は、罰する。

3　過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

4～6　（略）

（罰則）

第三条　左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一　（略）

二　わが国の安全を害する目的をもつて、特別防衛秘密を他人に漏らした者

三　特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの（前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。

2　前項の未遂罪は、罰する。

3　前二項の未遂罪は、罰する。

（合衆国軍隊の機密を侵す罪）

第六条　（略）

2　合衆国軍隊の機密で、通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者も、前項と同様とする。

3　前二項の未遂罪は、罰する。

第四条　特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁こ又は五万円以下の罰金に処する。

2　前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別防

取得行為に係る罰則

第十八条　次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

一　人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為

二　財物の窃取

三　施設への侵入

四　施設若しくは設備を損壊し、又は特別秘密を保有する行政機関、都道府県警察若しくは契約業者（次号及び第八号において「保有者」という。）の同意なくその錠をはずす行為

五　映像若しくは音声を送信する機能又は録画若しくは録音の機能を有する機器を保有者の同意なく施設又は施設の区画された部分に設置する行為

六　施設又は施設の区画された部分に係る振動を当該施設又は当該部分の外部から検知し、及び分析することにより、これらの内部の音声に係る情報を取得する行為

七　有線電気通信を傍受する行為又は暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為

八　不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）、正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第百六十八条の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する他の人の電子計算機による管理を害する行為

2　前項の罪の未遂は、罰する。

3　前二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

共謀（陰謀）・教唆・煽動に係る罰則

第十九条　第十七条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2　第十七条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

自首減免

第二十条　第十七条第三項若しくは第十八条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十七条第一項、第二項若しくは第十八条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

国外犯処罰

第二十一条　第十七条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

第百二十二条　（略）

2～5　（略）

6　第一項から第四項までの罪は、

第百二十二条　（略）

2～4　（略）

5　第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

6　（略）

第百二十二条　（略）

2・3　（略）

4　第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

5・6　（略）

第五条　第三条第一項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。

2　第三条第二項の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処する。

3　第三条第一項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者も、前項と同様とする。

4　前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

（自首減免）

第六条　第三条第一項第一号若しくは第三項又は前条第一項若しくは第二項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

第七条　前条第一項又は第二項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。

2　前条第一項又は第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者も、前項と同様とする。

3　前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

第八条　第六条第一項の罪、同項に係る同条第三項の罪又は同条第一項に係る前条第一項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

衛秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁こ又は三万円以下の罰金に処する。

（罰則）

第三条　左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一　わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者

二・三　（略）

2　（略）

3　前二項の未遂罪は、罰する。

（合衆国軍隊の機密を侵す罪）

第六条　合衆国軍隊の機密（合衆国軍隊につての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。）を合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。

2　（略）

3　前二項の未遂罪は、罰する。

2　第十八条及び第十九条の罪は、刑法第二条の例に従う。

刑法第三条の例に従う。

特別秘密の保護に関する法律案（仮称）の概要（案）

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する一定の事項のうち特に秘匿することが必要なものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えいに対する罰則等について定める。

1　特別秘密の管理に関する措置

(1)　行政機関における特別秘密の指定

ア　行政機関の長は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する別表に掲げる事項（下記(ｱ)～(ｳ)参照）に該当する事項であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の防衛等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要なものを特別秘密として指定するものとする。

(ｱ)　防衛に関する事項（10事項）　現行の防衛秘密に相当する事項

(ｲ)　外交に関する事項（５事項）　主として我が国の安全保障等に関する事項

(ｳ)　公共の安全と秩序の維持に関する事項（４事項）　主としてテロの防止等に関する事項

イ　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項を指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならない。

ウ　行政機関の長は、指定の際には５年を超えない範囲内でその有効期間を定め（延長可）、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

(2)　特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施

ア　特別秘密を取り扱うことができる者は、適性評価により適性を有すると認められた行政機関若しくは都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等（以下「職員等」という。）とする。

イ　適性評価は、特別秘密を取り扱うことが見込まれる職員等の同意を得て、いわゆるテロ活動等との関係、犯罪・懲戒の経歴、経済的な状況等に関する事項についての調査を実施し、当該職員等が特別秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。

ウ　行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

エ　適性評価の実施に当たって取得する個人情報の目的外利用・提供を禁止するとともに、適性評価の実施への不同意又は適性を有しないと認められたことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。

2　特別秘密の漏えい等に対する罰則

特別秘密を取り扱うことを業務とする者その他業務により特別秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員による故意又は過失による漏えい、欺罔、財物の窃取等による特別秘密の取得行為並びに故意の漏えい及び上記取得行為の未遂、共謀、教唆及び煽動を処罰する。

3　その他所要の規定を整備する。

12/07/20内調内検討済み

特別秘密の保護に関する法律案（仮称）の概要（案）

1　趣旨

(1)　国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になっている。また、外国情報機関等への情報漏えいの脅威に加えて、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、インターネット上への情報の漏えいや標的型サイバー攻撃といった新たな脅威が高まっていることから、これらの脅威への対応が急務となっている。

(2)　こうした中、政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する重要な情報について、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要である。

(3)　これらの状況に鑑み、有識者会議の報告書や国民各層から寄せられた意見を踏まえ、国民の権利利益との適切なバランスを確保しつつ、実効性のある秘密保全法制を整備するもの。

2　概要

(1)　特別秘密の管理に関する措置

ア　行政機関における特別秘密の指定等

(ア)　行政機関の長は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する別表に掲げる事項（※）に該当する事項であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の防衛等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要なものを特別秘密として指定するものとする。

（※）特別秘密の対象となり得る事項

【防衛に関する事項】

現行の防衛秘密に相当する事項（10事項）

【外交に関する事項】

①　我が国の安全保障等に係る重要施策の方針

②　我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容

③　外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報

④　③に掲げる情報の収集整理又はその能力

⑤　外交の用に供する暗号その他③に掲げる情報の伝達の用に供する暗号

【公共の安全と秩序の維持に関する事項】

①　テロ等の緊急事態に対処するための計画又は研究

②　公共の安全と秩序の維持に関し収集したテロ活動等の有害活動に関

する重要な情報
③　②に掲げる情報の収集整理又はその能力
④　公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他②に掲げる情報の伝達の用に供する暗号

(ｲ)　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項を指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならない。

(ｳ)　行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限５年）を定めるものとする。当該有効期間が満了する時において要件を満たす場合には、有効期間を延長するものとし、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

(ｴ)　行政機関の長は、特段の必要がある場合に限り、他の行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

イ　特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施

(ｱ)　特別秘密を取り扱うことができる者は、適性評価により適性を有すると認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等（以下「職員等」という。）とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

・　行政機関の長、国務大臣（行政機関の長を除く。）、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官等が特別秘密を取り扱う場合

・　特別秘密に係る犯罪の捜査等に従事する職員であって、行政機関の長又は警察本部長が確認措置（特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことを質問により確認する措置をいう。）を講じたものが、必要最小限度の特別秘密を一時的に取り扱う場合

(ｲ)　適性評価は、特別秘密を取り扱うことが見込まれる職員等の同意を得て、テロ活動等の有害活動との関係、犯罪及び懲戒の経歴、情報の取扱いに係る非違の経歴、経済的な状況等に関する事項についての調査を実施し、当該職員等が特別秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。

(ｳ)　行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(ｴ)　行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施中の職員等による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該職員等が一定の要件を満たすときは、適性を有すると仮に認めることができる。

(ｵ)　適性評価の実施に当たって取得する個人情報の目的外利用・提供を禁止するとともに、適性評価の実施への不同意又は適性を有しないと認められたことを

理由とする不利益な取扱いを禁止する。

(2)　特別秘密の漏えい等に対する罰則

ア　次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。

(ｱ)　特別秘密を取り扱うことを業務とする者（懲役刑の上限は10年）

(ｲ)　業務により特別秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員（(ｱ)に掲げる者を除く。）（懲役刑の上限は５年）

イ　次に掲げる行為による特別秘密の取得行為を処罰する（懲役刑の上限は10年）。

(ｱ)　人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為

(ｲ)　財物の窃取

(ｳ)　施設への侵入

(ｴ)　保管庫等を損壊し、又は無断で開錠する行為

(ｵ)　いわゆる盗聴・盗撮行為

(ｶ)　不正アクセス行為、コンピュータ・ウィルスを人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の電子計算機による管理を害する行為

ウ　故意による漏えい及び上記取得行為の未遂、共謀、教唆及び煽動を処罰する。

エ　自首減免規定及び国外犯処罰規定を設ける。

(3)　その他

次に掲げるもののほか、所要の規定を整備する。

ア　特別秘密の保護上必要なその他の措置に関する規定

本法に規定するもののほか、政令で定めるところにより、特別秘密の保護上必要な措置を講ずる旨を定める。

イ　施行期日に関する規定

公布の日から１年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、適性評価に関する一部の規定は、公布の日から３年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

ウ　自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特別秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

エ　内閣法の一部改正に関する規定

内閣情報官が掌理する事務について所要の改正を行う。

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第40回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月31日 18:46
宛先: 櫻井 壯太郎(副長官補本室); 髙岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)
添付ファイル: 内政.zip (735 KB)

内閣官房副長官補室（内政）　高岩様、岩浅様、櫻井様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第４０回）を、８月１日（水）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

最近の法制局とのやりとりとしては、
（第１回：　平成２３年９月１５日に資料持込み、９月２０日に審査）
～
第３０回：　平成２４年５月２８日に資料持込み、同日に審査
第３１回：　６月４日に資料持込み、同日に審査
第３２回：　６月１１日に資料持込み、同日に審査
第３３回：　６月１８日に資料持込み、同日に審査
第３４回：　６月２５日に資料持込み、６月２６日に審査
第３５回：　７月２日に資料持込み、同日に審査
第３６回：　７月９日に資料持込み、同日に審査
第３７回：　７月１７日に資料持込み、同日に審査
第３８回：　７月１９日に資料持込み、同日に審査
第３９回：　７月２３日に資料持込み
第４０回：　８月１日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　(内線[redacted])
[redacted]　(直通)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第40回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2012年7月31日 18:46
宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)
添付ファイル: 外政.zip (735 KB)

内閣官房副長官補室（外政）　八幡様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第４０回）を、８月１日（水）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

最近の法制局とのやりとりとしては、
（第１回：　平成２３年９月１５日に資料持込み、９月２０日に審査）
～
第３０回：　平成２４年５月２８日に資料持込み、同日に審査
第３１回：　６月４日に資料持込み、同日に審査
第３２回：　６月１１日に資料持込み、同日に審査
第３３回：　６月１８日に資料持込み、同日に審査
第３４回：　６月２５日に資料持込み、６月２６日に審査
第３５回：　７月２日に資料持込み、同日に審査
第３６回：　７月９日に資料持込み、同日に審査
第３７回：　７月１７日に資料持込み、同日に審査
第３８回：　７月１９日に資料持込み、同日に審査
第３９回：　７月２３日に資料持込み
第４０回：　８月１日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　(内線[redacted])
[redacted] (直通)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて（第40回）

内調職員107（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月31日 18:47
宛先: 丸山 洋平（安危本室）
添付ファイル: 安危.zip (735 KB)

内閣官房副長官補室（安危） 丸山様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第４０回）を、８月１日（水）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

最近の法制局とのやりとりとしては、
（第１回： 平成２３年９月１５日に資料持込み、９月２０日に審査）
～
第３０回： 平成２４年５月２８日に資料持込み、同日に審査
第３１回： ６月４日に資料持込み、同日に審査
第３２回： ６月１１日に資料持込み、同日に審査
第３３回： ６月１８日に資料持込み、同日に審査
第３４回： ６月２５日に資料持込み、６月２６日に審査
第３５回： ７月２日に資料持込み、同日に審査
第３６回： ７月９日に資料持込み、同日に審査
第３７回： ７月１７日に資料持込み、同日に審査
第３８回： ７月１９日に資料持込み、同日に審査
第３９回： ７月２３日に資料持込み
第４０回： ８月１日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel 03-5253-2111 （内線[redacted]）
[redacted]（直通）
Fax 03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第40回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年7月31日 18:47
宛先: [redacted]
添付ファイル: 警察庁.zip (735 KB)

警察庁警備局警備企画課　小林様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第４０回）を、８月１日（水）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

最近の法制局とのやりとりとしては、
（第１回：　平成２３年９月１５日に資料持込み、９月２０日に審査）
～
第３０回：　平成２４年５月２８日に資料持込み、同日に審査
第３１回：　６月４日に資料持込み、同日に審査
第３２回：　６月１１日に資料持込み、同日に審査
第３３回：　６月１８日に資料持込み、同日に審査
第３４回：　６月２５日に資料持込み、６月２６日に審査
第３５回：　７月２日に資料持込み、同日に審査
第３６回：　７月９日に資料持込み、同日に審査
第３７回：　７月１７日に資料持込み、同日に審査
第３８回：　７月１９日に資料持込み、同日に審査
第３９回：　７月２３日に資料持込み
第４０回：　８月１日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　(内線[redacted])
[redacted]　(直通)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第40回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2012年7月31日 18:48
宛先: [redacted]
添付ファイル: 公安調査庁.zip (737 KB)

公安調査庁　総務部総務課審理室 [redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第４０回）を、８月１日（水）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

最近の法制局とのやりとりとしては、
（第１回：　平成２３年９月１５日に資料持込み、９月２０日に審査）
～
第３０回：　平成２４年５月２８日に資料持込み、同日に審査
第３１回：　６月４日に資料持込み、同日に審査
第３２回：　６月１１日に資料持込み、同日に審査
第３３回：　６月１８日に資料持込み、同日に審査
第３４回：　６月２５日に資料持込み、６月２６日に審査
第３５回：　７月２日に資料持込み、同日に審査
第３６回：　７月９日に資料持込み、同日に審査
第３７回：　７月１７日に資料持込み、同日に審査
第３８回：　７月１９日に資料持込み、同日に審査
第３９回：　７月２３日に資料持込み
第４０回：　８月１日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　(内線 [redacted])
[redacted] (直通)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて（第40回）

内調職員107（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月31日 18:49
宛先: [redacted]
添付ファイル: 法務省.zip (735 KB)

法務省　刑事局公安課　櫻谷様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第４０回）を、８月１日（水）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

最近の法制局とのやりとりとしては、
（第１回：　平成２３年９月１５日に資料持込み、９月２０日に審査）
～
第３０回：　平成２４年５月２８日に資料持込み、同日に審査
第３１回：　６月４日に資料持込み、同日に審査
第３２回：　６月１１日に資料持込み、同日に審査
第３３回：　６月１８日に資料持込み、同日に審査
第３４回：　６月２５日に資料持込み、６月２６日に審査
第３５回：　７月２日に資料持込み、同日に審査
第３６回：　７月９日に資料持込み、同日に審査
第３７回：　７月１７日に資料持込み、同日に審査
第３８回：　７月１９日に資料持込み、同日に審査
第３９回：　７月２３日に資料持込み
第４０回：　８月１日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　（内線[redacted]）
[redacted]（直通）
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて（第40回）

内調職員107（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月31日 18:50
宛先: [redacted]
添付ファイル: 外務省.zip (735 KB)

外務省　大臣官房総務課 [redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第４０回）を、８月１日（水）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

最近の法制局とのやりとりとしては、
（第１回：　平成２３年９月１５日に資料持込み、９月２０日に審査）
～
第３０回：　平成２４年５月２８日に資料持込み、同日に審査
第３１回：　６月４日に資料持込み、同日に審査
第３２回：　６月１１日に資料持込み、同日に審査
第３３回：　６月１８日に資料持込み、同日に審査
第３４回：　６月２５日に資料持込み、６月２６日に審査
第３５回：　７月２日に資料持込み、同日に審査
第３６回：　７月９日に資料持込み、同日に審査
第３７回：　７月１７日に資料持込み、同日に審査
第３８回：　７月１９日に資料持込み、同日に審査
第３９回：　７月２３日に資料持込み
第４０回：　８月１日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　（内線[redacted]）
[redacted]（直通）
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて（第40回）

内調職員107（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月31日 18:51
宛先: [redacted]
添付ファイル: 防衛省.zip (735 KB)

防衛省　防衛政策局調査課 [redacted]様、[redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第４０回）を、８月１日（水）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

最近の法制局とのやりとりとしては、
（第１回：　平成２３年９月１５日に資料持込み、９月２０日に審査）
～
第３０回：　平成２４年５月２８日に資料持込み、同日に審査
第３１回：　６月４日に資料持込み、同日に審査
第３２回：　６月１１日に資料持込み、同日に審査
第３３回：　６月１８日に資料持込み、同日に審査
第３４回：　６月２５日に資料持込み、６月２６日に審査
第３５回：　７月２日に資料持込み、同日に審査
第３６回：　７月９日に資料持込み、同日に審査
第３７回：　７月１７日に資料持込み、同日に審査
第３８回：　７月１９日に資料持込み、同日に審査
第３９回：　７月２３日に資料持込み
第４０回：　８月１日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111（内線[redacted]）
[redacted]（直通）
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて（第40回）

内調職員107（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月31日 18:52
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経済産業省.zip (735 KB)

経済産業省　大臣官房情報システム厚生課　林様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第４０回）を、８月１日（水）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

最近の法制局とのやりとりとしては、
（第１回：　平成２３年９月１５日に資料持込み、９月２０日に審査）
～
第３０回：　平成２４年５月２８日に資料持込み、同日に審査
第３１回：　６月４日に資料持込み、同日に審査
第３２回：　６月１１日に資料持込み、同日に審査
第３３回：　６月１８日に資料持込み、同日に審査
第３４回：　６月２５日に資料持込み、６月２６日に審査
第３５回：　７月２日に資料持込み、同日に審査
第３６回：　７月９日に資料持込み、同日に審査
第３７回：　７月１７日に資料持込み、同日に審査
第３８回：　７月１９日に資料持込み、同日に審査
第３９回：　７月２３日に資料持込み
第４０回：　８月１日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　（内線[redacted]）
[redacted]（直通）
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第40回)

内調職員107(内閣情報調査室)
送信日時: 2012年7月31日 18:53
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経済産業省.zip (735 KB)

経済産業省　経済産業政策局知的財産政策室　根橋様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第４０回）を、８月１日（水）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

最近の法制局とのやりとりとしては、
（第１回：　平成２３年９月１５日に資料持込み、９月２０日に審査）
～
第３０回：　平成２４年５月２８日に資料持込み、同日に審査
第３１回：　６月４日に資料持込み、同日に審査
第３２回：　６月１１日に資料持込み、同日に審査
第３３回：　６月１８日に資料持込み、同日に審査
第３４回：　６月２５日に資料持込み、６月２６日に審査
第３５回：　７月２日に資料持込み、同日に審査
第３６回：　７月９日に資料持込み、同日に審査
第３７回：　７月１７日に資料持込み、同日に審査
第３８回：　７月１９日に資料持込み、同日に審査
第３９回：　７月２３日に資料持込み
第４０回：　８月１日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　(内線[redacted])
[redacted] (直通)
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて（第40回）

内調職員107（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年7月31日 18:59

宛先: [redacted]

添付ファイル: 01 条文案.jtd (73 KB) ; 02 理由案.jtd (31 KB) ; 03 読替表（法律案）.jtd (185 KB) ; 04 三段表.jtd (378 KB) ; 05 逐条解説案（複数シートあり）.jtd (374 KB) ; 06－1 主要論点集案（複数シートあり）.jtd (145 KB) ; 06－2 (5頁)【別紙1】主要情報漏えい事件等.xls (28 KB) ; 06－3 (6頁)【別紙2】標的型サイバー攻撃.jtd (54 KB) ; 06－4 (7頁)【別紙3】取扱業務者と業務知得者.jtd (51 KB) ; 06－5 (11頁)【別紙】立法・司法府の守秘義務.xls (25 KB) ; 06－6 (21～24頁)国家公務員等の守秘義務.xls (51 KB) ; 06－7 (25頁)諸外国の秘密保全制度の適性評価.jtd (302 KB) ; 06－8 (27頁)諸外国の秘密保全制度の罰則.jtd (78 KB) ; 07 用例集案.jtd (778 KB) ; 08 参照条文集案（複数シートあり）.jtd (204 KB) ; 09 本法案と秘密保全に関する現行法との対照表.jtd (183 KB) ; 10 法律概要（三枚）.jtd (45 KB) ; 11－1 法案概要等（本体）.jtd (119 KB) ; 11－2 法案概要等（別表）.jtd (84 KB) ; 12 新旧対照条文（国公法整備法による改正関係）.jtd (27 KB) ; 13－1 日弁連等の指摘事項等.jtd (41 KB) ; 13－2 日本新聞協会決議（下線部つき）.pdf (103 KB) ; 持込資料リスト.jtd (25 KB)

海上保安庁　総務部政務課　坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第４０回）を、８月１日（水）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

最近の法制局とのやりとりとしては、
（第１回：　平成２３年９月１５日に資料持込み、９月２０日に審査）
～
第３０回：　平成２４年５月２８日に資料持込み、同日に審査
第３１回：　６月４日に資料持込み、同日に審査
第３２回：　６月１１日に資料持込み、同日に審査
第３３回：　６月１８日に資料持込み、同日に審査
第３４回：　６月２５日に資料持込み、６月２６日に審査
第３５回：　７月２日に資料持込み、同日に審査
第３６回：　７月９日に資料持込み、同日に審査
第３７回：　７月１７日に資料持込み、同日に審査
第３８回：　７月１９日に資料持込み、同日に審査
第３９回：　７月２３日に資料持込み
第４０回：　８月１日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
（条文案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
Tel　03-5253-2111　（内線 [redacted]）
[redacted]（直通）
Fax　03-3592-2307
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

秘密保全法制　法制局持込み資料

平成２４年８月１日

○　条文案
○　理由案
○　読替表（法律案）
○　三段表
○　逐条解説案
○　主要論点集案
○　用例集案
○　参照条文集案
○　特別秘密の保護に関する法律案と秘密保全に関する現行法との対照表
○　法案概要（三枚）
○　法案概要等
○　新旧対照条文（国家公務員法整備法による本法の改正関係）
○　日弁連等の指摘事項と本法における対応

特別秘密の保護に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特別秘密の指定等（第三条・第四条）
第三章　特別秘密の取扱い（第五条・第六条）
第四章　適性評価等（第七条―第十三条）
第五章　雑則（第十四条―第十六条）
第六章　罰則（第十七条―第二十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の確保に係る情報の果たすべき役割がより重要になるとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が増大している中

で、政府が国及び国民の安全の確保に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し必要な事項を定めることによりその漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）

三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六　会計検査院

2　この法律において「我が国の安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

一　我が国の安全保障

二　国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。次項第二号及び別表第二号ロにおいて同じ。）との間で生じている問題の解決

3　この法律において「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一　政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

二　外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの

イ　国及び国民の安全の確保のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ　大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

4　この法律において「テロリズム等緊急事態」とは、次に掲げるものをいう。

一　テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であって、前項第一号に規定する行為が発生した事態その他これに類するものをいう。別表第三号イにおいて同じ。）による被害の発生又は拡大の防止

二　特定有害活動の抑止

第二章　特別秘密の指定等

（特別秘密の指定）

第三条　行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であって、公になっていな

いもののうち、当該各号に定めるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

一　別表第一号に該当する事項　その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

二　別表第二号に該当する事項　その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

三　別表第三号に該当する事項　その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

2　前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二　前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3　行政機関の長は、当該行政機関と他の行政機関との共有に係る事項（次項及び次条第四項において「共有事項」という。）について指定をしようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（次項において「特定行政機関」という。）の長に協議しなければならない。

4　行政機関の長は、前項の規定による協議を経て当該共有事項について指定をしたときは、直ちにその旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

5　警察庁長官は、警察庁と都道府県警察との共有に係る事項（以下この項において「警察共有事項」という。）について指定をしたとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

（指定の有効期間及び解除）

第四条　行政機関の長は、指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内にお

いてその有効期間を定めるものとする。

2　行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした事項が前条第一項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。

3　行政機関の長は、指定をした事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除しなければならない。

4　行政機関の長は、他の行政機関の長が指定をした共有事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったと思料するときは、速やかにその旨を当該他の行政機関の長に通知するものとする。

第三章　特別秘密の取扱い

（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

第五条　行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

2　警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

3　行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。以下同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

（特別秘密の取扱者等）

第六条　行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一　当該行政機関の職員であって、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの　当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二　当該行政機関の職員であって、第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの　当該

行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　当該行政機関の長が特別秘密を取り扱う場合

二　次に掲げる職を占める者が特別秘密を取り扱う場合

イ　国務大臣（前号に掲げる者を除く。）

ロ　内閣官房副長官

ハ　副大臣

ニ　大臣政務官

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第一項の評価の対象とすることが適当でない職として政令で定める職

三　特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなる

ものに従事する行政機関の職員であって、当該行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員について確認措置（次条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。以下同じ。）を講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

四　法令の規定により他の行政機関の職員をもって充てることとされている当該行政機関の職員であって、前項及びこの項（この号を除く。）の規定により当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うことができるものが特別秘密を取り扱う場合

3　第一項及び前項（第二号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用する。この場合において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、第一項各号並びに前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、それぞれ読み替えるものとする。

4　行政機関の長は、前条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものが特別秘密を取り扱うべき旨の条件を付するものとする。

一　当該契約業者の役職員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）であって、その者についての第十条において準用する次条第一項の評価で直近に実施されたものにより適性を有すると認められたもの　当該行政機関の長が当該契約業者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二　当該契約業者の役職員等であって、第十条において準用する第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの　当該行政機関の長が当該契約業者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長が当該契約業者に対し第十条において準用する次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

第四章　適性評価等

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの

三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一　特定有害活動との関係に関する事項
二　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
三　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
四　薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
五　精神疾患に関する事項
六　飲酒についての節度に関する事項
七　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。

一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨

二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照

会して報告を求めることがある旨

三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その

者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

（都道府県警察の職員に係る適性評価）

第九条　前二条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、これらの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、前条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「次条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、それぞれ読み替えるものとする。

（契約業者の役職員等に係る適性評価）

第十条　第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」と、第七条第八項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第四項第一号」と、第八条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第十条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、それぞれ読み替えるものとする。

（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）

第十一条　行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第十二条　行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2　契約業者は、その使用し、又は使用していた者が適性評価の実施について第十条において準用する第七条第四項の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（確認措置の実施についての準用）

第十三条　第十一条及び前条第一項の規定は、確認措置の実施について準用する。この場合において、第十

一条中「適性評価の実施以外の目的」とあるのは「適性評価又は確認措置の実施以外の目的」と、「適性評価の実施に当たって」とあるのは「確認措置の実施に当たって」と、前条第一項中「行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたこと」とあるのは「行政機関等の職員が確認措置の実施について第六条第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による同意をしなかったこと又は同号の規定による質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかったこと」と、それぞれ読み替えるものとする。

第五章　雑則

（その他の保護措置）

第十四条　行政機関の長及び警察本部長は、第三条、第四条及び第六条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第十五条　この法律に定めるもののほか、第七条第四項の規定による告知の方法その他この法律の実施のた

め必要な事項は、政令で定める。

（この法律の解釈適用）

第十六条　この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない。

第六章　罰則

第十七条　特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2　前項の場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3　前二項の罪の未遂は、罰する。

4　過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5　過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十八条　次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

一　人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為

二　財物の窃取

三　施設への侵入

四　施設若しくは設備を損壊し、又はその錠を特別秘密を保有する行政機関、都道府県警察若しくは契約業者（次号及び第八号において「保有者」という。）の同意なくはずす行為

五　映像若しくは音声を送信する機能又は録画若しくは録音の機能を有する機器を保有者の同意なく施設に設置する行為

六　施設又は施設の区画された部分に係る振動を当該施設又は当該部分の外部から検知し、及び分析することにより、これらの内部の音声に係る情報を取得する行為

七　有線電気通信を傍受する行為又は暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為

八　不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）、正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第百六十八条の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の保有者の電子計算機による管理を害する行為

2　前項の罪の未遂は、罰する。

3　前二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

第十九条　第十七条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2　第十七条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第二十条　第十七条第三項若しくは第十八条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十七条第一項、第二項若しくは第十八条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

第二十一条　第十七条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2　第十八条及び第十九条の罪は、刑法第二条の例に従う。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

二　附則第六条の規定　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（自衛隊法の一部改正）

第二条　自衛隊法の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）」を「自衛隊の権限（第八十七条―第九十六条）」に、「第百二十六条」を「第百二十五条」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章　自衛隊の権限

第九十六条の二を削る。

第百二十二条を削り、第百二十三条を第百二十二条とし、第百二十四条から第百二十六条までを一条ずつ繰り上げる。

別表第四を削る。

（防衛秘密に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法（次条において「旧自衛隊法」という。）第九十六条の二第一項の規定により防衛秘密として指定されている事項は、施行日において第三条第一項の規定により防衛大臣が同項第一号に係る特別秘密として指定した事項とみなす。この場合において、防衛大臣は、施行日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第四条　施行日前にした行為及び旧自衛隊法の規定により防衛秘密を取り扱うことを業務としていた者であ

って施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなったものがその業務により知得した防衛秘密に関し、施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第六条　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十四条の見出しを「（個人情報の保護に関する法律等の一部改正）」に改め、同条に次の一号を加える。

三　特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第二条第一項第一号

（内閣法の一部改正）

第七条　内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「助け、」の下に「第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特別秘

密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第三条第一項に規定する特別秘密の保護に関するもの及び」を加える。

（調整規定）

第八条　施行日が国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）の施行の日後である場合には、前条中「第十八条第二項」とあるのは「第十九条第二項」とする。

別表（第三条関係）

一　防衛に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

ロ　防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ　防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

ホ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量

ヘ　防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

ト　防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

チ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

リ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法

ヌ　防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

二　外交に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　我が国の安全保障等に係る重要施策の方針

ロ　我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容

ハ　外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報

ニ　ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ　外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

三　公共の安全と秩序の維持に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究

ロ　公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報

ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ　公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

理　由

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する一定の事項のうち特に秘匿することが必要なものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えいに対する罰則等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

読替表（法律案）

○都道府県警察における特別秘密の取扱者等（第六条第三項関係）

行政機関（読替え前）	都道府県警察（読替え後）
（特別秘密の取扱者等） 第六条　行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものとする。 一　当該行政機関の職員であって、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの　当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。 二　当該行政機関の職員であって、第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの　当該行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行	（特別秘密の取扱者等） 第六条　（略） 2　（略） 3　第一項及び前項（第二号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用する。この場合において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、第一項各号並びに前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、それぞれ読み替えるものとする。 4　（略） **【以下第六条第一項並びに第二項第一号及び第三号の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （特別秘密の取扱者等） 第六条　都道府県警察において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものとする。 一　当該都道府県警察の職員であって、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの　当該警察本部長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。 二　当該都道府県警察の職員であって、第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの　当該警察本部長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該

政機関の長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　当該行政機関の長が特別秘密を取り扱う場合

二　（略）

三　特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であって、当該行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員について確認措置（次条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。以下同じ。）を講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

四　（略）

3・4　（略）

警察本部長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　当該警察本部長が特別秘密を取り扱う場合

三　特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する都道府県警察の職員であって、当該警察本部長が当該職員の同意を得た上で当該職員について確認措置（次条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。以下同じ。）を講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

○都道府県警察の職員に係る適性評価（第九条関係）

行政機関（読替え前）	都道府県警察（読替え後）
（行政機関の職員に係る適性評価） 第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。 一　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者 二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの 三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの 2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。 一　特定有害活動との関係に関する事項	（都道府県警察の職員に係る適性評価） 第九条　前二条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、これらの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、前条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「次条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、それぞれ読み替えるものとする。 **【以下第七条及び第八条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （行政機関の職員に係る適性評価） 第七条　警察本部長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。 一　当該都道府県警察の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者 二　当該警察本部長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの 三　当該警察本部長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該警察本部長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの 2　警察本部長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。 一　特定有害活動との関係に関する事項

二　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
三　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
四　薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
五　精神疾患に関する事項
六　飲酒についての節度に関する事項
七　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。
一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨
三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該

二　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
三　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
四　薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
五　精神疾患に関する事項
六　飲酒についての節度に関する事項
七　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3　警察本部長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　警察本部長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。
一　警察本部長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
二　警察本部長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨
三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　警察本部長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、警察本部長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理

理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　警察本部長は、適性評価を実施中の評価対象者（次条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　警察本部長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

○契約業者の役職員等に係る適性評価（第十条関係）

行政機関（読替え前）	契約業者（読替え後）
（行政機関の職員に係る適性評価） 第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。 一　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者 二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの 三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの 2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施する	（契約業者の役職員等に係る適性評価） 第十条　第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」と、第七条第八項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第四項第一号」と、第八条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第十条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、それぞれ読み替えるものとする。 **【以下第七条及び第八条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （行政機関の職員に係る適性評価） 第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。 一　契約業者の役職員等として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者 二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの 三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの 2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施する

ものとする。

一　特定有害活動との関係に関する事項

二　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

三　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

四　薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）

五　精神疾患に関する事項

六　飲酒についての節度に関する事項

七　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。

一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨

二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨

三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を

ものとする。

一　特定有害活動との関係に関する事項

二　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

三　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

四　薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）

五　精神疾患に関する事項

六　飲酒についての節度に関する事項

七　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。

一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨

二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨

三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を契約業者及び評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を

通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第四項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（第十条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を契約業者及び評価対象者に対し通知するものとする。

○確認措置の実施に関して取得する個人情報の利用及び提供の制限並びに不利益取扱いの禁止（第十三条関係）

適性評価（読替え前）	確認措置（読替え後）
	（確認措置の実施についての準用） 第十三条　第十一条及び前条第一項の規定は、確認措置の実施について準用する。この場合において、第十一条中「適性評価の実施以外の目的」とあるのは「適性評価又は確認措置の実施以外の目的」と、「適性評価の実施に当たって」とあるのは「確認措置の実施に当たって」と、前条第一項中「行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたこと」とあるのは「行政機関等の職員が確認措置の実施について第六条第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による同意をしなかったこと又は同号の規定による質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかったこと」と、それぞれ読み替えるものとする。 **【以下第十一条及び第十二条第一項の準用部分（傍線部分が読替え部分）】**
（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限） 第十一条　行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 （不利益取扱いの禁止） 第十二条　行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと又は適性評価に	（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限） 第十一条　行政機関の長及び警察本部長は、適性評価又は確認措置の実施以外の目的のために、確認措置の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 （不利益取扱いの禁止） 第十二条　行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が確認措置の実施について第六条第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による

より適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2　（略）

同意をしなかったこと又は同号の規定による質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかったことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

○三段表

法律（案）	政令（素案）	自衛隊法施行令
第一章　総則 （目的） 第一条　この法律は、国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の確保に係る情報の果たすべき役割がより重要になるとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が増大している中で、政府が国及び国民の安全の確保に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し必要な事項を定めることによりその漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。	政令第　　号 内閣は、特別秘密の保護に関する法律施行令（平成二十四年法律第　　号）第二条第一項第五号、第三条第一項並びに第二項第一号及び第二号、第四条第二項及び第三項、第五条第一項及び第三項、第六条第二項第二号ホ、第七条第三項、第十四条、第十五条並びに附則第五条の規定に基づき、この政令を制定する。	

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）

三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六　会計検査院

2　この法律において「我が国の安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

一　我が国の安全保障

二　国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国（本邦の域外

（定義）

第一条　この政令において「行政機関」、「行政機関の長」、「指定」、「特定行政機関」、「警察本部長」、「契約業者」、「確認措置」、「役職員等」、「適性評価」、「評価対象者」又は「行政機関等の職員」とは、それぞれ特別秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項、第三条第一項、第二項、第三項若しくは第五項、第五条第三項、第六条第二項第三号若しくは第四項、第七条第二項若しくは第五項又は第十二条第一項に規定する行政機関、行政機関の長、指定、特定行政機関、警察本部長、契約業者、確認措置、役職員等、適性評価、評価対象者又は行政機関等の職員をいう。

（法第二条第一項第五号の政令で定める機関）

第二条　法第二条第一項第五号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。

にある国又は地域をいう。次項第二号及び別表第二号ロにおいて同じ。）との間で生じている問題の解決

3　この法律において「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一　政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

二　外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの

イ　国及び国民の安全の確保のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ　大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

4　この法律において「テロリズム防止等」とは、次に掲げるものをいう。

一　テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であって、前項第一号に規定する行為が発生した事態その他これに類するものをいう。別表第三号イにおいて同じ。）による被害の発生又は拡大の防止

二　特定有害活動の抑止

第二章　特別秘密の指定等

（特別秘密の指定）

（法第三条第一項の政令で定める者）

第三条　行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であって、公になっていないもののうち、当該各号に定めるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

一　別表第一号に該当する事項　その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

二　別表第二号に該当する事項　その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

三　別表第三号に該当する事項　その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

2　前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二　前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において

第三条　法第三条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　最高検察庁にあっては、検事総長

二　高等検察庁にあっては、その庁の検事長

三　地方検察庁にあっては、その庁の検事正

四　区検察庁にあっては、その庁の対応する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正

（標記の方法）

第四条　法第三条第二項第一号の標記は、別表に掲げる様式に従い、同条第一項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件の見やすい箇所に、印刷、押印又は刻印その他これらに準ずる確実な方法により付さなければならない。この場合において、当該文書、図画又は物件のうち同項に規定する事項を記

（標記の方法）

第百十三条の二　法第九十六条の二第二項第一号の規定による標記は、別表第十一に掲げる様式に従い、同条第一項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件の見やすい箇所に、印刷、押印又は刻印その他これらに準ずる確実な方法により付さなければならない。この場合において、当該文書、図画又は

、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該標記は、当該部分に付さなければならない。

（通知の方法）

第五条　法第三条第二項第二号の規定による通知は、同条第一項に規定する事項を特定して記載した書面により行わなければならない。

（特別秘密管理者）

第六条　行政機関の長又は警察本部長は、その職員のうちから、当該行政機関又は都道府県警察における特別秘密の取扱いを管理する者（以下「特別秘密管理者」という。）を指名するものとする。

（特別秘密の指定に伴う措置）

第七条　行政機関の長は、指定をしたときは、当該指定に関する記録を作成するとともに、当該指定をした事項及びその有効期間を当該事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

（特別秘密の表示）

第八条　特別秘密管理者は、指定がされたときは、当該指定をされた事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件（第四条の規定により標記が付されたものを除く。）に、同条の規定の例により、特別秘密の表示を付す措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、この限りでない。

物件のうち同項に規定する事項を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該標記は、当該部分に付さなければならない。

（通知の方法）

第百十三条の三　法第九十六条の二第二項第二号の規定による通知は、同条第一項に規定する事項を特定して記載した書面により行わなければならない。

（防衛秘密管理者）

第百十三条の六　防衛大臣は、防衛省の職員のうちから、防衛秘密の取扱いの業務を管理する者（以下この節において「防衛秘密管理者」という。）を指名するものとする。

（防衛秘密の指定に伴う措置）

第百十三条の七　防衛大臣は、法第九十六条の二第一項に規定する事項を防衛秘密として指定したときは、指定に関する記録を作成するとともに、防衛秘密として指定した事項を当該事項に係る防衛秘密管理者に通報するものとする。

（防衛秘密の表示）

第百十三条の八　防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定された場合において、第百十三条の二の規定により標記が付されたもの以外に当該防衛秘密として指定された事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件があるときは、当該文書、図画又は物件に、同条の規定の例により、防衛秘密の表示をする措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、この限りでない。

3　行政機関の長は、当該行政機関と他の行政機関との共有に係る事項（次項及び次条第四項において「共有事項」という。）について指定をしようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（次項において「特定行政機関」という。）の長に協議しなければならない。

4　行政機関の長は、前項の規定による協議を経て当該共有事項について指定をしたときは、直ちにその旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

（特別秘密の周知）

第九条　特別秘密管理者は、指定がされたときは、当該指定をされた事項の取扱いに従事する職員にその旨を周知させなければならない。

（職員の範囲の指定）

第十条　特別秘密の取扱いに従事する職員の範囲は、特別秘密管理者が定める。

（指定の調整等）

第十一条　法第三条第三項の規定による協議は、指定をしようとする事項が同条第一項に規定する要件を満たすか否か及び次に掲げる事項について行うものとする。

一　指定の有効期間

二　特定行政機関の長が自ら指定をすべき旨を申し出た場合には、指定をすべき行政機関の長

三　指定の時期

四　指定をしようとする事項の保護上必要な措置に関すること。

第十二条　行政機関の長は、法第三条第四項の規定による通知をするときは、併せて当該指定の有効期間を通知しなければならない。

2　第七条の規定は、特定行政機関の長が法第三条第四項の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、「行政機関」とあるのは「特定行政機関」と、「指定をしたとき」とあるのは「法第三条第四項の規定による通知を受けたとき」と、「指定に関する」とあるのは「通知

（防衛秘密の周知）

第百十三条の九　防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定されたときは、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員にその旨を周知させなければならない。

（職員の範囲の指定）

第百十三条の十　防衛秘密の取扱いの業務に従事する防衛省の職員の範囲は、防衛秘密管理者が定める。

5　警察庁長官は、警察庁と都道府県警察との共有に係る事項（以下この項において「警察共有事項」という。）について指定をしたとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

（指定の有効期間及び解除）

第四条　行政機関の長は、指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2　行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした事項が前条第一項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。

に関する」と、「指定をした事項」とあるのは「指定をされた事項」とそれぞれ読み替えるものとする。

第十三条　警察庁長官は、法第三条第五項の規定による通知をするときは、併せて当該指定の有効期間を通知しなければならない。

2　第七条の規定は、警察本部長が法第三条第五項の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、「指定をしたとき」とあるのは「法第三条第五項の規定による通知を受けたとき」と、「指定に関する」とあるのは「通知に関する」と、「指定をした事項」とあるのは「指定をされた事項」と、「当該行政機関」とあるのは「当該都道府県警察」とそれぞれ読み替えるものとする。

（指定の有効期間の延長の方法）

第十四条　法第四条第二項の規定による指定の有効期間の延長は、当該指定をした事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に当該指定の有効期間を延長した旨及び延長後の有効期間を書面により通知することにより行うものとする。

（指定の有効期間の満了に伴う措置）

第十五条　行政機関の長は、指定をした事項

に係る有効期間が満了したときは、その旨を当該事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

2　特別秘密管理者は、指定の有効期間が満了したときは、直ちに、当該指定の有効期間が満了した事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第四条の標記及び第八条の表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いに従事する職員及び契約業者に当該指定の有効期間が満了した旨を周知させなければならない。

（指定の有効期間の延長の調整等）

第十六条　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る特別秘密（以下この条及び第十九条において「共有秘密」という。）について指定の有効期間が満了するときは、あらかじめ、当該指定をした事項が法第三条第一項に規定する要件を満たすか否かについて、当該他の行政機関（以下「共有行政機関」という。）の長の意見を聴かなければならない。

2　行政機関の長は、前項の規定により意見を聴いた上で当該共有秘密について指定の有効期間を延長したときは、直ちにその旨及び延長後の有効期間を共有行政機関の長に通知しなければならない。

3　警察庁長官は、都道府県警察との共有に係る特別秘密（以下この条及び第十九条において「警察共有秘密」という。）について指定の有効期間を延長したときはその旨及び延長後の有効期間を、他の行政機関の長から警察共有秘密に係る前項の規定による通知を受けたときはその旨を、それぞれ直ちに当該都道府県警察の警察本部長に通

3　行政機関の長は、指定をした事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除しなければならない。

知しなければならない。

4　共有行政機関の長は、第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該共有秘密に係る当該共有行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

5　警察本部長は、第三項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該警察共有秘密に係る当該都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

第十七条　行政機関の長は、共有秘密に係る指定の有効期間が満了したときは、直ちにその旨を共有行政機関の長に通知しなければならない。

2　警察庁長官は、警察共有秘密に係る指定の有効期間が満了したときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警察本部長に通知しなければならない。

3　共有行政機関の長は、第一項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該共有秘密に係る当該共有行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

4　警察本部長は、第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該警察共有秘密に係る当該都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

（指定の解除の方法等）

第十八条　法第四条第三項の規定による指定の解除は、当該指定をした事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に当該指定を解除する旨を書面により通知することにより行うものとする。

2　特別秘密管理者は、指定が解除されたと

（防衛秘密が要件を欠くに至つた場合の措置）

第百十三条の十二　防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第九十六条の二第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を通報するものとする。

2　前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、

4　行政機関の長は、他の行政機関の長が指

きは、直ちに、当該指定を解除された事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第四条の標記及び第八条の表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いに従事する職員及び契約業者に当該指定が解除された旨を周知させなければならない。

（指定の解除の調整等）

第十九条　行政機関の長は、共有秘密について指定を解除しようとするときは、あらかじめ、共有行政機関の長の意見を聴かなければならない。

2　行政機関の長は、前項の規定により意見を聴いた上で当該共有秘密について指定を解除したときは、直ちにその旨を共有行政機関の長に通知しなければならない。

3　警察庁長官は、警察共有秘密について指定を解除したとき、又は他の行政機関の長から警察共有秘密に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該警察本部長に通知しなければならない。

4　共有行政機関の長は、第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該共有秘密に係る当該共有行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

5　警察本部長は、第三項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該警察共有秘密に係る当該都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

（法第四条第四項の通知を受けた場合の措

直ちに、当該通報に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第百十三条の二の規定による標記及び第百十三条の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を周知させなければならない。

定をした共有事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったと思料するときは、速やかにその旨を当該他の行政機関の長に通知するものとする。

第三章　特別秘密の取扱い

（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

第五条　行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

置）

第二十条　法第四条第四項の規定による通知を受けた行政機関の長は、当該通知に係る事項がなお法第三条第一項に規定する要件を満たすと思料するときは、その旨を当該通知をした行政機関の長に通知しなければならない。

（他の行政機関における特別秘密の取扱いの業務）

第二十一条　行政機関の長は、他の行政機関の職員のうち法別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、当該他の行政機関の長と協議するものとする。

一　特別秘密の取扱いに従事する職員の範囲の指定に関すること。

二　当該他の行政機関以外の者への特別秘密の提供の制限に関すること。

三　特別秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

（他の行政機関における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三条の四　防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、当該行政機関の長と協議するものとする。

一　防衛秘密の取扱いの業務を管理する者の指名に関すること。

二　防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲の指定に関すること。

三　防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手続に関すること。

四　防衛秘密の伝達（文書、図画又は物件の交付以外の方法によるものに限る。以下この節において同じ。）の手続に関すること。

五　防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること。

六　当該行政機関以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。

七　防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

2　警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

3　行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。以下同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

四　前各号に掲げるもののほか、特別秘密の保護上必要な措置に関すること。

（契約業者における特別秘密の取扱いの業務）

第二十二条　契約業者は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

一　特別秘密の保護上必要な措置に関し役職員等が遵守すべき規則を定めていること。

二　特別秘密の取扱いの業務を管理する者を選任していること。

三　特別秘密の取扱いの業務に従事する役職員等に特別秘密の保護上必要な措置に関する教育を行っていること。

四　特別秘密に係る文書、図画又は物件を保管するための施設設備その他特別秘密の保護上必要な施設設備を設置していること。

2　契約業者との契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　特別秘密の取扱いの業務に従事する役職員等の範囲の指定に関すること。

二　特別秘密に係る文書、図画又は物件の

八　前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関すること。

（契約業者における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三条の五　防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者（次項及び第百十三条の十一において「契約業者」という。）は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

一　防衛秘密の保護上必要な措置に関し役員及び職員が遵守すべき規則を定めていること。

二　防衛秘密の取扱いの業務を管理する者を選任していること。

三　防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員に防衛秘密の保護上必要な措置に関する教育を行っていること。

四　防衛秘密に係る文書、図画又は物件を保管するための施設設備その他防衛秘密の保護上必要な施設設備を設置していること。

2　契約業者との契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員の範囲の指定に関すること。

二　防衛秘密に係る文書、図画又は物件の

作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手続に関すること。

三　特別秘密の伝達（文書、図画又は物件の交付以外の方法によるものに限る。次条及び第三十三条において同じ。）の手続に関すること。

四　特別秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること

五　当該契約業者以外の者への特別秘密の提供の制限に関すること。

六　特別秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、特別秘密の保護上必要な措置に関すること。

（他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務に伴う措置）

第二十三条　行政機関の長は、他の行政機関の職員のうち法別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者又は契約業者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせるときは、当該行政機関の特別秘密管理者に特別秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付させ、又は特別秘密の伝達をさせるものとする。

2　前項の規定による交付又は伝達は、指定をされた事項を特定して行うものとする。

（他の行政機関から特別秘密の提供を受けた場合の措置）

第二十四条　行政機関の長又は警察本部長は、他の行政機関から特別秘密の提供を受けたときは、当該提供に関する記録を作成するとともに、当該特別秘密及びその有効期間を当該特別秘密に係る当該行政機関又は都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手続に関すること。

三　防衛秘密の伝達の手続に関すること。

四　防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること。

五　当該契約業者以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。

六　防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関すること。

（他の行政機関等における防衛秘密の取扱いの業務に伴う措置）

第百十三条の十一　防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、防衛秘密管理者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付させ、又は防衛秘密を伝達させるものとする。

2　前項の交付又は伝達は、防衛秘密として指定された事項を特定して行うものとする。

（特別秘密の取扱者等）

第六条　行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一　当該行政機関の職員であって、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの　当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二　当該行政機関の職員であって、第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの　当該行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長がその者に

2　第八条及び第九条の規定は、他の行政機関から特別秘密の提供を受けた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「指定がされたとき」とあるのは「他の行政機関から特別秘密の提供を受けたとき」と、「指定をされた事項」とあるのは「特別秘密」と、第八条中「当該事項」とあるのは「当該特別秘密」と、「化体する物件（第四条の規定により標記が付されたものを除く。）に、同条」とあるのは「化体する物件（第四条又は第八条の規定により標記又は表示が付されたものを除く。）に、第四条」とそれぞれ読み替えるものとする。

対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　当該行政機関の長が特別秘密を取り扱う場合

二　次に掲げる職を占める者が特別秘密を取り扱う場合

イ　国務大臣（前号に掲げる者を除く。）

ロ　内閣官房副長官

ハ　副大臣

ニ　大臣政務官

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第一項の評価の対象とすることが適当でない職として政令で定める職

三　特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であって、当該行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員について確認措置（次条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。以下同じ。）を講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

四　法令の規定により他の行政機関の職員（法第六条第二項第二号ホの政令で定める職）

第二十五条　法第六条第二項第二号ホの政令で定める職は、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職員の職とする。

（確認措置に係る同意の取得の方法）

第二十六条　法第六条第二項第三号の同意の取得は、書面により行うものとする。

（確認措置に係る質問の方法）

第二十七条　法第六条第二項第三号の質問は、質問票に記載させ、及び必要に応じて口頭で質問することにより行うものとする。

（行政機関の職員に係る確認措置の実施に関する規定の準用）

第二十八条　前二条の規定は、法第六条第三項において準用する同条第二項第三号の規定による都道府県警察の職員に係る確認措置について準用する。

をもって充てることとされている当該行政機関の職員であって、前項及びこの項（この号を除く。）の規定により当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うことができるものが特別秘密を取り扱う場合

3　第一項及び前項（第二号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用する。この場合において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、第一項各号並びに前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、それぞれ読み替えるものとする。

4　行政機関の長は、前条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものが特別秘密を取り扱うべき旨の条件を付するものとする。

一　当該契約業者の役職員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）であって、その者についての第十条において準用する次条第一項の評価で直近に実施されたものにより適性を有すると認められたもの　当

該行政機関の長が当該契約業者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二　当該契約業者の役職員等であって、第十条において準用する第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの　当該行政機関の長が当該契約業者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長が当該契約業者に対し第十条において準用する次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

第四章　適性評価等

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの

三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一　特定有害活動との関係に関する事項
二　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
三　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
四　薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
五　精神疾患に関する事項
六　飲酒についての節度に関する事項
七　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

（法第七条第三項の政令で定める事項）

第二十九条　法第七条第三項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　学歴及び職歴に関する事項
二　国外との関連を有する事情に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
三　評価対象者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、家族（評価対象者の父母、子及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母及び子（評価対象者の子を除く。）をいう。以

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。

一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨

二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨

三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、

下この号において同じ。）及び同居人配偶者及び家族を除く。）の氏名、生年月日及び住所並びに国籍に関する事項

（適性評価に係る告知及び同意の取得の方法）

第三十条　法第七条第四項の規定による告知及び同意の取得は、書面により行うものとする。

（適性評価に係る質問の方法）

第三十一条　法第七条第五項の規定による評価対象者に対する質問は、質問票に記載させ、及び必要に応じて口頭で質問することにより行うものとする。

行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

（都道府県警察の職員に係る適性評価）

第九条　前二条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、これらの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、前条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「次条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、それぞれ読み替えるものとする。

（契約業者の役職員等に係る適性評価）

第十条　第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」と、第七条第八項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第四項第一号」と、第八条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第十条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、それぞれ読み替えるものとする。

（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）

第十一条　行政機関の長及び警察本部長は、

（行政機関の職員に係る適性評価の実施等に関する規定の準用）

第三十二条　前三条の規定は、法第九条において準用する法第七条の規定による都道府県警察の職員に係る適性評価及び法第十条において準用する法第七条の規定による契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。

適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第十二条　行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2　契約業者は、その使用し、又は使用していた者が適性評価の実施について第十条において準用する第七条第四項の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（確認措置の実施についての準用）

第十三条　第十一条及び前条第一項の規定は、確認措置の実施について準用する。この場合において、第十一条中「適性評価の実

施以外の目的」とあるのは「適性評価又は確認措置の実施以外の目的」と、「適性評価の実施に当たって」とあるのは「確認措置の実施に当たって」と、前条第一項中「行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたこと」とあるのは「行政機関等の職員が確認措置の実施について第六条第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による同意をしなかったこと又は同号の規定による質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかったこと」と、それぞれ読み替えるものとする。

第五章　雑則

（その他の保護措置）

第十四条　行政機関の長及び警察本部長は、第三条、第四条及び第六条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

（特別秘密の取扱いの管理のための措置）

第三十三条　特別秘密管理者は、第八条及び第九条（これらの規定を第二十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十条、第十五条第二項、第十八条第二項並びに第二十三条に規定するもののほか、行政機関の長又は警察本部長の定めるところにより、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び特別秘密の伝達を適切に管理するための措置を講じなければならない。

（委任規定）

第三十四条　この政令に規定するもののほか、特別秘密の保護上必要な措置に関する細目は、行政機関の長又は警察本部長が定める。

（防衛秘密の取扱いの管理のための措置）

第百十三条の十三　防衛秘密管理者は、第百十三条の八から前条までに規定するもののほか、防衛大臣の定めるところにより、防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び防衛秘密の伝達を適切に管理するための措置を講じなければならない。

（委任規定）

第百十三条の十四　この節に規定するもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関する細目は、防衛大臣が定める。

（政令への委任）

第十五条　この法律に定めるもののほか、第七条第四項の規定による告知の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

（この法律の解釈適用）

第十六条　この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない。

第六章　罰則

第十七条　特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2　前項の場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3　前二項の罪の未遂は、罰する。

4　過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処

る。

する。

5　過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十八条　次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

一　人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為

二　財物の窃取

三　施設への侵入

四　施設又は設備を損壊し、又はその錠を特別秘密を保有する行政機関、都道府県警察若しくは契約業者（次号及び第八号において「保有者」という。）の同意なくはずす行為

五　映像若しくは音声を送信する機能又は録画若しくは録音の機能を有する機器を保有者の同意なく施設に設置する行為

六　施設又は施設の区画された部分に係る振動を当該施設又は当該部分の外部から検知し、及び分析することにより、これらの内部の音声に係る情報を取得する行為

七　有線電気通信を傍受する行為又は暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為

八　不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）、正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四

十五号）第百六十八条の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の保有者の電子計算機による管理を害する行為

2　前項の罪の未遂は、罰する。

3　前二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

第十九条　第十七条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2　第十七条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第二十条　第十七条第三項若しくは第十八条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十七条第一項、第二項若しくは第十八条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

第二十一条　第十七条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2　第十八条及び第十九条の罪は、刑法第二条の例に従う。

附　則

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

二　附則第六条の規定　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（自衛隊法の一部改正）

第二条　自衛隊法の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）」を「自衛隊の権限（第八十七条―第九十六条）」に、「第百二十六条」を「第百二十五条」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章　自衛隊の権限

第九十六条の二を削る。

第百二十二条を削り、第百二十三条を第百二十二条とし、第百二十四条から第百二十六条までを一条ずつ繰り上げる。

別表第四を削る。

（防衛秘密に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法（次条において「旧

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（平成二十五年　月　日）から施行する。ただし、第二十五条から第二十八条までの規定は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（※）法律の施行期日を定める政令を別途定める必要あり。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の行動及び権限等」を「自衛隊の行動及び権限」に改め、「第五節　防衛秘密（第百十三条の二―第百十三条の十四）」を削る。

第六章の章名を次のように改める。

第六章　自衛隊の行動及び権限

第六章第五節を削る。

第百二十条の十五第一項第一号中「別表第十二」を「別表第十一」に改める。

別表第十一を削り、別表第十二を別表第十一とする。

（防衛秘密に関する経過措置）

第三条　法の施行の日（次項及び附則第六条において「施行日」という。）の前日において付されている前条の規定による改正前

（参照条文）日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令

附　則（平成十四年十月十七日政令第三百十一号）

自衛隊法」という。）第九十六条の二第一項の規定により防衛秘密として指定されている事項は、施行日において第三条第一項の規定により防衛大臣が同項第一号に係る特別秘密として指定した事項とみなす。この場合において、防衛大臣は、施行日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

の自衛隊法施行令（次項において「旧自衛隊法施行令」という。）第百十三条の二の標記は、第四条の規定により付された標記とみなす。

2　施行日の前日において付されている旧自衛隊法施行令第百十三条の八の表示は、第八条の規定により表示が付されるまでの間は、同条の規定により付された表示とみなす。

第四条　防衛大臣は、法附則第三条の規定により特別秘密として指定したとみなされた事項について、第七条の規定の例により、記録を作成するとともに、当該事項及びその有効期間を当該事項に係る防衛省の特別秘密管理者に通報するものとする。

第五条　防衛大臣は、法附則第三条の規定により特別秘密として指定したとみなされた事項が他の行政機関との共有に係るものである場合には、当該事項が特別秘密として指定したとみなされた旨を当該他の行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、当該通知は法第三条第四項の規定による通知とみなす。

第六条　施行日の前日において法附則第二条の規定による改正前の自衛隊法第九十六条の二第三項の規定により防衛大臣が他の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に行わせている防衛秘密の取扱いの業務は、第二十一条の規定による協議が調うまでの間は、法第五条第一項の規定により防衛大臣が当該他の行政機関の職員のうち法別表第一号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に行わせている特別秘密の取扱いの業務とみなす。ただし、当該業務を行わせる必要がなくなった場合は、

（施行期日）

1　（略）

（経過措置）

2　この政令の施行前に第二条の規定による改正前の日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（以下「旧令」という。）第二条の規定により行われた秘密区分の指定及び変更は、それぞれ第二条の規定による改正後の日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（以下「新令」という。）第二条の規定により行われた秘密区分の指定及び変更とみなす。

3　旧令第三条の規定による標記は、新令第三条の規定による標記がなされるまでの間は、新令第三条の規定による標記とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条　施行日前にした行為及び旧自衛隊法の規定により防衛秘密を取り扱うことを業務としていた者であって施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなったものがその業務により知得した防衛秘密に関し、施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第六条　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十四条の見出しを「（個人情報の保護に関する法律等の一部改正）」に改め、同条に次の一号を加える。

三　特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第二条第一項第一号

（内閣法の一部改正）

第七条　内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「助け、」の下に「第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特別秘密の保護に関する法律

この限りでない。

（内閣官房組織令の一部改正）

第七条　内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関す

（平成二十四年法律第　　号）第三条第一項に規定する特別秘密の保護に関するもの及び」を加える。

（調整規定）

第八条　施行日が国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）の施行の日後である場合には、前条中「る事務（各行政機関の行う情報の収集及び分析その他の調査であつて内閣の重要政策に係るものの連絡調整に関する事務を含む。）」を「次の事務」に改め、同項に次の各号を加える。

一　内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するもの

二　閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するもの

三　行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するもの

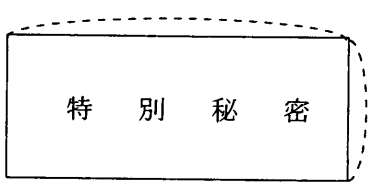
四　前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するもの

五　内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務（各行政機関の行う情報の収集及び分析その他の調査であつて内閣の重要政策に係るものの連絡調整に関する事務を含む。）

第十八条第二項」とあるのは「第十九条第二項」とする。

別表（第四条関係）

二・五センチメートル



備考

一　色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。

二　図に示した大きさにより難い場合には、適宜の大きさとする。

（※）

政令第　　号

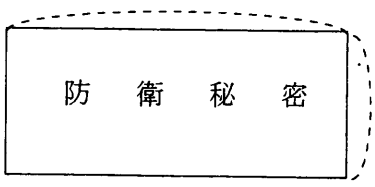
特別秘密の保護に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

特別秘密の保護に関する法律の施行期日は、平成二十五年　月　日とする。

別表第十一（第百十三条の二関係）

二・五センチメートル



備考

一　色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。

二　図に示した大きさにより難い場合には、適宜の大きさとする。

12/07/31内調内検討済み

特別秘密の保護に関する法律

【逐条解説】

（案）

平成24年〇月
内閣官房

12/07/31内調内検討済み

目次

第１章　総則
　第１条（目的）---- 01
　第２条（定義）---- 04

第２章　特別秘密の指定等
　第３条（特別秘密の指定）---- 10
　第４条（指定の有効期間及び解除）---- 16

第３章　特別秘密の取扱い
　第５条（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）---- 19
　第６条（特別秘密の取扱者等）---- 22

第４章　適性評価等
　第７条（行政機関の職員に係る適性評価）---- 27
　第８条（適性評価の実施中に適性を有すると仮に認めることができる場合）---- 38
　第９条（都道府県警察の職員に係る適性評価）---- 40
　第10条（契約業者の役職員等に係る適性評価）---- 41
　第11条（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）---- 42
　第12条（不利益取扱いの禁止）---- 43
　第13条（確認措置の実施についての準用）---- 46

第５章　雑則
　第14条（その他の保護措置）---- 47
　第15条（政令への委任）---- 48
　第16条（この法律の解釈適用）---- 49

第６章　罰則
　第17条（特別秘密の漏えい罪）---- 50
　第18条（特別秘密の取得罪）---- 56
　第19条（共謀・教唆・煽動）---- 63
　第20条（自首減免）---- 66
　第21条（国外犯処罰）---- 67

附則
　第１条（施行期日）---- 68
　第２条（自衛隊法の一部改正）---- 69
　第３条（防衛秘密に関する経過措置）---- 70

第４条（罰則に関する経過措置） ---------- 71
第５条（政令への委任） ---------- 72
第６条（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正） ---------- 73
第７条（内閣法の一部改正） ---------- 74
第８条（調整規定） ---------- 76

別表（第３条関係）
別表 ---------- 77
第１号（防衛に関する事項） ---------- 78
第２号（外交に関する事項） ---------- 87
第３号（公共の安全と秩序の維持に関する事項） ---------- 91

第１条（目的）

１　趣旨

(1)　本条は、本法の達成しようとする目的の理解を容易にし、本法中の各規定の解釈にも役立たせるため、本法の立法目的を明らかにするものである。

(2)　本条において、本法の窮極の目的が「国及び国民の安全」の確保に資することにある旨が明らかにされているが、ここでいう「国」とは、国を構成する国土及び国民に加え、それらにより成り立っている国民生活、国民経済等も含むものであり、「国民」をも含む概念である。この点、現行法上、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）（以下「武力攻撃事態対処法」という。）が国民の安全の確保を重視して「国及び国民の安全の確保に資することを目的とする」（同法第１条）と規定しており（武力攻撃事態対処法立法当時の逐条解説）、本法も国民の安全の確保を重視する観点から、あえて「国民」を明示して規定することとした。

このように、「国及び国民の安全」は「国の安全」と同義であり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（以下「情報公開法」という。）第５条第１項第３号の「国の安全」と同様、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が平和な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう（総務省行政管理局「情報公開法　逐条解説」I-28頁）。

２　内容

(1)　「国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の確保に係る情報の果たすべき役割がより重要になるとともに、高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴いその漏えいの危険性が増大している中で、政府が国及び国民の安全の確保に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であることに鑑み」

本法制定に至る状況認識及び動機を明らかにするものである。具体的には、情報をめぐる現在の状況として

・　「国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の確保に係る情報の果たすべき役割がより重要になる」

・　「高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴いその漏えいの危険性が増大している」

の２点を掲げた上で、そのような状況の中で

・　「政府が国及び国民の安全の確保に関する責務を果たすためには、我が

国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要である」

として、本法制定の動機を明らかにするものである。各要素の具体的内容は以下のとおりである。

ア　「国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の確保に係る情報の果たすべき役割がより重要になる」

我が国を取り巻く国際社会は、東西冷戦期のような二大大国の下での二極化構造から、新興国の台頭による多極化構造へと変容してきており、同時に、複雑で多様な地域紛争、大量破壊兵器の拡散、国際テロ等、我が国の安全を脅かす国際的要素が多様化している。これに伴い、我が国の安全を守るための国際的協力の枠組みもより複雑化している。

このように複雑化する国際情勢の下では、我が国及び日本国民の安全を脅かす国際的要素についての情報を収集・整理・活用するとともに、国及び国民の安全を守るための情報について敵対国等に漏えいすることのないようその秘匿を図りつつ同盟国等と共有するなど、国及び国民の安全の確保に係る情報の利用が重要な意義を持つこととなる。

イ　「高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴いその漏えいの危険性が増大している」

外国情報機関等への情報漏えいの脅威に加え、高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴い、インターネット上への情報漏えいの脅威や標的型サイバー攻撃の脅威といった新たな脅威が発生している。

すなわち、平成22年11月の尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案は、近年のインターネットの普及によりパソコンを操作するだけで公開したい情報を広く発信できるようになった中で情報漏えいの物理的・心理的ハードルが相当程度下がったことを示しており、加えて、ウィキリークスのような内部情報公開サイトがインターネット上への情報漏えいの脅威を増幅している。その上、インターネット上への情報漏えいは、一度に大量の情報が極めて短期間に拡散し、しかも回収することが不可能であることから、漏えい時の被害は極めて甚大であって、対策が急務である。

また、標的型サイバー攻撃は、攻撃対象に気付かれることなく機密情報を窃取し、その後にその痕跡を消去することもある極めて巧妙かつ悪質な行為であり、平成23年８月の三菱重工業に対するコンピュータ・ウイルスを用いた攻撃等、防衛産業や政府機関等に対する標的型サイバー攻撃が多数発覚している現状に鑑みると、その対応は官民挙げての喫緊の課題になっている。

これらの新たな脅威の発生により、国及び国民の安全の確保に係る情報についても漏えいの危険性が増大している。

ウ　「政府が国及び国民の安全の確保に関する責務を果たすためには、我が国

の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要である」

国及び国民の安全の確保に関する責務のうち、その最たるものが外部からの武力攻撃を実力をもって排除する防衛であることは論を待たない。加えて、外部からの武力攻撃を未然に防ぐための外交上の取組も極めて重要である。さらに、9.11同時多発テロで明らかになったように、いわゆるテロリズムも国及び国民の安全を脅かす存在であり、テロリズムを防止するための治安機関の取組もまた重要となっている。

情報の果たすべき役割がより重要になるとともにその漏えいの危険性が増大する中で、政府が防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持といった国及び国民の安全の確保に関する責務を果たすためには、これらに関する情報のうち特に秘匿することが必要であるもの（その具体的意義については第３条第１項の解説を参照。）を政府が確実に利用できるようにする必要がある。そして、そのためには、まずはこのような重要な情報を適確に保護する体制を確立することにより政府部内や同盟国等との間との相互信頼を確保した上で、情報の収集・整理・活用を行うことが重要であると考えられる。

なお、「収集し、整理し、及び活用すること」に「等」を付しているのは、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する重要な情報の中には、自衛隊の運用に関するもの、外交に関する安全保障上の重要施策の方針、テロリズム等発生時の対処計画など、政府が「収集」するのではないものも含まれるところ、このような情報についても、その利用の前提として、適確に保護する体制を確立する必要があると考えられるためである。

(2)　「当該事項の保護に関し必要な事項を定めることにより」

上記(1)の状況認識及び動機を踏まえ、本法の目的を達成するための手段を明らかにするものである。

「保護に関し必要な事項」のうち主要なものとしては、

・　特別秘密の指定（第３条）
・　特別秘密の取扱者に対する適性評価（第６条から第10条まで）
・　特別秘密の漏えい等に係る罰則（第17条から第21条まで）

が挙げられる。

(3)　「その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資すること」

本法の目的を明らかにするものである。

本法は、直接的には「我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるもの」の「漏えいの防止」を目的とするが、上記１(2)のとおり、窮極的には「国及び国民の安全の確保に資すること」を目的とするものである。

第２条（定義）

１　趣旨

本条は、本法において使われる主要な用語について、定義を設けるものである。

２　内容

(1)　「行政機関」（第１項）

ア　本法の適用対象となる国の行政機関の範囲及び単位について、情報公開法第２条第１項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第２条第１項及び公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）（以下「公文書管理法」という。）第２条第１項に規定する「行政機関」と同様に定義するものである。

この点、会計検査院については、内閣から独立した立場にあるものの、国の収入支出の決算の検査を行うに当たり対象機関の保有する特別秘密を取り扱うことが想定されるため、情報公開法等と同じく本法の適用対象とすることとした。また、独立行政法人については、国が自ら主体となって直接に実施する必要のない事務を実施する機関であって、特別秘密を国から独立して保有することが想定されないため、行政機関には含めないこととしたが、契約業者（第５条第３項）として本法の適用対象となり得る。さらに、地方公共団体についても、特別秘密を国から独立して保有することが想定されないため行政機関には含めないこととしたが、都道府県警察については、警察庁の所掌事務を遂行する上で警察庁長官の指揮を受けて特別秘密の取扱いの業務を行うほか、特別秘密に係る犯罪の捜査といった所掌事務を遂行する上で特別秘密を取り扱うことが想定されるため、一定の範囲で本法の適用対象とすることとした。

そして、本法は、各行政機関を一つの単位として特別秘密の保護に係る事務を行わせるものであるところ、情報の取扱いに関する上記３法が行政機関を一定の単位で捉えた上で情報公開、個人情報保護及び公文書管理の各事務を行わせていることを踏まえ、特別秘密の保護に係る事務についても同様の単位で行わせることとした。

イ　各号に規定される行政機関は具体的には以下のとおりである（平成24年７月１日現在）。

(ｱ)　第１号

①　「法律の規定に基づき内閣に置かれる機関」として、内閣官房、内閣法制局、安全保障会議、中心市街地活性化本部、地球温暖化対策推進本部、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、知的財産戦略本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部、郵政民営化

推進本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、国家公務員制度改革推進本部、総合特別区域推進本部、復興庁

② 「法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関」として、人事院

(ｲ) 第２号

① 内閣府

② 宮内庁

③ 「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）」として、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、消費者庁

(ｳ) 第３号

「国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）」として、総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、運輸安全委員会、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省

(ｴ) 第４号

① 警察庁

この点、情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法のいずれも警察庁を政令で規定しているところ、本法は第３条第５項及び第５条第２項に警察庁が「行政機関」であることを前提とした規定を設けるため、法律で規定することとした。

② 警察庁を法律で規定した結果、「内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、」「政令で定めるもの」は現時点で想定されない。

(ｵ) 第５号

「国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの」として、情報公開法等と同様、検察庁が想定される。

(ｶ) 第６号

会計検査院

(2)　「我が国の安全保障等」（第２項）

ア　趣旨

本項では、特別秘密の対象となり得る外交に関する事項を限定し（別表第２号）、外交に関する事項についての特段の秘匿の必要性を規定する（第３条第１項第２号）ための概念として、「我が国の安全保障等」を定義している。

イ　「我が国の安全保障」（第１号）

「安全保障」とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味する。

なお、「防衛」とは直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を実力をもって守ることを意味するが、自国の防衛力を必要最小限としている我が国にとっては、防衛のみならず、外交によって「安全保障」を確保することが必要不可欠であり、国際情勢のいかんにかかわらず、一貫して積極的に取り組む必要がある。すなわち、「安全保障」を確保する手段は防衛に限定されず、外交努力による我が国を取り巻く国際環境の安定の確保を含む。

ウ　「国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。次項第二号及び別表第二号ロにおいて同じ。）との間で生じている問題の解決」（第２号）

外国との間で生じている領有権の問題又は国民の生命若しくは身体に対する被害等の問題を解決することを意味し、具体的には、北方領土問題の解決や北朝鮮による拉致問題の解決等が挙げられる。

「外国」に未承認国家も含まれることを明確にするため、外務省設置法（平成11年法律第94号）第４条第２号及び法務省組織令（平成12年政令第248号）第62条第１項第４号の用例を踏まえ、「外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）」と規定している。

エ　第１号と第２号の関係

第１号は、国家及び国民の安全を保つことを意味するのに対して、第２号は、既に侵害されている国の領域等の安全を回復することを意味するが、いずれも国際社会の中で我が国及び日本国民の安全を実現することを内容とする点で共通している。

(3)　「特定有害活動」（第３項）

ア　趣旨

本項は、次の２つの観点から、我が国にとって有害な活動のうち我が国及び日本国民の安全に影響を及ぼし得る程度のものを抽出し、「特定有害活動」として定義している。

①　特別秘密を取り扱う者の適性を評価する上で、当該活動との関係を把握する必要がある活動であること（第７条第２項第１号）

② 治安機関によって収集された当該活動に関する重要な情報を、公共の安全と秩序の維持に関する事項であって特別秘密の対象となり得るものとして別表に掲げる必要があること（別表第３号ロ）

なお、後述するとおり、第２条第４項の「テロリズム防止等」には「特定有害活動の抑止」が含まれることから、本項は、公共の安全と秩序の維持に関する事項に係る特段の秘匿の必要性に関する規定（第３条第１項第３号）との関係においても意義を有する。

イ 「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動」（第１号）

国内外の組織によるいわゆるテロ活動を意味する。本規定は、平成13年の米国同時多発テロを受けて創設された自衛隊の警護出動に関する規定（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第81条の２第１項）を参考としているが、警護出動が大規模テロを想定していることから「多数の人を殺傷し」と規定しているところ、本法においては、いわゆる要人テロを含む必要があることから、単に「人を殺傷し」としている。また、テロリズムは国際的な取組により撲滅することが必要な国際的脅威であり、その活動場所等の如何を問わず、テロリズムの存在は潜在的に我が国及び日本国民の安全を脅かすものである。

ウ 「外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの」（第２号）

いわゆる対日有害活動、すなわち外国が組織的に行う我が国にとって有害な活動のうち、その有害性の程度が特に高いものを類型的に各号列記するものである。

エ 「国及び国民の安全の確保のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動」（第２号イ）

いわゆる諜報活動のことであり、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制の平穏な状態を保つために保護すべき情報を、社会通念に照らして妥当とは認められない方法で収集する活動を意味する。本号の対象となる情報としては、主として政府の保有する情報で我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持の観点から保護すべきものが想定されるが、民間が保有する機微な情報でその漏えいが国及び国民の安全の確保に支障を与えるおそれがあるもの、例えば、大量破壊兵器関連の技術情報も含まれ得る。

オ 「大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動」（第２号ロ前段）

大量破壊兵器（核兵器、生物兵器及び化学兵器）及びその運搬手段としてのミサイル並びにこれらの関連物資の国際的な取引のうち、我が国を含む国際社会において定められた枠組みに反するものをいう。これらの物資の無秩

序な拡散は、我が国を含む国際社会の平和と安全にとって脅威であることから、いくつかの国際的枠組みによってその国際的取引が制限されており、これらの制限に反する取引が行われないよう、国際的な協力の下、治安機関による監視等が行われている。

カ　「その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動」（第２号ロ後段）

外国が組織的に行う我が国にとって有害な活動であって、「大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動」と同程度に、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制の平穏な状態を著しく害し、又は害するおそれのあるものを意味する。現時点においては、例えば、外国政府機関等による日本人の拉致が挙げられる。

(4)　「テロリズム防止等」（第４項）

ア　趣旨

本項では、公共の安全と秩序の維持に関する事項（別表第３号）についての特段の秘匿の必要性を規定する（第３条第１項第３号）ための概念として、「テロリズム防止等」を定義している。

イ　「テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であって、前項第一号に規定する行為が発生した事態その他これに類するものをいう。）による損害の発生又は拡大の防止」（第１号）

公共の安全と秩序の維持に関する事項について、その特段の秘匿の必要性を判断する基準の１つとして規定するものであり、別表第３号イ及びニに掲げる事項に対応するものである。

本号及び別表第３号イにおいては、いわゆるテロリズムを例示した上で、武力攻撃事態対処法第24条第１項の「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態」のうち、いわゆるテロリズムが発生した事態及びこれに類するものを規定している。「これに類するもの」としては、外形上テロリズムと同等な行為であるが、主義主張に基づくものではないためテロリズムに当たらない行為が発生した事態等が該当する。これらの緊急事態としては、同法第25条第１項に規定する緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの）が主として想定され、具体的には、以下に示す事態等が挙げられる。なお、大規模な自然災害や大規模な事故は、攻撃を目的とする行為により生じた事態ではないため、テロリズムが発生した事態に類するものには当たらない。

(ｱ)　危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃（原子力事業所、石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設、危険物積載船等への攻撃）、

(ｲ)　多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃（大規模集客施設、ターミナル駅等に対する攻撃）、
(ｳ)　多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃（放射性物質、生物剤、化学剤等による攻撃）、
(ｴ)　破壊の手段として交通機関を用いた攻撃（航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ）

ウ　「特定有害活動の抑止」（第２号）

公共の安全と秩序の維持に関する事項について、その特段の秘匿の必要性を判断する基準の１つとして規定するものであり、別表第３号ロ、ハ及びニに掲げる事項に対応するものである。

エ　第１号と第２号の関係

第１号は、突発的に発生するテロ等の緊急事態に着目し、適切な対処によりその被害の発生・拡大を防止すること、第２号は、テロ等の緊急事態を惹起する可能性のあるテロ組織や外国による有害な活動に着目し、当該活動に関する情報の収集等を通じてその抑止を図ることをそれぞれ主眼としているが、いずれも国及び国民の安全を確保する上で治安機関が担うべき役割であって不可欠なものである点で共通している。

第３条（特別秘密の指定）

１　趣旨

本条は、特別秘密の要件、指定の方法、複数の行政機関の共有に係る事項を指定する場合の調整などについて定めるものである。

２　内容

（1）　特別秘密の要件（第１項）

ア　「行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、…特別秘密として指定するものとする」

（ｱ）　指定の意味

本項は、特別秘密の要件として

①　別表各号該当性

②　非公知性

③　特段の秘匿の必要性

④　指定

を充足する必要があることを規定するものであり、本法による改正前の自衛隊法（以下「改正前自衛隊法」という。）第96条の２第１項と同様の規定である。

この点、②及び③の要件から明らかなように、特別秘密は、実質秘（「非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの」（最高裁昭和53年５月31日決定））の中から指定されるものである。実質秘は現行法上も国家公務員法（昭和22年法律第120号）等により保護され得るものであるが、本法は、実質秘の中から特段の秘匿の必要性があるものを厳格な保護措置や重い罰則で保護しようとするものであり、実質秘の中から特別秘密に該当するものを抽出・明確化するための手段として、指定という制度を導入するものである。

しかしながら、秘匿の必要性の判断に当たって③特段の必要性のみを基準とするのでは指定の裁量が大きく、何が特別秘密に該当するのかが不明確となってしまい、ひいては、特別秘密に係る罰則の構成要件該当性が必ずしも十分に明確にはならないことから、類型的に秘匿の必要性が高いと認められる事項を別表各号に列挙した上で①当該各号への該当性を要件に加えることにより、指定の裁量の幅を狭め、特別秘密の客観化を図っている（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」（以下「防秘解説」という。）４～５頁）。

（ｲ）　指定の主体

本法は第２条第１項に規定された行政機関の単位ごとに特別秘密の保護を行わせるものであり、まずは保護の対象を明確化するために、各行政機関の長に指定を行わせることとするものである。

なお、行政機関の中には、その任務・所掌事務の内容に鑑み、その意思決定を構成員の全会一致又は多数決にかからしめて判断の適正化を図る合議制の機関が存在する。具体的には、安全保障会議、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会及び会計検査院（平成24年７月１日現在）が挙げられるが、特別秘密の指定に係る不適切な判断は国及び国民の安全の確保や国民の知る権利に悪影響を及ぼす可能性があり、指定に当たっては適正な判断が強く求められるため、本項は、合議制の行政機関については、特別秘密の指定に係る意思決定を当該行政機関自体に行わせることとするものである。

また、「前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関」としては、検察庁を第５号の機関として政令で規定することが想定されるところ、情報公開法等と同様、検察庁の種類ごとに検事総長、検事長又は検事正をその長とする旨政令で規定することが想定される。

イ　「当該行政機関についての…事項」

(ｱ)　特別秘密の指定の対象は、防衛秘密と同様、事項（事実、情報、知識その他の一定の内容の集合体たる無体物をいう。）であり、個々の文書、物件ではない。したがって、特別秘密の指定の効果は、個々の文書や物件にとどまるものではなく、客観的に同一性がある限り、事項を記録又は化体する媒体の異同にかかわらず、いわば無限に及ぶものである。すなわち、特別秘密の指定の対象たる事項は、句読点、助詞、助動詞その他の表現上の異同や、媒体、表現形式によって影響を受けるものではなく、ひとえに内容が同一であるか否かによって判断される。なぜなら、特別秘密の指定を受けた事項において、秘匿を要する本質は、その内容にあるのであって、その表現形式や媒体による影響を受けるものではないからである（防秘解説５頁）。

(ｲ)　そして、本法では各行政機関の長にその取り扱う事項についてのみ指定を行わせるため、指定の対象を「当該行政機関についての」事項と規定するものである。

ウ　「次の各号に掲げる事項」（「別表第一号に該当する事項」（第１号）、「別表第二号に該当する事項」（第２号）、「別表第三号に該当する事項」（第３号））

特別秘密の要件として、別表各号該当性を規定するものである。

本法は、第１条の解説で述べたとおり、我が国の防衛、外交、公共の安全と秩序の維持の３分野に関する事項のうち特に秘匿を要するものを特別秘密

として保護しようとするものであるところ、上記ア(ア)のとおり、特別秘密として保護すべき対象を明確化するために、これら３分野に関する事項のうち類型的に秘匿の必要性が高いと認められるものを別表各号に具体的かつ限定的に列挙した上で、当該各号への該当性を指定の要件とするものである。

エ　「公になっていないもの」

特別秘密の要件として、非公知性、つまり、不特定多数の人に知られていない状態であることを規定するものである。

「公になっていないもの」との概念は、公にされたか否かとは別個の概念と解すべきであり、例えば、特別秘密に該当する事項を壁新聞に掲載して公道の傍らの掲示板に掲示する行為は、特別秘密を公にした行為であるが、たまたま警察官がこれを早期に発見して撤去し、誰の目にも触れなかった場合には、当該事項は「公にされた」ものの、いまだ「公になっていないもの」として、非公知性の要件は失われないものと解される（防秘解説６頁）。

オ　「当該各号に定めるもの」（「その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第１号）、「その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第２号）、「その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第３号））

特別秘密の要件として、特段の秘匿の必要性を規定するものである。

上記ウのとおり、ある事項が別表各号該当性を充足すれば類型的に秘匿の必要性が認められ得るものの、特別秘密は単に秘匿の必要性があるだけでなく、秘匿の必要性が特に高いものであるため、さらに当該事項に係る個別具体的な秘匿の必要性として、特段の秘匿の必要性を要件とするものである。本項各号の規定の具体的意義は以下のとおりである。

(ア)　「その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第１号）

別表第１号には防衛に関する事項が掲げられているところ、本号は、これらの事項に係る特段の秘匿の必要性が「我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれ」の有無によって判断されるべきことを規定するものである。

この点、改正前自衛隊法第96条の２第１項においては、防衛秘密に係る特段の秘匿の必要性を「我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの」と規定しているが、これは、当該事項を秘匿しなければ我が国の防衛という自衛隊の任務の円滑な遂行に著しい支障を生じるおそれがあるものと解されている（防秘解説７頁）。本号は、このことを踏まえて規定ぶりをより具体的にしたものであり、実質的な変更を加えるものではない。

(イ)　「その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第２号）

別表第２号には、外交に関する事項のうち主として我が国の安全保障等に関するものが掲げられているところ、本号は、これらの事項に係る特段の秘匿の必要性が「我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれ」の有無によって判断されるべきことを規定するものである。

(ｳ)　「その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第３号）

別表第３号には、公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち主として我が国におけるテロリズム防止等に関するものが掲げられているところ、本号は、これらの事項に係る特段の秘匿の必要性が「我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれ」の有無によって判断されるべきことを規定するものである。

(2)　指定の方法（第２項）

ア　「標記を付すこと」（第１号）・「通知すること」（第２号）

指定の要式行為として、標記又は通知を規定するものであり、改正前自衛隊法第96条の２第２項と同様の規定である。

本項は、同じ事項を含む文書、図画又は物件が複数ある場合、すべての文書等に標記を付与することを要する趣旨ではなく、１部の文書等に標記を付与すれば指定行為は完了し、当該指定の効力が他の文書等にも及び、また、特別秘密として指定されることとなる事項を知っている者全員に対して通知を要する趣旨ではなく、当該事項の取扱いに係る責任を有する一定の者あてに通知すれば指定行為は完了する（防秘解説12～13頁）。

なお、標記を付与されない文書等や通知を受けていない者については、改正前自衛隊法と同様、特別秘密の保護措置として表示や周知を行う仕組みを第14条の規定に基づいて政令で規定することが想定される。

イ　「政令で定めるところにより」（第１号・第２号）

標記や通知の手続を政令に委任するものであり、改正前自衛隊法と同様、標記や通知の方法を政令で規定することが想定される。

(3)　共有事項の指定に係る特定行政機関の長との協議（第３項）

ア　本法では各行政機関の長にその保有に係る事項につき指定を行わせることとするため、複数の行政機関の共有に係る事項を特別秘密に指定しようとする場合、指定を行い得る行政機関の長が複数存在することになる。この場合において、各行政機関の長による指定の効果が当該行政機関にしか及ばないとすることは、国及び国民の安全の確保にとって重要な秘密であり、統一的な取扱いが求められる特別秘密の性格に照らして相当ではなく、当該指定の効果は当該事項に係る情報を共有するすべての行政機関（以下「共有行政機関」という。）に及ぶこととすべきである。

このように、複数の行政機関の共有に係る事項については、指定を行い得る行政機関の長が複数存在し、かつ、指定の効果が他の共有行政機関にも及ぶこととすることを前提にすると、指定は共有行政機関間の調整を経て行われるべきであり、本項はその調整の仕組みについて規定するものである。

イ　「当該行政機関と他の行政機関との共有に係る事項」（以下「共有事項」という。）が生じる場合としては、①ある行政機関が他の行政機関から情報の提供を受けた場合、②複数の行政機関が同一の情報源（主に外国が想定される。）から同一の機会に情報の提供を受けた場合が考えられる。

この点、③複数の行政機関が異なる情報源から同じ内容の情報の提供を受けた場合については、情報源が異なれば情報の確度、信憑性、意義、重要性その他の要素が異なるものであり、同じ内容であってもその秘密としての位置付けは異なると言わざるを得ず（防衛庁防衛局調査課「自衛隊法の一部を改正する法律案に係る論点資料集」12頁）、また、④複数の行政機関が同一の情報源から時期を異にして同じ内容の情報の提供を受けた場合についても、時期を異にすればやはり情報の確度、信憑性、意義、重要性その他の要素が異なるものであり、同じ内容であってもその秘密としての位置付けは異なると解されるため、いずれも共有事項が生じる場合には当たらない。

ウ　ある行政機関が共有事項を特別秘密に指定しようとする場合、特定行政機関の意見を踏まえた調整の在り方としては、①指定を行おうとする機関は、特定行政機関に意見を聴取し、それを踏まえてもなお要件を充足すると判断すれば、特定行政機関内に異論があっても指定できるとする考え方と、②指定を行おうとする機関は、特定行政機関に協議を行い、その結果、要件充足性に異論を唱える機関があれば指定できないとする考え方があり得る。この点、秘匿の必要性をより厳格に解する観点からは、国の行政機関内部においてすら意見が対立するような場合でも指定を可能とする①よりも、②の方が政策的に妥当であると考えられる。

そこで、本項は、共有事項について指定を行おうとする行政機関の長に対し、特定行政機関の長への協議を義務付けるものである。この点、指定に伴い、各特定行政機関においては厳格な管理措置をとる必要があり、その準備に時間を要するため、指定の要件充足性のほか、指定を行う時期についても協議の対象となると考えられる。

(4)　特定行政機関の長に対する指定の通知（第４項）

上記(3)の協議が調えば指定を行うこととなるところ、本項は、指定の効果が特定行政機関にも及ぶようにするために、指定を行った行政機関の長に対し、指定後直ちに特定行政機関の長に通知することを義務付けるものである。

(5)　警察共有事項の指定に係る警察庁長官から警察本部長に対する通知（第５項）

都道府県警察は、本法の行政機関ではないものの特別秘密に該当し得る機微な情報を警察庁と共有することが想定されるため、特別秘密の保護の観点からは、必要に応じて指定の効果を都道府県警察にも及ぼして厳格な管理措置がとられるようにする必要がある。他方で、都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は指定の主体ではないことから、警察庁長官を通じて関係都道府県警察に指定の効果を及ばせる必要があることを踏まえ、本項は、警察庁長官に対し、都道府県警察との共有に係る事項について自ら指定をしたとき、又は他の行政機関の長から当該事項について指定をした旨の通知を受けたときは、指定が行われた旨を当該警察本部長に通知することを義務付けるものである。

第４条（指定の有効期間及び解除）

１　趣旨

本条は、指定を行った行政機関の長に対し、指定の要件充足性を欠くに至った場合に解除により速やかに指定の外形を除去する義務を課すとともに、解除を補完するための制度として指定の有効期間について規定するものである。

２　内容

(1)　指定の有効期間（第１項）

ア　「行政機関の長は、…その有効期間を定めるものとする」

①別表各号該当性、②非公知性、③特段の秘匿の必要性という特別秘密指定の３要件のうち、②及び③については指定後に要件充足性を欠くに至ることが考えられる。そして、指定の解除は要件欠缺を行政機関の長が認識することで実施されるところ、③については、当該特別秘密を取り巻く諸情勢を踏まえた専門的・技術的判断を要するものであり、一見明白なものとは考えられないことから、特段の秘匿の必要性が消滅するに至ったという認識が遅れる可能性がある。特に、指定後の利用頻度が低い特別秘密については、厳重な管理の下で保管された状態が継続することが想定され、特段の秘匿の必要性が消滅したことが直ちには認識されない可能性が相対的に高くなると考えられる。

そこで、本項は、指定に有効期間を設け、行政機関の長においてその期間経過時に要件充足性を確認させるようにすることで、解除が遅れた場合における無用な指定の排除を制度的に担保するものである。

イ　「当該指定の日から起算して５年を超えない範囲内において」

有効期間は、指定に係る事項ごとにあるべき期間の長短が様々であるため、上限の範囲内において必要な期間を定めることとするのが適当と考えられる。そして、上限については、上記アのとおり指定の有効期間を設ける趣旨は当該指定に係る特別秘密を取り巻く諸情勢の変化を定期的に確認することにあるところ、現行法上、政府が定めた事柄について情勢の変化を勘案して一定の期間ごとの見直しを義務付ける規定として、当該期間をおおむね５年とする例が最も多いことが参考になる。

そこで、「当該指定の日から５年を超えない範囲内において」有効期間を定めるものとする。

(2)　指定の有効期間の延長（第２項）

ア　「行政機関の長は、…有効期間を延長するものとする」

本項は、有効期間経過時に要件充足性を確認した結果、なお要件充足性が認められた場合に、当該指定の有効期間を延長することにより当該指定を維

持させるものである。

この点、指定に係る事項が一定期間の経過によりその秘匿の必要性を相当程度失う場合も想定されることに着目し、延長回数や通算有効期間に制限を設けることも考えられる。しかしながら、特段の秘匿の必要性を欠くに至るまでの期間の長短は事項によって様々であり、延長回数や通算有効期間に一律に制限を設けることは困難であると考えられる。

イ　「政令で定めるところにより」

延長の手続を政令に委任するものであり、延長の通知を政令で規定することが想定される。

(3)　指定の解除（第３項）

ア　「行政機関の長は、…指定を解除しなければならない」

指定後に上記②又は③の要件充足性を欠くに至った場合、実質秘性が失われ、何らの措置を待つまでもなく当然に指定の効力は消滅することになる。しかしながら、仮に効力消滅後も外形上指定が継続した場合、必要以上に秘匿されることとなり、国民の知る権利との関係で問題が生じ、ひいては本法制に対する国民の信頼が損なわれるおそれがある。そこで、本項は、指定を行った行政機関の長に対し、指定の要件充足性を欠くに至った場合に解除により速やかに指定の外形を除去する義務を課すものである。

なお、改正前自衛隊法には、防衛秘密の指定の解除制度は設けられていないが、指定の要件を欠くに至ったときは速やかに標記の抹消等の措置を講ずることとされており（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第113条の12）、実質的には解除と同等の制度が設けられている。

イ　「政令で定めるところにより」

解除の手続を政令に委任するものであり、解除の通知を政令で規定することが想定される。

(4)　指定の要件欠缺に係る指定を行った行政機関の長に対する通知（第４項）

ア　複数の行政機関が特別秘密を共有する場合においても、指定の要件充足性を欠くに至ったときに解除義務を負うのは指定を行った行政機関の長である（第３項）。

しかしながら、指定を行った行政機関の長よりも先に他の行政機関の長がその要件充足性が失われたことを認知する場合もあり得ると考えられるため、本項は、適切な解除に資するよう、行政機関の長が他の行政機関の長が指定した事項について指定の要件充足性を欠くに至ったと思料するときには、その旨を指定を行った行政機関の長に速やかに通知する義務を負わせるものである。

イ　なお、複数の行政機関が特別秘密を共有する場合における解除の調整につ

いては、本項に規定するほか、第15条の規定に基づいて政令に規定する予定である。

第５条（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

１　趣旨

改正前自衛隊法第96条の２第３項は、防衛大臣が他の行政機関の職員又は契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件及び手続について規定している。これは、「守秘義務によって守られる公益と秘密を開示することによって得られる公益を比較衡量し、後者の公益の方が大きい場合には秘密を開示しても漏えいには当たらないとする考え方がある」ところ、「防衛秘密は、これを保護する公益が極めて高いことから、漏えいの危険性をも勘案した場合、比較衡量によって、反復・継続して防衛秘密を取り扱う者（これらの者については、反復・継続して防衛秘密を取り扱うため、漏えいの危険性がより高まることとなる。）に防衛秘密をわたすことができなくなり、かえって、防衛省・自衛隊の任務遂行上に支障を来すおそれがある」ことから、「『自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、』国の行政機関や契約業者に限定して、秘密保全上の観点から罰則の対象とすることとしつつ、防衛秘密を取り扱わせることを可能とし」、「同時に、この規定によらずに自衛隊以外の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることを禁止したものである」（防秘解説54～55頁）。

本条は、防衛秘密と特別秘密の差異も踏まえつつ、改正前自衛隊法の上記規定を参考にして、行政機関の長が当該行政機関外の者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件及び手続について規定するものである。

２　内容

(1)　他の行政機関における特別秘密の取扱いの業務（第１項）

ア　「当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り」

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件として、事務遂行上の特段の必要性を規定するものである。

この点、改正前自衛隊法第96条の２第３項においては「自衛隊の任務遂行上」の特段の必要性を要件としているが、本法においては、各行政機関の長が特別秘密の指定の主体であり、当該特別秘密を最も必要とする行政機関が指定を行った行政機関以外の行政機関である場合も想定されることを踏まえ、「当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上」の特段の必要性を要件とした。

イ　「政令で定めるところにより」

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の手続を政令に委任するものである。

この点、改正前自衛隊法においては、保護措置に関する協議の手続を政令

で規定しており、本法も同様の手続を政令で規定することが考えられる。ただし、改正前自衛隊法には、防衛省以外の行政機関に防衛秘密の保護措置を義務付ける規定がないのに対し、本法においては、本法及び第14条の規定に基づく政令による特別秘密の保護措置をすべての行政機関に義務付けていることから、政令で手続を規定するに当たっては、このような差異を踏まえた検討が必要であると考えられる。

ウ　「他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者」

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件として、当該職員が「別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者」であることを規定するものである。

この点、改正前自衛隊法第96条の２第３項においては、当該職員が「防衛に関連する職務に従事する者」であることを要件としているが、本法においては、防衛に関する事項以外の事項も特別秘密となり得る事項として別表に掲げることとしたため、当該職員が「別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者」であることを要件とした。

エ　「特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる」

「特別秘密の取扱い」とは、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務をいい、「業務」とは、人が社会生活上の地位に基づき反復継続して行う事務をいう。したがって、「特別秘密の取扱いの業務」とは、社会生活上の地位に基づき、反復継続して、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務を行うことをいう（防秘解説55頁）。

「行わせる」とは、改正前自衛隊法第96条の２第３項と同様、許容の意味であり、使役の意味ではない。

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる具体例としては、防衛省が防衛秘密に該当する事項を他省庁に提供する場合のほか、内閣官房が情報収集衛星を用いて収集した画像情報を他省庁に提供する場合、外務省が外交ルートで入手した情報を他省庁に提供する場合等が想定される。

なお、他の行政機関の職員に取扱いの業務を行わせる特段の必要性が認められる特別秘密は、当該職員が従事する職務に関連するものに限られるため、「特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）」と規定している。

(2)　都道府県警察における特別秘密の取扱いの業務（第２項）

ア　「警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り」

本法の特別秘密には、公共の安全と秩序の維持に関する事項（別表第３号）

を含むこととしたため、都道府県警察の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる必要が生じるところ、その要件として事務遂行上の特段の必要性を規定するものである。

この点、警察庁長官は警察庁の所掌事務について都道府県警察に対する指揮監督権を有しており（警察法（昭和29年法律第162号）第16条第２項）、指揮監督権の行使のために特別秘密の取扱いの業務を行わせることが必要な場合も想定されるところ、指揮監督その他の警察庁の所掌事務遂行上の必要性があれば「特段の必要」は認められるのであり、本項は警察法に基づく警察庁の権限を制約するものではない。ただし、そのような必要性がなければ「特段の必要」は認められず、したがって、参考通知といった程度の必要性で都道府県警察に特別秘密の取扱いの業務を行わせることはできない。

イ　「警察庁長官の定めるところにより」

特別秘密の秘匿性に鑑みると、都道府県警察の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合にも一定の手続によることが求められるところ、警察法に基づく警察庁と都道府県警察の関係に鑑み、当該手続を政令で定めるのではなく警察庁長官が定めることとするものである。

ウ　「警察庁長官は、…都道府県警察の職員のうち別表第３号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる」

「行わせる」とは、上記(1)エのとおり許容の意味であり、警察庁長官の都道府県警察の職員に対する指揮監督権限を規定するものではない。

(3)　契約業者における特別秘密の取扱いの業務（第３項）

ア　「当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り」

本法の特別秘密についても、防衛秘密と同様、行政機関の職務遂行上契約業者に取扱いの業務を行わせる必要があるところ、本項は、その場合の要件として事務遂行上の特段の必要性を規定するものであり、改正前自衛隊法第96条の２第３項と同様の規定である。「特段の必要がある場合」とは、特別秘密を提供しなければ当該行政機関の所掌事務の遂行が立ち行かないような、いわば非代替性が認められる場合であり、印刷や製本のように、当該行政機関で行うことが可能である場合は、「特段の必要」がないということになる（防秘解説54頁）。

イ　「政令で定めるところにより」

契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の手続を政令に委任するものであり、改正前自衛隊法と同様、保護措置に関する契約の手続を政令で規定することが想定される。

第６条（特別秘密の取扱者等）

１　趣旨

特別秘密の漏えいを防止するためには、特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底する必要がある。その手法の一つとして本法に規定しているものが、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがないと認められた職員以外の職員をその取扱者からあらかじめ除外する「適性評価制度」である。

本条は、国及び国民の安全の確保にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって国及び国民の安全を確保する見地から、特別秘密の取扱者について社会通念上妥当な限界を定めようとするものであり、具体的には、特別秘密の取扱いは、適性評価によって、その適性を有すると認められた職員又はその適性を有すると仮に認められた職員が行うものとする旨及びその例外となる場合を定めている。

２　内容

(1)　第１項について

第１項は、行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者を、

ア　第７条の規定により特別秘密を取り扱う適性を有すると認められた当該行政機関の職員（第１号）

イ　第８条の規定により特別秘密を取り扱う適性を有すると仮に認められた当該行政機関の職員（第２号）

とする原則について規定している。

そして、アに掲げる職員にあっては、当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。）をした日から５年を経過していない者に限ることとする。これは、

・　ひとたび適性を有すると認められた職員であっても、時間の経過とともに状況は変化することから、一定時間の経過後には、特別秘密を取り扱うことが適当ではなくなっていることも考えられるため、１回の適性評価によって特別秘密を取り扱うことができる期間を制限する必要があること。

・　諸外国で行われている最も秘匿性の高いレベルの秘密情報の取扱者に係る適性評価においては、総じて概ね５年以内に何らかの適性の見直しを行っているところ、我が国の秘密保護制度にもこれらの諸外国の制度と遜色ない信頼性が必要であること。

を考慮したためである。

また、イに掲げる職員にあっては、当該行政機関の長が適性を有すると仮に認めた旨の通知をした日から３月を経過していない者に限ることとする。これは、

・　調査がすべて終了していない段階での適性の評価に基づいて特別秘密の取扱いを続けることは漏えいのおそれを高めることになるため、適性を有する

と仮に認めた者が特別秘密を取り扱うことができる期間は、適性を有すると仮に認めようとした時点では調査が終了していない事項についての調査に要する期間を踏まえ必要最小限度とする必要があること。

・　調査が終了していない事項についての調査に当たっては、評価対象者の知人その他の関係者への質問、信用状態の照会、医師その他の専門家への照会を行う必要がある場合があり、これに３月程度の期間を要することも考えられること。

を考慮したためである。

ただし、３月を経過していなくとも、その間に行政機関の長が通常の適性評価の結果を通知したときは、特別秘密を取り扱うことができる者かどうかを第１号に照らして判断することが適当と考えられることから、要件の中から当該通知をした場合を除くこととしたものである。

(2)　第２項について

特別秘密の漏えいの防止を徹底する観点からは、特別秘密を取り扱う者全てを対象として適性評価を実施することが原則となる。しかし、適性評価をもって漏えいを根絶できるものではないことや、仮に適性評価を経ていない職員でも特別秘密を漏らした場合に罰則が適用されることに鑑みると、前述の原則を適用することが適当ではないと考えられる場合がある。そこで、こうした例外的な場合を４つ掲げることとする。

第一に、当該行政機関の長が特別秘密を取り扱う場合である（第１号）。

行政機関の長には、国務大臣をもって充てられる場合のほか国務大臣以外の特別職又は一般職の国家公務員をもって充てられる場合（内閣法制局長官、宮内庁長官、警察庁長官、検事総長等）がある。いずれの場合であっても、およそ行政機関の長については、行政権の行使等について一定の法的権限を付与されており、その職責が重大であることに鑑み、これに応えることができるだけの自己管理能力、職務遂行能力及び豊富な経験を有すると認められた者が任命されている。また、その職責に堪えられない事由があればその職を解かれることが合理的に期待されるので、特別秘密を取り扱う適性の有無の判断について適性評価制度に依るまでもない職であると考えられる。本法において、特別秘密の保護を行うために必要な措置を行政機関の長の責任において講ずることとする制度設計としているのもこのような考え方に基づくものである。このため、行政機関の長を適性評価の対象とする必要はないと考えられる。

なお、本法では、国家公安委員会、人事院のように合議制の行政機関にあっては、行政機関の長は当該行政機関とすることとしているところ（第３条第１項）、その行政機関を組織する者は本号に該当する。

第二に、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官その他その職の任命の方法その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当で

ない職を占める者が特別秘密を取り扱う場合である（第２号）。

国務大臣は、内閣総理大臣により任命され、内閣総理大臣と共に内閣を組織して行政権の行使について連帯して責任を負うこととされているため、内閣総理大臣は自身の職責を具体的に果たす上で適任だと考えた者を国務大臣として任命する。ここで、本法の適性評価によって国務大臣が特別秘密を取り扱うことができないこととなれば、当該国務大臣は職務の一部を遂行することができず、任命した内閣総理大臣も内閣の首長として行政権を行使するという職責を十全に果たせなくなる。これは内閣に行政権を行使する権限を与えている憲法の趣旨を没却することになりかねない。このため国務大臣の職を占める者を適性評価の対象とすることは適当ではないと考えられる。

また、内閣総理大臣を首長とする内閣がその職責を具体的に果たしていく上で、各府省等において国務大臣に準ずる責任を有し、内閣と一体となって行政権の行使に当たると考えられる内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官といった職を占める者についても適性評価の対象としないこととする。

なお、「その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職」としては、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職を政令で定めることを想定している。

第三に、特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であって、行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員について第７条第２項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置（以下「確認措置」という。）を講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を２月を超えない範囲内において取り扱う場合である（第３号）。

特別秘密を取り扱う事務を行うことが抽象的に排除できないからといって、特別秘密を実際に取り扱う具体的な時期等を予想することが困難な場合にまで前述の適性評価の原則を機械的に当てはめることは行政機関にとって過度の負担になる。

実際に取り扱う具体的な時期等を予想することが困難な場合の特別秘密の取扱いは、特別秘密の取扱いを必要とする事務を偶発的に行うことにより発生するのであって、その中には、当該事務の遂行に係るごく限られた範囲の特別秘密を短期的に取り扱う場合もあるところ、こうしたいわば簡素な取扱いのみを行う職員は、他の職員に比して特別秘密を漏らすおそれが低いと考えられる。したがって、こうした職員については、行政機関の長が、適性評価よりも簡易な方法、即ち、特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある典型的な事実であって特に重視すべきものが存在しないことを質問によって確認する方法により、属人的な漏えいのリスクを一定程度排除した上で期間を限定して特別秘密を取り扱わせることにも合理性があり、適性評価制度の趣旨を没却することにはな

らないと考えられる。

「特別秘密を取り扱うことが必要となる事務で偶発的に行うもの」に該当する事務としては、特別秘密の漏えい等の特別秘密に係る犯罪の捜査が挙げられるほか、予算編成や会計検査といった事務も当該事務に該当し得ると解される。ただし、予算編成や会計検査といった事務のうち防衛省等を対象とするものは、その遂行の方法の如何によっては特別秘密の取扱いを反復・継続することになる余地もあり、その場合にはこれらの事務が「特別秘密を取り扱うことが必要となる事務で偶発的に行うもの」とは評価できない点に留意する必要がある。

確認措置を講ずるに当たり、対象としようとする職員の明示的な同意に係らしめることとしたのは、確認措置が適性評価に準じる制度であることに鑑み、当該職員の個人情報の保護に配慮し、及び当該職員の理解を得て制度を円滑に運営することを制度的に担保するためである。

「特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合」としたのは、特別秘密を簡素に取り扱う事務として想定されるものについて、その遂行に区切りを付けるためには、ほとんどの場合、２月の期間があれば足りると考えられるためである。

なお、「質問」は、対象となる職員に質問票に記載、提出させ、及び必要に応じて口頭で質問することにより行うことを想定している。

第四に、当該行政機関の職員のうち、法令の規定により他の行政機関の職員をもって充てることとされているものであって、第１項及びこの項（第４号を除く。）の規定により当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うことができるものが当該行政機関において特別秘密を取り扱う場合である（第４号）。

行政機関の職員の中には、法令の規定により他の行政機関の職員をもって充てることとされているものがある。具体的には、安全保障会議に置かれる事態対処専門委員会の委員等がこれに該当するが、こうした任命の形態は、ある行政機関の事務の遂行に当たって他の行政機関との連携を制度的に担保する必要があるために採られると考えられる。

したがって、当該行政機関における当該職員の特別秘密の取扱いは当該他の行政機関における特別秘密の取扱いという性格を併せ有していると考えることができるところ、当該職員が当該他の行政機関において適性を有すると認められた職員その他の当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者であるときにまで、当該職員に対して当該行政機関の長が重ねて適性評価を実施する必要性は乏しいと考えられる。

(3)　第３項について

第３項は、都道府県警察において特別秘密を取り扱うことができる者の原則及びその例外となる場合について、行政機関に係る規定を準用する旨を定めている。

都道府県警察は、国ではなく都道府県に属するが、第５条第２項の規定によ

り別表第３号（公共の安全と秩序の維持関係）に関連する職務に従事する職員が特別秘密の取扱いの業務を行うほか、特別秘密に係る犯罪の捜査に従事する職員が特別秘密を取り扱うことが想定される。

特別秘密の漏えいを防止するために特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底する必要がある点において、都道府県警察の職員も行政機関の職員と異ならないため、行政機関における特別秘密の取扱いについて規定した第１項及び第２項（第２号及び第４号を除く。）の規定を都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用することとしたものである。

(4)　第４項について

第４項は、行政機関の長が第５条第３項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、行政機関の職員に準じる方法により適性を有すると認められた契約業者の役職員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。）が特別秘密を取り扱うべき旨の条件を付するものとする旨を定めるものである。

特別秘密の漏えいを防止するために特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底する必要がある点において、契約業者の役職員等も行政機関の職員と異ならない。また、本法では、行政機関の長が、直接役職員等にではなく契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる仕組みとしている。

これらを踏まえると、契約業者における特別秘密の取扱者は、

・　適性を有すると認められた者であって、行政機関の長が適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。）を契約業者に対してした日から５年を経過していないもの

・　適性を有すると仮に認められた者であって、行政機関の長が適性を有すると仮に認めた旨の通知を契約業者に対してした日から３月を経過していないもの

のいずれかである必要がある。

これを担保するに当たっては、

・　行政機関や都道府県警察はその固有の任務及び所掌事務を遂行する上で特別秘密を取り扱うことから、本法では特別秘密の保護のための措置を講ずる主体として位置付けられているのに対し、契約業者については行政機関との契約に基づいて特別秘密に触れるのみであること。

・　契約業者に対しては行政機関の指揮監督権は及ばないこと。

から、行政機関と契約業者との間で結ばれる契約に条件を付すという形式によることとするものである。

第７条（行政機関の職員に係る適性評価）

１　趣旨

本条は、行政機関の職員に係る適性評価の実施権者、対象者、適性の評価の方法、調査事項、手続等を定めるものである。

２　内容

(1)　第１項について

ア　第１項は、第一に、行政機関における適性評価の実施権者（特別秘密を取り扱う適性を有するかどうかを判断する者をいう。）が、当該行政機関の長である旨を定めている。これは、以下の理由による。

・　国及び国民の安全の確保にとって重要な秘密情報として国が特別秘密に指定したものを厳重な管理に服せしめるのは国の責務と考えられることから、実施権者は、原則として国の行政機関に属する者をもって充てる必要があるため。

・　本法は第２条第１項に規定された行政機関の単位ごとに特別秘密の保護を行わせるものであるところ、適性評価についても当該保護の一環として行政機関ごとにその長の責任において実施することが適当と考えられるため。

イ　第１項は、第二に、適性評価の対象となり得る者として以下の３つを定めている。

(ｱ)　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者（第１号）

第１号に掲げる者には、行政機関の職員である者のほか、当該機関に任用（転任、採用を含む。）される前の者が含まれる。これは、その時点においてはある行政機関の職員でない者であっても、当該行政機関に任用され、速やかに特別秘密を取り扱う事務に従事する必要性が具体的に認められる場合が実務上あり得るためである。

また、「特別秘密を取り扱うことが見込まれる」とは、直ちに取り扱うべき個別具体の必要性が生じている状況のほか、職員が配置されたポストにおけるこれまでの取扱いの実態その他の事情に照らして、取扱いの蓋然性が認められる状況も含まれる。

(ｲ)　当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。）をした日から４年６月を経過した者であって、当該通知の日から５年を経過した後も特別秘密を取り扱うことが見込まれるもの（第２号）

ひとたび適性を有すると認められた職員であっても、時間の経過とともに状況が変化し、特別秘密を取り扱うことが適当でなくなっていることも

考えられる。そこで、行政機関の長が適性を有すると認めた旨の直近の通知をした日から５年を経過した後も特別秘密の取扱いが引き続き見込まれる者には５年を経過する前に改めて適性の見直しを行うこととする。

適性評価を改めて実施する時期を当該通知の日から４年６月を経過した時点以降とするのは、第６条第１項第１号に掲げる要件に該当しなくなるまで６月間の期間を確保すれば、行政機関の長が適性評価を５年を超える前に終了することができると考えられるためである。

(ｳ) 当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。）をした日から５年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの（第３号）

第３号に掲げる者は、ひとたび適性を有すると認められた職員である点において第２号に掲げる者と同様であるが、適性を有すると認めた旨の直近の通知をした後に、適性を有すると認めた判断に影響を与える可能性がある事情が生じている点において、第２号に掲げる者とは状況が異なるものである。

第３号に該当する者としては、例えば、

・ 特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情を行政機関の長が把握した者

・ 適性評価に係る調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものに重大な変化（婚姻等）があった者

が考えられる。

ウ 第１項は、第三に、適性を評価する観点を定めている。適性を有するかどうかの評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）が特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から実施することとするものである。

(2) 第２項について

第２項は、行政機関の長が適性評価を実施する場合に、評価対象者本人について調査を実施すべき事項及び当該事項に係る調査の結果に基づいて評価を実施すべき旨を定めている。

・ 特定有害活動との関係に関する事項
・ 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
・ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
・ 薬物の濫用及び影響に関する事項
・ 精神疾患に関する事項

・　飲酒についての節度に関する事項
・　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

これらの事項について、評価対象者が特別秘密を漏らすおそれがあるかどうかの観点から評価する上で参考にする必要がある理由は、それぞれ以下のとおりである。

ア　特定有害活動との関係に関する事項（第１号）

特定有害活動を自ら行ったり、特定有害活動を行う団体や個人を支援したりする者にとっては、特別秘密を取得することが当該活動の目的の実現に寄与するため、当該活動とこのような関わりがある者には特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

イ　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項（第２号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、犯罪又は懲戒の経歴があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

ウ　情報の取扱いに関する非違の経歴に関する事項（第３号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、適切な注意を払って実行する必要がある。この点、評価対象者の秘密情報の取扱いに関する各種の規範の遵守状況は、評価対象者の情報保護に対する意識及び注意力の有無を直接的に表しており、例えば、

・　適正な手続によらず秘密情報を複製すること。
・　認められていない記録媒体に秘密情報を保存すること。
・　秘密情報を示唆する内容をブログ、電子掲示板その他のウェブサイトに掲載し、又は投稿すること。

といった行動が見受けられる者には、犯罪や懲戒に至らなくとも、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

エ　薬物の濫用及び影響に関する事項（第４号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、処方された薬物を医師の指示に従わずに服用する場合には、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないこと、医師の指示に従った適切な服用であったとしても眠気、ふらつき等の薬理効果が発生する場合には、自己を律して行動する能力が低

下するかもしれないことをそれぞれ示唆していることから、このような薬物の濫用及び影響が継続的に見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

オ　精神疾患に関する事項（第５号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、精神疾患により意識の混濁・喪失等が生じたり、薬物依存症・アルコール依存症の症状が見られたりするという事実は、自己を律して行動する能力が十分でない状態に陥るかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

カ　飲酒についての節度に関する事項（第６号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、飲酒により、繰り返し、けんか等の対人トラブルを起こす、文書・物件を紛失する、意識の混濁・喪失状態に陥るなどの問題を起こしているという事実は、評価対象者の自己を律して行動する能力が十分でないかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれが存在すると評価し得ると考えられる。

キ　信用状態その他の経済的な状況に関する事項（第７号）

過去の自発的な情報漏えい事案には、経済的な事情を動機とするものがあったことに鑑みると、住宅や車両の購入といった一般的な目的とは異なる目的で多額の債務を抱えている者には、自発的に特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

また、自己の資力に照らし不相応な金銭消費が見受けられることは、外国情報機関等への情報提供の見返り等として金銭を接受しているかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした行動が見受けられる者も同様に、自発的に特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

さらに、特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要があるが、額の多少に関わらず、金銭債務の不履行があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことや、自己を律して行動できないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

(3)　第３項について

第３項は、行政機関の長が適性評価を実施する場合に、第２項に掲げる７つの事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについても調査を実施すべき旨を定めている。

これは、当該７つの調査事項と評価対象者本人との関係を明らかにするための端緒となり得る事項について調査を実施することによって漏えいのおそれと結び付く可能性がある事項が見つかった者に対しては、そうではない者に対してよりも慎重に調査を実施する必要があるためである。

政令で定める調査事項及びその理由としては、例えば「特定有害活動との関係に関する事項」に関して、以下のものが考えられる。

ア　学歴及び職歴に関する事項

評価対象者が、外国にある学校又は国内の外国人学校で教育を受けた経歴や、特定有害活動と関係が深い企業、外国軍隊や外国政府に勤務した経歴を有する場合には、外国人等と接触する機会を通じて外国情報機関等から特定有害活動に関与するよう働き掛けを受けていることがあり得ると考えられるため。

イ　国外に保有する資産、国外への渡航の経歴その他の国外との関連を有する事情に関する事項

評価対象者が外国での投資及び不動産の所有といった経済的な利益を有している場合には、外国情報機関等が、これらの利益を脅かすことによって当該評価対象者の意思を抑圧し、情報漏えいを実行させることが考えられることから、こうした脅しの標的になっていることがあり得ると考えられるため。

また、外国に頻繁に渡航している場合、外国政府から給付・援助を受けたことがある場合、外国人との親密な交際関係がある場合等には、外国情報機関等から情報提供の働き掛けを受けていることがあり得ると考えられるため。

ウ　配偶者、家族及び同居人（配偶者及び家族を除く。）の氏名、生年月日及び住所並びに国籍に関する事項

評価対象者の配偶者や家族、同居人といった者に外国籍の者や帰化歴がある者がいる場合には、これらの者が当該評価対象者と密接な関係にあることを利用して、当該外国や原籍国の情報機関等が当該評価対象者に特定有害活動への関与の働き掛けを行うことがあり得ると考えられるため。

これまで述べた調査事項の中には、職業や国籍といった社会的身分に関する項目が含まれるところ、特定の社会的身分にあることによって特別秘密の取扱いの可否を分けるのであれば、社会的身分等により政治的、経済的又は社会的関係において差別されないこと（法の下の平等）を要請する憲法に違反するのではないかとの指摘が有り得るところである。

この点、適性評価制度では、特定の社会的身分にあることをもってではなく、

評価対象者の具体的な行動その他の状況に照らして適性を評価することから、法の下の平等に違反しないと考えられる。

また、適性評価においては、上記のとおり、内心の領域にある信条、思想・良心や信仰そのものを調査事項とはしていないため、信条により差別されることはないことからも法の下の平等に違反しないとともに、内心を告白させることがないことから憲法が要請する思想・良心の自由及び信教の自由を侵害しないと考えられる。

(4) 第４項について

第４項は、適性評価の実施に当たって対象としようとする者の同意を得ることとする旨及び同意に当たって告知すべき事項として、

・ 第２項各号に掲げる事項及び第３項の政令で定める事項について調査を実施する旨

・ 本人や関係者に質問し、本人に資料の提出を求め、及び公務所又は公私の団体に照会して報告を求めることがある旨

・ 第１項第３号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

を定めるものである。

適性評価の実効性を確保する上で実施権者が取得する必要がある評価対象者の個人情報には、人事管理のために通常保有しているものに限らず、精神疾患や信用状態その他の経済的な状況に関することといったプライバシーに深く関わるものも含まれる。そこで、適性評価制度が、評価対象者の責めに帰すべき個別具体的な職務上の義務違反や非行等がないにもかかわらず、行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを契機として評価対象者が把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても実施権者が取得する必要がある制度であることに鑑み、評価対象者の個人情報の保護に配慮し、及び評価対象者の理解を得て制度を円滑に運営するための仕組みとして、適性評価の実施を評価対象者の明示的な同意に係らしめることとするものである。

以下、告知すべき事項ごとに、その趣旨を考察する。

ア 第２項各号に掲げる事項及び第３項の政令で定める事項について調査を実施すること（第１号）。

同意を取得することとした理由に鑑みると、同意を有意なものとするためには、実施権者が本法に規定する範囲で個人情報を取得し（評価対象者本人が提供するもの及び関係者への質問や公務所又は公私の団体から報告によるものを含む。）、これに基づいて適性の評価がなされることを対象としようとする者が認識した上で同意がなされる必要があると考えられる。

イ 本人や関係者に質問し、及び公務所又は公私の団体に照会して報告を求め

ることがあること（第２号）。

法制上は、照会権限を法定することによって行政機関の長が評価対象者の個人情報を取得することも可能であると考えられる。

しかし、評価対象者が認識していないままに、実施権者が関係者に質問し、若しくは公務所又は公私の団体に照会して個人情報を取得することとならないような仕組みが法制上担保されていなければ、個人情報の保護への配慮が適切になされているとは言い難く、また、実態的にも質問を受けた関係者や照会を受けた公務所又は公私の団体がこれに応じることをためらうことが見込まれ、適性評価の実効性が確保できなくなるおそれがあると考えられる。

ウ　評価対象者に資料の提出を求めることがあること（第２号）。

評価対象者が認識していないまま実施権者が評価対象者に資料の提出を求めることとならない仕組みが法制上担保されていなければ、評価対象者の理解を得て制度を円滑に運営するための配慮が適切になされているとは言い難く、適性評価の実効性を確保できなくなるおそれがあると考えられる。

エ　第１項第３号に該当する者として適性評価を実施しようとすること（第３号）

第１項第３号に該当する者は、改めて適性評価を実施することに同意しなかった場合には第８項の規定によりその時点で特別秘密を取り扱うことができなくなる点において、これに同意しなかった場合でも適性を有すると認めた旨の直近の通知をした日から５年を経過するまで特別秘密を取り扱うことができる第１項第２号に該当する者とは法的効果が異なる。

そこで、第１項第３号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合にはその旨を告知することにより、こうした法的効果を十分認識しないままに、特別秘密を取り扱う事務に従事できなくなる事態を回避するものである。

(5)　第５項について

第５項は、行政機関の長が、第２項及び第３項の調査を実施するため、必要な範囲内において、その職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる旨を定めるものである。

実効性のある適性評価を実施するためには、評価対象者について調査事項に関する個人情報を正確かつ必要十分に把握する必要がある。その方法としては、まず評価対象者から質問票の提出を受け、次に面接等により評価対象者から詳細な説明を受け、加えて質問票や面接における回答の真偽を確認する必要がある場合等には評価対象者から資料の提出を受けることが必要であると考えられる。

しかし、評価対象者本人が提供する個人情報が正確かつ必要十分とは限らないこと、情報を行政機関の長が適正に評価するためには、医者等の専門家の所見を必要とする場合も想定されることから、行政機関の長が正確かつ必要十分な情報を把握し、かつ、適正に評価するためには、行政機関の長が、その職員をして職場の上司や同僚といった評価対象者をよく知る関係者に質問させたり、公務所又は金融機関、医療機関といった公私の団体に照会し、報告を求めることができることとすることが不可欠である。

行政機関の長が公務所又は公私の団体に照会する場合にあっては、照会を受けた公務所又は公私の団体から行政機関の長への報告は、個人情報の保護に係る法律と整合的な方法で行われることが要請される。当該方法としては、具体的には、運用上の措置として、行政機関の長が公務所又は公私の団体に照会し報告を求めるに当たり評価対象者本人の同意を得る方法と行政機関の長が公務所又は公私の団体に照会し報告を求めることができる旨を本法に規定し、根拠を明確化する方法の２つの方法が考えられるが、相手方の理解及び協力を得られる制度とする必要があることを考慮し、後者の方法によることとする。

(6)　第６項について

第６項は、行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に通知しなければならない旨を定めるものである。

適性評価が、行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを契機として、評価対象者本人が通常把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても行政機関の長が取得する制度であること、適性評価の実施に当たってこれらの情報を取得することについて評価対象者の明示的な同意をあらかじめ取得することとしていることに鑑みると、行政機関の長が、取得した個人情報に基づいて所与の目的を達成したことを評価対象者との関係において外形的に明らかにするとともに、行政機関の長が評価対象者の適性についてどのような判断を行ったのかを評価対象者本人が知ることができる仕組みを整備することは、適性評価制度を円滑に運営するために必要となる評価対象者の理解を得るために当然に必要と考えられる。

適性を有しないと認める旨を通知した場合の法的効果としては、例えば、行政機関の長は、その職員を特別秘密の取扱者から除外するとともに、これによってその職務の遂行に支障が生じるときは、適切な時期に特別秘密を取り扱うことのない職に転任させるといった措置を講ずることが考えられる。また、その職員が、高位の職を占める者であって、転任させるべき適当な職がなく、こうした措置を講ずることが困難である場合には、適性を有しないと認められたことが職務を遂行する上での「事故」であるとして、一時的に特別秘密の取扱いに係る職務を代行すべき者を指名する措置を講ずることが考えられる。

(7)　第７項について

第７項は、評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知する場合には、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施を妨げない範囲内において、その理由を通知することとする旨、その例外として、評価対象者があらかじめ理由の通知を希望しない旨の申出をした場合にはこれを通知しないこととする旨を定めるものである。

ここで、行政機関の行為としての適性評価の性格についてみてみると、

・　ある評価対象者が適性を有すると認められたとしても、その者が実際にいつどのような特別秘密を取り扱うこととなるかは、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が判断するのであって、この判断と独立して当該者が自由に特別秘密を取り扱う権利が付与されるわけではなく、したがって、適性を有しないと認められたとしても、そもそも失われる権利が存在するわけではないこと。

・　特別秘密の保護のための措置を講ずる義務は行政機関の長又は警察本部長に課されているのであって、適性を有すると認められたことをもって当該者に個別・具体的な義務が課されるわけではなく、したがって、適性を有しないと認められたとしても、そもそも解除される義務が存在するわけでもないこと。

から、評価対象者の権利・義務の変動を伴う行為ではないため、「処分その他の公権力の行使」には該当しないと考えられる。また、適性を有するかどうかの判断は実施権者の裁量に委ねられている。これらのことを踏まえると、適性を有すると認めなかった場合にその理由を評価対象者に通知することが当然に必要となるわけではないと考えられる。

その上で、仮に適性を有しないと認めたという結果のみを通知し、その理由を通知しないこととした場合、評価対象者には、例えば行政機関の長の当該判断に影響を与えた情報に誤りがあるのではないかといった疑問を確認することができないことになるが、こうした疑問に可能な限り応える仕組みがあれば、適性評価制度に対する評価対象者の不信感が解消されることでその実施に誠実に対応することが期待でき、制度の実効性が確保されるというメリットがあると考えられる。これらを考慮すると、基本的には、適性を有すると認めなかった場合の理由は、評価対象者に通知することが有用と考えられるため、これを通知することとするものである。

その一方で、適性を有しないと認めた理由が具体的に通知された場合、その蓄積によって適性評価制度の評価基準を推測することが事実上可能となり得る。この蓄積は、特別秘密を漏らすリスクがあることを不当に隠そうとする者を利することにもなりかねず、ひいては適性評価の実効性の確保の妨げとなり得ることが考えられる。また、適性評価制度においては、行政機関の長が評価

対象者の知人その他の関係者に質問したり、公務所又は公私の団体に対して照会して報告を求めたりすることがあるが、こうした質問や照会によって得られる情報の中には、情報源を明らかにしないことを条件に得られるものもあるため、当該情報を明らかにすれば、以後質問や照会に対する協力が得られず、適性評価の円滑な実施の確保の妨げとなることが考えられる。

こうした状況が生じる場合についてまで理由を通知することは、特別秘密の漏えい可能性を低減させるという適性評価制度の趣旨を没却させるものであると考えられるため、こうした状況が生じないよう、理由の通知は適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において行うこととする。

また、結果の通知を希望した評価対象者のうち、適性を有しないと認められた場合にその理由の通知を希望しないものについては、当該理由を通知しなかったとしても制度の円滑な運営を妨げることとはならないことから、こうした者には理由を通知しないこととする。

なお、適性評価は「処分その他の公権力の行使」に該当しないため、適性を有しないと認められた場合でも、行政不服審査法の不服申立て又は行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象とはならないが、

・　本法では適性を有しないと認められたことを理由として免職・解雇その他不利益な取扱いをしてはならない旨を規定していることから（第12条）、その結果を見直す機会を設ける必要性が実態的に高いとはいえないこと。

・　本法の目的を達成するためには、漏らすおそれがあるとの疑いを払拭できない場合には、特別秘密の保護を徹底する方向に判断する必要があると考えられるところ、仮に不満に対応する仕組みを設ければ、適性を有するかどうかの判断について裁量を有する行政機関の長又は警察本部長が、不満への対応に注意を払うあまり、漏らすリスクに対して厳格な判断をすることを躊躇するおそれも考えられること。

から、本項の規定のほかに、適性を有しないと認められた者の不満に対応する独自の仕組みを設けることはしていない。

(8)　第８項について

第８項は、ひとたび適性を有すると認められた職員に、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要であると行政機関の長が認めて改めて適性評価を実施しようとした場合に、当該職員が適性評価を改めて実施することに同意しなかったときは、当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨を直近に通知した日から５年を経過していないという要件に該当していてもこれに該当しない、換言すれば５年を経過したものとみなして、改めて実施する適性評価を踏まえて、特別秘密を取り扱うことができることができる者の条件を定めた第６条第１項の規定を適用する旨を定めるものである。

すなわち、適性評価が第１項第３号に該当するとして実施される際に対象者

がその実施に同意しなかったときは、改めて適性評価を実施することとした趣旨を踏まえ、これに同意しなかった時点で特別秘密を取り扱うことができないこととなる。

第８条（適性評価の実施中に適性を有すると仮に認めることができる場合）

１　趣旨

本条は、第７条第１項第１号に該当する者として適性評価を実施中の職員について、特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合には、一定の条件の下で適性を有すると仮に認めることができることとする措置を定めるものである。

２　内容

本法では、特別秘密の保護を徹底するため、適性評価により適性を有すると認められた者のみが特別秘密を取り扱うことを原則としており、特に、特別秘密の取扱いを業務とする職員がいる行政機関のように、高度の注意力をもって特別秘密の保護に係る各種の措置を講ずることが求められる機関にあっては、適性評価に要する期間、時期や規模を考慮して計画的にその職員の適性評価を実施することが期待されるところである。

しかし、適性評価が完了するには、通常、数ヶ月程度の期間を要することも見込まれるところ、事故その他の突発的な事態が生じて職員が欠けたことで早急に他の職員を補充する必要があるなど、特段の事情がある場合にまで、適性評価の手続が完了するまで一切その職員が特別秘密を取り扱えないこととすれば、当該行政機関の事務の遂行に不都合が生じることも、ないとはいえない。

このような場合に対応するため、通常の適性評価を実施する過程で、漏えいのおそれが相当程度排除できる段階まで調査が進捗していれば、適性評価の途中において適性を有すると仮に認め、その者が一定の期間に限り特別秘密を取り扱うことができることとすることにも合理性があると考えられる。

(1)　第１項について

ア　第１項は、第一に、適性評価の途中において適性を有すると仮に認めることができる者は第７条第１項第１号に該当する者として適性評価を実施中の者であって、同条第２項第１号（特定有害活動との関係に関すること。）、第２号（犯罪及び懲戒の経歴に関すること。）及び第３号（情報の取扱いに係る非違の経歴に関すること。）に掲げる事項についての調査が終了したものに限る旨を定めている。これは、適性評価の調査事項のうち、漏えいのおそれとの結び付きが特に強いこれら３つの事項についての調査が終了していれば、漏えいのおそれを排除するために必要な相当程度の情報が得られると考えられるためである。

イ　第１項は、第二に、適性を有すると仮に認める条件として、次のいずれにも該当することを定めている。

・　調査が終了している第７条第２項第１号から第３号までについては、これらの事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこ

れを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと（第１号）。

・　適性を有すると仮に認めようとする時点において、調査が終了し、又は調査を継続している第７条第２項第４号（薬物の濫用及び影響に関すること。）、第５号（精神疾患に関すること）、第６号（飲酒についての節度に関すること。）及び第７号（信用状態その他の経済的な状況に関すること。）について、これらの事項のその時点までの調査の結果、特別秘密を漏らすおそれがあると認めるべき事情や当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと（第２号）。

なお、「特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情」とは、その事情の存在によって直ちに特別秘密を漏らすおそれがあるとみなされるわけではないが、関係者、専門家、公私の団体への質問や照会等更に詳細な調査を実施することで新たに得られる情報次第では、特別秘密を漏らすおそれがあると認めるべき事情になる可能性がある事情をいう。例えば、原因が明らかでない多額の借金があることや精神疾患の経歴があることが該当する。

(2)　第２項について

第２項は、行政機関の長は、適性を有すると仮に認めたときはその旨を評価対象者に対し通知する旨を定めている。これは、

・　評価対象者が行政機関の長から何ら通知を受けることなく特別秘密を取り扱うことになれば、評価対象者にとっては適性評価の進捗状況が判然とせず、適切な手続きに基づいて特別秘密を取り扱っていないのではないかとの不安や疑念を生じさせることを避けられること。

・　適性を有すると仮に認めた旨を通知することにより、行政機関の長が引き続き所要の調査を実施する必要があり、そのために質問等を受けることがあることを評価対象者が予見することができ、残りの調査を実施する上での混乱を避けられること。

が期待できるためである。

なお、第７条第２項第１号から第３号までの調査が終了した時点において、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情が存在する場合には、適性を有しないと仮に認める必要はなく、通常の適性評価の手続によって適性を有しないと認めた旨等の通知を行うこととなる。

第９条（都道府県警察の職員に係る適性評価）

１　趣旨

本条は、都道府県警察の職員として特別秘密を取り扱う者に係る適性評価については、行政機関の職員に係る適性評価を定めた第７条及び第８条の規定を準用する旨及び準用に当たっては実施権者に係る規定等について所要の読替えを行う旨を定めるものである。

２　内容

都道府県警察の職員に係る適性評価について第７条及び第８条の規定を準用するに当たっては、「行政機関の長」を「警察本部長」に読み替えることにより、その実施権者を警視総監又は道府県警察本部長としている。これは、

・　都道府県警察は本法の行政機関ではないが、警察庁の所掌事務を遂行する上で警察庁長官の指揮監督を受けて特別秘密の取扱いの業務を行うほか、特別秘密に係る犯罪の捜査といった所掌事務を遂行する上で特別秘密を取り扱うことが想定されるため、特別秘密を取り扱う独立した組織として評価できることから、本法の行政機関に準じて都道府県警察単位ごとに特別秘密の保護を行わせることに合理性があると考えられ、その場合、特別秘密の保護の措置を講ずる責任がある者として行政機関の長に相当する者は警視総監又は道府県警察本部長であること。

・　適性評価の実施権者は原則として国の行政機関に属する者をもって充てる必要があるが、この点、警察事務が本来的に住民の日常生活の安全の確保という地方的性格と国全体の安全等の確保という国家的性格とを併せ持つことを踏まえた上で、我が国の現行の警察制度では、都道府県警察に一定の国家的性格を付与していること。

から、都道府県警察の職員の適性評価は、警視総監又は道府県警察本部長を実施権者とすることが適当と考えられるからである。

第10条（契約業者の役職員等に係る適性評価）

1　趣旨

本条は、契約業者の役職員等として特別秘密を取り扱う者に係る適性評価については、行政機関の職員に係る適性評価を定めた第７条及び第８条の規定を準用する旨及び準用に当たっては結果の通知に係る規定等について所要の読替えを行う旨を定めるものである。

2　内容

契約業者の役職員等に係る適性評価においては、結果の通知は評価対象者だけでなく契約業者に対しても行う必要がある。これは、契約業者は、その役職員等のうち適性を有すると認められた者を把握していなければ、誰に特別秘密を取り扱わせることができるのか判断できないからである。

また、契約業者はその判断をする限りにおいて適性評価の結果を知る必要があることから、適性を有しないと認められた場合に行政機関の長はその理由を契約業者には通知しないこととする。

このため、契約業者の役職員等に係る適性評価について第７条及び第８条の規定を準用するに当たっては、これらの点を反映するよう結果の通知に係る規定について所要の読替えを行っている。

なお、契約業者の役職員等の適性評価において契約業者を実施権者としないのは、国及び国民の安全の確保にとって重要な秘密情報として国が特別秘密に指定したものについて、これを厳格な管理に服せしめるのは国の責務と考えられることから、実施権者は国の行政機関に属する者をもって充てる必要があるからである。

第11条(適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限)

1　趣旨

本条は、適性評価の実施権者である行政機関の長及び警察本部長が、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する評価対象者の個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない旨を定めるものである。

2　内容

特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価するためには、第７条第２項各号に掲げる事項及び第３項の政令で定める事項に関して評価対象者の個人情報を取得する必要があるが、この中には、通常の人事管理上保有される個人情報以外にも、精神疾患や経済的な状況といったプライバシーに深く関わるものが含まれている。

ここで、適性評価制度において、個別具体的な職務上の義務違反や非行がないにもかかわらず、このようなプライバシーに深く関わるものまで含めた個人情報の取得が許容されるのは、国及び国民の安全の確保にとって重要な情報である特別秘密を保護するための同制度に、個人の権利利益の保護の要請との比較衡量においてもなお優先されるほどの高い公益性が認められるためである。このことに鑑みれば、適性評価の実施のために取得された個人情報は、それ以外の目的のために利用され、提供されることがないよう特に慎重な取扱いが求められると考えられる。

適性評価の実施のために取得された個人情報は、基本的には、行政機関にあっては行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定めた行政機関個人情報保護法に従って保護される。ここで、同法においては、法令に基づく場合（同法第８条第１項）以外にも、個人の権利利益の保護の必要性と個人情報の有用性を比較衡量して有用性の方が上回る場合等、取得した目的以外の目的で利用・提供ができる例外的な取扱いも認められている（同法第８条第２項）が、単純にこの法律に従うこととすれば、適性評価で取り扱われる評価対象者のプライバシーに深く関わる個人情報が、例えば人事評価においても利用されるのではないかといった不安感や不信感が評価対象者に発生し、適性評価制度の実効性を損なうことになりかねないと考えられる。このような事情は都道府県警察においても同様である。

この点を解決するため、本法においては、行政機関の長及び警察本部長が適性評価の実施のために取得した個人情報に関しては、同法第８条第２項に定める例外的な利用・提供を禁止することとする。

第12条（不利益取扱いの禁止）

1　趣旨

本条は、適性評価の対象としようとする者が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性評価の対象となった者が適性を有しないと認められたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない旨を定めるものである。

2　内容

適性評価制度は、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがないと認められた職員以外の職員をその取扱者から除外することにより特別秘密の漏えいを防止することを目的としている。したがって、行政機関の長、警察本部長及び契約業者は、対象者であるその職員等の適性評価の結果を当該目的を達成するために用いるべきことは論をまたないところである。

この点、適性評価の対象としようとする者が適性評価を実施することに同意しなかった場合に、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が指揮命令義務違反や誠実義務違反を問うことや、適性を有しないと認められた場合にその職員等を勤務全般における適性を欠く者とみなして、免職・解雇、降任、減給等の処分をしたり、専ら雑務に従事させ就業環境を害したりするといった、適性評価の目的以外の場面で適性評価の結果を斟酌する余地があれば、対象者が自らの責めに帰すべき非違がない中で、任命権や給与決定権を背景に行政機関の長、警察本部長又は契約業者が、特別秘密を取り扱わせようとしたことを口実として、対象者に一方的に不利益を与えるという理不尽な事態が起こらないとも限らない。

さらに、そうした事態への不信感ないし不安感を払拭できなければ、対象者は、適性評価の実施に同意しつつも調査事項に係る個人情報を漏れなく正確に提供することをためらい、それによって特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを実施権者が適正に評価できず、制度の実効性を損なうことになりかねない。

このため、行政機関の長、警察本部長及び契約業者が、適性評価の対象としようとする者が適性評価を実施することに同意しなかったこと又は適性評価の対象となった者が適性を有しないと認められたことを理由として、不利益な取扱いをすることがないようにする必要がある。

(1)　第１項について

第１項は、行政機関及び都道府県警察の職員に関する不利益取扱いの禁止について定めている。

行政機関の職員にあっては、一般職の職員については国家公務員法の適用が、自衛隊の隊員については自衛隊法の適用があり、また都道府県警察の職員にあっては国家公務員法又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用があり、それぞれの法律の任用、免職等に関する規定を的確に運用することによって、

適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として免職その他不利益な取扱いを受けることがないことが担保されている。

このため、これらの者については、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として、これらの者に免職その他不利益な取扱いをすることは禁止行為として違法であるという旨を明確化する必要性は必ずしも高くないものの、その趣旨を明文化しないことにより、後述する契約業者の職員等との比較において反対解釈を生じることが懸念されることから、この趣旨を確認的に規定することが適当と考えられる。民間部門の労働者と公務員に共通に適用される制度において免職等の不利益取扱いが懸念される場合に、公務員については国家公務員法その他の公務員法制によりそうした取扱いがなされないことが担保されているため、これを禁止行為として違法とする旨を明文化する必要性が必ずしも高くないものの、民間部門の労働者との比較において反対解釈が生じることがないよう確認的にその旨を規定している例としては、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第７条があり、本法もこれに倣ったものである。

適性評価を実施することに同意しなかった場合等において、これらの者に不利益を及ぼし得る者としては、任命権者や給与決定権者等が考えられることから、条文上で不利益な取扱いをしてはならない旨の規範を課す対象は、「行政機関等の職員の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者」とする。

なお、行政機関の職員のうち特別職の国家公務員（自衛隊の隊員を除く。）は、その職務の特殊性を踏まえ自由な任免が適当と考えられていることから、不利益取扱いの保護の対象としないこととしたものである。

(2)　第２項について

第２項は、契約業者の役職員等に関する不利益取扱いの禁止について定めている。

契約業者の役職員等のうち、使用される者に対する解雇その他不利益な取扱いは、労働契約法（平成19年法律第128号）第16条（解雇）及び第15条（懲戒）の規定並びに判例により、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当として是認することができない場合は、使用者の権利の濫用として無効となるとされている。

しかし、この旨の労働契約法の規定及び判例は、使用者の権利の濫用を判断する基準としては抽象的であり、当該法律や判例が、本法によって適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として行われた解雇その他不利益な取扱いに対しても効力を有するのかは必ずしも明確ではない。また、専ら雑務に従事させて就業環境を害するといった事

実上の不利益な取扱いや、既に契約業者との使用関係を終了した者についての不利益な取扱いを制限する法的根拠は現状存在していない。

したがって、契約業者が、その使用し、又は使用していた者に対して、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として解雇その他不利益な取り扱いをすることは禁止行為として違法である旨を明確に規定することとする。

なお、使用される者以外の者にあっては、例えば役員はその解任、報酬が、会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株主総会の決議によって定められることから、本法に基づく不利益取扱いの保護の対象とはしないものである。

第13条（確認措置の実施についての準用）

1　趣旨

本条は、確認措置の実施に係る個人情報の利用及び提供の制限並びに不利益取扱いの禁止については、適性評価に関しこれらを規定した第11条及び第12条第１項の規定を準用する旨及び所要の読替えを行う旨を定めるものである。

2　内容

確認措置を講ずるために行政機関の長又は警察本部長が取得する個人情報の中にはプライバシーに深く関わるものが含まれるが、こうした情報の取得が許容されるのは特別秘密の保護に高い公益性が認められるためである。このことを踏まえると、こうした個人情報は特別秘密を保護するという目的以外に利用・提供されることがないよう特に慎重な取扱いが求められる。

また、その職員が確認措置の実施に同意しなかったことや第６条第２項第３号に規定する特定の事実が存在しないことが確認できなかったことといった結果は、特別秘密の取扱いの可否を分ける判断でのみ斟酌されるべきである。

これらの点が担保されないのではないかとの不信感や不安感をその職員が払拭できなければ、行政機関の長や警察本部長は確認措置を的確に講ずることができず、その実効性が損なわれることになりかねないことは適性評価と同様である。

したがって、適性評価に係る個人情報の利用及び提供を制限する旨の規定及び不利益取扱いを禁止する旨の規定を確認措置の実施について準用することとしたものである。

第14条（その他の保護措置）

1　趣旨

本条は、行政機関の長及び警察本部長は、特別秘密の指定等について定める第３条、第４条及び第６条から第10条までのほか、政令で定めるところにより、第３条第１項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずる旨を定めるものである。

2　内容

本法では、第３条第１項に規定する事項を保護するため、特別秘密の指定（第３条）、指定の有効期間及び解除（第４条）、特別秘密の取扱者（第６条）、適性評価（第７条から第10条まで）について規定しているが、これら以外に第３条第１項に規定する事項の保護上必要な措置としては、防衛秘密の保護上必要な措置を政令に委任している自衛隊法及びこれに基づく自衛隊法施行令の関係規定を参考にすると、例えば、

・　行政機関の長又は警察本部長が、その職員のうちから特別秘密の取扱いを管理する者を指名すること。
・　第３条第１項に規定する事項が特別秘密として指定されたときに、当該事項の取扱いに従事する職員にその旨を周知すること。
・　特別秘密の取扱いに従事する職員の範囲を定めること。
・　特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び特別秘密の伝達を適切に管理するための措置を、行政機関の長又は警察本部長の定めるところにより講ずること。

が考えられる。

なお、都道府県警察は特別秘密を取り扱う独立した組織と評価できるところ（第９条の解説を参照）、警察本部長は、その組織における特別秘密の保護上必要な措置を講ずる責任を行政機関の長と同様に負わせることが適当と考えられることから、本条では、第３条、第４条及び第６条から第10条までに定めるもの以外の保護措置を講ずる旨について、行政機関の長と警察本部長を併せて規定している。

第15条（政令への委任）

1　趣旨

本条は、本法各条に委任規定を持たない事項であって本法の実施に必要なものについて、政令で定めることを規定するものである。

2　内容

政令には、法律の具体的な委任に基づいてその委任の範囲内で法律の所管事項を定める委任命令と、法律の規定を実施するために必要な事項を定める実施命令があるが、本条は、本法に関する実施命令について規定したものである。

そして、本法の規定を実施するために必要な事項としては、各条ごとの必要性から当該条文に政令への委任を明記しているもの以外にも、法全体の実施に関する手続的・技術的な事項で政令で定めるべきものがあり得ることから、本条を置いたものである。

本条の規定に基づいて政令で定める事項としては、適性評価に係る告知の方法を条文に例示したところであるが、これ以外の事項で検討の対象になり得るものとしては、

・　複数の行政機関の共有に係る事項を指定する場合における協議に関する手続的・技術的な事項
・　複数の行政機関が特別秘密を共有する場合における指定の有効期間の延長及び解除に係る調整に関する手続的・技術的な事項
・　適性評価に係る同意の取得及び質問に関する手続的・技術的な事項

といったものが考えられる。

第16条（この法律の解釈適用）

1　趣旨

本条は、本法の適用に当たって、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定めるものである。

2　内容

(1)　本法では、秘密の範囲について、防衛秘密と同様に秘密の対象となり得る事項を別表で具体的に限定列挙するとともに、防衛秘密の「我が国の防衛上特に秘匿する必要があるもの」に相当する要件をより具体的に規定して指定の要件の精緻化を図っている。

また、罰則については、正当な取材活動は漏えいの教唆として処罰対象とならないことが判例法理として確立していることに加え、本法では、処罰対象とすべき取得行為を具体的に限定列挙したため、正当な取材活動が本法により処罰される余地はない。

(2)　さらに、本法は、附則で内閣法を改正して、秘密の保護について専門的な知見を有する内閣情報官に特別秘密の保護に関する総合調整等の事務を掌理させることとしており、ガイドラインの作成等により本法の適切かつ統一的な運用を確保することとしている。

(3)　このように、本法は適切な運用の確保を図るために必要な制度設計を行っているが、個別の特別秘密そのものが条文に規定されているわけではなく、秘密を取り扱う立場にない一般人との関係においてある程度抽象的な法律と受け止められることは、本法の性格上やむを得ないところである。加えて、防衛秘密制度とは異なり本法においては、秘密を取り扱う立場にない一般人が主たる罰則の対象に含まれ、重罰を科される余地があることも考慮し、本法に近い性格を有する日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）（以下「ＭＤＡ秘密保護法」という。）の訓示的規定（第７条）と同様の規定を本法に置き、政府として本法の適切な運用に万全を期すべきことを入念的に明らかにすることとしたのが本条である。

(4)　なお、ＭＤＡ秘密保護法にはない適性評価制度について、本法では、対象者の同意を要件とし、調査事項を具体的に限定列挙して恣意的な調査を排除し、適性評価の実施に当たって取得する個人情報の目的外利用・提供や、適性評価の実施への不同意等を理由とする不利益取扱いを禁止していることに加え、ガイドラインの作成等によりその適切かつ統一的な運用を確保することとしており、適切な運用の確保を図るために必要な制度設計を行っている。しかしながら、適性評価制度については他の法律に類を見ない制度を導入するものであり、その適切な運用に特に万全を期す必要があることに照らしても、本条の意義は認められる。

第17条（特別秘密の漏えい罪）

1　趣旨

特別秘密の保護のためには、業務により特別秘密を取り扱う者（以下「業務者」という。）による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止することが必要不可欠である。そこで、本条では、業務者による特別秘密の故意の漏えい、同未遂及び過失による漏えいを処罰するものである。

2　内容

(1)　取扱業務者による故意の漏えい罪（第１項）

ア　主体

(ア)　業務者のうち「特別秘密を取り扱うことを業務とする者」（以下「取扱業務者」といい、それ以外の業務者を「業務知得者」という。）である。改正前自衛隊法は「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」（同法第122条第１項）による防衛秘密の漏えい行為のみ処罰の対象としているところ、本項はそれと同様の者による特別秘密の漏えい行為を処罰するものである。

「特別秘密を取り扱うこと」とは、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務をいい、「業務」とは、人が社会生活上の地位に基づき反復継続して行う事務をいう。したがって、取扱業務者とは、社会生活上の地位に基づき、反復継続して、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務を行う者をいう（防秘解説55頁）。具体的には、防衛省、外務省、警察庁、公安調査庁、内閣官房等において、我が国及び日本国民の安全を脅かす国内外の情勢に関する情報といった機微な情報の収集・分析に従事する者等が想定される。また、第６条の規定によりこれらの行政機関から特別秘密の提供を受けてその取扱いの業務を行う行政機関若しくは都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等も取扱業務者に該当する。

(イ)　取扱業務者は、特別秘密の取扱いを反復継続することが見込まれるため、業務知得者に比べ、特別秘密に触れる程度や頻度が高く、その漏えいによる法益侵害の範囲が多岐にわたり、頻発のおそれも大きく、法益侵害の危険が高くなることが考えられる。

また、取扱業務者は、その職務上特別秘密の取扱いが当然に予定され、それ故に特別秘密を厳格に保全することがその職務上特に強く求められる者であるため、業務知得者に比べてより厳格な秘密保全義務を負う者であり、かつ、このような義務を負うことを前提に自己が所属する機関から特別に信頼されて当該職務に就いている者と考えられる。このような取扱業

務者による漏えいは、業務知得者による場合と比べ、より非難可能性が高いと考えられる。

このように、取扱業務者による漏えいは、業務知得者による場合と比べ、法益侵害の危険が高く、また、非難可能性も大きいと考えられるため、より重い法定刑を定めることとした。

(ｳ) 本法の罰則の目的は、業務者による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止することにあり、いったん業務者として特別秘密を知得してその保全下に置いた者であれば、その後の漏えい行為はたとえそれが当該業務を離れた後のものであっても本法により処罰すべきであって、本項後段はそのような行為を処罰するための規定である。

他方、行政機関若しくは都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等が業務によりある事項を知得した後に当該業務を離れ、又は退職し、その後に当該事項に対して特別秘密の指定があった場合、当該者は一度も業務者として当該特別秘密をその保全下に置いていないため、その後の漏えい行為は本法による処罰の対象とはしない。この場合、行政機関又は都道府県警察の職員による漏えい行為は、国家公務員法等により処罰され得る。

イ 「知得」

「知得」とは、改正前自衛隊法及びＭＤＡ秘密保護法に規定する「知得」と同義であり、無形的な事項すなわちある事実又は情報を知っている状態をいい、「知っている」すなわち認識の程度としては、「特別秘密を含めた何らかの秘密であること」の認識があり、かつ、「特別秘密を含めた何らかの秘密の意味をまったく認識していないわけではない」程度の意味の認識があれば足りる（防衛秘密制度の創設に係る自衛隊法改正当時の防衛庁作成に係る内閣法制局説明資料（以下「自衛隊法改正資料」という。））。

この点、ＭＤＡ秘密保護法は特別防衛秘密として無形的な事項（「左に掲げる事項」（同法第１条第３項））に加え「これらの事項に係る文書、図画又は物件」（同項）という有体物を定義したため、処罰すべき漏えい行為の対象に関し、無形的な事項についての「知得」に加え、有体物についての「領有」も規定しているのに対し、改正前自衛隊法は無形的な事項のみを防衛秘密として定義したため、無形的な事項についての「知得」のみを規定している。本法は改正前自衛隊法と同じく無形的な事項のみを特別秘密として定義するものであるため、同法に倣い「知得」のみを規定することとした。

このように、改正前自衛隊法及び本法では、処罰すべき漏えい行為の対象に関し有体物についての「領有」を規定していないが、有体物に係る漏えい行為を処罰の対象外とするものではない。すなわち、事項を記録する文書等の占有を得る際に当該事項について上述の程度の認識を得た場合、当該事項を「知得」したこととなり、当該文書等に係る漏えい行為も処罰の対象となる。他方、事項を記録する文書等の占有を得たものの当該事項について何ら

の認識も有していないような場合、当該事項を「知得」したものとはいえず、当該文書等に係る漏えい行為は処罰の対象とはならない。

なお、本法第18条第１項に規定する「取得」とは後述のとおり事項を記憶すること及び事項に係る有体物の占有を得ることをいうところ、上記のように文書等の占有を得たものの事項について何らの認識も有していないような場合、「知得」には該当しないものの「取得」には該当する（ただし、故意が欠けるため取得罪は成立しない。）。

ウ　「漏らした」

改正前自衛隊法に規定する「漏らした」と同義であり、自己以外の者に対し、正当な理由なく、特別秘密たる事項を口頭、電話、放送等により告知し、若しくは文書、図画、電信等によって伝達し、又は特別秘密たる事項を含む文書、図画、物件を交付することであり、相手方をして了知させることを必要とせず、知り得る状態に置いたことをもって足りる（自衛隊法改正資料）。

エ　法定刑

(ｱ)　特別防衛秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪（ＭＤＡ秘密保護法第３条第１項第３号）及び営業秘密の故意の開示等の罪（不正競争防止法（平成５年法律第47号）第21条第１項第４号ないし第６号）の法定刑がいずれも10年以下の懲役であることとのバランスに鑑み、特別秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑も10年以下の懲役とすることとした。

この点、改正前自衛隊法は、漏えいがもたらす影響として、自衛隊の任務遂行への支障といういわば中間的な段階に着目し、同法の他の罰則とのバランスも考慮して防衛秘密の取扱業務者による漏えい罪の法定刑を５年以下の懲役としているが、本法は、国及び国民の安全の確保に対する脅威という漏えい行為の本質的な性格に着目するものであり、その結果として改正前自衛隊法と異なる法定刑を定めることに合理性は認められると考えられる。

(ｲ)　また、過去の秘密漏えい事案においては金銭的対価を伴うものが少なくないため、罰金刑を任意的に併科することとし、現行法上10年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は1000万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

オ　他罪との関係

行政機関又は都道府県警察の職員が特別秘密を故意に漏えいした場合、本項又は第２項の漏えい罪が成立するほか、国家公務員法等の守秘義務違反罪が成立することがあるところ、その場合、両者は観念的競合（刑法（明治40年法律第45号）第54条第１項前段）として処断されることになる。

カ　義務規定の要否

秘密保全に関する現行法制においては、国家公務員法のように、義務規定を設けた上でその違反行為に対する罰則を別途規定する例もあるが、本法の

特別秘密の漏えい行為は、改正前自衛隊法の防衛秘密の漏えい行為と同様、本来的に反社会的であると考えられるため、義務規定は設けないこととした。

(2) 業務知得職員による故意の漏えい罪（第２項）

ア 主体

(ｱ) 業務知得者のうち、行政機関又は都道府県警察の職員である（以下「業務知得職員」という。）。

業務知得者については、ＭＤＡ秘密保護法において、「(ｲ)捜査官が本法違反事件の捜査にあたり防衛秘密を知得領有した場合(ﾛ)国会議員が秘密会で防衛当局の説明を聴取した場合(ﾊ)大蔵省主計官が防衛当局の予算の説明を聞く際知得領有した場合(ﾆ)本法違反被疑事件担当の弁護人が知得領有した場合(ﾎ)タイピストや謄写版の筆耕が防衛秘密事項のタイプや製版を依頼されて知得した場合等」（郡祐一「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法精義」103頁）が想定されているところ、本項は業務知得者が行政機関又は都道府県警察の職員である場合に限ってその漏えい行為を処罰の対象とするものである。

(ｲ) 改正前自衛隊法においては、業務知得者による漏えい行為を処罰の対象としていないが、これは、そもそも防衛省・自衛隊を規律の対象とする同法（同法第１条参照）において、上記(ｱ)に列挙した者をすべて罰則の対象とするのはいささか行き過ぎの感があり、関係方面との調整が困難であるため、処罰対象とすることを見送ったものと考えられる。

これに対して本法は、行政機関及び都道府県警察における特別秘密の保護のため、適性評価などの厳格な管理義務や罰則により行政機関及び都道府県警察を規律するものである。したがって、本法により処罰対象とすべき漏えい行為の主体は、行政機関又は都道府県警察の職員全体に及ぶこととするのが自然な考え方であり、職員の中に取扱業務者に該当しない業務者が含まれているのであれば、それらの者も含めて処罰対象とすることが適当と考えられるので、業務知得者であっても行政機関又は都道府県警察の職員に該当する者については処罰対象とすることとした。

なお、都道府県警察の職員が特別秘密に係る犯罪の捜査を職務とするため業務知得者として特別秘密を取り扱うことが具体的に想定されるのに対し、地方公共団体のその他の職員については、業務により特別秘密を知得することが想定し難いことから、本項の処罰対象とはしないこととした。

(ｳ) 本項後段は、前項後段と同様、本法の罰則の目的に鑑み、業務知得職員による退職後の漏えい行為を本項により処罰するための規定である。

イ 法定刑

自由刑については、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にし

て、５年以下の懲役とすることとした。

罰金刑については、現行法上５年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は500万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

(3)　取扱業務者又は業務知得職員による故意の漏えい行為の未遂罪（第３項）

「未遂」とは、漏えいの実行に着手したが、相手方に知り得る状態に至らなかった場合であり、例えば、特別秘密を記録した文書を郵送したものの、直後に検挙されて当該文書が相手方に到達しなかった場合などが想定される。

(4)　取扱業務者による過失漏えい罪（第４項）

ア　主体

第１項と同じく取扱業務者である。過失犯についても、取扱業務者による漏えいは、業務知得者による場合と比べ、法益侵害の危険が高く、非難可能性も大きいと考えられるため、より重い法定刑を定めることとした。

イ　「過失により」

漏えいの認識又は認容のないまま不注意により一定の作為・不作為を行い、漏えいの結果を引き起こした場合であり、例えば、不注意により特別秘密であることを失念して当該特別秘密に係る事項を自己以外の者に告知した場合、特別秘密が記録された文書を公園のベンチに置き忘れ、自己以外の者が知得するに至った場合などが想定される。

ウ　法定刑

自由刑については、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、２年以下の禁錮とすることとした。

また、２年以下の禁錮に対する選択刑としての罰金額は、１年以下の禁錮に対するものと同様、現行法上30万円以下とするのが最も一般的であるが、業務知得職員による過失漏えい罪との差別化を図る必要があると考えられることから、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、50万円以下の罰金とすることとした。

(5)　業務知得職員による過失漏えい罪（第５項）

ア　主体

第２項と同じく業務知得職員である。

イ　法定刑

自由刑については、取扱業務者による過失漏えい罪の法定刑を２年以下の禁錮としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、１年以下の禁錮とすることとした。

12/07/31内調内検討済み

罰金刑については、１年以下の禁錮に対する選択刑としての罰金額は、現行法上30万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

第18条（特別秘密の取得罪）

1　趣旨

(1)　業務者による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止するためには、業務者による漏えい行為を防止することが最も重要であるが、外部者による特別秘密の取得行為の中には、

①　欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、業務者から特別秘密を取得する場合

②　窃盗、特別秘密の管理場所への侵入又は不正アクセスなど、業務者の管理を害する行為（以下「管理侵害行為」という。）を手段として特別秘密を直接取得する場合

など、業務者による漏えい行為の処罰では抑止できない態様のものがあり、近時、情報通信技術の進展に伴い、コンピュータ・ウイルスを用いて外部から直接企業内情報をねらった上記②に該当する事件が実際に発生していることも踏まえると、処罰の対象とする必要性は高いと考えられる。また、上記①②のような犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするものに限って処罰の対象とするのであれば、正当な取材活動など本来許容されるべき行為との区別も明確であり、国民の基本的人権を侵害するようなおそれはないと考えられる。

したがって、外部者による特別秘密の取得行為のうち、上記①②に該当する取得行為に限って処罰の対象としたのが本条である。現行法上、機微な情報の取得を処罰する立法例として、不正競争防止法第21条第１項第１号の営業秘密の取得罪、割賦販売法（昭和36年法律第159号）第49条の２第２項のクレジットカード番号等の取得罪がある。

(2)　なお、改正前自衛隊法においては、外部者による防衛秘密の取得行為を処罰の対象としていない。これは、そもそも自衛隊法が自衛隊内部を規律することを直接的な目的としており（同法第１条参照）、外部者による防衛秘密の取得行為を処罰の対象とすることが同法の目的からして必須とまではいえず、他方で外部者による取得行為を広く処罰の対象とすることに懸念があることを考慮したものと考えられる。

本法は、自衛隊法とは異なり、特別秘密の保護そのものを目的としている以上、その保全状態を脅かす行為であれば、業務者による漏えい行為に限らず処罰の対象とするのが適当である。

2　内容

(1)　特別秘密の取得罪（第１項）

ア　主体

主体に限定はない。

イ　「次に掲げる行為により特別秘密を取得した」

「取得」とは、不正競争防止法第21条第１項第１号「取得」と同義であり、特別秘密を再現可能な状態で記憶すること又は特別秘密を記録する文書、図画若しくは物件若しくは特別秘密を化体する物件の占有を得ることをいう（経済産業省知的財産政策室「逐条解説不正競争防止法（平成21年改正版）」（以下「逐条解説不競法」という。）180頁）。

「次に掲げる行為により」とは、本項各号に規定する行為を特別秘密の取得の手段として用いることをいい、本項各号に規定する行為が複数認められる場合、最も直接的な手段として用いる行為を捉えて「次に掲げる行為」と評価することになる。例えば、施設に侵入した上で特別秘密を記録する文書を窃取した場合、「施設への侵入」（第３号）ではなく「財物の窃取」（第２号）により取得したものと評価することになる。

ウ　「人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為」（第１号）

不正競争防止法第21条第１項第１号「詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。）」と同義であり、刑法上の詐欺罪、強盗罪、恐喝罪の実行行為である欺罔行為、暴行、脅迫に相当するものである（逐条解説不競法178頁）。欺罔行為等により特別秘密を記録する文書等の占有を得る場合のほか、特別秘密を口頭で聞き出す場合なども含まれる。

エ　管理侵害行為（第２号～第８号）

不正競争防止法は、営業秘密に係る管理侵害行為として「財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為」（同法第21条第１項第１号）を処罰の対象としているところ、営業秘密については、広く民間において保有され、管理の程度は各保有者により軽重様々であると考えられるため、「その他の保有者の管理を害する行為」には、比較的弱い管理を前提とする管理侵害行為、例えば

㋐　望遠鏡等による覗き見
㋑　聞き耳を立てて壁の向こう側の会話を盗み聞きする行為
㋒　合法的に施設に立ち入り、無施錠の保管庫を無断で開ける行為
㋓　暗号化されていない無線による通信を傍受する行為

といった行為まで含まれると解されている。

他方、本法の特別秘密については、保有者は国の行政機関、都道府県警察及び契約業者に限定されており、改正前自衛隊法の防衛秘密と同様、政令、訓令、ガイドライン等を通じて各保有者における厳格な管理を義務付けることを予定している上、特別秘密の管理に従事するのが適切でない者をあらかじめ除外する適性評価制度を新設するなど、一定水準以上の管理を確保するための制度的担保を強化している。そのため、特別秘密については、㋐～㋓

のような一定水準に満たない不十分な管理を前提とする管理侵害行為を処罰の対象とする必要性が乏しく、刑罰の謙抑性等の観点も踏まえると、これらを処罰の対象としないことが合理的であると考えられる。

以上のことを踏まえ、本法においては、㋐～㋓のような一定水準に満たない不十分な管理を前提とする管理侵害行為を処罰の対象から外すため、特別秘密に係る管理侵害行為を限定列挙することとした。

(ｱ)　「財物の窃取」（第２号）

有体物の占有という管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものであり、不正競争防止法第21条第１項第１号「財物の窃取」と同義であって、刑法上の窃盗罪の実行行為に相当するものである（逐条解説不競法178頁）。

(ｲ)　「施設への侵入」（第３号）

施設における保管という管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものであり、不正競争防止法第21条第１項第１号「施設への侵入」と同義であって、刑法上の建造物侵入罪の実行行為に相当するものである（逐条解説不競法179頁）。

「施設」とは、一定の目的のために設けられた土地、家屋その他の建設物をいう（「法令用語辞典＜第９次改訂版＞」（以下「法令用語辞典」という。）474頁参照。）。

(ｳ)　「施設若しくは設備を損壊し、又はその錠を特別秘密を保有する行政機関、都道府県警察又は契約業者（次号及び第八号において「保有者」という。）の同意なくはずす行為」（第４号）

保管庫にドリルで穴を開け、あるいは無断で保管庫を開錠して庫内から特別秘密を記録する文書を取り出し、その内容を記憶して立ち去る行為のように、施設又は設備における保管という管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものである。

「設備」とは、機械、器具その他の建設物に備えられる物をいい（法令用語辞典474頁参照。）、特別秘密が保管された金庫などがこれに当たる。

「損壊」とは、刑法上の建造物損壊罪又は器物損壊罪の実行行為に相当するものである。

(ｴ)　「映像若しくは音声を送信する機能又は録画若しくは録音の機能を有する機器を保有者の同意なく施設に設置する行為」（第５号）

会議室に無断で盗聴器を設置して会議における特別秘密に係る会話を盗聴する行為のように、閉鎖的な房室において入室を許可された者に限定して特別秘密に係る映像又は音声を視聴させるという管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものである。

「映像若しくは音声を送信する機能を有する機器」及び「録画若しくは録音の機能を有する機器」は、いずれも盗聴器や盗撮器のような機器であるが、前者は現に行われている会話等の様子を離れた場所で視聴すること

を可能とするもの、後者は会話等の様子を記録した機器を後日回収してその様子を視聴することを可能とするものをそれぞれ想定している。≪

「設置する行為」には、自ら施設内に立ち入って機器を設置する場合のほか、職員の衣服や所持品に機器を忍び込ませて施設内に持ち込ませるなど、情を知らない他人を利用して設置する場合も含まれる。

(オ)　「施設又は施設の区画された部分に係る振動を当該施設又は当該部分の外部から検知し、及び分析することにより、これらの内部の音声に係る情報を取得する行為」（第６号）

会議室等の閉鎖的な房室内の特別秘密に係る音声を盗聴する行為を処罰の対象とする点で第５号と共通しているが、閉鎖的な房室の内部に無断で盗聴器を設置するのではなく、機器を用いることにより閉鎖的な房室の外部から特別秘密に係る音声を盗聴する行為を処罰の対象とするものである。

「施設又は施設の区画された部分」とは、特定の者のみが特別秘密に係る音声を聴取することができる程度に閉鎖的な建設物又はその区画された部分をいう。

「振動を当該施設又は当該部分の外部から検知し、及び分析する」とは、房室等の壁、窓等の振動を機器を用いて当該房室等の外部から感知し、これらの内部の音声を復元することをいう。使用される機器としては、例えば、窓ガラス等にレーザー光を照射し、その反射光の周波数等の変化を解析した上で音声に変換するレーザー盗聴器、壁等の微弱な振動を電気信号に変換し、その電気信号を増幅した上で音声に変換するコンクリートマイクが考えられる。

(カ)　「有線電気通信を傍受する行為又は暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為」（第７号）

ａ　「有線電気通信を傍受する行為」

「有線電気通信」とは、送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいい（有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第２条第１項参照。）をいい、「傍受」とは、現に行われている他人間の電気通信（後述）について、その内容を知るため、当該電気通信の当事者のいずれの同意も得ないで、これを受けることをいう（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第136号）第２条第２項参照。）。

有線電気通信は、通信手段ないし通信内容の伝達経路そのものが閉鎖的性質を有しており、通信の当事者以外の第三者による傍受が本来想定されないものであるため、有線電気通信により特別秘密に係る通信を行うこと自体に一定の管理性を認めることができる。そこで、本法は、特

別秘密に係る有線電気通信については、暗号を用いていないものも保護の対象とし、それを傍受する行為を処罰の対象とするものである。なお、暗号を用いた有線電気通信については、傍受する行為のみでは「取得した」と評価できないため、後述のとおり暗号を用いたその他の電気通信と併せ、傍受してその内容を復元する行為を処罰の対象とする。

b　「暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為」

「電気通信」とは、有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第２条第１号参照。）。「無線」とは電波法（昭和25年法律第131号）上の電波を利用するものをいう。「その他の電磁的方式」とは光線その他の電波法上の電波以外の電磁波を利用するものをいい、具体的には、レーザー通信、赤外線通信等光の空間伝送によるものが考えられる（多賀谷一照ほか編著「電気通信事業法逐条解説」25頁）（以下電気通信のうち無線及びその他の電磁的方式によるものを「無線等通信」という。）。

無線等通信は、有線電気通信とは異なり、通信手段ないし通信内容の伝達経路そのものが閉鎖的性質を有しておらず、当事者以外の第三者による傍受が想定されるため、暗号により当事者以外の第三者がその内容を復元できないようにするための措置を講じた上で通信が行われた場合のみ一定の管理性を認めることができる。そこで、本法は、特別秘密に係る無線等通信については、暗号を用いたもののみを保護の対象とし、有線電気通信を併せた電気通信全体について、暗号を用いたものを傍受してその内容を復元する行為を処罰の対象とするものである。

(ｷ)　「不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）、正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第百六十八条の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の保有者の電子計算機による管理を害する行為」（第８号）

電子計算機を用いた管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものであり、今後の情報通信技術等の急速な進歩によって可能となるハイテクを用いた悪質な手口にも適切に対応できるよう、限定列挙ではない形で規定している。

「不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）」とは、不正競争防止法第21条第１項第１号と同様、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）違反の罪の実行行為である不正アクセス行為に相当するものである（逐条解説不競法178頁）。

「正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第百六十八条の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為」とは、不正指令電磁的記録供用罪の実行行為に相当するものである。

「その他の保有者の電子計算機による管理を害する行為」としては、例えば、ネットワークに接続されていない業務者のパソコンに無断でそのＩＤパスワードを入力してログインし、情報を盗み見する行為、業務者のパソコンが発する微弱な電磁波を傍受して情報を読み取る行為などが考えられる。

オ　法定刑

特別防衛秘密の探知・収集罪（ＭＤＡ秘密保護法第３条第１項第１号）及び営業秘密の取得罪（不正競争防止法第21条第１項第１号）の法定刑がいずれも10年以下の懲役であることとのバランスに鑑み、特別秘密の取得罪の法定刑も10年以下の懲役とすることとした。

また、特別秘密の取得罪は金銭的対価を得る目的で敢行されることが類型的に想定されるため、罰金刑を任意的に併科することとし、現行法上10年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は1000万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

(2)　特別秘密の取得行為の未遂罪（第２項）

不正競争防止法の営業秘密の取得罪及び割賦販売法のクレジット番号等の取得罪は未遂を処罰対象としていないが、本法においては、特別秘密の重要性に鑑み未遂も処罰対象とすることとした。

「未遂」とは、取得行為の実行に着手したが、取得するには至らなかった場合であり、例えば、特別秘密を強取しようとして業務者に暴行を加えたが、業務者が逃亡した場合などが想定される。

(3)　他罪との関係（第３項）

特別秘密の取得罪（未遂も含む。以下同じ。）が成立する場合、詐欺罪（刑法第246条第１項）、暴行罪（同第208条）、脅迫罪（同第222条）、恐喝罪（同第249条第１項）、強盗罪（同第236条第１項）、窃盗罪（同第235条）、建造物侵入罪（同第130条）、建造物損壊罪（同第260条）、器物損壊罪（同第261条）、有線電気通信法違反の罪（同法第14条、第９条）、電波法違反の罪（同法第109条の２）、電気通信事業法違反の罪（同法第179条）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反の罪（同法第11条、第３条）、不正指令電磁的記録供用罪（刑法第168条の２第２項）の構成要件にも該当することがあるところ、本項は、本条の罰則がこれらの罪の罰則の適用を排除するものではなく、特別秘密の取得罪と別個にこれらの罪が成立し、観念的競合（刑法第54条第１項前段）

として最も重い刑により処断されることを明らかにするとともに、特別秘密の取得罪がこれらの罪の特別減軽類型になるものではないことを明らかにするものである。したがって、特別秘密の取得罪と強盗罪が成立する場合、強盗罪の刑である５年以上の有期懲役により処断されることになる。本項と同様の規定は、不正競争防止法第21条第７項及び割賦販売法第49条の２第４項にも置かれている。

第19条（共謀・教唆・煽動）

1　趣旨

いったん業務者による保全状態から流出した特別秘密は、それを漏えいした者や取得した者を罰しても取り返しがつかないため、流出の結果をもたらす危険性の大きい行為として、故意の漏えい行為又は取得行為（以下「漏えい行為等」という。）の共謀・教唆・煽動を処罰することとしたものである。

なお、特別秘密の保全状態からの流出を未然に防止するためには、漏えい等の予備についても処罰の対象とすることが考えられるが、共謀を伴わない単独の予備行為は、必ずしも外形的には明確に捉え難く、運用のいかんによっては処罰範囲が広がりすぎる懸念があると考えられるため、処罰の対象とはしないこととした。

2　内容

(1)　取扱業務者による漏えい行為等の共謀・教唆・煽動（第１項）

ア　主体

主体に限定はない。

イ　「共謀」

改正前自衛隊法第122条第４項の「共謀」及び刑法第78条の「陰謀」と同義であり、２人以上の者が漏えい行為等の実行を具体的に計画して、合意することをいう。必ずしも、実行の細部にわたることを要しないが、漏えい行為等の実行についての抽象的、一般的な合意をするだけでは足りない（大塚仁ほか編「大コンメンタール刑法第４巻」（以下「大コンメ第４巻」という。）36頁）。

業務者ではない者のみで漏えい行為を共謀した場合、特別秘密の流出の現実的危険性に乏しいため、本罪は成立しない。

漏えい行為等の共謀をした者が漏えい行為等を実行した場合、本罪は漏えい罪又は取得罪に吸収される（大コンメ第４巻37頁）。

ウ　「教唆」

改正前自衛隊法第122条第４項の「教唆」及びＭＤＡ秘密保護法第５条第３項の「教唆」と同じく独立教唆のことであり、漏えい行為等を実行させる目的をもって、人に対して、当該行為を実行する決意を新たに生じさせるに足る慫慂行為をすることをいう（大塚仁ほか編「大コンメンタール刑法第３巻」（以下「大コンメ第３巻」という。）639頁）。

独立教唆は、教唆とは異なり、教唆行為、すなわち人に漏えい行為等を実行する決意を生じさせるに適した行為があれば、それだけで独立犯としての教唆が成立し、教唆行為の結果として被教唆者が漏えい行為等を実行したことを要しないのみならず、実行する決意を抱くに至ったことも要しない（大

コンメ第３巻639頁)。

教唆行為の結果として被教唆者が漏えい行為等を実行した場合、教唆及び独立教唆の両者が成立し、観念的競合（刑法第54条第１項前段）として処断される（自衛隊法改正資料)。

なお、ＭＤＡ秘密保護法及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和27年法律第138号）（以下「刑事特別法」という。）においては、特別防衛秘密及び合衆国軍隊の機密の漏えい行為等の独立教唆について、「教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。」旨を規定している（ＭＤＡ秘密保護法第５条第４項、刑事特別法第７条第３項)。しかしながら、刑法総則の規定は特別の規定がない限り他の法令の罪についても適用されるのであって（刑法第８条)、上記規定は注意規定に過ぎず、独立教唆を規定する11の現行法中改正前自衛隊法を含む８法が同様の規定を置いていないことも踏まえ、本法では規定しないこととした。

エ　「煽動」

改正前自衛隊法第122条第４項の「煽動」及びＭＤＡ秘密保護法第５条第３項の「せん動」と同義であり、漏えい行為等を実行させる目的をもって、人に対して、当該行為を実行する決意を生ぜしめ又は既に生じている決意を助長させるような勢いのある刺激を与えることをいう（大コンメ第３巻640頁)。

客観的に人に実行を決意させるか既存の決意を助長させるような性質の刺激を与えれば成立し、実際に決意を生ぜしめたか、あるいは、決意を助長させたことを必要としない。煽動の内容たる意思表示が相手方の認識又は了解し得べき状態に置かれたことをもって足り、相手方が現実に認識又は了解することを必要としない。煽動の相手方は、特定少数者では足りず、不特定又は多数人であることを要する（大コンメ第３巻641頁)。

オ　法定刑

取扱業務者による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動は、業務知得職員による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動と比べ、法益侵害の危険が高く、非難可能性も大きいと考えられるため、より重い法定刑を定めることとした。

そして、取扱業務者による故意の漏えい罪及び取得罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、５年以下の懲役とすることとした。

(2)　業務知得職員による故意の漏えい行為の共謀・教唆・煽動（第２項）

主体及び行為は第１項と同様である。

法定刑は、取扱業務者による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動の法定刑を５年以下の懲役としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、３年以下の懲役とすることとした。

第20条（自首減免）

1　趣旨

特別秘密の業務者による保全状態からの流出という結果が発生する前の自首を促し、捜査官等において必要な方策を講じて実害の発生を未然に防止することができるよう、刑法第42条第１項の特則として自首による必要的減免を規定したものであり、改正前自衛隊法第122条第５項と同趣旨の規定である。

2　内容

(1)　対象となる罰則

故意の漏えい行為の未遂罪（第17条第３項）、取得行為の未遂罪（第18条第２項）及び故意の漏えい行為又は取得行為（以下「漏えい行為等」という。）の共謀罪（第19条）である。

漏えい行為等の教唆罪及び煽動罪（第19条）は、教唆も煽動も特別秘密の保全状態からの流出という結果が発生する前の行為ではあるものの、被教唆者又は被煽動者が漏えい行為等を実行するとしないとにかかわらず処罰することとした同条の趣旨に鑑み、本条の対象とはしない。

(2)　「自首」

刑法第42条第１項の「自首」と同義であり、犯人が誰であるかが捜査機関に発覚する前に、犯人が自発的に捜査機関に自己の犯罪事実を申告し、その訴追を求める意思表示をいう。

第21条（国外犯処罰）

1　趣旨

(1)　特別秘密の保護を徹底するためには、漏えい等に係る国外犯処罰規定を設けることが適当であると考えられるところ、本法が特別秘密の保護そのものを目的とするものであり、その保全状態を脅かす行為であれば処罰の対象とするのが適当であることから、すべての者の国外犯を処罰対象とする保護主義を採用するのが本法の目的に合致すると考えられる。

また、「国際法上一般には、とくに外国人の国外犯のうち、内乱、外患誘致、通謀利敵または破壊活動など、内国の安全、領土保全または政治的独立を害する『政治的基本秩序を害する罪』（外国人に対し刑罰をもって規制するのもやむをえないという事情があれば、スパイ活動、外交・領事機関での偽証、出入国管理法令・関税法違反に関する共同謀議も含む）」（山本草二「国際法（新版）」236頁）が保護主義の適用対象となると解釈されているところ、本法の特別秘密は、国及び国民の安全の確保にとって重要な秘密であり、その漏えいが国及び国民の安全を害するものであるため、特別秘密の漏えいや取得行為等に保護主義を適用することは国際法上も許容されるものと考えられる。

そこで、保護主義を採用し、すべての者の国外犯を処罰することとしたのが本条である。

(2)　なお、改正前自衛隊法においては、日本国民以外の者による国外犯が現実的には想定し難いことから、日本国民の国外犯のみを処罰対象とする属人主義を採用するにとどまっているが（同法第122条第６項）、本法における特別秘密は、防衛のみならず外交及び公共の安全と秩序の維持の分野にまで秘密の範囲を拡大するものであり、我が国の在外公館において外交に関する特別秘密を取り扱うことが見込まれることも踏まえると、日本国民以外の者による国外犯が敢行される事態が現実的なものとして十分想定されると考えられる。

2　内容

(1)　第17条の罪の国外犯（第１項）

第17条の罪は身分犯であり、すべての者の国外犯を処罰する刑法第２条の規定では空振りが多くなるため、「日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する」と規定することとした。

(2)　第18条及び第19条の罪の国外犯（第２項）

第18条及び第19条の罪は非身分犯であり、すべての者の国外犯を処罰することとしても空振りは生じないため、「刑法第２条の例に従う」と規定することとした。

附則第１条（施行期日）

１　趣旨

本条は、本法の施行期日について規定するものである。

２　内容

本法を円滑に施行するためには、政令の制定、各行政機関における内部規則の作成等を行う必要があり、防衛秘密制度の創設に係る改正自衛隊法が公布の日から起算して１年以内に施行していることを踏まえ、本条は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。

ただし、本法が施行されてから、各行政機関が特別秘密を取り扱う職員等に対する適性評価を一通り完了するまでには相応の期間が必要となることを踏まえると、第６条の規定を他の規定と同時に施行した場合、行政機関の事務の遂行に支障が生じることになる。このため、第６条の規定については、他の規定よりも施行期日を遅らせることとし、その具体的時期は、特別秘密を取り扱う職員等が最も多い防衛省が職員等に対する適性評価を一通り完了するのに必要な期間を踏まえ、公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定めることとしている。

附則第６条については、現在国会に提出されている国家公務員法等の一部を改正する法律案により人事院が廃止される時期を考慮して、国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布の日又は本法の公布の日のいずれか遅い日から施行することとしている。

附則第２条（自衛隊法の一部改正）

１　趣旨

本条は、本法の施行に伴い自衛隊法の一部について所要の改正を行うものである。

２　内容

(1)　防衛秘密に関する規定の削除（第96条の２、第122条及び別表第４の削除）

防衛秘密制度を本法の特別秘密制度に移行させることに伴い、防衛秘密に関する規定である第96条の２、第122条及び別表第４を削除するものである。

(2)　その他の規定の整備（目次、第７章の章名等の改正）

防衛秘密に関する規定の削除に伴う規定の整備として、目次及び第７章の章名について所要の改正を行うとともに、第123条以降の条を繰り上げるものである。

附則第３条（防衛秘密に関する経過措置）

１　趣旨

本条は、本法の施行に伴い防衛秘密に関する経過措置について規定するものである。

２　内容

防衛秘密制度を本法の特別秘密制度に移行させることに伴い、改正前自衛隊法第96条の２第１項の規定により防衛秘密として指定されている事項を特別秘密として指定し直すこととすると、第３条第３項の規定による共有事項の指定に係る特定行政機関の長との協議が必要となり不合理な結果が生じることとなる。このため、本法の施行日の前日において改正前自衛隊法第96条の２第１項の規定により防衛秘密として指定されている事項については、施行日において防衛大臣が特別秘密として指定した事項とみなすこととするものである。

ただし、本条の規定により特別秘密とみなされる防衛秘密には有効期間が定められていないことから、防衛大臣が施行日から起算して５年を超えない範囲内においてその有効期間を定めることを義務付けている。

附則第４条（罰則に関する経過措置）

１　趣旨

本条は、本法の施行に伴い防衛秘密の漏えい行為に係る罰則が廃止されることから、罰則に関する経過措置について規定するものである。

２　内容

(1)　「施行日前にした行為…に対する罰則の適用については、なお従前の例による。」

本法の施行に伴う自衛隊法の一部改正により防衛秘密の漏えい行為に係る罰則が廃止されることから、本法の施行前に行われた防衛秘密の漏えい行為については、改正前自衛隊法における防衛秘密の漏えい行為に係る罰則を適用することとするものである。

(2)　「旧自衛隊法の規定により防衛秘密を取り扱うことを業務としていた者であって施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなったものがその業務により知得した防衛秘密に関し、施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。」

防衛秘密を取り扱うことを業務とする者が本法施行後も引き続き当該防衛秘密を取り扱うことを業務とする場合、本法施行時に附則第３条の規定により当該防衛秘密が特別秘密にみなされる結果、当該者は「特別秘密を取り扱うことを業務とする者」（第17条第１項）に該当することとなり、当該者がその業務により知得した防衛秘密に関する本法施行後の当該者による漏えい行為及びその他の者による共謀・教唆・煽動行為等については本法の罰則が適用されることになる。

それに対し、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者が本法施行前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなった場合、本法施行時に附則第３条の規定により当該防衛秘密が特別秘密にみなされても、当該者は「特別秘密を取り扱うことを業務とする者」又は「特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった」（同項）者のいずれにも該当せず、当該者がその業務により知得した防衛秘密に関する本法施行後の当該者による漏えい行為及びその他の者による共謀・教唆・煽動行為については本法の罰則が適用されないと解される。そこで、本条は、このような行為について改正前自衛隊法の罰則を適用することとするものである。

附則第５条（政令への委任）

１　趣旨

本条は、前２条に規定するもののほか、本法の施行に関し必要な経過措置について、政令で定めることを規定するものである。

２　内容

(1)　本法の施行に関し必要な経過措置として、前２条に規定するもの以外に、防衛秘密を本法の特別秘密制度に移行させるために必要な経過措置で政令で定めるべきものがあり得ることから、本条を置くものである。

(2)　本条の規定に基づいて政令で定める経過措置として検討の対象となり得るものとしては、

・　防衛秘密の標記及び表示に関する経過措置

・　改正前自衛隊法第96条の２第３項の規定により他の行政機関に行わせている防衛秘密の取扱いの業務に関する経過措置

が考えられるが、これらの経過措置の必要性については、特別秘密の標記・表示や他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の手続について本法に基づき定められる政令の内容を踏まえて検討する必要がある。

附則第６条（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

１　趣旨

本条は、国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を改正するものである。

２　内容

現在国会に提出されている国家公務員法等の一部を改正する法律案が人事院を廃止することとしており、同法の施行に伴い、本法第２条第１項第１号の「及び内閣の所轄の下に置かれる機関」を削除する必要が生じることから、国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律について所要の改正を行うものである。

附則第７条（内閣法の一部改正）

１　趣旨

本条は、本法の施行によって明確化する、特別秘密の保護に関する行政各部の施策の統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務を内閣情報官に掌理させるため、内閣法（昭和22年法律第５号）について所要の改正を行う旨を定めるものである。

２　内容

(1)　本法には、特別秘密の指定や適性評価の実施その他の特別秘密を保護するための措置を講ずる義務を行政機関の長及び警察本部長に課している一方で、当該措置を講ずる行政機関や都道府県警察への立入検査、勧告等のいわゆる法施行事務の規定を置いていないという特徴がある。

こうした特徴を踏まえると、本法の施行に伴う事務であって個々の行政機関や都道府県警察が講ずる特別秘密の保護に関する個別具体の措置以外のものとしては、特別秘密の保護に関する基本的な方針等に関する企画・立案及び総合調整に関する事務、適性評価制度を統一的に運用するための企画・立案及び総合調整に関する事務が考えられる。

具体的には、

ア　特別秘密制度の基本的な方針を能動的に打ち出すための閣議決定等を行う事務

イ　特別秘密制度を運用していく中で新たに生じた具体的な政策課題について個別的判断を閣議に諮り示す事務

ウ　適性評価制度について、事前に評価基準のガイドラインを作成する事務

エ　必要に応じて事後的に当該ガイドラインを見直す事務

といった事務が考えられるが、これらの事務は、それぞれ内閣法第12条第２項第２号から第５号までに規定される内閣としての判断・決定が必要と判断される重要案件に関する企画・立案及び総合調整に関する事務（ア及びイ関係）又は行政各部の施策の統一を保持するために必要な企画・立案及び総合調整に関する事務（ウ及びエ関係）に該当するため、内閣官房において処理すべきと解される。

(2)　次に、内閣官房において、どの組織がこれらの事務を行うことが適当かを考察する。

この点、内閣情報官は、内閣法第12条第２項第６号に掲げる「内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務」を掌理しているところ、

・　「内閣の重要政策に関する情報」は、多分に本法による保護の対象とする国及び国民の安全の確保にとって重要な秘密情報と重なり合うこと。

・　「収集調査」には収集調査した情報を適切かつ確実に保護することも当然の前提として含まれていることから、内閣情報官はその保護に係る高度に専門的な知見を現に有していること。

から、本法の施行によって明確化する内閣官房において処理すべき事務と内閣情報官が掌理する事務は、親和性が高いと考えられる。

他方、「内閣の重要政策」という点に着目すれば、現行法上「内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務」等を掌理する内閣官房副長官補においてこれらアからエまでの事務を掌理するという考え方もあり得るところである。しかし、内閣情報官と比較した場合、その事務において取り扱う事項と本法による保護の対象とする秘密情報とが重なり合う部分は大きいわけではなく、そのためこうした秘密情報の保護に係る知見を有しているわけではないことから、これらアからエまでの事務と内閣官房副長官補が掌理する事務との親和性は低いと考えられる。

これらのことを考慮すると、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するものについては、内閣情報官が掌理することが合理的と考えられる。

(3)　最後に、内閣法の改正の方法について考察する。

本法の施行によって、特別秘密の保護に関する行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務が明確化し、その事務の頻度や量が高まることから、本法の施行と内閣官房がつかさどる事務に関する内閣官房に置かれる官職の事務分担の見直しは一体不可分なものである。したがって、本法の附則において内閣法を改正することとする。

改正に当たっては、内閣情報官が新たに掌理することとなる事務の範囲が特別秘密に係る企画・立案及び総合調整の範囲に限られることを適切に表現するため、本法の特別秘密の定義の規定（第３条第１項）を引用することとする。

附則第８条（調整規定）

１　趣旨

本条は、前条の規定について、現在国会に提出されている国家公務員法等の一部を改正する法律案の規定による内閣法の一部改正との調整を図るものである。

２　内容

現在国会に提出されている国家公務員法等の一部を改正する法律案においては、内閣法を改正し、内閣官房に内閣人事局を置くこととしており、これに伴い、内閣情報官が掌理すべき事務を規定する同法第18条を１条繰り下げることとしている。このため、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日が本法の施行日前である場合には、前条の規定中「第18条」を「第19条」とする必要がある。

別表

1　趣旨

別表は、防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持に関する事項には、広範多岐な内容が含まれ得るところ、国及び国民の安全の確保のために重要な情報の漏えいの防止を図るという本法の目的に鑑み、別表において、特別秘密の対象となり得る事項を限定的に規定することとしている。

2　内容

(1)　本別表は、防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持の３分野に関する事項のうち類型的に秘匿する必要性が高いと認められるものを明らかにするため、分野ごとに号立てをした上で各号に具体的な事項を規定している（詳細については、別表各号の解説を参照）。

(2)　なお、別表各号の柱書の「防衛に関する事項」、「外交に関する事項」及び「公共の安全と秩序の維持に関する事項」との規定は、以下のとおり、それぞれの各号列記事項との関係で特別秘密の対象となり得る事項を限定する効果を有している。

ア　第１号イについて、「自衛隊の運用」に関する事項のうち「防衛」に関するもの、すなわち防衛出動時における自衛隊の活動又はこれに極めて密接な関連を有するものに限定している。

イ　第２号イについて、「我が国の安全保障等に係る重要施策の方針」に関する事項のうち「外交」に関するものに限定している。

ウ　第３号イについて、「テロリズム等緊急事態」への対処計画等に関する事項のうち「公共の安全と秩序の維持」に関するものに限定しており、武力攻撃事態における自衛隊の運用計画等の「防衛」に関する事項は対象とならない。

別表第１号（防衛に関する事項）

１　趣旨

本号は、防衛に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

防衛とは、直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を実力をもって守ることをいい、自衛隊が外国の軍隊等に対して行う作戦行動のみを指すのではなく、情報収集、物資の輸送・補給、装備品等の修理等の作戦行動に密接な関連を有する諸活動を含む。本号は、国及び国民の安全の確保のために重要な情報の漏えいの防止を図るという本法の目的に鑑み、防衛秘密となり得る事項を限定的に規定している改正前自衛隊法別表第４に掲げられている事項を基本的に継承するものである。

２　内容

(1)　別表第１号イについて

ア　「自衛隊の運用」

防衛出動や警戒監視活動等の具体的な任務を与えられた自衛隊が当該任務を遂行することをいう。「自衛隊の運用」の具体的内容としては、運用に係る命令、当該命令の実施状況、武器使用基準を含む対処要領、部隊行動基準等が含まれる。

本号の対象は「防衛に関する事項」に限定されるところ、防衛出動時における自衛隊の運用が対象となるのは当然であるが、それだけに限られるものではなく、例えば、警戒監視活動、対領空侵犯措置等の実施要領など、防衛出動時以外の自衛隊の活動に関する事項であっても、防衛出動時における自衛隊の活動と共通するなど極めて密接な関連を有するものについては、本号の対象となり得る。

この点、改正前自衛隊法別表第４第１号には「防衛に関する事項」という限定がないが、「我が国の防衛上特に秘匿する必要があるもの」でなければ防衛秘密として指定できないことから、防衛秘密に指定し得る事項は、「自衛隊の運用」に関する事項のうち防衛出動時における自衛隊の活動又はこれと極めて密接な関連を有するものに限られると解されている。このため、本号においては、対象を「防衛に関する事項」に限定することにより防衛秘密に指定し得ない事項をあらかじめ除外し、対象となる事項の明確化を図ったものであり、特別秘密に指定し得る「自衛隊の運用」の範囲を防衛秘密よりも狭めるものではない。

イ　「自衛隊の運用に関する見積り若しくは計画」

防衛出動等の具体的な任務が与えられた場合の自衛隊の対処に関する計画、及び当該計画を作成するために必要又は有用な内外の諸情勢その他の事

項に関する分析評価又は予測をいう。自衛隊の効率的かつ効果的な運用のためには、そのための計画が必要であるが、当該計画を作成する上で内外の諸情勢に関する緻密な見積りが必要であることから、本号は計画と見積りを一体的に規定している。

具体的には、「防衛、警備等に関する計画」（防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第８号）第18条）及びこの計画の作成に資するために作成される見積り等が挙げられる。

ウ　「自衛隊の運用に関する研究」

自衛隊の効率的かつ効果的な運用に資すること等を目的として行う運用に関する各種の研究をいう。

エ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、自衛隊の具体的な対処要領や活動状況等、自衛隊の運用の態勢、関心事項等の手の内が明らかになることから、相手国が我が国を効果的に侵攻することが可能になり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(2)　別表第１号ロについて

ア　「防衛に関し収集した重要な情報」

防衛に関して情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「防衛に関し収集した情報」には、防衛を所掌する防衛省が収集した情報、内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち防衛に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、防衛に資することから防衛省と共有されるに至ったものが含まれる。

イ　「防衛に関し収集した電波情報」

防衛に関して収集した通信情報（ＣＯＭＩＮＴ）、電子情報（ＥＬＩＮＴ）及び宇宙飛翔体情報（ＴＥＬＩＮＴ）をいう。

具体的には、「通信情報」とは、通信の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報を、「電子情報」とは、レーダー波、航法用電波など通信以外の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報を、「宇宙飛翔体情報」とは、電子情報のうち、弾道ミサイル等の宇宙飛翔体から通信以外の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報をいう。

ウ　「防衛に関し収集した画像情報」

防衛に関して、人工衛星、航空機、ヘリコプター等を利用して地表面等の観測や撮像を行った結果として得た画像情報及び当該画像情報を処理・分析して得られる情報をいう。具体的には、自衛隊が収集・処理した画像情報の他に、内閣衛星情報センターが収集・処理した画像情報等が挙げられる。

エ　「防衛に関し収集したその他の重要な情報」

「電波情報」や「画像情報」と同等程度に重要と判断されるその他の情報をいい、具体的には、外国政府等からの提供情報や総合的な分析成果等が挙げられる。

オ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国を防衛するために適時に適切な対応をとることができず、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(3)　別表第１号ハについて

ア　「情報の収集整理」

「防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

イ　「情報の収集整理の能力」

能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいい、具体的には、電波情報の場合には、自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な通信網等、画像情報の場合には、自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な地域、場所等が挙げられる。

「情報の収集整理の能力」には、防衛省の情報の収集整理に関する能力の他に、防衛省に防衛に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・ 情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国を防衛するために適時に適切な対応をとることができず、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4)　別表第１号ニについて

ア　「防衛力」

侵略を排除する国家の意思と能力を表すものとして、侵略を未然に防止し、万一侵略を受けた場合にはこれを排除する機能を有するものであり、自衛隊の部隊の規模や編成、装備品等の種類や数量等、我が国を防衛する上で必要な人的、物的その他の能力の総体をいう。

イ　「防衛力の整備」

現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術等の動向等を踏まえ、部隊の改編、装備品等の整備等により国及び国民の安全を確保するために適切な防衛力を構築又は維持することをいう。

ウ　「防衛力の整備に関する見積り若しくは計画」

防衛力の整備を行うために作成する計画、及び当該計画を作成するために必要又は有用な内外の諸情勢等に関する分析評価又は予測をいう。防衛力の効率的かつ効果的な整備のためには、そのための計画が必要であるが、当該計画を作成する上で内外の諸情勢に関する緻密な見積りが必要であることから、本号は計画と見積りを一体的に規定している。

具体的には、「統合中期防衛構想」（防衛諸計画の作成等に関する訓令第８条及び第９条）として作成される防衛力整備に関する計画及びこの計画の作成に資するために作成される「統合中期情報見積り」（情報業務の実施に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第21号）第19条）等が挙げられる。

エ　「防衛力の整備に関する研究」

現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術の動向等に関する分析を踏まえた将来の防衛力の在り方の検討に資する研究をいう。

オ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、現在の我が国の防衛力の問題点に加えて、将来的な防衛力の方向性が明らかになることから、相手国が我が国の防衛力の弱点をつく効果的な作戦の遂行や軍事力の構築を行うことが可能になり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

なお、本号に該当する事項は、現在の我が国の防衛力の問題点や将来の防衛力の方向性を明らかにする内容を含み得るため、特別秘密の対象となり得ると考えられるが、多額の予算を必要とする防衛力の整備について国民の理解を得る観点等から、防衛力の整備に関する計画の概要については、中期的な観点から防衛力を整備するための政府の方針である「中期防衛力整備計画」や各年度の予算において公表されている。

(5)　別表第１号ホについて

ア　「防衛の用に供する」

自衛隊が作戦行動等（作戦行動及び情報収集、物資の輸送・補給、装備品等の修理等の作戦行動に密接な関連を有する諸活動をいう。以下同じ。）に用いることを意味する。本別表は、漏えいした場合に我が国の防衛に極めて重大な支障を来す可能性のある事項の範囲を限定的に明示するものであることから、「防衛の用に供する物」は、防衛のために用いられる物件の全てではなく、自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その物の属性上又は用途上の本来的な目的とする物件等に限定され、具体的には、武器、弾薬、船舶、航空機の他に、戦車、装甲車等の車両等が挙げられる。

このため、「防衛」のために使用される可能性がある物件等のうち、自衛隊が使用する事務用機器等、当該物件の属性上又は用途上の本来的目的として、自衛隊が直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を実力をもって守るために用いるとは解されないものについては、本号の「防衛の用に供する物」には該当しない。

なお、改正前自衛隊法別表第４第５号は、施設と物件の二面性を有する船舶が同法第121条の「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物」に含まれないと解されていることを踏まえ、別表における「防衛の用に供する物」に船舶が含まれることを括弧書きで規定しているが、本法においては、船舶を武器、弾薬及び航空機と並記した上で、施設としての性格も備えている船舶を「防衛の用に供する物」の例示とするのは必ずしも適当といえないため、「その他の防衛の用に供する物」の「その他の」を「その他」としている。

イ　「防衛の用に供する物の種類又は数量」

各部隊等や各機関若しくは自衛隊が全体として保有している装備品等の種類又は数量をいう。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、個別の部隊等又は自衛隊全体の戦闘能力や継戦能力等が明らかになることから、相手国が自衛隊の部隊等の弱点を踏まえた作戦を実施することが可能となり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(6)　別表第１号ヘについて

ア　「防衛の用に供する通信網の構成」

自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする通信網の拠点、経路又はその容量等をいう。このため、一般業務用の通信網や基地内ＬＡＮといったものは、「防衛の用に供する通信網の構成」には含まれない。

イ　「防衛の用に供する通信の方法」

有線・無線を問わず自衛隊が発受する防衛の用に供する通信の方法をいい、具体的には、部隊等の使用する周波数、通信の方式（電波の送り方等）等が挙げられる。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国が通信内容を傍受することが容易となり、自衛隊の作戦行動等の詳細が明らかになるおそれがあること、また、相手国が通信網を破壊することにより自衛隊の通信を妨害することが可能になることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(7)　別表第１号トについて

ア　「防衛の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「防衛の用に供する暗号」とは、自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号を意味する。具体的には、自衛隊の部隊等が作戦行動等の際に他の部隊等との通信内容を秘匿するために用いる暗号等が挙げられる。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した自衛隊の通信内容を解読し、自衛隊の作戦行動等の詳細を知ること、また、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項に

ついては、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

イ　「ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

防衛に関し収集した重要な情報を伝達する際に用いられる暗号を意味し、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。本法においては、「防衛に関し収集した重要な情報」に、防衛省以外の行政機関が収集した情報であって、防衛に資するものが含まれ得るところ、当該情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号は改正前自衛隊法別表第４の「防衛の用に供する暗号」に当たらないことを踏まえ、「その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」を追加的に規定することとしている。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(8)　別表第１号チについて

ア　「武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物」

別表第１号ホの解説を参照。

イ　「仕様」

装備品等の構造（内部的な組立て及び材質）、形状又は強度をいう。具体的には、潜水艦のプロペラの材質又は形状、戦車等の装甲厚等が挙げられる。

ウ　「性能」

装備品等がその目的に従って使用された場合に発揮する特性や能力をいう。具体的には、誘導弾の対処目標性能、潜水艦の潜航可能深度等が挙げられる。

エ　「使用方法」

装備品等の物理的な操作方法のみならず、その装備品等の本来の目的にかなった最も有効適切な操作方法をいう。具体的には、機雷の敷設深度等が挙げられる。

オ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、装備品等が発揮し得る能力等が明らかになり、相手国が対抗措置を講じることが可能となるため、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

研究開発段階にある装備品等についても、その仕様、性能又は使用方法が

漏えいした場合、近い将来において自衛隊が作戦行動等に使用される蓋然性が高い装備品等が発揮し得る能力等が明らかになるため、装備品等とあわせて本号の対象と含めることとしている。

(9)　別表第１号リについて

ア　「武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物」

別表第１号ホの解説を参照。

イ　「製作の方法」

装備品等又はそれらに用いられる部品、システム等を製作するために必要な知識又は技術をいう。具体的には、潜水艦の内殻構造等の設計や戦車の防弾鋼板等の製作の方法が挙げられる。

ウ　「検査の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等を検査するために必要な知識若しくは技術又は当該検査の評価基準若しくは結果として得られるデータをいう。具体的には、検査から得られるデータ等から性能や特性が明らかになる機雷、レーダー等の検査の方法が挙げられる。

エ　「修理の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等を修理するために必要な知識若しくは技術又は当該修理の結果として得られるデータをいう。具体的には、曳航式パッシブソナーや秘匿装置等の修理の方法が挙げられる。

オ　「試験の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等の試験を行うために必要な知識若しくは技術又は当該試験の評価基準若しくは結果として得られるデータをいう。具体的には、試験から得られるデータ等から周波数等の特性が明らかになるレーダー等の試験の方法が挙げられる。

カ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、装備品等が発揮し得る能力等が明らかになり、相手国が対抗措置を講じることが可能となるため、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

研究開発段階にある装備品等についても、その製作、検査、修理又は試験の方法が漏えいした場合、近い将来において自衛隊が作戦行動等に使用される蓋然性が高い装備品等が発揮し得る能力等が明らかになるため、装備品等とあわせて本号の対象と含めることとしている。

(10)　別表第１号ヌについて

ア　「防衛の用に供する施設」

自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的

な目的としている施設（土地、建物及びその付属施設をいう。建物及びその付属施設の用途に従って当然に存在する若しくはその効用を増す器材等、例えば電気回線、通信回線若しくは警備システム等を含む。）をいい、具体的には、作戦行動の際に指揮所として使用される施設等が挙げられる。他方、自衛隊が所有している宿舎又は厚生施設等の施設は、「防衛の用に供する施設」には含まれない。

イ　「設計」

防衛の用に供する施設の構造（内部的な組立て及び材質）又は当該施設に求められている強度をいう。具体的には、特定の区画が基地内若しくは建築物の内部のどこに存在するか、又は電気回線、通信回線若しくは警備システムの構成や配置等が挙げられる。

ウ　「性能」

防衛の用に供する施設がその用途に従って使用された場合に実際に発揮される特性、強度又は能力（施設の設計目的が達成されているか）をいう。具体的には、シールド性能、抗たん性能等が挙げられる。

エ　「内部の用途」

防衛の用に供する施設の内部、例えば、ある区画（部屋）がいかなる目的で使用されているかをいう。

オ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、防衛の用に供する施設の防護能力等が明らかになることから、相手国が当該施設の弱点を踏まえた作戦を実施することが可能となり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

別表第２号（外交に関する事項）

１　趣旨

本号は、外交に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

外交は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに良好な国際環境の整備を図る上で、また、調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図る上で重要な活動であり、広範多岐な活動が含まれるところ、国及び国民の安全の確保のために重要な情報の漏えいの防止を図るという本法の目的に鑑み、本号では、主として我が国の安全保障等に関する事項に限定することとしている。

２　内容

(1)　別表第２号イについて

ア　「我が国の安全保障等に係る重要施策の方針」

我が国の安全保障等に係る外交交渉その他の国益に影響を与え得る重要な外交施策において我が国が確保すべき利益、構築すべき外国との関係等の達成すべき目標及びそれらを実現するための方策をいう。

具体的には、我が国の安全保障等について具体的な懸案事項を抱える外国との間で行う外交交渉に際して作成される対処方針、我が国の安全保障等にとって望ましい同盟国等との関係構築に向けた外交戦略等が挙げられる。

イ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　我が国の安全保障等に係る外交交渉等の手の内が明らかになるため、関係国が対抗措置や妨害措置を講じることが可能となり、我が国の利益の実現、望ましい外交関係の構築等が困難になる可能性がある

②　我が国と同盟国等との間の安全保障等に係る協力・連携の強化等の手の内が明らかになることにより、同盟国等との信頼関係が損なわれ、その後の安全保障等に係る協力・連携が困難になる可能性がある

ことから、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

なお、本号に該当する事項は、安全保障等に係る外交の手の内を含み得るため、特別秘密の対象となり得ると考えられるが、手の内に至らない安全保障等に係る外交方針については、外交に対する国民の理解を得る観点等から、国会における外務大臣の外交演説等において必要に応じて明らかにされている。

(2)　別表第２号ロについて

ア　「我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容」

我が国の安全保障等の実現のために外国の政府又は国際機関との間で行う交渉の内容をいい、具体的には、同盟国等との安全保障等に係る協力・連携についての交渉や、安全保障等について具体的な懸案事項を抱える外国との当該懸案事項の解決のための交渉の具体的内容等が挙げられる。

なお、本号は交渉過程を対象とするものであり、交渉の結果としての国際約束等の合意内容を対象とするものではない。

イ　「外国の政府」

第２条第２項第２号で解説したとおり、「外国」には未承認国家も含まれる。したがって、「外国の政府」には、未承認国家の政府も含まれるが、中央銀行等の外交権限を持たない機関は含まれない。

ウ　「国際機関」

一般に、特定の目的を達成するために、設立条約等国際約束に基づき設立され、一定の任務を遂行する組織体をいい、具体的には、国際連合、北大西洋条約機構等が挙げられる。

エ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　安全保障等に係る交渉過程の詳細が明らかになることにより、交渉相手国との信頼関係が損なわれ、率直な意見交換を行うことが困難になるなど、その後の当該交渉相手国との交渉に支障が生じる

②　交渉過程が第三国にも明らかになるため、今後行われる第三国との同種の交渉においても我が国が望ましい結果を得ることが困難になる

こととなり、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(3)　別表第２号ハについて

ア　「外交に関し収集した重要な情報」

外交に関して情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「外交に関し収集した情報」には、外交を所掌する外務省が収集した情報、内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち外交に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、外交に資することから外務省と共有されるに至ったものが含まれる。

イ　「外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報」

具体的には、我が国の安全保障等を実現する上で必要となる外国の軍事動向等に関する内部情報、同盟国等との安全保障協力のために共有している情報であって情報保護協定に基づき保護すべきもの等が挙げられる。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・ 情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国の外交上適時に適切な対応をとることができず、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4) 別表第２号ニについて

ア 「情報の収集整理」

「外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

イ 「情報の収集整理の能力」

能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいう。具体的には、我が国の安全保障に影響を及ぼす外国の軍事動向等に関する内部情報、画像情報等の情報源、情報入手の頻度等が挙げられる。「情報の収集整理の能力」には、外務省の情報の収集整理に関する能力の他に、外務省に安全保障等に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

ウ 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手す

ることが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国の外交上適時に適切な対応をとることができず、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(5)　別表第２号ホについて

ア　「外交の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「外交の用に供する暗号」とは、外交に係る諸活動の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号を意味し、具体的には、外務省本省と在外公館との間で情報を伝達するために用いられる暗号等が挙げられる。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、安全保障等に係る外交を含む我が国の外交の手の内等の詳細を知ることが可能となり、また、他国との信頼関係が損なわれることから、我が国の安全保障等に係る外交を含む外交全般に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

イ　「ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号を意味し、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を外務省に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となり、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

別表第３号（公共の安全と秩序の維持に関する事項）

１　趣旨

本号は、公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

公共の安全と秩序の維持を主な任務とする行政機関としては、警察庁、公安調査庁及び海上保安庁（以下「治安機関」という。）がある。治安機関の所掌事務は多岐に及ぶが、国及び国民の安全の確保のために重要な情報の漏えいの防止を図るという本法の目的に鑑み、本号では、主として我が国におけるテロリズム防止等に関する事項に限定することとしている。

２　内容

(1)　別表第３号イについて

ア　「テロリズム等緊急事態に対処するための計画」

テロリズム等緊急事態への適切な対処を確保するため、治安機関がとるべき措置の手順等をまとめた計画をいい、具体的には、重大テロが発生した場合の治安機関における対応要領等が挙げられる。

なお、自衛隊の運用に関する計画が内外の諸情勢等に関する緻密な見積りに基づいて作成され、両者に一体性が認められるのに対して、本号の計画はテロ情勢等を踏まえて作成されるものの、テロ情勢等に関する見積りとの一体性が薄いため、テロ情勢等に関する情報がロ号により別途保護し得ることも踏まえ、本号には見積りを規定していない。

イ　「テロリズム等緊急事態に対処するための研究」

テロリズム等緊急事態への効率的かつ効果的な対処に資すること等を目的として行う研究をいい、具体的には、緊急事態発生時における諸外国の対応要領を踏まえた研究等が挙げられる。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、テロリズム等緊急事態に対処する治安機関の能力、態勢又は関心事項が明らかになることから、テロ組織等が治安機関の手の内を踏まえた効果的な攻撃を実施することが可能となり、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(2)　別表第３号ロについて

ア　「公共の安全と秩序の維持に関し収集した重要な情報」

公共の安全と秩序の維持に関して、情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理・分析した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「公共の安全と秩序の維持に関し収集した情報」には、治安機関が収集した情報、

内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち公共の安全と秩序の維持に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、公共の安全と秩序の維持に資することから治安機関と共有されるに至ったものが含まれる。

イ　「公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報」

治安機関は「公共の安全と秩序の維持」に関する事項について様々な情報収集活動を行っているが、それらによって得られる情報を全て特別秘密の対象とすることは適当でない。このため、本号においては、我が国及び日本国民の安全に影響を及ぼし得る「特定有害活動」に関する重要な情報のみを規定している。

具体的には、国内外の組織によるテロ活動、我が国に対する外国情報機関等の諜報活動等に関する内部情報、外国政府等からの提供情報等が挙げられる。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうため、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、テロ活動等の特定有害活動を抑止するために適時に適切な対応をとることができず、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(3)　別表第３号ハについて

ア　「情報の収集整理」

「公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる

資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

イ　「情報の収集整理の能力」

能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいう。具体的には、国内外の組織によるテロ活動等に関する内部情報、画像情報等の情報源、情報入手の頻度等が挙げられる。「情報の収集整理の能力」には、治安機関の情報の収集整理に関する能力の他に、治安機関に公共の安全と秩序の維持に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、テロ活動等の特定有害活動を抑止するために適時に適切な対応をとることができず、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4)　別表第３号ニについて

ア　「公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号」とは、公共の安全と秩序の維持に係る諸活動の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号をいい、具体的には、治安機関がテロ等の緊急事態に対処する際に用いる暗号、治安機関において特定有害活動に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手方は、傍受した通信内容を解読し、テロ等の緊急事態に対処する治安機関の活動等の詳細を知ることが可能と

なり、また、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となることから、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

イ　「ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」

(ア)　内容

「ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」とは、公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号をいい、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を治安機関に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

(イ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手方は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となり、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

特別秘密の保護に関する法律

【主要論点集】

（案）

平成24年○月
内閣官房

目次

１　論点
【論点１】秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について ---------- 01
【論点２】立法府及び司法府を本法の対象としないことについて ---------- 08
【論点３】適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について ---------- 12
【論点４】適性評価と法の下の平等との関係について ---------- 15
【論点５】刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について ---------- 17
【論点６】漏えいの教唆及び取得行為を処罰することと報道機関の取材
の自由との関係について ---------- 19

２　参考資料
○　現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧 ---------- 21
○　諸外国の秘密保全制度における適性評価手続 ---------- 25
○　諸外国の秘密保全制度における主な罰則 ---------- 27

秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について

1　我が国における秘密保全に対する脅威と対策

(1)　外国情報機関等への情報漏えいの脅威

外国情報機関等から工作を受けた公務員が情報を漏えいする事案は、検挙数こそ多くないものの、平成20年には内閣情報調査室職員が在日ロシア大使館員に情報を漏えいする事件が起きており、この種事案の検挙が必ずしも容易でないことや、外国情報機関等が活動を停止した証左もないことにも鑑みると、外国情報機関等への情報漏えいの脅威は依然として高いレベルで存在するものと考えられる。

【別紙１】主要な情報漏えい事件等の概要

(2)　インターネット上への情報漏えいの脅威

平成22年11月の尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案は、衝突映像を非公開とする政府の方針に不満を持った海上保安庁の職員が、広く国民に知らせるべきとの個人的考えを優先し、秘密保全のルールを無視してインターネット上に非公開の映像を流出させたものである。近年のインターネットの普及によって、マスメディアの力を借りることなく、パソコンを操作するだけで公開したい情報を広く発信できるようになった中で、情報漏えいの物理的・心理的ハードルが相当程度下がったことを本事案は示している。また、ウィキリークスのような内部情報公開サイトは、誰が情報提供者であるかが判明しないよう、高度な暗号化技術を用いて情報提供者に関する情報を秘匿しており、情報漏えいに本来伴うはずのリスクや恐怖感を軽減し、新たな情報漏えいの脅威を増幅することとなると考えられる。

その上、インターネット上への情報漏えいは、一度に大量の情報が極めて短期間に拡散し、しかも回収することが不可能であることから、漏えい時の被害は極めて甚大であって、対策が急務である。

(3)　標的型サイバー攻撃の脅威

標的型サイバー攻撃とは、「特定の組織・人を標的として、主として、組織・人の機密情報を詐取等することを目的としたサイバー攻撃」（経済産業省）であり、

- 攻撃の成功率を高めるため、攻撃対象の組織と業務上関係のある組織等を装うとともに、メールの添付ファイルに情報を窃取等するプログラムを密かに埋め込む（いわゆる標的型メール攻撃）
- 攻撃対象の組織等が使用するＩＴシステムの中で対策が施されていない脆弱性を直接突くことにより、密かにシステム内部に侵入する

といった手段により行われ、攻撃対象に気付かれることなく機密情報を窃取し、その後にその痕跡を消去することもある極めて巧妙かつ悪質な行為である。

近時、政府機関等に対する標的型サイバー攻撃が多数発覚している現状に鑑

みると、標的型サイバー攻撃への対応は官民挙げての喫緊の課題になっている。

【別紙２】政府機関、防衛産業等に対する標的型サイバー攻撃の事例

(4)　法制に関する検討・対策の必要性

国際情勢の多様化に伴い情報の果たすべき役割がより重要になり、情報を収集・整理・活用する前提としてその保全体制を確立する必要性が増す中で、上記のような脅威に対しては、職員の規範意識の醸成、情報管理に係る運用の改善などといった対策に既に着手しているところであるが、昨今におけるこれらの脅威の大きさに鑑みると、考えられる対策をすべからく講じていくことが不可欠であり、法制に関する検討・対策を欠くことはできない状況となっている。

２　本法による対応①ー厳格な保全措置の対象とすべき秘密の分野の拡大

(1)　上記１のような脅威に対しては、法制により秘密を厳重な管理下に置くとともに漏えい行為等の厳罰化を図り、保全措置を厳格にする必要があると考えられる。

しかしながら、現行法上、一般的な守秘義務を定めた国家公務員法（昭和22年法律第120号）等が存在することを前提に、防衛の分野においては自衛隊が保有する防衛秘密につきその漏えいに係る罰則を強化した自衛隊法（昭和29年法律第165号）等が存在するものの、それ以外の分野においては特段の手当てがなされていない。

(2)　そこで、本法により、政府が保有する秘密のうち、防衛以外の分野における特に秘匿の必要性が高い秘密にまで保全措置の対象を拡大することが考えられるところ、政府が果たすべき最も基本的かつ重要な責務は国及び国民の安全を確保することにあることに鑑みると、防衛に関する秘密のように、国及び国民の安全の確保にとって重要な秘密を本法の対象とすることが考えられる。

この点まず、国及び国民の安全の確保のためには、外交活動により国際社会において我が国の安全保障その他の重大な利益を確保することが重要であるところ、外交に関する秘密が漏えいした場合、外国との信頼関係が損なわれたり、外国との交渉上の不利益が生じたりすることにより、我が国の安全保障等に支障が生じ、その程度によっては国及び国民の安全の確保に影響を及ぼすことも考えられる。

次に、アメリカ同時多発テロのような国際テロ組織によるテロ行為や国内の暴力革命を企図する組織等によるテロ等の暴力的行為、我が国の安全や外交に関する秘密を不当に取得しようとする外国情報機関等による諜報活動等といった我が国及び日本国民の安全を脅かし得る行為は、公共の安全と秩序を維持するための活動により抑止・排除する必要があるところ、その活動に関する秘密が漏えいした場合、自らの意図や能力といった手の内を相手方に知られることにより、テロ行為等の抑止・排除に支障が生じ、その程度によっては国及び国民の安全の確保に影響を及ぼすことも考えられる。

(3)　以上により、本法においては、防衛に関する秘密に加え、外交に関する秘密、公共の安全と秩序の維持に関する秘密にまで厳格な保全措置の対象を拡大することとする。

なお、対象を限定かつ明確化するため、自衛隊法と同様、これらの秘密に該当し得る事項を別表等であらかじめ具体的に列挙するとともに、高度の秘匿の必要性を要件とする指定秘制度を採るべきと考えられる。

3　本法による対応②－適性評価制度の法制化

秘密の厳重な管理措置としては様々なものが考えられるが、諸外国で既に導入・運用されているように、秘密を取り扱う個別具体の者について、一定の事項を調査し、当該者が秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者かどうかの観点から、秘密を取り扱う適性を有するかを判断する適性評価制度（セキュリティ・クリアランス制度）を導入し、漏えいの可能性を低減させることが考えられる。

この点、我が国では、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年８月９日カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づき、政府統一基準として、平成21年４月から国の行政機関の職員を対象に秘密情報の取扱者に対する適性評価を実施しているが、この制度では、

- 法令上の位置付けが必ずしも明確でないこと。
- 国の行政機関の職員のみを対象としており、国の行政機関からの事業委託を受けて秘密情報を取り扱う民間事業者の役職員を対象としていないこと。
- 適性評価の実施権者が公私の団体に照会し、報告を求める権限が明確でないため、対象となった職員から正確で必要十分な情報が得られない場合に情報の裏付けや補完に限界があること。

等の課題がある。

したがって、本法においては、適性評価制度の実効性をより高めるために、当該制度を法律上の制度として明確に位置付け、所要の規定を設けることとする。

4　本法による対応③－罰則の強化

(1)　現行法上、国家公務員法等により秘密の漏えい行為について罰則が設けられているが、その法定刑の上限は、防衛秘密に係るものが自衛隊法により５年の懲役とされる以外、１年の懲役にとどまっており、その抑止力は十分とはいえない。

そこで、本法の保護の対象となる秘密の漏えい行為に係る罰則について、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）（以下「ＭＤＡ秘密保護法」という。）上の特別防衛秘密及び不正競争防止法（平成５年法律第47号）上の営業秘密の各漏えい行為に係る罰則とのバランスに鑑み、法定刑の上限を10年の懲役まで引き上げることとする。

(2)　また、本法は自衛隊法の防衛秘密を取り込んで保護の対象とするものであるところ、自衛隊法においては、業務により防衛秘密を取り扱う者（以下、業務により秘密を取り扱う者を「業務者」という。）のうち、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者（以下、秘密の取扱いを業務とする者を「取扱業務者」という。）に限ってその漏えい行為を処罰の対象としており、それ以外の業務者であって、業務により防衛秘密を知得する者（以下、取扱業務者以外の業務者であって、業務により秘密を知得する者を「業務知得者」という。）による漏えい行為を処罰の対象としていない。

しかしながら、自衛隊法は、防衛省職員であれば防衛秘密の取扱業務者に該当することを前提に、防衛省・自衛隊を規律する法律として謙抑的に処罰対象を設定していると考えられるのに対し、本法は、秘密保護のため国の行政機関全般を規律するものであり、処罰対象とすべき漏えい行為の主体は国の行政機関の職員全体に及ぶこととするのが自然であることから、業務知得者も含めた業務者全体を処罰対象とすることとする。

【別紙３】取扱業務者と業務知得者の区別

(3)　さらに、自衛隊法においては、外部者による防衛秘密の取得行為を処罰の対象としていないが、これは自衛隊内部の規律を直接の目的とする法律として謙抑的に処罰対象を設定しているものと考えられる。

それに対し、秘密の保護そのものを目的としている本法においては、業務者による漏えい行為を介さずに直接秘密を取得する行為のひとつである標的型サイバー攻撃への対応が喫緊の課題となっている現状も踏まえると、業務者による漏えい行為の処罰では抑止できない態様での外部者による取得行為を処罰の対象とするべきである。

この点、

①　欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行･脅迫によりその反抗を抑圧して、業務者から特別秘密を取得する場合

②　窃盗、特別秘密の管理場所への侵入又は不正アクセスなど、業務者の管理を害する行為を手段として特別秘密を直接取得する場合

といった、犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするものに限って処罰の対象とするのであれば、正当な取材活動など本来許容されるべき行為との区別も明確となり、国民の基本的人権との関係で懸念が生じることもないと考えられる。

したがって、本法においては、特別秘密の取得行為を処罰対象とすることとする。

(4)　その他、故意の漏えい行為の未遂、共謀、教唆若しくは煽動又は過失による漏えい行為の処罰などについては、本法が自衛隊法の防衛秘密を取り込んで保護の対象とするものであることに鑑み、自衛隊法に準じた規定を設けることとする。

【別紙1】主要な情報漏えい事件等の概要

事件名	検挙年	事案概要	罪名・処分結果等
ボガチョンコフ事件	平成12年	在日ロシア大使館に勤務する海軍武官から工作を受けた海上自衛隊三等海佐が、現金等の報酬を得て、海上自衛隊の秘密資料を提供したもの	○ 自衛隊法違反（懲役10月） ○ 懲戒免職
シェルコノゴフ事件	平成14年	在日ロシア通商代表部員が、現金等の謝礼を対価に、防衛機器販売会社社長（元航空自衛官）に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したもの	○ ＭＤＡ秘密保護法違反（起訴猶予処分）
国防協会事件	平成15年	在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員（元自衛官）が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したもの	○ 電磁的公正証書原本不実記録及び不実記録電磁的公正証書原本供用（起訴猶予処分）
イージスシステムに係る情報漏えい事件	平成19年	海上自衛隊三等海佐が、イージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の三等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛官３名に渡り、更に他の自衛官に渡ったもの	○ ＭＤＡ秘密保護法違反（懲役２年６月猶予４年） ○ 懲戒免職
内閣情報調査室職員による情報漏えい事件	平成20年	在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に提供したもの	○ 国家公務員法違反 収賄（起訴猶予処分） ○ 懲戒免職
尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案	平成22年	神戸海上保安部の海上保安官（巡視艇乗組員）が、中国漁船による巡視船衝突事件に係る捜査資料として石垣海上保安部が作成したビデオ映像をインターネット上に流出させたもの	○ 国家公務員法違反（起訴猶予処分） ○ 停職12か月（辞職）
国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案		国際テロ対策に係るデータがインターネット上へ掲出されたもの。当該データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められた。	

【別紙２】政府機関、防衛産業等に対する標的型サイバー攻撃の事例（報道等を基に作成）

平成23年７月	・　国土交通省四国地方整備局のパソコンがウィルスに感染し、感染したパソコンを経由して同整備局のネットワークにログインするためのＩＤ及びパスワードがサーバから抜き取られた可能性があるほか、合計886名分の個人情報が流出したおそれがある。 ・　衆議院議員が、メールの添付ファイルを開いたため、パソコンやサーバー内の情報を外部サイトに送信する「トロイの木馬」と呼ばれるウィルスに感染した。 ・　防衛大臣（当時）を含む参議院議員７人に「トロイの木馬」型のウィルスが仕組まれた標的型メールが送信されたが、感染しておらず、情報流出は確認されていない。 ・　総務省において、東日本大震災に関連する件名のメールの添付ファイルを開いたため、複数のパソコンが「トロイの木馬」型ウィルスに感染。外部への情報流出等については調査中だが、感染したパソコンが米国のサイトに繰り返しアクセスしていた模様。
平成23年８月	・　三菱重工業の約80台のサーバやパソコンがウィルスに感染し、何らかのデータの一部が社外に流出した可能性があることが確認された。しかし、10月24日時点で防衛や原子力に関する保護すべき情報が社外へ流出したことは確認されていない。 ・　防衛関連企業が加盟する社団法人「日本航空宇宙工業会」のパソコンがウィルスに感染し、盗み取られたメールを基に、偽装されたウィルスメールが川崎重工に送付された。そのメールには、米国内のサイトに強制接続させる不正なプログラムが仕組まれていたが、すぐに接続を遮断したため、情報流出は免れたとされる。
平成23年９月	・　ＩＨＩ、三菱電機に対してサイバー攻撃がなされた（感染の時期等は不明）。三菱電機は、添付ファイルを開けると外部に強制接続して端末内の情報を抜き取る標的型メールによる攻撃を受け、一部の端末がウィルスに感染したとされる。 ・　９月中旬、内閣官房の職員に、外部からの情報抜き取りを狙った標的型攻撃メールが複数送信され、コンピューター１台がウィルスに感染したが、情報流出は確認されていない。
平成23年10月	・　複数の在外公館において、情報の窃取を目的にした標的型メールが増加。秘密情報の漏えいは確認されず。 ・　国土地理院において、観測データを扱うサーバーがサイバー攻撃を受け、ＩＤとパスワードが解析され、不正に侵入された結果、当該サーバを踏み台にした攻撃が行われたことが判明。

【別紙３】取扱業務者と業務知得者の区別

１　ＭＤＡ秘密保護法における区別

ＭＤＡ秘密保護法は、取扱業務者と業務知得者の概念を初めて採用し、故意又は過失による特別防衛秘密の漏えいにつき両者の間で法定刑に差を設けているところ、両者の意義及び法定刑に差を設ける理由は以下のとおりである（町田充「防衛秘密保護法解説」49頁）。

「広く『業務』といっても、元来防衛秘密を取り扱うことを業務としている者と、たまたま担当事件に関する業務により防衛秘密を知得領有した者とを同一の刑をもって臨むのは適当でないと考えられた」

２　自衛隊法における区別

(1)　自衛隊法も、取扱業務者と業務知得者の概念を採用した上で、故意又は過失による防衛秘密の漏えいにつき取扱業務者のみを処罰の対象としているところ、その意義は以下のとおりである（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」71頁）。

「『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』とは、防衛秘密を取り扱うこと自体を担当業務とする者をいう。『業務』とは、本来、人が社会生活上の地位に基づき反復・継続して行う行為であり、通常、反復継続性が必要とされるが、取り扱うこと自体が業務とされれば、防衛秘密を取り扱うことの頻度、程度や、防衛秘密を取り扱うことが常態的であることは必ずしも必要とされるものではない。

この『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』には、防衛秘密を取り扱う①防衛庁の職員、②国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者、③防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者が該当するものとされる。」

なお、自衛隊法第96条の２第３項は、上記②③の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる旨規定するところ、これは「『自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、』国の行政機関や契約業者に限定して、秘密保全上の観点から罰則の対象とすることとしつつ、防衛秘密を取り扱わせることを可能としたもの」（上記「防衛秘密制度の解説」54頁）である。

(2)　他方、業務知得者は処罰の対象とならないところ、その意義は以下のとおりである（上記「防衛秘密制度の解説」71頁）。

「なお、①防衛秘密の漏えい事件に携わる司法関係者、②秘密会において防衛秘密の提示を受けた国会議員、③許認可権限に基づき防衛秘密の提出を受けた国家公務員、④建築基準法等に基づく申請等により防衛秘密の提出を受けた地方公務員*1については、それを取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないことから、『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』には該当しないと言える。また、⑤国家間の協力のために防衛秘密に接することとなった米国関係者についても、防衛秘密を取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないと解される。」

*1 [redacted]

立法府及び司法府を本法の対象としないことについて

1　立法府を本法の対象としないことについて

(1)　立法府は、国政調査権（憲法第62条）の行使として、行政府に対して特別秘密の提供を求めることがあり得る。

しかしながら、内閣又は官公署は、各議院又は各議院の委員会から求められた報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼすと認める場合には、内閣においてその旨の声明をして、これに応じないことができる（国会法（昭和22年法律第79号）第104条）ところ、特別秘密はその漏えいが我が国及び日本国民の安全に関わるものであるため、内閣等が特別秘密に係る報告又は記録の提出に応じることは相当程度限定されると考えられる[*2]。

(2)　また、憲法及び国会法には秘密会の規定があるが、国会議員はそもそも法律上、守秘義務を課せられていない（別紙参照）。これは、国会議員による活動の重要性に配慮し、国会議員による秘密の漏えいを禁止するという選択肢をあえて選択していないものと考えられる。

そうすると、国会議員に対する本法の適用の是非を検討するためには、国会議員の活動の在り方も踏まえつつ、立法府における秘密会の在り方や秘密保全の在り方全般と特別秘密の管理の在り方との関係を整理する必要があると考えられる。しかし、このような検討は、行政府とは独立の地位を有する立法府の在り方の根幹に関わることから、一義的には立法府における議論に委ねることが適当と考えられる[*3]。

なお、国会職員については、各議院議長の監督の下で議院の事務を行う立場であることや、特別秘密に触れる機会が国会議員よりも少ないと考えられることを考慮すると、国会議員と併せて立法府における議論に委ねることが適当と考えられる。

---

*2　特別秘密に係る報告又は記録の提出に応じるかどうかは、秘匿することによって守られるべき公益と国政調査権の行使によって得られるべき公益とを比較衡量することにより決定されるべきであると解される（昭和49年12月23日参・予算委での上田哲委員の質問に対する三木総理大臣の答弁において、国家公務員法の守秘義務に係る秘密と国政調査権との関係について同様の説明がなされており、防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」46・54頁において、自衛隊法の防衛秘密の防衛省外への提供について同様の解釈がとられている。）。したがって、そのような比較衡量の結果、行政機関が特別秘密に係る報告又は記録の提出に応じた場合、その行為には正当な理由が認められ、「漏らした」（本法第15条第1項・第2項）に当たらず、漏えい罪は成立しない。

*3　国会議員であっても、内閣総理大臣、国務大臣、副大臣及び大臣政務官が、行政機関の長又は幹部として特別秘密を取り扱う場合には、行政府の職員として本法の対象となる。

2　司法府を本法の対象としないことについて

(1)ア　司法府についても、例えば、特別秘密に係る文書等について、民事訴訟における原告が文書提出命令の申立てを行い、又は刑事訴訟における被告人・弁護人が証拠開示に係る裁定を請求した場合、裁判所がその必要性を判断するために国・検察官に対して当該文書等の提示を命じることがあり得る（民事訴訟法（平成８年法律第109号）第223条第６項、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第316条の27第１項)。しかしながら、文書等の秘匿性が極めて高い場合、裁判所は、実務上、提示命令を出すことなく文書提出命令の申立てや裁定請求を却下することが通常と考えられる[*4]。

また、国家公務員法違反等の秘密漏えい事件の公判手続においては、いわゆる外形立証により、秘密の内容そのものを裁判官や裁判所職員に対して明らかにしないまま実質秘性を立証する方法が実務上確立しているところ、特別秘密の漏えい等事件についても当該方法によりその実質秘性を十分に立証し得るものと考えられる。

したがって、実際に裁判官及び裁判所職員が特別秘密に触れる機会は相当程度限定されると考えられる[*5]。

イ　また、上記のような提示命令等の規定はあるが、裁判官には罰則を伴う守秘義務が設けられていない。これは、裁判官の高度の職業倫理や弾劾裁判等の制度による非違行為の抑制を踏まえ、裁判官による秘密の漏えいに対する刑事罰をあえて選択していないものと解される。

そうすると、裁判官に対する本法の適用の是非を検討するためには、裁判官の職業倫理の在り方も踏まえつつ、裁判官による秘密保全の在り方全般と特別秘密の管理の在り方との関係を整理する必要があると考えられる。しかし、このような検討は、行政府とは独立の地位を有する司法府の在り方に多大な影響を及ぼし得るため、一義的には司法制度全体に関する議論の機会に委ねることが適当と考えられる。

なお、裁判所職員については、裁判官の命に従い訴訟に関する事務を行う立場であることや、特別秘密に触れる機会が裁判官より少ないと考えられる

---

*4　裁判所から特別秘密に係る文書等の提示を命じられた場合、これを拒む余地はないため、提示には正当な理由が認められ、「漏らした」に当たらず、漏えい罪は成立しない。

*5　情報公開訴訟における裁判所によるインカメラ審理を導入するための「行政機関における情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案」が国会に提出されているところ、同審理の実施には当事者の同意が要件とされ、被告である行政機関側は、行政文書を裁判所に提出等することにより国の防衛若しくは外交上の利益又は公共の安全と秩序の維持に重大な支障を及ぼす場合その他の国の重大な利益を害する場合には同意を拒むことができることとされている。

こと[*6]を考慮すると、裁判官と併せて司法制度全体に関する議論の機会に委ねることが適当と考えられる。

(2) なお、司法府に関連して、裁判の過程で証拠開示を受けるなどして特別秘密を知得する可能性がある弁護士に対する本法の適用の是非も論点となり得ると考えられる。

しかしながら、弁護士は司法府に属する者ではなく、司法府において行われる裁判手続によって特別秘密を知得することがあるに過ぎない。加えて、弁護士は裁判官よりも特別秘密を知得する機会が稀であると考えられることも考慮すると、司法府に対する本法の適用についての検討と併せて検討すべきと考えられる[*7]。

*6 提示命令に係る手続においては、裁判官が文書等の内容を確認すれば足りるため、裁判所職員が当該文書等に触れないような運用も可能と考えられる。

*7 弁護士については、刑法（明治44年法律第45号）で秘密漏示罪が規定されているが（刑法第134条第１項）、同罪は国の秘密には適用がないと解されている（通説）。他方、弁護人が、検察官から開示を受けた証拠の複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で人に交付等した場合には、刑事罰が科され得る（刑事訴訟法第281条の５第２項）。

【別紙】立法府及び司法府における守秘義務一覧

		守秘義務	罰則	備考
立法府	国会議員	×	—	憲法及び国会法に規定されている秘密会において公表しないとされたものを他に漏らした者について、参議院規則（昭和22年議決）では院内の懲罰規定が整備されている（同規則第236条、国会法第63条）が、衆議院規則には同様の規定はない。
	国会職員	○	×	
		国会職員法（昭和22年法律第85号）第19条		
司法府	裁判官	○	×	裁判官には官吏服務紀律により職務上知り得た秘密に守秘義務が課せられているが、高度な職業倫理に基づく行動ができる又は期待でき、それを担保するものとして弾劾裁判又は分限裁判の手続が設けられていることから、罰則で担保された守秘義務は課せられていない。（平成16年４月９日の衆議院法務委員会における司法制度改革推進本部事務局長答弁）。
		官吏服務紀律（明治20年勅令第39号）第４条第１項		
	裁判所職員	○	○	
		裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）		

適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について

1　趣旨

適性評価制度においては、行政機関の長又は警察本部長が、その職員等として特別秘密を取り扱うことが見込まれる個別具体の者について、当該者が特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかの観点から適性を評価するため、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項及び当該事項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項について調査を実施する。この調査の結果として判断される適性の有無によって特別秘密の取扱いの可否を分けるところ、本制度が、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」旨及び「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」旨を規定している憲法の規定に違反することとならないか、以下検証することとする。

2　思想・良心及び信教の自由との関係

(1)　思想・良心の自由

ア　趣旨

憲法第19条が保障する思想・良心とは、本人のものの考え方のうち、主義・信条・世界観といった個人の人格の核心を構成するものを指すと解されており[*8]、内心にとどまる限り絶対的に保障されるが、思想・良心に係る外部的行為が他者の権利、利益や社会に具体的害悪を及ぼす場合には、絶対的に保障されるわけではないと解されている[*9]。

イ　本制度との関係

(2)の信教の自由のうち「信仰の自由」は、思想・良心の自由の宗教的側面であるため、ここで併せて検討する。

思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害が問題とされるのは、具体的には以下の場合と解されている[*10]。

---

*8　教育委員会教育長の通達が、高等学校教員に対して職務、勤務、研修その他の事項に係る自己監察の結果を勤務評定書に記載すべきことを命じているのは、当該教員の思想・良心の自由等を侵害しているとの主張がなされた事件において、最高裁は、教職員に自己監察の結果の記入を命じても、「世界観、人生観、教育観等の表明を命じたものと解することはできない」から「内心的自由等に重大なかかわりを有するものと認めるべき合理的根拠はな」いと判示しており（最判昭和47年11月30日）、憲法第19条が保障する思想・良心を人格の核心部分に限定している（「立憲主義と日本国憲法　第２版」（高橋和之・有斐閣）160頁）。

*9　「憲法Ⅰ　第４版」（野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利・有斐閣）310頁

*10　前掲「立憲主義と日本国憲法　第２版」163頁から167頁まで、前掲「憲法Ⅰ　第４版」301頁から305頁まで他

(ア)　内心に反する行為や内心の告白を強制させる場合

特定の思想・良心又は信仰を持たせ、あるいは持たせない目的で何らかの行為を強制することは、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

また、思想・良心の自由及び信仰の自由は、内心を告白することを強制されないという沈黙の自由も含むものであるため、精神的・宗教的な意味を有する発言や行為を強制することも、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

この点、適性評価制度においては、特定の思想・良心又は信仰を持たせたり持たせなかったりする目的で何らかの行為を強制することはない。また、内心の領域にある思想・良心又は信仰そのものを調査事項としていないため、内心を告白させることはない。

(イ)　内心を理由として不利益な取扱いをする場合

思想・良心又は信仰を内心に有していること又は有していないことそのものを理由として不利益を課すことは、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

この点、適性評価制度においては、内心の領域にある思想・良心又は信仰そのものを調査事項としていない。

これらのことから、適性評価制度は、思想・良心の自由及び信仰の自由を侵害するものではなく、憲法に違反しないと考えられる。

(2)　信教の自由（信仰の自由を除く。）

ア　趣旨

憲法第20条が保障する信教の自由の内容は、信仰の自由、宗教的行為の自由及び宗教的結社の自由であると解されている*11。

まず、信仰の自由は、思想・良心の自由の宗教的側面である*12。

次に、宗教的行為の自由とは、礼拝、祈祷その他の宗教上の行為、祝典、儀式若しくは行事を行い、若しくは参加し、又はこのような行為をしない自由をいうと解されており*13、何人もこのような行為を強制されないとされている（憲法第20条第２項）。

最後に、宗教的結社の自由とは、宗教を同じくする者が結社を結成する自由と解されている*14。

イ　本制度との関係

(ア)　宗教的行為の自由

---

*11　前掲「立憲主義と日本国憲法　第２版」169頁
*12　前掲「憲法Ⅰ　第４版」310頁
*13　前掲「憲法Ⅰ　第４版」309頁
*14　前掲「立憲主義と日本国憲法　第２版」172頁

適性評価制度においては、特定の宗教上の行為や行事に係る作為や不作為を強制していない。

(イ) 宗教的結社の自由

適性評価制度においては、宗教的結社の結成やそれへの加入・脱退を禁止していない。

これらのことから、適性評価制度は信教の自由（信仰の自由については前述）を侵害するものではなく、憲法に違反しないと考えられる。

適性評価と法の下の平等との関係について

1　趣旨

適性評価制度においては、行政機関の長又は警察本部長が、その職員等として特別秘密を取り扱うことが見込まれる個別具体の者について、当該者が特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかの観点から適性を評価するため、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項及び当該事項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項について調査を実施する。これらの事項の中には、職業や国籍といった社会的身分に関する項目が含まれるため、特定の社会的身分にあることによって特別秘密の取扱いの可否を分けるのであれば、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」こと（法の下の平等）を要請する憲法に違反するのではないか、といった指摘が有り得るところ、これを検証することとする。

2　憲法第14条第１項に挙げられている事項について

(1)　社会的身分について

社会的身分については、人が社会において継続的に占める地位として広く解する立場と、出生によって決定されるなど自己の意思をもってしては離れることのできない固定した地位として狭く解する立場がある[*15]。

ここで、最も広く解した場合、適性評価制度において調査する事項の中では、職業や国籍（帰化の経歴を含む。）といった項目が社会的身分に含まれると考えられるが、適性評価制度では、特定の社会的身分にあることをもってではなく、評価対象者の具体的な行動その他の状況に照らして適性を評価することとしていることから社会的身分により特別秘密の取扱いの可否を分けることはなく、法の下の平等に違反しないと考えられる。

(2)　信条について

信条とは、宗教上の信仰のほか、単なる政治的意見・政治的所属関係も含め、個人の基本的なものの見方・考え方を意味すると解されており[*16]、内心の領域にとどまる限り絶対的な自由が憲法上保障されている[*17]。

この点、適性評価制度においては、内心の領域にある信条そのものを調査事項とはしていないことから、これにより特別秘密の取扱いの可否を分けることはなく、この点からも法の下の平等に違反しないと考えられる。

---

*15　「憲法Ⅰ　第４版」（野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利・有斐閣）288頁
*16　「立憲主義と日本国憲法　第２版」（高橋和之・有斐閣）147、148頁
*17　前掲「立憲主義と日本国憲法」160頁

(3)　人種、性別及び門地について

人種とは、皮膚、毛髪、目等の身体的特徴によって区別される人類学上の種類であり、その違いによって秘密を漏らす可能性の程度は異ならない。この点は、性別についても同様である。

また、門地とは、家系・血統等の家柄を指し、かつて明治憲法下で存在した華族・士族・平民等がこれに該当するが、このような制度は現在では存在しないほか、華族制度の復活は憲法第14条第２項により認められていない。

したがって、適性評価制度においては、これらの事項を理由として特別秘密の取扱いの可否を分ける余地はないと考えられる。

３　２に挙げた事項以外の事項について

憲法第14条第１項に挙げられている事項は例示であり、法の下の平等の原則はそれ以外の事項に基づく差別も禁止していると解されているが[*18]、およそ、国及び国民の安全の確保にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって国及び国民の安全を確保する見地から、必要と考えられる事項について調査し、特別秘密の漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する具体的な行動その他の状況が認められる場合に特別秘密の取扱者から除外することは、特別秘密の取扱者たるべき者について社会通念上妥当な限界を定めるものであり[*19]、憲法の要請する法の下の平等に違反しないといえる。

---

*18　前掲「立憲主義と日本国憲法　第２版」146、147頁

*19　憲法第14条第１項の法の下の平等は、法の適用における平等のみならず、内容における平等をも要請している。そして、内容については絶対的な平等を保障する趣旨ではなく、趣旨・目的に照らし合理的な理由がある限りは差別を行ってもこの原則に違反しないと解されている。

この点、最高裁は、過員を整理するために行われた町職員の待命処分に当たり、高齢者であることを基準としたことが憲法第14条に違反するかどうかが争われた事件において、法の下の平等について「国民に対し絶対的な平等を保障したものではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨であるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱をすることは、なんら右各法条の否定するところではない」との解釈を示している（最大判昭和39年５月27日）。

刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について

1　問題の所在

本法においては、特別秘密の漏えい行為などに対する罰則規定を設けているところ、当該漏えい等事件の刑事裁判手続において、漏えい等の対象となった特別秘密の内容そのものを明らかにしないまま、いかにして実質秘性を立証するのか。また、実質秘性を立証するために新たな制度を設ける必要があるのか。

2　検討

(1)　外形立証

これまでの国家公務員法違反等の秘密漏えい事件の刑事裁判においては、いわゆる外形立証の方法が採られている。外形立証とは、①秘密の指定基準（指定権者、指定される秘密の範囲、指定及び解除の手続）が定められていること、②当該秘密が国家機関内部の適正な運用基準に則って指定されていること、③当該秘密の種類、性質、秘扱いをする由縁等を立証することにより、当該秘密が実質秘であることを推認する方法をいい、判例上も「秘密扱いに指定、表示された必要性、相当性および秘密扱いの実情などを調査検討して、なお、それが実体的真実発見の場である公判廷に顕出できない相当の理由があると認められるときは、（中略）それが刑罰による保護に値する実体を備えるものと認定することも許されるものというべきである。」（東京高裁昭和44年３月18日判決）として許容されている。

このような外形立証は、秘密の内容そのものを明らかにしないまま実質秘性を支障なく立証する方法として実務上確立しているところ、本法における特別秘密は、別表事項該当性などの厳格な要件により実質秘性が類型的に担保された上で指定という要式行為が行われ、かつ、適切な指定を担保するために指定権者、解除及び有効期間などが定められており、外形立証によりその実質秘性を十分に立証し得るものと考えられる。

(2)　新たな制度を設けることについて

今般、不正競争防止法の一部を改正する法律により、営業秘密を保護するための刑事訴訟手続の特例として秘匿決定制度が定められたところである。すなわち、裁判所は、被害者等の申し出に応じ、営業秘密の内容を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができ、その場合、営業秘密を特定する事項を他の呼称に置き換えたり、当該事項にわたる尋問や陳述を制限したり、公判期日外の証人尋問や被告人質問を行ったりすることができる。

この点、本法における特別秘密の漏えい等事件は、営業秘密のそれとは異なり、憲法第82条第２項ただし書の「政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となってゐる事件」（以下「絶対的公開事件」という。）に該当する余地があり、秘匿決定制度のような制度を採用する

ことは対審の一部を非公開とするものとして憲法に抵触するおそれがあると考えられる。他方、特別秘密の漏えい等事件が絶対的公開事件に該当しないとされる場合には、同条項本文による公開停止によって対応可能な場合も考えられ、上記(1)のとおり外形立証が十分有効に機能し得ることも鑑みると、秘匿決定制度を採用する必要性は必ずしも高くないと考えられる。

以上より、本法においては秘匿決定制度のような新たな制度を設けることとしなかったものである。

漏えいの教唆及び取得行為を処罰することと報道機関の取材の自由との関係について

1　問題の所在

国民の知る権利は、健全な民主主義の根幹を支える極めて重要な権利であるが、いかなる権利も絶対無制限なものではなく、公共の福祉による合理的な制限を受けるところ、本法の特別秘密はその漏えいが我が国及び日本国民の安全に関わる重要な情報であり、このような情報を厳格に保全することは、国及び国民の安全の確保のためにやむを得ず、国民の知る権利の重要性を前提としてもなお合理性が認められる。

他方、最高裁は、国民の知る権利に奉仕するものとして報道の自由が憲法により保障されるとした上で、報道機関の報道が正しい内容を持つための取材の自由についても、憲法の趣旨に照らし十分尊重に値する旨判示しているところ[*20]、本法で故意の漏えいの教唆及び取得行為を処罰対象とすることは報道機関の取材の自由を不当に制限することにならないかが問題となる。

2　検討

(1)　漏えいの教唆と取材の自由の関係について、最高裁は、取材の手段・方法が刑罰法令に触れる場合や社会観念上是認できない態様のものである場合には刑罰の対象となる旨判示しており[*21]、このような手段・方法による取材行為が取材の自由を前提としてもなお保護されないことが判例上確立している。

この判例は国家公務員法上の秘密漏えいのそそのかし罪に関するものであるところ、同罪と本法における漏えいの教唆罪とでは処罰範囲などにおいて異なるところはなく、本法で漏えいの教唆を処罰の対象としても取材の自由を不当

---

*20　いわゆる博多駅事件では、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがつて、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値いするものといわなければならない」と判示されている（最大決昭44年11月26日）。

*21　いわゆる外務省機密漏洩事件では、「取材の手段・方法が贈賄、脅迫、強要等の一般の刑罰法令に触れる行為を伴う場合は勿論、その手段・方法が一般の刑罰法令に触れないものであつても、取材対象者個人としての人格の尊厳を著しく蹂躙する等法秩序全体の精神に照らし社会観念上是認することのできない態様のものである場合にも、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びるものといわなければならない」と判示されている（最決昭53年５月31日）。

に制限することにはならないと考えられる。

(2)　また、本法における特別秘密の取得罪は、

①　欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、業務者から特別秘密を取得する場合

②　窃盗、特別秘密の管理場所への侵入又は不正アクセスなど、業務により特別秘密を取り扱う者（以下「業務者」という。）の管理を害する行為を手段として特別秘密を直接取得する場合

といった、当該行為自体が現行法上の犯罪に該当するか、該当しないまでも社会通念上是認できない行為である場合に限って処罰の対象とするものであり、上記の最高裁判例上刑罰の対象となる行為を処罰対象とするに止まり、取材の自由の下で保護されるべき取材行為を処罰対象とするものではない。

したがって、本法で取得行為を処罰の対象としても、取材の自由を不当に制限することにはならないと考えられる。

12/07/31内調内検討済み

○現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧

種別		根拠法	条文	法定刑
一般職国家公務員		国家公務員法	109条12号、100条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
1. 特別職国家公務員【守秘義務】:有【罰則】:有	特命全権大使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	特命全権公使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	特派大使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	政府代表	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	全権委員	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	防衛省職員（自衛隊員）	自衛隊法	118条1項1号、59条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	裁判所職員	裁判所職員臨時措置法 国家公務員法	裁判所職員臨時措置法1号 国家公務員法109条12号、100条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	特定独立行政法人の役員	独立行政法人通則法	69条の2、54条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	国家公務員倫理審査会会長、委員	国家公務員倫理法	46条、18条1項	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	公正取引委員会委員長、委員	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	93条、39条	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	公害等調整委員会委員長、委員	公害等調整委員会設置法	20条、11条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	中央労働委員会委員	労働組合法	29条、23条	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
	情報公開・個人情報保護審査会委員	情報公開・個人情報保護審査会設置法	18条、4条8項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	公害健康被害補償不服審査会委員	公害健康被害の補償等に関する法律	145条、123条	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
	会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員	会計検査院法	19条の5、19条の3第8項	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
	政治資金適正化委員会委員	政治資金規正法	26条の7、19条の32第7項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
2. 特別職国家公務員【守秘義務】:有【罰則】:無	内閣総理大臣	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	（規定なし）
	国務大臣	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	（規定なし）

種別		根拠法	条文	法定刑
2. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有 【罰則】:無	内閣官房副長官	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
	副大臣	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
	大臣政務官	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
	内閣法制局長官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	人事院総裁、人事官	国家公務員法	6条2項、100条1項	(規定なし)
	会計検査院長、検査官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	宮内庁長官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	侍従長	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	侍従	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	東宮大夫	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	式部官長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	侍従次長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	宮務主管	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	皇室医務主管	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	女官長及び女官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	侍医長及び侍医	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	東宮侍従長及び東宮侍従	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	東宮女官長及び東宮女官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	東宮侍医長及び東宮侍医	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	宮務官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)

種別		根拠法	条文	法定刑
2. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有 【罰則】:無	侍女長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	裁判官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	内閣危機管理監	内閣法 国家公務員法	内閣法15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
	内閣官房副長官補	内閣法 国家公務員法	内閣法16条3項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
	内閣広報官	内閣法 国家公務員法	内閣法17条3項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
	内閣情報官	内閣法 国家公務員法	内閣法18条3項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
	内閣総理大臣補佐官	内閣法 国家公務員法	内閣法19条4項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
	内閣総理大臣秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	国務大臣秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	人事院総裁秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	会計検査院院長秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	内閣法制局長官秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	宮内庁長官秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	国家公安委員会委員	警察法 国家公務員法	警察法10条1項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
	原子力委員会の委員長及び委員	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	10条	(規定なし)
	宇宙開発委員会の委員長及び委員	文部科学省設置法	14条	(規定なし)
	原子力安全委員会委員	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	22条、10条	(規定なし)
	国会職員	国会職員法	19条	(規定なし)
	運輸安全委員会委員長、委員	運輸安全委員会設置法	12条1項	(規定なし)
	総合科学技術会議議員	内閣府設置法	33条1項	(規定なし)
	再就職等監視委員会委員長、委員	国家公務員法	106条の12第1項	(規定なし)
	証券取引等監視委員会委員長、委員	金融庁設置法	16条1項	(規定なし)
	公認会計士・監査審査会会長、委員	公認会計士法	37条の6第1項	(規定なし)
	食品安全委員会委員	食品安全基本法	32条1項	(規定なし)
	公益認定等委員会委員	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	39条1項	(規定なし)

種別		根拠法	条文	法定刑
2. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有 【罰則】:無	国地方係争処理委員会委員	地方自治法	250条の9第13項	(規定なし)
	電気通信事業紛争処理委員会委員	電気通信事業法	150条1項	(規定なし)
	運輸審議会委員	国土交通省設置法	21条1項	(規定なし)
	土地鑑定委員会委員	地価公示法	18条1項	(規定なし)
	衆議院議員選挙区画定審議会委員	衆議院議員選挙区画定審議会設置法	6条7項	(規定なし)
	国会等移転審議会委員	国会等の移転に関する法律	15条8項	(規定なし)
	電波監理審議会委員	電波法 国家公務員法	電波法99条の4 国家公務員法100条1項	(規定なし)
3. 特別職国家公務員 【守秘義務】:無 【罰則】:無	中央更正保護審査会委員長、委員	更正保護法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	社会保険審査会委員長、委員	社会保険審査官及び社会保険審査会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	地方財政審議会委員	総務省設置法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	労働保険審査会委員	労働保険審査官及び労働保険審査会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	公安審査委員会委員長、委員	公安審査委員会設置法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	中央社会保険医療協議会委員	社会保険医療協議会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	中央選挙管理会委員	公職選挙法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本ユネスコ国内委員会会長、副会長及び委員	ユネスコ活動に関する法律	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本学士院会員	日本学士院法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本学術会議会員	日本学術会議法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	国会議員の秘書	国会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
4. その他	国会議員	国会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	(一般職) 地方公務員	地方公務員法	60条2号、34条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	地方公共団体の長、議会議長、議員等	地方自治法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	東京都知事秘書	特別職の指定に関する条例	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	東京都議会議長秘書	特別職の指定に関する条例	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)

官吏服務紀律 (明治20年勅令第39号)
国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範 (平成13年1月6日閣議決定)

○諸外国の秘密保全制度における適性評価手続

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
根拠	合衆国法典及び行政命令	政府声明及びセキュリティ・ポリシーの枠組み(政府統一基準で各省に義務的履行を求めるもの)	保安審査法	国防法典及び国防秘密保全に関する政府間通達
対象者	連邦政府の各官庁の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者（本人）	国の各官庁及び警察機関の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者(本人)	連邦政府の各官庁の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者（本人）及びその配偶者	秘密を取り扱う者（本人）
対象外の者	大統領及び副大統領	首相及び大臣（閣外大臣及び政務次官を含む。）	連邦大統領、連邦首相及び連邦大臣	大統領、首相及び大臣
実施権者	連邦政府の各官庁	国の各官庁及び警察機関	連邦政府の各官庁	首相の委任を受けた者
有効期間	５年	７年（初回は５年）	10年（５年目に調査票を再提出）	最長５年(その職に在任中のみ有効)
調査票の主な記入事項	○ 本人に関するもの ・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）出生地、社会保障番号、身体的特徴等） ・ 学歴・職歴・軍歴 ・ 暴力的な政府転覆活・テロリズム・国民の憲法上の権利の行使を暴力的に妨害する違法な活動への関与 ・ 外国渡航歴・活動歴 ・ 逮捕歴 ・ 信用状態 ・ 民事訴訟歴 ・ 薬物・アルコールの影響・通院歴 ・ 精神の問題に係る通院歴 ・ 本人をよく知る者(友人、同僚、上司、近隣者等）の連絡先 ・ 過去の適性評価記録	○ 本人に関するもの ・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地、旅券番号等） ・ 学歴、職歴、軍歴 ・ 議会制民主主義の転覆・弱化を目的とする活動、スパイ、破壊工作活動、テロリズムへの関与 ・ 外国居住歴 ・ 犯罪歴 ・ 財務状況 ・ 信用状態 ・ 薬物・アルコールの影響 ・ 精神疾患等の状態 ・ 雇用主の人定事項 ・ 本人をよく知る者の連絡先	○ 本人に関するもの ・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。)、出生地、身分証明書番号等) ・ 学歴・職歴・軍歴 ・ 反憲法組織・旧東独情報機関への関与 ・ セキュリティ上懸念される国家への渡航歴・滞在歴 ・ 継続中の刑事・懲戒手続 ・ 信用状態 ・ 強制執行措置歴 ・ 本人をよく知る者の連絡先 ・ 過去の適性評価	○ 本人に関するもの ・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報をむ。)、出生地、身分証明書番号等) ・ 学業レベル（学位、外国語能力等) ・ 職歴 ・ 外国渡航歴

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
調査票の主な記入事項	○ 配偶者に関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地、社会保障番号等） ・ 婚姻及び離婚の期日及び届出地	○ 配偶者に関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）出生地等） ・ 外国居住歴 ・ 財務状況 ・ 信用状態等	○ 配偶者に関するもの（配偶者が記入） ・ 本人と同様の事項	○ 配偶者に関するもの（本人が記入） ・ 本人と同様の事項
	○ 家族・同居人に関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等）	○ 家族・同居人に関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等）	○ 家族に関するもの（本人及び配偶者がそれぞれの親族について記入） ・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍、出生地）	○ 家族・同居人に関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等）
同意の取得	・ 書面の提出により取得する。 ・ 本人以外の者の同意は取得していない。	・ 書面の提出により取得する。 ・ 本人以外の者の同意は取得していない。	・ 本人及び配偶者について、それぞれ書面の提出により取得する。 ・ 本人及び配偶者以外の者の同意は取得していない。	・ 調査票を提出することをもって同意したものと解されている。
プロセス及び手法	・ 本人が調査票に記入し、提出 ・ 本人への面接 ・ 公私の団体への照会 ・ 本人をよく知る者からの聴取	・ 本人が調査票に記入し、提出 ・ 本人への面接 ・ 公私の団体への照会 ・ 本人をよく知る者からの聴取	・ 本人及び配偶者がそれぞれ調査票に記入し、提出 ・ 本人及び配偶者それぞれへの面接（必要な場合） ・ 公私の団体への照会 ・ 本人及び配偶者について、それぞれよく知る者からの聴取	・ 本人が調査票に記入し、提出 ・ 公私の団体への照会 ・ 本人をよく知る者からの聴取
結果の通知	・ 本人に通知する。	・ 本人に通知する。	・ 適性を認めない場合、本人に通知する。	・ 本人に通知する。
理由の通知	・ 適性を認めない場合、国家安全保障上の利益及び他の法令が許容する限りにおいて包括的かつ詳細に通知する。	・ 適性を認めない場合、可能な範囲で通知する。	※ 適性を認めないと判断する場合は、情報源の保護が保証される範囲で、あらかじめその判断の理由となる事実が示される。なお、情報保護上著しい不利益が生じ得る場合には示されないことがある。	不明

注：機密性が最も高い区分の秘密を取り扱う際に必要となる適性評価手続について記載している。

○諸外国の秘密保全制度における主な罰則

	アメリカ（合衆国法典）	イギリス（公務秘密法）	ドイツ（刑法）	フランス（刑法）
故意の漏えい 目的等による加重類型	・米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、外国政府への国防情報の漏えい ・戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の漏えい 【死刑、無期刑又は有期刑（上限なし）】 ・米国に損害を与え、又は外国を利することがあり得ると信じるに足る理由を有する者による、不正アクセスにより取得した政府指定の国防・外交上の重要情報の漏えい 【10年（再犯の場合は20年）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】 ・米国の安全と利益を損ない、又は米国に害をもたらし外国政府を利する目的による、米国・外国政府の暗号等の漏えい 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の漏えい 【３年以上14年以下の自由刑】	・ドイツに不利益を与え、又は外国の勢力に利益を与える目的による、国家機密（※１）の外国勢力への漏えい 【１年以上の自由刑（犯情の特に重い事案（※２）では、無期又は５年以上の自由刑）】 ※１　「国家機密」とは、限定された範囲の者のみに入手可能で、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して重大な不利益を及ぼす危険を回避するため、外国の勢力に対して秘密にしておかなければならない事実、物又は知識をいう。 ※２　「犯情の特に重い事案」とは、原則として、行為者が、①国家機密の保持をその者に特別に義務付ける責任ある地位を濫用したとき、又は②その行為により、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して、特に重大な不利益を及ぼす危険を生じたとき、をいう。	・国民の基本的利益（※３）に関する情報の外国勢力への漏えい 【15年以下の自由刑及び罰金】 ※３　「国民の基本的利益」とは、国の独立性、領土の一体性、国の安全性、共和政体、国防及び外交能力、国内外における国民の保護、自然環境とその周辺の状況の調和並びに国の科学・経済力及び文化的遺産の重要な要素をいう。
故意の漏えい	・国防情報の漏えい ・米国・外国政府の暗号等の漏えい ・秘密エージェントを特定する秘密情報にアクセスする権限がある者による、当該情報の漏えい ・行政機関の職員又は行政機関が過半数の株式を所有する企業の職員による、大統領等が指定した安全保障に関する秘密情報の外国政府への漏えい 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・防諜・諜報職員による防諜・諜報情報の漏えい ・公務員又は政府と契約関係にある者による、①防諜・諜報情報、②防衛情報、③国際関係情報、④犯罪を惹起する情報、⑤通信傍受に関する情報の漏えい ・漏えいにより秘密情報を取得した者による漏えい 【２年（略式手続の場合は６月）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・国家機密の漏えい 【６月以上５年以下の自由刑（犯情の特に重い事案では、１年以上10年以下の自由刑）】 ・公務員による秘密の漏えい 【５年以下の自由刑又は罰金】	・身分、職業によって、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、国防上の秘密を所持する者による漏えい 【７年以下の自由刑及び罰金】 ・その他の者による国防上の秘密の漏えい 【５年以下の自由刑及び罰金】

	アメリカ（合衆国法典）	イギリス（公務秘密法）	ドイツ（刑法）	フランス（刑法）
過失犯	・国防情報を委託され、又は適法に所持し、若しくは管理している者が、重過失によって、委託に反する適切な保管場所からの移動等を可能にした場合 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・公務員又は政府と契約関係にある者による秘密文書等に関する注意懈怠 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・国家機密を過失により無権限者に漏えいし、ドイツの対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき 【5年以下の自由刑又は罰金】 ・公務、職務上の地位又は官庁の委託により入手可能であった国家機密を、無権限者に軽率に取得させ、ドイツの対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき 【3年以下の自由刑又は罰金】 ・公務員が、過失による秘密の漏えいによって重要な公共利益を危うくしたとき 【1年以下の自由刑又は罰金】	・身分、職業によって、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、国防上の秘密を所持する者による過失の漏えい 【3年以下の自由刑及び罰金】
取得 目的による加重類型	・戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の収集・記録 【死刑、無期刑又は有期刑（上限なし）】 ・米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、国防に関連する場所等への接近その他の方法による国防情報の取得 ・米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、国防情報の取得 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の取得 ・国の治安・利益を損なう目的による、禁止区域（※4）への接近、視察、立ち寄り、侵入又は付近での滞在 【3年以上14年以下の自由刑】 ※4　国が所有する軍事関連施設等	・漏えいするための国家機密の取得 【1年以上10年以下の自由刑】	・国民の基本的利益に関する情報の外国勢力への漏えい目的での収集 【10年以下の自由刑及び罰金】
	・違法に取得された国防情報の取得又は受領 ・安全保障に関する秘密情報の外国政府による取得又は受領 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】			・国防上の秘密の取得 ・国防上の秘密として秘密指定された区域への無権限者の立入り 【5年以下の自由刑及び罰金】

網掛部分：国防に関する秘密以外のものを含んでいると考えられる秘密
下線部：公務員等の身分要件
下線部：取得の手段を特定しているもの

12/07/31

特別秘密の保護に関する法律案

【用例集】
（案）

出典：ぎょうせい「現行日本法規」
ぎょうせい「現行法令インターネット版」
官報

平成24年〇月
内閣官房

目　次

【第一条関係】・・・

「情報を…方法により…取得する」の例
「不当な方法」の例
「大量破壊兵器関連の物資」の例
「国際取引」の例
「国際的な平和及び安全の維持を妨げる」の例
「国の安全を害する」の例
「著しく害し…」の例
「著しく害するおそれのある」の例
「害し、又は害するおそれのある…」の例
「テロリズム」の例
「…緊急事態」の例
「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態」の例
「…であつて、…その他これに類するもの」の例
「…する行為が発生した事態」の例
「被害の発生又は拡大の防止」の例
「抑止」の例

【第三条関係】……27
「行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては（…）当該行政機関。…）」の例
「行政機関の長（…の政令で定める機関にあっては（…）その機関ごとに政令で定める者をいう。…）」の例
「…についての」の例
「…に掲げる事項であって…もの」の例
「公になっていない」の例
「…に該当するものを除く」の例
「事項を…指定」の例
「…として指定するものとする」の例
「に該当する事項」の例
「その漏えいが…与えるおそれのあるもの」の例
「に著しく支障を与える」の例
「おそれがあるため」の例
「特に…ことが必要」の例
「秘匿する」の例
「の規定による指定は、…行わなければならない」の例

「（以下単に…という。）」の例
「のいずれかに掲げる方法」の例
「…方法により行わなければならない」の例
「に規定する事項」の例
「事項を記録」の例
「記録する…文書」（「文書に…記録」）の例
「図画に記録」（「記録した…図画」）の例
「記録する…物件」の例
「事項を化体」の例
「化体する」の例
「化体する（された）物件」の例
「標記」の例
「標記を付す（し）」の例
「事項の性質」の例
「…の性質上」の例
「規定によることが困難」の例
「ことが困難である場合において、…」の例
「規定の適用を受けることとなる」の例
「…こととなる旨を」の例
「事項を取り扱う」の例
「取り扱う者に」の例
「…に通知すること」の例
「…は、…指定しようとするときは、あらかじめ、…に協議しなければならない」の例
「他の行政機関」の例
「…と…との共有に係る…」の例
「…に係る事項」の例
「…について指定」の例
「当該他の行政機関の長」の例
「特定行政機関」の例
「…は、指定（を）したときは、直ちに…に通知しなければならない」の例
「協議を経て…」の例
「警察庁長官は、…」の例
「通知を受けた」の例

「…ときは、直ちにその旨を…に通知しなければならない」の例
「都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長」の例
【第四条関係】……47
「…は、…する場合において、…有効期間を定めるものとする」の例
「指定の日から起算して…」の例
「五年を超えない範囲内において」の例
「…から起算して…範囲内において」の例
「有効期間が満了する時において」の例
「…の規定により延長した…」の例
「指定（を）した事項」の例
「要件を満たす場合には、…」の例
「有効期間を延長するものとする」の例
「…は、…ときは、…指定を解除しなければならない」の例
「要件を欠くに至った」の例
「…は、…と思料するときは、その旨を…通知するものとする」の例
「…と思料するときは、速やかにその旨を…」の例
「速やかに…通知するものとする」の例
【第五条関係】……52
「所掌事務の遂行上」の例
「特段の必要（性）がある場合に限り」の例
「…に関連する職務に従事する者」の例
「事項に該当」の例
「…に該当するものに限る」の例
「秘密…取扱い」の例
「取扱いの業務」の例
「行わせることができる」の例
「…の定めるところにより」の例
「都道府県警察の職員のうち」の例
「別表…に掲げる」の例
「に掲げる事項」の例
「契約業者」の例
「契約に基づき…（する）者」の例
「業とする者」の例
「物件の製造」の例
「役務の提供」の例
【第六条関係】……59
「…できる者は、…者であって、…に該当するものとする」の例
「直近に…（さ）れた（もの）」の例
「適性（を有する）」の例
「通知をした日から…年（月、日）を経過」の例
「仮に」の例
「職を占める者」の例
「任命の方法」の例
「職務の特性」の例
「…に係る犯罪の捜査」の例
「ことが必要な事務」の例
「偶発的」の例
「行うこととなる（事務）」の例
「同意を得た上で」の例
「各号に掲げる事項ごとに」の例
「…に結び付くおそれのある特定の…」の例
「おそれのある事実」の例
「…するため必要最小限度の」の例
「…月（年）を超えない期間内において」の例
「…をもって充てることとされている」の例
「…は、…ときは、…契約において、…条件を付するものとする」の例
「取り扱うべき」の例
「…べき旨の条件を付（附）する…」の例
「法人その他の団体…事業を行う個人」の例
「役員、職員その他の従業者」の例
「代理人、使用人その他の従業者」の例

【第七条関係】・・・

「業務により知得」の例
「知得した…秘密」の例
「秘密を漏らした」の例
「…年以下の懲役に処し、又は情状により、…年以下の懲役及び…万円以下の罰金に処する」の例
「しなくなった後においても、同様とする」の例
「前項の場合を除き」の例
「その職を退いた後においても、同様とする」の例
「前…項の罪の未遂は、罰する」の例
「過失により…の罪を犯した者」の例
【第十八条関係】……88
「次に掲げる行為により…」の例
「秘密を取得」の例
「人を欺き、人に暴行を加え、…人を脅迫する行為」の例
「秘密…管理」の例
「管理を害する行為」の例
「財物の（を）窃取」の例
「施設への（に）侵入」の例
「施設若しくは（又は）設備」の例
「施設を損壊」の例
「設備を損壊」の例
「錠を（…）はずし（す）」の例
「秘密を保有する」（「保有する…秘密」）の例
「保有する行政機関」の例
「保有者」の例
「同意なく」の例
「映像若しくは（及び）音声」の例
「映像」の例
「音声」の例
「映像を…する」の例
「音声を…する」の例
「送信する機能」の例
「録画（録音）若しくは録音（録画）」の例
「録画の機能」の例
「録音の機能」の例
「機能を有する機器」の例
「機器を（…）設置」の例
「施設に設置」の例
「部分に設置」の例
「設置する行為」の例
「施設又は施設の区画された部分」の例
「振動」の例
「外部から」の例
「検知」の例
「分析」の例
「…の内部の…」の例
「音声…に係る情報」の例
「…により…情報を取得」の例
「取得する行為」の例
「有線電気通信」の例
「傍受」の例
「通信を（の）傍受」の例
「電気通信」の例
「暗号」の例
「…を用いた…」の例
「通信（…）内容」の例
「内容を（…）復元する」の例
「不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）」の例
「正当な理由がないのに」の例
「電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した（する）」の例
「その他の保有者の（…）管理を害する行為」の例
「…の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない」の例
【第十九条関係】……109
「…に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者」の例

【第二十条関係】・・・

「性能」、「使用方法」を並列的に用いている例 ・・・

【第一条関係】

・**「この法律は、…が重要であることにかんがみ、…ことにより…を図り、もって…することを目的とする」の例**

○特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、特定水道利水障害を防止する上で水道水源水域の水質の保全を図ることが重要であることにかんがみ、水道水源水域の水質の保全に関する基本方針を定めるとともに、特定水道利水障害の防止のための対策を実施しなければならない水道水源水域について、水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画の策定、水質の保全に資する事業の実施、水質の汚濁の防止のための規制その他の措置を総合的かつ計画的に講ずることにより、水道水源水域の水質の保全を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。

・**「この法律は、…に関し必要な事項を定めることにより…を図り、もって…」の例**

○沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、沖縄科学技術大学院大学の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、沖縄（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与することを目的とする。

○都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まつて、良好な都市環境の形成を図り、もつて健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。

・**「この法律は、…もって…国及び国民の安全の確保に資することを目的とする」の例**

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

・**「国際情勢」の例**

○独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）（抄）

（緊急の必要がある場合の外務大臣等の要求）

第四十条　外務大臣は、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関（国際会議その他国際協調の枠組みを含む。）の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要があると認めるとき、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十三条に規定する業務又は機

構の外国にある事務所について必要な措置をとることを求めることができる。

2・3　（略）

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（所掌事務）

第四条　外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

七　国際情勢に関する情報の収集及び分析並びに外国及び国際機関等に関する調査に関すること。

八～二十九　（略）

・「複雑」の例

○特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）（抄）

（機構の業務の特例）

第三条　機構は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三十四条に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～六　（略）

七　第二号の助成金の交付を適切に行い、及び第三号の債権処理会社からの金銭の納付を的確に行わせるため、第八条に規定する譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の財産に係る権利関係が複雑なものその他その回収に特に専門的な知識を必要とするものについて、機構が必要と認める場合には、債権処理会社からの委託を受けて、その取立てを行うこと。

八　（略）

2　（略）

○民事訴訟法（平成八年法律第百九号）（抄）

（審理の計画）

第百四十七条の三　裁判所は、審理すべき事項が多数であり又は錯そうしているなど事件が複雑であることその他の事情によりその適正かつ迅速な審理を行うため必要があると認められるときは、当事者双方と協議をし、その結果を踏まえて審理の計画を定めなければならない。

2～4　（略）

・「…に伴い…の果たすべき役割がより重要になる」の例

○司法制度改革推進法（平成十三年法律第百十九号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要になることにかんがみ、平成十三年六月十二日に内閣に述べられた司法制度改革審議会の意見の趣旨にのっとって行われる司法制度の改革と基盤の整備（以下「司法制度改革」という。）について、その基本的な理念及び方針、国の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、司法制度改革推進本部を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進することを目的とする。

・「国及び国民の安全の確保」の例

○武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、武力攻撃事態等において、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）に従って武力攻撃を排除するために必要なアメリカ合衆国の軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の当該行動に伴い我が国が実施する措置について

定めることにより、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

（政府の責務）

第三条　政府は、武力攻撃事態等においては、的確かつ迅速に行動関連措置を実施し、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に努めるものとする。

・「…に係る情報」の例

○農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）

（地方農政局）

第十八条　地方農政局は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一・二　（略）

三　農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。

2　（略）

（北海道農政事務所）

第二十一条　北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一・二　（略）

三　農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。

2・3　（略）

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）

（行政文書の開示義務）

第五条　行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ・ロ　（略）

ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二～六　（略）

○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）

（情報通信国際戦略局の所掌事務）

第十条　情報通信国際戦略局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　宇宙の研究、開発及び利用に係る情報の電磁的流通及び電波の利用に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

三～十八　（略）

（宇宙通信政策課の所掌事務）

第七十一条　宇宙通信政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　宇宙の研究、開発及び利用に係る情報の電磁的流通及び電波の利用に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二　宇宙の研究、開発及び利用に係る情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関すること。

三・四　（略）

・「高度情報通信ネットワーク社会の発展」の例

○高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）（抄）

（教育及び学習の振興並びに人材の育成）

第十八条　高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、すべての国民が情報通信技術を活用することができるようにするための教育及び学習を振興するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展を担う専門的な知識又は技術を有する創造的な人材を育成するために必要な措置が講じられなければならない。

（研究開発の推進）

第二十三条　高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、急速な技術の革新が、今後の高度情報通信ネットワーク社会の発展の基盤であるとともに、我が国産業の国際競争力の強化をもたらす源泉であることにかんがみ、情報通信技術について、国、地方公共団体、大学、事業者等の相互の密接な連携の下に、創造性のある研究開発が推進されるよう必要な措置が講じられなければならない。

・「…の発展に伴い」の例

○産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、我が国における近年の国民経済の発展に伴い、産業廃棄物の排出量が増加するとともに、その種類が多様化し、産業廃棄物の処理施設に対する需要が著しく増大していることにかんがみ、産業廃棄物の処理を効率的かつ適正に行うための一群の施設の整備をその周辺地域の公共施設の整備との連携に配慮しつつ促進する措置を講ずることにより、産業廃棄物の処理施設の安定的な供給及び産業廃棄物の適正な処理の推進を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

○資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

・「…の漏えい」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（特定歴史公文書等の保存等）

第十五条　（略）
２　（略）
３　国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。
４　（略）

○偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（平成十七年法律第九十四号）（抄）

（偽造カード等又は盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等の防止のための措置等）
第九条　金融機関は、偽造カード等又は盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等の発生を防止するため、できるだけ速やかに、機械式預貯金払戻し等に係る認証の技術の開発並びに情報の漏えいの防止及び異常な取引状況の早期の把握のための情報システムの整備その他の措置を講ずることにより、機械式預貯金払戻し等が正当な権限を有する者に対して適切に行われることを確保することができるようにするとともに、預貯金者に対するこれらの措置についての情報の提供並びに啓発及び知識の普及、容易に推測される暗証番号が使用されないような適切な措置の実施その他の必要な措置を講じなければならない。
２～４　（略）

・「危険性…増大」の例

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）（抄）

（再発防止処分）
第八条　公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、第五条第一項各号のいずれかに該当する場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体に対し、六月を超えない期間を定めて、次項各号に掲げる処分の全部又は一部を行うことができる。同条第一項又は第四項の処分を受けている団体について、同条第二項若しくは第三項の規定による報告がされず、若しくは虚偽の報告がされた場合、又は前条第二項の規定による立入検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避された場合であって、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められるときも、同様とする。
一～七　（略）
八　前各号に掲げるもののほか、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の増大を防止する必要があるとき。
２　（略）

○危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）（抄）

（通則）
第二十四条　法第十条第三項の製造所等においてする危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。
一～八　（略）
九　危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が増大しないように必要な措置を講ずること。
十～十四　（略）

・「…（し）ている中で」の例

○お茶の振興に関する法律（平成二十三年法律第二十一号）（抄）

（目的）
第一条　この法律は、お茶に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の豊かで健康的な生活の実現に重要な役割を担うとともに、茶業が地域の産業として重要な地位を占めている中で、近年、生活様式の多様化その他のお茶をめぐる諸情勢の著しい変化が生じていることに鑑み、茶業及びお茶の文化の振興を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、お茶の生産者の経営の安定、お茶の消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の推進並びにお茶の輸出の促進に関する措置、お茶の伝統に関する知識等の普及の措置等を講じ、もって茶業の健全な発展及び豊かで健康的な国民生活の実現に寄与することを目的とする。

○財政構造改革の推進に関する特別措置法（平成九年法律第百九号）（抄）

（財政構造改革の趣旨）
第二条　財政構造改革は、人口構造の高齢化等我が国の経済社会情勢の変化、国際情勢の変化等国及び地方公共団体の財政を取り巻く環境が大きく変容している中で、国及び地方公共団体の財政が危機的状況にあることを踏まえ、将来に向けて更に効率的で信頼できる行政を確立し、安心で豊かな福祉社会及び健全で活力ある経済を実現することが緊要な課題であることにかんがみ、経済構造改革を推進しつつ、財政収支を健全化し、これに十分対応できる財政構造を実現するために行われるものとする。

・「政府…責務を果たすため」の例

○武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）（抄）

（合衆国政府との連絡）
第六条　政府は、第三条の責務を果たすため、武力攻撃事態等の状況の認識及び武力攻撃事態等への対処に関し、日米安保条約に基づき、アメリカ合衆国政府と常に緊密な連絡を保つよう努めるものとする。

・「…に関する責務」の例

○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）

（住民等の責務）
第七条　地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。
2　（略）

・「我が国の防衛」の例

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（抄）

（懲戒処分）
第四十八条　懲戒権者（捕虜収容所長又は捕虜収容所に勤務する幹部自衛官（防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十五条第一項に規定する幹部自衛官をいう。）であって政令で定める者をいう。以下同じ。）は、被収容者が次の各号のいずれかの行為をしたときは、当該被収容者に対し、懲戒処分を行うことができる。
一・二　（略）
三　信書の発信その他の方法により我が国の防衛上支障のある通信を試みることその他の武力攻撃に資する行為を行うこと。
四　（略）

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）
第九十六条の二　防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。
2～4　（略）

・「外交」の例

○外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（平成二十一年法律第二十四号）（抄）

（労働契約）
第九条　（略）
2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
一　（略）
二　前号に掲げる場合のほか、当該個人が、当該外国等の安全、外交上の秘密その他の当該外国等の重大な利益に関する事項に係る任務を遂行するために雇用されている場合
三～六　（略）

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）

（定義）
第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一～六　（略）
七　対処措置　第九条第一項の対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。
イ　武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じて実施する次に掲げる措置
(1)・(2)　（略）
(3)　(1)及び(2)に掲げるもののほか、外交上の措置その他の措置
ロ　（略）

・「公共の安全と秩序の維持」の例

○海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）（抄）

（目的）
第一条　この法律は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高い我が国の経済社会及び国民生活にとって、海上輸送の用に供する船舶その他の海上を航行する船舶の航行の安全の確保が極めて重要であること、並びに海洋法に関する国際連合条約においてすべての国が最大限に可能な範囲で公海等における海賊行為の抑止に協力するとされていることにかんがみ、海賊行為の処罰について規定するとともに、我が国が海賊行為に適切かつ効果的に対処するために必要な事項を定め、もって海上における公共の安全と秩序の維持を図ることを目的とする。

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い）
第十六条　国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。
一　（略）
二　公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及

ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
三～五　（略）
2・3　（略）

・**「特に秘匿することが必要であるもの」の例**

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）
第九十六条の二　防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。
2～4　（略）

・**「適確に」の例**

○東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法（平成二十三年法律第百十二号）（抄）

第一条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故の直接又は間接の原因及び当該事故に伴い発生した被害の直接又は間接の原因並びに関係行政機関その他関係者が当該事故に対し講じた措置及び当該被害の軽減のために講じた措置の内容、当該措置が講じられるまでの経緯並びに当該措置の効果を究明し、又は検証するための調査並びにこれまでの原子力に関する政策の決定又は了解及びその経緯その他の事項についての調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき、原子力に関する基本的な政策及び当該政策に関する事項を所掌する行政組織の在り方の見直しを含む原子力発電所の事故の防止及び原子力発電所の事故に伴い発生する被害の軽減のため講ずべき施策又は措置について提言を行い、もって国会による原子力に関する立法及び行政の監視に関する機能の充実強化に資するため、国会に、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会を置く。

○広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）（抄）

（民間拠点施設整備事業計画の認定基準等）
第八条　国土交通大臣は、前条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る民間拠点施設整備事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。
一～三　（略）
四　当該拠点施設整備事業を適確に施行するに足りる経理的基礎及び技術的能力その他の能力があること。
2　（略）

・**「保護する体制」の例**

○高齢社会対策基本法（平成七年法律第百二十九号）（抄）

（生活環境）
第十二条　（略）
2　国は、高齢者が不安のない生活を営むことができるようにするため、高齢者の交通の安全を確保するとともに、高齢者を犯罪の被害、災害等から保護する体制を整備するよう必要な施策を講ずるものとする。

・**「体制を確立」の例**

○国家公務員制度改革基本法（平成二十年法律第六十八号）（抄）

（基本理念）
第二条　国家公務員制度改革は、次に掲げる事項を基本として行

われるものとする。
一～六　（略）
七　政府全体を通ずる国家公務員の人事管理について、国民に説明する責任を負う体制を確立すること。

○牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）（抄）

（目的）
第一条　この法律は、牛海綿状脳症の発生を予防し、及びまん延を防止するための特別の措置を定めること等により、安全な牛肉を安定的に供給する体制を確立し、もって国民の健康の保護並びに肉用牛生産及び酪農、牛肉に係る製造、加工、流通及び販売の事業、飲食店営業等の健全な発展を図ることを目的とする。

・「情報…収集（し）、整理（し、）及び活用（する）」の例

○地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）（抄）

第七条　保健所は、前条に定めるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進を図るため必要があるときは、次に掲げる事業を行うことができる。
一　所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること。
二～四　（略）

○食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）（抄）

（国の内外の情報の収集、整理及び活用等）
第十七条　食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、国民の食生活を取り巻く環境の変化に即応して食品の安全性の確保のために必要な措置の適切かつ有効な実施を図るため、食品の安全性の確保に関する国の内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な措置が講じられなければならない。

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）（抄）

（国及び地方公共団体の責務）
第五条　国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する技術開発の推進、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
2・3　（略）

・「…の保護に関し必要な…」の例

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（抄）

（文化財保護の特例）
第百二十五条　文化庁長官は、武力攻撃災害による重要文化財等（重要文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の重要文化財をいう。）、重要有形民俗文化財（同法第七十八条第一項の重要有形民俗文化財をいう。）又は史跡名勝天然記念物（同法第百九条第一項の史跡名勝天然記念物をいう。）をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の滅失、き損その他の被害を防止するため特に必要があると認めるときは、当該重要文化財等の所有者、管理責任者（同法第三十一条第二項（同法第八十条において準用する場合を含む。）及び同法第百十九条第二項の管理責任者をいう。）、管理団体（同法第三十二条の二第五項（同法第八十条において準用する場合を含む。）及び同法第百七十二条第一項の規定により重要文化財等を管理する地方公共団体その他の法人（以下この条において「所有者等」という。）に対し、当該重要文化財等について、所在の場所又は管理の方法の変更その他その保護に関し必要な措置を講ずべきことを命じ、又は勧告することができる。

2～7　（略）

・「漏えいの防止」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（特定歴史公文書等の保存等）

第十五条　（略）

2　（略）

3　国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4　（略）

○日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）（抄）

第三十八条　（略）

2～7　（略）

8　厚生労働大臣及び機構は、第五項第三号又は第四号の規定に基づき、年金個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、年金個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る年金個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の年金個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

9・10　（略）

【第二条関係】

・「この法律において…「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一～六　（略）

2～8　（略）

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「国の行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一～五　（略）

2～9　（略）

・「法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二～六　（略）

2～8　（略）

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（

抄）

（施行の状況の公表）

第五十三条　内閣総理大臣は、関係する行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関をいう。次条において同じ。）の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2　（略）

・「内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　（略）

二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

三～六　（略）

2～8　（略）

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「国の行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　（略）

二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関

三～五　（略）

2～9　（略）

・「…にあっては…」の例

○行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　（略）

二　宮内庁及び内閣府設置法第四十九条第一項に規定する機関（国家公安委員会にあっては、警察庁を除く。）並びに警察庁

三・四　（略）

2　（略）

○独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）（抄）

（主務大臣等）

第二十二条　（略）

2　前項第五号に掲げる業務に関する通則法第六十四条第一項の規定の適用については、同項中「職員」とあるのは「職員（国家公安委員会にあっては、警察庁の職員）」とする。

3・4　（略）

・「国家行政組織法第三条第二項に規定する機関」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）

（抄）

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一・二　（略）

三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四～六　（略）

2～8　（略）

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一・二　（略）

三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四～六　（略）

2～5　（略）

・「内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一～三　（略）

四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五・六　（略）

2～8　（略）

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「国の行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一～三　（略）

四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関

五　（略）

2～9　（略）

・「…で、…その他政令で定めるもの」の例

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）（抄）

別表第二（第三条関係）

一　（略）

二　国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、国際連合開発計画その他政令で定めるもの

三　（略）

・**「国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関」の例**

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一～四　（略）

五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六　（略）

2～8　（略）

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「国の行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一～四　（略）

五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関

2～9　（略）

・**「国の安全保障」の例**

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（所掌事務）

第四条　外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次のイからニまでに掲げる事項その他の事項に係る外交政策に関すること。

イ　日本国の安全保障

ロ～ニ　（略）

二～二十九　（略）

○財政構造改革の推進に関する特別措置法（平成九年法律第百九号）（抄）

（防衛関係費に係る改革の基本方針）

第十九条　政府は、我が国の安全保障上の観点と経済事情及び財政事情等を勘案し、防衛関係費について、節度ある防衛力の整備を行う必要があることを踏まえつつ、財政構造改革の推進の緊要性に配意して、抑制するものとする。

2　（略）

・**「国の領域…の保全」の例**

○小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）（抄）

（基本方針）

第三条　（略）

2　（略）

3　基本方針は、小笠原諸島が我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っていることにかんがみ、小笠原諸島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資するような振興開発が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

4～7　（略）

・**「国民の生命…身体…保護」の例**

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（抄）

（避難の指示に係る内閣総理大臣の是正措置）

第五十六条　内閣総理大臣は、避難の指示に関し対策本部長が行った事態対処法第十四条第一項の総合調整に基づく所要の避難の指示が要避難地域を管轄する都道府県知事により行われない場合において、国民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に対し、当該所要の避難の指示をすべきことを指示することができる。
2・3　（略）

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）（抄）

（目的）
第一条　この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）（抄）

（厚生労働大臣と警察庁長官等との関係）
第五十六条の三十八　（略）
2～6　（略）
7　厚生労働大臣は、国民の生命及び身体を保護するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、感染症に関する試験研究又は検査を行っている機関の職員の派遣その他特定病原体等による感染症の発生の予防又はまん延の防止のために必要な協力を要請することができる。

・「外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。…）」の例

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（所掌事務）
第四条　外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
二　日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関すること。
三～二十九　（略）

○法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）（抄）

（法務総合研究所）
第六十二条　法務総合研究所は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～三　（略）
四　外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）が実施する法制の維持及び整備に関する国際協力を行うこと。
五　（略）
2・3　（略）

・「外国との間で」の例

○排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）（抄）

（排他的経済水域）
第一条　（略）
2　前項の排他的経済水域（以下単に「排他的経済水域」という。）は、我が国の基線（領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第二条第一項に規定する基線をいう。以下同じ。）から、いずれの点をとっても我が国の基線上の最も近い点からの距離が二百海里である線（その線が我が国の基

線から測定して中間線（いずれの点をとっても、我が国の基線上の最も近い点からの距離と、我が国の海岸と向かい合っている外国の海岸に係るその外国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点からの距離とが等しい線をいう。以下同じ。）を超えているときは、その超えている部分については、中間線（我が国と外国との間で合意した中間線に代わる線があるときは、その線）とする。）までの海域（領海を除く。）並びにその海底及びその下とする。

○領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）（抄）

（領海の範囲）

第一条　我が国の領海は、基線からその外側十二海里の線（その線が基線から測定して中間線を超えているときは、その超えている部分については、中間線（我が国と外国との間で合意した中間線に代わる線があるときは、その線）とする。）までの海域とする。

2　（略）

・「問題…生じ」の例

○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）（抄）

（保護者の責務）

第六条　（略）

2　保護者は、携帯電話端末及びＰＨＳ端末からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

○中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）（抄）

（自主的解決の努力）

第四条　大企業者の事業の開始又は拡大に際し、当該事業と同種の事業を営んでいる中小企業者と当該大企業者との間において事業活動の調整に関する問題が生じたときは、その双方の当事者は、早期に、かつ、誠意をもつて、自主的な解決を図るように努めなければならない。

・「問題の解決」の例

○原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律（平成二十一年法律第九十九号）（抄）

（趣旨）

第一条　この法律は、原爆症認定集団訴訟に関し、これを契機に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）に基づく医療の給付を受けるための認定に関する見直しが行われたことを踏まえ、訴訟の長期化、被爆者である原告の高齢化等の事情にかんがみ、平成二十一年八月六日に関係者の間において行われた原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認の内容に基づき、原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関し必要な事項を定めるものとする。

○ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第百五号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

・**「この法律において「特定有害…」とは、…をいう」の例**

○土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「特定有害物質」とは、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く。）であって、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

2　（略）

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）（抄）

（定義等）

第二条　この法律において「特定有害廃棄物等」とは、次に掲げる物（船舶の航行に伴い生ずる廃棄物であって政令で定めるものの並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

一・二　（略）

2・3　（略）

・**「この法律において「…特定…活動」とは、次に掲げる活動をいう」の例**

○広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「広域的特定活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一・二　（略）

2～4　（略）

・**「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で…人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為」の例**

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（自衛隊の施設等の警護出動）

第八十一条の二　内閣総理大臣は、本邦内にある次に掲げる施設又は施設及び区域において、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設又は施設及び区域の警護のため部隊等の出動を命ずることができる。

一・二　（略）

2・3　（略）

・**「…する行為を行う」の例**

○株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～三　（略）

四　特定目的会社等　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び同条第二項に規定する資産の流動化に類する行為を行うものとして財務省令で定める法人をいう。

五～十四　（略）

○東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法（平成二十三年法律第百十二号）（抄）

（接触等の報告）
第六条　委員長及び委員は、利害関係者（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第三項に規定する原子力事業者（以下「原子力事業者」という。）及び原子力事業者の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第二項に規定する一般職に属する国家公務員及び同条第三項に規定する特別職の職員のうち両議院の議長が協議して定める者その他両議院の議長が協議して定める者をいう。以下同じ。）に関し、次に掲げる行為を行ったときは、各月ごとに、利害関係者の名称又は氏名、当該行為の概要、当該行為を行った年月日その他両議院の議長が協議して定める事項を記載した報告書を、当該月の翌月の初日から七日以内に、両議院の議長に提出しなければならない。ただし、私的な関係（委員長又は委員としての身分に関わらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する国民の疑惑又は不信を招くおそれがないと認められる場合は、この限りでない。
一～三　（略）
2・3　（略）

・「…を行う活動」の例

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）（抄）

（震災関連寄附金を支出した場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除）
第八条　（略）
2　個人が指定期間内に支出した震災関連寄附金のうち、被災者に対する救援又は生活再建の支援を行う活動（第四項において「被災者支援活動」という。）に必要な資金に充てられるもの（租税特別措置法第四十一条の十八の二第一項に規定する認定特定非営利活動法人又は共同募金会連合会に対して支出するものに限るものとし、所得税法第七十八条第一項（前項の規定により適用される場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「特定震災指定寄附金」という。）については、その年中に支出した当該特定震災指定寄附金の額の合計額（当該合計額にその年中に支出した特定震災指定寄附金以外の震災関連寄附金の額及び特定寄附金等金額（以下この項において「他の震災関連寄附金等の金額」という。）を加算した金額が、当該個人のその年分の同条第一項第一号に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（次項において「総所得金額等」という。）の百分の八十に相当する金額を超える場合には、当該百分の八十に相当する金額から当該他の震災関連寄附金等の金額を控除した残額）が二千円（その年中に支出した当該他の震災関連寄附金等の金額がある場合には、二千円から当該他の震災関連寄附金等の金額を控除した残額）を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の百分の四十に相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人のその年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額（租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項又は第四十一条の十八の三第一項の規定の適用がある場合には、当該百分の二十五に相当する金額からこれらの規定により控除する金額を控除した残額。以下この項において同じ。）を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の二十五に相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を限度とする。
3～6　（略）

○周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）（抄）

（定義等）
第三条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　（略）
二　後方地域捜索救助活動　周辺事態において行われた戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）によって遭難した戦闘参加者について、その捜索又は救助を行う活動（救助した者の輸送を含む。）であって、後方地域において我が国が実施するものをいう。
三・四　（略）
2・3　（略）

・「国の利益」の例

○深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）（抄）

（趣旨）
第一条　（略）
2　この法律のいかなる規定も、深海底を我が国の主権又は管轄権の下に置こうとするものではなく、また、公海の自由を行使する他国の利益を害するものではない。

○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）（抄）

（相手国等への情報提供）
第八条の二　財務大臣は、相手国等の租税に関する法令を執行する当局（以下この条において「相手国等税務当局」という。）に対し、当該相手国等との間の租税条約等に定めるところにより、その職務の遂行に資すると認められる租税に関する情報の提供を行うことができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
一～三　（略）
四　当該情報の提供を行うことが我が国の利益を害することとなるおそれがあると認められるとき。
五　（略）

・「…の利益を図る目的で」の例

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）（抄）

（役職員又は構成員等の禁止行為）
第九条　（略）
2　前条に規定する処分を受けている団体の役職員又は構成員は、当該処分が効力を生じた後は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
一～四　（略）
五　当該団体が前条第二項第五号に掲げる処分を受けた場合にあっては、当該団体の利益を図る目的で、当該処分により贈与を受けることが禁止された金品その他の財産上の利益を贈与の目的として受け取ること。
3　（略）

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

（威力利用資金獲得行為に係る損害賠償責任）
第三十一条の二　指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団の指定暴力団員が威力利用資金獲得行為（当該指定暴力団の威力を利用して生計の維持、財産の形成若しくは事業の遂行のための資金を得、又は当該資金を得るために必要な地位を得る行為をいう。以下この条において同じ。）を行うについて他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
一　（略）
二　当該威力利用資金獲得行為が、当該指定暴力団の指定暴力団員以外の者が専ら自己の利益を図る目的で当該指定暴力団員に対し強要したことによって行われたものであり、かつ、当該威力利用資金獲得行為が行われたことにつき当該代表者等に過失がないとき。

・「…目的で行われる…」の例

○探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）（抄）

（定義）

第二条　（略）

2　この法律において「探偵業」とは、探偵業務を行う営業をいう。ただし、専ら、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道（不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせることをいい、これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。以下同じ。）を業として行う個人を含む。）の依頼を受けて、その報道の用に供する目的で行われるものを除く。

3　（略）

○排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）（抄）

（我が国の法令の適用）

第三条　次に掲げる事項については、我が国の法令（罰則を含む。以下同じ。）を適用する。

一　（略）

二　排他的経済水域における経済的な目的で行われる探査及び開発のための活動（前号に掲げるものを除く。）

三・四　（略）

2・3　（略）

・「行われる活動」の例

○環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「環境保全活動」とは、地球環境保全、公害の防止、生物の多様性の保全等の自然環境の保護及び整備、循環型社会の形成その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）を主たる目的として自発的に行われる活動をいう。

2～4　（略）

○国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）（抄）

（趣旨）

第一条　この法律は、軍備管理若しくは軍縮又は人道的精神に基づき行われる活動に対する協力等の目的で、国際機関、外国政府の機関等に派遣される防衛省の職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条に規定する一般職に属する職員を除く。以下「職員」という。）の処遇等について定めるものとする。

（職員の派遣）

第二条　（略）

2　前項の業務は、次に掲げるものとする。ただし、第八号から第十一号までに掲げる業務にあっては、国際連合事務局の内部部局であって当該業務を所掌するものとして政令で定めるものにおいて行うものに限る。

一～七　（略）

八　国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持するために国際連合の統括の下に行われる活動であって、武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意並びに当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合（武力紛争が発生していない場合においては、当該活動が行われる地域の属する国の

当該同意がある場合）に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されることを旨として、国際連合事務総長の要請に基づき参加する二以上の国及び国際連合によって実施されるものの方針の策定又は当該活動の基準の設定若しくは計画の作成

九～十一　（略）

3　（略）

・「活動であって（、）次に掲げるもの」の例

○独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）（抄）

（業務の範囲）

第十条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二　（略）

三　環境の保全を通じて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する活動であって次に掲げるものに対し、助成金の交付を行うこと。

イ～ハ　（略）

四～八　（略）

2　（略）

○産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）（抄）

（定義）

第二条　（略）

2・3　（略）

4　この法律において「事業再構築」とは、事業者が行い、又は行おうとする事業のうち、当該事業者が行う他の事業に比して現に生産性の高い事業又は将来において高い生産性が見込まれる事業（以下「中核的事業」という。）の強化を目指した事業活動であって、次に掲げるものをいう。

一・二　（略）

5～7　（略）

8　この法律において「資源生産性革新」とは、事業者が行う事業の全部若しくは一部についての資源生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動又は相当程度高い資源生産性が見込まれる事業を行うことを目指した事業活動であって、次に掲げるものをいう。

一・二　（略）

9～27　（略）

・「保護を要する」の例

○次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）（抄）

（都道府県行動計画）

第九条　都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

2～8　（略）

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（在外邦人等の輸送）

第八十四条の三　防衛大臣は、外務大臣から外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する邦人の輸送の依頼があった場合において、当該輸送の安全について外務大臣と協議し、これが確保されていると認めるときは、当該邦人の輸送を行うことができる。この場合において、防衛

大臣は、外務大臣から当該緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する外国人として同乗させることを依頼された者を同乗させることができる。

2　（略）

・**「情報を…方法により…取得する」の例**

○金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（抄）

（有価証券の売出しの届出を要しない有価証券の売出し）

第二条の十二の三　法第四条第一項第四号に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号において「外国国債」という。）次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ　国内における当該外国国債に係る売買価格に関する情報をインターネットの利用その他の方法により容易に取得することができること。

ロ・ハ　（略）

二～十　（略）

・**「不当な方法」の例**

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（罰則）

第三条　左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一　わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者

二・三　（略）

2・3　（略）

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）（抄）

（合衆国軍隊の機密を侵す罪）

第六条　合衆国軍隊の機密（合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。）を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。

2　合衆国軍隊の機密で、通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者も、前項と同様とする。

3　（略）

・**「大量破壊兵器関連の物資」の例**

○国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、北朝鮮による核実験の実施、大量破壊兵器の運搬手段となり得る弾道ミサイルの発射等の一連の行為が国際社会の平和及び安全に対する脅威となつており、その脅威は近隣の我が国にとつて特に顕著であること、並びにこの状況に対応し、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号が核関連、弾道ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資の北朝鮮への輸出及び北朝鮮からの輸入の禁止を決定し、同理事会決議第千八百七十四号が当該禁止の措置を強化するとともに、国際連合加盟国に対し当該禁止の措置の厳格な履行の確保を目的とした貨物についての検査等の実施の要請を

・「国際取引」の例

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）（抄）

（個体等の登録の要件）

第四条　法第二十条第一項の政令で定める要件は、別表第二の表二に掲げる種の個体等であって次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

一・二　（略）

三　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可を受けて輸入された個体（当該輸入に係る個体から生じた器官等を含む。）、器官（当該輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。）又は加工品（当該輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。）であって、次のイからハまでのいずれかに該当するものであること。

イ　（略）

ロ　絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の適用される前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体（当該取得又は輸入に係る個体から生じた器官等を含む。）、器官（当該取得又は輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。）又は加工品（当該取得又は輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。）であることをその輸出国の政府機関が証明したものであること。

ハ　（略）

○輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「不公正な輸出取引」とは、左に掲げるものをいう。

一～三　（略）

四　前各号に掲げるものの外、国際取引における公正な商慣習にもとる輸出取引であつて、政令で定めるもの

していることを踏まえ、我が国が特別の措置として実施する北朝鮮特定貨物についての検査その他の措置について定めることにより、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）その他の関係法律による措置と相まって、北朝鮮の一連の行為をめぐる同理事会決議による当該禁止の措置の実効性を確保するとともに、我が国を含む国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　北朝鮮特定貨物　次のいずれかに該当する貨物（我が国から輸出しようとする貨物で外国為替及び外国貿易法第四十八条第一項の規定による許可を受けなければならないもの及び同条第三項の規定による輸出の承認を受ける義務を課せられているもの並びに我が国から輸出した貨物で当該許可又は当該承認を受けたもの並びに我が国に輸入しようとする貨物で同法第五十二条の規定による輸入の承認を受ける義務を課せられているもの及び我が国に輸入した貨物で当該承認を受けたものを除く。）をいう。

イ　北朝鮮を仕向地とする貨物のうち、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号その他政令で定める同理事会決議により北朝鮮への輸出の禁止が決定された核関連、ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資であって政令で定めるもの

ロ　北朝鮮を仕出地とする貨物のうち、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号その他政令で定める同理事会決議により北朝鮮からの輸入の禁止が決定された核関連、ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資であって政令で定めるもの

二～四　（略）

・ **「国際的な平和及び安全の維持を妨げる」の例**

○経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）（抄）

（安全保障貿易管理課の所掌事務）

第五十三条　安全保障貿易管理課は、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると伴う外国為替の管理に関する事務（第五十条第二号に掲げる事務に係るもの及び安全保障貿易審査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

（役務取引等）

第二十五条　国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の外国（以下「特定国」という。）において提供すること を目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2・3　（略）

4　居住者は、非居住者との間で、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

5・6　（略）

・ **「国の安全を害する」の例**

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（罰則）

第三条　左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一　（略）

二　わが国の安全を害する目的をもつて、特別防衛秘密を他人に漏らした者

三　（略）

2・3　（略）

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第九十八条　普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

②　議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第百九十九条第二項後段の規定を準用する。

・ **「著しく害し…」の例**

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることにかんがみ、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪による収益の隠匿及び収受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪による収益に係る没収及び追徴の特例等について定めることを目的とする。

・「著しく害するおそれのある」の例

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（任務及び所掌事務）

第五条　（略）

2　国家公安委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。

一～三　（略）

四　次に掲げる事案で国の公安に係るものについての警察運営に関すること。

イ・ロ　（略）

ハ　国際関係に重大な影響を与え、その他国の重大な利益を著しく害するおそれのある航空機の強取、人質による強要、爆発物の所持その他これらに準ずる犯罪に係る事案

五～二十五　（略）

3・4　（略）

○母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）（抄）

（医師の認定による人工妊娠中絶）

第十四条　都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定する医師（以下「指定医師」という。）は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

一　妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの

二　（略）

2　（略）

・「害し、又は害するおそれのある…」の例

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（任務及び所掌事務）

第五条　（略）

2　国家公安委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。

一～五　（略）

六　次のいずれかに該当する広域組織犯罪その他の事案（以下「広域組織犯罪等」という。）に対処するための警察の態勢に関すること。

イ　全国の広範な区域において個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案

ロ　国外において日本国民の生命、身体及び財産並びに日本国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある事案

七～二十五　（略）

3・4　（略）

・「テロリズム」の例

○オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）（抄）

（趣旨）

第一条　この法律は、平成七年三月二十日に発生した地下鉄サリン事件等のオウム真理教による無差別大量の殺傷行為が暴力により国の統治機構を破壊する等の主義を推進する目的の下に行われた悪質かつ重大なテロリズムとしての犯罪行為であり、これにより不特定又は多数の者が被った惨禍が未曾有のものであることに加え、オウム真理教が、教団としてテロリズムとしての犯罪行為を実行する能力を形成する過程においても、これに立ち向かった者やその家族が教団の発展を阻害する者として殺傷行為等の犯罪行為の犠牲となっていること等を踏まえ、国においてこれらの犯罪行為（以下「テロリズム等」という。）の被害者等の救済を図ることがテロリズムと戦う我が国の姿勢を明らかにする意義を有することにかんがみ、オウム真理教犯罪被害者等に対する給付金の支給について定めるものとする。

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）

（その他の緊急事態対処のための措置）

第二十四条　（略）

2　政府は、前項の目的を達成するため、武装した不審船の出現、大規模なテロリズムの発生等の我が国を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、次に掲げる措置その他の必要な施策を速やかに講ずるものとする。

一～三　（略）

○警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）（抄）

（警備課）

第三十九条　警備課においては、次の事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　特定物質（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第二条第三項に規定する特定物質をいう。以下この号において同じ。）及び特定病原体等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第十九項に規定する特定病原体等をいう。以下この号において同じ。）を使用したテロリズム（広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。第四十一条第一号において同じ。）が行われることを防止するための特定物質及び特定病原体等の防護に関すること。

五～九　（略）

・「…緊急事態」の例

○原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　原子力災害　原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

二　原子力緊急事態　原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

三～十二　（略）

（原子力緊急事態宣言等）

第十五条　主務大臣は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。

一・二　（略）

2～4　（略）

○安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）（抄）

（内閣総理大臣の諮問等）

第二条　内閣総理大臣は、次の事項については、会議に諮らなければならない。

一～八　（略）

九　内閣総理大臣が必要と認める重大緊急事態（武力攻撃事態等、周辺事態及び前二号の規定によりこれらの規定に掲げる重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。以下同じ。）への対処に関する重要事項

2　前項に定める場合のほか、会議は、国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項につき、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができる。

・「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態」の例

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）

（その他の緊急事態対処のための措置）

第二十四条　政府は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保を図るため、次条から第二十七条までに定めるもののほか、武力攻撃事態等以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に的確かつ迅速に対処するものとする。

2　（略）

・「…であつて、…その他これに類するもの」の例

○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

（役務取引等）

第二十五条　（略）

2～4　（略）

5　居住者は、非居住者との間で、役務取引（労務又は便益の提供を目的とする取引をいう。以下同じ。）であつて、鉱産物の加工その他これに類するものとして政令で定めるもの（第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。）を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該役務取引について、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次項の規定により主務大臣の許可を受ける義務が課された役務取引に該当するものについては、この限りでない。

6　（略）

・「…する行為が発生した事態」の例

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）

（緊急対処事態対処方針）

第二十五条　政府は、緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。以下同じ。）に至つたときは、緊急対処事態に関する対処方針（以下「緊急対処事態対処方針」という。）を定めるものとする。

2～12　（略）

・「被害の発生又は拡大の防止」の例

○消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）（抄）

（消費者への注意喚起）
第十五条　内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生（以下「消費者被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。
2・3　（略）

・「抑止」の例

○海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）（抄）

（目的）
第一条　この法律は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高い我が国の経済社会及び国民生活にとって、海上輸送の用に供する船舶その他の海上を航行する船舶の航行の安全の確保が極めて重要であること、並びに海洋法に関する国際連合条約においてすべての国が最大限に可能な範囲で公海等における海賊行為の抑止に協力するとされていることにかんがみ、海賊行為の処罰について規定するとともに、我が国が海賊行為に適切かつ効果的に対処するために必要な事項を定め、もって海上における公共の安全と秩序の維持を図ることを目的とする。

○まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法（平成八年法律第百一号）（抄）

（国際機関等に対する要請）
第五条　政府は、外国の漁業者によるまぐろ漁業の活動が、保存管理措置の有効性を減じていると認められるときは、当該保存管理措置を取り決めた国際機関に対して当該活動を抑止するために必要な措置を講ずるよう要請するとともに、当該外国に対して当該活動を改善するよう要請しなければならない。

【第三条関係】

・「行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては（…）当該行政機関。…）」の例

○総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（抄）

（国際戦略総合特別区域計画の認定）
第十二条　（略）
2～8　（略）
9　指定地方公共団体は、第一項の規定による認定の申請に当たっては、国際戦略総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。）に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該指定地方公共団体に対し、速やかに回答しなければならない。
10～13　（略）

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）（抄）

（復興推進計画の認定）
第四条　（略）
2～7　（略）
8　特定地方公共団体は、申請に当たっては、当該申請に係る復興推進計画の区域において実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規

定の解釈について、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。）に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該特定地方公共団体に対し、速やかに回答しなければならない。

9～11　（略）

・「行政機関の長（…の政令で定める機関にあっては（…）その機関ごとに政令で定める者をいう。…）」の例

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（正確性の確保）

第五条　行政機関の長（第二条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）

（開示請求権）

第三条　何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長（前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

・「…についての」の例

○会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）（抄）

（価額決定手続と更生債権等査定決定の手続等との関係）

第百五十五条　（略）

2　更生担保権の目的である財産についての次の各号に掲げる場合における当該各号に定める価額は、当該更生担保権を有する更生担保権者がした更生債権等査定申立て又は当該申立てについての決定に係る更生債権等査定異議の訴えが係属する裁判所を拘束する。

一・二　（略）

○民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（抄）

（再生債権の届出を要しない旨の決定）

第二百四十七条　（略）

2・3　（略）

4　前項の場合においては、当該破産債権としての届出があった債権についての次の各号に掲げる事項の届出の区分に応じ、再生債権の届出としてそれぞれ当該各号に定める事項の届出をしたものとみなす。

一～四　（略）

5・6　（略）

・「…に掲げる事項であって…もの」の例

○水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）（抄）

（事業譲渡等に関する特例）

第十条　株式会社である特定事業者（以下「特定会社」という。）がその財産をもって債務を完済することができないときは、当該特定会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十七条第一項並びに第四百六十七条第一項第一号及び第二号の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項であって、前条第一項の認可を受けた事業再編計画（以下「認可事業再編計画」という。）に記載されたものを行うことができる。

一・二　（略）

2～8　（略）

○金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）（抄）

（協同組織金融機能強化方針）

第三十四条の三　協同組織中央金融機関等が前条の申込みをする場合には、当該協同組織中央金融機関等は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項であつて金融機能の発揮に係るものを記載した協同組織金融機能強化方針（協同組織金融関係機関による金融機能の発揮を促進するための方針をいう。以下同じ。）並びに当該申込みに係る優先出資の引受け等を求める額及びその内容を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

一～六　（略）

2・3　（略）

・「公になっていない」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（定義）

第一条　（略）

2　（略）

3　この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

一　日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項

イ　構造又は性能

ロ　製作、保管又は修理に関する技術

ハ　使用の方法

ニ　品目及び数量

二　日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）（抄）

（合衆国軍隊の機密を侵す罪）

第六条　合衆国軍隊の機密（合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。）を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。

2・3　（略）

・「…に該当するものを除く」の例

○展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）（抄）

（補償金）

第四条　補償契約による政府の補償は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める額の合計額とし、当該各号に定める額又は当該合計額が政令で定める額（以下「補償上限額」という。）を超える場合にあつては補償上限額とする。）の限度で行うものとする。この場合において、補償対象損害（補償契約による補償の対象となる損害として補償契約で定める損害をいい、補償契約の相手方である展覧会の主催者が第六条の規定に違反したことにより生じた損害を除く。以下同じ。）の額は、対象美術品（補償契約の相手方である展覧会の主催者が当該展覧会のために借り受けた美術品のうち、補償契約による補償の対象となるものとして補償契約で定めるものをいう。以下同じ。）の約定評価額（対象美術品の価額とし

て補償契約で定める価額をいう。以下同じ。）によって算定する。

一　当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害（地震による損害その他の政令で定める損害（次号において「特定損害」という。）に該当するものを除く。）の額の合計額が政令で定める額を超える場合　その超える額

二　（略）

2・3　（略）

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（行政文書ファイル管理簿）

第七条　行政機関の長は、行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、政令で定めるところにより、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。）第五条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「行政文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、政令で定める期間未満の保存期間が設定された行政文書ファイル等については、この限りでない。

2　（略）

・「事項を…指定」の例

○民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（抄）

（個人再生委員）

第二百二十三条　（略）

2　（略）

3　裁判所は、第一項の規定による決定において、前項第一号に掲げる事項を個人再生委員の職務として指定する場合には、裁判所に対して調査の結果の報告をすべき期間をも定めなければならない。

4～7　（略）

8　第二項第一号に掲げる事項を職務として指定された個人再生委員は、再生債務者又はその法定代理人に対し、再生債務者の財産及び収入の状況につき報告を求め、再生債務者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

9・10　（略）

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

（予備免許）

第八条　総務大臣は、前条の規定により審査した結果、その申請が同条第一項各号又は第二項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。

一　工事落成の期限

二　電波の型式及び周波数

三　呼出符号（標識符号を含む。）、呼出名称その他の総務省令で定める識別信号（以下「識別信号」という。）

四　空中線電力

五　運用許容時間

2　（略）

・「…として指定するものとする」の例

○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）（抄）

（特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定等）

第十七条　環境大臣は、前条第一項の規定による調査の結果、同項各号に定める廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、当該廃棄

物を特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物として指定するものとする。

2　（略）

○津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）（抄）

（津波防護施設区域の指定）

第二十一条　津波防護施設管理者は、次に掲げる土地の区域を津波防護施設区域として指定するものとする。

一・二　（略）

2～4　（略）

・「に該当する事項」の例

○判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）（抄）

（弁護士職務従事職員の服務等）

第六条　（略）

2　（略）

3　最高裁判所又は法務大臣は、必要があると認めるときは、当該弁護士職務従事職員に対し、当該受入先弁護士法人等における勤務条件及び第四条の規定による弁護士の業務への従事の状況（弁護士法第二十三条に規定する職務上知り得た秘密に該当する事項を除く。）について、報告を求めることができる。

4・5　（略）

○地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）（抄）

（関連事業計画に基く事業を実施した者に対する補助）

第四十六条　国は、都道府県が第二十四条第一項第二号から第四号（同号中同項第一号に該当する事項を除く。）までに掲げる事業を実施した市町村その他政令で定める者に対しその事業に要する費用を補助した場合においては、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該事業に要する費用の二分の一以内を補助することができる。

・「その漏えいが…与えるおそれのあるもの」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和二十九年政令第百四十九号）（抄）

（秘密区分）

第一条　（略）

2　前項の「機密」とは、秘密の保護が最高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、特に重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

3　第一項の「極秘」とは、秘密の保護が高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

4　（略）

・「に著しく支障を与える」の例

○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）（抄）

（特定離島港湾施設の存する港湾における水域の占用の許可等）

第九条　（略）

2　（略）

3　国土交通大臣は、第一項の行為が、港湾の利用又は保全に著しく支障を与えるものであるときは、同項の許可をしてはならない。

4～7　（略）

○漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）（抄）

（漁港の保全）
第三十九条　（略）
２　漁港管理者は、前項の許可の申請に係る行為が特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでない限り、同項の許可をしなければならない。
３～８　（略）

・「おそれがあるため」の例

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）（抄）

（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定等）
第三条　内閣総理大臣は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定するものとする。
２～５　（略）

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）（抄）

（緊急時における対応）
第三十七条　政府は、米穀の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、米穀の適正かつ円滑な供給が相当の期間極めて困難となることにより、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その事態に対処するため次条から第四十条までに規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。
２・３　（略）

・「特に…ことが必要」の例

○広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）（抄）

（広域的地域活性化基盤整備計画）
第五条　（略）
２　広域的地域活性化基盤整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一　拠点施設に関する事項（広域的地域活性化のために拠点施設の整備を特に促進することが必要な場合にあっては、その拠点施設に関する事項及び重点地区の区域）
二～四　（略）
３～11　（略）

○沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）

（観光振興計画の作成等）
第六条　（略）
２　（略）
３　観光振興計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めることができる。
一　観光の振興を図るため観光関連施設（スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十八条において同じ。）の整備を特に促進することが必要とされる政令で定める要件を備えている地域（以下「観光振興地域」という。）の区域
二・三　（略）
４～11　（略）

・「秘匿する」の例

○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）

（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）

第六十二条　（略）
2　（略）
3　税務署長は、法人がした金銭の支出のうちにその相手方の氏名等を当該法人の帳簿書類に記載していないものがある場合においても、その記載をしていないことが相手方の氏名等を秘匿するためでないと認めるときは、その金銭の支出を第一項に規定する使途秘匿金の支出に含めないことができる。
4～8　（略）

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和二十九年政令第百四十九号）（抄）

（秘密区分の指定、変更及び解除）
第二条　（略）
2　（略）
3　第一項の国の行政機関の長は、特別防衛秘密として秘匿する必要がなくなつたとき、又は公になつたものがあるときは、その部分に限り、速やかに、秘密区分の指定を解除しなければならない。
4　（略）

・「の規定による指定は、…行わなければならない」の例

○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）（抄）

（指定等）
第七十五条　第五十八条第二項の規定による指定は、営利を目的としない法人であつて、次に掲げる業務（以下「資金管理業務」という。）を適切かつ確実に行うことができると認められるものにつき、全国を通じて一個に限り、その者の同意を得て行わなければならない。
一・二　（略）
2～4　（略）

○特定都市鉄道整備促進特別措置法（昭和六十一年法律第四十二号）（抄）

（指定法人）
第十四条　第六条第二項の規定による指定は、一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、次に掲げる業務を適切かつ確実に行うことができると認められるものにつき、その者の同意を得て行わなければならない。
一～三　（略）
2～5　（略）

・「（以下単に…という。）」の例

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国会議員の歳費の月額の減額特例に関する法律（平成二十三年法律第十一号）（抄）

（趣旨）
第一条　この法律は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波等による災害によって、多数の人々が犠牲になり、多数の被災者が多大の苦難を強いられ今なお不自由な生活を余儀なくされている現状に鑑み、多くの国民と共に被災者の苦難を分かち合い、被災者の生活の早期の再建、被災地域の産業の早期の復興その他の被災地域の復旧復興に資するため、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号。以下「歳費法」という。）第一条の規定により受ける歳費の月額（以下単に「歳費の月額」という。）の減額の特例について定めるものとする。

○東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号）（抄）

（定義）
第二条　この法律において「除塩」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波（以下単に「津波」

という。）による海水の浸入のために農用地（土地改良法第二条第一項に規定する農用地をいう。以下同じ。）が受けた塩害を除去するために行う事業をいう。

2・3　（略）

・**「のいずれかに掲げる方法」の例**

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二　（略）

三　営業秘密を保有者から示された者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、次のいずれかに掲げる方法でその営業秘密を領得した者

四～七　（略）

2～7　（略）

○商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（抄）

（取引の決済）

第百五条　商品市場における取引の決済は、定款で定めるところにより、商品市場ごとに、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一～三　（略）

・**「…方法により行わなければならない」の例**

○民事執行法（昭和五十四年法律第四号）（抄）

（剰余を生ずる見込みのない場合等の措置）

第六十三条　（略）

2・3　（略）

4　第二項の保証の提供は、執行裁判所に対し、最高裁判所規則で定める方法により行わなければならない。

○商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（抄）

（取引の決済）

第百五条　商品市場における取引の決済は、定款で定めるところにより、商品市場ごとに、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一～三　（略）

・**「に規定する事項」の例**

○国と地方の協議の場に関する法律（平成二十三年法律第三十八号）（抄）

（招集等）

第四条　（略）

2　（略）

3　議員は、前条に規定する事項について協議する必要があると思料するときは、内閣総理大臣に対し、協議すべき具体的事項を示して、協議の場の招集を求めることができる。

○肝炎対策基本法（平成二十一年法律第九十七号）（抄）

第十九条　厚生労働省に、肝炎対策基本指針に関し、第九条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、肝炎対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

・**「事項を記録」の例**

○株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）（抄）

（財務諸表の提出）
第二十六条　（略）
2　会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録（以下「貸借対照表等」という。）及び事業報告書（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を含む。）を財務大臣に提出しなければならない。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（抄）

（電磁的方法による議決権の行使）
第五十二条　（略）
2・3　（略）
4　一般社団法人は、社員総会の日から三箇月間、第一項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
5　（略）

・「記録する…文書」（「文書に…記録」）の例

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（適用除外等）
第四十五条　（略）
2　保有個人情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第五条に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第四節を除く。）の規定の適用については、行政機関に保有されていないものとみなす。

○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）（抄）

（部分開示）
第六条　（略）
2　開示請求に係る法人文書に前条第一号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

・「図画に記録」（「記録した…図画」）の例

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（開示の実施）
第二十四条　保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、行政機関の長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
2～4　（略）

○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）（抄）

第二十二条　独立行政法人等は、政令で定めるところにより、そ

の保有する次に掲げる情報であって政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

一～三　（略）

2　（略）

・「記録する…物件」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二　（略）

2　前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二　（略）

3　（略）

・「事項を化体」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二　（略）

2　前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二　（略）

3・4　（略）

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）

（標記の方法）

第百十三条の二　法第九十六条の二第二項第一号の規定による標記は、別表第十一に掲げる様式に従い、同条第一項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件の見やすい箇所に、印刷、押印又は刻印その他これらに準ずる確実な方法により付さなければならない。この場合において、当該文書、図画又は物件のうち同項に規定する事項を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該標記は、当該部分に付さなければならない。

・「化体する」の例

○貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、貸付信託の受益権を受益証券に化体するとともに、受益者の保護を図ることにより、一般投資者による投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発展に必要な分野に対する長期資金の円滑な供給に資することを目的とする。

○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

（定義）

第六条　この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十四　（略）

十五　「貨物」とは、貴金属、支払手段及び証券その他債権を化体する証書以外の動産をいう。

十六　（略）

2　（略）

・「化体する（された）物件」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二　（略）

三　営業秘密を保有者から示された者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、次のいずれかに掲げる方法でその営業秘密を領得した者

イ　営業秘密記録媒体等（営業秘密が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体をいう。以下この号において同じ。）又は営業秘密が化体された物件を横領すること。

ロ　営業秘密記録媒体等の記載若しくは記録について、又は営業秘密が化体された物件について、その複製を作成すること。

ハ　（略）

四～七　（略）

2～7　（略）

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二　（略）

2　前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二　（略）

3・4　（略）

・　**「標記」の例**

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二　（略）

2　前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二　（略）

3・4　（略）

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（特別防衛秘密保護上の措置）

第二条　特別防衛秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、特別防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等特別防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

・　**「標記を付す（し）」の例**

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二　（略）

2　前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二　（略）

3・4　（略）

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律

第百六十六号）（抄）

（特別防衛秘密保護上の措置）

第二条　特別防衛秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、特別防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等特別防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

・「事項の性質」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二　（略）

２　前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　（略）

二　前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

３　（略）

○郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）（抄）

第二十二条　（略）

２　（略）

３　会社は、次の条件を具備する定期刊行物につき前項の承認をする。

一　（略）

二　掲載事項の性質上発行の終期を予定し得ないものであること。

三　（略）

４・５　（略）

・「…の性質上」の例

○破産法（平成十六年法律第七十五号）（抄）

（市場の相場がある商品の取引に係る契約）

第五十八条　取引所の相場その他の市場の相場がある商品の取引に係る契約であって、その取引の性質上特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができないものについて、その時期が破産手続開始後に到来すべきときは、当該契約は、解除されたものとみなす。

２～５　（略）

○地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成十二年法律第五十一号）（抄）

（任期）

第四条　（略）

２　（略）

３　前条第一項第二号に規定する場合における任期は、三年を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、研究業務の性質上特に必要がある場合（人事委員会を置く地方公共団体においては、人事委員会の承認を得たときに限る。）には、五年を超えない範囲内で任期を定めることができる。

４　（略）

・「規定によることが困難」の例

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）（抄）

（移動等円滑化経路）

第十八条　（略）

２　（略）

３　第一項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合に

おける前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

○電源開発促進税法施行令（昭和四十九年政令第三百三十九号）（抄）

（一般電気事業者が自ら使用した電気の電力量）

第四条　（略）

2　前項に規定する電気の需要設備において使用した電気の電力量の計量につき同項の規定によることが困難である場合における当該需要設備において使用した電気に係る同項の政令で定めるところにより計量した電力量は、毎月、前月の一定日の経過する時（当該需要設備において使用した電気に係る前月分の電源開発促進税の計算の基礎となる電力量を同項の規定により計量している場合にあつては、当該電力量の同項の規定による計量の時）からその月の一定日の経過する時までの間に当該需要設備において使用した電気につき、当該需要設備の電力の容量及び当該需要設備の用途、その設置の場所その他の事情を勘案して算定される当該需要設備の使用時間を基礎として計算した電力量とする。

3　（略）

・「ことが困難である場合において、…」の例

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）（抄）

（特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例）

第十二条　（略）

2～3　（略）

4　第一項及び第二項の規定は、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間に第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているものの譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の翌年中（前項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該翌年中に当該各号の買換資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けたときは、当該買換資産の取得をすることができるものとして、当該翌年の十二月三十一日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間内）に当該各号の買換資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした買換資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に供する見込みであるときについて準用する。この場合において、第一項中「取得価額」とあるのは、「取得価額の見積額」と読み替えるものとする。

5～9　（略）

○仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）（抄）

（書面によってする通知）

第十二条　（略）

2　裁判所は、仲裁手続における書面によってする通知について、当該書面を名あて人の住所、常居所、営業所、事務所又は配達場所に配達することが可能であるが、発信人が当該配達の事実を証明する資料を得ることが困難である場合において、必要があると認めるときは、発信人の申立てにより、裁判所が当該書面の送達をする旨の決定をすることができる。この場合における送達については、民事訴訟法第百四条及び第百十条から第百十三条までの規定は適用しない。

3～6　（略）

・「規定の適用を受けることとなる」の例

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）（抄）

（納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例）

第四十二条　（略）

2～6　（略）

7　消費税法第三十七条第一項の規定による届出書を提出した事業者が被災事業者となった場合又は被災事業者が指定日までに当該届出書を提出した場合におけるこれらの事業者の被災日の属する課税期間以後の課税期間（当該届出書の提出により同項の規定の適用を受けることとなる課税期間に限る。）に係る同条第四項の規定による届出書の提出については、同条第五項の規定は、適用しない。

8・9　（略）

○沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）（抄）

（特別の手当）

第五十五条　琉球政府の職員のうち、第三十二条の規定により国家公務員となり、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の規定の適用を受けることとなる職員で、琉球政府において受けていた給料月額等を考慮して人事院が必要と認めるものについては、当分の間、人事院規則で定めるところにより、特別の手当を支給するものとする。

2　（略）

・「…こととなる旨を」の例

○道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（抄）

（更新の申請の特例）

第百一条の二の二　免許証の更新を受けようとする者のうち当該更新を受ける日において優良運転者に該当するもの（第百一条第三項の規定により当該更新を受ける日において優良運転者に該当することとなる旨を記載した書面の送付を受けた者に限る。）は、当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日までに免許証の更新の申請をする場合には、同条第一項の規定による更新申請書の提出を、その者の住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会（以下この条及び次条において「経由地公安委員会」という。）を経由して行うことができる。

2～5　（略）

○商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）（抄）

第十五条の三　審査官は、商標登録出願に係る商標が、当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の商標又はこれに類似する商標であつて、その商標に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするものであるときは、商標登録出願人に対し、当該他人の商標が商標登録されることにより当該商標登録出願が第十五条第一号に該当することとなる旨を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2　（略）

・「事項を取り扱う」の例

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧）

第十一条の二　市町村長は、次に掲げる活動を行うために住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出を行う者（以下この条及び第五十一条において「申出者」という。）が個人の場合にあつては当該申出者又はその指定する者に、当該申出者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び第十二条の三第四項において同じ。）の場合にあつては当該法人の役職員又は構成員（他の法人と共同して申出をする場合にあつては、当該他の法人の役職員又は構成員を含む。）で当該法人が指定するものに、その活動に必要な限度において、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができる。

一～四　（略）

五　申出者が法人の場合にあつては、当該法人の役職員又は構成員のうち閲覧事項を取り扱う者の範囲

六・七　（略）

3～12　（略）

○家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）（抄）

第二条　家庭裁判所において、この法律に定める事項を取り扱う裁判官は、これを家事審判官とする。

・「取り扱う者に」の例

○細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）（抄）

（報告徴収）

第五条　主務大臣は、防疫の目的、身体防護の目的その他の平和的目的以外の目的をもつてする生物剤又は毒素の開発等を防止するため必要な限度において、業として生物剤又は毒素を取り扱う者に対し、その業務に関して必要な報告を求めることができる。

2　（略）

○火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）（抄）

（火薬類取締官）

第四十五条の三　製造業者、販売業者、火薬庫の所有者又は占有者その他火薬類を取り扱う者に対する監督又は指導を行なわせるため、経済産業省に火薬類取締官を置く。

2　（略）

・「…に通知すること」の例

○資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（抄）

（履行保証金信託契約）

第四十五条　（略）

2　履行保証金信託契約は、次に掲げる事項をその内容とするものでなければならない。

一・二　（略）

三　信託契約資金移動業者は、各営業日における要履行保証額を、その翌営業日までに信託会社等に通知すること。

四～七　（略）

3・4　（略）

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（抄）

（裁判所による社員総会招集等の決定）

第四十七条　裁判所は、前条第四項の報告があった場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、次に掲げる措置の全部又は一部を命じなければならない。

一　（略）

二　前条第四項の調査の結果を社員に通知すること。

2・3　（略）

・「…は、…指定しようとするときは、あらかじめ、…に協議しなければならない」の例

○景観法（平成十六年法律第百十号）（抄）

（準景観地区の指定）

第七十四条　（略）

2～3　（略）

4　市町村は、第一項の規定により準景観地区を指定しようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、町村にあっては、都道府県知事の同意を得なければならない。

5・6　（略）

○都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

第六十二条　（略）

2　道路管理者は、前項第一号の道路の区域（以下この条において「特例道路占用区域」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ、市町村の意見を聴くとともに、当該特例道路占用区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3～5　（略）

・「他の行政機関」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

第四条　行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

一・二　（略）

三　複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯

四　個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯

五　職員の人事に関する事項

○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（協力の要請）

第二十九条　行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。この場合において、行政記録情報の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。

2　（略）

・「…と…との共有に係る…」の例

○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（抄）

（国の委託に係る国際共同研究の成果に係る特許権等の取扱い）

第二十二条　国は、その委託に係る研究であって本邦法人と外国法人、外国若しくは外国の公共的団体又は国際機関（第三号において「外国法人等」という。）とが共同して行うものの成果について、産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第十九条第一項に定めるところによるほか、次に掲げる取扱いをすることができる。

一　（略）

二　当該成果に係る特許権又は実用新案権のうち政令で定めるものが国と国以外の者であって政令で定めるものとの共有に係る場合において、当該国以外の者のその特許発明又は登録実用新案の実施について、国の持分に係る対価を受けず、又は時価よりも低い対価を受けること。

三　（略）

○大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）（抄）

（特許料の特例等）

第十二条　（略）

2～5　（略）

6　第四項に規定する特許権又は前項に規定する特許を受ける権

利が認定事業者と認定事業者以外の者との共有に係る場合における特許法第百九十五条第一項又は第二項の規定による手数料（出願審査の請求の手数料以外の政令で定める手数料に限る。）の納付については、認定事業者を国とみなして同条第五項の規定を適用する。

7　（略）

8　第四項に規定する特許権又は第五項に規定する特許を受ける権利が認定事業者と認定事業者以外の者との共有に係る場合における工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第一項の規定による手数料（前項の政令で定めるものに限る。）の納付については、認定事業者を国とみなして同条第四項の規定を適用する。

9　（略）

・「…に係る事項」の例

○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）（抄）

（避難住民の届出等）

第四条　（略）

2・3　（略）

4　指定市町村の長は、前三項の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、当該届出に係る事項を指定都道府県の知事に通知するものとする。

○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）（抄）

（許可の特例）

第六条　第九条第一項、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第八条第一項若しくは第三十七条の五、港湾法第三十七条第一項若しくは第五十六条第一項又は漁港漁場整備法第三十九条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第一項の規定による許可を受けることを要しない。

2　（略）

・「…について指定」の例

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（抄）

（利益保護国代表等による面会）

第八十条　（略）

2　捕虜収容所長は、前項の規定により面会を許可するときは、防衛省令で定めるところにより、面会の相手方の用務の処理の目的を妨げない範囲内において、面会の時間及び場所その他の捕虜収容所の管理運営上著しい支障を及ぼさないようにするための必要最小限の事項について指定することができる。

○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）（抄）

（特定原動機の型式指定）

第六条　主務大臣は、特定原動機の製作等を業とする者（以下「特定原動機製作等事業者」という。）の申請により、特定原動機をその型式について指定する。

2～4　（略）

5　主務大臣は、第一項の規定によりその型式について指定を受けた特定原動機（以下「型式指定特定原動機」という。）が特定原動機技術基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなったときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、主務大臣は、取消しの日までに製作された特定原動機について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

6　（略）

7　道路運送車両法第七十五条の二第一項に規定する特定装置のうち主務省令で定めるものは、同項の規定によりその型式につ

いて指定を受けた場合には、第十条第一項の規定の適用については、型式指定特定原動機とみなす。

・**「当該他の行政機関の長」の例**

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（事案の移送）

第二十一条　行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3　（略）

・**「特定行政機関」の例**

○海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律（平成十九年法律第三十四号）（抄）

（定義）

第二条　（略）

2　（略）

3　この法律において「特定行政機関の長」とは、海洋構築物等に係る特定行為を行う事業者の事業を所管する行政機関の長をいう。

（安全水域の設定等）

第三条　（略）

2　前項に規定する安全水域の設定は、特定行政機関の長の要請に基づき行うものとする。

3～6　（略）

・**「…は、指定（を）したときは、直ちに…に通知しなければならない」の例**

○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）（抄）

（指定の通知等）

第十四条　市町村長は、第十二条第一項の規定による指定をしたときは、直ちに、その旨（当該歴史的風致形成建造物が同条第三項の規定による通知がなされた建造物である場合にあっては、当該歴史的風致形成建造物が有形文化財等に該当する旨を含む。）を当該歴史的風致形成建造物の所有者（所有者が二人以上いる場合にあってはその全員とし、当該歴史的風致形成建造物の指定が前条第二項の規定による提案に基づくものである場合にあってはその提案をした支援法人を含む。第十七条第三項において同じ。）に通知しなければならない。

2　（略）

○日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）（抄）

（指定在外投票区の指定等）

第十四条　市町村の選挙管理委員会は、法第三十四条第二項の規定により指定在外投票区（同項に規定する指定在外投票区をいう。以下同じ。）を指定したときは、直ちにこれを告示するとともに、都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

・**「協議を経て…」の例**

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）（抄）

第二十四条　前条の認定を受けた市町村（以下この条において「

認定市町村」という。）は、地域協議会における協議を経て、当該認定を受けた復興推進計画に定められた食料供給等施設整備事業に係る食料供給等施設の整備に関する計画（次の各号のいずれかに該当するものに限る。以下「食料供給等施設整備計画」という。）を作成することができる。

一・二　（略）

2～4　（略）

○医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）

第三十条の四　（略）

2・3　（略）

4　都道府県は、第二項第二号に掲げる事項を定めるに当たっては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

一～三　（略）

四　医療連携体制が、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者、介護保険法に規定する介護サービス事業者、住民その他の地域の関係者による協議を経て構築されること。

5～13　（略）

・「警察庁長官は、…」の例

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

（巡察）

第十九条　警察庁長官は、国家公安委員会の定めるところにより、被留置者の処遇の斉一を図り、この法律の適正な施行を期するため、その指名する職員に留置施設を巡察させるものとする。

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）（抄）

（法務大臣への意見）

第三十条　警察庁長官は、認証紛争解決事業者について、第七条第八号から第十二号までに該当する事由（同条第九号及び第十号に該当する事由にあっては、同条第八号に係るものに限る。）又は第十五条の規定に違反する事実があると疑うに足りる相当な理由があるため、法務大臣が当該認証紛争解決事業者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、法務大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。

・「通知を受けた」の例

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）（抄）

（延納の許可の申請等に係る期限等の特例）

第三十八条の六　東日本大震災によって被害を受けたことにより相続税法第三十九条第一項の規定による延納の許可の申請に係る手続に関し国税通則法第十一条の規定の適用を受ける者（以下この条において「被災延納申請者」という。）であって平成二十三年三月十日までに当該申請（延納を求めようとする相続税の納期限又は納付すべき日が同月十日以前であるものに限る。）をしたもの又は相続税法第三十九条第二項の規定により当該申請の許可若しくは却下をしようとする税務署長に係る同条の規定の適用については、同項中「三月以内」とあるのは「三月に平成二十三年三月十一日から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の六第一項（延納の許可の申請等に係る期限等の特例）に規定する被災延納申請者（以下この条及び第五十二条において「被災延納申請者」という。）に係る国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定により延長された期限までの期間（以下この条及び第五十二条において「延長期間」という。）を加算した期間内」と、同条第八項ただし書中「六月」とあるのは「六月に被災延納申請者に係る延長期間を加算した期間」と、同条第十五項ただし書、第二十項ただし書及び第二十四項中「六月」とあるのは「六月に被災延納申請者に係る延長期間（平成二十三

年三月十一日以後に同項の規定による通知を受けた場合には、同日から当該通知を受けた日までの期間を除く。）を加算した期間」とする。

2　（略）

3　被災延納申請者（延納を求めようとする相続税の納期限又は納付すべき日が平成二十三年三月十一日以後である者に限る。）又は相続税法第三十九条第二項の規定により当該延納の申請の許可若しくは却下をしようとする税務署長に係る同条の規定の適用については、同項中「三月以内」とあるのは「三月にその延納を求めようとする相続税の納期限又は納付すべき日から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の六第三項（延納の許可の申請等に係る期限等の特例）に規定する被災延納申請者（以下この条及び第五十二条において「被災延納申請者」という。）に係る国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定により延長された期限までの期間（以下この条及び第五十二条において「特定延長期間」という。）を加算した期間内」と、同条第八項ただし書中「六月」とあるのは「六月に被災延納申請者に係る特定延長期間を加算した期間」と、同条第十五項ただし書、第二十項ただし書及び第二十四項中「六月」とあるのは「六月に被災延納申請者に係る特定延長期間（その延納を求めようとする相続税の納期限又は納付すべき日から当該通知を受けた日までの期間を除く。）を加算した期間」とする。

4～7　（略）

○株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）（抄）

（予算の通知）

第二十条　（略）

2　会社は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を執行することができない。

3　（略）

・「…ときは、直ちにその旨を…に通知しなければならない」の例

○株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）（抄）

（流用）

第二十四条　（略）

2　財務大臣は、前項の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）（抄）

（避難住民に関する変更の通知等）

第七条　指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、前条第一項の通知に係る避難住民が当該避難先団体の区域内の場所を避難場所とする避難住民でなくなったことを知ったときは、直ちにその旨を当該避難先団体の長に通知しなければならない。

2　前項に規定する場合のほか、指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、前条第一項の通知に係る避難住民に関し通知された事項に変更があったこと又は誤りがあることを知ったときは、直ちにその旨を当該避難先団体の長に通知しなければならない。

3・4　（略）

・「都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長」の例

○犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（抄）

（国家公安委員会の意見の陳述）

第十七条　（略）

2　（略）

3　前項の指示を受けた都道府県警察の警視総監又は道府県警察

本部長は、同項の調査を行うため特に必要があると認められるときは、あらかじめ国家公安委員会の承認を得て、当該職員に、特定事業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。この場合においては、第十四条第二項から第四項までの規定を準用する。

4・5　（略）

○国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）（抄）

（処分を終えた場合等の措置）

第十条　（略）

2　都道府県公安委員会は、都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長が協力に必要な証拠の収集を終えたときは、速やかに、意見を付して、国家公安委員会に対し、収集した証拠を送付しなければならない。

3・4　（略）

【第四条関係】

・「…は、…する場合において、…有効期間を定めるものとする」の例

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄）

（認定の有効期間）

第五条　都道府県知事は、保育所に係る第三条第一項の認定をする場合において、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2・3　（略）

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）

（外国医療関係者による医療の提供の許可の手続）

第十九条　（略）

2～4　（略）

5　厚生労働大臣は、許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。

6～10　（略）

・「指定の日から起算して…」の例

○土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）（抄）

（形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令）

第十二条　（略）

2　形質変更時要届出区域が指定された際当該形質変更時要届出区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3・4　（略）

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）（抄）

（既着手の場合の届出等）

第十三条　特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に特定開発行為（第九条第一項ただし書に規定する政令で定める行為を除く。）に着手している者は、その指定の日から起算して二十一日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2　（略）

・「五年を超えない範囲内において」の例

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に

関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄）

（認定の有効期間）

第五条　都道府県知事は、保育所に係る第三条第一項の認定をする場合において、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2・3　（略）

○地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）（抄）

第七条　任命権者は、条例で定めるところにより、第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（次条において「特定任期付職員」という。）又は第三条第二項の規定により任期を定めて採用された職員（次条において「一般任期付職員」という。）の任期が五年に満たない場合にあっては、採用した日から五年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2～4　（略）

・「…から起算して…範囲内において」の例

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄）

（認定の有効期間）

第五条　都道府県知事は、保育所に係る第三条第一項の認定をする場合において、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする

2・3　（略）

○郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

（設立）

第三十六条　（略）

2～8　（略）

9　第七項の規定により公社が行う出資に係る金銭の払込みは、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日に行われるものとし、日本郵政株式会社は、会社法第四十九条の規定にかかわらず、その時に成立する。

10～12　（略）

・「有効期間が満了する時において」の例

○国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）（抄）

（船舶保安証書）

第十三条　（略）

2　前項の船舶保安証書（以下「船舶保安証書」という。）の有効期間は、五年とする。ただし、その有効期間が満了する時において、国土交通省令で定める事由がある国際航海日本船舶については、国土交通大臣は、三月を限りその有効期間を延長することができる。

3～8　（略）

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）（抄）

（海洋汚染等防止証書）

第十九条の三十七　（略）

2　前項の海洋汚染等防止証書（以下「海洋汚染等防止証書」という。）の有効期間は、五年（平水区域を航行区域とする船舶であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通大臣が別に定める期間）とする。ただし、その有効期間が満了する時において、国土交通大臣は、三月を限りその有効期間を延長することができる。

3　（略）

・**「…の規定により延長した…」の例**

○株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）（抄）

（支援決定の撤回）

第二十八条　機構は、次に掲げる場合には、速やかに、支援決定を撤回しなければならない。

一　買取申込み等期間（前条第一項前段の規定により延長した買取申込み等期間を含む。以下この項において同じ。）が満了しても、買取申込み等がなかったとき。

二～四　（略）

2　（略）

○一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）（抄）

（船員の勤務時間の特例）

第十一条　各省各庁の長は、船舶に乗り組む職員（再任用短時間勤務職員を除く。）について、人事院と協議して、第五条第一項に規定する勤務時間を一週間当たり一時間十五分を超えない範囲内において延長することができる。この場合における第六条第二項本文及び第三項並びに第七条第二項の規定の適用については、第六条第二項本文中「七時間四十五分」とあるのは「七時間四十五分に第十一条の規定により延長した時間の五分の一を超えない範囲内において各省各庁の長が定める時間を加えた時間」と、同条第三項中「前条に規定する勤務時間」とあり、及び第七条第二項中「第五条に規定する勤務時間」とあるのは「第十一条の規定により延長された後の勤務時間」と、同項ただし書中「同条に規定する勤務時間」とあるのは「同条の規定により延長された後の勤務時間」とする。

・**「指定（を）した事項」の例**

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

第五十六条の二　国土交通大臣は、前条第一項の指定をし又は指定をした事項に変更を加える場合には、空港の附近の土地の所有者その他の利害関係を有する者の利益を著しく害することとならないように配慮しなければならない。

2　第三十八条第三項、第三十九条第二項及び第四十条の規定は、前条第一項の指定をし又は指定をした事項に変更を加える場合に準用する。

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

（包括免許の付与）

第二十七条の五　（略）

2　総務大臣は、前項の免許（以下「包括免許」という。）を与えたときは、次に掲げる事項及び同項の規定により指定した事項を記載した免許状を交付する。

一～六　（略）

3　（略）

・**「要件を満たす場合には、…」の例**

○資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）

（資金の借入れ）

第二百十条　特定目的会社は、次に掲げる全ての要件を満たす場合には、取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）により資金の借入れを行うことができる。

一・二　（略）

○卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）（抄）

（開設者の地位の承継の効果）

第十三条の四　前条第一項の規定による地位の承継後の中央卸売市場（以下この条において「新卸売市場」という。）に係る業務規程（以下この条において「新業務規程」という。）が次に

掲げる要件を満たす場合には、同項の規定による地位の承継前の中央卸売市場（以下この条において「旧卸売市場」という。）の卸売業者（以下この条において「旧卸売市場卸売業者」という。）は、新卸売市場において旧卸売市場における卸売の業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について卸売の業務を行う者として第十五条第一項の許可を受けたものとみなす。

一・二　（略）

2　新業務規程が次に掲げる要件を満たす場合には、旧卸売市場の仲卸業者（以下この条において「旧卸売市場仲卸業者」という。）は、新卸売市場において旧卸売市場における仲卸しの業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について仲卸しの業務を行う者として第三十三条第一項の許可を受けたものとみなす。

一・二　（略）

3　（略）

・「有効期間を延長するものとする」の例

○教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）（抄）

（有効期間の更新及び延長）

第九条の二　（略）

2～4　（略）

5　免許管理者は、普通免許状又は特別免許状を有する者が、次条第三項第一号に掲げる者である場合において、同条第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないことその他文部科学省令で定めるやむを得ない事由により、その免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、その免許状の有効期間を延長するものとする。

6　（略）

・「…は、…ときは、…指定を解除しなければならない」の例

○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）（抄）

（指定の解除）

第十七条　市町村長は、歴史的風致形成建造物が重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由により歴史的風致形成建造物の指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、当該歴史的風致形成建造物の指定を解除しなければならない。

2・3　（略）

○エコツーリズム推進法（平成十九年法律第百五号）（抄）

（特定自然観光資源の指定）

第八条　（略）

2～4　（略）

5　市町村長は、第一項の指定をした場合において、当該特定自然観光資源が同項ただし書の主務省令で定める自然観光資源に該当するに至ったときその他その後の事情の変化によりその指定の必要がなくなり、又はその指定を継続することが適当でなくなったと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

6　（略）

・「要件を欠くに至った」の例

○総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（抄）

第二十六条　（略）

2　（略）

3　認定地方公共団体は、指定法人が第一項の内閣府令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4・5　（略）

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（保証人の要件）

第四百五十条　（略）

2　保証人が前項第二号に掲げる要件を欠くに至ったときは、債権者は、同項各号に掲げる要件を具備する者をもってこれに代えることを請求することができる。

3　（略）

・「…は、…と思料するときは、その旨を…通知するものとする」の例

○エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）（抄）

（公正取引委員会との関係）

第八条　（略）

2　（略）

3　公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る共同事業計画であって事業所管大臣が第六条第一項の承認をしたものに定めるところに従ってする行為につき当該承認後私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定に違反する事実があると思料するときは、その旨を事業所管大臣に通知するものとする。

4～6　（略）

○労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）（抄）

（公正取引委員会との関係）

第十条　（略）

2　（略）

3　公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る労働時間等設定改善実施計画であって厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣が第八条第一項の承認をしたものに定めるところに従ってする行為につき当該承認後私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定に違反する事実があると思料するときは、その旨を厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣に通知するものとする。

4～6　（略）

・「…と思料するときは、速やかにその旨を…」の例

○教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）（抄）

（報告）

第十四条の二　学校法人は、その設置する私立学校の教員について、第五条第一項第三号、第四号若しくは第七号に該当すると認めたとき、又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一条第一項若しくは第二項第一号に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。

・「速やかに…通知するものとする」の例

○米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）（抄）

（主務大臣等）

第十一条　（略）

2・3　（略）

4　前項各号に掲げる大臣は、第二項の規定により前条第一項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

5～11　（略）

○資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（抄）

（財務大臣への通知）

第八十五条　内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一　第六十四条第一項の規定による免許

二　第八十二条第一項又は第二項の規定による第六十四条第一項の免許の取消し

三　第八十二条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

四　第八十三条の規定による認可

【第五条関係】

・「所掌事務の遂行上」の例

○国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（抄）

（交流採用）

第十九条　（略）

2～4　（略）

5　交流採用に係る任期は、三年を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、任命権者がその所掌事務の遂行上特に必要があると認める場合には、人事院の承認を得て、交流採用をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

6　（略）

○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）

（俸給の支給日等）

第八条　法第十一条第一項本文の政令で定める日は、十八日とする。ただし、十八日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、十八日の直前のこれらの日以外の日とする。

2　次の各号のいずれかに掲げる場合に該当し、かつ、防衛大臣が特に必要と認めるときは、職員に対してその俸給の月額の半額ずつを月二回に支給することができる。この場合において、俸給を支給する日は、法第十一条第一項ただし書の各期間内の日のうち防衛大臣の定める日とする。

一　（略）

二　所掌事務の遂行上特に必要があると認める場合

3～8　（略）

・「特段の必要（性）がある場合に限り」の例

○中央省庁等改革基本法（平成十年法律第百三号）（抄）

（審議会等の整理及び合理化）

第三十条　政府は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する合議制の機関をいう。以下この条において同じ。）について、次に掲げる方針に従い、整理及び合理化を進めるものとする。

一　（略）

二　政策の企画立案又は政策の実施の基準の作成に関する事項の審議を行う審議会等については、次に掲げるところによること。

イ　原則として廃止するものとし、設置を必要とする場合にあっては必要最小限のものに限り、かつ、総合的なものとする。

ロ　イに掲げるところにより設置される審議会等のほかは、特段の必要性がある場合に限り、審議事項を具体的に限定した上で、可能な限り時限を付して、設置することができるものとする。

三～五　（略）

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）
第九十六条の二　（略）
２　（略）
３　長官は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。
４　（略）

・「…に関連する職務に従事する者」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）
第九十六条の二　（略）
２　（略）
３　長官は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。
４　（略）

○児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）

第二十五条の二　地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。
２～６　（略）

・「事項に該当」の例

○救急救命士法（平成三年法律第三十六号）（抄）

（免許の取消し等）
第九条　（略）
２　前項の規定により免許を取り消された者であっても、その者がその取消しの理由となった事項に該当しなくなったとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至ったときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第六条の規定を準用する。

○原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第百四十八号）（抄）

（過怠金）
第十六条　政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が補償契約の条項で政令で定める事項に該当するものに違反したときは、政令で定めるところにより、過怠金を徴収することができる。

・「…に該当するものに限る」の例

○展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）（抄）

（補償金）
第四条　補償契約による政府の補償は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては当該各号に定める額の合計額とし、当該各号に定める額又は当該合計額が政令で定める額（以下「補償上限額」という。）を超える場合にあっては補償上限額とする。）の限度で行うものとする。この場合において、補償対象損害（補償契約による補償の対象となる損害として補償契約で定める損害をいい、補償契約の相手方である展覧会の主催

第一条　細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の規定により主務大臣が業として生物剤又は毒素を取り扱う者（以下「生物剤等取扱者」という。）に対し報告を求めることができる事項は、当該生物剤又は毒素の種類、数量その他の取扱いの業務に関する事項とする。

○労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）

（就業制限に係る業務）

第二十条　法第六十一条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　ボイラー（小型ボイラーを除く。）の取扱いの業務

四～十六　（略）

・「行わせることができる」の例

○日本国憲法の改正手続に関する法律　抄（平成十九年法律第五十一号）（抄）

（期日前投票）

第六十条　国民投票の当日に次に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人の投票については、第五十五条第一項の規定にかかわらず、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

一～五　（略）

2～4　（略）

○婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）（抄）

（自己労作）

第五条　婦人補導院の長は、在院者が自己の収支において労作をすることを願い出たときは、これを行わせることができる。

・「…の定めるところにより」の例

○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

（投資財源資金）

第五十九条　（略）

2　（略）

3　投資財源資金の受払いは、財務大臣の定めるところにより、投資勘定の歳入歳出外として経理するものとする。

4　（略）

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（抄）

（被拘束者の引渡し等）

第六条　出動自衛官は、第四条の規定による拘束をしたときは、防衛大臣の定めるところにより、速やかに、被拘束者を指定部隊長（自衛隊法第八条に規定する部隊等であって、連隊、自衛艦その他の防衛省令で定めるものの長をいう。以下同じ。）に引き渡さなければならない。

2　出動自衛官は、前項の規定にかかわらず、指定部隊長よりも近傍に抑留資格認定官（方面総監、地方総監又は航空方面隊司令官若しくは航空混成団司令その他政令で定める部隊等の長をいう。以下同じ。）が所在するときは、防衛大臣の定めるところにより、被拘束者を当該抑留資格認定官に引き渡すことができる。

3　（略）

・「都道府県警察の職員のうち」の例

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（職員の人事管理）
第五十六条　都道府県警察の職員のうち、警視正以上の階級にある警察官（以下「地方警務官」という。）は、一般職の国家公務員とする。
2・3　（略）

・「別表…に掲げる」の例

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）（抄）

（定義）
第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一～三　（略）
四　公益目的事業　学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

○厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（抄）

（年金額）
第四十三条　老齢厚生年金の額は、被保険者であった全期間の平均標準報酬額（被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額に、別表各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率（以下「再評価率」という。）を乗じて得た額の総額を、当該被保険者期間の月数で除して得た額をいう。第百三十二条第二項並びに附則第十七条の六第一項及び第二十九条第三項を除き、以下同じ。）の千分の五・四八一に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とする。
2・3　（略）

・「に掲げる事項」の例

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）（抄）

（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）
第十五条　法人の平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十日までの間に終了する各事業年度又は平成二十三年三月十一日から同年九月十日までの間に終了する法人税法第七十二条第一項に規定する期間（当該期間に係る同項各号に掲げる事項を記載した中間申告書（以下この条及び次条において「仮決算の中間申告書」という。）を提出する場合における当該期間に限る。以下この条において「中間期間」という。）において生じた繰戻対象震災損失金額（当該各事業年度又は中間期間において生じた同法第七十四条第一項第一号又は第七十二条第一項第一号に掲げる欠損金額のうち、東日本大震災により棚卸資産、固定資産（同法第二条第二十二号に規定する固定資産をいう。）その他の政令で定める資産（次条第一項において「棚卸資産等」という。）について生じた損失の額で政令で定めるもの（仮決算の中間申告書の提出により既に還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額がある場合には、当該金額を控除した金額）に達するまでの金額をいう。以下この条において同じ。）がある場合には、当該法人は、当該各事業年度に係る確定申告書又は当該中間期間に係る仮決算の中間申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、当該繰戻対象震災損失金額に係る事業年度又は中間期間（以下この項及び第三項において「震災欠損事業年度」という。）開始の日前二年以内に開始したいずれかの事業年度（震災欠損事業年度が同法第八十条第一項各号に掲げる事業年度に該当する場合には、当該各号に定める事業年度を除く。）の所得に対する法人税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除くものとし、法人税法第六十八条（同法第百四十四条において準用する場合を含む。）又は第六十九条から第七十条の二までの規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とし、租税特別措置法第四十二条の四第十一項（同法第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の六

第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定その他政令で定める規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額とする。以下この項及び次項において同じ。）に、当該いずれかの事業年度（以下第三項までにおいて「還付所得事業年度」という。）の所得の金額のうちに占める震災欠損事業年度の繰戻対象震災損失金額（この条の規定により他の還付所得事業年度の所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。）に相当する金額の割合を乗じて計算した金額に相当する法人税の還付を請求することができる。

2～7　（略）

○総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（抄）

（地域活性化総合特別区域の指定）

第三十一条　（略）

2～4　（略）

5　地方公共団体は、指定申請をしようとするときは、関係地方公共団体の意見を聴くとともに、第四十二条第一項の地域活性化総合特別区域協議会（以下この節において「地域協議会」という。）が組織されているときは、当該指定申請に係る第二項各号に掲げる事項その他当該指定申請に関し必要な事項について当該地域協議会における協議をしなければならない。

6～10　（略）

・「契約業者」の例

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）

（契約業者における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三条の五　防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者（次項及び第百十三条の十一において「契約業者」という。）は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

一～四　（略）

2　契約業者との契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一～四　（略）

五　当該契約業者以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。

六・七　（略）

・「契約に基づき…（する）者」の例

○ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「会員契約」とは、当事者の一方が相手方に対してゴルフ場その他スポーツ施設又は保養のための施設であって政令で定めるものを継続的に利用させる役務（以下「指定役務」という。）を提供することを約し、相手方がこれに応じて政令で定める金額以上の額の金銭を支払うことを約する契約をいう。

2　この法律において「会員制事業者」とは、会員契約に基づき指定役務を提供する事業（以下「会員制事業」という。）を行う者（会員制事業を行おうとする者を含む。）をいう。

3　この法律において「会員」とは、会員制事業者から会員契約に基づき指定役務の提供を受ける者をいう。

4～6　（略）

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二　（略）

2　（略）

3　長官は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又

は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4　（略）

・**「業とする者」の例**

○愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）（抄）

（定義）

第二条　（略）

2　（略）

3　この法律において「製造業者」とは、愛がん動物用飼料の製造（配合及び加工を含む。以下同じ。）を業とする者をいい、「輸入業者」とは、愛がん動物用飼料の輸入を業とする者をいい、「販売業者」とは、愛がん動物用飼料の販売を業とする者で製造業者及び輸入業者以外のものをいう。

○高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）（抄）

第九条　通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一　物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であって当該国立高度専門医療研究センターと取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二　（略）

・**「物件の製造」の例**

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

第十五条　指定暴力団等の相互間に対立が生じ、当該対立に係る指定暴力団等の指定暴力団員により敢行され又は当該対立に係る指定暴力団等の事務所（暴力団の活動の拠点となっている施設又は施設の区画された部分をいう。以下同じ。）若しくは指定暴力団員若しくはその居宅に対して敢行される一連の凶器を使用しての暴力行為（以下この項において「対立抗争」という。）が発生した場合において、当該対立に係る指定暴力団等の事務所が、当該対立抗争に関し、当該対立抗争に係る指定暴力団等の指定暴力団員により次の各号に掲げる用に供されており、又は供されるおそれがあり、これにより付近の住民の生活の平穏が害されており、又は害されるおそれがあると認めるときは、公安委員会は、当該事務所を現に管理している指定暴力団員（以下「管理者」という。）に対し、三月以内の期間を定めて、当該事務所を当該各号の用に供すること又は当該指定暴力団等の活動の用に供することを禁止することを命ずることができる。この場合において、その命令の有効期間が経過した後において更に命令の必要があると認めるときは、一回に限り、三月以内の期間を定めてその命令の期限を延長することができる。

一・二　（略）

三　当該対立抗争に供用されるおそれがあると認められる凶器その他の物件の製造又は保管の用

2～5　（略）

○船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（抄）

（登録の要件等）

第二十五条の四十七　国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者（以下この項及び次項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一　（略）

二　次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者

が検定を行うものであること。

イ　船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督又は検査について、別表第二の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上の実務の経験を有すること。

ロ　船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督又は検査について六年以上の実務の経験を有すること。

ハ　（略）

三　（略）

2・3　（略）

・「役務の提供」の例

○公共サービス基本法（平成二十一年法律第四十号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「公共サービス」とは、次に掲げる行為であって、国民が日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすものをいう。

一　国（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）を含む。第十一条を除き、以下同じ。）又は地方公共団体（地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）を含む。第十一条を除き、以下同じ。）の事務又は事業であって、特定の者に対して行われる金銭その他の物の給付又は役務の提供

二　（略）

○資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（抄）

（定義）

第三条　この章において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものをいう。

一　証票、電子機器その他の物（以下この章において「証票等」という。）に記載され、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下この項において同じ。）により記録される金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第三項において同じ。）に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証票等に記録される金額に応ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行われるものを含む。）であって、その発行する者又は当該発行する者が指定する者（次号において「発行者等」という。）から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるもの

二　証票等に記載され、又は電磁的方法により記録される物品又は役務の数量に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証票等に記録される物品又は役務の数量に応ずる対価を得て当該数量の記録の加算が行われるものを含む。）であって、発行者等に対して、提示、交付、通知その他の方法により、当該物品の給付又は当該役務の提供を請求することができるもの

2・3　（略）

4　この章において「自家型前払式支払手段」とは、前払式支払手段を発行する者（当該発行する者と政令で定める密接な関係を有する者（次条第五号及び第三十二条において「密接関係者」という。）を含む。以下この項において同じ。）から物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合に限り、これらの代価の弁済のために使用することができる前払式支払手段又は前払式支払手段を発行する者に対してのみ、物品の給付若しくは役務の提供を請求することができる前払式支払手段をいう。

5～8　（略）

【第六条関係】

・**「…できる者は、…者であって、…に該当するものとする」の例**

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二百五十二条の二十八　普通地方公共団体が外部監査契約を締結できる者）

（外部監査契約を締結できる者は、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）

二　公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む。）

三　国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者であつて、監査に関する実務に精通しているものとして政令で定めるもの

2・3　（略）

・**「直近に…（さ）れた（もの）」の例**

○金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令（平成十四年政令第三百九十四号）（抄）

（預金保険の保険金の額の特例）

第一条　金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第十四条の規定により読み替えて適用される預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十四条第二項に規定する合併又は事業の全部の譲渡を行った金融機関の数に応じて政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数に千万円を乗じた金額とする。

一　保険事故（預金保険法第四十九条第二項に規定する保険事故をいう。次号において同じ。）の直近に行われたものが合併である場合　当該直近の合併を行った金融機関（同法第二条第一項に規定する金融機関をいう。次号において同じ。）の数

二　保険事故の直近に行われたものが事業の全部の譲受けである場合　当該直近の事業の全部の譲渡を行った金融機関の数に一を加えた数

○農村地域工業等導入促進法施行令（昭和四十六年政令第二百八十号）（抄）

（農村地域から除かれる地域の要件）

第三条　法第二条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　人口が十万以上である市の区域にあつては、次のいずれかに該当する市の区域であること。

ア　（略）

イ　公表された最近の国勢調査の結果によるその市の区域に係る人口を当該国勢調査が行われた年前において直近に行われた国勢調査の結果によるその市の区域に係る人口で除して得た数値が、公表された最近の国勢調査の結果による全国の人口を当該国勢調査が行われた年前において直近において行われた国勢調査の結果による全国の人口で除して得た数値を超えること。

ウ　（略）

・**「適性（を有する）」の例**

○勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）（抄）

（職業指導等）

第八条　職業安定機関は、勤労青少年がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択することを促進するため、勤労青少年その他関係者に対して雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、勤労青少年の特性に適応した職業指導を行なう等必要な措置を講ずるものとする。

○悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）（抄）

（臭気指数等に係る測定の業務に従事する者に係る試験等）

第十三条　環境大臣は、臭気指数等に係る測定の業務に従事するのに必要な知識及び適性を有するかどうかを判定するため、臭気指数等に係る測定に関する必要な知識についての試験及び臭気指数に係る測定に関する嗅覚についての適性検査を行う。

2～9　（略）

・「通知をした日から…年（月、日）を経過」の例

○資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）（抄）

（追徴税額の徴収及び納付）

第七十一条　税務署長は、第五十一条、第五十三条又は第五十四条の規定により法人又は個人が納付すべき再評価税について第六十五条から第六十七条までの規定によるその再評価税額若しくはその合計額又は免除される再評価税額の更正又は決定があつた場合においては、第五十一条、第五十三条又は第五十四条の規定による納期が第六十九条の規定による通知をした日までに到来しているかどうかを問わず、その通知をした日から一月を経過した日の前日を納期限として、その追徴税額（その不足税額又はその決定による税額をいう。以下同じ。）を徴収する。

2～4　（略）

○建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）

（国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例）

第十八条　（略）

2～21　（略）

22　第六条第一項第一号から第三号までの建築物を新築する場合又はこれらの建築物（共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。）の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で避難施設等に関する工事を含むものをする場合においては、第十六項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

一　（略）

二　第十四項の規定による通知をした日から七日を経過したとき。

23　（略）

・「仮に」の例

○産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）（抄）

（登録事項証明書等の交付）

第六十四条　（略）

2　次に掲げる者は、特許庁長官に対し、それぞれに係る特定通常実施権許諾者に係る特定通常実施権登録について、特定通常実施権登録簿に記録されている事項（第五十九条第三項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）を証明した書面（以下「登録事項概要証明書」という。）の交付を請求することができる。ただし、当該交付の請求の時において、当該特定通常実施権登録の存続期間が満了している場合若しくは当該特定通常実施権登録が抹消されている場合又はその取得し、その差し押さえ、若しくは仮に差し押さえ、若しくはその質権の目的とした特許権、実用新案権若しくは専用実施権について当該特定通常実施権登録簿に前条第一項の登録がされている場合には、当該特定通常実施権登録簿に記録されている事項については、この限りでない。

一・二　（略）

三　特定通常実施権許諾者の特許権、実用新案権若しくは専用実施権を差し押さえ、又は仮に差し押さえた債権者

四・五　（略）

3　（略）

4　前項に掲げる場合のほか、第二項各号に掲げる者は、それぞれに係る特定通常実施権許諾者の特定通常実施権登録において特定通常実施権許諾契約により通常実施権の許諾を受けた者として記録されている者に対し、当該特定通常実施権登録に係る登録事項証明書の交付を特許庁長官に対して請求する旨を通知した場合は、当該通知の到達した日から政令で定める期間を経過した後において、特許庁長官に対し、当該登録事項証明書の交付を請求することができる。ただし、当該交付の請求の時において、当該特定通常実施権登録の存続期間が満了している場合若しくは当該特定通常実施権登録が抹消されている場合又はその取得し、その差し押さえ、若しくは仮に差し押さえ、若しくはその質権の目的とした特許権、実用新案権若しくは専用実施権について当該特定通常実施権登録簿に前条第一項の登録がされている場合には、当該特定通常実施権登録簿に記録されている事項については、この限りでない。

5～8　（略）

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（抄）

（要請国への執行財産等の譲与等）

第六十四条の二　（略）

2　（略）

3　法務大臣は、執行財産等について、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項に規定する検事正に対し、当該執行財産等の全部又は一部を仮に保管することを命ずることができる。

一・二　（略）

・「職を占める者」の例

○東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）（抄）

（現地対策本部）

第十七条　（略）

2　（略）

3　現地対策本部に現地対策本部長を置き、関係府省の副大臣、大臣政務官その他の職を占める者のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てる。

4・5　（略）

○国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）（抄）

（一般職及び特別職）

第二条　（略）

2・3　（略）

4　この法律の規定は、一般職に属するすべての職（以下その職を官職といい、その職を占める者を職員という。）に、これを適用する。人事院は、ある職が、国家公務員の職に属するかどうか及び本条に規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定する権限を有する。

5～7　（略）

・「任命の方法」の例

○国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）（抄）

（欠員補充の方法）

第三十五条　官職に欠員を生じた場合においては、その任命権者は、法律又は人事院規則に別段の定のある場合を除いては、採用、昇任、降任又は転任のいずれか一の方法により、職員を任命することができる。但し、人事院が特別の必要があると認めて任命の方法を指定した場合は、この限りではない。

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）

（任命の方法）

第十七条　（略）

2　人事委員会（競争試験等を行う公平委員会を含む。以下この条から第十九条まで、第二十一条及び第二十二条において同じ。）を置く地方公共団体においては、人事委員会は、前項の任命の方法のうちのいずれによるべきかについての一般的基準を定めることができる。
3～5　（略）

・「職務の特性」の例

○国家公務員制度改革基本法（平成二十年法律第六十八号）（抄）

（議院内閣制の下での国家公務員の役割等）
第五条　政府は、議院内閣制の下、政治主導を強化し、国家公務員が内閣、内閣総理大臣及び各大臣を補佐する役割を適切に果たすこととするため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
一　（略）
二　国家戦略スタッフ及び政務スタッフ（以下この号において「国家戦略スタッフ等」という。）の任用等については、次に定めるところによるものとすること。
イ　（略）
ロ　国家戦略スタッフ等を有効に活用できるものとするため、給与その他の処遇及び退任後の扱いについて、それぞれの職務の特性に応じた適切なものとすること。
2　政府は、縦割り行政の弊害を排除するため、内閣の人事管理機能を強化し、並びに多様な人材の登用及び弾力的な人事管理を行えるよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。
一～四　（略）
五　幹部職員等の任用、給与その他の処遇については、任命権者が、それぞれ幹部職員又は管理職員の範囲内において、その昇任、降任、昇給、降給等を適切に行うことができるようにする等その職務の特性並びに能力及び実績に応じた弾力的なものとするための措置を講ずるものとすること。
3・4　（略）

○総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）（抄）

（職務の特性への配慮）
第十二条　この法律の運用に当たっては、弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に常に配慮しなければならない。

（審査委員会）
第二十九条　支援センターに、その業務の運営に関し特に弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に配慮して判断すべき事項について審議させるため、審査委員会を置く。
2～10　（略）

・「…に係る犯罪の捜査」の例

○警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）（抄）

（捜査第二課）
第二十四条　捜査第二課においては、次の事務をつかさどる。
一・二　（略）
三　政治資金に係る犯罪の捜査に関すること。
四　（略）

（交通指導課）
第三十三条　交通指導課においては、次の事務をつかさどる。
一・二　（略）
三　交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること。
四～六　（略）

・「ことが必要な事務」の例

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（定義）
第二条　この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び

社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2　（略）

○中央省庁等改革基本法（平成十年法律第百三号）（抄）

（独立行政法人）

第三十六条　政府は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要はないが、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるか、又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものについて、これを効率的かつ効果的に行わせるにふさわしい自律性、自発性及び透明性を備えた法人（以下「独立行政法人」という。）の制度を設けるものとする。

・「偶発的」の例

○日本銀行法（平成九年法律第八十九号）（抄）

（金融機関等に対する一時貸付け）

第三十七条　日本銀行は、金融機関（銀行その他の預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び貯金をいう。）の受入れ及び為替取引を業として行う者をいう。以下同じ。）その他の金融業を営む者であって政令で定めるもの（以下「金融機関等」という。）において電子情報処理組織の故障その他の偶発的な事由により予見し難い支払資金の一時的な不足が生じた場合であって、その不足する支払資金が直ちに確保されなければ当該金融機関等の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合において、金融機関の間における資金決済の円滑の確保を図るために必要があると認めるときは、第三十三条第一項の規定にかかわらず、当該金融機関等に対し、政令で定める期間を限度として、担保を徴求することなくその不足する支払資金に相当する金額の資金の貸付けを行うことができる。

2　（略）

・「行うこととなる（事務）」の例

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十九年政令第二百五十五号）（抄）

（都道府県が行う事務の範囲及び手続）

第十七条　各省各庁の長は、法第二十六条第二項の規定により、補助金等の交付の申請の受理、交付の決定及びその取消し、補助事業等の実績報告の受理、補助金等の額の確定、補助金等の返還に関する処分その他補助事業等の監督に関する事務の一部を都道府県の知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）が行うこととすることができる。この場合においては、当該補助金等の名称を明らかにして、知事等が行うこととなる事務の内容について、財務大臣に協議しなければならない。

2～6　（略）

・「同意を得た上で」の例

○大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）（抄）

（生産緑地地区に関する都市計画についての要請）

第百六条　特定土地区画整理事業又は住宅街区整備事業を施行する土地の区域内の農地等である宅地の所有者は、第十八条第一項（第六十九条において準用する場合を含む。）の規定による申出と併せて、当該申出に係る宅地について対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した永小作権、先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記、

これらの権利に関する差押えの登記又はその宅地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人の同意を得た上で、国土交通省令で定めるところにより、当該宅地についての換地に係る集合農地区内の土地の区域について都市計画に生産緑地法第三条第一項の規定による生産緑地地区を定めるべきことを当該都市計画を定めるべき者に対し要請すべき旨の申出をすることができる。

2・3　（略）

・「各号に掲げる事項ごとに」の例

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）（抄）

（土地利用基本計画の変更等に関する特例）

第四十八条　（略）

2～6　（略）

7　被災関連市町村等は、復興整備計画に第一項第三号に定める事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる事項ごとに、それぞれ当該各号に定める者に第五項の規定により提出された意見書（当該事項に係るものに限る。）の要旨を提出し、当該事項について、それぞれ当該各号に定める者に付議し、その議を経なければならない。

一・二　（略）

8・9　（略）

○大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）（抄）

（地震防災応急対策に係る措置の実施状況の報告）

第十七条　法第二十八条第二項の規定による報告は、同項に規定する者が法令又は地震防災強化計画に基づき実施した地震防災応急対策に係る措置について、内閣府令で定めるところにより、法第二十一条第一項各号に掲げる事項ごとに行うものとする。

・「…に結び付くおそれのある特定の…」の例

○更生保護法（平成十九年法律第八十八号）（抄）

（特別遵守事項）

第五十一条　（略）

2　特別遵守事項は、次条の定めるところにより、これに違反した場合に第七十二条第一項、刑法第二十六条の二及び第二十九条第一項並びに少年法第二十六条の四第一項に規定する処分がされることがあることを踏まえ、次に掲げる事項について、保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内において、具体的に定めるものとする。

一　犯罪性のある者との交際、いかがわしい場所への出入り、遊興による浪費、過度の飲酒その他の犯罪又は非行に結び付くおそれのある特定の行動をしてはならないこと。

二～六　（略）

・「おそれのある事実」の例

○仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）（抄）

（忌避の原因等）

第十八条　当事者は、仲裁人に次に掲げる事由があるときは、当該仲裁人を忌避することができる。

一・二　（略）

2　（略）

3　仲裁人への就任の依頼を受けてその交渉に応じようとする者は、当該依頼をした者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実の全部を開示しなければならない。

4　仲裁人は、仲裁手続の進行中、当事者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実（既に開示したものを除く。）の全部を遅滞なく開示しなければならない。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（抄）

（理事の報告義務）

第八十五条　理事は、一般社団法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を社員（監事設置一般社団法人にあっては、監事）に報告しなければならない。

・「…するため必要最小限度の」の例

○森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）

（指定又は解除の通知）

第三十三条　（略）

2～4　（略）

5　第一項の規定による通知に係る指定施業要件は、当該保安林の指定に伴いこの章の規定により当該森林について生ずべき制限が当該保安林の指定の目的を達成するため必要最小限度のものとなることを旨とし、政令で定める基準に準拠して定めるものとする。

6　（略）

○漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）（抄）

（被共済者の遵守すべき事項）

第八十七条　（略）

2　前項の農林水産省令で定める被共済者の遵守すべき事項は、共済契約に係る漁業、養殖水産動植物、養殖施設又は漁具についての共済事故による損失又は損害を適正に認定するため必要最小限度のものでなければならない。

・「…月（年）を超えない期間内において」の例

○森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）

（保安林予定森林における制限）

第三十一条　都道府県知事は、前二条の規定による告示があった保安林予定森林について、農林水産省令で定めるところにより、九十日を超えない期間内において、立木竹の伐採又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為を禁止することができる。

・「…をもって充てることとされている」の例

○入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第百一号）（抄）

（事務の委任）

第十条　各省各庁の長は、この法律に規定する事務を、当該各省各庁の外局（法律で国務大臣をもってその長に充てることとされているものに限る。）の長に委任することができる。

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

（議員）

第二十二条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一～三　（略）

四　法律で国務大臣をもってその長に充てることとされている委員会の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者

五～七　（略）

2～4　（略）

・「…は、…ときは、…契約において、…条件を付するものとする」の例

○国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）（抄）

（信託の契約事項）
第十六条の二　各省各庁の長は、法第二十八条の二第一項の規定により土地（その土地の定着物を含む。次条第一項において同じ。）を信託しようとするときは、当該信託の契約において、信託の目的、借入金限度額、信託期間その他財務大臣が定める事項を定めるほか、次に掲げる条件を付するものとする。
一～五　（略）

・「取り扱うべき」の例

○執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）（抄）

（職務）
第一条　執行官は、次の事務を取り扱う。
一　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）、民事保全法（平成元年法律第九十一号）その他の法令において執行官が取り扱うべきものとされている事務
二　（略）

○消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）（抄）

第十一条の五　市町村長等は、製造所、貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。）又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが第十条第三項の規定に違反していると認めるときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、同項の技術上の基準に従つて危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。
②～⑤　（略）

・「…べき旨の条件を付（附）する…」の例

○国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）

（資本金）
第七条　（略）
2・3　（略）
4　政府は、前項の規定により土地を出資の目的として出資する場合において、国立大学法人等が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人国立大学財務・経営センターに納付すべき旨の条件を付することができる。
5～8　（略）

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）（抄）

（補助金等の交付の条件）
第七条　（略）
2　各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。
3・4　（略）

・「法人その他の団体…事業を行う個人」の例

○公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）（抄）

（定義）
第二条　この法律において「公益通報」とは、労働者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者をいう。以下同じ。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、その労務提供先（次のいずれかに掲げる事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じよう

としている旨を、当該労務提供先若しくは当該労務提供先があらかじめ定めた者（以下「労務提供先等」という。）、当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）若しくは勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、当該労務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。次条第三号において同じ。）に通報することをいう。

一～三　（略）

・「役員、職員その他の従業者」の例

○出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）（抄）

（浮貸し等の禁止）

第三条　金融機関（銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合をいう。）の役員、職員その他の従業者は、その地位を利用し、自己又は当該金融機関以外の第三者の利益を図るため、金銭の貸付け、金銭の貸借の媒介又は債務の保証をしてはならない。

○金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）（抄）

第三十七条の六　（略）

2　（略）

3　前項の審査人は、金融機関の確定損を負担した整理債務の債権者であつて当該金融機関に対し債務を負担していない者（当該金融機関の役員、職員その他の従業者、国、地方公共団体、持株会社整理委員会及び昭和二十年ポツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件に基く公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和二十二年勅令第一号）第三条第二項に規定する覚書該当者を除く。）のうちで確定損負担額の最も多額な者から順次に、当該金融機関の理事機関がこれを選任し、その任期は、一年とする。

4　金融機関の理事機関は、審査人がその就職の後当該金融機関から債務を負担するに至つたとき、又は当該金融機関の役員、職員その他の従業者となつたときは、当該審査人を解任しなければならない。

5～8　（略）

○保険法（平成二十年法律第五十六号）（抄）

第三十六条　第七条、第十二条、第二十六条及び第三十三条の規定は、次に掲げる損害保険契約については、適用しない。

一～三　（略）

四　前三号に掲げるもののほか、法人その他の団体又は事業を行う個人の事業活動に伴って生ずることのある損害をてん補する損害保険契約（傷害疾病損害保険契約に該当するものを除く。）

・「代理人、使用人その他の従業者」の例

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）

第百二十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律（平成二十三年法律第三十四号）（抄）

（罰則）
第二条　（略）
2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

【第七条関係】

・「あるかどうかという観点から」の例

○人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年政令第三十一号）（抄）

（評価、調整及び確認）
第九条　（略）
2　調整者は、評価者による評価について、不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、調整者としての全体評語を付すことにより調整（次項に規定する再調整を含む。）を行うものとする。この場合において、調整者は、当該全体評語を付す前に、評価者に再評価を行わせることができる。
3　（略）

・「観点から評価を」の例

○高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（抄）

（療養の給付）
第六十四条　（略）
2　次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。
一・二　（略）
三　厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であつて、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの（以下「評価療養」という。）
四　（略）
3・4　（略）

○健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）

（療養の給付）
第六十三条　（略）
2　次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。
一・二　（略）
三　厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であつて、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの（以下「評価療養」という。）
四　（略）
3・4　（略）

・「評価を実施（する）」の例

○行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）（抄）

第十四条　総務省は、前条第一項の計画に基づき、第十二条第一項及び第二項の規定による評価を実施しなければならない。

・「ことが見込まれる者」の例

○都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

（市町村都市再生整備協議会）
第四十六条の二　（略）

2　（略）
3　市町村協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関、前条第二項第二号イからヘまでに掲げる事業（これらの事業と一体となってその効果を増大させることとなる事業等を含む。）を実施し、又は実施することが見込まれる者及び都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理者に対して、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
4・5　（略）

○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）（抄）

（除染実施計画）
第三十六条　（略）
2・3　（略）
4　都道府県知事等は、除染実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、前項に規定する協議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては当該除染実施計画において除染等の措置等の実施者として定められることが見込まれる者その他の関係者の意見を聴くとともに、環境大臣に協議しなければならない。
5　（略）

・「こととなった者」の例

○被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）（抄）

（譲渡等の禁止）
第二十条の二　支援金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
2　（略）

○　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七条）（抄）

（申請書等の経由）
第四十八条の二　第五条第一項、第八条第一項、第九条第一項及び第二項、第十条並びに第十一条第一項の規定により主務大臣に提出すべき申請書その他の書類は、その主たる事務所（同項の規定の場合にあっては、同項各号のいずれかに該当することとなった者の主たる事務所）の所在地を管轄する都道府県知事を経由しなければならない。

・「…を経過した（していない）者」の例

○独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）（抄）

（保険料の額の特例）
第四十五条　農業者年金の被保険者であって次の各号のいずれかに該当するものは、農林水産省令で定めるところにより基金に申し出て、その申出をした日の属する月以後の被保険者期間（当該各号に掲げる者に該当しなくなった日の属する月の前月までの期間に限る。）について、前条第四項の規定にかかわらず、納付下限額を下回る額であってその者の保険料に係る負担を軽減するものとして政令で定めるものを、当該被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができる。
一　（略）
二　青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第四条第四項に規定する認定就農者であって農業を営むもののうち、前号ロに掲げる要件に該当する者（同法第四条第一項の規定による就農計画の認定を受けた日から起算して五年を経過した者又は同号に掲げる者に該当する者を除く。）
三・四　（略）
2～6　（略）

・**「適切かつ確実に行う」の例**

○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）（抄）

（指定等）

第七十五条　第五十八条第二項の規定による指定は、営利を目的としない法人であつて、次に掲げる業務（以下「資金管理業務」という。）を適切かつ確実に行うことができると認められるものにつき、全国を通じて一個に限り、その者の同意を得て行わなければならない。

一・二　（略）

2～4　（略）

○身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）（抄）

（法人の指定）

第十五条　厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者補助犬の種類ごとに、身体障害者補助犬の訓練又は研究を目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人であつて、次条に規定する認定の業務を適切かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として指定することができる。

2～4　（略）

・**「犯罪…経歴」の例**

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

（指定）

第三条　都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、暴力団が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を、その暴力団員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれが大きい暴力団として指定するものとする。

一　（略）

二　国家公安委員会規則で定めるところにより算定した当該暴力団の幹部（主要な暴力団員として国家公安委員会規則で定める要件に該当する者をいう。）である暴力団員の人数のうちに占める犯罪経歴保有者（次のいずれかに該当する者をいう。以下この条において同じ。）の人数の比率又は当該暴力団の全暴力団員の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率が、暴力団以外の集団一般におけるその集団の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率を超えることが確実であるものとして政令で定める集団の人数の区分ごとに政令で定める比率（当該区分ごとに国民の中から任意に抽出したそれぞれの人数の集団において、その集団の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率が当該政令で定める比率以上となる確率が十万分の一以下となるものに限る。）を超えるものであること。

イ～ヘ　（略）

三　（略）

・**「情報の取扱い」の例**

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（抄）

第百六十七条　（略）

2　（略）

3　前項に規定するもののほか、捕虜収容所における被収容者に関する情報の取扱いについては、防衛省令で定める。

○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（調査票情報等の適正な管理）

第三十九条　（略）

2　前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

・「非違」の例

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（監察の指示等）

第四十三条の二　都道府県公安委員会は、都道府県警察の事務又は都道府県警察の職員の非違に関する監察について必要があると認めるときは、都道府県警察に対する第三十八条第三項の規定に基づく指示を具体的又は個別的な事項にわたるものとすることができる。

2・3　（略）

○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）

（勤務成績の証明等）

第六条の十二　（略）

2　法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第五項に規定する政令で定める事由は、懲戒処分を受けるべき行為（職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことその他防衛大臣の定める事由とする。

・「薬物…濫用」の例

○国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）（抄）

（あおり又は唆し）

第九条　薬物犯罪（前条及びこの条の罪を除く。）、第六条の罪若しくは第七条の罪を実行すること又は規制薬物を濫用することを、公然、あおり、又は唆した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

・「薬物…影響」の例

○刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（危険運転致死傷）

第二百八条の二　アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、よって、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速度で、又はその進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させ、よって人を死傷させた者も、同様とする。

2　（略）

○道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（抄）

（過労運転等の禁止）

第六十六条　何人も、前条第一項に規定する場合のほか、過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない。

・「精神疾患」の例

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）（抄）

（定義）

第五条　この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

○犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関す

る法律施行令（昭和五十五年政令第二百八十七号）（抄）

（法第二条第五項の政令で定める要件）

第一条　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号。以下「法」という。）第二条第五項の政令で定める要件は、当該負傷又は疾病の療養のために法第九条第二項に規定する給付期間（以下単に「給付期間」という。）内に三日以上病院に入院することを要したこと（当該疾病が精神疾患である場合にあつては、その症状の程度が給付期間内に三日以上労務に服することができない程度であつたこと）とする。

・「飲酒についての節度」の例

○酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和三十六年法律第百三号）（抄）

（節度ある飲酒）

第二条　すべて国民は、飲酒を強要する等の悪習を排除し、飲酒についての節度を保つように努めなければならない。

・「信用状態」の例

○文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第百四十九号）（抄）

（資格審査）

第二条　出版権を取得しようとする者は、その資格について文部科学大臣の審査を受けなければならない。

2　前項の審査は、教育上支障を生じないことを期するために、出版権を取得しようとする者が良質の教科書を学校において必要とする時期までに製造供給するにたる事業能力及び信用状態を有するかどうかを、第三条の規定による競争を行わせるに先立つて審査することを目的とする。

○資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）

第二百三十条　特定目的信託契約には、次に掲げる条件を付さなければならない。

一・二　（略）

三　社債的受益権であつて、当該社債的受益権に係る特定目的信託契約に原委託者が特定資産を買い戻さなければならない旨の条件が付されているものその他の原委託者の信用状態が投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定めるもの（第二百三十四条第五項第一号において「特別社債的受益権」という。）を定める場合には、原委託者は、その信用状態に係る事由が発生し、又は発生するおそれがあるときは、遅滞なく、その旨を受託信託会社等に通知しなければならないこと。

2　（略）

・「経済的な状況」の例

○環境基本法（平成五年法律第九十一号）（抄）

（環境の保全上の支障を防止するための経済的措置）

第二十二条　国は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下この条において「負荷活動」という。）を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2　（略）

○循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）（抄）

（原材料等が廃棄物等となることの抑制等に係る経済的措置）

第二十三条　国は、製品等の製造若しくは加工又は循環資源の循

環的な利用、処分、収集若しくは運搬を業として行う者が原材料の効率的な利用を図るための施設の整備、再生品を製造するための施設の整備その他の原材料等が廃棄物等となることを抑制し、又は循環資源について適正に循環的な利用及び処分を行うための適切な措置を執ることを促進するため、その者にその経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2　（略）

・「…を効果的かつ効率的に行う（実施する）」の例

○文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（抄）

（基礎研究振興課の所掌事務）

第六十三条　基礎研究振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発を効果的かつ効率的に行うために必要な人的及び技術的援助一般に関すること。

六～九　（略）

3～5　（略）

○職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）（抄）

（学生生徒等の職業紹介等）

第十五条　（略）

②　（略）

③　公共職業安定所は、学生生徒等に対する職業指導を効果的かつ効率的に行うことができるよう、学校その他の関係者と協力して、職業を体験する機会の付与その他の職業の選択についての学生又は生徒の関心と理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

・「…する（した）ときは、…した上、…なければならない」の例

○旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）（抄）

（取引条件の説明）

第十二条の四　旅行業者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他旅行業務に関し契約を締結しようとするときは、旅行者が依頼しようとする旅行業務の内容を確認した上、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、その取引の条件について旅行者に説明しなければならない。

2・3　（略）

○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

（不服申立ての手続における意見の聴取）

第五十六条　主務大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての異議申立て又は審査請求を受理したときは、異議申立人又は審査請求人に対して、相当な期間を置いて予告をした上、公開による意見の聴取を行わなければならない。

2～4　（略）

・「告知した上」の例

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

（懲罰の執行）

第百五十六条　刑事施設の長は、懲罰を科するときは、被収容者に対し、懲罰の内容及び懲罰の原因として認定した事実の要旨を告知した上、直ちにその執行をするものとする。ただし、反省の情が著しい場合その他相当の理由がある場合には、その執行を延期し、又はその全部若しくは一部の執行を免除することができる。

2　（略）

・**「必要な範囲内において」の例**

○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）（抄）

（年金受給者の書類の提出等）

第七十五条　連合会は、年金である給付の支給に関し必要な範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分関係の移動、支給の停止及び障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2　（略）

○商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）（抄）

（問合せ等）

第十三条　商工会議所は、その目的を達成するために必要な範囲内において、その地区内の商工業者に対し文書又は口頭による問合せを行い、又は資料の提出を求めることができる。

2　（略）

・**「知人その他の関係者」の例**

○酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和三十六年法律第百三号）（抄）

（保護）

第三条　（略）

2　前項の措置をとつた場合においては、警察官は、できるだけすみやかに、当該酩酊者の親族、知人その他の関係者（以下「親族等」という。）にこれを通知し、その者の引取方について必要な手配をしなければならない。

3・4　（略）

○警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）（抄）

（保護）

第三条　（略）

2　前項の措置をとつた場合においては、警察官は、できるだけすみやかに、その者の家族、知人その他の関係者にこれを通知し、その者の引取方について必要な手配をしなければならない。責任ある家族、知人等が見つからないときは、すみやかにその事件を適当な公衆保健若しくは公共福祉のための機関又はこの種の者の処置について法令により責任を負う他の公の機関に、その事件を引き継がなければならない。

3～5　（略）

・**「…に対し資料の提出を求め」の例**

○外務公務員法施行令（昭和二十七年政令第四百七十三号）（抄）

（事案の審査等）

第五条　審議会は、事案の審査のため必要と認めるときは、申請者又はその他の関係者から意見を徴し、又はこれらの者に対し資料の提出を求め、若しくは出頭を求めてその陳述を聞き、その他必要な事実調査を行うことができる。

2　（略）

・**「公務所又は（若しくは）公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」の例**

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（抄）

第百九十七条　（略）

2　捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

○犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）（抄）

（調査）
第二十八条　検察官は、犯罪被害財産支給手続における事務を行うため必要があると認めるときは、申請人その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

・「実効性の確保」の例

○中央省庁等改革基本法（平成十年法律第百三号）（抄）

（総務省の編成方針）
第十七条　総務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。
一　（略）
二　行政の評価及び監視の機能について、府省の関係部門との連携、客観的かつ公正な評価方法の確立、評価の迅速化、評価結果の公開及び府省の政策への反映、調査対象の拡充及び権限の明確化等その充実を図るとともに、当該機能を公共事業における費用効果分析の仕組みの確立及び実効性の確保のために活用すること。
三～九　（略）

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）（抄）

（目的）
第一条　この法律は、法科大学院における教育が、司法修習生の修習との有機的連携の下に法曹としての実務に関する教育の一部を担うものであり、かつ、法曹の養成に関係する機関の密接な連携及び相互の協力の下に将来の法曹としての実務に必要な法律に関する理論的かつ実践的な能力（各種の専門的な法分野における高度の能力を含む。）を備えた多数の法曹の養成を実現すべきものであることにかんがみ、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）第三条の規定の趣旨にのっとり、国の責務として、裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員が法科大学院において教授、准教授その他の教員としての業務を行うための派遣に関し必要な事項について定めることにより、法科大学院における法曹としての実務に関する教育の実効性の確保を図り、もって同条第一項に規定する法曹養成の基本理念に則した法科大学院における教育の充実に資することを目的とする。

・「円滑な実施の（を）確保」の例

○国有林野の活用に関する法律（昭和四十六年法律第百八号）（抄）

（目的）
第一条　この法律は、森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）第五条の規定の趣旨に即し、国有林野の所在する地域における農林業の構造改善その他産業の振興又は住民の福祉の向上のための国有林野の活用につき、国の方針を明らかにすること等により、その適正かつ円滑な実施の確保を図ることを目的とする。

○犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）（抄）

（報告又は資料の提出）
第三十五条　行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、金融機関（金融機関代理業者（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法（昭和二十

八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方をいう。以下この条及び次条において同じ。）を含む。）又は銀行持株会社等（銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社又は長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2・3　（略）

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）（抄）

（基本指針）

第八十七条　厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2　基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

二　次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項

三　その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

3　（略）

○公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益的法人等の業務に専ら従事させるために職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員をいう。第七条を除き、以下同じ。）を派遣する制度等を整備することにより、公益的法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

・「妨げない範囲内において」の例

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（抄）

（便益の提供）

第五十七条　捕虜収容所長は、抑留業務の円滑な実施を妨げない範囲内において、捕虜代表及び捕虜代表補助者に対し、これらの任務を遂行するために必要な便益を与えなければならない。

第八十条　（略）

2　捕虜収容所長は、前項の規定により面会を許可するときは、防衛省令で定めるところにより、面会の相手方の用務の処理の目的を妨げない範囲内において、面会の時間及び場所その他の捕虜収容所の管理運営上著しい支障を及ぼさないようにするための必要最小限の事項について指定することができる。

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（承役地の所有者の工作物の使用）

第二百八十八条　承役地の所有者は、地役権の行使を妨げない範囲内において、その行使のために承役地の上に設けられた工作物を使用することができる。

2　（略）

・「…を希望しない旨を申し出た場合」の例

○地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）

（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例に係る取扱い）

第四十条　法第百四十条第一項に規定する政令で定める場合は、公庫等職員（同項に規定する公庫等職員をいう。以下同じ。）が公庫等（同項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）の要請に応じてその職を退き、引き続いて職員である長期組合員となつた後退職し、引き続いて再び元の公庫等の公庫等職員となつた場合であつて、その者が同項の規定により引き続き組合員であるものとされることを希望しない旨を組合に申し出た場合その他これに準ずる場合として総務省令で定める場合とする。

2　（略）

第四十三条　（略）

2～6　（略）

7　特定公庫等役員（法第百四十二条第二項の規定により読み替えられた法第百四十条第一項に規定する特定公庫等役員をいう。以下この条において同じ。）となるため退職した場合に係る同項に規定する政令で定める場合は、特定公庫等役員が特定公庫等（同項に規定する特定公庫等をいう。以下この条において同じ。）の要請に応じてその職を退き、引き続いて職員である長期組合員となつた後退職し、引き続いて再び元の特定公庫等の特定公庫等役員となつた場合であつて、その者が同項の規定により引き続き組合員であるものとされることを希望しない旨を組合に申し出た場合その他これに準ずる場合として総務省令で定める場合とする。

8　（略）

【第八条関係】

・「特段の事情」の例

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（抄）

（その他の者との面会）

第八十一条　捕虜収容所長は、被収容者に対し、前条第一項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があった場合において、面会を必要とする特段の事情があり、かつ、当該面会を許可することが捕虜収容所の管理運営上支障がないと認めるときは、防衛大臣の定めるところにより、これを許可することができる。

2～4　（略）

（防衛大臣による放免）

第百四十九条　防衛大臣は、送還令書の発付を受けた被収容者について、送還実施計画に基づき送還することが当該被収容者の利益を著しく害すると認める特段の事情があるときは、捕虜収容所長に当該被収容者を放免するよう命ずることができる。

2　（略）

○預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）

第百一条の二　機構は、金融機関の財務内容の健全性の確保を通じて信用秩序の維持に資するため、金融機関（破綻金融機関、承継銀行及び第百十一条第二項に規定する特別危機管理銀行を除く。以下この条において同じ。）が保有する貸付債権又はこれに類する資産として内閣府令・財務省令で定める資産（以下この項において単に「貸付債権」という。）のうち、当該貸付債権の債務者又は保証人が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）であつて当該貸付債権に係る契約が遵守されないおそれがあること、当該貸付債権に係る担保不動産につきその競売への参加を阻害する要因となる行為が行われることが見込まれることその他の金融機関が回収のために通常行うべき必要な措置をとることが困難となるおそれが

ある特段の事情があるもの（以下「特定回収困難債権」という。）の買取りを行うことができる。

2～5　（略）

・「仮に…ことができる」の例

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（抄）

第七十四条　勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人を護送する場合において必要があるときは、仮に最寄りの刑事施設にこれを留置することができる。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）（抄）

（仮退院）

第四十条　第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、指定医による診察の結果、措置入院者の症状に照らしその者を一時退院させて経過を見ることが適当であると認めるときは、都道府県知事の許可を得て、六月を超えない期間を限り仮に退院させることができる。

・「…があると認めるべき事情」の例

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）（抄）

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条　第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2　（略）

・「その時点」の例

○犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）（抄）

（犯罪被害財産支給手続の開始）

第六条　検察官は、前条第一項に規定する裁判で示された犯罪被害財産又はその価額について、これを給付資金として保管するに至ったときは、遅滞なく、当該給付資金から被害回復給付金を支給するための手続（以下「犯罪被害財産支給手続」という。）を開始する旨の決定をするものとする。ただし、その時点における給付資金をもっては犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するのに不足すると認めるとき、その他その時点においては犯罪被害財産支給手続を開始することが相当でないと認めるときは、この限りでない。

2～4　（略）

（追加支給）

第十六条　検察官は、犯罪被害財産支給手続において、第十四条第一項に規定する裁定、報酬の決定及び費用の額が確定し、かつ、資格裁定を受けたすべての者について被害回復給付金の支給等（同項、前条第一項若しくは第二項若しくはこの項の規定による被害回復給付金の支給又は第十四条第四項前段（前条第三項及びこの条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による被害回復給付金に相当する金銭の保管をいう。第十八条及び第二十一条第一号から第三号までにおいて同じ。）をした後に、当該犯罪被害財産支給手続に係る給付資金を新たに保管するに至った場合（当該犯罪

被害財産支給手続の終了後にこれを保管するに至った場合を含む。）において、既に支給した被害回復給付金（第十四条第四項前段の規定により被害回復給付金に相当する金銭が保管された場合においては、当該金銭を含む。次項において「既支給被害回復給付金」という。）の額が犯罪被害額に満たないときは、当該資格裁定を受けた者に対し、当該新たに保管するに至った給付資金から被害回復給付金の支給をしなければならない。ただし、その時点における給付資金をもってはその支給に要する費用等を支弁するのに不足すると認めるとき、その他その時点においては被害回復給付金の支給をすることが相当でないと認めるときは、この限りでない。

2・3　（略）

・「疑いを生じ」の例

○仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）（抄）

（忌避の原因等）

第十八条　（略）

2　（略）

3　仲裁人への就任の依頼を受けてその交渉に応じようとする者は、当該依頼をした者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実の全部を開示しなければならない。

4　（略）

・「生じさせるおそれがある」の例

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（抄）

（生活関連等施設の安全確保）

第百二条　都道府県知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの（以下この条において「生活関連等施設」という。）のうち当該都道府県の区域内に所在するものの安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

一　（略）

二　その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

2～8　（略）

○農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）（抄）

（信用秩序の維持を図るため特に必要な事由）

第四十条　法第八十二条第六項の政令で定める事由は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　（略）

二　農林中央金庫が預金等の払戻しを停止した場合には、他の金融機関の連鎖的な破綻を発生させることにより、我が国における金融の機能に極めて重大な障害が生ずることとなる事態を生じさせるおそれがあること。

・「おそれがある事情」の例

○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

（発行者による上場株券等の公開買付け）

第二十七条の二十二の二　（略）

2　第二十七条の二第二項から第六項まで、第二十七条の三（第一項後段及び第二項第二号を除く。）、第二十七条の四、第二十七条の五（各号列記以外の部分に限る。第五項及び次条第五項において同じ。）、第二十七条の六から第二十七条の九まで（第二十七条の八第六項、第十項及び第十二項を除く。）、第二十七条の十一から第二十七条の十五まで（第二十七条の十一第四項並びに第二十七条の十三第三項及び第四項第一号を除く

。）、第二十七条の十七、第二十七条の十八、第二十七条の二十一第一項及び前条第一項の規定により公開買付けによる買付け等を行う場合について準用する。この場合において、（略）、第二十七条の六第一項第一号中「買付け等の価格の引下げ（公開買付開始公告及び公開買付届出書において公開買付期間中に対象者（第二十七条の十第一項に規定する対象者をいう。）が株式の分割その他の政令で定める行為を行ったときは内閣府令で定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがある旨の条件を付した場合に行うものを除く。）」とあるのは「買付け等の価格の引下げ」と、同条第二項中「買付条件等の変更の内容（第二十七条の十第三項の規定により買付け等の期間が延長された場合における当該買付け等の期間の延長を除く。）」とあるのは「買付条件等の変更の内容」と、第二十七条の八第二項中「買付条件等の変更（第二十七条の十第三項の規定による買付け等の期間の延長を除く。）」とあるのは「買付条件等の変更」と、第二十七条の十一第一項ただし書中「公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において公開買付けに係る株券等の発行者若しくはその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）の業務若しくは財産に関する重要な変更その他の公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情（政令で定めるものに限る。）が生じたときは公開買付けの撤回等をすることがある旨の条件を付した場合又は公開買付者に関し破産手続開始の決定その他の政令で定める重要な事情の変更が生じた」とあるのは「当該公開買付けにより当該上場株券等の買付け等を行うことが他の法令に違反することとなる場合又は他の法令に違反することとなるおそれがある事情として政令で定める事情が生じた」と、（略）読み替えるものとする。

3～13　（略）

【第十一条関係】

・「…以外の目的のために…自ら利用し、又は提供してはならない」の例

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（利用及び提供の制限）

第八条　行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2～4　（略）

○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（調査票情報等の利用制限）

第四十条　行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律（地方公共団体の長その他の執行機関にあっては、この法律又は当該地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2　第二十七条第二項の規定により総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、同項各号に掲げる目的以外の目的のために、当該事業所母集団データベースに記録されている情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

3　第二十九条第一項の規定により行政記録情報の提供を受けた行政機関の長は、当該行政記録情報を同項の規定により明示した利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

（調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等）

第四十三条　（略）

2　第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に

従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

【第十二条関係】

・「身分取扱い」の例

○市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（抄）

（職員の身分取扱い）

第十二条　（略）

２　合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

○消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）（抄）

（消防職員の身分取扱い等）

第十六条　消防職員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。

２　（略）

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第百三十八条　（略）

②～⑦　（略）

⑧　事務局長、書記長、書記その他の職員に関する任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。

・「…について権限を有する者」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（自衛官以外の隊員の任期を定めた採用）

第三十六条の二　第三十一条第一項の規定により隊員の任免について権限を有する者（以下「任命権者」という。）は、第三十五条の規定にかかわらず、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、防衛大臣の承認を得て、選考により、任期を定めて自衛官以外の隊員（法律により任期を定めて任用することとされている官職を占める隊員及び非常勤の隊員を除く。以下この条から第三十六条の四までにおいて同じ。）を採用することができる。

２　（略）

（退職の承認）

第四十条　第三十一条第一項の規定により隊員の退職について権限を有する者は、隊員が退職することを申し出た場合において、これを承認することが自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認めるときは、その退職について政令で定める特別の事由がある場合を除いては、任用期間を定めて任用されている陸士長等、海士長等又は空士長等にあつてはその任用期間内において必要な期間、その他の隊員にあつては自衛隊の任務を遂行するため最少限度必要とされる期間その退職を承認しないことができる。

（休職の効果）

第四十四条　（略）

２・３　（略）

４　第三十一条第一項の規定により隊員の復職について権限を有する者は、休職者について休職の事由が消滅したときは、政令で定める場合を除き、直ちにその者を復職させなければならない。

・**「ことを理由として（する）…免職その他不利益な取扱い」の例**

○公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）（抄）

（一般職の国家公務員等に対する取扱い）

第七条　第三条各号に定める公益通報をしたことを理由とする一般職の国家公務員、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び一般職の地方公務員（以下この条において「一般職の国家公務員等」という。）に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、第三条から第五条までの規定にかかわらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、国会職員法、自衛隊法及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。この場合において、一般職の国家公務員等の任命権者その他の第二条第一項第一号に掲げる事業者は、第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として一般職の国家公務員等に対して免職その他不利益な取扱いがされることのないよう、これらの法律の規定を適用しなければならない。

・**「使用し、又は使用していた」の例**

○公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）（抄）

（不利益取扱いの禁止）

第五条　第三条に規定するもののほか、第二条第一項第一号に掲げる事業者は、その使用し、又は使用していた公益通報者が第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

2　（略）

○厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）（抄）

（保険給付等に関する特例等）

第一条　（略）

2～5　（略）

6　厚生労働大臣は、特例対象者に係る確認等を行ったときは、厚生年金保険法第二十九条第一項の規定にかかわらず、当該特例対象者、当該特例対象者を使用し、又は使用していた第一項の事業主その他の厚生労働省令で定める者に対し、同条第一項の規定による通知を行うものとする。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定は、適用しない。

7　厚生労働大臣は、前項の特例対象者、当該特例対象者を使用し、又は使用していた第一項の事業主その他の厚生労働省令で定める者の所在が明らかでない場合その他やむを得ない事情のため前項の通知をすることができない場合においては、同項の通知に代えて、厚生年金保険法第二十九条第五項の規定による公告を行うものとする。

・**「解雇その他不利益な取扱いをしてはならない」の例**

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（抄）

（不利益取扱いの禁止）

第百条　労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したことその他裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員若しくは裁判員候補者であること又はこれらの者であったことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（抄）

（不利益取扱いの禁止）

第十条　事業主は、労働者が育児休業申出をし、又は育児休業をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

【第十三条関係】

・「…の実施について準用する」の例

○金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）（抄）

（採掘権者又は租鉱権者の不存在）

第十四条　（略）

2　前条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する場合における鉱害防止事業の実施について準用する。

3～5　（略）

○特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）（抄）

（学校給食法の準用）

第六条　学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第八条及び第九条の規定は、学校給食の実施について準用する。

【第十四条関係】

・「…の保護上必要な措置を講ずるものとする」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二　（略）

2・3　（略）

4　防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（特別防衛秘密保護上の措置）

第二条　特別防衛秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、特別防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等特別防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

【第十五条関係】

・「この法律に定めるもののほか、…その他この法律の実施のため必要な事項は、政令（省令）で定める」の例

○大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和六十三年法律第四十七号）（抄）

（国土交通省令への委任）

第二十四条　この法律に定めるもののほか、計画の認定の申請、宅地の造成等の開始の届出、宅地の造成等の確認の申請、造成宅地の処分の届け出等に関する手続その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

○公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）（抄）

（政令への委任）

第三十条　この法律に定めるもののほか、第二章及び第三章の規定の適用その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

【第十六条関係】

・**「この法律の適用に当たって（あたつて）は、…ようなことがあって（あつて）はならない」の例**

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（この法律の解釈適用）

第七条　この法律の適用にあたつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

○ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）（抄）

（適用上の注意）

第十六条　この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない。

・**「これを拡張して解釈」の例**

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（この法律の解釈適用）

第七条　この法律の適用にあたつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）（抄）

（この法律の解釈適用）

第二条　この法律は、国民の基本的人権に重大な関係を有するものであるから、公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであって、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあってはならない。

・**「国民の基本的人権を不当に侵害」の例**

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（この法律の解釈適用）

第七条　この法律の適用にあたつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

○屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）（抄）

（適用上の注意）

第二十九条　この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たつては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

【第十七条関係】

・**「取り扱うことを業務とする者」の例**

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

第百二十二条　防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2～6　（略）

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（罰則）
第三条　左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。
一・二　（略）
三　特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの
2・3　（略）

・**「業務により知得」の例**

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）
第百二十二条　防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。
2～6　（略）

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）
（罰則）
第三条　左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。
一・二　（略）
三　特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの
2・3　（略）

・**「知得した…秘密」の例**

○独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一号）（抄）
第十四条　第九条の規定に違反し、その職務に関して知得した特許出願中の発明、実用新案登録出願中の考案又は意匠登録出願中の意匠に関する秘密を漏らし、又はこれらに関する秘密を盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
2　（略）

○特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）（抄）
（秘密を漏らした罪）
第二百条　特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した特許出願中の発明に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

・**「秘密を漏らした」の例**

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）（抄）
第百九条　市町村審査会、都道府県審査会若しくは不服審査会の委員又はこれらの委員であった者が、正当な理由なしに、職務上知り得た自立支援給付対象サービス等を行った者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
2　（略）

○労働審判法（平成十六年法律第四十五号）（抄）
（人の秘密を漏らす罪）
第三十四条　労働審判員又は労働審判員であった者が正当な理由がなくその職務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

・**「…年以下の懲役に処し、又は情状により、…年以下の懲役及び…万円以下の罰金に処する」の例**

○覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）（抄）

第四十一条の四　（略）

2　営利の目的で前項第二号から第五号までの違反行為をした者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3　（略）

○大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）（抄）

第二十四条　（略）

2　営利の目的で前項の罪を犯した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3　（略）

・**「しなくなった後においても、同様とする」の例**

○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）（抄）

（金融整理管財人等の秘密保持義務）

第十七条　（略）

2　金融整理管財人又は金融整理管財人代理が法人であるときは、金融整理管財人又は金融整理管財人代理の職務に従事するその役員及び職員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その役員又は職員が金融整理管財人又は金融整理管財人代理の職務に従事しなくなった後においても、同様とする。

○農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（抄）

（管理人等の秘密保持義務）

第九十条　（略）

2　管理人等が法人であるときは、管理人等の職務に従事するその役員及び職員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その役員又は職員が管理人等の職務に従事しなくなった後においても、同様とする。

・**「前項の場合を除き」の例**

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（抄）

（開廷の要件）

第五十四条　（略）

2　前項の場合を除き、公判廷は、裁判官及び裁判所書記官が列席し、かつ、検察官が出席して開く。

○民事訴訟法（平成八年法律第百九号）（抄）

（本案の審理及び裁判）

第三百四十八条　（略）

2　（略）

3　裁判所は、前項の場合を除き、判決を取り消した上、更に裁判をしなければならない。

・**「その職を退いた後においても、同様とする」の例**

○民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）（抄）

（秘密の保護）

第五条　（略）

2　信書便の業務に従事する者は、在職中信書便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後に

おいても、同様とする。

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

（秘密の保護）

第四条　（略）

2　電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

・「前…項の罪の未遂は、罰する」の例

○武力紛争の際の文化財の保護に関する法律（平成十九年法律第三十二号）（抄）

（罰則）

第七条　（略）

2　（略）前二項の罪の未遂は、罰する。

3　（略）

○放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）（抄）

第五条　（略）

2　（略）

3　前二項の罪の未遂は、罰する。

・「過失により…の罪を犯した者」の例

○ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）（抄）

第四十五条　（略）

2　過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

3　（略）

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）（抄）

第五十五条　（略）

2　過失により前項第一号、第二号、第三号又は第五号の罪を犯した者は、五百万円以下の罰金に処する。

【第十八条関係】

・「次に掲げる行為により…」の例

○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（配当等の制限）

第四百六十一条　次に掲げる行為により株主に対して交付する金銭等（当該株式会社の株式を除く。以下この節において同じ。）の帳簿価額の総額は、当該行為がその効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならない。

一～八　（略）

2　（略）

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）（抄）

（損失の補償）

第十三条　自衛隊の次に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業その他政令で定める事業を営んでいた者がその事業の経営上損失を受けたときは、国がその損失を補償する。

一～三　（略）

2・3　（略）

・「秘密を取得」の例

○種苗法（平成十年法律第八十三号）（抄）

（秘密保持命令）

第四十条　裁判所は、育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があった場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一　既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第三十七条第三項の規定により開示された書類又は第四十三条第四項の規定により開示された書面を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二　前号の営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。

2～5　（略）

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

一～三　（略）

四　窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為（以下「不正取得行為」という。）又は不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為（秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。以下同じ。）

五　その営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

六・七　（略）

八　その営業秘密について不正開示行為（前号に規定する場合において同号に規定する目的でその営業秘密を開示する行為又は秘密を守る法律上の義務に違反してその営業秘密を開示する行為をいう。以下同じ。）であること若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

九～十五　（略）

2～10　（略）

・「人を欺き、人に暴行を加え、…人を脅迫する行為」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条にお

いて同じ。）により、営業秘密を取得した者
二～七　（略）
2～7　（略）

・**「秘密…管理」の例**

○入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第百一号）（抄）

（定義）
第二条　（略）
2～4　（略）
5　この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員（以下「職員」という。）が入札談合等に関与する行為であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
一・二　（略）
三　入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。
四　（略）

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）（抄）

（対応化学物質分類名への変更）
第六条　第一種指定化学物質等取扱事業者は、前条第二項の規定による届出に係る第一種指定化学物質の使用その他の取扱いに関する情報が秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって公然と知られていないものに該当するものであるとして、当該第一種指定化学物質の名称に代えて、当該第一種指定化学物質の属する分類のうち主務省令で定める分類の名称（以下「対応化学物質分類名」という。）をもって次条第一項の規定による通知を行うよう主務大臣に請求を行うことができる。
2～9　（略）

・**「管理を害する行為」の例**

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）
第二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一　不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者
二～七　（略）
2～7　（略）

・**「財物の（を）窃取」の例**

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）
第二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一　不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）

その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二～七　（略）

2～7　（略）

○刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（窃盗）

第二百三十五条　他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

・「施設への（に）侵入」の例

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

（制止等の措置）

第七十七条　（略）

2　刑務官は、被収容者以外の者が次の各号のいずれかに該当する場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その行為をする者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置を執ることができる。

一　刑事施設に侵入し、その設備を損壊し、刑事施設の職員の職務執行を妨げ、又はこれらの行為をまさにしようとするとき。

二～四　（略）

3　（略）

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二～七　（略）

2～7　（略）

・「施設若しくは（又は）設備」の例

○構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）（抄）

（私立学校法の特例）

第二十条　（略）

2～8　（略）

9　協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力学校の設置について学校教育法第四条第一項の規定による認可を受けた際に、当該協力学校法人が公私協力基本計画に基づき当該公私協力学校における教育を行うために施設又は設備の整備を必要とする場合には、当該公私協力基本計画に定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該施設若しくは設備を無償若しくは時価よりも低い対価で貸し付け、若しくは譲渡し、又は当該施設若しくは設備の整備に要する資金を出えんするものとする。

10～18　（略）

○行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第十三条　（略）

2　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

一・二　（略）

三　施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令におい

て技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

四・五　（略）

・**「施設を損壊」の例**

○国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）（抄）

（定義）

第二条　（略）

2～4　（略）

5　この法律において「危害行為」とは、船舶又は港湾施設を損壊する行為、船舶又は港湾施設に不法に爆発物を持ち込む行為その他の船舶又は港湾施設に対して行われる行為であって、船舶又は港湾施設の保安の確保に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定めるものをいう。

6　（略）

○下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（抄）

第四十五条　公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を損壊し、その他公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設の機能に障害を与えて下水の排除を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2　（略）

・**「設備を損壊」の例**

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

（制止等の措置）

第七十七条　（略）

2　刑務官は、被収容者以外の者が次の各号のいずれかに該当する場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その行為をする者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置を執ることができる。

一　刑事施設に侵入し、その設備を損壊し、刑事施設の職員の職務執行を妨げ、又はこれらの行為をまさにしようとするとき。

二～四　（略）

3　（略）

・**「錠を（…）はずし（す）」の例**

○児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（抄）

（臨検又は捜索に際しての必要な処分）

第九条の七　児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は捜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。

○関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（臨検、捜索又は差押に際しての必要な処分）

第百二十七条　税関職員は、臨検、捜索又は差押をするについて必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

2　（略）

・**「秘密を保有する」（「保有する…秘密」）の例**

○種苗法（平成十年五月法律第八十三号）（抄）

（秘密保持命令）
第四十条　裁判所は、育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があった場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。
一　既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第三十七条第三項の規定により開示された書類又は第四十三条第四項の規定により開示された書面を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。
二　（略）
2～5　（略）

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（定義）
第二条　この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。
一～六　（略）
七　営業秘密を保有する事業者（以下「保有者」という。）からその営業秘密を示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為
八～十五　（略）

2～10　（略）

・「保有する行政機関」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（移管又は廃棄）
第八条　（略）
2・3　（略）
4　内閣総理大臣は、行政文書ファイル等について特に保存の必要があると認める場合には、当該行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該行政文書ファイル等について、廃棄の措置をとらないように求めることができる。

○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（協力の要請）
第二十九条　行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。この場合において、行政記録情報の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。
2　（略）

・「保有者」の例

○自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）（抄）

（定義）
第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、そ

れぞれ当該各号に定めるところによる。
一　（略）
二　保有者　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第二条第三項に規定する保有者をいう。
三～五　（略）

○自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）（抄）

（定義）
第二条　（略）
2　（略）
3　この法律で「保有者」とは、自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。
4　（略）

・「同意なく」の例

○信託業法（平成十六年法律第百五十四号）（抄）

（同一の会社集団に属する者の間における信託についての特例）
第五十一条　次に掲げる要件のいずれにも該当する信託の引受けについては、第三条及び前条の規定は、適用しない。
一～五　（略）
五　信託が前各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、委託者及び受益者の同意なく、受託者がその任務を辞することができる旨の条件が信託契約において付されていること。
2～10　（略）

○会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律　抄（平成十七年法律第八十七号）（抄）

第二百三十三条　（略）
2～28　（略）
29　特例旧特定目的会社は、特定資産（新資産流動化法第四条第三項第三号に規定する従たる特定資産を除く。以下この項において同じ。）の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約書に、当該業務を委託する相手方（以下この項において「受託者」という。）が次に掲げる義務を有する旨の記載がないときは、当該業務を委託してはならない。
一～三　（略）
四　受託者は、委託者の同意なく業務の再委託を行わないこと。
30～48　（略）

・「映像若しくは（及び）音声」の例

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（抄）

第三百十六条の十四　検察官は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠（以下「検察官請求証拠」という。）については、速やかに、被告人又は弁護人に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。
一　（略）
二　証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人　その氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者の供述録取書等（供述書、供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であつて供述を記録したものをいう。以下同じ。）のうち、その者が公判期日において供述すると思料する内容が明らかになるもの（当該供述録取書等が存在しないとき、又はこれを閲覧させることが相当でないと認めるときにあつては、その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面）を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与えること。

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六

十三号）（抄）

（訴訟関係人の尋問及び供述等の記録媒体への記録）
第六十五条　裁判所は、対象事件（第五条本文の規定により第二条第一項の合議体で取り扱うものとされた事件を含む。）及び第四条第一項の決定に係る事件の審理における裁判官、裁判員又は訴訟関係人の尋問及び証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述、刑事訴訟法第二百九十二条の二第一項の規定による意見の陳述並びに裁判官、裁判員又は訴訟関係人による被告人の供述を求める行為及び被告人の供述並びにこれらの状況（以下「訴訟関係人の尋問及び供述等」という。）について、審理又は評議における裁判員の職務の的確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、これを記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができる物をいう。以下同じ。）に記録することができる。ただし、事案の内容、審理の状況、供述又は陳述をする者に与える心理的な負担その他の事情を考慮し、記録媒体に記録することが相当でないと認めるときは、この限りでない。
2～4　（略）

・「映像」の例

○津波対策の推進に関する法律（平成二十三年法律第七十七号）（抄）

（地域において想定される津波による被害についての周知等）
第八条　都道府県及び市町村は、地震防災対策特別措置法第十四条第一項及び第二項の規定により津波により浸水する範囲及びその水深を住民に周知するに当たっては、第六条第一項の予測の結果を活用するとともに、印刷物の配布のほか予測される被害を映像として住民に視聴させること等を通じてより効果的に行うよう努めなければならない。
2・3　（略）

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六

十三号）（抄）

（訴訟関係人の尋問及び供述等の記録媒体への記録）
第六十五条　裁判所は、対象事件（第五条本文の規定により第二条第一項の合議体で取り扱うものとされた事件を含む。）及び第四条第一項の決定に係る事件の審理における裁判官、裁判員又は訴訟関係人の尋問及び証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述、刑事訴訟法第二百九十二条の二第一項の規定による意見の陳述並びに裁判官、裁判員又は訴訟関係人による被告人の供述を求める行為及び被告人の供述並びにこれらの状況（以下「訴訟関係人の尋問及び供述等」という。）について、審理又は評議における裁判員の職務の的確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、これを記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができる物をいう。以下同じ。）に記録することができる。ただし、事案の内容、審理の状況、供述又は陳述をする者に与える心理的な負担その他の事情を考慮し、記録媒体に記録することが相当でないと認めるときは、この限りでない。
2～4　（略）

・「音声」の例

○東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律（平成二十三年法律第六十八号）（抄）

第四条　第二条第二項の規定が適用される場合における電波法附則第十五項の規定により読み替えて適用する同法第百三条の二第四項の規定の適用については、同項中「十の二　テレビジョン放送（人工衛星局により行われるものを除く。以下この号において同じ。）を受信することのできる受信設備を設置している者（デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送（以下この号において「地上デジタル放送」という。）を受信することのできる受信設備を設置している者を除く。）のうち、経済的困難その他の事由により地上デジタル放

送の受信が困難な者に対して地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付その他の援助」とあるのは、「十の二　テレビジョン放送（人工衛星局により行われるものを除く。以下この号において同じ。）を受信することのできる受信設備を設置している者（デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送（以下この号において「地上デジタル放送」という。）を受信することのできる受信設備を設置している者を除く。）のうち、経済的困難その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付その他の援助　十の三　東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律（平成二十三年法律第六十八号）第二条第二項の規定により第七十一条の二第一項第一号に規定する免許の有効期間を延長された無線局の当該延長された期間の運用に要する費用の助成」とする。

○映画の盗撮の防止に関する法律（平成十九年法律第六十五号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二　（略）

三　映画の盗撮　映画館等において観衆から料金を受けて上映が行われる映画（映画館等における観衆から料金を受けて行われる上映に先立って観衆から料金を受けずに上映が行われるものを含み、著作権の目的となっているものに限る。以下単に「映画」という。）について、当該映画の影像の録画（著作権法第二条第一項第十四号に規定する録画をいう。）又は音声の録音（同項第十三号に規定する録音をいう。）をすること（当該映画の著作権者の許諾を得てする場合を除く。）をいう。

・「映像を…する」の例

○津波対策の推進に関する法律（平成二十三年法律第七十七号）（抄）

（財政上の措置等）

第十六条　（略）

2　国は、都道府県又は市町村が、地形、土地利用の現況その他地域の状況及び津波に関する最新の知見を踏まえ、津波により浸水する範囲及びその水深その他地域において想定される津波による被害について、津波の規模及び津波対策のための施設の整備等の状況ごとに複数の予測を行う場合又はその内容を住民に視聴させるための映像を作成する場合には、必要な財政上の援助を行うものとする。

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）（抄）

（用語の意義）

第二条　（略）

2～7　（略）

8　この法律において「映像送信型性風俗特殊営業」とは、専ら、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる営業で、電気通信設備を用いてその客に当該映像を伝達すること（放送又は有線放送に該当するものを除く。）により営むものをいう。

9～11　（略）

・「音声を…する」の例

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（抄）

（訴訟関係人の尋問及び供述等の記録媒体への記録）

第六十五条　裁判所は、対象事件（第五条本文の規定により第二条第一項の合議体で取り扱うものとされた事件を含む。）及び

第四条第一項の決定に係る事件の審理における裁判官、裁判員又は訴訟関係人の尋問及び証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述、刑事訴訟法第二百九十二条の二第一項の規定による意見の陳述並びに裁判官、裁判員又は訴訟関係人による被告人の供述を求める行為及び被告人の供述並びにこれらの状況（以下「訴訟関係人の尋問及び供述等」という。）について、審理又は評議における裁判員の職務の的確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、これを記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができる物をいう。以下同じ。）に記録することができる。ただし、事案の内容、審理の状況、供述又は陳述をする者に与える心理的な負担その他の事情を考慮し、記録媒体に記録することが相当でないと認めるときは、この限りでない。

2～4　（略）

○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

（聴覚障害者等のための複製等）

第三十七条の二　聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者（以下この条及び次条第五項において「聴覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で次の各号に掲げる利用の区分に応じて政令で定めるものは、公表された著作物であつて、聴覚によりその表現が認識される方式（聴覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この条において「聴覚著作物」という。）について、専ら聴覚障害者等で当該方式によつては当該聴覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、それぞれ当該各号に掲げる利用を行うことができる。ただし、当該聴覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者により、当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

一　（略）

二　専ら当該聴覚障害者等向けの貸出しの用に供するため、複製すること（当該聴覚著作物に係る音声を文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による当該音声の複製と併せて行うものに限る。）。

・「送信する機能」の例

○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～九の四　（略）

九の五　送信可能化　次のいずれかに掲げる行為により自動公衆送信し得るようにすることをいう。

イ　公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分（以下この号及び第四十七条の五第一項第一号において「公衆送信用記録媒体」という。）に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）の公衆送信用記録媒体に情報を記録し、情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加え、若しくは情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に変換し、又は当該自動公衆送信装置に情報を入力すること。

ロ　（略）

十～二十三　（略）

2～9　（略）

○エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）（抄）

（特定機器）
第二十一条　法第七十八条第一項の政令で定める機械器具は、次のとおりとする。
一～二十一　（略）
二十二　ルーティング機器（電気通信信号を送受信する機器であつて、電気通信信号を送信するに当たり、あて先となる機器に至る経路のうちから、経路の状況等に応じて最も適切と判断したものに電気通信信号を送信する機能を有するもの（専らインターネットの用に供するものに限り、通信端末機器を電話の回線を介してインターネットに接続するに際し、インターネット接続サービスを行う者に電話をかけて当該通信端末機器をインターネットに接続するために使用するものその他経済産業省令で定めるものを除く。）をいう。）
二十三　スイッチング機器（電気通信信号を送受信する機器であつて、電気通信信号を送信するに当たり、当該機器が送信することのできる二以上の経路のうちから、あて先ごとに一に定められた経路に電気通信信号を送信する機能を有するもの（専らインターネットの用に供するものに限り、無線通信を行う機能を有するものその他経済産業省令で定めるものを除く。）をいう。）

・「録画（録音）若しくは録音（録画）」の例

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

（面会の立会い等）
第百二十一条　刑事施設の長は、その指名する職員に、死刑確定者の面会に立ち会わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させるものとする。ただし、死刑確定者の訴訟の準備その他の正当な利益の保護のためその立会い又は録音若しくは録画をさせないことを適当とする事情がある場合において、相当と認めるときは、この限りでない。

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百九十一号）（抄）

（特別保護地区の区域内における許可を要する行為）
第二条　法第二十九条第七項第四号の政令で定める行為は、次に掲げる行為であつて、環境大臣（都道府県知事が指定する特別保護地区にあつては、都道府県知事）が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内において行うもの（道路、広場その他の公共の場所において行うものを除く。）とする。
一～五　（略）
六　撮影、録画若しくは録音をし、又は鳥獣の営巣に影響を及ぼすおそれがある方法として環境大臣が定める方法により動植物を観察すること。
七　（略）

・「録画の機能」の例

○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

（私的使用のための複製）
第三十条　（略）
2　私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器（放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。）であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

○著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）（抄）

（特定機器）
第一条　（略）
2　法第三十条第二項の政令で定める機器のうち録画の機能を有

するものは、次に掲げる機器（ビデオカメラとしての機能を併せ有するものを除く。）であつて主として録画の用に供するもの（デジタル方式の録音の機能を併せ有するものを含む。）とする。

一～四　（略）

・「録音の機能」の例

○著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）（抄）

（特定機器）

第一条　著作権法（以下「法」という。）第三十条第二項（法第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の政令で定める機器のうち録音の機能を有するものは、次に掲げる機器（他の機器との間の音の信号に係る接続の方法で法第三十条第二項の特別の性能を有する機器に用いるものとして文部科学省令で定めるものを用いる機器を除く。）であつて主として録音の用に供するもの（次項に規定するものを除く。）とする。

一～四　（略）

2　（略）

・「機能を有する機器」の例

○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）（抄）

（インターネットと接続する機能を有する機器の製造事業者の義務）

第十九条　インターネットと接続する機能を有する機器であつて青少年により使用されるもの（携帯電話端末及びＰＨＳ端末を除く。）を製造する事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むことその他の方法により青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で、当該機器を販売しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

（私的使用のための複製）

第三十条　（略）

2　私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器（放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。）であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

・「機器を（…）設置」の例

○警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）（抄）

（機械警備業務の届出）

第四十条　機械警備業を営む警備業者（以下「機械警備業者」という。）は、機械警備業務を行おうとするときは、当該機械警備業務に係る受信機器を設置する施設（以下「基地局」という。）又は送信機器を設置する警備業務対象施設の所在する都道府県の区域ごとに、当該区域を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

一～三　（略）

○ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）（抄）

（消費機器に関する周知及び調査）
第四十条の二　（略）
2　ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その供給するガスに係る消費機器が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査しなければならない。ただし、その消費機器を設置し、又は使用する場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。
3～5　（略）

・「施設に設置」の例

○振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）（抄）

（電気工作物等に係る取扱い）
第十八条　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気工作物、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物又は鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の経済産業省令で定める施設（同法第二条第二項ただし書に規定する附属施設に設置されるものを除く。）である特定施設を設置する者については、第六条から第十一条までの規定並びに第十二条第二項及び第十三条の規定（第九条に係る部分に限る。）を適用せず、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところによる。
2～5　（略）

○警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）（抄）

（定義）
第二条　（略）
2～4　（略）
5　この法律において「機械警備業務」とは、警備業務用機械装置（警備業務対象施設に設置する機器により感知した盗難等の事故の発生に関する情報を当該警備業務対象施設以外の施設に設置する機器に送信し、及び受信するための装置で内閣府令で定めるものをいう。）を使用して行う第一項第一号の警備業務をいう。
6　（略）

・「部分に設置」の例

○消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）（抄）

（水噴霧消火設備に関する基準）
第十四条　前条に規定するもののほか、水噴霧消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。
一　（略）
二　別表第一に掲げる防火対象物の道路の用に供される部分又は駐車の用に供される部分に設置するときは、総務省令で定めるところにより、有効な排水設備を設けること。
三～六　（略）

○駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）（抄）

（路上駐車場の配置及び規模の基準）
第二条　法第四条第二項第四号に掲げる路上駐車場の配置及び規模は、次に掲げる基準によるものとする。
一・二　（略）
三　路上駐車場は、歩道と車道の区別のない道路に設置しないこと。ただし、幅員が八メートル以上ある道路の歩行者の通行及び沿道の利用に支障を及ぼさない部分に設置するときは、この限りでない。
四～六　（略）
七　路上駐車場は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四十四条各号に掲げる道路の部分又は同法第四十五条第一項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる道路の部分に設置しないこと。
八　（略）

・**「設置する行為」の例**

○海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）（抄）

（航路及びその周辺の海域以外の海域における工事等）

第三十一条　（略）

２　海上保安庁長官は、前項の届出に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、当該届出をした者に対し、船舶交通の危険を防止するため必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一　（略）

二　当該届出に係る行為が係留施設を設置する行為である場合においては、当該係留施設に係る船舶交通が他の船舶交通に危険を及ぼすおそれがあると認められること。

３～６　（略）

○特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）（抄）

（雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為）

第十二条　法第十八条第一項第四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　雨水貯留浸透施設の敷地である土地（雨水貯留浸透施設が建築物等に設置されている場合にあっては、当該建築物等のうち当該施設に係る部分）において物件を移動の容易でない程度に堆積し、又は設置する行為

二・三　（略）

・**「施設又は施設の区画された部分」の例**

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

第十五条　指定暴力団等の相互間に対立が生じ、当該対立に係る指定暴力団等の指定暴力団員により敢行され又は当該対立に係る指定暴力団等の事務所（暴力団の活動の拠点となっている施設又は施設の区画された部分をいう。以下同じ。）若しくは指定暴力団員若しくはその居宅に対して敢行される一連の凶器を使用しての暴力行為（以下この項において「対立抗争」という。）が発生した場合において、当該対立に係る指定暴力団等の事務所が、当該対立抗争に関し、当該対立抗争に係る指定暴力団等の指定暴力団員により次の各号に掲げる用に供されており、又は供されるおそれがあり、これにより付近の住民の生活の平穏が害されており、又は害されるおそれがあると認めるときは、公安委員会は、当該事務所を現に管理している指定暴力団員（以下「管理者」という。）に対し、三月以内の期間を定めて、当該事務所を当該各号の用に供すること又は当該指定暴力団等の活動の用に供することを禁止することを命ずることができる。この場合において、その命令の有効期間が経過した後において更に命令の必要があると認めるときは、一回に限り、三月以内の期間を定めてその命令の期限を延長することができる。

一～三　（略）

２～５　（略）

（損害賠償請求等の妨害の禁止）

第三十条の二　指定暴力団員は、次に掲げる請求を、当該請求をし、又はしようとする者（以下この条において「請求者」という。）を威迫し、請求者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他の請求者と社会生活において密接な関係を有する者として国家公安委員会規則で定める者（第三十条の四並びに第三十条の五第一項第三号及び第四号において「配偶者等」という。）につきまとい、その他請求者に不安を覚えさせるような方法で、妨害してはならない。

一　（略）

二　当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の事務所（事務所とするために整備中の施設又は施設の区画された部分を含む。以下この号において同じ。）の付近の住民その他の者で

当該事務所若しくはその周辺における当該指定暴力団等の指定暴力団員の行為によりその生活の平穏若しくは業務の遂行の平穏が害されているもの又は当該事務所の用に供されている建物若しくは土地（以下この号において「建物等」という。）の所有権その他当該建物等につき使用若しくは収益をする権利若しくは当該建物等に係る担保権を有する者で当該指定暴力団等の指定暴力団員の行為により当該権利を害されているものが当該事務所に係る管理者に対してする当該行為の停止又は当該事務所の使用の差止めの請求その他当該事務所を当該指定暴力団等の指定暴力団員に使用させないこととするための請求

・**「振動」の例**

○津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）（抄）

（技術上の基準）

第二十九条　津波防護施設は、地形、地質、地盤の変動その他の状況を考慮し、自重、水圧及び波力並びに地震の発生、漂流物の衝突その他の事由による振動及び衝撃に対して安全な構造のものでなければならない。

2　（略）

○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）

（地震力）

第八十八条　（略）

2・3　（略）

4　建築物の地下部分の各部分に作用する地震力は、当該部分の固定荷重と積載荷重との和に次の式に適合する水平震度を乗じて計算しなければならない。ただし、地震時における建築物の振動の性状を適切に評価して計算をすることができる場合においては、当該計算によることができる。

（以下略）

・**「外部から」の例**

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

（事務所等における禁止行為）

第二十九条　指定暴力団員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　指定暴力団等の事務所（以下この条及び第三十三条第一項において単に「事務所」という。）の外周に、又は外部から見通すことができる状態にしてその内部に、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせるおそれがある表示又は物品として国家公安委員会規則で定めるものを掲示し、又は設置すること。

二・三　（略）

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）（抄）

（法第二条第一項第八号の政令で定める施設）

第一条の三　法第二条第一項第八号の政令で定める施設は、次の各号のいずれかに該当する施設であつて、営業中における当該施設の内部をそれぞれ当該施設の置かれるホテル若しくは旅館、大規模小売店舗又は遊園地内において当該施設の外部から容易に見通すことができるものとする。

一～三　（略）

・**「検知」の例**

○消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）（抄）

（ガス漏れ火災警報設備に関する基準）

第二十一条の二　（略）

2　前項に規定するもののほか、ガス漏れ火災警報設備の設置及

び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。
一・二　（略）
三　ガス漏れ火災警報設備のガス漏れ検知器は、総務省令で定めるところにより、有効にガス漏れを検知することができるように設けること。
四　（略）

○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）

（エレベーターの安全装置）
第百二十九条の十　（略）
2　（略）
3　エレベーターには、前項に定める制動装置のほか、次に掲げる安全装置を設けなければならない。
一　（略）
二　地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができることとする装置
三・四　（略）
4　（略）

・「分析」の例

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）（抄）

（地域地球温暖化防止活動推進センター）
第二十四条　（略）
2　地域センターは、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。
一・二　（略）
三　前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。
四　地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。
五・六　（略）
3～7　（略）

○独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十号）（抄）

（業務の範囲）
第十一条　造幣局は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。
一～五　（略）
六　貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析を行うこと。
七・八　（略）
2　造幣局は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。
一　外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行、国際機関その他これらに準ずるもの（以下この号において「外国政府等」という。）の委託を受けて、当該外国政府等の貨幣の製造、販売及び鋳つぶし、勲章その他の金属工芸品及び極印の製造並びに貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析を行うこと。
二　（略）

・「…の内部の…」の例

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号）（抄）

（建築物環境衛生管理基準）
第二条　法第四条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。
一　空気環境の調整は、次に掲げるところによること。

イ～ハ　（略）
ニ　空気調和設備を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、病原体によつて居室の内部の空気が汚染されることを防止するための措置を講ずること。
二・三　（略）

○駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）（抄）

（換気装置）
第十二条　建築物である路外駐車場には、その内部の空気を一時間につき十回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の十分の一以上であるものについては、この限りでない。

・「音声…に係る情報」の例

○コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）（抄）

（定義）
第二条　この法律において「コンテンツ」とは、映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたもの又はこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせたものをいう。）であつて、人間の創造的活動により生み出されるもののうち、教養又は娯楽の範囲に属するものをいう。
2・3　（略）

・「…により…情報を取得」の例

○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

第五十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
一　第十七条の規定に違反して、国勢調査その他の基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者
二・三　（略）
2　（略）

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

（適正な取得）
第十七条　個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

・「取得する行為」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（定義）
第二条　この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。
一～三　（略）
四　窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為（以下「不正取得行為」という。）又は不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為（秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。以下同じ。）
五～十五　（略）
2～10　（略）

○国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）

（土地の取得等）
第八条　法第三十三条第一項の政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置（以下「土地の取得等」という。）は、次に掲げるものとする。
一～三　（略）
四　前三号に掲げるもののほか、国立大学法人等の業務の実施に必要な土地の取得であって、長期借入金の借入れ又は債券の発行により調達した資金により一括して取得することが、段階的な取得（毎年度、国から交付を受けた補助金又は交付金により段階的に当該土地の一部を取得し、当該土地のすべてを取得するまでの間、当該土地のうち既に取得した部分以外の部分の賃借に係る費用を負担する方法により当該土地のすべてを取得する行為をいう。）を行う場合に比して相当程度有利と文部科学大臣が認めるもの

・「有線電気通信」の例

○通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律（平成十三年法律第四十四号）（抄）

（定義）
第二条　この法律において「通信・放送融合技術」とは、インターネットを利用する電気通信の送信の役務及びデジタル信号による送信をする放送（公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信又は有線電気通信の送信をいう。）の役務を合わせて利用することができるようにするための基盤となる通信・放送技術（電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。以下同じ。）の技術その他電気通信に係る電波の利用の技術をいう。）をいう。
2　（略）

○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

（定義）
第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一～七　（略）
七の二　公衆送信　公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信（電気通信設備で、その一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内）にあるものによる送信（プログラムの著作物の送信を除く。）を除く。）を行うことをいう。
八・九　（略）
九の二　有線放送　公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信をいう。
九の三～二十三　（略）
2～9　（略）

・「傍受」の例

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）（抄）

（目的）
第一条　この法律は、組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害していることにかんがみ、数人の共謀によって実行される組織的な殺人、薬物及び銃器の不正取引に係る犯罪等の重大犯罪において、犯人間の相互連絡等に用いられる電話その他の電気通信の傍受を行わなければ事案の真相を解明することが著しく困難な場合が増加する状況にあることを踏まえ、これに適切に対処するため必要な刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）に規定する電気通信の傍受を行う強制の処分に関し、通信の秘密を不当に侵害することなく事案の真相の的確な解明に資するよう、その要件、手続その他必要な事項を定めることを目的とする。

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

（秘密の保護）
第五十九条　何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信（電気通信事業法第四条第一項又は第百六十四条第二項の通信であるものを除く。第百九条並びに第百九条の二第二項及び第三項において同じ。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

・「通信を（の）傍受」の例

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

第百九条の二　暗号通信を傍受した者又は暗号通信を媒介する者であつて当該暗号通信を受信したものが、当該暗号通信の秘密を漏らし、又は窃用する目的で、その内容を復元したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
2　無線通信の業務に従事する者が、前項の罪を犯したとき（その業務に関し暗号通信を傍受し、又は受信した場合に限る。）は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
3・4　（略）

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（抄）

第二百二十二条の二　通信の当事者のいずれの同意も得ないで電気通信の傍受を行う強制の処分については、別に法律で定めるところによる。

・「電気通信」の例

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

（電話等による通信）
第百四十六条　刑事施設の長は、受刑者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この款において同じ。）に対し、第八十八条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その者の改善更生又は円滑な社会復帰に資すると認めるときその他相当と認めるときは、電話その他政令で定める電気通信の方法による通信を行うことを許すことができる。
2　（略）

○コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）（抄）

（円滑な流通の促進等）
第十二条　国は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの利便性が向上し、並びにその安全性及び信頼性が確保されることにより、多様な手段を活用したコンテンツの円滑な流通が促進されるよう、インターネット等により提供されるコンテンツに係る認証の技術、インターネット等に関する技術的保護手段、インターネットにおいて高速度でかつ安定的な電気通信を可能とする技術その他のコンテンツの流通に係る技術の開発及び利用に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
2　（略）

・「暗号」の例

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

（面会の一時停止及び終了）
第百十三条　刑事施設の職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止させることができる。この場合においては、面会の一時停止のため、受刑者又は面会の相手方に対し面会の場所からの退出を命じ、その他必要な措置を執ることができる。
一　（略）

二　受刑者又は面会の相手方が次のイからホまでのいずれかに該当する内容の発言をするとき。

イ　暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できないもの

ロ～ホ　（略）

2　（略）

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）（抄）

（該当性判断のための傍受）

第十三条　（略）

2　外国語による通信又は暗号その他その内容を即時に復元することができない方法を用いた通信であって、傍受の時にその内容を知ることが困難なため、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断することができないものについては、その全部の傍受をすることができる。この場合においては、速やかに、傍受すべき通信に該当するかどうかの判断を行わなければならない。

・「…を用いた…」の例

○資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、特定目的会社又は特定目的信託を用いて資産の流動化を行う制度を確立し、これらを用いた資産の流動化が適正に行われることを確保するとともに、資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資者による投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）（抄）

（特定容器利用事業者の再商品化義務）

第十一条　（略）

2　前項の再商品化義務量は、特定分別基準適合物ごとに、第一号に掲げる量に第二号に掲げる率を乗じて得た量に相当する量とする。

一　（略）

二　当該特定容器利用事業者が当該特定分別基準適合物に係る特定容器を用いて行う事業が属する主務省令で定める業種ごとに、イに掲げる比率にロに掲げる率を乗じて得た率に、ハに掲げる量をニに掲げる量で除して得た率を乗じて得られる率を算定し、これらの業種ごとに算定した率を合算して得られる率

イ　（略）

ロ　当該業種に属する事業において当該特定容器を用いた商品の当該年度における販売見込額の総額を、当該総額と製造等をされた当該特定容器であって当該業種に属する事業において用いられるものの当該年度における販売見込額の総額との合算額で除して得た率を基礎として主務大臣が定める率

ハ・ニ　（略）

3　（略）

・「通信（…）内容」の例

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

第百四十八条　刑事施設の長は、被収容者又はその面会等（面会又は第百四十六条第一項に規定する通信をいう。以下この条において同じ。）の相手方が国語に通じない場合には、外国語による面会等を許すものとする。この場合において、発言又は通信の内容を確認するため通訳又は翻訳が必要であるときは、法務省令で定めるところにより、その被収容者にその費用を負担させることができる。

2・3　（略）

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）（抄）

（傍受記録の作成）

第二十二条　検察官又は司法警察員は、傍受の実施を中断し又は終了したときは、その都度、速やかに、傍受をした通信の内容を刑事手続において使用するための記録（以下「傍受記録」という。）一通を作成しなければならない。傍受の実施をしている間に記録媒体の交換をしたときその他記録媒体に対する記録が終了したときも、同様とする。

2～5　（略）

・「内容を（…）復元する」の例

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）（抄）

（該当性判断のための傍受）

第十三条　（略）

2　外国語による通信又は暗号その他その内容を即時に復元することができない方法を用いた通信であって、傍受の時にその内容を知ることが困難なため、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断することができないものについては、その全部の傍受をすることができる。この場合においては、速やかに、傍受すべき通信に該当するかどうかの判断を行わなければならない。

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

第百九条の二　（略）

2　（略）

3　前二項において「暗号通信」とは、通信の当事者（当該通信を媒介する者であつて、その内容を復元する権限を有するものを含む。）以外の者がその内容を復元できないようにするための措置が行われた無線通信をいう。

4　（略）

・「不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二～七　（略）

2～7　（略）

○割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）（抄）

第四十九条の二　（略）

2　人を欺いてクレジットカード番号等を提供させた者も、前項と同様とする。クレジットカード番号等を次の各号のいずれかに掲げる方法で取得した者も、同様とする。

一　（略）

二　不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を行うこと。

3・4　（略）

・「正当な理由がないのに」の例

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）（抄）

（被害者等の傍聴）

第四十七条　（略）

2　前項の規定により審判を傍聴した者は、正当な理由がないのに、当該傍聴により知り得た対象者の氏名その他当該対象者の身上に関する事項を漏らしてはならず、かつ、当該傍聴により知り得た事項をみだりに用いて、当該対象者に対する医療の実施若しくはその社会復帰を妨げ、又は関係人の名誉若しくは生活の平穏を害する行為をしてはならない。

○気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）（抄）

（気象測器等の保全）

第三十七条　何人も、正当な理由がないのに、気象庁若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従つてしなければならない気象の観測を行う者が屋外に設置する気象測器又は気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。）、津波、高潮、波浪若しくは洪水についての警報の標識を壊し、移し、その他これらの気象測器又は標識の効用を害する行為をしてはならない。

・「電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した（する）」の例

○刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（不正指令電磁的記録作成等）

第百六十八条の二　（略）

2　正当な理由がないのに、前項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した者も、同項と同様とする。

3　（略）

・「その他の保有者の（…）管理を害する行為」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二～七　（略）

3～7　（略）

・「…の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条　（略）

2～6　（略）

7　第一項及び第二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

○割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）（抄）

第四十九条の二　（略）

2～3　（略）

4　前三項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

【第十九条関係】

・「…に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

第百二十二条　（略）
2～3　（略）
4　第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。
5・6　（略）

【第二十条関係】

・「…の罪を犯した者のうち…に規定する行為の遂行を共謀したもの」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

第百二十二条　（略）
2～4　（略）
5　第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。
6　（略）

【第二十一条関係】

・「…の罪は、日本国外において、…の罪を犯した者にも適用する。…の罪は、刑法第二条の例に従う。」の例

○資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）

（国外犯）
第三百十二条　第三百二条から第三百四条まで、第三百六条、第三百七条、第三百八条第一項、第三百九条第一項並びに前条第一項及び第二項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。
2　第三百八条第二項、第三百九条第二項及び前条第三項から第六項までの罪は、刑法第二条の例に従う。

○農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（抄）

第百三十一条の二　第百二十三条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。
2　第百二十四条の罪は、刑法第二条の例に従う。

【附則第一条関係】

・「この法律は、公布の日から起算して…を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。…附則第…条の規定　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成…年法律第　　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日」の例

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）（抄）

附　則

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一・二　（略）
三　附則第十条の規定　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第　　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

○復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）（抄）

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～三　（略）

四　附則第十三条及び第十四条の規定　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第　　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

五　（略）

【附則第二条関係】

・　章名を改める例

○独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号）（抄）

（独立行政法人国立博物館法の一部改正）

第十一条　独立行政法人国立博物館法（平成十一年法律第百七十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第五条」に、「役員（第七条―第十条）」を「役員及び職員（第六条―第十条）」に改める。

（略）

第二章の章名を次のように改める。

第二章　役員及び職員

（以下略）

・　条を削って、後続する条を繰り上げる例

○独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）（抄）

附　則

（公害防止事業費事業者負担法の一部改正）

第二十三条　公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条」を「第二十一条」に改める。

第二条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第十八条を削り、第十九条を第十八条とし、第二十条から第二十二条までを一条ずつ繰り上げる。

【附則第三条関係】

・　「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において…条の規定による改正前の…」の例

○過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）（抄）

附　則

第六条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において附則第十七条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第十二条の規定の適用を受けていた市町村のうち過疎地域の市町村以外のものについては、当該市町村の区域のうち同条に規定する市町村の合併が行われた日の前日において旧過疎活性化法の規定に基づく過疎地域であった区域を特定市町村の区域とみなして、前条の規定を適用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

・　「施行日の前日において…条の規定による改正前の…施行日においてとみなす。この場合において、…」の例

○日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）（抄）

附　則
（児童手当法の一部改正に伴う経過措置）
第三十六条　施行日の前日において総務省の職員である者のうち、施行日において引き続き公社の職員となったものであって、施行日の前日において総務大臣又はその委任を受けた者から第百五十四条の規定による改正前の児童手当法第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、施行日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、施行日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成十五年四月から始める。

○日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）（抄）

附　則
（児童手当法の一部改正に伴う経過措置）
第二十条　施行日に前日において、日本国有鉄道の総裁又はその委任を受けた者から第百五条の規定による改正前の児童手当法第七条第一項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けている者が、施行日において児童手当又は同法附則第六条第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、施行日において第百五条の規定による改正後の児童手当法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、昭和六十二年四月から始める。

・「…の規定により…指定されている…は、…の規定により…指定した…とみなす」の例

○戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）（抄）

附　則
（施行期日）
1～5　（略）
（指定医療機関に関する経過措置）
6　この法律の施行の際、現に旧未帰還者援護法の規定により指定されている病院又は診療所は、第十二条の規定により厚生大臣が指定した病院又は診療所とみなす。
7～34　（略）

【附則第四条関係】

・「施行日前にした行為及び…施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による」の例

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（抄）

（罰則に関する経過措置）
第四百五十七条　施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第百九号）（抄）

（罰則に関する経過措置）
第八十条　施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

・「知得した秘密に関し、…施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による」の例

○中央省庁等改革関係法施行法　抄（平成十一年法律第百六十号）（抄）

（守秘義務に関する経過措置）
第千三百七条　（略）
2　（略）
3　改革関係法等の施行前の臨時金利調整法第十二条に規定する金利調整審議会の委員又は同審議会の書記であった者が、金利調整審議会の議事に関して知得した秘密に関し、改革関係法等の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
4・5　（略）

・「…としていた」の例

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律　抄（平成十八年法律第五十号）（抄）

（理事及び監事に関する経過措置）
第四十八条　（略）
2　（略）
3　この法律の施行の際現に監事を置くこととしていた特例民法法人の監事（次に掲げる特例民法法人が選任するものを除く。）についても、前項と同様とする。
一～三　（略）
4　（略）

○あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）（抄）

第十二条の二　この法律の公布の際引き続き三箇月以上第一条に掲げるもの以外の医業類似行為を業としていた者であつて、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百二十号。以下一部改正法律という。）による改正前の第十九条第一項の規定による届出をしていたものは、前条の規定にかかわらず、当該医業類似行為を業とすることができる。ただし、その者が第一条に規定する免許（柔道整復師の免許を含む。）を有する場合は、この限りでない。
②　（略）

・「…としなくなった」の例

○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十九条に規定する援護に関する政令（平成二十一年政令第二十二号）（抄）

第二条　（略）
2～6　（略）
7　都道府県知事は、被援護者が援護を必要としなくなったときは、速やかに、援護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被援護者に通知しなければならない。第十三項の規定により援護の停止又は廃止をするときも、同様とする。
8～13　（略）

【附則第五条関係】

・「前…条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める」の例

○関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十四

号）（抄）

附　則

（政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第百六十五号）（抄）

附　則

（政令への委任）

第三条　前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【附則第六条関係】

・　号を追加し見出しを改める例

○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（抄）

附　則

（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十条　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十九条の見出しを「（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正）」に改め、同条に次の一号を加える。

三　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第七十二条

【附則第八条関係】

・　「施行（の）日が…の施行の日後である場合には、…とあるのは…とする」の例

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第百八十回国会提出閣法第三十三号）（抄）

（内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定）

第三十八条　附則第二号に掲げる規定の施行の日が国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日後である場合には、前条中「治安の確保」とあるのは「公正の確保」と、「第四条第三項第五十九号」とあるのは「第四条第三項第五十九号の二」と、「五十九の二」とあるのは「五十九の三」と、「大臣委員会等」とあり、及び「国家公安委員会」とあるのは「人事公正委員会」とする。

○消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第四十九号）（抄）

附　則

（内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）が国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日後である場合には、第二条のうち内閣府設置法第六十八条第一項の改正規定中「第六十八条第一項」とあるのは、「第六十七条第一項」とする。

【別表第一号関係】

・　「…に関する事項であって、次に掲げるもの」の例

○津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）（抄）

（推進計画）
第十条　（略）
2　（略）
3　前項に規定するもののほか、推進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
一・二　（略）
三　津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項であって、次に掲げるもの
イ～ト　（略）
4～12　（略）

○大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）（抄）

（指針）
第四条　（略）
2　指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　（略）
二　大規模小売店舗の施設（店舗及びこれに附属する施設で経済産業省令で定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の配置及び運営方法に関する事項であって、次に掲げるもの
イ、ロ　（略）

・「見積り」（経費等に関する用例を除く。）の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

別表第四（第九十六条の二関係）
一　自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
二・三　（略）
四　防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
五～十　（略）

・「運用に関する計画」の例

○水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）（抄）

（定義）
第二条　（略）
2～4　（略）
5　この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。
6・7　（略）

・「運用に関する研究」の例

○防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）（抄）

（情報通信・研究課の所掌事務）
第二十四条の二　情報通信・研究課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～四　（略）
五　自衛隊の部隊及び機関の運用に関する研究改善の基本に関すること。

・「計画」、「研究」を並列的に用いている例

○技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）（抄）

（定義）
第二条　この法律において「技術士」とは、第三十二条第一項の登録を受け、技術士の名称を用いて、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）に関する高等の専門的応用能

力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務（他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務を除く。）を行う者をいう。

2　（略）

・**「収集した…情報」の例**

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（抄）

（被災情報の報告）

第百二十七条　市町村長及び指定地方公共機関は、前条第一項の規定により収集した被災情報を、速やかに、都道府県知事に報告しなければならない。

2～5　（略）

○独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）（抄）

（情報の収集、公表等）

第四十二条　（略）

2　センターは、前項の規定により提供を受けた情報その他収集した消費生活に関する情報を整理し、及び分析し、国民生活の安定及び向上を図るために必要と認める場合には、その結果を公表し、又は関係行政機関に対し、意見を付して当該結果を通知するものとする。

・**「電波情報」の例**

○国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十一号）（抄）

（法第一項の固定資産）

第一条　（略）

2　前項第三号に掲げる「弾薬庫」とは、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第四十二条第一項に規定する補給処の支処及び出張所のうち弾薬支処及び弾薬出張所の弾薬の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「燃料庫」とは、同項に規定する補給処の支処及び出張所のうち燃料支処及び燃料出張所の液体燃料又は油脂類の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「通信施設」とは、航空警戒管制又は電波情報の収集整理のため直接必要な施設のうち同令第三十条の九に規定する警戒群若しくは防衛大臣の定める部隊又は防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十九条第一項に規定する情報本部が管理するものをいう。

3　（略）

・**「画像情報」の例**

○地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）（抄）

（基本理念）

第三条　地理空間情報の活用の推進は、基盤地図情報、統計情報、測量に係る画像情報等の地理空間情報が国民生活の向上及び国民経済の健全な発展を図るための不可欠な基盤であることにかんがみ、これらの地理空間情報の電磁的方式による正確かつ適切な整備及びその提供、地理情報システム、衛星測位等の技術の利用の推進、人材の育成、国、地方公共団体等の関係機関の連携の強化等必要な体制の整備その他の施策を総合的かつ体系的に行うことを旨として行われなければならない。

2～9　（略）

○内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）（抄）

（内閣衛星情報センター）

第四条の二　（略）
2　内閣衛星情報センターにおいては、内閣情報調査室の事務のうち次に掲げるものをつかさどる。
一　我が国の安全の確保、大規模災害への対応その他の内閣の重要政策に関する画像情報の収集を目的とする人工衛星（以下「情報収集衛星」という。）に関すること。
二　情報収集衛星により得られる画像情報の分析その他の調査に関すること。
三　情報収集衛星以外の人工衛星の利用その他の手段により得られる画像情報の収集及び分析その他の調査に関すること。
3・4　（略）

・「重要な情報」の例

○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（目的）
第一条　この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

○信託法（平成十八年法律第百八号）（抄）

（帳簿等の閲覧等の請求）
第三十八条　（略）
2・3　（略）
4　信託行為において、次に掲げる情報以外の情報について、受益者が同意をしたときは第一項の規定による閲覧又は謄写の請求をすることができない旨の定めがある場合には、当該同意をした受益者（その承継人を含む。以下この条において同じ。）は、その同意を撤回することができない。
一　前条第二項の書類又は電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報
二　当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報
5・6　（略）

・「情報の収集整理」の例

○防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）（抄）

（所掌事務）
第四条　防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～三　（略）
四　前三号の事務に必要な情報の収集整理に関すること。
五～三十三　（略）

○財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）（抄）

（税務大学校）
第九十五条　（略）
2　税務大学校は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）
三　税務に関する一般的な資料及び情報の収集整理及び提供を行うこと。
四　（略）
3～5　（略）

・「防衛力の整備」の例

○財政構造改革の推進に関する特別措置法（平成九年法律第百九号）（抄）

（防衛関係費に係る改革の基本方針）
第十九条　政府は、我が国の安全保障上の観点と経済事情及び財政事情等を勘案し、防衛関係費について、節度ある防衛力の整備を行う必要があることを踏まえつつ、財政構造改革の推進の緊要性に配意して、抑制するものとする。

2　（略）

○防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）（抄）

（計画課）

第五十六条　計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画（中長期的な防衛力の整備に係るものに限る。）の総合調整に関すること。

二～六　（略）

・「武器」、「弾薬」、「船舶」、「航空機」を並列的に用いている例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（武器等の防護のための武器の使用）

第九十五条　自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料を職務上警護するに当たり、人又は武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

（自衛隊の施設の警護のための武器の使用）

第九十五条の二　自衛官は、本邦内にある自衛隊の施設であつて、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料を保管し、収容し若しくは整備するための施設設備、営舎又は港湾若しくは飛行場に係る施設設備が所在するものを職務上警護するに当たり、当該職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、当該施設内において、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

・「防衛の用に供する」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

第百二十一条　自衛隊の所有し、又は使用する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物を損壊し、又は傷害した者は、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

○防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）（抄）

（技術調査官の職務）

第二百四条　技術調査官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　防衛の用に供する施設の建設工事に関する技術的な調査及び研究に関すること。

・「種類又は数量」の例

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）（抄）

別表

一　防衛に関する事項

イ～ニ　（略）

ホ　部隊の使用する艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の種類又は数量

二・三　（略）

・「通信網」の例

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

第百七十八条　交通管制企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　航空通信網の設定その他航空保安に関する情報の伝達の方式の開発に関すること（管制技術課の所掌に属するものを除く。）。

五～八　（略）

○大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第百十号）（抄）

（施策における配慮）

第三条　国及び地方公共団体は、この法律に規定する大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備等に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項について配慮しなければならない。

一～四　（略）

五　大阪湾臨海地域及びその周辺の地域における有機的かつ効率的な交通網、通信網等の形成を図るとともに、世界及び我が国の各地域との経済、文化等の交流を促進するよう努めること。

・「通信（の）方法」の例

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

（電話等による通信）

第百四十六条　刑事施設の長は、受刑者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この款において同じ。）に対し、第八十八条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その者の改善更生又は円滑な社会復帰に資すると認めるときその他相当と認めるときは、電話その他政令で定める電気通信の方法による通信を行うことを許すことができる。

2　（略）

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

（通信方法等）

第六十一条　無線局の呼出し又は応答の方法その他の通信方法、時刻の照合並びに救命艇の無線設備及び方位測定装置の調整その他無線設備の機能を維持するために必要な事項の細目は、総務省令で定める。

・「情報の伝達」の例

○津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）（抄）

（住民等に対する周知のための措置）

第五十五条　警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

○牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）（抄）

（基本計画）

第四条　（略）

2　基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～三　（略）

四　正確な情報の伝達に関する事項

五・六　（略）

3・4　（略）

・**「…の伝達の用に供する」の例**

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）（抄）

（営業等の届出）

第三十一条の七　映像送信型性風俗特殊営業を営もうとする者は、事務所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一～三　（略）

四　第二条第八項に規定する映像の伝達の用に供する電気通信設備（自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。以下同じ。）を用いる場合にあつては自動公衆送信装置のうち当該映像の伝達の用に供する部分をいい、電気通信回線の部分を除く。次条において「映像伝達用設備」という。）を識別するための電話番号その他これに類する記号であつて、当該映像を伝達する際に用いるもの

五　（略）

2　（略）

・**「研究開発段階」の例**

○文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（抄）

（所掌事務）

第四条　文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七十一　（略）

七十二　試験研究の用に供する原子炉及び研究開発段階にある原子炉（発電の用に供するものを除く。）並びに核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること。

七十三～九十七　（略）

・**「仕様」、「性能」を並列的に用いている例**

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）（抄）

（原動機取扱手引書）

第十九条の五　前条第一項本文（同条第三項において準用する場合を含む。）の確認（以下「放出量確認」という。）を受けた原動機製作者等は、当該原動機の仕様及び性能、当該原動機の設置、運転、整備その他当該原動機の取扱いに当たり遵守すべき事項、当該原動機に係る窒素酸化物の放出状況の確認方法その他の国土交通省令で定める事項を記載した原動機取扱手引書を作成し、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

・**「性能」、「使用方法」を並列的に用いている例**

○薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）（抄）

（医薬品等の製造販売の承認）

第十四条　（略）

2　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認は、与えない。

一・二　（略）

三　申請に係る医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の名称、成分、分量、構造、用法、用量、使用方法、効能、効果、性能、副作用その他の品質、有効性及び安全性に関する事項の審査の結果、その物が次のイからハまでのいずれかに該当するとき。

イ～ハ　（略）

四　（略）

3～11　（略）

○工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）（抄）

（定義）
第二条　この法律において「工業標準化」とは、左に掲げる事項を全国的に統一し、又は単純化することをいい、「工業標準」とは、工業標準化のための基準をいう。
一　鉱工業品（医薬品、農薬、化学肥料、蚕糸及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）による農林物資を除く。以下同じ。）の種類、型式、形状、寸法、構造、装備、品質、等級、成分、性能、耐久度又は安全度
二　鉱工業品の生産方法、設計方法、製図方法、使用方法若しくは原単位又は鉱工業品の生産に関する作業方法若しくは安全条件
三～六　（略）

・「製作（…）方法」の例

○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

（定義）
第二条　（略）
2・3　（略）
4　この法律にいう「写真の著作物」には、写真の製作方法に類似する方法を用いて表現される著作物を含むものとする。
5～9　（略）

○所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）（抄）

（耐用年数の短縮）
第百三十条　青色申告書を提出する居住者は、その有する減価償却資産が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、その該当する減価償却資産の使用可能期間のうちいまだ経過していない期間（以下この項から第四項までにおいて「未経過使用可能期間」という。）を基礎としてその償却費の額を計算することについて納税地の所轄国税局長の承認を受けたときは、当該資産のその承認を受けた日の属する年分以後の各年分の償却費の額の計算については、その承認に係る未経過使用可能期間をもつて前条に規定する財務省令で定める耐用年数（以下この項において「法定耐用年数」という。）とみなす。
一　当該資産の材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常の材質又は製作方法と著しく異なることにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと。
二～六　（略）
2～7　（略）
8　青色申告書を提出する居住者が、その有する第一項の承認（同項第一号に掲げる事由による承認その他財務省令で定める事由による承認に限る。）に係る減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産（当該財務省令で定める事由による承認の場合には、財務省令で定める減価償却資産）を取得した場合において、その取得した日の属する年分の所得税に係る確定申告期限までに、その取得した減価償却資産の名称、その所在する場所その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長を経由して納税地の所轄国税局長に提出したときは、当該届出書をもつて第二項の申請書とみなし、当該届出書の提出をもつて同日の属する年の十二月三十一日において第一項の承認があつたものとみなす。この場合においては、第五項の規定は、適用しない。
9～11　（略）

・「検査の方法」の例

○肝炎対策基本法（平成二十一年法律第九十七号）（抄）

（肝炎検査の質の向上等）
第十二条　国及び地方公共団体は、肝炎の早期発見に資するよう、肝炎検査の方法等の検討、肝炎検査の事業評価の実施、肝炎検査に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他の肝炎検査の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、肝炎検査の受検率の向上に資するよう、肝炎検査に関する普

及啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

○計量法（平成四年法律第五十一号）（抄）

（改善命令）

第四十四条　経済産業大臣は、届出製造事業者が前条の経済産業省令で定める基準に従って特定計量器の検査を行っていないと認める場合において、当該特定計量器の適正な品質を確保するために必要があると認めるときは、その届出製造事業者に対し、当該特定計量器の検査のための器具、機械若しくは装置の改善又はその検査の方法の改善に関し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。ただし、前条ただし書の場合は、この限りでない。

・「修理の方法」の例

○薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）（抄）

（医療機器の修理業の許可）

第四十条の二　（略）

2　前項の許可は、修理する物及びその修理の方法に応じ厚生労働省令で定める区分（以下「修理区分」という。）に従い、厚生労働大臣が修理をしようとする事業所ごとに与える。

3～6　（略）

○航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）（抄）

（修理の方法）

第九条　航空機の修理に係る許可事業者は、経済産業大臣の認可を受けた修理の方法によるのでなければ、航空機の修理をしてはならない。但し、試験的に修理をする場合その他経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2　（略）

・「試験の方法」の例

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）（抄）

（狩猟免許試験の方法）

第四十八条　（略）

一～三　（略）

○外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）（抄）

（試験の方法及び内容）

第十五条　（略）

2・3　（略）

・「製作」、「修理」を並列的に用いている例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（定義）

第一条　（略）

2　（略）

3　この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

一　日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項

イ　（略）

ロ　製作、保管又は修理に関する技術

ハ・ニ　（略）

二　（略）

○身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）（抄）

（補装具製作施設）
第三十二条　補装具製作施設は、無料又は低額な料金で、補装具の製作又は修理を行う施設とする。

・**「検査」、「修理」を並列的に用いている例**

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）（抄）

（定義）
第三条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一～二の二　（略）
三　国際平和協力業務　国際連合平和維持活動のために実施される業務で次に掲げるもの、人道的な国際救援活動のために実施される業務で次のヌからレまでに掲げるもの及び国際的な選挙監視活動のために実施される業務で次のト及びレに掲げるもの（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。以下同じ。）であって、海外で行われるものをいう。
イ～ヨ　（略）
タ　イからヨまでに掲げるもののほか、輸送、保管（備蓄を含む。）、通信、建設又は機械器具の据付け、検査若しくは修理
レ　（略）
四～七　（略）

・**「検査」、「試験」を並列的に用いている例**

○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

（森林の管理経営等の受託）
第百七十一条　国有林野事業及び直轄治山事業の運営に妨げのない限り、国有林野事業特別会計の負担において、一般の委託により、森林の管理経営、木材の加工若しくは林業に関する機械施設の工作又は林業に関する試験、検査及び調査をすることができる。

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（保有個人情報の開示義務）
第十四条　行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
一～六　（略）
七　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
イ　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
ロ～ホ　（略）

・**「修理」、「試験」を並列的に用いている例**

○銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（抄）

（登録を受けた銃砲又は刀剣類の譲受け、相続、貸付け又は保管の委託の届出等）
第十七条　（略）
2　登録を受けた銃砲又は刀剣類を試験、研究、研ま若しくは修理のため、又は公衆の観覧に供するため貸し付け、又は保管の委託をした場合においては、前項の規定にかかわらず、届出を要しない。
3　（略）

・「施設の設計」の例

○独立行政法人原子力安全基盤機構法（平成十四年法律第百七十九号）（抄）

（機構の目的）

第四条　独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）は、原子力施設及び原子炉施設に関する検査等を行うとともに、原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価等を行うことにより、エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保のための基盤の整備を図ることを目的とする。

○港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）

（登録）

第五十六条の二の三　（略）

2　国土交通大臣は、前項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一・二　（略）

三　登録申請者が、前条第二項の規定により確認を受けなければならないこととされる者又は港湾の施設の設計若しくは建設を請け負う者（以下この号及び第五十六条の二の十第二項において「港湾建設等関係者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ～ハ　（略）

3～5　（略）

・「施設の性能」の例

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（抄）

（施設定期検査）

第十六条の五　（略）

2　前項の検査は、その加工施設の性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

3・4　（略）

（施設の使用の停止等）

第二十一条の三　経済産業大臣は、加工施設の性能が第十六条の五第二項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は加工施設の保全若しくは加工設備の操作若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく経済産業省令の規定に違反していると認めるときは、加工事業者に対し、加工施設の使用の停止、改造、修理又は移転、加工設備の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

2　（略）

○港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）

（登録）

第五十六条の二の三　（略）

2　国土交通大臣は、前項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一　建設し、又は改良する施設が技術基準に適合するかどうかの判定（次号において「適合判定」という。）について、施設の性能を総合的に評価する手法を用いて確認業務を行うものであること。

二・三　（略）

3～5　（略）

・**「施設の内部」の例**

○原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）（抄）

（通報すべき事象）

第四条　（略）

2・3　（略）

4　法第十条第一項の政令で定める事象は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一・二　（略）

三　当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として主務省令で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が主務省令で定めるところにより検出されたこと。

イ・ロ　（略）

四～六　（略）

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）（抄）

（法第二条第一項第八号の政令で定める施設）

第一条の三　法第二条第一項第八号の政令で定める施設は、次の各号のいずれかに該当する施設であつて、営業中における当該施設の内部をそれぞれ当該施設の置かれるホテル若しくは旅館、大規模小売店舗又は遊園地内において当該施設の外部から容易に見通すことができるものとする。

一～三　（略）

・**「施設…用途」の例**

○工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）（抄）

（届出）

第六条　製造業等に係る工場又は事業場（政令で定める業種に属するものを除く。）であつて、一の団地内における敷地面積又は建築物の建築面積の合計が政令で定める規模以上であるもの（以下「特定工場」という。）の新設（敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。以下同じ。）をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を当該特定工場の設置の場所を管轄する都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が、第二条第四項に規定する地区のうち同項の規定による調査の結果に基づき大気又は水質に係る公害の防止につき特に配慮する必要があると認められる地区で経済産業大臣及び環境大臣が産業構造審議会の意見を聴いて指定するもの（以下「指定地区」という。）に属しない場合には、第六号の事項については、この限りでない。

一～七　（略）

2　（略）

○建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

第五十一条　都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

・**「設計」、「性能」を並列的に用いている例**

○漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）（抄）

（依頼検査）

第二十五条　（略）

2　（略）

3　第一項の検査においては、その設計、材料、工事及び性能が農林水産省令で定める技術基準に適合しているかどうかを検査するものとする。

4　（略）

【別表第二号関係】

・「重要（な）施策」の例

○日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）（抄）

第四条　政府は、左の事項について、日本学術会議に諮問することができる。

一・二　（略）

三　特に専門科学者の検討を要する重要施策

四　（略）

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）（抄）

（中小企業金融公庫の在り方）

第十条　（略）

2　中小企業金融公庫の業務は、新政策金融機関に承継させる。ただし、中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）第十九条第一項第一号及び第二号に掲げる業務については、中小企業者一般を対象とするものは廃止するものとし、それ以外のものは、中小企業に関する重要な施策の目的に従って行われるものに限定するとともに、その承継後においても定期的に見直しを行い、必要性が低下したと認められる部分は廃止するものとする。

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

（所掌事務）

第四条　（略）

2　（略）

3　前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三十七　（略）

三十八　政府の重要な施策に関する広報に関すること。

三十九～六十二　（略）

・「施策の方針」の例

○沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）

（職業安定計画の作成等）

第七十五条　（略）

2　職業安定計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　（略）

二　職業の安定を図るための施策の方針に関する事項

三・四　（略）

3～8　（略）

○音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律（平成六年法律第百七号）（抄）

（施策の方針）

第三条　（略）

2　（略）

・「外国の政府…国際機関」の例

○海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律（平成十八年法律第九十七号）（抄）

（国際的協調のための施策）

第十一条　国は、文化遺産の保護に関する諸条約等の精神にのっとり文化遺産国際協力を国際的協調の下に推進するため、外国の政府若しくは関係機関又は国際機関との情報の交換その他の必要かつ適切な施策を講ずるよう努めるものとする。

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）

第十八条　（略）

2　前項において「外国公務員等」とは、次に掲げる者をいう。

一～四　（略）

五　外国の政府若しくは地方公共団体又は国際機関の権限に属する事務であって、これらの機関から委任されたものに従事する者

・「政府との交渉」の例

○武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）（抄）

（審判の公開）

第四十八条　審判は、これを公開しなければならない。ただし、国の安全が害されるおそれ又は外国政府との交渉上不利益を被るおそれがあると認めるときは、これを公開しないことができる。

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（所掌事務）

第四条　外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関すること。

三～二十九　（略）

・「国際機関との交渉」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い）

第十六条　国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一　当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ・ロ　（略）

ハ　公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

ニ　（略）

二～五　（略）

2・3　（略）

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（保有個人情報の開示義務）

第十四条　行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情

報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
一～三　（略）
四　開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
五～七　（略）

・**「交渉の内容」の例**

○保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

（保険契約の承継等の申込み）
第二百六十七条　（略）
2　破綻保険会社は、前項の申込みを行う場合においては、保険契約の移転等に関する他の保険会社又は保険持株会社等との交渉の内容を示す資料その他の内閣府令・財務省令で定める資料を加入機構に提出しなければならない。
3・4　（略）

【別表第三号関係】

・**「緊急事態に対処するための計画」の例**

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（任務及び所掌事務）
第五条　（略）
2　国家公安委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。
一～四　（略）
五　第七十一条の緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。
六～二十五　（略）
3・4　（略）

特別秘密の保護に関する法律

【参照条文集】
（案）

出典：ぎょうせい「現行日本法規」
ぎょうせい「現行法令インターネット版」
官報

平成24年○月
内閣官房

特別秘密の保全に関する法律参照条文

○日本国憲法（抄）・・・

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）・・・

○日本国憲法（昭和二十一年憲法）（抄）

第十四条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

②　華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③　（略）

第十九条　思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条　信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

②　何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③　（略）

第二十一条　集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

②　（略）

第六十二条　両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

第八十二条　（略）

②　裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

○官吏服務紀律（明治二十年勅令第三十九号）（抄）

第四条　官吏ハ己ノ職務ニ関スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス

2　（略）

○刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（すべての者の国外犯）

第二条　この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。

一　削除

二　第七十七条から第七十九条まで（内乱、予備及び陰謀、内乱等幇助）の罪
三　第八十一条（外患誘致）、第八十二条（外患援助）、第八十七条（未遂罪）及び第八十八条（予備及び陰謀）の罪
四　第百四十八条（通貨偽造及び行使等）の罪及びその未遂罪
五　第百五十四条（詔書偽造等）、第百五十五条（公文書偽造等）、第百五十七条（公正証書原本不実記載等）、第百五十八条（偽造公文書行使等）及び公務所又は公務員によって作られるべき電磁的記録に係る第百六十一条の二（電磁的記録不正作出及び供用）の罪
六　第百六十二条（有価証券偽造等）及び第百六十三条（偽造有価証券行使等）の罪
七　第百六十三条の二から第百六十三条の五まで（支払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪）の罪
八　第百六十四条から第百六十六条まで（御璽偽造及び不正使用等、公印偽造及び不正使用等、公記号偽造及び不正使用等）の罪並びに第百六十四条第二項、第百六十五条第二項及び第百六十六条第二項の罪の未遂罪

（他の法令の罪に対する適用）

第八条　この編の規定は、他の法令の罪についても、適用する。ただし、その法令に特別の規定があるときは、この限りでない。

（自首等）

第四十二条　罪を犯した者が捜査機関に発覚する前に自首したときは、その刑を減軽することができる。

2　（略）

第五十四条　一個の行為が二個以上の罪名に触れ、又は犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れるときは、その最も重い刑により処断する。

2　（略）

（予備及び陰謀）

第七十八条　内乱の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の禁錮に処する。

（住居侵入等）

第百三十条　正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

（秘密漏示）

第百三十四条　医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2　（略）

（不正指令電磁的記録作成等）

第百六十八条の二　正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録

二　（略）

2　正当な理由がないのに、前項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した者も、同項と同様とする。

3　（略）

（暴行）

第二百八条　暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

（脅迫）

第二百二十二条　生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2　親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

（窃盗）

第二百三十五条　他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（強盗）

第二百三十六条　暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。

2　（略）

（詐欺）

第二百四十六条　人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2　（略）

（恐喝）

第二百四十九条　人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2　（略）

（建造物等損壊及び同致死傷）

第二百六十条　他人の建造物又は艦船を損壊した者は、五年以下の懲役に処する。よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

（器物損壊等）
第二百六十一条　前三条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

第十二条　内閣に、内閣官房を置く。
②　内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
二　内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
三　閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
四　行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務
五　前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務
六　内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務
③・④　（略）
第十八条　（略）
2　内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。
3　（略）

○宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）（抄）

第十六条　（略）
2　宮内庁には、その所掌事務の範囲内で、政令の定めるところにより、文教研修施設（これに類する施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。
第十八条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十六条及び第五十七条の規定は宮内庁について、同法第五十八条第四項の規定は長官について準用する。
2　（略）

○国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（抄）

第六十三条　秘密会議の記録中、特に秘密を要するものとその院において議決した部分は、これを公表しないことができる。
第百四条　各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

② 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

③ 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

④ 前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

○国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）（抄）

第十九条　国会職員は、本属長の許可がなければ、職務上知り得た秘密を漏らすことはできない。その職を離れた後でも同様である。

○国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）（抄）

（この法律の目的及び効力）

第一条　この法律は、国家公務員たる職員について適用すべき各般の根本基準（職員の福祉及び利益を保護するための適切な措置を含む。）を確立し、職員がその職務の遂行に当り、最大の能率を発揮し得るように、民主的な方法で、選択され、且つ、指導さるべきことを定め、以て国民に対し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障することを目的とする。

② この法律は、もつぱら日本国憲法第七十三条にいう官吏に関する事務を掌理する基準を定めるものである。

③ 何人も、故意に、この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、又は違反を企て若しくは共謀してはならない。又、何人も、故意に、この法律又はこの法律に基づく命令の施行に関し、虚偽行為をなし、若しくはなそうと企て、又はその施行を妨げてはならない。

④ この法律のある規定が、効力を失い、又はその適用が無効とされても、この法律の他の規定又は他の関係における適用は、その影響を受けることがない。

⑤ この法律の規定が、従前の法律又はこれに基く法令と矛盾し又はてい触する場合には、この法律の規定が、優先する。

（秘密を守る義務）

第百条　職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

②～⑤　（略）

第百九条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～十一　（略）

十二　第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

十三～十八　（略）

第百十一条　第百九条第二号より第四号まで及び第十二号又は前条第一項第一号、第三号から第七号まで、第九号から第十五号まで、第十八号及び第二十号に掲げる行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そそのかし又はそのほう助をした者は、それぞれ各本条の刑に処する。

○参議院規則（昭和二十二年議決）（抄）

第二百三十六条　国会法第六十三条により公表しないものを他に漏した者に対しては、議長は、これを懲罰事犯として、懲罰委員会に付託する。

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）（抄）

（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）

第三条　（略）

2　行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

3・4　（略）

（施設等機関）

第八条の二　第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設を置くことができる。

（特別の機関）

第八条の三　第三条の国の行政機関には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（抄）

第二百八十一条の五　被告人又は被告人であった者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、前条第一項各号に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

②　弁護人（第四百四十条に規定する弁護人を含む。以下この項において同じ。）又は弁護人であった者が、検察官において被告事

件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときも、前項と同様とする。

第三百十六条の二十七　裁判所は、第三百十六条の二十五第一項又は前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官、被告人又は弁護人に対し、当該請求に係る証拠の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができない。

②・③　（略）

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

（定義）

第二条　この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一　「電波」とは、三百万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。

二～六　（略）

第百九条の二　暗号通信を傍受した者又は暗号通信を媒介する者であつて当該暗号通信を受信したものが、当該暗号通信の秘密を漏らし、又は窃用する目的で、その内容を復元したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2　無線通信の業務に従事する者が、前項の罪を犯したとき（その業務に関し暗号通信を傍受し、又は受信した場合に限る。）は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3　前二項において「暗号通信」とは、通信の当事者（当該通信を媒介する者であつて、その内容を復元する権限を有するものを含む。）以外の者がその内容を復元できないようにするための措置が行われた無線通信をいう。

4　（略）

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）

（この法律の目的）

第一条　この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。

○裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（抄）

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験、任免、給与、人事評価、能率、分限、懲戒、保障、服務、退職管理及び

退職年金制度に関する事項については、他の法律に特別の定めのあるものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。この場合において、これらの法律の規定（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第三十八条第四号及び国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第八条第二項の規定を除く。）中「人事院」、「内閣総理大臣」、「内閣府」、「総務大臣」又は「内閣」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」、「政令」又は「命令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「国家公務員倫理審査会」とあるのは「裁判所職員倫理審査会」と、「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、国家公務員法第八十二条第二項中「特別職に属する国家公務員」とあるのは「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を除く。）」と、同法第百六条の二第二項第三号中「官民人材交流センター（以下「センター」という。）」とあるのは「最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織」と、同法第百六条の三第二項第三号中「センター」とあるのは「前条第二項第三号に規定する組織」と読み替えるものとする。

一　国家公務員法（第一条から第三条まで、第四条から第二十五条まで、第二十八条、第五十四条、第五十五条、第六十四条第二項、第六十七条、第七十条の三第二項、第七十三条第二項、第九十五条、第百六条の七から第百六条の十三まで、第百六条の十四第三項から第五項まで、第百六条の十五、第百六条の二十五、第百六条の二十六及び第百八条の規定並びにこれらの規定に関する罰則並びに執行官について第八十一条の二から第八十一条の六までの規定を除く。）

二～九　（略）

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）（抄）

第七条　（略）

2　前条第一項又は第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者も、前項と同様とする。

3　前項の規定は、教唆された者が、教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

○有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「有線電気通信」とは、送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。

2　（略）

第九条　有線電気通信（電気通信事業法第四条第一項又は第百六十四条第二項の通信たるものを除く。）の秘密は、侵してはならない。

第十四条　第九条の規定に違反して有線電気通信の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2　有線電気通信の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（長官）

第十六条　（略）

2　警察庁長官（以下「長官」という。）は、国家公安委員会の管理に服し、警察庁の庁務を統括し、所部の職員を任免し、及びその服務についてこれを統督し、並びに警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

目次

第一章～第六章　（略）

第七章　自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）

第八章（略）

第九章　罰則（第百十八条―第百二十六条）

附則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、自衛隊の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱等を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　（略）

2～4　（略）

5　この法律（第九十四条の六第三号を除く。）において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣秘書官、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。

第七章　自衛隊の権限等

（自衛隊の施設等の警護出動）

第八十一条の二　内閣総理大臣は、本邦内にある次に掲げる施設又は施設及び区域において、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設又は施設及び区域の警護のため部隊等の出動を命ずることができる。

一　自衛隊の施設

二　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域（同協定第二十五条の合同委員会において自衛隊の部隊等が警護を行うこととされたものに限る。）

2・3　（略）

（防衛秘密）

第九十六条の二　防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2　前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二　前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3　防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4　防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

第百二十二条　防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2　前項の未遂罪は、罰する。

3　過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

4　第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

5　第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

6　第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。

第百二十三条　第七十六条第一項の規定による防衛出動命令を受けた者で、次の各号の一に該当するものは、七年以下の懲役又は禁こに処する。

一　第六十四条第二項の規定に違反した者

二　正当な理由がなくて職務の場所を離れ三日を過ぎた者又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がなくて三日を過ぎてなお職務の場所につかない者

三　上官の職務上の命令に反抗し、又はこれに服従しない者

四　正当な権限がなくて又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者

五　警戒勤務中、正当な理由がなくて勤務の場所を離れ、又は睡眠し、若しくはめいていして職務を怠つた者

2　前項第二号若しくは第三号に規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのほう助をした者又は同項第一号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者は、それぞれ同項の刑に処する。

第百二十四条　第百三条第十三項（第百三条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第十四項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第百二十五条　第百三条第一項又は第二項の規定による取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百二十六条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

別表第四（第九十六条の二関係）

一　自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

二　防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

三　前号に掲げる情報の収集整理又はその能力

四　防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

五　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）の種類又は数量

六　防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

七　防衛の用に供する暗号

八　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

九　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法

十　防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（定義）

第一条　（略）

２　（略）

３　この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

一　日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項

イ　構造又は性能

ロ　製作、保管又は修理に関する技術

ハ　使用の方法

ニ　品目及び数量

二　日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

（罰則）

第三条　左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一　わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者

二　（略）

三　特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

２・３　（略）

第五条　（略）

２　（略）

３　第三条第一項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様とし、同条第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。

４　前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

（この法律の解釈適用）

第七条　この法律の適用にあたつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）

（防衛秘密が要件を欠くに至つた場合の措置）

第百十三条の十二　防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第九十六条の二第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を通報するものとする。

2　前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、直ちに、当該通報に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第百十三条の二の規定による標記及び第百十三条の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を周知させなければならない。

○割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）（抄）

第四十九条の二　（略）

2　人を欺いてクレジットカード番号等を提供させた者も、前項と同様とする。クレジットカード番号等を次の各号のいずれかに掲げる方法で取得した者も、同様とする。

一　クレジットカード番号等が記載され、又は記録された人の管理に係る書面又は記録媒体の記載又は記録について、その承諾を得ずにその複製を作成すること。

二　不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）を行うこと。

3　（略）

4　前三項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

○防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和五十二年防衛庁訓令第八号）（抄）

（目的）

第八条　統合中期防衛構想は、原則としてその作成する年度の二年後の年度以降五年間を対象とし、統合長期防衛戦略を参考として、努めて科学的分析評価を行い、内外の諸情勢を踏まえて我が国に対する脅威を分析し、これに対する防衛構想、防衛の態勢及び統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの各自衛隊の体制に関する基本構想について検討するとともに、対象期間内における防衛力整備上重視すべき事項を明らかにし、中期計画の策定並びに陸海空自衛隊中期能力見積り及び統合中期能力見積りの作成等に資することを目的とする。

2　前項の防衛構想及び防衛の態勢の検討に当たつては、防衛、警備等に関する計画を参考とするものとする。

（作成及び見直し等）

第九条　統合幕僚長は、統合中期防衛構想を原則として五年毎に作成し、その作成する年度末までに防衛大臣に報告するものとする。

2　統合幕僚長は、統合中期防衛構想の作成に当たつては、内外の諸情勢については情報業務の実施に関する訓令第十九号の規定により情報本部長が作成する統合中期情報見積りを踏まえるものとする。

3　統合幕僚長は、統合中期防衛構想を作成しない年度にあつては、必要に応じて見直しを行うものとし、その結果統合中期防衛構想に重要な修正を加える必要が生じた場合には、速やかに、修正の上防衛大臣に報告するものとする。

（目的等）

第十八条　防衛、警備等に関する計画は、年度業務計画の実施により整備、維持等される防衛力を参考として、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態及び間接侵略その他治安維持上重大な事態が生起した際に自衛隊が対処する場合における基本的事項等について定めることとする。

2　前項に規定するもののほか、防衛、警備等に関する計画の作成等に関し必要な事項は、別に定める。

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　電気通信　有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。

二～六　（略）

第百七十九条　電気通信事業者の取扱中に係る通信（第百六十四条第二項に規定する通信を含む。）の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2　電気通信事業に従事する者が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

3　（略）

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二・三　（略）

四　営業秘密を保有者から示された者であって、その営業秘密の管理に係る任務に背いて前号イからハまでに掲げる方法により領得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用し、又は開示した者

五　営業秘密を保有者から示されたその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。次号において同じ。）又は従業者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者（前号に掲げる者を除く。）

六　営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業者であった者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者（第四号に掲げる者を除く。）

七　（略）

2～6　（略）

7　第一項及び第二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

○民事訴訟法（平成八年法律第百九号）（抄）

（文書提出命令等）

第二百二十三条　（略）

2～5　（略）

6　裁判所は、文書提出命令の申立てに係る文書が第二百二十条第四号イからニまでに掲げる文書のいずれかに該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された文書の開示を求めることができない。

7　（略）

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
六　会計検査院

2　（略）

（行政文書の開示義務）

第五条　行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一・二　（略）

三　公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四～六　（略）

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

第三十九条　本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

（設置）

第四十条　本府に、北方対策本部及び金融危機対応会議を置く。

2　第十八条、第三十七条、前条及び前項に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

3　第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

子ども・若者育成支援推進本部	子ども・若者育成支援推進法
食育推進会議	食育基本法

少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法
高齢社会対策会議	高齢社会対策基本法
中央交通安全対策会議	交通安全対策基本法
犯罪被害者等施策推進会議	犯罪被害者等基本法
自殺総合対策会議	自殺対策基本法
消費者政策会議	消費者基本法
国際平和協力本部	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
日本学術会議	日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）
官民人材交流センター	国家公務員法

（設置）

第四十九条　内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる。

2　法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている前項の委員会には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができる。

3　（略）

（施設等機関）

第五十五条　委員会及び庁には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

（特別の機関）

第五十六条　委員会及び庁には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（所掌事務）

第四条　外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関すること。

三～二十九　（略）

○不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）（抄）

（定義）
第二条　（略）
2・3　（略）
4　この法律において「不正アクセス行為」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。
一　アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者又は当該識別符号に係る利用権者の承諾を得てするものを除く。）
二　アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能による特定利用の制限を免れることができる情報（識別符号であるものを除く。）又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者の承諾を得てするものを除く。次号において同じ。）
三　電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有するアクセス制御機能によりその特定利用を制限されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を免れることができる情報又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為
第三条　何人も、不正アクセス行為をしてはならない。
（罰則）
第十一条　第三条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）（抄）

（定義）
第二条　（略）
2　この法律において「傍受」とは、現に行われている他人間の通信について、その内容を知るため、当該通信の当事者のいずれの同意も得ないで、これを受けることをいう。
3　（略）

○法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）（抄）

（法務総合研究所）
第六十二条　法務総合研究所は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～三　（略）

四　外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）が実施する法制の維持及び整備に関する国際協力を行うこと。
五　（略）
2・3　（略）

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（定義）
第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
六　会計検査院
2～5　（略）

（利用及び提供の制限）
第八条　行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
2　前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
一　本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
二　行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
三　他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四　前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3・4　（略）

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

（その他の緊急事態対処のための措置）

第二十四条　政府は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保を図るため、次条から第二十七条までに定めるもののほか、武力攻撃事態等以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に的確かつ迅速に対処するものとする。

2　（略）

（緊急対処事態対処方針）

第二十五条　政府は、緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。以下同じ。）に至ったときは、緊急対処事態に関する対処方針（以下「緊急対処事態対処方針」という。）を定めるものとする。

2～12　（略）

○公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）（抄）

（一般職の国家公務員等に対する取扱い）

第七条　第三条各号に定める公益通報をしたことを理由とする一般職の国家公務員、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び一般職の地方公務員（以下この条において「一般職の国家公務員等」という。）に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、第三条から第五条までの規定にかかわらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、国会職員法、自衛隊法及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。この場合において、一般職の国家公務員等の任命権者その他の第二条第一項第一号に掲げる事業者は、第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として一般職の国家公務員等に対して免職その

他不利益な取扱いがされることのないよう、これらの法律の規定を適用しなければならない。

○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（解任）

第三百三十九条　役員及び会計監査人は、いつでも、株主総会の決議によって解任することができる。

2　（略）

（取締役の報酬等）

第三百六十一条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。

一　報酬等のうち額が確定しているものについては、その額

二　報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法

三　報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容

2　（略）

○情報業務の実施に関する訓令（平成十八年防衛庁訓令第二十一号）（抄）

（統合中期情報見積り）

第十九条　統合中期情報見積りは、原則としてその作成する年度の二年後の年度以降五年間を対象とし、我が国に対する脅威の動向を中心に内外の諸情勢について見積もり、防衛諸計画の作成等に関する訓令第九条の規定に基づく統合中期防衛構想の作成に資することを目的とする。

2　情報本部長は、統合中期防衛構想が作成される年度に合わせ、原則として五年毎に統合中期情報見積りを作成し、当該見積りの内容を防衛大臣に報告するとともに、その写しを統合幕僚長に送付するものとする。

3　情報本部長は、統合中期情報見積りを作成しない年度にあっては、必要に応じて見直しを行うものとし、その結果統合中期情報見積りに重要な修正を加える必要が生じた場合には、速やかに、修正の上防衛大臣に報告するとともに、その写しを統合幕僚長に送付するものとする。

○労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）（抄）

（懲戒）

第十五条　使用者が労働者を懲戒することができる場合において、当該懲戒が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして

、当該懲戒は、無効とする。

（解雇）

第十六条　解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六　会計検査院

２～８　（略）

○国家公務員法等の一部を改正する法律（第百七十七回国会提出閣法第七十四号）（抄）

（内閣法の一部改正）

第三条　内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項に次の一号を加える。

七　行政機関の幹部職員の任免に関しその適切な実施の確保を図るために必要となる企画及び立案並びに調整に関する事務

第十四条第三項中「事務」の下に「（内閣人事局の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第二十三条を第二十四条とし、第二十条から第二十二条までを一条ずつ繰り下げる。

第十九条第四項中「第十五条第三項」を「第十六条第三項」に改め、同条を第二十条とする。

第十八条第三項中「第十五条第三項」を「第十六条第三項」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条第三項中「第十五条第三項」を「第十六条第三項」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条第二項中「並びに」の下に「内閣人事局、」を加え、同条を第十七条とする。

第十五条第二項中「事務」の下に「（内閣人事局の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第四項中「第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条」を「第九十八条第一項、第百条第一項、第百一条」に、「第百条第一項」を「第百二条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条の次に次の一条を加える。

第十五条　内閣官房に、内閣人事局を置く。

2　内閣人事局は、第十二条第二項第七号に掲げる事務をつかさどる。

3　内閣人事局に、内閣人事局長を置く。

4　内閣人事局長は、内閣人事局の事務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官又は関係のある副大臣その他の職を占める者の中から指名する者をもつて充てる。

附則第三項中「第十九条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二　（略）

○国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第百七十七回国会提出閣法第七十七号）（抄）

（個人情報の保護に関する法律及び公文書等の管理に関する法律の一部改正）

第六十四条　次に掲げる法律の規定中「及び内閣の所轄の下に置かれる機関」を削る。

一　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五十三条第一項

二　公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第一項第一号

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～三　（略）

【資料】合議制の機関について

一　安全保障会議

○安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）（抄）

（組織）

第三条　会議は、議長及び第五条第一項各号に掲げる議員（同条第二項の規定により臨時に会議に参加する議員を含む。）で組織する。

（議長）

第四条　議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

2　議長は、会務を総理する。

3　（略）

（議事）

第九条　会議の議事に関し必要な事項は、議長が会議の議を経て定める。

二　人事院

○国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）（抄）

（職員）

第四条　人事院は、人事官三人をもつて、これを組織する。

2～4　（略）

（総裁）

第十一条　人事院総裁は、人事官の中から、内閣が、これを命ずる。

2　人事院総裁は、院務を総理し、人事院を代表する。

3　（略）

三　公正取引委員会

○昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）（抄）

第二十九条　公正取引委員会は、委員長及び委員四人を以て、これを組織する。

2～4　（略）

第三十三条　委員長は、公正取引委員会の会務を総理し、公正取引委員会を代表する。

2　（略）

第三十四条　公正取引委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2　公正取引委員会の議事は、出席者の過半数を以て、これを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3・4　（略）

四　国家公安委員会

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（設置及び組織）

第四条　内閣総理大臣の所轄の下に、国家公安委員会を置く。

2　国家公安委員会は、委員長及び五人の委員をもつて組織する。

（委員長）

第六条　委員長は、国務大臣をもつて充てる。

2　委員長は、会務を総理し、国家公安委員会を代表する。

3　（略）

（会議）

第十一条　国家公安委員会は、委員長が招集する。国家公安委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。

2　国家公安委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3　（略）

五　公害等調整委員会

○公害等調整委員会設置法（昭和四十七年法律第五十二号）（抄）

（組織）

第六条　委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。

2　（略）

3　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4　（略）

（会議）

第十二条　委員会は、委員長が招集する。

2　委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3　委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4・5　（略）

六　公安審査委員会

○公安審査委員会設置法（昭和二十七年法律第二百四十二号）（抄）

（組織）

第四条　委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。

（委員長）

第十条　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2　（略）

（会議）

第十一条　委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2　委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3　（略）

七　中央労働委員会

○労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）（抄）

（中央労働委員会の委員の任命等）

第十九条の三　中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十五人をもつて組織する。

2～6　（略）

（中央労働委員会の会長）

第十九条の九　中央労働委員会に会長を置く。

2　会長は、委員が公益委員のうちから選挙する。

3　会長は、中央労働委員会の会務を総理し、中央労働委員会を代表する。

4　（略）

（会議）

第二十一条　（略）

2　労働委員会の会議は、会長が招集する。

3　労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各一人以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4　議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

八　運輸安全委員会

○運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）（抄）

（組織）

第七条　委員会は、委員長及び委員十二人をもつて組織する。

2　（略）

3　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4　（略）

（会議）

第十一条　委員会は、委員長が招集する。

2　委員会は、委員長及び六人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3　委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4　（略）

九　会計検査院

○会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）（抄）

第二条　会計検査院は、三人の検査官を以て構成する検査官会議と事務総局を以てこれを組織する。

第三条　会計検査院の長は、検査官のうちから互選した者について、内閣においてこれを命ずる。

第十条　検査官会議の議長は、院長を以て、これに充てる。

第十二条　事務総局は、検査官会議の指揮監督の下に、庶務並びに審査の事務を掌る。

②・③　（略）

特別秘密の保護に関する法律案と秘密保全に関する現行法との対照表

特別秘密の保護に関する法律案（抄）	自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）（抄）
（特別秘密の指定） 第三条　行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であって、公になっていないもののうち、当該各号に定めるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。 一　別表第一号に該当する事項　その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの 二　別表第二号に該当する事項　その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの 三　別表第三号に該当する事項　その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を	保護の対象とする秘密及び指定の要否	（防衛秘密） 第九十六条の二　防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であって、公になっていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。	（定義） 第一条　（略） 2　（略） 3　この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になっていないものをいう。 一　日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項 イ　構造又は性能 ロ　製作、保管又は修理に関する技術 ハ　使用の方法 ニ　品目及び数量 二　日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの	（合衆国軍隊の機密を侵す罪） 第六条　合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になっていないもの（以下同じ。）を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。 2・3　（略）

2　前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二　前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3・4　（略）

別表（第三条関係）

一　防衛に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

ロ　防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ　防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

ホ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量

ヘ　防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

ト　防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

チ　武器、弾薬、船舶、航空機

2　前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二　前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3・4　（略）

別表第四（第九十六条の二関係）

一　自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

二　防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

三　前号に掲げる情報の収集整理又はその能力

四　防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

五　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）の種類又は数量

六　防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

七　防衛の用に供する暗号

八　武器、弾薬、航空機その他の

別表

一　防衛に関する事項

イ　防衛の方針若しくは計画の内容又はその実施の状況

ロ　部隊の隷属系統、部隊数、部隊の兵員数又は部隊の装備

ハ　部隊の任務、配備又は行動

ニ　部隊の使用する軍事施設の位置、構成、設備、性能又は強度

ホ　部隊の使用する艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の種類又は数量

二　編制又は装備に関する事項

イ　編制若しくは装備に関する計画の内容又はその実施の状況

ロ　編制又は装備の現況

ハ　艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の構造又は性能

三　運輸又は通信に関する事項

イ　軍事輸送の計画の内容又は

指定の調整

その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

リ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法

ヌ　防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

二　外交に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　我が国の安全保障等に係る重要施策の方針

ロ　我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容

ハ　外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報

ニ　ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ　外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

三　公共の安全と秩序の維持に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究

ロ　公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報

ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ　公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

九　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法

十　防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

その実施の状況

ロ　軍用通信の内容

ハ　軍用暗号

（特別秘密の指定）

第三条　（略）

2　（略）

3　行政機関の長は、当該行政機関との他の行政機関との共有に係る事項（以下次項及び次条第四項において「共有事項」という。）について指定をしようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（次項において「特定行政機関」という。）の長に協議しなければならない。

4　行政機関の長は、前項の規定による協議を経て当該共有事項について指定をしたときは、直ちにその旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

5　警察庁長官は、警察庁と都道府県警察との共有に係る事項（以下この項において「警察共有事項」という。）について指定をしたとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

（指定の有効期間及び解除）

第四条　行政機関の長は、指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2　行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定に係る事項が前条第一項に規定する要件を満たしている場合には、政令で定めるところにより、当該指定の有効期間を延長するものとする。

3　行政機関の長は、前条第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密の指定を解除するものとする。

※自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）

（防衛秘密が要件を欠くに至つた場合の措置）

第百十三条の十二　防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第九十六条の二第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を通報するものとする。

す場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。

3　行政機関の長は、指定をした事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除しなければならない。

4　行政機関の長は、他の行政機関の長が指定をした共有事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったと思料するときは、速やかにその旨を当該他の行政機関の長に通知するものとする。

2　前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、直ちに、当該通報に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第百十三条の二の規定による標記及び第百十三条の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を周知させなければならない。

（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

第五条　行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

2　警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

3　行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4　（略）

取扱いの業務を行わせることができる場合

（防衛秘密）

第九十六条の二　（略）

2　（略）

3　防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4　（略）

ころにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。以下同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。	その他の保護措置	（その他の保護措置） 第十四条　行政機関の長及び警察本部長は、第三条、第四条及び第六条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。	第十七条　特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。 2　前項の場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。 3　前二項の罪の未遂は、罰する。 4　過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。 5　過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万
		（防衛秘密） 第九十六条の二　（略） 2・3　（略） 4　防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。	第百二十二条　防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。 2　前項の未遂罪は、罰する。 3　過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。 4～6　（略）
		（特別防衛秘密保護上の措置） 第二条　特別防衛秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、特別防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等特別防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。	（罰則） 第三条　左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。 一　（略） 二　わが国の安全を害する目的をもつて、特別防衛秘密を他人に漏らした者 三　特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの 2　前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。 3　前二項の未遂罪は、罰する。 第四条　特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁こ又は五万円以下の罰金に処する。
		（合衆国軍隊の機密を侵す罪） 第六条　（略） 2　合衆国軍隊の機密で、通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者も、前項と同様とする。 3　前二項の未遂罪は、罰する。	

漏えい行為に係る罰則

円以下の罰金に処する。

取得行為に係る罰則

第十八条　次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

一　人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為

二　財物の窃取

三　施設への侵入

四　施設若しくは設備を損壊し、又はその錠を特別秘密を保有する行政機関、都道府県警察若しくは契約業者（次号及び第八号において「保有者」という。）の同意なくはずす行為

五　映像若しくは音声を送信する機能又は録画若しくは録音の機能を有する機器を保有者の同意なく施設に設置する行為

六　施設又は施設の区画された部分に係る振動を当該施設又は当該部分の外部から検知し、及び分析することにより、これらの内部の音声に係る情報を取得する行為

七　有線電気通信を傍受する行為又は暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為

八　不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）、正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第百六十

2　前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁こ又は三万円以下の罰金に処する。

（罰則）

第三条　左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一　わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者

二・三　（略）

2　（略）

3　前二項の未遂罪は、罰する。

（合衆国軍隊の機密を侵す罪）

第六条　合衆国軍隊の機密（合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。）を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。

2　（略）

3　前二項の未遂罪は、罰する。

			八条の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の保有者の電子計算機による管理を害する行為 2　前項の罪の未遂は、罰する。 3　前二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。
共謀（陰謀）・教唆・煽動に係る罰則	第十九条　第十七条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。 2　第十七条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。	第百二十二条　（略） 2・3　（略） 4　第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。 5・6　（略）	第五条　第三条第一項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。 2　第三条第二項の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処する。 3　第三条第一項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。 4　前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。	第七条　前条第一項又は第二項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。 2　前条第一項又は第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者も、前項と同様とする。 3　前項の規定は、教唆された者が、教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。
自首減免	第二十条　第十七条第三項若しくは第十八条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十七条第一項、第二項若しくは第十八条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。	第百二十二条　（略） 2～4　（略） 5　第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。 6　（略）	第六条　第三条第一項第一号若しくは第三項又は前条第一項若しくは第二項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。	第八条　第六条第一項の罪、同項に係る同条第三項の罪又は同条第一項に係る前条第一項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。
国外犯処罰	第二十一条　第十七条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者	第百二十二条　（略） 2～5　（略）		

2　にも適用する。第十八条及び第十九条の罪は、刑法第二条の例に従う。

6　第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。

12/07/31内調内検討済み

特別秘密の保護に関する法律案の概要（案）

1　趣旨

(1)　国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の確保に係る情報の果たすべき役割がより重要になっている。また、外国情報機関等への情報漏えいの脅威に加えて、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、インターネット上への情報の漏えいや標的型サイバー攻撃といった新たな脅威が高まっていることから、これらの脅威への対応が急務となっている。

(2)　こうした中、政府が国及び国民の安全の確保に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する重要な情報について、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要である。

(3)　これらの状況に鑑み、有識者会議の報告書や国民各層から寄せられた意見を踏まえ、国民の権利利益との適切なバランスを確保しつつ、実効性のある秘密保全法制を整備するもの。

2　概要

(1)　特別秘密の管理に関する措置

ア　行政機関における特別秘密の指定等

(ア)　行政機関の長は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する別表に掲げる事項（※）に該当する事項であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の防衛等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要なものを特別秘密として指定するものとする。

（※）特別秘密の対象となり得る事項

【防衛に関する事項】

現行の防衛秘密に相当する事項（10事項）

【外交に関する事項】

①　我が国の安全保障等に係る重要施策の方針

②　我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容

③　外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報

④　③に掲げる情報の収集整理又はその能力

⑤　外交の用に供する暗号その他③に掲げる情報の伝達の用に供する暗号

【公共の安全と秩序の維持に関する事項】

①　テロ等の緊急事態に対処するための計画又は研究

②　公共の安全と秩序の維持に関し収集したテロ活動等の有害活動に関

する重要な情報
③　②に掲げる情報の収集整理又はその能力
④　公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他②に掲げる情報の伝達の用に供する暗号

(ｲ)　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項を指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならない。

(ｳ)　行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限５年）を定めるものとする。当該有効期間が満了する時において要件を満たす場合には、有効期間を延長するものとし、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

(ｴ)　行政機関の長は、特段の必要がある場合に限り、他の行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

イ　特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施

(ｱ)　特別秘密を取り扱うことができる者は、適性評価により適性を有すると認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等（以下「職員等」という。）とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

・　行政機関の長、国務大臣（行政機関の長を除く。）、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官等が特別秘密を取り扱う場合

・　特別秘密に係る犯罪の捜査等に従事する職員であって、行政機関の長又は警察本部長が確認措置（特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことを質問により確認する措置をいう。）を講じたものが、必要最小限度の特別秘密を一時的に取り扱う場合

(ｲ)　適性評価は、特別秘密を取り扱うことが見込まれる職員等の同意を得て、テロ活動等の有害活動との関係、犯罪及び懲戒の経歴、情報の取扱いに係る非違の経歴、経済的な状況等に関する事項についての調査を実施し、当該職員等が特別秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。

(ｳ)　行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(ｴ)　行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施中の職員等による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該職員等が一定の要件を満たすときは、適性を有すると仮に認めることができる。

(ｵ)　適性評価の実施に当たって取得する個人情報の目的外利用・提供を禁止するとともに、適性評価の実施への不同意又は適性を有しないと認められたことを

理由とする不利益な取扱いを禁止する。

(2)　特別秘密の漏えい等に対する罰則

ア　次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。

(ｱ)　特別秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）

(ｲ)　業務により特別秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員（(ｱ)に掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役５年）

イ　次に掲げる行為による特別秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。

(ｱ)　人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為

(ｲ)　財物の窃取

(ｳ)　施設への侵入

(ｴ)　保管庫等を損壊し、又は無断で開錠する行為

(ｵ)　いわゆる盗聴・盗撮行為

(ｶ)　不正アクセス行為、コンピュータ・ウィルスを人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の電子計算機による管理を害する行為

ウ　故意による漏えい及び上記取得行為の未遂、共謀、教唆及び煽動を処罰する。

エ　自首減免規定及び国外犯処罰規定を設ける。

(3)　その他

次に掲げるもののほか、所要の規定を整備する。

ア　特別秘密の保護上必要なその他の措置に関する規定

本法に規定するもののほか、政令で定めるところにより、特別秘密の保護上必要な措置を講ずる旨を定める。

イ　施行期日に関する規定

公布の日から１年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、適性評価に関する一部の規定は、公布の日から３年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

ウ　自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特別秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

エ　内閣法の一部改正に関する規定

内閣情報官が掌理する事務について所要の改正を行う。

特別秘密の保護に関する法律案の概要等（案）

1　趣旨

(1)　国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の確保に係る情報の果たすべき役割がより重要になっている。また、外国情報機関等への情報漏えいの脅威に加えて、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、インターネット上への情報の漏えいや標的型サイバー攻撃といった新たな脅威が高まっていることから、これらの脅威への対応が急務となっている。

(2)　こうした中、政府が国及び国民の安全の確保に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する重要な情報について、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要である。

(3)　これらの状況に鑑み、有識者会議の報告書や国民各層から寄せられた意見を踏まえ、国民の権利利益との適切なバランスを確保しつつ、実効性のある秘密保全法制を整備するもの。

2　概要

(1)　特別秘密の管理に関する措置

ア　行政機関における特別秘密の指定等

(ｱ)　行政機関の長は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する別表に掲げる事項（別紙）に該当する事項であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の防衛等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要なものを特別秘密として指定するものとする。

○　本法は、行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義し、各行政機関ごとに特別秘密の保護に係る事務を行わせるものであるところ、保護の対象を明確化するために各行政機関の長に指定を行わせることとする。

○　特別秘密は、防衛秘密と同様、①別表各号該当性、②非公知性、③特段の秘匿の必要性、④指定の４要件を充足するものとした。これは、実質秘のうち特に秘匿の必要性が高いものを抽出･明確化するための手段として④指定の制度を導入した上で、指定の裁量の幅を狭めるために、類型的に秘匿の必要性が高いと認められる事項を別表各号に列挙した上で、①及び③を要件とするものである。防衛秘密において③の要件は「我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの」と規定されているところ、本法では別表を３号立てとした上で、③の要件を「我が国の防衛（安全保障等・テロリズム防止等）に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する

ことが必要であるもの」とし、規定ぶりをより具体的にしている。

○　「我が国の安全保障等」は、外交に関する事項についての特段の秘匿の必要性を規定するための概念で、我が国の安全保障に加えて、領土問題等の解決を意味し、両者は国際社会の中で我が国及び日本国民の安全を実現することを内容とする点で共通している。

○　「テロリズム防止等」は、公共の安全と秩序の維持に関する事項についての特段の秘匿の必要性を規定するための概念で、

・　テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であって、テロ行為が発生した事態及びこれに類するもの）による被害の発生・拡大の防止

・　特定有害活動（国内外の組織によるテロ活動、及び諜報活動、大量破壊兵器関連物資の不正取引等の外国が組織的に行う我が国にとって有害な活動）の抑止

を意味し、両者は国及び国民の安全を確保する上で治安機関が担うべき役割であって不可欠なものである点で共通している。

○　特別秘密の指定の対象は、防衛秘密と同様、事項（事実、情報、知識その他の一定の内容の集合体たる無体物をいう。）であり、事項を記録又は化体する媒体のいかんにかかわらず、客観的に同一性がある限り、指定の効果は及ぶ。

(ｲ)　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項を指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならない。

○　複数の行政機関の共有に係る事項については、指定を行い得る行政機関の長が複数存在することになるところ、その重要性ゆえ統一的な取扱いが求められる特別秘密の性格に照らし、一の行政機関の長による指定の効果は当該事項を共有するすべての行政機関に及ぶこととすべきである。

　このような考え方を前提とすると、指定は行政機関間の調整を経て行われるべきであるところ、秘匿の必要性をより厳格に解する観点から、指定を行おうとする行政機関の長に対し、他の行政機関の長への協議を義務付け、異論を唱える機関があれば指定できないこととする。

(ｳ)　行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限５年）を定めるものとする。当該有効期間が満了する時において要件を満たす場合には、有効期間を延長するものとし、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

○　指定の有効期間は、行政機関の長にその期間経過時に要件充足性を確認させるようにすることで、解除が遅れた場合における無用な指定の排除を制度的に担保するものである。

○　有効期間は、指定に係る事項ごとにあるべき期間の長短が様々であるため、上限の範囲内において必要な期間を定めることとし、その上限については、当該指定に係る特別秘密を取り巻く諸情勢の変化を定期的に確認する観点から５年とする。

○　有効期間経過時になお要件充足性が認められた場合、指定の有効期間を延長することとしているが、特段の秘匿の必要性を欠くに至るまでの期間の長短は事項によって様々であり、延長回数や通算有効期間に一律の制限を設けることとはしていない。

○　指定後に要件充足性を欠くに至った場合、何らの措置を待つまでもなく指定の効力は消滅することとなるが、仮に効力消滅後も外形上指定が継続した場合、必要以上に秘匿されることとなるため、指定を行った行政機関の長に対し、解除により速やかに指定の外形を除去する義務を課すこととする。

(エ)　行政機関の長は、特段の必要がある場合に限り、他の行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

○　守秘義務によって守られる公益と秘密を開示することによって得られる公益を比較衡量し、後者の公益の方が大きい場合には秘密を開示しても漏えいには当たらないとする考え方があるところ、特別秘密はこれを保護する公益が極めて高いため、漏えいの危険性をも勘案した場合、他の行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等に特別秘密を反復継続して取り扱わせることができなくなり、事務遂行上支障を来すおそれがある。そこで、防衛秘密制度を参考にして、行政機関の長は、事務遂行上の特段の必要性がある場合に限り、一定の手続を経た上で、他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができることとする。

○　本法においては、特別秘密に公共の安全と秩序の維持に関する事項を含むこととしたため、都道府県警察の職員にも特別秘密の取扱いの業務を行わせることができることとする。

○　「特別秘密の取扱いの業務」とは、社会生活上の地位に基づき、反復継続して、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務を行うことを意味する。

○　「行わせる」とは、防衛秘密制度と同様、許容の意味であり、使役の意味ではない。

イ　特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施

(ｱ)　特別秘密を取り扱うことができる者は、適性評価により適性を有すると認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等（以下「職員等」という。）とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- **行政機関の長、国務大臣（行政機関の長を除く。）、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官等が特別秘密を取り扱う場合**
- **特別秘密に係る犯罪の捜査等に従事する職員であって、行政機関の長又は警察本部長が確認措置（特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことを質問により確認する措置をいう。）を講じたものが、必要最小限度の特別秘密を一時的に取り扱う場合**

○　特別秘密の漏えいを防止する手法の一つとして特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底するため、適性評価制度を設け、特別秘密を取り扱った場合でも漏らすおそれがないと認められた者以外の者を特別秘密の取扱者から除外する。

○　次に掲げる者について、特別秘密の取扱いに適性評価を経ることを要しないこととする理由は、それぞれ以下のとおりである。

- 行政機関の長：特別秘密の保護に必要な措置を講ずるという職責に見合う高い能力と経験を有する者が任命されており、その職責に堪えなければ解任されることが想定されるため。
- 国務大臣：任命権者たる内閣総理大臣が内閣の首長として行政権を行使するという職責を果たすことを阻害しないようにするため。
- 内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官：国務大臣に準じ内閣と一体となって行政権の行使に当たる職であるため。
- 特別秘密に係る犯罪の捜査等に従事する職員であって、行政機関の長又は警察本部長が確認措置を講じたもの：これらの者が、必要最小限度の特別秘密を一時的に取り扱う場合には、特別秘密の取扱いが簡素なものに留まることから、適性評価よりも簡易な方法による措置により特別秘密を取り扱わせることに合理性が認められるため。

(ｲ)　適性評価は、特別秘密を取り扱うことが見込まれる職員等の同意を得て、テロ活動等の有害活動との関係、犯罪及び懲戒の経歴、情報の取扱いに係る非違の経歴、経済的な状況等に関する事項についての調査を実施し、当該職員等が特別秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点か

ら、行政機関の長又は警察本部長が行う。

○　行政機関の単位ごとに特別秘密の保護を行わせることとしているため、漏えいを防止する手法の一つである適性評価についても各行政機関の長の責任において実施する。

○　適性評価は、配置されたポストにおける特別秘密の取扱いの蓋然性が認められる者に対して行う。また、一度適性を有すると認められた者であっても、一定期間（５年）の経過後も引き続き取り扱う場合や、行政機関の長が漏えいを防ぐために再度実施することが必要と判断した場合には適性評価を行う。

○　適性評価ではプライバシーに深く関わる個人情報も取得する必要があることから、個人情報の保護及び制度の円滑な運営のため、実施の際に評価対象者の明示的な同意を取得させることとする。

○　特別秘密を自発的に漏らすおそれがないか又は本人にその意図がなくとも特別秘密を漏らしてしまうおそれがないかを確認するために次に掲げる事項について調査する。

・　特定有害活動との関係に関する事項
・　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
・　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
・　薬物の濫用及び影響に関する事項
・　精神疾患に関する事項
・　飲酒についての節度に関する事項
・　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

○　各評価対象者についてより慎重な調査を実施する必要があるかどうかを把握し、適性評価を効果的かつ効率的に実施するため、上記の調査事項と評価対象者との関係を明らかにする端緒となり得る事項（政令事項：学歴及び職歴、国外との関連を有する事情、家族及び同居人の氏名、生年月日及び住所並びに国籍といった事項を想定。）についても調査する。

(ｳ)　行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

○　正確かつ必要十分な個人情報を取得して実効性のある適性評価を実施するため、評価対象者のほか、評価対象者をよく知る者その他の関係者等からも情報を取得することとする。

○　公私の団体への照会については、個人情報の保護に係る法律との整合性

を確保し、かつ、相手方の理解及び協力を得る必要があることから、照会権限を本法に規定することとする。

(エ) 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施中の職員等による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該職員等が一定の要件を満たすときは、適性を有すると仮に認めることができる。

○ 適性を仮に認めることができるとするのは、適性評価手続が完了するまで一切特別秘密を取り扱えないこととすれば行政事務の遂行に不都合が生じることもないとはいえないためである。
○ 「特段の事情がある場合」とは、事故その他の突発的な事態が生じて職員が欠けたことで早急に他の職員を補充する必要がある場合等をいう。
○ 漏えいのおそれとの結び付きが特に強い３つの調査事項（特定有害活動との関係、犯罪及び懲戒の経歴並びに情報の取扱いに係る非違の経歴）についての調査の結果、特別秘密を漏らすおそれがなく、かつ、その他の調査事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を漏らすおそれがあると認めるべき事情等がない場合には、漏えいのおそれを排除するために必要な相当程度の情報が得られていることから、適性を有すると仮に認めることができることとする。

(オ) 適性評価の実施に当たって取得する個人情報の目的外利用・提供を禁止するとともに、適性評価の実施への不同意又は適性を有しないと認められたことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。

○ 個人情報の目的外利用・提供の禁止については、職務上の義務違反や非行がないにもかかわらずプライバシーに深く関わる個人情報の取得が許容されていることに鑑み、当該個人情報を特に慎重に取り扱うために規定を設けるものである。
○ 不利益取扱いの禁止については、適性評価制度を口実とした不利益処分や、そうした恣意的な運用への評価対象者の不信感から生じる適性評価制度の実効性の低下を防ぐために規定を設けるものである。
○ 「不利益な取扱い」とは、免職・解雇、降任、減給等の処分のほか、もっぱら雑務に従事させ就業環境を害するといった行為を含む。
○ 使用される者に対する不利益取扱いの禁止については労働契約法の規定及び判例が存在するが、抽象的であり適性評価制度に適用されるかどうかが明確ではないことから、本法において契約業者に使用される者等への不利益取扱いの禁止を明示的に規定するものである。

○　行政機関及び都道府県警察の職員に係る不利益取扱いの禁止については、国家公務員法等により担保されているものの、契約業者に使用される者に対する規定との比較で反対解釈が生じないよう確認的に規定を設けるものである。

(2)　特別秘密の漏えい等に対する罰則

ア　次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。

(ｱ)　特別秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）

○　業務により特別秘密を取り扱う者（以下「業務者」という。）のうち「特別秘密を取り扱うことを業務とする者」（以下「取扱業務者」という。）は、特別秘密の取扱いを反復継続することが見込まれるため、取扱業務者による漏えいは、それ以外の業務者（以下「業務知得者」という。）による漏えいと比べ、法益侵害の危険が高く、非難可能性も大きいと考えられるため、より重い法定刑を定めることとする。

○　防衛秘密については、漏えいがもたらす影響として、自衛隊の任務遂行への支障といういわば中間的な段階に着目し、自衛隊法の他の罰則とのバランスも考慮して取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を５年以下の懲役としているが、本法は、国及び国民の安全の確保に対する脅威という漏えい行為の本質的な性格に着目するものであり、ＭＤＡ秘密保護法の特別防衛秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪及び不正競争防止法の営業秘密の開示等の罪の法定刑がいずれも10年以下の懲役であることとのバランスに鑑み、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑も10年以下の懲役とする。

○　業務者による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止する観点から、過失による漏えいも処罰対象とする。

(ｲ)　業務により特別秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員（(ｱ)に掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役５年）

○　防衛秘密については、業務知得者による漏えい行為を処罰の対象としていないが、本法は、行政機関及び都道府県警察における特別秘密の保護のため、適性評価などの厳格な管理義務や罰則により行政機関及び都道府県警察を規律するものであり、行政機関又は都道府県警察の職員の中に取扱業務者に該当しない業務者が含まれているのであれば、それらの者も含めて処罰対象とすることが適当と考えられるので、業務知得者であっても行

政機関又は都道府県警察の職員に該当する者については処罰対象とすることとする。

なお、都道府県警察の職員以外の地方公共団体の職員については、業務により特別秘密を知得することが想定し難いことから、処罰対象とはしないこととする。

○　法定刑については、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、自由刑の上限を懲役５年とする。

イ　次に掲げる行為による特別秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。

○　業務者による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止するためには、業務による漏えい行為を防止することが最も重要であるが、外部者による特別秘密の取得行為の中には、

①　欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、業務者から特別秘密を取得する場合

②　窃盗、特別秘密の管理場所への侵入又は不正アクセスなど、業務者の管理を害する行為（以下「管理侵害行為」という。）を手段として特別秘密を直接取得する場合

など、業務者による漏えい行為の処罰では抑止できない態様のものがあり、近時、コンピュータ・ウイルスを用いて外部から直接企業内情報をねらった事件が実際に発生していることも踏まえると、処罰の対象とする必要性は高いと考えられる。また、上記①②のような犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするものに限って処罰の対象とするのであれば、正当な取材活動など本来許容されるべき行為との区別も明確であり、国民の基本的人権を侵害するようなおそれはないと考えられる。したがって、外部者による特別秘密の取得行為のうち、上記①②に該当する取得行為に限って処罰の対象とするものである。

○　防衛秘密については、外部者による取得行為を処罰の対象としていないが、自衛隊内部の規律を直接的な目的としている自衛隊法とは異なり、本法は特別秘密の保護そのものを目的としていることから、その保全状態を脅かす外部者による取得行為も処罰の対象とすることが適当である。

○　特別秘密については、その保有者が国の行政機関、都道府県警察及び契約業者に限定されており、一定水準以上の管理が制度的に担保される。このため、不正競争防止法の営業秘密とは異なり、望遠鏡等による覗き見や聞き耳を立てて壁の向こう側の会話を盗み聞きする行為のような一定水準

に満たない不十分な管理を前提とする管理侵害行為を処罰の対象とする必要性が乏しく、刑罰の謙抑性等の観点も踏まえ、これらが処罰の対象とならないよう、処罰の対象とすべき管理侵害行為を限定列挙することとした。

(ｱ)　人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為

○　不正競争防止法と同様、刑法上の詐欺罪、強盗罪、恐喝罪の実行行為である欺罔行為、暴行、脅迫に相当する行為による特別秘密の取得を処罰するものである。

(ｲ)　財物の窃取

○　有体物の占有という管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものであり、刑法上の窃盗罪の実行行為に相当する。

(ｳ)　施設への侵入

○　施設における保管という管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものであり、刑法上の建造物侵入罪の実行行為に相当する。

(ｴ)　保管庫等を損壊し、又は無断で開錠する行為

○　保管庫にドリルで穴を開け、あるいは無断で保管庫を開錠して庫内から特別秘密を記録する文書を取り出し、その内容を記憶して立ち去る行為のように、施設又は設備における保管という管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものである。

(ｵ)　いわゆる盗聴・盗撮行為

○　閉鎖的な房室において限定された者に特別秘密を視聴させるという管理に対する侵害行為として
・　会議室等に無断で盗聴器・盗撮器を設置する行為
・　振動を検知・分析する機器を用いることにより会議室等の外部から音声を盗聴する行為
を、閉鎖的性質を有する通信手段により限定された者に特別秘密を伝達するという管理に対する侵害行為として
・　有線電気通信を傍受する行為及び暗号を用いた電気通信を傍受してそ

の内容を復元する行為
を、それぞれ処罰の対象とするものである。

(カ) 不正アクセス行為、コンピュータ・ウィルスを人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の電子計算機による管理を害する行為

○ 電子計算機を用いた管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものであり、今後の情報通信技術等の急速な進歩によって可能となるハイテクを用いた悪質な手口にも適切に対応できるよう、限定列挙ではない形で規定する。
○ その他の電子計算機による管理を害する行為としては、例えば、ネットワークに接続されていない業務者のパソコンに無断でそのＩＤパスワードを入力してログインし、情報を盗み見する行為、業務者のパソコンが発する微弱な電磁波を傍受して情報を読み取る行為などが考えられる。

ウ 故意による漏えい及び上記取得行為の未遂、共謀、教唆及び煽動を処罰する。

○ 業務者による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止する観点から、故意の漏えい行為の未遂も処罰対象とする。
○ 不正競争防止法の営業秘密の取得罪等は未遂を処罰対象としていないが、本法では、特別秘密の重要性に鑑み取得行為の未遂も処罰対象とする。
○ いったん業務者による保全状態から流出した特別秘密は、それを漏えいした者や取得した者を罰しても取り返しがつかないため、流出の結果をもたらす危険性の大きい行為として、故意の漏えい行為及び取得行為の共謀・教唆・煽動を処罰の対象とする。

エ 自首減免規定及び国外犯処罰規定を設ける。

○ 業務者による保全状態からの流出という結果が発生する前に自首を促し、実害の発生を未然に防止できるよう、自首による必要的減免を規定する。
○ 特別秘密の漏えいが我が国及び日本国民の安全を害することに鑑み、すべての者の国外犯を処罰対象とする。この点、防衛秘密においては、日本国民以外の者による国外犯が現実的には想定し難いことから、日本国民による国外犯のみを処罰対象としているが、本法では、我が国の在外公館において外交に関する特別秘密を取り扱うことが見込まれることも踏まえ、日本国民以外の者による国外犯についても処罰対象とすることとした。

(3)　その他

次に掲げるもののほか、所要の規定を整備する。

ア　特別秘密の保護上必要なその他の措置に関する規定

本法に規定するもののほか、政令で定めるところにより、特別秘密の保護上必要な措置を講ずる旨を定める。

○　特別秘密の保護上必要な措置として、例えば、
- 行政機関の長又は警察本部長がその職員のうちから特別秘密の取扱いを管理する者を指名すること
- 特別秘密の取扱いに従事する職員の範囲を定めること
- 特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び特別秘密の伝達を適切に管理するための措置を、行政機関の長又は警察本部長の定めるところにより講ずること

等が考えられる。

イ　施行期日に関する規定

公布の日から１年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、適性評価に関する一部の規定は、公布の日から３年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

○　本法を円滑に施行するためには、政令の制定、各行政機関における内部規則の作成等を行う必要があること等を踏まえ、本法は公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

○　ただし、本法が施行されてから、各行政機関が特別秘密を取り扱う職員等に対する適性評価を一通り完了するまでには相応の期間が必要となることを踏まえると、特別秘密を取り扱うことができる者を適性評価によってその適性を有すると認められた職員等に限定する規定を他の規定と同時に施行した場合、行政機関の事務の遂行に支障が生じることになる。このため、この規定については、特別秘密を取り扱う職員等が最も多い防衛省が職員等に対する適性評価を一通り完了するのに必要な期間を踏まえ、公布の日から３年を超えない範囲内において政令で定めることとする。

ウ　自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特別秘密として

指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

○　施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項については、特別秘密として指定し直すとすると、防衛秘密を共有する他の行政機関の長との協議が必要となり不合理な結果が生じるため、施行日において防衛大臣が特別秘密として指定した事項とみなすこととする。ただし、特別秘密とみなされる防衛秘密には有効期間が定められていないことから、防衛大臣が施行日から起算して５年を超えない範囲内においてその有効期間を定めることを義務付けることとする。

○　また、本法の施行に伴い防衛秘密の漏えい行為に係る罰則が廃止されることから、罰則に関する経過措置を設ける。

エ　内閣法の一部改正に関する規定

内閣情報官が掌理する事務について所要の改正を行う。

○　本法の施行に伴う事務として、特別秘密の保護に関する基本的な方針等に関する企画・立案及び総合調整に関する事務や、適性評価制度を統一的に運用するための企画・立案及び総合調整に関する事務が考えられるところ、これらの事務は、内閣法第12条第２号から第５号までに規定する内閣官房の事務に該当すると解され、また、内閣情報官が情報の保護に係る高度に専門的な知見を有していることから、内閣情報官が掌理する事務との親和性が高いと考えられる。このため、同法を改正して、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するものについては、内閣情報官に掌理させることとする。

【別紙】別表の概要

	別表に掲げる事項	内容
第1号（防衛に関する事項）	イ　自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究	○　自衛隊法別表第４第１号と規定ぶりは同じ。 ○　本号の対象は「防衛に関する事項」に限定されるところ、防衛出動時における自衛隊の活動が対象となるのは当然であるが、防衛出動時以外の自衛隊の活動に関する事項であっても、防衛出動時における自衛隊の活動と極めて密接な関連を有するものについては対象となり得る。 この点、自衛隊法別表第４第１号には「防衛に関する事項」という限定がないが、「我が国の防衛上特に秘匿する必要があるもの」でなければ防衛秘密として指定できないことから、防衛秘密に指定し得る事項は、「自衛隊の運用」に関する事項のうち防衛出動時における自衛隊の活動又はこれと極めて密接な関連を有するものに限られると解されている。このため、本号においては、対象を「防衛に関する事項」に限定することにより、防衛秘密に指定し得ない事項をあらかじめ除外し、対象となる事項の明確化を図っている。
	ロ　防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報	○　自衛隊法別表第４第２号と規定ぶりは同じ。 ○　「防衛に関し収集した情報」には、防衛を所掌する防衛省が収集した情報、内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち防衛に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、防衛に資することから防衛省と共有されるに至ったものが含まれる。
	ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力	○　自衛隊法別表第４第３号と規定ぶりは同じ。 ○　「情報の収集整理の能力」には、防衛省の情報の収集整理に関する能力の他に、防衛省に防衛に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。
	ニ　防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究	○　自衛隊法別表第４第４号に掲げる事項と同じ。
	ホ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量	○　自衛隊法別表第４第５号に掲げる事項と同じ。 ○　自衛隊法においては、施設と物件の二面性を有する船舶が同法第121条の「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物」に含まれないと解されていることを踏まえ、同法別表第４における「防衛の用に供する物」に船舶が含まれることを括弧書きで規定しているが、本法においては、船舶を武器、弾薬及び航空機と並記した上で、施設としての性格も備えている船舶を「防衛の用に供する物」の例示とするのは必ずしも適当といえないため、「その他の防衛の用に供する物」

		の「その他の」を「その他」と規定することとする。
第1号（防衛に関する事項）	ヘ　防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法	○　自衛隊法別表第４第６号に掲げる事項と同じ。
	ト　防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号	○　「防衛の用に供する暗号」は、自衛隊法別表第４第７号に掲げる事項と同じ。 ○　「ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」とは、防衛に関し収集した重要な情報を伝達する際に用いられる暗号をいい、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。本法においては、「防衛に関し収集した情報」に防衛省以外の行政機関が収集した情報であって防衛に資するものが含まれ得るところ、当該情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号は「防衛の用に供する暗号」に当たらないことを踏まえ、「その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」を追加的に規定することとする。
	チ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法	○　自衛隊法別表第４第８号に掲げる事項と同じ（第１号ホと同様の規定ぶりの修正）。
	リ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法	○　自衛隊法別表第４第９号に掲げる事項と同じ（第１号ホと同様の規定ぶりの修正）。
	ヌ　防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）	○　自衛隊法別表第４第10号に掲げる事項と同じ。
第2号	イ　我が国の安全保障等に係る重要施策の方針	○　我が国の安全保障等に係る外交交渉その他の国益に影響を与え得る重要な外交施策において我が国が確保すべき利益、構築すべき外国との関係等の達成すべき目標及びそれらを実現するための方策をいう。 ○　具体的には、我が国の安全保障等について具体的な懸案事項を抱える外国との間で行う外交交渉に際して作成される対処方針、我が国の安全保障等にとって望ましい同盟国等との関係構築に向けた外交戦略等が挙げられる。

第2号（外交に関する事項）		○　これらの事項が漏えいした場合、我が国の安全保障等に係る外交交渉等の手の内が明らかになるため、関係国が対抗措置や妨害措置を講じることが可能となり、我が国の利益の実現、望ましい外交関係の構築等が困難になる可能性があること等から、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。
	ロ　我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容	○　具体的には、同盟国等との安全保障等に係る協力・連携についての交渉や、安全保障等について具体的な懸案事項を抱える外国との当該懸案事項の解決のための交渉の具体的内容等が挙げられる。 ○　これらの事項が漏えいした場合、安全保障等に係る交渉過程の詳細が明らかになることにより、交渉相手国との信頼関係が損なわれ、率直な意見交換を行うことが困難になるなど、その後の当該交渉相手国との交渉に支障が生じること等から、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。
	ハ　外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報	○　「外交に関し収集した情報」には、外交を所掌する外務省が収集した情報、内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち外交に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、外交に資することから外務省と共有されるに至ったものが含まれる。 ○　具体的には、我が国の安全保障等を実現する上で必要となる外国の軍事動向等に関する内部情報、同盟国等との安全保障協力のために共有している情報であって情報保護協定に基づき保護すべきもの等が挙げられる。 ○　これらの事項が漏えいした場合、保全強化等の対抗措置が講じられ、また、情報の提供国等の信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となること等から、我が国の外交上適時に適切な対応をとることができず、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。
	ニ　ハに掲げる情報の収集整理又はその能力	○　「情報の収集整理」とは、情報の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいい、具体的には、情報業務の対象、担当部局の組織、具体的な手法・技法等が挙げられる。 ○　「情報の収集整理の能力」としては、具体的には、我が国の安全保障に影響を及ぼす外国の軍事動向等に関する内部情報、画像情報等の情報源、情報入手の頻度等が挙げられる。外務省の情報の収集整理に関する能力の他に、外務省に安全保障等に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。 ○　これらの事項が漏えいした場合の支障については、上記第

		２号ハと同じ。
第２号（外交に関する事項）	ホ　外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号	○　「外交の用に供する暗号」とは、外交に係る諸活動の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号をいい、具体的には、外務省本省と在外公館との間で情報を伝達するために用いられる暗号等が挙げられる。 ○　「ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」とは、外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号をいい、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を外務省に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。 ○　これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、安全保障等に係る外交の手の内等の詳細を知ることが可能となること等から、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。
第３号（公共の安全と秩序の維持に関する事項）	イ　テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究	○　「テロリズム等緊急事態に対処するための計画」とは、テロリズム等緊急事態への適切な対処を確保するため、警察庁、公安調査庁及び海上保安庁（以下「治安機関」という。）がとるべき措置の手順等をまとめた計画をいい、具体的には、重大テロが発生した場合の治安機関における対応要領等が挙げられる。 ○　「テロリズム等緊急事態に対処するための研究」とは、テロリズム等緊急事態への効率的かつ効果的な対処に資すること等を目的として行う研究をいい、具体的には、緊急事態発生時における諸外国の対応要領を踏まえた研究等が挙げられる。 ○　これらの事項が漏えいした場合、テロリズム等緊急事態に対処する治安機関の能力、態勢又は関心事項が明らかになることから、テロ組織等が治安機関の手の内を踏まえた効果的な攻撃を実施することが可能となり、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。
	ロ　公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報	○　「公共の安全と秩序の維持に関し収集した情報」には、治安機関が収集した情報、内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち公共の安全と秩序の維持に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、公共の安全と秩序の維持に資することから治安機関と共有されるに至ったものが含まれる。 ○　具体的には、国内外の組織によるテロ活動、我が国に対する外国情報機関等の諜報活動等に関する内部情報、外国政府等からの提供情報等が挙げられる。 ○　これらの事項が漏えいした場合、保全強化等の対抗措置が講じられ、また、情報の提供国等の信頼関係を損なうために、

第３号（公共の安全と秩序の維持に関する事項）		じ後必要な情報を入手することが困難となること等から、テロ活動等の特定有害活動を抑止するために適時に適切な対応をとることができず、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。
	ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力	○　「情報の収集整理」とは、情報の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいい、具体的には、情報業務の対象、担当部局の組織、具体的な手法・技法等が挙げられる。 ○　「情報の収集整理の能力」としては、具体的には、国内外の組織によるテロ活動等に関する内部情報、画像情報等の情報源、情報入手の頻度等が挙げられる。治安機関の情報の収集整理に関する能力の他に、治安機関に公共の安全と秩序の維持に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。 ○　これらの事項が漏えいした場合の支障については、上記第３号ロと同じ。
	ニ　公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号	○　「公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号」とは、公共の安全と秩序の維持に係る諸活動の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号をいい、具体的には、治安機関がテロ等の緊急事態に対処する際に用いる暗号、治安機関において特定有害活動に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。 ○　「ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」とは、公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号をいい、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を治安機関に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。 ○　これらの事項が漏えいした場合、相手方は、傍受した通信内容を解読し、テロ等の緊急事態に対処する治安機関の活動等の詳細を知ることが可能となること等から、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。

特別秘密の保護に関する法律案（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第号）第六十四条関係）　新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（定義） 第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。 一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。） 二～六　（略） 2～4　（略）	（定義） 第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。 一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関 二～六　（略） 2～4　（略）

日弁連等の指摘事項と本法における対応

日弁連等の指摘事項	本法における対応	備　考
○　特別秘密の概念は曖昧広範 ○　作成・取得した行政機関が指定を行うため、政府の違法行為等が特別秘密として国民の目から恣意的に隠される危険性が非常に高い。	○　防衛秘密と同様に秘密の対象となり得る事項を具体的に限定列挙（別表） ○　防衛秘密の「我が国の防衛上特に秘匿する必要があるもの」に相当する要件をより具体的に規定して指定の要件を精緻化（第３条第１項） ○　情報の保護に係る専門的知見を有する内閣情報官に特別秘密の保護に関する総合調整等の事務を掌理させ、本法の適切かつ統一的な運用を確保（附則第７条） ○　本法の適切な運用の確保のための訓示的規定（第16条）	○　特別秘密も司法審査の対象
○　適性評価制度は、プライバシー等の機微情報を調査するところ、それに見合う効果も期待できず、プライバシーを侵害する可能性が高い。	○　調査事項の明定（第７条第２項） ○　対象者の同意を要件（同条第４項） ○　結果及び理由の通知（同条第６項及び第７項） ○　個人情報の目的外利用・提供の禁止（第11条） ○　不利益取扱いの禁止（第12条） ○　本法の適切な運用の確保のための訓示的規定（第16条）	○　現行制度では、「適格性の確認は、各行政機関において、職員の任用に関して任命権者の権限の範囲内で実施」（秘密取扱者適格性確認制度に関する質問主意書に対する答弁書（平成24年４月10日閣議決定））しており、調査事項は非公開、対象者の同意の取得及び結果の通知は実施せず。
○　取材等により特別秘密を入手しようとする行為も取得行為、漏えいの教唆として処罰され得る。 ○　不明確な特別秘密の漏えいや取得の処罰規定は、とりわけ内部告発者、報道機関等の取材者に萎縮効果を与え、国民の知る権利を著しく損なう。	○　処罰対象とすべき特別秘密の取得行為を具体的に限定列挙（第18条） ○　本法の適切な運用の確保のための訓示的規定（第16条）	○　正当な取材活動は漏えいの教唆として処罰対象とならないことが判例法理として確立

○　日本弁護士連合会「秘密保全法制に反対する決議」（平成24年５月25日）

政府が国会への提出を目指す秘密保全法案は、「特別秘密」という曖昧広範な概念を設定し、それを取り扱う者を管理する適性評価制度を導入すること及び刑罰を強化すること等によってそれを保護しようとするものである。

しかし、同法案を中核とする秘密保全法制が、国民主権、民主主義及び知る権利をはじめとする国民の諸権利に重大かつ深刻な影響を与えることは明らかである。その具体的理由は、以下のとおりである。

まず、秘密保全法制検討のきっかけとなったといわれる尖閣諸島沖漁船衝突映像の流出は、国家秘密の流出というべき事案とは到底いえないものである。また、立法事実とされている他の事案については、発覚直後に原因の解明・分析が行われ、再発防止のための具体的な対策が立てられているため、刑罰強化、適性評価制度等について立法を必要とする理由を欠いているといわざるを得ない。

さらに、「特別秘密」の概念は曖昧広範で、しかも、それを作成・取得した行政機関が「特別秘密」の指定を行うため、特に政府の違法行為、国民への虚偽説明が判明するような情報が「特別秘密」として国民の目から恣意的に隠される危険性が非常に高い。その上、「特別秘密」の概念が不明確であるため、刑罰規定の構成要件も不明確であり、過失、独立教唆、煽動、共謀まで処罰されるのであるから、処罰範囲を想定することは著しく困難であり、罪刑法定主義に反するおそれがある。

一方で、取材及び報道の自由に対する影響も大きく、取材等により「特別秘密」を入手しようとする行為も「特定取得行為」、「漏えい」の教唆として処罰され得る。不明確な「特別秘密」の「漏えい」や取得の処罰規定は、とりわけ内部告発者、報道機関等の取材者に萎縮効果を与え、国民の知る権利を著しく損なう。

また、適性評価制度は、プライバシー等の機微情報を調査するところ、それに見合う効果も期待できず、プライバシーを侵害する可能性が高い。

秘密保全法制は、このように問題を有しており、国民的な議論が必要とされるにもかかわらず、検討過程は録音も議事録もなく、意図的な情報隠しがなされている。その提案過程及び法案検討過程は情報公開を徹底し、当該法制の立法の是非及び内容を誰もが検討し、適宜、的確な意見をいえるようにすべきである。今、我が国において速やかに実現されるべきは、情報公開の一層の推進と情報公開法の早期改正である。秘密保全法制は、あるべき情報公開の流れに反し、我が国の民主主義を著しく後退させるものであることが明らかである。

よって、当連合会は秘密保全法案の国会提出に反対し、ここに決議する。

２０１１年１１月２９日

政府における情報保全に関する検討委員会　委員長
内閣官房長官
藤村　　修　　殿

社団法人日本新聞協会

「秘密保全法制」に対する意見書

政府が検討を進める秘密保全に関する法制の整備に関し、日本新聞協会の意見を表明する。日本新聞協会としては、保全すべき秘密の範囲が恣意的に広がる恐れや、厳罰を恐れた公務員らが報道機関の取材に応じなくなる可能性があり、国民の「知る権利」や取材・報道の自由を阻害しかねない問題点が多い法制の整備には強く反対する。

同法制については、政府における情報保全に関する検討委員会において、本年８月に出された有識者会議の報告書を受け、次期通常国会への提出に向けて法案化作業を進めることが決定された。

まず、報告書では、①国の安全、②外交、③公共の安全および秩序の維持の３分野を対象に、国の存立に関わる重要情報を「特別秘密」に指定し、保全措置の対象とするとしているが、特別秘密の範囲が曖昧で政府・行政機関にとって不都合な情報を恣意的に指定したり、国民に必要な情報まで秘匿したりする手段に使われる恐れがある。そもそも法制化の議論は、「尖閣諸島沖での中国漁船衝突映像」という何ら保全すべき秘密には該当しない事案の流出を奇貨として始まっている。

厳罰化の影響も懸念される。現状、国家公務員法、地方公務員法の守秘義務違反による懲役は１年以下、自衛隊法の防衛秘密の漏えいによる懲役は５年以下だが、特別秘密を故意に漏えいした場合は懲役５年以下か１０年以下の罰則を科すとしている。このような厳罰化は、公務員らの情報公開に対する姿勢を過度に萎縮させはしないか、という疑念が残る。事実、２００５年に個人情報保護法が全面施行された際には、いわゆる「過剰反応」による情報提供の萎縮や、個人情報の保護に名を借りた情報隠しが生じ、社会の存立に不可欠な情報の流通が阻害される事態が起きている。本法制化によっても同様の事態が生じるのではないかと懸念する。

また、特別秘密を漏えいするよう働きかける行為を処罰対象とするとしており、報道機関の取材が漏えいの「教唆」「そそのかし」と判断される可能性も捨てきれない。「正当な取材活動は処罰対象にならない」としているものの、運用次第では通常の取材活動も罪に問われかねない。

以上のように、政府や行政機関の運用次第で、憲法が保障する取材・報道の自由、それに基づく国民の「知る権利」を侵害する恐れのある法制度の整備については、日本新聞協会として反対せざるを得ない。

以　上